

# 博山市史

第四卷 近世Ⅱ —松平藩時代—



# 津山市史

## 第四卷

### 近世Ⅱ

#### —松平藩時代—

津山市史第四卷 近世Ⅱ — 松平藩時代 —

目次

第一章 新領主松平氏

一、入封以前の松平氏

於 義 丸	.....	三
北 国 枢 要 の 地	.....	四
一 伯 公	.....	五
越 後 高 田	.....	六
柳 原 邸	.....	八

二、津山城受取

拾 万 石	.....	一
受 取 交 渉	.....	一
入 城	.....	三
領 地 の 受 取	.....	三

三、津山松平藩の家臣団

家 臣 団 の 形 成	.....	四
家 臣 の 数	.....	七
家 臣 の 俸 給	.....	八
格 式 と 職	.....	二一

四、藩の領域と天領・私領

津山藩の領域	二二三
津山領の変遷	二二八
美作の天領	二二八
美作の私領	三〇〇

五、歴代藩主とその時代

松平宣富	三三二
松平浅五郎	三四四
松平長熙	三四四
松平長孝	三五五
松平康哉	三五六
松平康父	三七七
松平孝孝	三七七
松平育育	三八八
松平慶倫	三九九

第二章 津山城下

一、町人の支配

町の変	四三
町奉行	四五
町奉行	四七
町奉行	四七
町奉行	四九

町年寄	.....	四九
大保頭	.....	五〇
大番所と関貫	.....	五一

二、町役

町人の負担	.....	五三
家役の分割	.....	五四
大溝の浚	.....	五八
御堀掃除	.....	六〇
御公料廻米番	.....	六〇
船頭町御制札掃除	.....	六〇
二季割	.....	六〇
町入用	.....	六四

三、町火消と洪水対策

町火消	.....	六六
城下の火災	.....	六七
本丸炎上	.....	六九
町火消の数	.....	六九
火災の予防	.....	七一
火災の報知	.....	七二
火消道具	.....	七四
龍吐水	.....	七五
洪水対策	.....	七七
洪水対策	.....	七八

### 第三章 松平藩時代の商工業

防 水 体 制 ..... 八一

#### 一、藩 札

銀 札 の 發 行 ..... 八五  
 銀 札 の 場 ..... 八七  
 他 国 銀 札 ..... 八八  
 銀 札 の 役 割 ..... 八九

#### 二、さまざまの商い

町 中 御 仕 置 条 目 ..... 九一  
 株 と 仲 間 ..... 九三  
 米 商 人 ..... 九四  
 米 仲 買 ..... 九四  
 米 相 場 ..... 九四  
 掛 合 問 屋 ..... 九七  
 掛 合 問 屋 ..... 九七  
 は た 商 屋 ..... 九九  
 は た 商 屋 ..... 九九  
 酒 造 ..... 一〇一  
 酒 造 ..... 一〇一  
 酒 屋 間 ..... 一〇二  
 酒 屋 間 ..... 一〇二  
 請 屋 間 ..... 一〇四  
 請 屋 間 ..... 一〇四  
 魚 屋 ..... 一〇五  
 魚 屋 ..... 一〇五

#### 三、職人の世界

仲 間 の 旋 ..... 一〇七  
 仲 間 の 旋 ..... 一〇七  
 「旋」の 反 ..... 一〇八

四、往来する商人たち

髪結	.....	一〇九
鍛冶屋と吹屋	.....	一一一
いろいろな職人	.....	一二二
他国職人	.....	一二三

宿屋と旅籠屋	.....	一二六
全国市場とのつながり	.....	一二七

五、伝馬と橋

人馬問屋	.....	一一九
運賃	.....	一二〇
問屋場の収支	.....	一二二
駄賃馬	.....	一二三
津山城下の橋	.....	一二四
今津屋橋	.....	一二五

六、商品流通と高瀬船

船株稼ぎ	.....	一二六
株の分散	.....	一二八
船稼ぎ他町へ	.....	一三〇
船積商品と運上銀	.....	一三一
津山船と他国船	.....	一三四
船争い	.....	一三六

## 第四章 村と農政

### 一、津山松平藩の農村支配

社会の仕組み	一四一
江戸時代の身分	一四二
村の支配組織	一四六
勘定奉行	一四七
代官と中庄屋	一四七
郡代	一四九
郡代と司法	一五一
大庄屋	一五二

### 二、高倉騒動

高倉騒動の史料	一五四
高倉騒動の発端	一五五
高倉村三郎右衛門	一五六
大庄屋の口上書	一五七
願書と申渡	一五七
首謀者の処分	一五九
騒動の物語るもの	一六一

### 三、山中騒動

騒動の記録	一六二
騒動の前兆	一六四
藩政の危機と改革	一六五



二つの出訴	.....	一六六
藩主の急死	.....	一六六
騒動の発生	.....	一六八
財政改革の挫折	.....	一七〇
騒動の拡大	.....	一七一
藩と農民の対決	.....	一七二
逮捕と処刑	.....	一七五
山中騒動の物語るもの	.....	一七八

#### 四、元文騒動

騒動の発端	.....	一八〇
願書を出す	.....	一八一
勝北の騒動	.....	一八三
津山藩出兵	.....	一八五
騒動の特徴	.....	一八七

#### 五、藩財政窮乏

藩士削減	.....	一八八
俸禄の借上	.....	一九一
銀札再発行	.....	一九三
家臣の困窮	.....	一九四

#### 六、百姓の没落

年貢の強化	.....	一九五
年貢米未納	.....	一九七
労働百姓	.....	一九九

# 第五章 藩政改革

## 一、宝暦の改革

大庄屋欠落	.....	一九九
絶人	.....	二〇一
惣作地主付	.....	二〇三
絶人追放	.....	二〇五
絶人の行方	.....	二〇六
野伏・無宿	.....	二〇七
藩政再建の試み	.....	二二三
佐々木三郎右衛門登場	.....	二二四
新法変格の始まり	.....	二二五
大庄屋罷免	.....	二二八
大庄屋罷免のねらい	.....	二二九
出牢嘆願続出	.....	二三〇
農村対策	.....	二三一
町方の改革	.....	二三二
諸吟味役設置の意味	.....	二三三
座の停止	.....	二三四
改革の挫折	.....	二三七
佐々木登用のねらい	.....	二三八
旧制復帰	.....	二三九
地方復旧	.....	三三〇
町方改革の復旧	.....	三三二

二、藩主康哉の新政

五代藩主康哉	二三四
大村莊助	二三四
飯室莊左衛門	二三五
儒者の改革意見	二三六
大目付の権限拡大	二三八
財政改革意見	二三九
藩主の決意	二四一
江戸藩邸での新政	二四一
国元での新政	二四三
官僚機構の整備	二四三
新しい制度	二四五
訴状箱の設置	二四六
藩財政の再建	二四六
運上銀取立	二四八
新政の行方	二四九
安永の儉約令	二五一

三、天明町方騒動

天明の打ち壊し	二五二
騒動のその後	二五四
騒動の性格	二五六
米価高値	二五六
津留と米小売場	二五八
打ち壊しの気配	二五九

四、新政下の農村

かわる農村	二六一
天明期の農村	二六二
藩の対応	二六四

五、農民身分の強化

寛政の身分法令	二六五
家来と名子	二六七
宝暦期と家来	二六八
家来の義務	二六九
名子請証文	二七〇
名子百姓	二七二
名子の立場	二七三
一〇石以上は本百姓	二七四
無宿者の取り締まり	二七五

六、寛政の石代越訴

石代納	二七八
津山藩の対応	二八〇
天領の組織	二八〇
越訴の計画	二八二
天領一統の直訴	二八四
代官所の動き	二八六
直訴決行	二八八

七、文化期の農民統制

郡代回村	二八九
郷中締方考書	二九〇
農間商い	二九二
回村実施	二九三
茶碗酒商い差し留め	二九四
勸農所	二九六
勸農所での仕事	二九八

第六章 松平齊民の時代

一、一〇万石復帰

養子縁組	三〇三
五万石の加増	三〇四
新領の受取	三〇五
一〇万石の格式	三〇七
家臣の増加	三〇八

二、天保の領地替え

齊民の不満	三〇九
領地再交換	三一〇

三、新領五万石の統治

新領農村の支配	三二三
年貢の増徴	三二四

新領の在町	三二六
商業統制令と久世	三二七
川湊	三二九
在町の反発	三三〇

四、文政非人騒動

騒動の背景	三三一
騒動は東部から	三三三
発頭人の気持	三三四
村民の行動	三三六
柳吉騒動の特徴	三三七
勝北から津山へ	三三八
津山領の騒動	三三九
武士による鎮圧	三三一
山中の騒動	三三二
藩の対応	三三四
騒動の性格	三三五
騒動の収拾	三三六

五、町端在分の商業

林田村と太田村	三三八
大商い禁止	三三九
お上を恐れぬ商人	三四一
取り締まり強化	三四四

第七章 津山松平藩の絵師たち

一、御用絵師の系譜

狩野派	三三九
森藩時代の絵師	三五〇
狩野洞学	三五〇
狩野如林	三五一
狩野如水	三五三
絵師の仕事	三五五
楯形葱齋	三五六

二、広瀬臺山の画業

文人画	三五八
臺山の出自	三五九
大坂での修行	三六〇
五岳との出会い	三六一
臺山の出府	三六一
画業への専心	三六四
臺山の身辺と交友	三六五
臺山の帰郷	三六八
飯塚竹齋	三七一

第四卷の史料と参考文献

.....

三三三

第四卷年表

第四卷表一覽

第四卷図版一覽



# 第一章 新領主松平氏

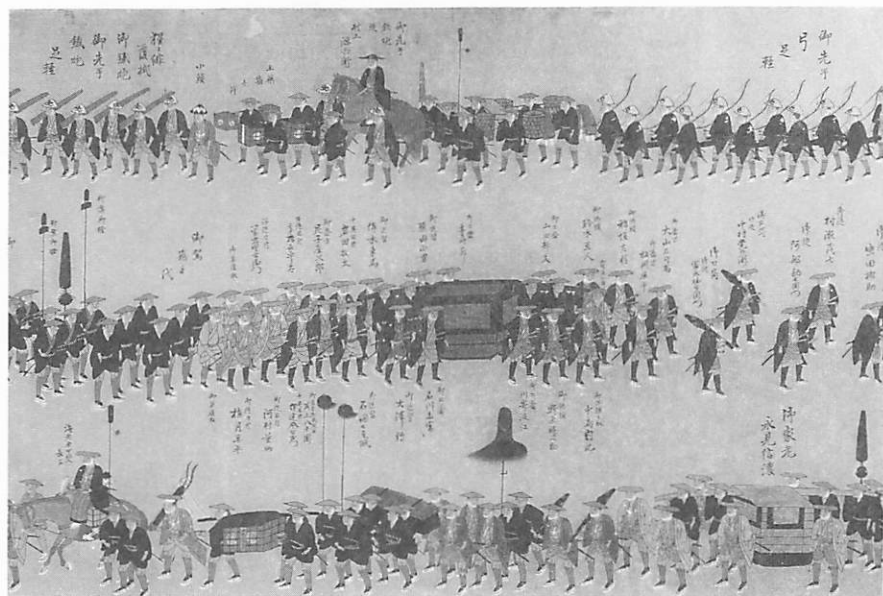


図2 藩主松平斉孝 国入り行列の図 (津山郷土博物館所蔵)

# 第一章 新領主松平氏

## 一、入封以前の松平氏

### 於 義 丸

津山松平氏は結城秀康を祖とする。天正一二年（一五八四）長久手の戦いの

後、豊臣秀吉は徳川家康と和を結ぶに際し、「徳川殿御曹子のうち一人を申受けて子となし、一家の好をむすば、天下の大慶此上あるべからず。」（『徳川実紀』以下「実紀」と略す。）と申し入れた。家康は二男「於義丸」（当時一歳）を送った。秀吉は於義丸を元服させて三河守羽柴秀康と名乗らせ、天正一八年（一五九〇）には下総国（現茨城県）の結城晴朝の養子とした。慶長五年（一六〇〇）、秀康は関が原の戦いの後、越前国北の庄（現

福井市）を与えられ七五万石（越前一国六八万石余。若狭・現福井県・信濃・現長野県の内約七万石）の領主となった。翌年、柴田勝家滅亡の後荒廃していた旧城の南の愛宕山に隣接して築城した。同一二年（一六〇七）に没している。三四歳であった。

秀康は、天正二年、遠江国（現静岡県）宇布見村の郷士、中村源左衛門宅に生まれたという。（『徳川諸家系譜』以下「徳川系譜」と略す。）幼名於義丸。母は水見氏の出で於万の方。「灌翰譜」では、「家の女房」とする。家康はこの二男を認めたがらず、「表向ニテハ、公（秀康）ヲ御子トモ爲サレザリシ。」（『徳川系譜』）という。この母子の世話を命ぜられた本多作左衛門重次は浜松城中の私宅に引き取って養育し、於義丸の兄信康の計らいで

父と対面、漸く家康の二男としての歩みが始めるのである。三歳であった。信康は部下に命じて於義丸の相印（合標）戦場で敵味方を区別する標識・氏族徒党の標識と持槍の鞆を作らせた。「本多重次カ忠勲ヲ長ク



図3 福井城跡 (福井市大手町)

忘れ玉ハ又爲」との理由で、本多の「本」を分けて「大」の字を相印とし、「十」字の槍の鞆を作り信康から於義丸に与えた、という伝えがある。（『徳川系譜』）津山松平藩の相印「大」はここに由来すると考えられる。

秀康には六人の男子があった。長男は忠直（長吉丸）、二男忠昌（虎之助）、三男直政（国松丸）、四男吉松丸（早世）、五男直基（五郎八・結城家を継ぐ）、六男直良（長満丸）。吉松丸を除く、忠昌・直政・直基・直良の四家は、その後、津山松平藩と長くかわりを持続することになる。（『越前家譜略』以下「家譜」と略す。『津山温知会誌』）

#### 北国枢要の地

秀康の長子長吉丸は文禄四年（一五九四）大坂で生まれている。慶長一〇年（一六〇五）元服し、將軍秀忠の一字を与えられて忠直という。同一二年、秀康が北の庄で没し一三歳で遺領七五万石を与えられた。

秀康の死に際し、母の家を嗣いだ永見右衛門と越前大野（現福井県大野市）の城を預かる土屋左馬助が殉死した。秀康の死が江戸に伝わると、幕府は直ちに殉死を禁じ、違背の者には「子孫でも絶さるべし」（『実紀』）と命じている。これについて『実紀』では、「一旦の死はや

すく、後嗣を守立て忠節を尽すはかたし。北の庄は北国  
 枢要の地にして、国家鎮護の第一なれば、黄門（秀康）  
 への忠義をつくさむと思ふものは、一命を全して、後  
 命をまつべし。」と記している。個人的主従間の忠誠を  
 否定し、「後嗣を守立て」て主家への忠誠を要求してい  
 るのである。徳川新政府の中で越前松平家が果すべき役  
 割は、北国枢要の地を守ることであり、それが国家鎮護  
 の第一であるとするのである。全国支配をほぼ達成した  
 幕府は、徳川新政府の地方官としての役割を大名家に負  
 わせ、このために殉死を禁じて大名家強化をはかったと  
 いえる。この大名家に課された役割を越前松平家が果せ  
 るかどうか、若年忠直に負わされた課題であった。  
 秀康は人物・勇士を集めて厚遇したので、「諸家を退  
 身せし勇士等、山のごとく越府にあつまれり。」「黄門う  
 せられし後は、この勇士各勇名にほこり、威権をあら  
 そい、國中すべて静ならず。大御所（家康）かねて、か、  
 るべしと、しるしめしければ、もし此者（勇士ら）大坂  
 に内通せば、ゆ、しき乱を引出す事もあらんか。」（『実  
 紀』）と心配される有様であった。幕府は北国の拠点と  
 しての北の庄を預かる越前家の前途に、一抹の不安を見

たといえる。幼年の忠直は秀康を主と求めて集った、気  
 性の激しい戦国武士達を統御する立場に立たされたので  
 ある。

慶長一四年（一六〇九）、忠直が一五歳の時、幕府は  
 將軍秀忠の四女勝子との婚姻を決め、同一六年、勝子は  
 北の庄に下つて忠直の妻となつた。秀康なきあとの越前  
 家への補強策であり、幕府の介入の現れでもあつた。そ  
 してこの年、重臣を二派に分けての家臣の対立が表面化  
 する。家老久世但馬守の領民が町奉行岡部自休の領民を  
 殺害したことから始まるこの対立は、藩内の武力抗争に  
 拡大し、翌年、両者とも幕府に出訴して、家康・秀忠の  
 決裁によつて鎮まつた。いわゆる越前騒動である。幕府  
 は、家老本多伊豆守富正に越前藩の国務の沙汰を命じ、  
 また、本多丹下成重を付家老として越前藩へ送り込んだ。  
 世に両本多と称されて、藩政は二人によつて掌握される  
 ことになる。

## 一 伯公

慶長二〇年（一六一五）、大坂夏の陣で、  
 忠直の越前勢は真田幸村を討ち取り、  
 大坂城一番乗りの功を立てて勇名をはせた。この時が忠  
 直の最も華やかな時期である。元和七年（一六二二）、

忠直は、病と称して参勤しなかった。関が原まできて北の庄へ帰っている。翌年も同様で、このころから忠直の異常な行動が始まる。「越前宰相忠直卿は強暴のふるまひ超過し、酒と色とにふけり、あけてもくれても近習小姓を手討にし、(中略)天下、今は弓を袋にし、劍を箱に納め、世は泰平なれど、越前国にはや、もすれば兵革おこるべきかと、人皆安き心もなし。」(『実紀』)という有様となった。暴君忠直となるのである。忠直がこのような行動をとるに至った理由は明らかでない。新井白石は『藩翰譜』で、大坂の陣の功に対する恩賞の低いことに対する不満をその理由としている。

元和九年二月一〇日、忠直は藩主の地位を辞し、豊後国萩原(現大分市)に蟄居させられるのである。三月三日に北の庄を発し、途中、敦賀(現福井県)で父秀康の法会を行い、自らは剃髪して一伯と号した。五月二日、『藩翰譜』では(二二日)豊後に着き、府内(現大分市)の城主竹中采女正重次(のち日根野吉明)に預けられた。忠直は当地で料田五、〇〇〇石を支給されている。寛永三年(一六二六)には、萩原からなほ三里(約一二キロメートル)をへだてた津森に移された。『藩翰譜』には、

その理由を「猶人近し」と述べているだけである。萩原・津森に流された忠直に対し、幕府は、常時二人の目付をつけて監視のもとに置いた。越前からの従者は女性に限られ、越前藩との音信は厳重に禁止されている。(『実紀』・『徳川家譜』) 配所での忠直は平静温顔で、慶安三年(一六五〇)に五六歳で死去した。その生活振りは、人が変わったように平穩であったという。

忠直は配所で於婦里殿との間に、男子二人と女子一人をもうけた。(同前書) 忠直の死後、光長は三子を越後高田(現新潟県上越市)に迎え、永見の家断やすべからず、として永見姓を与え家臣とした。(『藩翰譜』) 兄は永見市正長頼、弟は永見大藏長良という。女子は、後に家老小栗美作守正矩に嫁した。後の越後騒動にかかわる人々である。

越後高田 忠直配流後、元和九年(一六二三)、忠直の長子仙千代(後、光長)は、家

督相続を許され。祖父秀康以来の遺領七五万石の領知を認められた。九歳である。父忠直が参勤を放棄した時、幕府は仙千代を江戸へ呼び寄せ、以後、秀忠のもとで養育していた。忠直の配流が決定し、遺領の相続が許可さ



図4 高田城跡 (上越市本城町高田公園)

れると仙千代は北の庄へ下るのであるが、この年、幕府は仙千代を母勝子と共に再び江戸へ呼び戻した。翌寛永元年、「仙千代幼少、越前は北陸要枢の地」(『徳川系譜』)という理由で、叔父忠昌(忠直の弟、越後高田城主)と

交替させられ、越後高田に移された。石高二万九、〇〇〇石である。後に一伯公の豊後での五、〇〇〇石が加えられ二六万四、〇〇〇石となった。(『徳川系譜』) 北の庄は、忠昌(五〇万石)に与えられた。この時、直政に大野五万石(現福井県大野市)、直基に勝山三万石(現福井県勝山市)、直良に木本二万石(現福井県大野市)を分割、その余の越前八万石と若狭・信濃の内六万石は幕領とされた。(『徳川系譜』) この年、北の庄は福井と改められている。(『実紀』)

寛永六年(一六二九)、仙千代は元服して越後守光長と称した。寛永十一年(一六三四)、光長は二〇歳で初めて高田に入り、藩主としての歩みを始める。光長の高田における治世は、寛永元年(一六二四)から、延宝九年(一六八一)まで、五七年間である。

しかし、「公(光長)幼冲(幼少)ヲ以テ国ヲ承ケ、政柄臣下ニ帰シ、」と『徳川系譜』は述べている。藩政の実権は有力家臣に掌握され、光長は「性、仁愛余リ有リテ剛断足ラス。」(同書)と見えるように、統制・決断に欠けた。実権を握ったのは筆頭家老小栗美作守正矩である。小栗美作は前藩主忠直の豊後での娘「於勘」を妻

に迎えている。寛文五年（一六六五）の高田大地震で壊滅した高田城下の復興に当たるなどの手腕を發揮したが、反対する有力家臣もあって、藩内は対立を深めた。特に知行制度を地方知行制（家臣への給付を土地で与える制度）から、俸禄制（藩庫から米を給する制度）に切り替えたことが、一層反対派の反感を増し、対立は藩主の嫡子綱賢が病死して決定的となった。（『高田市史』）

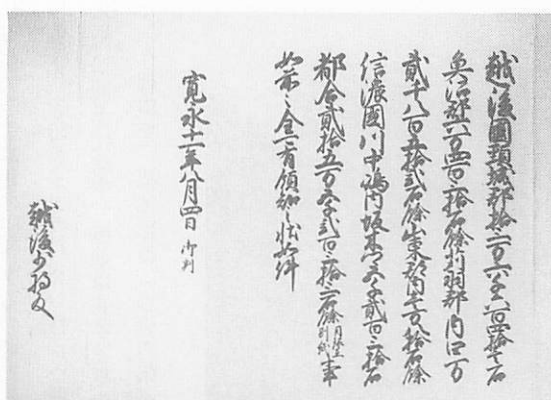


図5 寛永11年「領知目録」(写)  
(津山郷土博物館所蔵)

綱賢の後は  
忠直の子永  
見市正の遺  
子万徳丸が  
養子となっ  
て後をつぎ  
元服して綱  
国という。  
一方、忠直  
の子、市正  
の弟永見大  
藏を支持す  
る萩田主馬

らは、自らを「お爲方」と称し、綱国を擁する小栗美作一派を「逆意方」と非難して争い、藩内は混乱を極めた。よって決着をみた。光長は領地を没収され、伊予国（現愛媛県）松山へ流罪、松平隠岐守定直に預けられた（合力米年間一万余石を支給）。また綱国は備後国（広島県）福山城主水野美作守勝種に預けられている（合力米三〇〇〇俵）。天和元年（一六八一）のことである。（『高田市史』、『徳川系譜』、『実紀』）

### 柳原 邸

光長が「家中騒動 仕候段、不調法」  
（『江戸日記』）として「領地召上」を

宣告されたのは天和元年（一六八一）六月二六日である。七月朔日には江戸をたち松山に向っている。貞享四年（一六八七）一〇月二四日、江戸の留守居役が赦免の奉書を受け取るまで、およそ六か年半の抑留生活であった。この間の生活は松山へ随行した渥美権左衛門の日記（津山藩文書）に詳しいが、ここでは割愛する。赦免の年一二月一五日、光長の一行は江戸に着き、本多中務大輔上が屋敷・元誓願寺前西屋敷に入った。この屋敷を「柳原邸」と通称する。一二月二七日、備後福山の綱国も赦

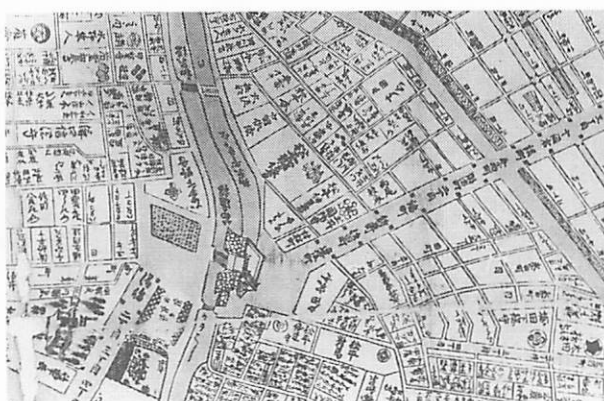


図6 柳原邸「江戸鑑細見」(津山郷土博物館所蔵)

建を目指すことはできなかった。光長はこの時七二歳の高齡であった。綱国は一〇歳で預けられ、幕閣にいささかの地盤・人脈も作りだす暇はなかったに違いない。光長は、すでに継嗣と定めていた三河守綱国を後継者とせず、新しく養子を迎えた。津山松平藩初代、松平矩栄である。矩栄は忠直の弟直基の子直矩(当時は、陸奥白河

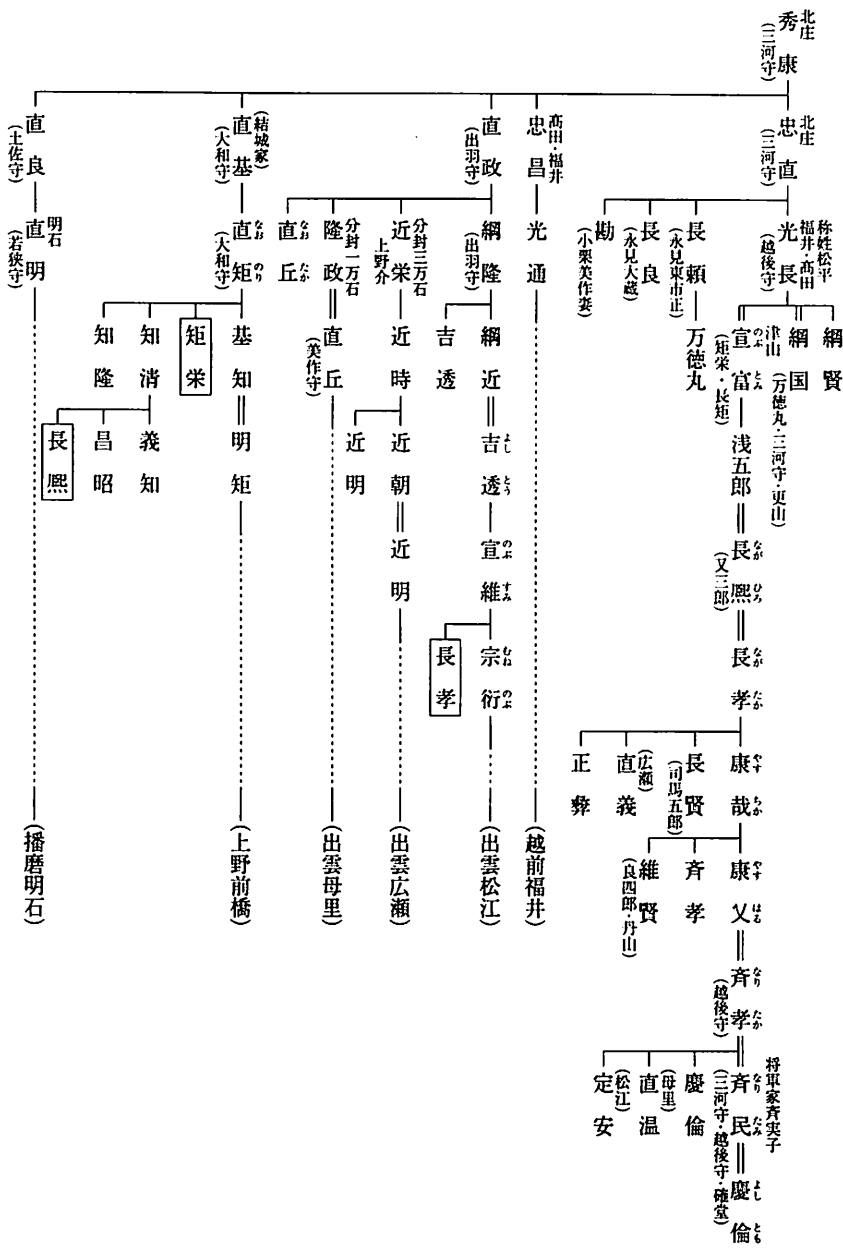
され、翌年二月には柳原邸に帰着した。光長には合力米三万俵(約九、〇〇〇石)を与えられて再出発の基礎ができた。しかし、光長も綱国も直ちに藩の再

福島県Ⅱの藩主)の第三子である。元禄六年(一六九三)二月一四日「兼て御相談相極、御養子御願書、今朝差し出さる、二月一八日、「今朝御願の通、首尾好仰出され候。」(『江戸日記』)というように、この相談がかなり以前から行われていて、二月一八日、幕府から許可されたことがわかる。矩栄は当時一四歳、幼名を源之助と呼んだ。綱国が嗣がず、矩栄を養子としたことの原因や、その間の事情を語る資料はない。『藩翰譜』で新井白石は、綱国が「病多きにより」と書いている。元禄一〇年四月二二日、光長は隠居を願い出て、五月六日許可され、同日長矩(元禄七年、矩栄は長矩、また宣富と改名)が封を継いだ。一八歳である。光長は、宝永四年(一七〇七)十一月一七日、九三歳の高齡をもって江戸で逝った。

綱国は、元禄一一年、長矩が津山藩一〇万石を与えられた年の十一月一五日、津山に着き宮川邸に居を構えた。宝永五年(一七〇八)八月、剃髪して「更山」と号した。享保二〇年(一七三五)三月、津山で没している。七四歳であった。(『津山城下町』・『江戸日記』・『国元日記』)



図7 越前松平氏略系図



『徳川系譜』、『松平家御系譜』、『温知会誌』所収、『徳川加除封録』による。

二、津山城受取

拾万石

元禄一一年（一六九八）一月一四日の「江戸日記」に、「今朝、辰の上刻御登城、御座の間に於て御目見、御直に上意、作州津山城御預け、拾万石下置かるの旨……」の記事がある。松平長矩が出頭命令により江戸城へ登城したところ、將軍網吉から直接津山城および美作国の内一〇万石の領地を預ける、ということが伝えられたのである。改易以来一八年目である。

津山城は、森氏が城を明け渡し（元禄一〇年一〇月一日）て以来、松平氏が城と領地を受け取る翌年五月二五日まで七か月余、津山城在番安芸・広島城主浅野綱長に預けられ、家老浅野伊織高長が在城した。在番とその家臣は、城郭と城下の番所、在方番所（美作各地に置かれた番所）の管理に当たった。城下の町政・美作全域の農村の庶政は三名の幕府代官が担当した。これら津山城在番と代官の行政を監察する役職が目付であつて、幕臣赤木平左衛門・仁賀保孫九郎の二名が、この任に当たつ

た。（『津山市史』三卷）従来、改易となつた藩の居城・封土の受け取りは、戦国以来の城攻めの風を残し、江戸時代もこのころまでは、改易された藩では多少とも藩士たちが幕府への反抗の動きを見せて動揺があつた。今回の津山城の場合は、「明け渡し」でなく、幕府からの「受け取り」であつたから、形式的な手続きだけで終わるのであるが、それでも軍勢入城の形は踏んでいる。

新藩主松平氏は、城地授与の決定とともに直ちに受け取りの準備に入つた。半月後の二月二日の「江戸日記」によれば、この日まず、津山への使者として安井喜多右衛門を任命している。彼は二月一九日津山へ到着。その夜には幕府目付と代官に面会している。二月二五日には、江戸で津山町奉行・使者・郡代・勘定奉行・代官・勤者等の役職に任命された者が誓紙を提出している。（『江戸日記』、『津山町奉行』）以下、「作州津山御城請取前後覚書」によつて、具体的な受取手続を見よう。

受取交渉

元禄一一年（一六九八）四月七日、津山へ到着した一番立（第一陣）の顔ぶれは、受取準備の主役を勤めた藤本十兵衛と町奉行らの一行で、到着の翌日から精力的な活動にはいつた。最初

の仕事は続いて参着する藩士たちの宿舎割である。「段々参着候諸士町宅宿割」とあるので、宿舎は町人の家が充当されたことがわかる。このことは、新しい支配者が町人に対して、真接指示命令する最初の政治行為であった。宿舎割は一八日に完了した。四月九日、目付から、代官衆の所へ絶えず参上して「町方御用 窺之御書物」などを書写し、「口伝等之儀入念御聞合」をするように指示があった。一日には、「御城請取様伺書」を両目付へ提出し、受け取りについての包括的な指示を求めている。四月二一日には、代官から「郷帳」（一〇万石分の各村の租税台帳）の写し取りを許可され、二五日には、津山城下の町方帳・目録などが松平側へ移管された。五月一日には、切支丹改の係二名が代官と交渉している。城の受取手続は、「儀式」であって、その手順は詳細に打合せがなされた。まず、城郭の引渡しは五月二五日に行うよう、幕府からの指示があった。当日は城の諸門・本丸・二の丸・三の丸の主要施設の受け渡しが予定され、その他の諸施設は二二日・二三日の間に松平側に引き渡された。

一、取揚鉄砲一九三挺の封印を松平のものに切り換

える。

二、内山下（城郭内）の侍屋敷の受取。

三、外山下屋敷の受取。これは二二日中に侍屋敷三四

〇軒・中小性・徒・足軽屋敷七四五軒の受取を終

わった。

四、城付の弓鉄砲・玉薬（弾薬）、具足、長柄（槍）

の格納されている櫓の封印を松平のものに切り

換えた。

五、諸門・諸櫓の鍵の受取。

六、煙硝蔵、玉櫓、二の丸口、池上、桜御門の五か

所は二一日に受け取る。

等である。同じ二一日、城内の見分（検分）が、松平側家老はじめ二六人によって行われ、本丸毬の間で目付二人から「城引渡之次第」という文書が在番方と請取方へそれぞれ渡された。この文書に、軍隊入場、施設接取の手順が定められている。その後、家老・用人・大目付・町奉行・勘定奉行までが、天守閣の検分を許されて、初めて城下を見おろす機会に恵まれたのである。

入 城

五月二四日九ツ（午前零時ごろ）を過ぎると、松平側は全員南馬場へ集結し、

本丸方・二・三の丸方にわかれて、それぞれへ、入城の作法の伝達が行われた。本丸を受け取る松平勢は、宮川橋（大橋）西詰から木知ヶ原町（堺町）の間に集結、行列総奉行安井喜多右衛門を先頭に、京橋門から入城する手筈である。二・三の丸受取の侍たちは、宮川橋東詰から北口門までに集結。総奉行は、藤本十兵衛であった。

明六ツ半過（午前七時過ぎ）本丸受取の軍勢が入城を始め、諸門・諸番所を通過することに、その場所を守る在番広島藩の手勢と順次交代していく仕組である。「御番所入替候節、請取人之假名（名前）紙に書き、懐中致し、在番方へ相渡」こととし、在番も受取方に対し、同じことを行うことに決まっていた。先頭には「御旗」、続いて武具、その次に家老大熊六左衛門が続いた。本丸の接收が終ると、本丸在番方広島藩の責任者今中某が、幕府目付兩人へ、「御本丸残らず相渡し候。」と報告し、安井は「残らず請取、相済み候。」と受取完了を報告する。北口門から入城する二・三の丸受取の場合も、手順は同様で、その完了を在番方、請取方双方が目付へ報告し、

目付は、在番方責任者広島藩家老浅野伊織ら五人を前に呼んで、受け渡しが無事完了したことの承認と挨拶を行った。七か月にわたる津山城在番（城預り役）の仕事が、ここですべて終わった。続いて「暇」を与えられて直ちに退去、その足で安芸へ出発している。松平方家老・用人は玄関まで送り出して、城受取の儀式は終るのである。

領地の受取

「請取」のもう

一つの重要な儀式は「領地」の受取である。浅野伊織以下の在番方が退去した後、本丸稔の間正面に、両目付と幕府代官三名が着座し、松平側は、家老、用人がこれに対座する。代官竹村惣左衛門から、「高書目録」一通が、家老大熊に、大熊からは代官へ「郷帳請取」が提出され、

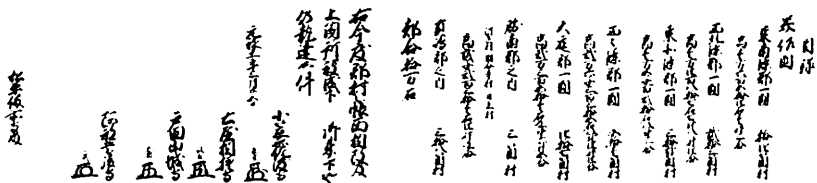


図8 元禄11年「領地目録」十万石（津山郷土博物館所蔵）

ついで目付からは、城付武具の帳面が大熊に渡されている。この「高書目録」「郷帳請取」の内容は明らかでない。また「高書目録」に対して、何故「郷帳」(各村の年貢等貢祖の台帳)の受取を出したか、についても、その理由はわからない。「高書目録」は、新領地一〇万石に相應する各村の石高と村名を記した目録と考えられる。(図8参照)ともあれ、領地の受け渡し、行政の現地担当者である代官と、藩代表である家老との間で、城受取に続いて、行われているのである。郷帳の内容は、先に述べたとおり、すでに詳細に写し取っているのであるから、「高書」ないし、「郷帳」の授受は形式的なものといえる。しかし、この形式を踏まなければ、領土の受け渡しが完了しないことも確かである。

この受け渡しが終わって、目付・代官は退出し、家老・城代・用人らは城の鉄門(くわんもん)まで見送った。この見送りも約束された行為の一つであった。

松平家では、四ツ半(午前一〇時ごろ)城地受取無事完了を報告するため、二人の家臣を江戸へ発たせさせた。兩幕府目付は船で津山を去り、和氣(わき)へ向かった。代官は陸路退出したので、津山領境まで家臣に見送らせ、領外退

出を見届けさせている。これらのことはすべて事前に打ち合せた行事であった。城内では津山在番の「小屋」を受け取り、目付・在番・代官などの関係施設を城内、領地内から一切撤去し、津山城・城下町・一〇万石の村々は、ようやく松平家の支配に移されたのである。五月二六日、快晴のもと、家中残らず登城して祝宴を行っている。城地受取完了を報ずる使者が江戸柳原邸に着いたのは、五月晦日(なごか)、晚九ツ時(午前零時前)であった。

### 三、津山松平藩の家臣団

#### 家臣団の形成

津山城受取がすんで三月めの元禄一一年(一六九八)九月六日、江戸柳原屋敷は類焼し、光長の居宅や新築した網国の居宅も残らず焼失した。このため、同月二七日、新しく鍛冶橋(かじばし)の内に屋敷を与えられた。また、別邸の下付を願って、一月二九日、深川に下屋敷を与えられている。このようにして、松山流罪後柳原屋敷に住んだ松平氏は、大名への道を歩み始めるのである。一度改易となった藩が再興するとき、家臣がどのようにして集められるかは興味あるこ

とである。しかし、当時の記録はあまり残されていない。文化六年（一八〇九）津山城の火災による記録の焼失と、おそらく、文書保管の制度が整っていないことが原因と思われる。

津山松平藩の家臣団は、おおむね、次の三段階を経て順次整備されていった。

① 高田松平氏の国除以後、光長、綱国が許されて帰府する迄の六か年半の間随行した旧家臣を中心に、この間、江戸・京都で松山・福山との連絡係（御用達）を勤めた者、および、後継源之助（のち宣富）の補佐役（傳役）として津山藩に来て家臣となった者がある。

延宝九年（一六八一、九月天和と改元）六月、松山・福山へ随行した従者の数は、松山へ六六人、福山へ二五人であった。許されて江戸へ帰った者の数は確定し難いが、ほぼ四〇人を数えることができる。（『渥美日記』「御当雜記」以上津山藩文書。「笑之歌草書」「柳原分限帳」以上『津山温知会誌』所収）貞享四年（一六八七）一二月末、江戸に帰着した光長は、直ちに家臣の整備に取りかかった。翌年二月一九日、「予州松山江御供仕候者共、数年旧功別て御満足思し召され、御合力之内、段々

下され、役儀等仰せ付けらる。」（『江戸日記』）とあって、江戸柳原で三万俵を給された光長は、随行した家臣に、それぞれ扶持を与えたとともに、小性組支配・大目付格・中興支配・御歩行支配・勘定奉行格等の役職に任命し、藩の組織を整え始める。また家臣の子息も小姓として召し出し、家臣数の増加を図っている。大名の家臣には、古参・新参など、召し抱えられた年代の古さを基準にした区分があるが、津山松平藩では、この人々の家を特に「譜代」と格付けしている。

② 貞享四年に江戸帰着以後、元禄十一年（一六九八）美作国一〇万石拝領以前に召し出された家臣である。

貞享五年（一六八八、九月元禄と改元）、二月一八日、「今度、侍分召抱えられ候に付、御一門様方御家中に由緒これある者を御望み思し召さる。則ち、御五人様江御連名の手紙をもって、侍共御抱え下さるべき由、仰せ出さる。」（『江戸日記』）という記事がある。「御一門様御家中」とは、光長の父、忠直の弟たち五人の大名を指していて、この大名の家臣の中から、旧高田松平藩に何らかのゆかりのある者をわけてもらいたいと依頼しているのである。由緒とは、当時の光長の家臣の縁戚である

とか、旧高田藩士で、「御一門様」に身を寄せている者を指しているのであろうか。津山藩文書にある「柳原分限帳」には、表1のように、二十九名の家臣の名が見える。「御一門様」は、津山松平藩略系図<sup>11</sup> 10頁<sup>12</sup>参照

御一門様からの分譲のほかに、松山で召し抱えられて、江戸帰府の際随行して家臣となった者も数名いる。

このほか、「軽き者」として、御歩行・

小算役・小役人・坊主・足軽・中間<sup>ちゆうげん</sup>などの下級家臣は、

(表1) 家臣を分譲した一門大名

藩名	藩主	分譲家臣数
出雲松江	出羽守綱近	六人
出雲広瀬	上野守近栄	五人
出雲母里	美作守直丘	四人
陸奥白河	大和守直矩	九人
播磨明石	若狭守直明	五人

【国元日記】による。

(表2) 柳原時代家中内訳

職	人員	計	
家老・諸組頭等	38	135	
小性組	11		
中奥組	13		
大番組	9		
小算組	6		
小次祐筆	3		
小歩徒人行	22		
側坊主	11		
並坊主	11		
下役附	8		224
作事方	3		
足軽	79		
中廻	110		
共廻	24		
合計	359	359	

「柳原時代分限帳」による。

佐久間・渥美の二人の用人の了<sup>りゆう</sup>簡<sup>かん</sup>で採用する<sup>よう</sup>に通り<sup>と</sup>達<sup>たつ</sup>されてい<sup>い</sup>る。合力米三万俵を与え

られて以後、一〇万石を与えられるまでの従者の数は、足軽・中間を含めて三五九人を数えるが、(表2参照) 役職の数も少く、武士集団としての形態を整えてはいない。この人々の家は、後に美作で一〇万石を与えられ、多くの家臣が召し抱えられるようになると、「古参」と格付けられた。

③ 津山城と美作一〇万石を拝領して、相応の家臣数を整え、家臣団の組織も整えられる。この人々を「新参」と呼んでいる。

家臣の数

津山松平藩には家臣が何人いたか、という問いに対して、その答えは簡単ではない。どこまでを武士身分とするかが、決め難いのである。当時の戸籍簿である「宗門人別改帳」には、武士とその部下およびその家族・使用人は記載されない。武家法が適用されている範囲を家臣とするともいえる。

中間ちゆうけんのような農民からの臨時の奉行人は武士ではないが、町方・村方の支配下にならないので、武家法が適用され、町人・百姓の中に入らない。藩主から禄米ろくまいを与えられて生活している人々、というとき、分限帳には陪臣ばいしん(家臣の部下)が含まれていない。

表3は宝永五年(一七〇八)と享保十一年(一七二六)の分限帳から、松平藩「家中」と呼ばれる人々(津山藩主と主従関係を結んでいる武士たち)の数を表示したものである。津山藩士の間では小従人組こじゆうじん以上を士分と見ていたという伝えがある。城内で給仕のような仕事に携わった「坊主」(職名)は還俗げんそくすると士分になっているのでこの表3では坊主までを士分とみた。長局ながつぼ・足軽・寺社・町大年寄・大庄屋などは除いて、家老以下坊主までの数は、一〇万石時代は兩年とも六三〇名位であ

(表3) 津山藩家中の人数

俸給の形 / 年代	宝永5年	享保11年
高持(石取)	107	96
俵取	185	176
俵・扶持取	0	3
扶持取	112	79
両・扶持取	220	266
石・扶持取	1	1
その他	2	7
計	627	628

「津山藩分限帳」による。

ることがわかる。柳原時代の家臣は、坊主以上一三五名(表2)であるから、ほぼ五〇〇名近く増加している。

松山・福山へ随行し、帰着して引き続き藩の中樞となつた者が約四〇名であるから、江戸帰着後、津山拝領までに召し抱えた者は、およそ一〇〇名で、津山松平藩の家臣はおおむね津山拝領後、宝永五年までに召し抱えられたものといえよう。

武士を含めた津山領内の総人口がわかる資料がある。明治二年(一八六九)には、一〇万二、八〇〇人の人口があった。(表4) この表でもどこまでを武士として扱うかに問題がのこり、家臣あるいは武士の人数を求め難いのである。ただ、卒族(もと足軽)の「召使並びに長



(表4) 津山領内人口 明治2年11月

藩主・家族	5人
同召仕	9人
士族	1,636人
同召仕並びに長屋住	803人
卒族	640人
同召仕並びに長屋住	81人
卒部	2,315人
小夫	403人
社家	84人
僧	202人
社寺下男並びに長屋住	250人
市中	8,111人
郷中	88,261人
計	102,800人

「屋住」までの数は、三、一七四人(三パーセント)であった。九七パーセントの庶民が、わずか三パーセントの武士を支えているという状態は全国的傾向で、津山藩も例外でないことがわかる。

### 家臣の俸給

津山松平藩では、その当初から俸禄制をとっている。表5をみると「石取」

と表示したように年間高何石と石高で表示された者、「俵取」と表示したように年間の俸禄が俵数で示された者、以下何俵何人扶持、何両何人扶持など、渡し方に六

津山郷土館報15集「津山松平領の人口」による。

種類あることが知られる。勘定方役人の手控に次の記載がある。(「津山藩文書」)

明和八卯正月

小従人組 田淵 嘉平治

元四拾五俵  
願二付給扶持直

八石四人扶持 此米式拾四俵八升 給米

同式拾壹俵壹斗五升 四人扶持

メ 四拾五俵式斗三升

小従人組田淵嘉平治はもと「四拾五俵取」であったが、願いによって「給扶持」に直した。それは八石四人扶持にあたるとして、その計算の基礎を示している。津山蔵米は一俵が三斗三升入りであった。

したがって、給米八石は二四俵でなお八升不足する。そのため八升を加えている。扶持米四人分を支給される時、四人扶持という。同「手控」は、明和八年(一七七二)を三五四日とし、四人扶持を二一俵一斗五升と計算した。津山藩でも、一人扶持は一日五合が支給の基礎となっている。扶持米は日割り計算で、「手控」は年間の大の月(三〇日)、小の月(二九日)を数年にわたって克明に記録している。この年の三五四日も毎月の日数を計算したものである。一人扶持は一か年の日数によって

(表5) 宝永5年津山藩の俵禄構成と人数

石取	人数	俵取	人数	両:扶持取	人数
1050	2	150		15:10	
1003	1	120		15:5	
1000	3	100	50	15:4	
750	1	85	6	10:10	
500	3	80	2	10:4	19
450	3	70	114	10:3	4
370	1	65		8:4	
350	2	60	3	8:3	25
330		50	6	7:5	
300	2	46	3	7:3	49
260		45	1	6:3	56
250	4	35		5:3	26
240	2	計	185	5:2	1
220	1			4:3	31
210	4	俵・扶持取	人数	4:2	8
200	11	30:5		3:3	1
190	1	20:10		計	220
180	1	計			
160	7				
150	2	扶持取	人数	その他	人数
140	5	35		15:10	1
130	12	30	6	不詳	2
120	2	25	1	計	3
110	1	20	13		
100	8	16	1		
90		15	7		
85	5	10	79		
80	1	5	5		
70	7	3			
60	6	計	112		
50	8				
46	1				
計	107				

註1. 家老より坊主までを集計した。足軽・町医・寺社・町大年寄・大庄屋長局・厄介は除いた。

宝永5年「津山藩分限帳」による。岡山県史近世Ⅲより再掲。

異なり、一定したものでない。  
前記田淵氏が四五俵取から、二斗三升多い八石四人扶持に格付けされた理由は明らかでない。小従人組という身分や本人の来歴によって決められたものであろう。  
なお、米三斗三升入りの俵は実際にはもつと多かつた。

津山森藩が改易の時、幕府代官に提出した「覚」(「作陽地方旧記」所収)によると、森藩の年貢米は一俵三斗三升到、一俵につき一升の「口米」(付加税)を加え実容量は三斗四升である。これを一俵三斗三升入りと呼んだ。  
三俵一石の実容量は一石二升である。津山藩の「納方

取斗<sup>とりはらい</sup>覚書」には、森藩改易後の一か年は代官支配で、この一年は年貢米一俵三斗三升入りを本石（実質年貢）とし、本石一斗に口米五合、一俵を三斗四升五合入りとした。松平藩はこれを受け継いだと書いている。三俵一石の実質は一石三升五合である。その後口米の取り方には変更があったようである。後に述べる「寛政の石代越<sup>ちぢ</sup>訴<sup>そ</sup>」での幕府の下知状（裁決書）には次のような記述がある。

「津山藩領商米<sup>あきなひまい</sup>は壹俵三斗三升入りに壹升余米これあり候由、三俵壹石と唱へ市中売買取引致候由、実は一石二升これあり。然る処、領主取納米は三斗三升入に二升余これあり候由、右払い米は三俵にて実は一石五升これあり。」（「石代御願一件郷用記録」）

この時津山藩年貢米は、一俵三斗五升入りであった。要するに口米は地域と時代によって一定でなかったこと、一俵の容量に多少の差があっても、公的には一俵三斗三升として計算され、売買の時商人は津山藩年貢米は一俵三斗五升と意識して多少他より高値で取り引きしたのである。田測氏の場合も内実は問わず一俵三斗三升・三俵一石だった。

田測氏の八石四人扶持は、実際に支給される米の量を示しているとみられるが、高一、〇〇〇石の家老は、実質一、〇〇〇石（俵数にして三、〇三〇俵余）を支給されていた訳ではない。嘉永のころ（一八四八―五三）の御家中現米調（前掲手控）では、「高一、〇〇〇石、当年物成<sup>あひなひ</sup>二つ成<sup>なり</sup>」とあって、高の二〇パーセント、六〇六俵二升が支給の基礎となっている。これから、引米が引き去られて、最終的には、五四〇俵三斗が実支給量となっている。高一、〇〇〇石というとき、幕府の当初は、その石高の土地を与えられたことを示していて、（地方知行<sup>じかちち</sup>）、その高にかかる年貢（これを物成<sup>あひなひ</sup>という）が家臣の収入となる、という考え方が基本である。俸禄制になって、領内の年貢徴収を一括して藩が行うようになり、藩が農民に対し五〇パーセントの年貢をかけた時は、「五つ成」といった。本来なら、この年貢五〇パーセント分は、そのまま、家臣に渡る筈<sup>はず</sup>であるが、この嘉永の例では、藩は家臣に対し、「二つ成」しか渡していないのである。藩財政困窮の中で、度々の減額（借上<sup>かりあげ</sup>）の結果であろう。津山松平藩が当初定めた正常な支給率がどの位であったかは、明らかでない。宝永五年（一七〇八）、

俸禄削減を、「本高に直す」と称して、譜代の家臣の俸禄支給率を「四ツ免」に戻したことが記されている。

〔「国元日記」第三章三の俸禄削減の項参照〕 譜代家臣（石取り）の物成支給率は、平常の場合、四〇パーセントであったかも知れない。

### 格式と職

津山藩で「士格」とは、小従人組以上の武士をさした。大役人以下の格式

は「士」分以下と考えられていた。「懐旧隨筆」で、旧藩士平井真澄は、江戸時代末期の有様を大要次のように述べている。「平士（古参以下）の家に於ては、大番頭を極官」とすること。小従人組の者は、その力量によっては大番頭までは拔擢されること。相続の場合も、譜代・古参御取立の家筋では、当主が生涯無役で終わっても、その子は小性組・中奥組・大番組より下にはさがらぬこと。新参の俸は、小従人組まで下げられること。このようにみえてくると、一応小従人組が士格の最下であることがわかる。足輕は、五五年勤めて御歩行格に召し出されることは拔群のこととされ、また、小従人組以上の者に路上で逢った時は、下駄を脱いで下坐する、という作法があったという。「延享四年御定書追加」には、次の

項がある。

御家老・御年寄之家来並書役共、其出所、中間・

町人たるにおいて、小役人以下たりとも、養子縁組一切相叶まじく候。（「岡山県史」二五）

藩の最上位の家老に仕える家来（陪臣）の出所が中間・町人の出であるなら、格式最下位にあたる小役人以下でも彼らを養子とすることは一切禁止する、というのである。武家の間でも、家筋や格式のきまりによって、相続の扱い方が異り、身分の差別は、はっきりと法によって定められていたことがわかる。

表6は享保二年（一七二六）一〇万石時代の分限帳を整理したものである。一見してわかるように、「家老」以下「組付」までは、軍隊組織の各部署の呼び名が江戸時代にそれぞれ格式として固定したものとみられる。「家老」「年寄」「頭分」「番外」「組付」「大役人」「歩行」「坊主」までが格式の分類である。

「家老」は、戦争になれば侍大将として総軍の指揮にあたるはずであり、組付と一括呼ばれる。「小性組」以下は、兵士の主力であったものである。享保の、この分限帳の時代では、戦争の気配は失われ、平時の領土統治、

(表6) 格式・役職表 (享保11年分限帳10万石時代による)

格式			人数	役職	格式			人数	役職
家老	家老	老老	5	城代	組付(以上士格)	小従人	38	大坂蔵奉行・御茶道・小勘者・座敷奉行・料理人・次祐筆・台所目付	
	年中	寄人	9	添城代					
頭	奏者	大番頭	6		大役人	40	小勘者・次祐筆・帳付料理人・御櫛上・大工棟梁・大納戸・紙納戸坊主頭・絵師・火之番十分一役・荒物方・勘定方・勝手方		
		小性頭	2						
		大目付	11						
分	中奥頭	小従人頭	2	御旗奉行・留守居・町奉行・持筒頭・持弓頭御先手・長柄奉行	小役人	127	御蔵渡方・大坂蔵役・鉄砲張・台師・金具師矢師・細工方・紙漉・帳付・皿村煙硝蔵番・御庭方・中間頭・小桁船改・薪奉行・御馬爪髪役・御金番・膳方・賄方・春屋・塩噌干物方・荒物方・酒方・掃除奉行・椀方・進物方作事方・作事目付・台所目付・座敷番・勘定方		
		小歩行頭	3						
		物頭	19						
外	寄合番	使番	29	御蔵奉行・勘定奉行・大坂留守居・寺社取次	歩行	36	歩行目付・平歩行		
		番外頭分	15	御船奉行・切支丹奉行大番組頭・中奥組頭・小従人組頭					
付	組	小性組	33	小納戸・膳番・刀番 平小性(26人)	坊主	33	御前坊主・家老坊主・小納戸坊主・総坊主		
			中奥組	79				中奥目付・祐筆・御蔵目付・医師・御匙 中奥組3組(49人)	
		大番組	110	代官・町代官・寺社取次・徒(歩行)組頭・次祐筆・小勘者・台所見習・蔵目付・御乗馬・馬医・馬別当 大番組5組(84人)	計	628			
			足輕・中間	御手廻り(江戸)	199	草履取・長刀持・大道具物・傘持・中間小頭 中間部屋頭・中間			
御国方	139	足輕・葺の者・杖突中間・御蔵方中間(秤目) 太鼓打中間	足輕・中間計	338					

藩士の統制・渉外など事務官の役割が増加し、役職も増加した。格式そのものが本来「職」を示すが、格式に合致する職に人材がない場合は、例えば「物頭」の格式を有する者が「大目付」に任じられる時は「大目付格」、つまり物頭であるが、大目付に準ずる格式に上げられて、大目付の仕事に当たるのである。一見して「番外」までは、それぞれの長の立場であり、「組付」はその手勢、大役人・小役人は事務員・職人、坊主は給仕である。足軽・中間は人夫である。

このようにして、家筋に応じた職が定められ、それが格式として固定した。新しく生まれた職は、それぞれの格式に位置づけられて、高い格式に位置づけられた職につくことが、立身出世と受け取られたことがわかる。

#### 四、藩の領域と天領・私領

津山藩の領域  
森忠政が慶長八年（一六〇三）に入国した時の美作一國の石高は一八万六、

五〇〇石であった。九五年後、元禄一一年（一六九八）、松平宣富が入封した時には、美作全域の石高は二五万九、

三二七石余になっていた。（『作州記』）この石高は、慶長九年の森検地による打ち出し、二代藩主森長継の時に行った「地押」（耕地の格付けの不均衡を是正し、同時に検地を行った。）および新田開発等により増加したものである。松平宣富はこの内から一〇万石を拝領した。残りの一五万九、三二七石余は天領とされた。その後、五万石に減知され、また一〇万石に復活するのであるが、津山領以外は天領・私領入り乱れ、また、大坂城代等の加給地となったので領主の交代も多かった。このことが、行政面でも経済面でも不安定な状況をもたらしている。

津山松平藩が入封してから享保一二年（一七二六）、五万石に減知されるまでは、一〇万石の領域は動いていない。享保二年（一七二七）開板の『美作鑿鏡』によって津山領をみると、おおよその輪郭がわかる。その内、津山領だけを表7に示した。美作全域の地図を念頭におき表を参照しながら、藩域をたどってみたい。なお、当時美作国は一二郡にわけられていた。この点については『津山市史』第三卷第五章に詳しい。

津山城下には武家町・町人町ともに、土地に対する課税はないので、石高には入れられていない。したがって、

(表7) 享保2年津山領村名一覽

『美作鬢鏡』による。

		西々条				西北条				東北条				東南条		郡名		
上河内中	下見	奥津	河内	中谷下	瀬戸	河本	二宮	岩屋	藤屋	上田昌平田	小田中	東黒木	桑原	檜井	下横野	東一宮	高野本郷西	林田
同東谷	法界寺	同川西	黒木	富仲間	小座	原庄	院	越畑	寺和田	同北	山北	青柳	小淵	同青山	上横野	同本郷北	同丹後山下	河崎
三崎川原	赤野	長藤	箱	楠	下森原	真加部	神戸	同鉄山	同	同南	同社	同室尾	塔中	同行	同奥大谷	野村	志戸部	野介代
大庭	西原	下才原	西屋	大	上森原	宗枝	吉原	信	年	同東	上河原	知和	小中原	吉見	下高倉	勝部上	同太田	高野山西
平松	原	上才原	杉	富西谷	馬場	寺本	島	百谷	谷	下田ノ邑	小原	河井	中原	同八代	草加部	同	同	同山東
目木	古見山方	女原	同東谷	同東谷	塚谷	竹田	川	百谷井	同	同沖	西一宮	山	百々	安	部	下	同	同
同	同原方	井坂	土生	同	入	円宗寺	原	同寺谷	同	同湯谷	同	下倉	宇野	同下原	上高倉	沼	同	同
台金屋	野川	養野	久田下原	山城	山	和田	下原	真経	沢	東田	東田	阿波	戸賀	下津川	大笹西	紫保井	押入上	同
多田	下河内	四口野	同長外路	同	中谷上	貞永寺	薪森原	大町	市	市場	西田	物見	才谷	公郷上	同東	大田	同	同
鍋屋	上河内西谷	羽出	同上原	同	同上	土居	高山	同宗重	香々美中	上田昌見内	同上	西黒木	同	同	原	榎山	高野本郷	

表7に掲げた村々は、すべて郡代支配下の地域であるが、津山城下町が藩域の中心であることは言をまたない。

津山城下町を中心にして、南部をみると、加茂川の南側に、元勝南郡の河辺井口・河辺・国分寺（日上を含む）

があり、井口天神原から、国分寺に至る丘陵地は、津山城下への入口を固める防壁でもあった。

吉井川南・西部は元久米南条郡であるが、下流は八出・小桁・金屋まで、西は現在の平福・中島までであつ

勝南	久米南条	真島	大庭
河	古城	安田	湯下
辺	西	安井	和
同	同	小	次
井	金	種	島
口	屋	同	久世
国	八	桑	山
分	出	瀬	方
寺	横	粟	山
	山	谷	久世
	大	同	三
	谷	大	坂
	井	杉	榎村
	ノ	藤	西谷
	口	森	同
	北	黒	東
	一	坑	谷
	方	小	同
	暮	童	神
	田	谷	上
	中	下	余
	島	見	野
		東	下
		茅	同
		部	上
			真
			加
			子
			上

て、津山駅の南側をさえぎる丘陵の北側の地域にあたる。平福・中島の南側は嵯峨山が皿川と吉井川に接して、街道を扼する地形になっている。津山藩領は、吉井川・加茂川の南側には極めて少く、一〇万石の主要部分は、この両河川の北側にあつた。

吉井川北岸をまず東側から見ると、さきの河辺村の北、加茂川を遡り、津川川からは、その北岸に沿って、現在の鳥取県境まで、その西側が津山領である。その内、



東南条郡は全村。林田・川崎・押入・高野本郷から野村までと、宮川の東岸、沼から東一宮までの間にはさまれた地域が東南条郡である。その北部の東北条郡は全村津山領。上・下高倉から、吉見、八代、その西、大篠、上・下横野にかけての、現在の津山市北部と、現加茂町、阿波村にわたる地域が東北条郡である。

中部地域は、宮川の西岸、香々美川、吉井川流域である。西北条郡は全村津山領。城下の西に続く小田中と、西北から北へ、西一宮を経て、東・西田辺まで、その西の丘陵地にある、上・下田邑、その西麓の沖、沢田、市場から、香々美新町に至る平坦な地域、および、その北に続く、香々美川流域の村々をたどり、越畑までが、西北条郡にあたる。西々条郡も全域が津山領である。二宮、院庄から、吉井川の両岸を廻り、支流香々美川、羽出川の流域を含め、奥津から上斎原に至る地域と、富の谷である。二宮から広がる吉井川流域と香々美川流域は、東部加茂川流域とともに、津山藩の穀倉地帯であった。

西部地域は、大庭郡全域と、真島郡のおよそ北半分にあたる。大庭郡への入口は現落合町の追分である。ここ

から南へは、河内の谷を通り西原まで、さらに旭川東岸を、法界寺から下見までが大庭郡の南限である。西側は旭川の東岸沿いに北上し、蒜山地域にはいつてもその北岸から北側が大庭郡だった。ただ、高田（現勝山町勝山）だけは真島郡に所属した。旭川本流に沿う地域のほかに、支流目木川の両岸に櫻・余野の村々があり、下和川に沿って現中和村の村々がある。山陰へ抜ける大山道は、久世から三坂村を経て、三坂山を越え釘貫小川を通り、今は湯原湖底になった三世七原を通って真島郡藤森へ出た。真島郡の津山領は、旭川西岸神庭（『美作鬢鏡』Ⅱ表7では神場）から始まる。旭川本流西岸を廻り、今は蒜山地域の旭川南岸の村々と、鉄山川流域、湯原湖にそそぐ幾つかの支流に沿う村々、および、美甘、新庄の地域である。勝山から旭川・新庄川の流域村々および両川にはさまれる地域は山中と呼ばれた。

(表8) 津山松平藩郡別石高変遷表 (単位石)

	元禄11年 (1698)	寛政元年 (1789)	文政元年 (1818)	天保7年 (1836)	天保8年 (1837)
東南条郡	10,654.013	10,654.013	10,654.013	10,769.868	10,769.868
東北条郡	15,120.803	11,180.576	12,471.304	11,209.128	11,435.560
西北条郡	10,487.784	9,187.721	9,187.721	9,393.842	9,393.842
西々条郡	26,335.844	13,238.614	26,488.930	18,650.554	18,897.075
大庭郡	20,351.965	..	20,759.915	..	13,071.377
真嶋郡	11,310.515	..	..	..	..
勝南郡	2,231.049	2,231.049	10,178.000	13,989.139	17,181.906
勝北郡	..	..	4,243.683	4,243.683	4,243.683
久米南条郡	3,508.027	3,508.027	3,508.027	3,544.207	4,009.267
久米北条郡	..	..	2,508.407	2,508.405	6,718.839
吉野郡	..	..	..	2,252.837	2,252.837
英田郡	..	..	..	..	272.191
美作国小計	100,000.000	50,000.000	100,000.000	76,561.663	98,246.445
但馬国気多				8,302.060	
丹後国竹野				11,474.986	
熊野				4,368.352	
小豆嶋					5,891.070
石高合計	100,000.000	50,000.000	100,000.000	100,707.061	104,137.515
新田(内高)			707.045	(707.061)	
新田出高					(806.046)
物成詰込高					(3,331.469)
実高	100,000.000	50,000.000	100,707.045	100,707.061	104,137.515
出典	領知目録	天明9年村々高帳	御領分中郷村高帳	江戸日記	郷村高辻帳

註1. 津山藩の表高は終始10万石であるが、天明7年新田改めによって707石余が高として記帳されるに至った。

2. 天保7年は高替えを行い石高が示されたが受取以前にもう一度高替が行われた。
3. 天保8年の総計は旧領5万石分の新田高806.046石を分離し、新知5万石には詰込高3,331.469石の高が加えられ、実高は10万4,137石余となった。
4. 出典はすべて津山郷土博物館所蔵文書による。

## 津山領の変遷

享保一一年（一七二六）十一月、藩主浅五郎が死去し、津山藩は五万石に削減された。表8は、津山藩の領地の変遷を郡別に、石高で示したものである。五万石の減知によって、削減された地域は、大庭郡・真島郡が全部、西々条郡が半分（吉井川西岸の下原から、中谷・富の谷全部と、上森原・貞永寺・塚谷から北、奥津筋全部）、東北条郡北部（塔中・小中原・宇野から、物見まで）と西北条郡（香々美川上流の寺和田以北）が少々減石された。文化一四年（一八一七）、一〇万石に復帰し、天保七年（一八三六）と、その翌年に領地の一部高替が行われるが、このことについては、第六章で触れる。

## 美作の天領

元禄一〇年（一六九七）森家断絶の後、五か月程は幕府の支配下にあつた。翌年五月、津山松平藩に一〇万石の地を引き渡した後、幕府は英田郡倉敷村（現美作町林野）に代官所を設置して、津山領を除く一五万九、〇〇〇余石を支配した。津山城で「高帳」の受け渡しを行った三人の代官が、ひき続いて倉敷代官となっている。同年九月に、吉野郡古町（現英田郡大原町）と、久米北条郡坪井村（現久米町）に新

しく代官所を置き、美作の天領を三分して統治した。元禄一五年、内藤正森が久米北条郡内で五、〇〇〇石を与えられ坪井下村に役所を置いたので、幕府は坪井代官所を廃し、英田郡土居村（現作東町）に土居代官所を設置した。享保一二年（一七二七）、松平藩が五万石に減知されて美作西部地域の津山領が天領となったことから、久世にも代官所が置かれる。表9は『美作鬘鏡』によって、享保二年前ごろ美作地域がどのように分割されていたかを示した。古町・土居・倉敷各代官所が天領を三分して受け持っていること、管轄地が遠く広範囲にわたっていることがわかる。この外、高田（勝山町）、鹿田（落合町）にも一時期代官所が置かれた。

天領の支配の仕方には、このように幕府が直接代官所を設置して代官を任命・派遣する方法の外に、「預地」（または、あずけ地）といって周辺の大名に行政全般を委任する場合と、美作国外の代官所の管轄下に組み込まれる場合とがあつた。

預り地についてみると、表10のようである。

他国にある代官所で美作地域を管轄したのは、但馬国生野（現兵庫県）・丹後国久美浜（現京都府）・備中倉

(表9) 享保2年 美作国支配一覽

管轄	津山藩領	右%	内藤藩領	鹿田代官所	高田代官所	古町代官所	土居代官所	作州倉敷代官所	(石高合計)
郡	代官名			遠山半十郎	飯塚孫次郎	前島小左衛門	岩出彦兵衛	武井善八郎	
東南条郡	10,654.013	10.7							10,654.013
東北条郡	15,120.803	15.1							15,120.803
西北条郡	10,487.784	10.5							10,487.784
西西条郡	26,335.844	26.3							26,335.844
久米南条郡	3,508.027	3.5		3,415.187			5,618.136	10,235.709	22,777.059
久米北条郡			5,000.	2,504.263			16,643.561	4,657.526	28,805.350
勝北郡						21,627.708	2,109.245	10,375.518	34,112.471
勝南郡	2,231.049	2.2				1,266.171	14,981.624	6,061.200	24,540.044
大庭郡	20,351.965	20.4							20,351.965
英田郡				5,118.100		3,962.948	3,181.244	1,365.832	13,628.124
真島郡	11,310.515	11.3		6,867.209	7,212.116		7,637.758		33,027.598
吉野郡						19,945.094			19,945.094
(合計)	100,000.	100	5,000.	17,904.759	7,212.116	46,801.921	50,171.568	32,695.785	259,786.149
百分比	38.5		1.9	6.9	2.8	18.0	19.3	12.6	100

註. 鹿田(かった)・高田兩代官所の起源は不詳。

『美作鬢鏡』を『郷村記』(津山郷土博物館文書)で補正。

敷・同笠岡の各代官所である。これら代官所支配地・預地は大坂城代や京都所司代に任じられた者の私領になったり代官所がかわる毎に管轄が替ったりして離合集散が激しく、その変化をたどることは困難である。

代官の任期は短く、五、六年が大半である。久世代官早川八郎左衛門のように天明七年(一七八七)から寛政一二年(一八〇〇)まで一三年間も同一地域を管轄とすることはまれであった。例えば西北条郡の内九か村は津山領を離れた享保一一年(一七二六)から明治の版籍奉還まで、四〇余年の間に三〇数人の代官が交代している。

(『岡山県通史』、『美作略史』)

(表10) 美作国内幕領預かり地一覽

幕領預かり藩名	預かつた期間	当初に預かつた地域・石高等
乃井野森藩預地	延享二年(一七四五)七月	英田・吉野・勝南・勝北・久米北条・久米南条六郡の内 三万四六五〇石余。
当初藩主森長記	↓寛政六年(一七九四)	
鳥取池田藩預地	延享二年一〇月	吉野・勝北・東北条・西々条・西北条・大庭六郡の内 七万三〇〇〇石余。
当初藩主池田宗恭	↓宝暦五年(一七五五)	
津山松平藩預地	文化九年(一八一二)	西々条・大庭二郡と備中国の阿賀・川上二郡の内 四万七〇〇〇石余。(阿賀・川上二郡内の預かり地は天保一〇年まで)
当初藩主松平長孝	↓明治二年(一八六九)	
竜野脇坂藩預地	寛政六年(一七九四)	乃井野森藩預地(前出)を引き継ぐ。
当初藩主脇坂安薫	↓明治元年(一八六八)	明治元年鶴田藩へ移管。

乃井野森藩は兵庫県三日月町。初代は津山森藩主森長継四男長俊。

『岡山県通史』、『美作略史』による。

美作の私領

津山松平藩以外の大名領について、その地域や、領有期間などを明らかにし

ておくことも基本的なことであるが、史料の制約もあり現在は明瞭でない。『美作略史』によって、概要を知ることができるので、表11に掲げた。元禄一年(一六九八)、津山松平氏の入封以後、廢藩置県によって北条県に引き渡すまでに、一九家の領地の出入りがあった。その間、美作を本拠地とした藩は、津山松平氏、丹羽氏、三浦氏(勝山藩)、そして、幕末に浜田から転居した松

平氏(鶴田藩)の四氏だ  
けである。丹羽氏は、越  
後(新潟県)高柳(一万  
石)の領主で、丹羽薫氏  
が大坂定番に任じられ  
て、遠隔地を理由に美作  
と河内(大阪府)に領地  
を与えられたものであ  
る。二か年余、美作の地  
に封を得て播磨国(兵庫  
県)三草に転じている。

(『徳川加除封録』、『美作略史』) そのほかの大名はそれ  
ぞれ他に城地を持っていて美作はその飛び領であった。  
それでも内藤・土岐・土屋・脇坂・土井の各氏は、一〇  
〇年以上も美作内に領地を持ち、村民とのかかわりも他  
にくらべて深かった。土岐氏は漆や茶の栽培を奨励し、  
茶の生産は現在に及んでいる。土居氏は堀坂村の用水開  
削にかかわっている。しかし、飛び領の多くは、領地の  
不足を美作の天領で補ったり、大坂城代任期中の加給地  
であったりして、その交代毎に天領を分給また収公し

第一章 新領主松平氏

(表11) 美作地域の私領 (元禄11年以降・津山松平藩を除く)

領有大名氏名	居城・居館所在地	美作内 領有高	代官役所所在	領有期間 (西暦)	経過年	備考
徳川綱豊	甲斐 甲府	80,627 <sup>4</sup>	宮尾・吉知ヶ原	元禄15~宝永6 (1702-1709)	7	
内藤政森	上野 安中~三河挙母	5,000	坪井下	元禄15~明治5 (1702-1872)	170	
土岐頼稔	駿河 田中~上野沼田	14,117	英田海内	享保15~明治5 (1730-1872)	142	大坂城代
太田資晴	上野 館林		備中磐部	享保20~元文5 (1735-1740)	5	大坂城代
丹羽薫氏	美作勝南郡 黒土	10,000	黒土	元文5~寛保2 (1740-1742)	2	大坂城番
大久保忠方	相模 小田原	24,349	西川	延享4~文化10(1747-1813)	66	
土屋篤直	常陸 土浦	19,080	下町のち近長	延享4~明治5 (1747-1872)	125	
脇坂安興	播磨 竜野	2,461	真島・中村	延享4~明治5 (1747-1872)	125	
仙石政辰	但馬 出石	3,270	設置せず	延享4~天保7 (1747-1836)	89	
土井利里	下総 古河	10,700	下弓削	宝暦13~明治5 (1763-1872)	109	
久世廣明	下総 関宿	33,000	勝間田	明和7~安永3 (1770-1774)	4	大坂城代
三浦短次	美作 勝山	32,000	勝山	明和元~明治5 (1764-1872)	108	勝山藩
堀田正順	下総 佐倉	48,000	西吉田	天明7~寛政11(1787-1799)	12	大坂城代
松平乗保	美濃 岩村		勝間田	文化4~文化7 (1807-1810)	3	大坂城代
松平信行	出羽 上ノ山	12,567	上打穴里	文化12~文政元(1815-1818)	3	
松平斉厚	石見 濱田	*8,448	里公文・和田北	天保7~明治5 (1836-1872)	36	
〃	美作 桑下	*38,000	桑下・和田南	明治元~明治5 (1868-1872)	4	鶴田藩
松平斉宜	播磨 明石	9,857	下町	天保13~明治5 (1842-1872)	30	
旗本池田長發	備中井原知行所	316	設置せず	弘化3~元治元(1846-1864)	18	

註1. 「美作略史」による。領有大名氏名は領知当初の大名氏名。

2. 美作内領有石高は、正確でない。\*の部分にも異った数字があるが、ほぼ、概要を示す目的で、訂正はしなかった。
3. 領有期間の中で、明治5年は北条県への移管の年である。

た。先の丹羽氏  
がよい例であ  
る。久米南条郡  
三か村を一二  
五年間領有した  
土井氏は、天保  
六年(一八三五)  
から三か年間大  
坂城代になった  
が(久米郡  
誌)、この期間  
支配下一七か村  
を備中倉敷代官  
所に預けてい  
る。このように  
支配者側の移動  
は激しく、美作  
の天領・私領  
共、年貢収納の  
対象となつただ

けで、産業の面でも文化の面でも、武士の側からの庶民育成の側面は少なかった。早川八郎左衛門の遺徳が語り継がれ、他方政治面で百姓一揆が多かったのも、このあたりにその理由がある。

## 五、歴代藩主とその時代

この節では藩主の略歴を追いながら、その藩主の治世年代に起こった主要な事柄を掲げて、全体として津山松平藩時代が概観できるようにしたい。重要な政策や事件は章をわけて述べ、ここでは簡略にとどめた。

### 松平宣富

津山松平藩初代藩主である。(越前松平家四代) 忠直(一伯公)の弟直基

の子、松平大和守直矩(当時白河藩主一五万石)福島県白河市)の三男である。(『実紀』・『家譜』) 延宝八年(一六八〇)一〇月九日、直矩の江戸屋敷で出生。幼名を源之助・矩栄(のりた)といい、元禄六年(一六九三)一二月一八日、光長の養子となった。翌年一二月二三日、長矩と改名している。同一〇年、光長が官を辞して隠居したので家督を継ぎ、同一一年正月一四日、將軍綱吉から美作

国の内一〇万石と津山城を与えられて藩主となった。宝永六年(一七〇九)一一月一三日、將軍家宣の一字を与えられて「宣富(のりた)」と改名している。享保六年(一七二二)二月七日、津山で死去した。享年四二歳。(『徳川系譜』津山泰安寺(たまえじ)に葬られている。

宣富の治世はおよそ三三年間である。津山松平藩の支配体制が整えられたのはこの時代だった。家臣団の組織・職制の整備等ができていくが、城下町の町政・在方(ざかた)(農村)の支配組織もおおよそは前代森藩時代の制度を踏襲した。入封の年、元禄一一年に高倉騒動が起こっている。一年間の幕府領を経験した農民から見れば松平藩の農政は過酷に感じたのである。この騒動以後、松平藩の農政が始まるということができる。

松平藩の財政はその当初から窮迫していた。津山へ入封の年、江戸柳原邸が類焼した。この時、鍛冶橋(かじばし)に居宅を与えられその後長く江戸上屋敷として使われるが、この屋敷も宣富の代に三回類焼している。(宝永二・正徳五・享保二の各年) この類焼による江戸屋敷の建築費と、享保三年(一七二八)の新貨幣の通用強制が藩財政に大きな打撃を与えた。この類焼を理由として、元禄一

三年から二か年、宝永元年から三か年、享保三年寸志上納米など、家臣への借上かりあげ（大名が家臣の俸禄を減額支給する）が、たびたびに及んだ。（『国元日記』）

元禄一六年（一七〇三）八月一三日の『国元日記』に、家老職小須賀帯刀とその子一学が「切腹をも仰付らるべく候へども」渥美権左衛門、伊藤善八郎へ御預おまかせとなった。罪状は、

一、仕置の申し付け方が不順（不純）なので、家中誰一人よく思う者がいない。家老を勤めながら不調法。

二、一昨年（元禄一四）の暮、「我儘わがままなる願」申上、不届、以外の逆意。

三、近年不行跡、放埒はうらち千両。

という三か条である。子息一学に対しても、父への三か条をあげ、「其方儀も万端不実の致し方、上へ対し二心あるように見届け」た、というものである。この件に關係して、親類・寄子よりこ・又者またあ（家来）・入魂じっこんの者など追放・暇いとま三四人、格下げ二人、遠慮三人、隠居一人など關係者五〇人近くが処罰された。小須賀をはじめ、佐久間奎之助もくのすけ、黒田彦四郎など、主謀者は光長松山流罪の随行者とその継嗣たちである。「去々年逆意の願」「上に

対し二心」ありとして家老が処罰されたことは重大事件であるが、この真相を明らかにする資料はない。馬場貞観の『老人傳聞録』には、松平藩には、津山拝領当初、旧領高田への復帰を願う空気があり、帯刀は、大老柳沢吉保に取り入って、実現方を画策し、他方、藩内では権勢を振るい、家中にも殿様方・小須賀方と二つの対立があったことを記している。

城下町町人への対応は概して寛容であったと思われる。入封当初の元禄一三年、銀札発行が許可され、蔵合孫左衛門が札元となった。この銀札発行を町人太布屋忠兵衛が「嘲喚ちやうわん」（あざけり嘆息する）した、という理由で、「三〇〇兩一〇日以内差出し」という罰金を課されている。しかし、太布屋は、翌年両替座を命じられ、宝永五年（一七〇八）には銭相場立を任されている。藩は、先代森氏以来の有力町人を基盤にしなければ、町政が成り立たなかつたのである。（『国元日記』）

正徳六年（一七一六）三月九日、町奉行神谷庄左衛門・石丸仙右衛門が遠慮を命じられた。「町人共方へ振舞等二参候儀、前例とは申しながら、その役筋にもこれなき自分手寄の面々同道、長座、あまつさへ大酒・不慎之仕形しぎよう」



があり、不届きであるとの理由である。

享保五年には、家老で勝手方（財政担当）の渥美図書が兩役召放（解職）、遠慮を申し渡された。図書は、当日昼過ぎ病死の届けがあった。この処分理由は明らかでない。「渥美図書義勤方思召叶わず、役義召放」す、とあるだけである。ただこの件に関し、自分から遠慮を申し出た五人の藩士の中で、三上藤太という人物は「思召これあるにつき御暇」となり、一〇日後、諸役人への通達があつて、「諸役人之面々（中略）支配より一切音物受取これ有まじく候。近頃御仕置之筋も相慎まず、支配所へ相頼、無尽取立て候面々もこれ有」るようだと指摘している。（『国元日記』）音物（賄賂）が横行し、支配地域の庶民から無尽の金を取り立てる者がいるなど、藩士に金銭の面でゆるみが生じているのである。この渥美図書一件は、町人との癒着が、問題化したとみてよいであろう。この件については、「御用捨を以て御吟味仰せ付けられず。」とあつて、事件の全容を解明しなかつた。多数の人物が登場することを配慮したのであろう。（『国元日記』）

松平藩入国の当初から、玉琳・安岡町・屋後（八子）

筋で、他領米取引があり、城下の商人と在郷商人（農民）との直接取引引きが始まっていた。この城下町と在方（農村）の接する地域での取引引きは、この後長く尾をひき、藩は再三にわたり取り締まりを続けている。しかも、断えることのない問題であつた。（『国元日記』）

#### 松平浅五郎

津山松平藩二代。松平宣富の長男である。享保元年（一七二六）九月朔日、

江戸桜田屋敷で生まれる。（『徳川系譜』）享保六年（一七二二）三月二六日、家督を継いだ。（『実紀』・『徳川系譜』）六歳である。同一一年一月一日、江戸屋敷で死去。享年一一歳。（『家譜』）治世六か年に満たず、短命の藩主であつた。

この藩主の時期に、久保新平による財政改革があり、禄高八〇石以上の藩士に対して、半知の借上（俸禄半減）があつた。

#### 松平長照

津山松平藩三代。松平知清（宣富の弟、当時、父直矩の陸奥国白河一五万石から分封、同所で二万石。『徳川加除封録』）の三男。享保

五年（一七二〇）二月二九日、江戸愛宕下の知清の江戸屋敷で生まれた。（『徳川系譜』）幼名を又三郎という。

浅五郎が若年で死去したので、そのあとをうけて養子となり、享保二年一月八日、津山藩を継いだ。名を長熙ながひろという。浅五郎に継嗣がなく改易のところ、由緒ある家柄をもって特に五万石を与えられた。享保二〇年（一七三五）一〇月一三日、江戸で死去。享年一六歳。（『実紀』・『家譜』）津山藩治世一〇年である。

藩主となつて半月が過ぎ、享保二年二月五日、山中騷動さうどうが起ころ。翌年から上地五万石の引き渡しが行われ、家臣の削減もしなければならなかった。享保一五年には銀札が再発行される。翌一六年には、藩主の任官・婚礼による出費と、享保一七年（一七三二）の大蝗害ごうがいによる不作で「借上」が実施され（享保一六年・二〇年）藩は一層困窮した。

### 松平長孝

津山松平藩四代。出雲広瀬（現島根県）の藩主松平飛彈守近朝ひだりかみの三男で長孝と称した。（『家譜』）享保一〇年（一七二五）七月晦日、

出雲で生まれる。松江藩主松平宣維のぶみに養われ、享保二〇年（一七三五）一〇月一三日、藩主長熙ながひろが死去し、同日、幕府から養子の許可があった。この日、家督を相続している。遺領五万石の継承を幕府が認めたのは同年一二月

二日である。（『江戸日記』・『実紀』長孝の項、『徳川系譜』には養子許可と家督相続の許可が、ともに一二月二日とされている。ここでは『江戸日記』によった。）宝暦二年（一七六二）閏四月二十九日死去。三八歳である。治世二十七年余。

山中騷動を強圧した藩は、時を同じくして五万石に減封された。前代からの財政窮乏は、一層藩士達を苦しめたようである。元文五年（一七四〇）には、「御家中大・小身共大借に及び、取続き難き者は御蔵奉行に相談し、月々の仕送りのように借米を願ひ出よ。」という指示ができるような状態になっている。（『国元日記』）津山松平藩発足以来次第に深まっていた窮乏が、ここに至りその極に達したといえよう。

実はこの時期、吉野郡下町（現大原町）から始まる元文騷動（非人騷動）が作州東部幕領に拡がり、津山藩は藩内への波及を恐れて出兵した。山中騷動と元文騷動は、中位の百姓が没落する過程で起こったということができ、美作地方の農村が大きく転換する時期であった。一宮村大庄屋と中庄屋が対立し、院庄いんじょう・野介代のけいだいの大庄屋が免職、香々美大庄屋が欠落かけちをしたのも、この時期であ

る。寛保<sup>かんぽう</sup>二年（一七四二）の末、佐々木兵左衛門が勝手総<sup>のらふ</sup>呑込となり財政の建て直しに着手している。この試みは成果をあげ得ず、続いて宝暦の改革が実施される。

元文四年（一七三九）には、玉琳<sup>ぎょりん</sup>で塩・米・木綿・種油<sup>かあきあぶら</sup>等の大商<sup>おほあきあらい</sup>が行われ、内町<sup>うちまち</sup>から訴訟<sup>しゆんじ</sup>が起こされるに至った。この時代の窮乏と改革及び城下周辺の商いについては後に触れる。

### 松平康哉

津山松平藩五代。宝暦二年（一七五二）

四月一九日、江戸鍛冶橋藩邸で生まれた。長孝の二男で幼名を仙千代・光丸<sup>みつまる</sup>といった。宝暦二年五月三日、家督を継ぎ（一〇歳）五万石の相続を許された。（『御年譜』・『松平藩文書』、『実紀』・『徳川系譜』）明和四年（一七六七）四月元服し康致<sup>やすしな</sup>と称したが、天明五年（一七八五）名を康哉<sup>やすか</sup>と改めた。寛政六年（一七九四）八月一九日死去。（『家譜』・『徳川系譜』、『御年譜』）は二六日、『統徳川実紀』は二八日とする。なお『統徳川実紀』は以後『統実紀』と略記）享年四三歳、治世三年余である。

康哉は熊本藩主細川重賢<sup>しげかた</sup>を尊敬し、私淑した。『宇下人言』には、天明四年ころ、松平定信が重賢や康哉と親

交のあったこと、藩経済のことなどを語り合い、よく定信の屋敷へも訪問したこと等の記述がある。定信を中心に松平信道<sup>のぶみち</sup>（丹波<sup>たんば</sup>亀山<sup>かめやま</sup>）現京都府）・本多忠籌<sup>ただちゆう</sup>（陸奥<sup>むつ</sup>泉<sup>いづみ</sup>）現福島県）・木多忠可<sup>ただたか</sup>（播磨<sup>はりま</sup>山崎<sup>やまざき</sup>）現兵庫県）・戸田<sup>うどのり</sup>氏教<sup>しけう</sup>（美濃<sup>みの</sup>大垣<sup>おほがき</sup>）現岐阜県）・津山松平康哉など、当時困窮の諸藩にあつて藩財政再建のための論議が交わされたことが知られる。天明七年松平定信は老中となり、その後、戸田氏教が老中に、本多忠籌が老中格として幕閣に入り定信を支えた。康哉の新政のなかにも、寛政の改革に似た政策が散見される。（『墮涙<sup>だもいろ</sup>口碑<sup>くひ</sup>』）松平藩で藩主自身が藩政にかかわり、その推進力となった藩主はこの康哉と後の斉民<sup>なりたみ</sup>である。康哉は宝暦の改革の後を徐々に旧に復し、明和・安永期（一七六四―八〇）、新政に着手する。

他方、学問を奨励し、大村莊助・飯室武仲・山下勘彌らを仕官させ、期日を定めて藩士に対し講釈をさせている。（『国元日記』）康哉自身も参勤交代の帰途、京都から皆川文蔵<sup>ぶんぞう</sup>（淇園<sup>きえん</sup>）を招いてその意見を聞き、「先生」として敬したことが伝えられている。（『墮涙<sup>だもいろ</sup>口碑<sup>くひ</sup>』）また、京都から植村正助を招き、家禄一〇人扶持を給して、

町人・農民に心学の講釈をさせている。さらに、藩医宇田川道紀の子女隨が江戸藩邸で生まれたのは、宝暦五年（一七五五）である。彼が蘭学に志すのは安永八年（一七七九）、『西説内科撰要』を訳出したのは、康哉末年の寛政四年（一七九二）であった。（『日本洋学編年史』）津山藩に学問の氣風が広がってゆくのは、康哉の時代からである。

農村では、前代以来の困窮は継続し、本百姓が没落流浪する傾向は一層強まった。「農業専一」、「男女他国奉公禁止」、「郷中商<sup>あそび</sup>禁止」など、農村統制の法令が多く出されるのは、この時期である。新政の一環としての農政ということができる。安永八年一〇月、鍛冶場土橋を今津屋前へ架け替えた。今津屋弥十郎が請負人となっている。（『町方諸事以後留』以下「以後留」と略す、『国元日記』）

松平 康<sup>やす</sup>又<sup>また</sup>

津山松平藩主六代。先代康哉の二男。

天明六年（一七八六）九月八日、江戸

鍛冶橋屋敷で生まれた。幼名を徳丸・仙千代という。寛政六年（一七九四）一〇月一三日、八歳で父康哉の遺領五万石を継いだ。このころ名を康<sup>やす</sup>又<sup>また</sup>と称している。文化

二年（一八〇五）七月一九日、弟慎三郎を養子とし、翌日没している。二〇歳であった。治世一一年。（『家譜』・『徳川系譜』）

寛政一〇年（一七九八）、美作の天領で石代基準の改訂に反対して幕府老中に直訴する「石代越訴」があった。農村では、引き続き自分の村に住めなくて流浪する百姓が絶えず、農業を嫌う若者たちも現れてくる。藩は郡代下役を回村させ、農業督励策が始められた。文化元年（一八〇四）には勸農所が設置された。寛政七年安岡町の堤防が決壊したが、土手が竹林のため家屋流失は免れたという事件もある。（『以後留』、『町奉行日記』）

松平 斉<sup>なり</sup>孝

津山松平藩七代。康哉の三男。天明八年（一七八八）正月三日、江戸鍛冶橋

邸に生まれる。幼名は怡丸<sup>よし</sup>・慎三郎。文化二年（一八〇五）、兄康又の養子となり、同年閏八月六日家督を継いだ。初め名を克孝、また康孝と称したが、文政七年（一八二四）將軍家斉の一字を与えられて斉孝<sup>なりか</sup>と改めた。天保二年（一八三一）十一月二日、家督を養子<sup>やしな</sup>齊民に譲り（『続実紀』）、翌年津山に帰っている。津山では、城北迎賓館（衆楽園）に隠居所を作り住んだ。醉笑斎と号

し、また、剃髮して越後入道と称した。天保九年二月三日、津山で没した。五一歳である。治世三一年余。（『徳川系譜』・『統実紀』）

歴代、財政窮乏に苦しんできた津山松平藩も、この時代には明るい事が多かった。文化九年（一八一二）、美作・備中のうちで幕領四万七、〇〇〇石余が津山藩預り地とされた。五か年間の期限付であったが、文化一三年にこれまでどおり、として預り地の支配は継続した。翌一四年に將軍家斉の子、銀之助を養子とするように命を受け、文化一五年（文政元年Ⅱ一八一八）五万石加増されて一〇万石に復帰した。三代長熙以来、九一年目のことである。なお、文化六年正月二〇日、津山城内で火災があり、『統実紀』には「此日、松平越後守克孝居城作州津山焼亡」と記されている。

### 松平 斉民

津山松平藩八代。將軍家斉の一四子。（『徳川諸家系譜』続群書類従刊行会

刊による。同書一の家斉の系図中に一四子と記載され、同書四の越前松平家本支流の系譜は同書一とは底本が異なるが、津山松平家斉民の記載にはやはり一四子とある。林美留編『越前家譜略』・矢吹正己『松平確堂公年譜』



図9 松平斉民像（『岡山県名鑑』）

には一六子とするがその根拠は明示されていない。他に一五子とも一七子ともする説がある。）

文化一一年（一八一四）七月二十九日に生まれた。幼名銀之助。文化一四年一月、鍛冶橋の津山藩邸に移り、文政七年（一八二四）名を斉民と改めた。文政一二年七月二七日、斉孝の娘従と婚姻。翌天保元年（一八三〇）、長男が生まれたが、この日母従は卒している。天保二年、斉孝の弟良四郎維賢の娘と再婚し、この年一月家督を譲られて藩主となった。弘化四年（一八四七）九月一日、斉孝の四男淵之丞（のち慶倫）を養子とした。

（『松平確堂公年譜』、『徳川系譜』では一二月三日）安政二年（一八五五）五月三日、隠居し確堂と号した。翌

年「確堂儀格別之御統柄に付、出格の訳」をもつて、幕府から年々、米壹万俵を生涯与えられることになった。

(『統実紀』)

明治元年(一八六八)、徳川亀之助(家達)の後見人として、動乱期の徳川家を支えた。明治二四年三月二四日、七八歳で没した。治世二六年余。

斉民は、家督を継ぐと、まず領地の交換を幕府に働きかけた。一〇万石復帰後、津山藩領の中で行政上不便な地を美作地域の天領と交換しようとしている。天保八年(一八三七)この幕府への請求は成功し、倉敷(林野)・

久世などの在町と小豆嶋(現香川県小豆島)、勝南・久米北条郡等に新しい領地を得た。(表8参照) 天保一

二年(一八四二)五月、幕府は改革の布令を出していわゆる天保の改革が始まるが、津山藩でもこれより先、三

月一九日、「郷中衣服飯食制度之儀等開」、「今般御改革に付申渡」として、小前百姓から大庄屋までに触書を出している。翌年六月には町方へも触書が出された。農村対策は、やはり村を離れて流浪する百姓への対策であり、天保一四年には督業場を作り、町人の怠惰な者を収容した。(『津山市史第五巻』)

また、この年ペリーが浦賀に来航したが、箕作阮甫、宇田川興斎は、幕府の命で大統領親書の翻訳に携わった。幕府の諮問に応じて斉民は意見書を提出し、開国が時の流れで止め難いことを説いている。(『津山市史第五巻』)

天保一四年、学問所、稽古場・射場を建てて、文武稽古場を開き、他方、小性町に教論場を開設して庶民教育の場とした。津山藩で学校が整備されるのは、次の藩主慶倫の時代、この文武稽古場が拡充されてからのことである。(『津山市史第五巻』) 確堂は、また学問、文雅、書画に通じた教養人であった。

#### 松平慶倫

津山松平藩九代。育孝の四男。文政一

〇年(一八二七)閏六月五日、津山

城に生まれる。幼名温之助・龍次郎・淵之丞・有倫。弘化四年(一八四七)九月一六日、斉民の養子となった。

翌年、三河守となり慶倫と改めた。安政二年(一八五五)五月三日、家督を相続。明治二年(一八六九)版籍を奉

還し、津山藩知事となったが、同四年廢藩置県に際し、藩知事を免官、同年八月一〇日隠居し、同月一二日、津山に没した。四五歳。治世一四年余。(『家譜』・『徳川系譜』)

慶倫の時代は、幕末の動乱時代にあたる。ハリスの着任以来、通商条約の要求に対して津山藩は、前回斉民の時の開国の態度とは異り、むしろ、開国反対の立場をとり、將軍の継嗣決定については、一橋派（おちうばし）に近く、文久二年（一八六二）の慶倫の上書は、攘夷（じやうい）の立場を主張している。津山藩士の京都への働きかけにより、文久三年（一八六三）正月、慶倫に対し、国事周旋の内勅がだされた。慶倫は上京して、將軍上洛を求め、一方、薩長和合を説くような活動をした時期があつた。同年八月一六日の政変以後、津山藩は攘夷派の藩士井汲唯一・藤本十兵衛らを捕らえ、攘夷運動から遠ざかるのである。第一次・第二次の長州征伐にも出兵したが、特に、二次出兵には消極的であつた。この間、元治元年（一八六四）には、小豆嶋で英船船員の島民射殺事件があり、慶応二年（一八六六）には、浅尾騒動（倉敷代官所襲撃事件）が起こる。また、同年津山藩では加茂谷騒動（改政一揆）があり、この騒動は作州全域から小豆嶋にまで波及した。慶応三年、津山藩は軍政の改革を行っている。（『津山市史第五巻』）

慶応四年（九月明治と改元）正月、備前藩周匠（すまい）役所か

ら役人がきて、作州龍野預り所の村々を巡回し、「当年之処、御年貢半減、去歳未納分も其俛（そのま）」という達しを出した。この事から、百姓が動揺し、明治二年（一八六九）まで、鶴田騒動と呼ばれる庄屋征伐の動きが、作州南部幕領（のち鶴田藩）に拡大した。明治二年一月二〇日、版籍奉還によって、藩は解消し、藩主松平慶倫は、津山藩知事に任命される。これは、明治政府の地方官の立場に立つことである。ここで津山松平藩はその歴史を閉じる。

第二章 津山城下

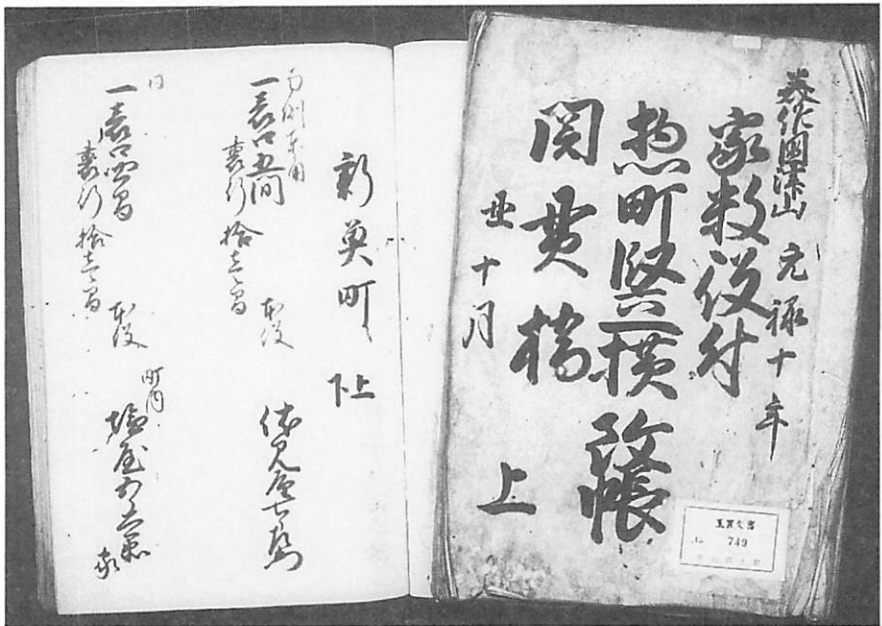


図10 美作国津山 家数役付惣町堅横関貫橋改帳 (津山郷土博物館所蔵)



## 第二章 津山城下

### 一、町人の支配

#### 町の変化

津山城下町は元禄一〇年（一六九七）

の森氏除封を契機として変化してい

く。実質二五万石余の森藩が一〇万石の松平藩になったので、まず家臣の数が減少する。このためこれまでの武家屋敷（藩作事方管轄の屋敷をいう）が畑となり、また町人町に編入された所もある。享保一一年（一七二六）にはさらに五万石の減知となったので一層その地域は広がった。『津山市史』第三卷二章城下の町づくり）しかし、空き家になった武家屋敷が空き家のまま維持されたものもある。武家町の上之町には、東西に貫く道路と

交差する南北の小路が一二条ある。松の木小路・福田屋小路・蘭田小路・札幌小路・大隅小路等と呼ばれるもので、この小路に面した武家屋敷は足輕・中間に割り当てられていた。『林田屋敷請取渡帳』によると、五万石時代にはこの大半が「明屋敷」で作事所預りになっていた。文政元年（一八一八）に一〇万石に復帰した時、再び家臣に割り当てられている。

城下町商人の数は、その城主の石高に相應している傾向がある。本来、城下町商人は領主とその部下・家族たちの消費物資を充足・調達するという役割を負わされているのであって、農村の生産者との自由な取引は許されていない。封土の減少は年貢米の減少、つまり武士の消費の減少であるから、一〇万石になり五万石になれば、

(表12) 津山城下33か町人口変遷表

年号(西暦)	経過年	町方人口	指数	備考	出典
寛文期か		14,349 <sup>人</sup>	86.5	186,500石	作州記
元禄10(1697)		16,445	99.2	森氏改易	町方
同 11(1698)	1	16,579	100.0	松平氏入封10万石	〃
宝永4(1707)	9	11,499	69.4		〃
享保11(1726)	19	9,991	60.3	5万石減知	以
元文3(1738)	12	8,878	53.5		町方
宝暦6(1756)	18	7,940	47.9		町奉行
明和5(1768)	12	7,511	45.3		〃
安永7(1778)	10	7,281	43.9		〃
寛政4(1792)	14	6,775	40.9		〃
文化1(1804)	12	6,600	39.8		〃
同 13(1816)	12	6,861	41.4	文化14年末10万石復帰	〃
天保3(1832)	16	6,833	41.2		〃
同 11(1840)	8	6,404	38.6	天保8年大飢饉	〃
嘉永5(1852)	12	7,418	44.7		〃
元治1(1864)	12	7,881	47.5		〃

当然生活していけない商人が淘汰されるのはやむを得ない事である。この傾向は津山城下でも同様であった。元禄一一年(二六九八)の時点で津山城下三三町の町人人口は最も多く、一万六、五七九人の数字を得る。(町方

経過年は表示した前調査から経過した年数を示す。

指数は元禄11年を100として、各年の増減を示す。

出典欄の内、町方は「町方覚書」、以は「津山町方以後留」、町奉行は「町奉行日記」、他に「津山市史」第1巻・津山郷土館報15集「津山松平領の人口」による。

費の増大などによる藩財政の疲弊が挙げられよう。また、城下における有力商人の支配が固定し、新しい商人の自由な活動が困難となっていたかも知れない。

覚書) 表12では、この年を一〇〇として、各年の町人人口を指数で示した。森藩時代に次第に増加した人口が、一〇万石に減知されて一〇年、宝永四年(二七〇七)には指数六九、約三割が減少した。さらに二〇年後の享保一一年には一万人を割る。この年五万石に減封され、三〇年経過して宝暦六年(一七五六)には七、〇〇〇人台となって漸次減少し、文化元年(一八〇四)には町人人口最大の元禄一一年に対し、指数三九・八となる。実に六割減である。一〇万石に復帰してもなかなか人口は回復していない。人口の減少理由の第一は領地の減少であるが、その上に凶作による年貢の減少、江戸での消

## 町奉行所

津山松平藩の城下町町人に対する行政は、先代森藩の組織をそのまま受け継いでおり、町の支配組織も大筋で変わっていない。町人町の支配を藩の方針に従って行政と司法面にわたって担当するものが町奉行である。

森藩時代には、家禄二〇〇石前後の家臣から二名を選任し、自宅を奉行所として月番交替で勤務した。松平藩になっても同様である。元禄一一年五月末に城や領地の受け取りが完了した。六月に入って領民に対して新しい法律が配布された。『国元日記』に、

「御条目・御法度書、御用場において、頭分面々呼び出し申し渡す、(中略) 在方は勘定奉行・郡代・代官・組頭へ相渡し、町中は両奉行へ相渡し。」  
という記述がある。

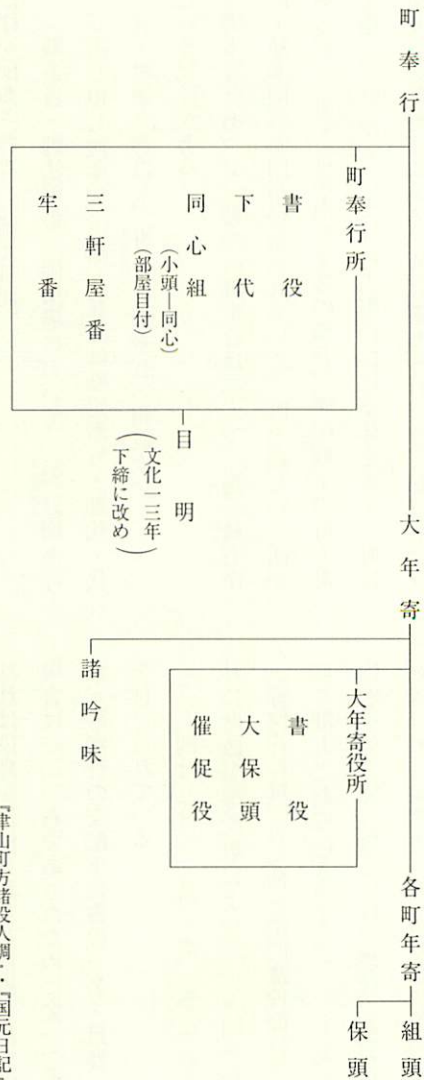
両奉行とあって、最初の町奉行は二人で、馬場縫右衛門・植木園右衛門が任命されている。町・在という語があるが、「町」は津山松平藩の場合、津山城下の町人町を指し、町中といえは町人町の住民全体を指す。町は町奉行の管轄下にある。在は農村を指すが、厳密に言えば郡代の管轄地域をいう。例えば、古林田地域は早くか

ら商業が盛んであったが、城下三三町には入らず河辺大庄屋支配であったから在分である。在中も在の住民全体を指すことは町中と同じである。町方・在方(村方)という言い方は管轄する立場からの担当区分をいう言葉であろうが、特に在中と在方(村方)とは混用されている。町方で起こった事柄は当事者が村方の者であっても、その第一処置は町奉行が行い、この担当区分は厳重に守られた。(津山町奉行)

津山藩では、家禄一九〇石以下のものが奉行に任命されれば役高が付加されると定められている。縫右衛門の場合は一二〇石であったために金一〇両が与えられ、また、町奉行の支配下に書役一名・足軽一三名・中間二名を付けられている。

二人制はしばらく続くが、享保八年(一七二三)五月に財政緊縮政策によって一人制となる。すなわち、「御儉約に付、石丸仙右衛門跡役仰付られず候、向後在人にて町方之義取捌き申すべし。」とあり、町奉行馬場喜内が病氣故障の場合には、郡代二名が代行するよう、御用番下村友衛門から申し渡している。さらに、宝暦四年(一七五四)からは財政難のために郡代や勘定奉行など

図11 津山町方支配組織略図



『津山町方諸役人調』・『国元日記』・『町奉行日記』  
『御家御定書』・『御定書』等による。

の役職と兼任するようになる。

町奉行所の役人組織は、松平藩政初期には前記のように、奉行一名に書記や足軽が付けられており、足軽のうち一名が小頭こがしらであった。後年になると町奉行配下の足軽が同心組どうしんぐみと呼ばれる。その組織は図11の略図のとおりである。

同心組は、治安の維持に当たる。寛政〜文化期（一七八九〜一八一七）の五万石時代には一〇名、一〇万石に

復帰後の文政期（一八一八〜一八二九）に一三名となり、天保期（一八三〇〜一八四三）には一四名に増加している。うち一名が小頭こがしらで下代げだい（下役）を兼ねていたり、時として部屋目付めつけと呼ばれる職もあった。同心の仕事は日常の城下の見回りである。出火・洪水の際には被害状況の調査に出、毎年一宮いちのみやで催される市町へ出役し、徳守・大隅祭では屋台・みこし・みこし太鼓のまわりに二・三人付き添い、松江や勝山の藩主が参勤交替の節に宿泊す

る時は本陣付近の見回りなどもしている。

三軒屋番とは、津山城の東麓にあった三軒の詰所に勤務する足軽階級の番人である。近くに稲荷神社があり、南北に細い路が通っていたために一般の通行が自由で、このために二名の番人が付近の警備をしていた。

## 目 明

奉行所の組織には入らないが、日常、城下の見回りをするものに目明がい

る。城下の町人から三名が選ばれ、内一名が目明頭であった。特定の仕事としては、夜警や城下の宿に宿泊する人数とその料金を定期的に奉行所に報告することである。時には同心とともに囚人の護送にも当たっている。

彼らの手当は、総町入用費から支払われる。目明頭が米三斗、目明が米二斗余りで、その時々々の城下の米値段によつて銀に交換して支払っている。文政五年（一八二二）には、頭が二人扶持、他は一人半扶持となっている。身分は町人身分であるから、町人町内に居住しており、「目明共義、家役之内、町内出人足差免」（『大年寄月番日記』）とあることから、一般の町人の義務である家役のうち、大溝浚や出火・洪水の際の人足役割を免除されていたことがわかる。文化一三年（一八一六）六月

に「下締」という名称に改められる。「目明シと申名目、公辺にて御差支二付」（『町奉行日記』）という理由であった。

## 大 年 寄

町奉行の支配下で、町方の民政を担当する町人を町役人という。津山では、

大年寄・諸吟味役・町年寄・書役・保頭などがある。農村の村役人に対応するものである。このほか、藩の財政にかかわる役を与えられた御用商人がいる。御用達・御蔵元・札元など、また職人を統括する役として、日用頭・町棟梁（町大工棟梁）などがある。

大年寄は、森藩以来の役職で（津山市史第三巻参照）町政全般を統括し、年寄を指揮して町触の伝達・運上銀の取り立て・町人間の紛争の調停・町奉行への報告と指示の伝達・執行など、役職も森藩時代と変わりが無い。森藩以来の蔵合屋（蔵合家孫左衛門）・油屋（斎藤家孫右衛門）・笹屋（佐々木家九郎左衛門）の三家が世襲した。元文二年（一七三七）笹屋に代わり太布屋（玉置家）が大年寄になった。幕末には、斎藤家が大坂屋（菊井家）に代わっている。（『津山町方諸役人調』）

大年寄は松平藩時代には名字帯刀を許され、自宅を役

場として月番交代で町政を受け持っている。藩から扶持米を支給されていたが、年代によって相違があった。表13は資料に見える扶持米高である。大年寄は、松平藩時代には町人であるが行政官であって、原則として商売せず、船積み商品・陸荷商品の運上銀の徴収などの業務を藩から任せられていた。これらは業務というよりは世襲の権利といつてよい。この外、飴座（砂糖売買）営業を斎藤家に、綿実座（綿実売買と綿実油絞り）営業

(表13) 大年寄扶持米支給額の推移

大年寄家 年代	蔵合	油屋	笹屋	備考
元禄期	30人扶持	10人扶持	10人扶持	森長成時代
元禄15(1702)	7人	7人	7人	
宝永5(1708)	200俵	10人	10人	
享保7(1772)	12人	12人	12人	
〃 11(1726)	10人	10人	10人	
文政12(1829)	記載なし	6人	太布屋 6人	元文2年(1737)
天保11(1840)	6人	6人	〃 6人	太布屋に代わる

すべて10万石時代。宝永5年の蔵合200俵は66石、ほぼ34人扶持相当。

「津山藩分限帳」による。（『津山温知会誌』所収）

を玉置家に限って許可されていた。

大年寄が町を三分し、分担支配する時期があった。大年寄斎藤孫右衛門が遊興飲酒にふけり、「御奉公等閑」として藩から再三、意見や忠告を受けたが改まらず、文政五年（一八二二）八月一日、「役儀差放、遠慮」の処分を受けた。跡役は、孫右衛門の子が大年寄見習になっていたもので、そのまま大年寄を引き継いでいる。その翌年五月二日、惣町を三分し、各々「構限り」（分担区域）に引き受けるように命じられている。惣町三分の構え割りは次のようである。

蔵合孫左衛門構

- 二階町 二丁目 三丁目 坪井町 新魚町
- 船頭町 小性町 吹屋町 桶屋町 戸川町
- 新職人町

斎藤孫右衛門構

- 元魚町 宮脇町 西今町 茅町 安岡町
- 上紺屋町 下紺屋町 細工町 鍛冶町
- 美濃職人町 福渡町

玉置広四郎構

- 堺町 河原町 京町 伏見町 材木町 橋本町

林田町 勝間田町 中之町 西新町 東新町

この制度は、実際には担当区域を三分しただけで、月番制もそのまま継続し、町人願書への大年寄の署名も月番大年寄が行っている。藩と町方との間の指示命令や報告等の方法も内容も、以前と変わる事はなかった。三櫛制が廃止されるのは、天保十一年（一八四〇）一〇月一八日で一八年間続いたことになる。この総町三分を行った町奉行は、大村成夫であった。

文政期（一八一八―二九）には、大年寄が遊興飲食にふけり不行跡である。そのため訴訟も筋立たず市中迷惑と、町奉行は指摘している。町政が弛緩した時代といえるが、「だんじり」の文字が『町奉行日記』に最初に見えるのは文政五年（一八二二）というから、（津山市教育委員会編『津山の祭とだんじり』）町人が生活を謳歌した時代ともいえよう。

### 諸吟味役

この役は、宝暦九年（一七五九）五月、宝暦改革の時に新設されたものである。城下町方の行政について、大年寄の評議に参加し意見を述べることがその役目である。最初に諸吟味役に任命されたのは次の四人であった。

林田町嶋屋三右衛門 西今町直屋市良左衛門  
三丁目福永屋藤十郎 二階町材木屋市右衛門

三人は享保一〇年（一七二五）から、材木屋は宝暦元年（一七五二）から藩の御用達を勤めていて当時の最有力商人であった。宝暦の改革が効を奏せず新政策が中断し、諸制度が旧に復する中で、この職だけは後世まで継続した。諸吟味は家役の免除と門松合印を許可された。勤務は大年寄宅で、当初は四人の内二人が、月番で勤めている。寛政四年（一七九二）三人となり、この年から三人扶持が支給された。同六年から八年まで、藩の財政緊縮により空席となるが、その後は幕末まで存続した。（第五章宝暦の改革参照）

### 町年寄

町年寄は、各町から一人ないし三人が町の大小に応じて任命された。元禄一〇年に七五人、享保一〇年に七三人いた。明和四年（一七七七）五万石時代でも六三人であった。町年寄の仕事の内容は多岐にわたる。町奉行所から大年寄を通じて町方に対して出される指示命令は、各町で町年寄が町民に伝達・執行した。その外、町民の身分や人物の保証、関貫番所の差配、町人の入居・他出、人別改など、その

他町民の日常生活にわたるあらゆることにかかわっている。宝暦の改革で一時、一町一人制になったが改革が中断して元の体制に戻った。町年寄は他町の町民が任命されることもあったし、二町兼務の時もあった。(「町方諸事以後留」以下「以後留」と略記する。)

## 大 保 頭

「保頭」は「ほーとー」と発音した。連絡係である。町年寄配下にあつて、

藩からの伝達や指示命令、大年寄の判断による指示や伝達事項を分担区域の町年寄に伝え、また町年寄相互の連絡にも当たった。六人いて、三三か町を次のように分担した。

また、出火の時、その状況を町年寄に報告することも重要な役目であった。こ

(表14) 大保頭の町方分担区域

1.	二階町	下紺屋町	細工町	鍛冶町	
2.	元魚町	美濃職人町	二丁目	新職人町	
3.	三丁目	戸川町	桶屋町	福渡町	上紺屋町
4.	坪井町	宮脇町	西今町	茅町	安岡町
5.	堺町	吹屋町	新魚町	河原町	小性町 船頭町
6.	京町	伏見町	材木町	橋本町	林田町 勝間田町
	中之町	西新町	東新町		

「町奉行日記」による。

のため、大保頭は各町の火消しの人数から除外されている。大保頭の給料は、惣町に賦課される二季割から支給された。

各町にいる保頭は、町年寄の指示で自町の各戸への連絡を行う仕事をした。

この外、文化一三年(一八一六)四月二日、各町に「催促役」が設置された。「以後留」の記述には、寛政二年(一七九〇)頃から町内での博奕(博打)処罰の記事が見え始め、碁・将棋・双六の賭勝負が流行するなどある。文化一三年には「若き男女を相勧め宜しからざる事の手引き致し、得用を取り候者」として合計五七人の商人名を挙げている。同時に「煮売屋」四六軒を挙げて、博奕宿をし、売女鉢の者を置き或いはこの様な不法の場所へ「仕出し持運び」する事を禁じている。藩は「右の趣町方盛衰にも相拘り候儀」として、この風潮を重視した。このような町の気風引き締めのために置かれた役が「催促役」であった。老人・病人でもないのに浮き浮きと暮らす者を見聞したら、すぐに家に立ち入り商売・家業出精を説得する役である。惣町方全体にかかわる催促役を二人置き、その下に各町に「町内家業催促役」を一人宛任命し





図12 津山西大番所図  
(津山郷土博物館所蔵)

ている。町年寄は町内催促役を督励監察し、大年寄・諸吟味役も「諸共に打ち掛かる」体制である。津山にも文化・文政時代の退廃的な風潮が及んでいる事がわかる。

### 大番所と関貫

城下町では町人町の治安の維持のため、番所と関貫が設置されている。津

山城下でも同様だったことは、『津山市史』第三巻に述べてあるところである。番所は津山城下では大番所といひ、津山森藩時代、延宝六年（一六七八）に設置されたこと、宮川大橋西詰と翁橋東詰の二か所にあつて、それぞれ東大番所・西大番所といった等がその概要である。大番所は、城下へ出入する者に対する関門で、軍事

上の役割もあつた。慶応二年（一八六六）の騒動の時に、農民の城下流入を東大番所でくい止めたことがある。大番所の様子は図12に見ることができ、建物の幕の内側には白州を設け、屋根には櫓を載せている。槍と、捕方三ツ具（突棒・袖からみ・さす股）が睨みを利かしている。番所前には、広場が設けられていて、制札場があつた。（『津山市史』第三巻「制札と法度」）出雲街道を東西から、城下にはいる人々は、必ず読むはずのものである。

関貫（木戸）は、元禄一〇年（一六九七）に、森藩町奉行が幕府代官に提出した『美作津山家数役付惣町豎横関貫橋改帳』（以下『惣町改帳』という。）によると、五四か所あつたことがわかる。享保一〇年（一七二五）には、一か所減じて五三か所であり、天明元年（一七八一）には、「肝要の場所ばかり差置き、要用にこれなき番所は相止め」（『町奉行日記』）、新しく田町と椿高下に六か所設置している。また、文化五年（二八〇八）四月、「内町通り筋、当時不要の関貫十一か所、追々破損に及び候に付、残らず取除け、其町に渡置く」（『以後留』）とあるので、特に必要のない場所は、その後も修繕され

ず除去されたのであろう。明治になって撤去された時には、三八か所しか残っていなかった。

関貫には番人（自身番）がつき、管理に当たる。『旧記抜書』によると、宮川と藪田川にはさまれた内町には関貫が一七か所あり、それぞれ、一〜二人の番人がいる。その役割は、おおむね、次の五項目だった。

① 関貫の大扉は、明六ツ時（午前六時ごろ）に開き、暮六ツ時（午後六時ごろ）に閉じる。閉じた後の通行は、馬・駕籠のほかは脇の小門（くぐり戸）を通行させ、九ツ時（午前零時ごろ）には、小門を閉じて、それ以降は通行止となる。

② 不審な者が通りかかれば留めおき、大年寄に通知する。九ツ時から、明六ツ時の間には、入荷物は構わないが出荷物は誰宛という証明書をつけて通すこと。藩士の荷物は、定紋付合印の提灯をともしなければ通し、提灯がなければ通してはならない。

③ 馬・駕籠で通行する者の荷物に不審な物があれば、注意すること。

④ 出火または、盗賊・狼藉者（乱暴者）がいれば、拍子木を打ち鳴らすこと。

⑤ 定法に背き、強いて通行しようとする者があれば、直ちに知らせること。

この法令は、安永一〇年（一七八一・四月天明と改元）に定められたもので、文化二年（一八〇五）の『盗賊

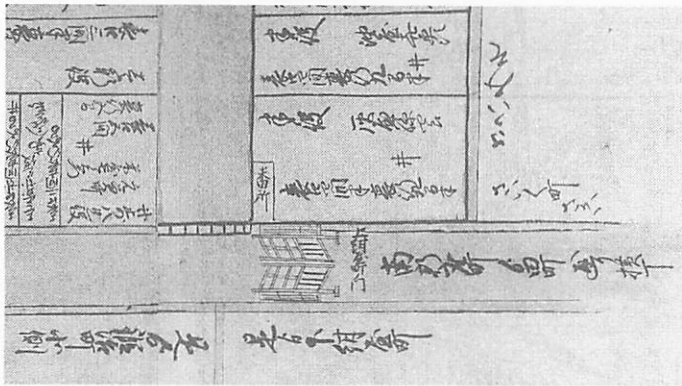


図13 上紺屋町木戸の図（津山郷土博物館所蔵）

縮方并関貫定法』（『御家御定書』）でも、ほぼ同様で、関貫管理の基本的なものがあった。

関貫の番賃と修復料は、安永九年までは各町が銘々に集めている。一年分の総番賃は、三貫七百五拾六匁、分八厘だった。

この年「銘々一町切に番仕り候えば、末々の者は、賃錢差出さず、銘々番に罷出、勝手に相成」として、翌年からは諸吟味役が惣町から集め、修復料もこの内から支払うことになった。また、田町・椿高下に六か所も新設したため、余分の経費がかかるとして苦情も出ている。これは寛政五年（一七九三）二月にはほぼ普請が終り、以後は前記六か所の普請賃を差し引いて取り立てることとしている。（『町奉行日記』）

## 二、町 役

町人の負担 津山城下の町人町の成立については、『津山市史』第三巻に詳しい。津山松

平藩になっても、町の諸制度は前代森藩のやり方が、おおむね継承されていることも先にふれた。町人の負担も同様であるが、森藩時代より資料も多いので、少し実状について述べてみる。津山城下の町人町は、町数四五町、町名三三町といわれる。四五町という時は、一丁目・二丁目のある東新町と西新町、一町が上・下に分けられている中之町・京町・二階町・元魚町・西今町・安岡町・

下紺屋町・戸川町・新魚町・船頭町を、それぞれ二町と数えた場合である。（『町方覚書』玉置文書）この地域に住む町人は、地子（地租）免除であった。ただ、東新町・西新町の一部に「八出分地子屋敷」があつてこの所は地子を払った。（『惣町改帳』）このように、三三か町は地子免除であるが、その代わりに「町役」という負担があつた。森藩の時代、「惣曲輪の土手、一年一度ツ、先規の通、町役ニて苅り申すべく」、「堀の中、一年に一度、先規の通、町役ニて」・「掃除覚」・「森家先代実録」という規定があつて、城門をめぐる外壁の土手の草刈りや堀の中の掃除が、町人の労役によつていたことがわかる。元禄一〇年（一六九七）の『町方覚書』（玉置文書）に、町役として六種類を掲げている。

下紺屋町大溝浚・本琳寺前大溝浚・御堀掃除

御公料御廻米番・船頭町御制札掃除・二季割

享保七年（一七二二）の『町方覚書』（玉置文書）に、出火の時の鉦打四人について、松平藩になつて設置された仕事で、米二俵の給米が支給されていたこと、続いて「享保七年寅九月町役ニ加へ、給米相止」たことが記されている。この時期、桶屋町・橋本町・茅町・下紺屋町

の各町に鉦打が一人宛指定されていたが、その給米が廃止され惣町負担となった、ということである。松平藩時代の「町役」は、このように、新しく加えられるものもあつたが、その中心は、前記六種類であつた。年月の経過と共に、労役は町人が費用を出して、人を雇つて行うようになった。それら惣町にかかる費用を払うのが「二季割」である。これについては、後に述べる。

町人の負担は、このような「町役」に限られた訳ではない。改易の際、森藩の役人が幕府代官に提出した、津山城下の町方についての説明書（『津山惣町方儀被遊御尋趣御返答書』に、町役として堀の掃除を記し、続いて「其外京橋・宮川橋洗掃除、洪水之節町人足出し、土俵等仕り、水ふせぎ申候。」とある。この外、参勤交代の時、藩主や諸大名・幕府役人の通行に際しての道路掃除、火災の時の町火消の出動なども大きな労働内容であつた。

## 家 役

「町役」や、防火・防水の人夫割、諸経費配分の基準になるものが「家役」

であつた。前記元禄一〇年（一六九七）の『惣町改帳』の内、元魚町の記載を見ると、

東側

一 表口四間半裏行拾七間 老軒役 糶屋仁兵衛

西側南角

新魚町

一 表口三間半裏行拾七間 七分役 米屋七兵衛家

などとある。「老軒役」は本役ともいい、家役の基本単位と考えてよい。この場合家役一軒役にかかる「町役」の負担者は糶屋仁兵衛である。次の元魚町西側南角の家は借家であつて、新魚町米屋七兵衛の持家である。この家は七分役の家であつて、七兵衛は一軒役の七割の「町役」を負担する。この家に入っている借屋人にその負担はないが、家賃を払わねばならない。この点からいえば、「町役」負担者でなければ一人前の町人といえないのである。「町役」が町にかかる負担であるとすれば、文字の上では「家役」は家にかかる負担と考へるのが自然である。しかし、家役そのものを表示する負担の実体、例えば家役銀何匁とか、家屋税・居住税に当たる税目が今残る史料には全く見当たらない。少なくとも松平藩時代の津山町方では、家役は町大年寄手元で各町に諸負担・諸経費を割賦する時の「配分基準」として機能している。

「町役」の基準となる家役が、いつごろ定められたか

(表15) 家 役 一 覧

町名	町 人 名	家屋表口	裏 行	家 役 数
東 新 町	茶 屋 六右衛門	2. <sup>間</sup>	17. <sup>間</sup>	3分役
	加治屋 九兵衛	〃	〃	2分3厘役
	桶 屋 甚兵衛	7.	〃	1軒役
	糍 屋 源三郎	6.	〃	1軒役
京 町	浜 屋 弥右衛門	9.	16.半	1軒半役
	福川屋 喜左衛門	5.	17.	1軒役
	片原町 錦屋三郎四郎	8.半	〃	2軒役
	木 屋 宗 円	2.半	〃	1軒役
	塩 屋 新兵衛	7.	24.	9分役
二 階 町	戸 屋 八兵衛	3.半	13.半	1軒役
	味噌屋 新 六	7.	17.	1軒役
	三木屋 吉右衛門	4.	18.	1軒役
	白銀屋 久 助	2.半	17.	半役
	大 工 重右衛門	4.	16.半	半役
坪 井 町	籠 屋 伊左衛門	3.	17.	1軒役
	京 屋 利右衛門	5.	17.	1軒役
	大津屋 七郎左衛門	7.	〃	2軒役
	吉岡屋 九郎右衛門	12.	〃	3軒役
美 濃 職 人 町	糍 屋 伊兵衛	3.	〃	1軒役
	打穴屋 八兵衛	4.	〃	1軒役
	大 工 久三郎	5.	〃	1軒役
	大 工 長兵衛	3.	〃	1軒役
	杉 立 孫次郎	7.	〃	1軒役
安 岡 町	黒坂屋 三郎兵衛	3.	6.	半役
	大 工 小 平	6.	17.	1軒役
	商 人 吉左衛門	2.半	3.	2分半役
	商 人 次郎三郎	2.半	4.	3分3厘役
	作 人 源兵衛	3.	10.	半役
作 油 屋	商 人 治左衛門	5.	15.	1軒役
	作 人 与三兵衛	8.	12.	1軒役
	油 屋 三郎右衛門	4.	17.	半役

元禄10年「惣町改帳」より任意摘記。

については明らかでない。寛永一〇年（一六三三）の家屋敷売渡証文があつて（津山郷土博物館文書）、間口・裏行・両隣りの屋号を記して位置関係を明示しているが、家役の記載がない。家役を明記した例で最も古いものは、寛文一三年（一六七三）の「永代売渡し申す家屋

敷の事」と題した京町の売買証文である。この証文には、京町北かわ我等家屋敷、表口式間裏へ堀切（中略）此家之役義、三步役にて御座候。（同館文書）とあつて、「家之役義三分役」と明記している。以後の家屋敷売渡証文には、必ず家役を明記するのを常とした。

東・西新町の成立が寛永三年（二六二六）、西の安岡町が成立した時期が寛文年間（一六六一〜七二）とされる。『津山市史』第三巻） 家役は町人町がある程度形成された時点で定められ、町の拡大と共に家役も追加設定されて、西端安岡町が成立した寛文年間には津山町方全体の家役が、固定したと考えたい。

家役の基本単位と考えられる「二軒役（本役）」が何をもとに定められたかについては明らかでない。先に元魚町の二例を掲げたが、表15にはもう少し多くの例を挙げてみた。城に近い、町人町の中心部という点から京町・二階町、町人町の東西両端で、新しい町という点で東新町・安岡町、西によった商人の町として坪井町、職人の町として美濃職人町みのしよくじんまちを選んだ。元禄一〇年の『惣町改帳』によった。この表は、家役と家の間口・大きさとの関係を説明し易い例として任意に摘記したもので、町人名に配慮したもので、町の盛衰を示したものでもない。

二軒役以上の家役を持つ家は、表口が広い。坪井町吉岡屋は表口一二間で三軒役である。しかし、東新町浜屋は表口九間で一軒半役、坪井町大津屋は七間で二軒役である。一軒役の家の表口は千差万別で、京町木屋は表口

二間半、同町戸屋は三間半で一軒役の家である。一軒役と表口との間には、全く一貫した関係がないことがわかる。『津山温知会誌』に、次のように、家役について説明をしている。

家役割ハ、津山創始ノ際家屋ノ広狭ニ拘ハラス、毎戸平均ニ負担セシメシモノ如シ、明治維新マテ十間口ノ家ニシテ老軒前又ハ二軒前ヲ負担シ、又五間ノ家ニシテ老軒前又ハ半軒前ヲ負担セシメシモノアリ、其半役又ハ式歩五厘役ヲ受クル家アリシハ、後世分裂或ハ隣地ヲ合併セシ故ナラン（説点筆者）

（矢吹正巳「津山市中役人及扱振調書」）  
これによると、家役決定の当初は「毎戸平均に割り当てた」としている。森藩時代の資料が乏しいので、結局はこの説明に落ち着かざるを得ないのである。

図14 西今町屋敷割略図 (翁橋西詰南側 元禄10年・天明元年比較)

問口合計 五三間半 家役六・九九 裏行十五間	七間	三間	三間	三間半	六間	二間半	二間半	十間	六間	五間	表口五間	縮橋 元禄一〇年(二六八八) 岡田川
	和泉屋七郎右衛門本役	菊田屋伝助 半役	三田屋久兵衛 半役	福渡屋次郎兵衛 半役	高松屋加右衛門 八分三厘役	信濃屋孫七 三分三厘役	右同人 三分三厘役	藤戸屋彦左衛門本役	濱屋与三左衛門本役	和賀屋三郎右衛門半役	白銀屋九兵衛 半役	
	本源寺入口											
	縮橋											
	天明元年(二七八一)											
	岡田川											
	問口合計 五三間半 家役六・九七五											
	縮橋											
	下城山津草第一											
	問口合計 五三間半 家役六・九九											

問口合計 五三間半 家役六・九七五	四間	三間	三間	三間	三間半	三間	三間	二間半	二間半	三間半	九間半	三間	五間	五間	縮橋 天明元年(二七八一) 岡田川
	公文屋藤吉 五步七厘役	沢田屋伊助 四步三厘役	住屋弁蔵 半役	坪屋藤十郎 半役	公保田屋利右衛門半役	長門屋宗兵衛 四步一厘五毛役	芟屋治兵衛 四步一厘五毛役	小坂屋長七 三歩三厘役	小倉屋清右衛門 三歩三厘役	永野屋安之丞 三歩三厘役	坪屋藤口 一軒一步六厘役	右同人 半役	烏羽屋源十郎 半役	五間 (三間三歩三厘) 橋本屋儀八 十一間 三歩三厘五毛役 烏羽屋源十郎 四間 一步六厘役	
	本源寺入口														
	縮橋														
	天明元年(二七八一)														
	岡田川														
	問口合計 五三間半 家役六・九九														
	縮橋														
	下城山津草第一														
	問口合計 五三間半 家役六・九九														

## 家役の分割

先に例として挙げた、元魚町西側南角の新魚町米屋七兵衛持家は、家役七歩役であった。表15に見える一軒役未満の家役は、家屋の分割売買によって生じたと考えられる。『町奉行日記』に見える家屋売買の記事では、例外なく間口分割の割合に比例して家役が分割されている。図14は、西今町の一画の屋敷割りの略図である。元禄一〇年（一六九七）の上側の図と天明元年（一七八二）の下側の図を比べてみると、間口合計は五三間半（約一〇一・六五メートル）で同じであるが、家屋の分割によって世帯数は増えている。家役数は、元禄一〇年が六軒九歩九厘役、天明元年では六軒九歩七厘五毛と小差はあるが、分割に伴う家役数も間口に比例して分割され、変わっていないことがわかる。高松屋も和泉屋も、分割割合に応じて家役も分割されている。橋本屋儀八家は間口五間であるが、家の前に木戸があるために間口三間三步三厘として扱われた。これは後述する二季割にきわりに関係し、間口減少分だけ二季割が減るということであろう。家役は橋本屋・鳥羽屋とば両家の合計四歩九厘五毛で、白銀屋時代の半役とまず変わっていない。同一町内においてどのように屋敷を分割

しても、その町内に従来から定められてきた家役数は変更しなかった。三三か町全体でも、元禄一〇年の惣町家役数一、〇四六軒八歩四厘役であったものが、明治四年（一八七二）には一、〇七一軒余と一七五年の間に二五軒役の増加である。妙願寺境内の南外側や徳守神社境内の外側が町屋になり、町奉行支配下にはいったことによる。

家役を基礎とした町役は、家屋敷を持つすべての町人が負担した。ただ、町役人の内、大年寄は家役免除、諸吟味はその任に就いている間だけは家役免除、各町の町年寄は家役一軒役を免除された。

## 大溝 浚

城下では、武家屋敷・町人町を東西・南北に数多くの排水溝が作られている。

このうち、次の二本の大溝は定期的町人の労力奉仕または費用挙出をして、土砂をさらえ清掃しなければならぬ。これを大溝浚おほいほといい、町役の一つであった。

下紺屋町大溝。この溝は細工町西端に発し下紺屋町

北側、武家屋敷田町の南側に沿って東流し、元魚町北詰に至って城郭西部の堀に合流した。この下紺屋町沿いの部分（現在道路下に暗渠あんきよになっている。）をいう。



本琳寺前大溝。妙願寺の南、戸川町・桶屋町境付近から、新職人町・新魚町・小性町・河原町・伏見町・材木町を経て、宮川西岸に出る溝がある。ただ、この長い溝の全部を本琳寺前大溝と呼んだかどうかは明らかでない。二筋の大溝の名は、溝浚の区域指定の時に便宜上そう書いたものが慣用されたのであろう。北の溝は武家屋敷田町と町人町の、南端の溝は町人町の、ともに幹線排水溝である。また、南側の溝は、城下を守る軍事上の防衛線の意味を含めて作られたとの伝承がある。火災の時の防火線でもあった。

元禄一〇年の「津山町覚書」に両溝浚の分担町名を掲げている。

- 下紺屋町大溝 下紺屋町・鍛冶町・上紺屋町  
 細工町・坪井町・宮脇町（六町）  
 本琳寺前大溝 安岡町・西今町・茅町・福渡町  
 戸川町・三丁目・二丁目・元魚町  
 二階町（九町）

享保期には、宮川東六町を除く二七か町が大溝浚をするようになっていく。『以後留』の享保一〇年（一七二五）の記事には、「桶屋町新職人町新魚町大溝」の新魚町境

までと、南側大溝の上流半分を指定し、「増し入札に申付」とある。この場合は入札させて誰か（例えば日用頭など）に請け負わせたのであろう。この時の入用は、『町大年寄日記』によると四四三匁五分で、各町の割賦基準は

- 桶屋町・新職人町・新魚町 一軒役に付、一匁  
 吹屋町・小性町・河原町・堺町 一軒役に付 六分  
 材木町・伏見町・船頭町・京町  
 鍛冶町・坪井町・細工町・宮脇町  
 下紺屋町・上紺屋町・二階町 一軒役に付  
 三丁目・二丁目・福渡町・戸川町 四分三厘  
 西今町・元魚町・茅町・安岡町

となつてゐる。ただ美濃職人町が含まれていない。この理由として、美濃職人町は本琳寺前、下紺屋町両大溝に「詰相」がないので割賦しなかつたといつてゐる。両溝に關係がないと見られる藺田川以西の町も割賦されてゐるので、何か別の事情があつたのであろう。美濃職人町に割賦しなかつた前例として、正徳五年（一七一五）の林田大溝浚の例が挙げられている。右の例と同様に、東・

西新町は大溝があるので一軒役に人足一人半、勝間田町・中之町両町は一軒役に一人、林田・橋本両町は「溝これなき故」として人足を出していない。

このように大溝渡の町役は、全町で出ることもあり、当番町が定められて順番で行う時もあった。人夫として町民が出ることもあり、人を雇い費用だけ出して済ます時もあった。また、町役と定められていない溝の掃除も、東部六か町は家役を基準に人夫を出していたことがわかる。

### 御堀掃除

城周辺の堀の掃除が、森藩時代から町役として行われていたことは先に見た。

津山城の堀は、長さ二四丁二間二尺、幅一三間であった。長さ約一、六〇メートル、幅約二四メートルである。掃除は、毎年日用頭（日傭頭Ⅱ日雇い人夫頭）が請け負い、経費は船頭町と橋本町を除く三か町が負担した。元禄一〇年の前記『津山町覚書』では、一軒役につき四宝銀一匁（新銀二分五厘）の割合で、二八九匁一分四厘を日用頭に払っている。このやり方は幕末まで続いた。

### 御公料廻米番

御公料とは天領のことである。津山松平藩周辺には、天領が散在し、暮れから翌年初めにかけて、五十艘以上の天領年貢の廻米船が津山を通り、停泊する。藩は吉井川畔の柳土手と川崎の二か所に番所を建てて、停泊の世話、米荷の船の巡視をした。この仕事も町役であったが、御堀掃除と同様に賃銀を出して日用頭が請け負っている。

### 船頭町御制札掃除

船頭町には、切支丹禁令、人宿、川留荷物、川筋運上物についての、四札の制札が掲げてあった。（今津屋橋下手北岸）この制札および制札場の掃除と管理は船頭町の仕事であった。

### 二季割

大年寄は惣町の年間経費を年二回、八月初めと暮れとに分けて各町に割賦し、徴収した。前年一二月から五月までの費用を、八月初日の日付で徴収するため八朔割、六月から一十月までの分を暮れに徴収するので暮割と呼ぶ。毎年の二季割総額を示す史料はないが、散見する数字を表16に挙げた。

元禄一二年（一六九九）頃とは、年代が確定できないので松平藩初期のものという意味である。なお、一文銭一、〇〇〇文を一貫文とするが、この時、藩が銭一貫文を銀

(表16) 津山町方二季割一覧

年代 (西 暦)	二季割合計	備 考	出 典
元禄12頃(1699)	錢 26 貫 250 文	錢合計	玉置文書
寛政 4 (1792)	銀 9,981.9 <sup>匁</sup> 2 <sup>分</sup> 原	銀 高	町大年寄月番日記
文化 8 (1811)	〃 5,972.8 2	〃	同 上
弘化 2 (1845)	〃 9,656.9 6	〃	町奉行日記

何処で交換するように指示したか不明なので、銀換算はできない。寛政四年(一七九二)については、『月番日記』から、三三か町の各町について数字を得たので表17に示した。各町に負担の差が大きい、町の大小や、惣町割でなく数か町についてだけ割

(表17) 寛政4年二季割惣町割符一覧

町 名	八朔割	暮 割	町 名	八朔割	暮 割
東 新 町	286.21 <sup>匁</sup>	317.32 <sup>匁</sup>	西 新 町	361.7 <sup>匁</sup>	376.06 <sup>匁</sup>
中 之 町	196.95	168.47	林 田 町	172.44	183.96
勝 間 田 町	141.28	180.18	橋 本 町	52.23	66.35
材 木 町	83.59	94.54	伏 見 町	84.3	93.86
京 町	317.89	285.75	堺 町	107.34	111.93
二 階 町	270.73	212.52	元 魚 町	292.02	343.8
新 魚 町	276.38	267.41	河 原 町	16.25	48.47
二 丁 目	165.04	190.75	三 丁 目	161.94	176.26
小 性 町	98.06	112.34	吹 屋 町	86.42	81.41
美濃職人町	63.23	72.21	桶 屋 町	96.16	103.46
新職人町	89.59	75.76	坪 井 町	314.57	262.63
宮 脇 町	49.87	56.96	安 岡 町	185.26	189.76
福 渡 町	179.95	141.57	戸 川 町	112.51	110.54
西 今 町	176.17	189.3	上 紺 屋 町	112.75	109.4
下 紺 屋 町	76.3	83.96	細 工 町	43.22	35.16
鍛 冶 町	102.48	108.55	茅 町	126.7	76.85
船 頭 町	159.96	122.42	計	5059.49	5049.91
			総 計	10 貫 109 匁 4 分	

符された費目もあるはずなので、数字の多少が町勢を示すものとはいえない。同じ寛政四年でも、合計額が前表16の数字と異なる理由もこの辺に原因があると思われる。

「大年寄月番日記」による。

(表18-1) 弘化4年津山惣町二期割内訳

(銀単位は貫、匁。)

八 朔 割		暮 割	
	貫 匁		貫 匁
人馬問屋入用	2,250.000	人馬問屋入用	2,250.000
左義長諸入用	66.700	半鐘・梯子取替料	27.500
上記2口利息	139.002	大工作料	2.500
15町総出役入用	185.030	上記3口利息	136.800
組中兩具代	36.000	10町総出役入用	120.280
市中調方諸入用	71.600	義倉入用	35.630
義倉掃除諸入用	20.000	市中取締役諸入用	76.600
義倉係入用	34.450	取締人酒代	185.300
藩主参勤町奉行立替料	30.000	人馬問屋宿駕籠代	45.000
死去見聞出役料	110.790	人馬問屋賃銭	15.000
人馬問屋家賃	15.000	半鐘台7か所代	105.000
大橋掃除賃	20.000	大橋掃除賃	20.000
書役給銀	225.000	書役給銀	225.000
大保頭給銀	815.960	大保頭給銀	815.960
筆墨紙料	650.000	筆墨紙料	650.000
計	4,672.532	計	4,710.570
八朔割暮割合計		9,383.102	
惣町への過銭引	809.280		
残(八朔割徴収額計)	3,863.252		
八朔割・暮割徴収額計		8,573.822	

「町奉行日記」による。

(表18-2) 同上 使途別整理表

二期割使途	費用(銀)	割合(%)
人馬問屋関係諸費	4,575.000	48.8
大年寄役所費用	3,453.520	36.8
総出役費用	308.310	3.3
市中取締費用	261.900	2.8
防災関係費用	135.000	1.4
大橋掃除代	40.000	0.4
義倉関係費用	90.080	1.0
借銀利息返済分	275.802	2.9
その他	243.490	2.6
合計	9,383.102	100.0

なる。「津山藩市中役人及扱振調書」(矢吹正巳稿)に、家役割の説明として次のように書いている。

二期割の内容について、時代は下るが弘化四年(一八四七)の『町奉行日記』に費目がわかる記述があるので、表18-1に掲げた。これを整理すると表18-2のように

内の大溝浚、ノ筆墨料等

「朝廷幕府及ヒ藩主藩医公用ヲ帯ヒテ旅行セル駕籠 諸荷物等人馬ヲ以テ継送ノ貸銭定法ト実拂トノ間損、及ヒ市外壕ノ土砂止、升形、堀浚費、大年寄

武士の公用旅行の旅費規定により支払われる額と実費と

の差額(間損・赤字)、大年寄役所の事務経費が、町役として扱われていたことがわかる。そしてこの引用文には続けて、毎年二期にわけて各町に賦課徴収したと述べている。表18―2の使途別整理表を見ると、人馬問屋関係諸費と、大年寄役所費用が全体の八五パーセントをしめる。惣出役入用は、八朔割では一五町、暮割では一〇町の範囲で賦課されている。これは大溝浚その他、本来は労役として課された町役が貨幣納入されたものであろう。

津山城下の町役の本質が、城下町人の生活に必要な労働とは関係のない、藩の仕事に関する部分を強制的に町人に負担させる労役負担であるという考え方にたてば、森藩時代に定められた六種類の町役はまさにそのような性質のものである。大溝浚だけは町人生活に関わり、「本琳寺前大溝埋まり、川原町(河原町)大溝、水滞とこまりの旨年寄弁三郎届出」とあつて、町人の生活防衛の気配が見える。しかし、この処理に「当年は安岡町・茅町引請ひきひ」の番だというので、全く関係のない西の端の町が東の端へ出て溝浚とこまりをしている。(「以後留」天明六年五月)

このような体制は町の自治的性格から生まれたもので

なく、町役とされた大溝浚の労働が課役として始められたことを示している。表18―2で見ると二期割の半分が人馬問屋諸費で占められている。火災報知の鉦打ちかねうち給や火消し道具が以前は藩の負担であったことや、二期割のその他の費目が以前は労役負担であったことを考えれば、二期割の中で人馬問屋諸費の占める割合はもっと大きかつたはずである。宿場としての津山には幕府の定める「伝馬てんま」が準備され、公用だけに使用された。この公定賃銭と実費との「間損」(赤字分)が家役を基準にして町役として課されていることは、在方(農村)で負担する「助郷すけごう」役(宿場で人馬が不足するとき、周辺農村が人馬を出して輸送に従事する労役)を町人は二期割の形で負担したと考えてよい。二期割の中身も課役の変形で、人馬問屋諸費が先の六種類の町役に加えられた理由が理解できる。しかし、弘化四年(一八四七)の表18―1を見れば左義長・義倉・半鐘・梯子取替料など、この時期には町民生活に深く関わる費目が入り、当然町人が負担するものという気持ち伝わってくる。二期割は武士が町人に課す強制負担の内容を越えて、惣町運営費の性格が加わってきている。

個別の町の入用内訳の例として、  
嘉永七年（安政元年・一八五四）

の福渡町暮割がある。（『福渡町二季割書上控帳』）  
この町では町限りの入用（町内会費）を、惣町費用  
の暮割と一緒に計算している。表19—1を見ると、  
両者あわせて銀三三三三匁九分八厘となった。八朔割  
過銀を差し引き、残三三一匁三分三厘を町内総小間数一

（表19—1）安政元年福渡町二季割の内暮割書上整理表

惣町割の内 福渡町分	128. 95	御下札
	8. 93	御廻米番賃
	9. 26	保頭給
町内入用など	166. 89	町内入用（表19—3）
	14. 35	年寄元太郎小間5間除役
	5. 6	番賃
合	333. 98	
残	2. 65	八朔割集過二付引
	331. 33	暮割充当銀高

八〇間で割り、間  
口一間分は一匁八  
分四厘余となる。  
一間分、一匁八分  
五厘を町内家持の  
間口に乗じて負担  
させ、三三三匁六  
厘を徴収した。  
（表19—2）過  
銀は翌年の八朔割  
分に充当してい  
る。大年寄は二季  
割の時、惣町負担

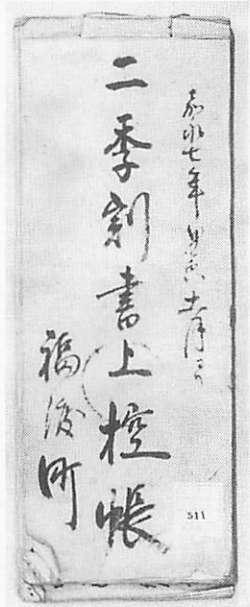


図15 福渡町二季割  
書上帳表紙  
（津山郷土博物館文書）

分（町役総額）を家役を基準に各町へ割賦した。しかし、  
末端にきて福渡町では、各家の間口の広さを基準にして  
割賦している。その理由は判明しないが、その方が町の  
実状によく合い、不満の出にくい理由があったのである  
う。表19—1の町内入用のうち、年寄元太郎の小間割五  
間分は免除し、その分を町全体に割り付けていることが  
目を引く。年寄が負担すべき町入用は免除されている。  
年寄は家役と共に町入用も免除されていて、これが年寄  
給と見なされていたのであろう。  
福渡町の町内入用の内訳を表19—3に掲げた。祭礼・  
初穂料四匁八分。御役所・休息所・御出張所の内容が不  
明であるが、惣町割にはできない、数か町共同で費用負  
担する施設であろうか。その屋根替費用、薪炭代当町負  
担分、町年寄業務にかかわる油代・書役料・町役人  
まかな 賄

(表19-3) 安政元年福渡町暮割の内町内入用内訳

銀 (匁分厘)	使 途 内 訳
4.8	徳守宮名越祭礼2度大社惣社宮御初穂
4.18	御役所休息所家根替入用割
4.0	同所休息場の町内入用炭代割
3.5	御出張所の町内入用炭代割
3.8	祭礼に付御出役様賄料入用割
6.19	壱岐守様通行に付本陣前人留ろうそく代
7.8	(同上)2度の弁当代但組頭1人外2人
5.2	寺院判取の節弁当代年寄1人保頭1人
1.0	(同上)茶代
7.2	火事用弓張提灯4ッ張替代
10.5	聞番油代
15.0	書役料
40.0	筆墨紙ろうそく代
21.9	暮割町内入用取調並びに出銀割方取斗の節年寄1人組頭6人保頭1人の賄代
4.0	金棒直貸
2.5	当八朔割書上に付惣町年寄の出会賄代
2.6	御条目読聞の節出役2人賄代
4.8	(同上)ろうそく9本代
2.52	(同上)油代
10.4	(同上)年寄1人組頭6人保頭1人賄料
2.0	保頭1人賄料
3.0	万人構に付番人代
166.89	

安政元年「福渡町二季割書上控帳」による。

町入用は八朔割と暮割と二回に分けて徴収されたと思われる。表19-3の町入用内訳の中に暮割町内入用取調の賄代は計上されていないが、八朔割のそれがないからである。この点は八朔割の帳面がないので明言はできないが、この項で掲げた数字が年間町入用の全部とはいえない。

このように町人にかかる

(表19-2) 福渡町小間割書上抜粋

間 口	負担銀 匁分厘	町 人 名
12.	22.2	高田屋定五郎
2.5	4.63	金谷屋重郎
3.5	6.48	勇屋くに
2.5	4.63	金本屋直平
2.5	4.63	森屋伊兵衛
3.0	5.55	香山屋虎蔵
2.0	3.7	弓削屋清治郎
2.0	3.7	増見屋善兵衛
4.0	7.4	弓削屋万吉
4.0	7.4	板屋秀吉
( 中 略 )		
12.5	23.13	阿賀屋升五郎
14.0	25.9	高田屋広蔵
180.0	333.06	暮割充当銀

代が八八匁八分で、全体の五三パーセントをしめる。御条目を町民に読み聞かせるために、一人が出役し、(会場設営などであろう)ろうそく、油をともし、保頭が各戸に連絡し、組頭六人が立ち会って、年寄が御条目を読む。この費用が二〇匁三分二厘という具合である。大保頭給は惣町担当であるが、各町には、保頭が一人いて、年寄の指示を、年中町中各戸に伝えた。その保頭賄料二匁ということである。

租税は家役割・小間割に見るように家主に掛かるのが原則であった。ただ後に見る運上銀は営業税に当たり、御用金や飢饉の時の米の拠出は富裕な者に掛かる所得税の原型とでもいえようか。

### 三、町火消と洪水対策

#### 町火消

津山森藩時代から町人による防火組織があったことは、『津山市史』第三巻の「城下の防火」の項で述べられている。町方三三か町を、東組・中組・西組にわけられる体制は松平藩にもそのまま継承されていて、その後の防火体制の基本となっている。それは、表20のようである。

この体制はその後三回の改訂を行った。宝暦十一年（一七六一）、三年前の堺町大火の時、所定の場所に人員が集まらなかったことや、見物人が多く、消火に支障を来たしたことなどの反省から「定詰場」を設定し、重要施設への人員派遣を制度化した。また、龍吐水など新しい消火道具の導入によって、人員配分に変化が生まれると共に改訂されていくのである。三組体制は文政四年

(表20) 元禄10年(1697) 津山町方火消町割

組名	組内町名	分担区域
東組 (10か町)	宮川以東六か町 材木町 片原町(伏見町) 京町 船頭町	宮川以東の奉公人町 寺町(東) 東組町内(古林田辺まで)
中組 (10か町)	二階町 元魚町 新魚町 二丁目 三丁目 吹屋町 木知ヶ原町(堺町) 美濃職人町 桶屋町 新職人町	内山下・田町・椿高下 (以上武家町) 小性町・河原町 中組町内(八子辺まで)
西組 (11か町)	坪井町 官脇町 西今町 安岡町 鍛冶町 福渡町 細工町 上紺屋町 茅町 下紺屋町 戸川町	南新座 寺町(西) 鉄砲町 西新座 西組町内(安岡町新屋 敷辺まで)
牢受持 (2か町)	河原町 小性町	牢屋の防火・消火

『津山火消町割改帳』(玉置文書)による。

(一八二二)まで続き、この年に組が解体されて各町個別の役割が定められた。

城下の火災には、周辺の農村からも人足が動員された。



各村には人数が割り当てられ、郡代の指揮のもとに庄屋・組頭に引率されて行動した。仕事は主として詰場の警護に当たり、「下火に相成り候はは、消場へ罷出」というきまりであった。火災の消火に当たるとはなく、「消場」(消し場と読むか)、つまり消火後の始末に携わったのである。(「郷中出入足定」「御定書」所収)

### 城下の火災

松平藩時代の一七〇年余の間に、城下では多くの火災が発生している。表21は、調べ得た範囲で年代を追って列挙したものである。初期の頃には記録が少なく、この表がすべてを網羅しているものではない。このうち、次の五件が大火であった。

享保一九年(一七三四) 四月二四日、二階町出火。

三三世帯焼失。

宝暦九年(一七五九) 二月晦日、二階町より出火。

二階町一世帯・堺町八世帯・京町八世帯・小性町二九世帯焼失。

同年一月二五日、安岡町より出火。安岡町一一九

世帯・茅町五九世帯・新屋敷(武家町)一一世帯・

小田中新田分一九世帯、合わせて棟数一八六軒、

二一〇世帯。

明和四年五月二九日、茅町より出火。茅町一九世帯・安岡町二〇世帯。

文化六年正月二〇日、津山城本丸焼失。

このうち、宝暦九年一月の火事は、「津山開市以来の大火」(矢吹正則「津山地方水火其他災害記事」とされている。出火は丑の刻(午前二時ごろ)、安岡町綿屋吉左衛門・ひものや理助宅で、当日は西北の風強く、この年三月に安岡町五戸焼失の火災があり、やつと新築の終った家も再び焼失したという。「安岡町・茅町・新屋敷残らず」、大圓寺、聖徳寺、大師堂、護摩堂、稻荷宮など悉く焼亡した。〔町奉行日記〕、前記「災害記事」)藩からは、御用番伊達与兵衛以下、大目付、町奉行、作事方役人等が火消を召連れて現場に急行している。この時は藩主の菩提寺である泰安寺や藩主一族の位牌を祀る本源寺が、火元に近いことで位牌を妙願寺や善福寺に移している。これは日常定められていたことであった。この火事については、藩側の記録であるために庶民の対応が判明しない。また、出火が真夜中であるためか、町火消の活動の様子も明らかでない。その点ではこの火事の前、同年二月末の堺町火事の時も同様である。

(表21) 津山城下の火災

出火年月日(西暦)	事象	出典
享保 7, 1, 27 (1722)	大谷村塩硝庫失火	矢
同 9, 1, 22 (1724)	小性町火災	矢
同 17, 11, 22 (1732)	伏見町火災数戸焼失	矢
● 同 19, 4, 24 (1734)	二階町出火、9軒・33世帯焼失	国・矢
宝暦 6, 12, 12 (1756)	新田村安岡奥町出火、百姓5軒焼失	国
● 同 9, 2, 晦 (1759)	二階町出火、二階町1軒、堺町8軒 京町4軒、小性町4軒 合計17軒46世帯焼失	町・国・矢
● 同 9, 11, 25 (ヶ)	安岡町茅町新屋敷残らず焼失 棟数186軒(内寺2)、210世帯 被災	国・矢
● 明和 4, 5, 29 (1767)	茅町出火、茅町19世帯、 安岡町20余世帯焼失	町・以
同 7, 11, 19 (1770)	古林田出火、12棟焼失	町・以
安永 4, 5, 4 (1775)	内山下詰米御蔵、御役所残らず焼失 町火消し入り込み働き申し候事	以
同 6, 6, 5 (1777)	八子出火	以
● 同 日	林田村弓削屋横丁後より出火、 8軒焼失、表向側南北へ拡大升形を 残し南側一統焼失 4・50軒	町
同 9, 6, 2 (1780)	安岡町北側出火、8軒焼失、雷の由	町
天明 4, 2, 29 (1784)	東新町南側土手通10軒焼失	町
同 4, 3, 15 (ヶ)	玉琳出火、およそ10軒焼失	町
寛政 4, 6, 22 (1792)	二丁目出火、4世帯焼失	町
同 5, 6, 16 (1793)	追廻し出火	町
同 9, 4, 28 (1797)	玉琳出火	町
文化 5, 5, 26 (1808)	茅町広原屋裏納屋出火、付け火の由	以
● 同 6, 1, 20 (1809)	津山城本丸焼失	国・町
天保 14, 11, 12 (1843)	出火に付き伏見町龍吐水、水勢悪し	町

● 印 = 大火

出典 国=「国元日記」、町=「町奉行日記」、以=「以後留」

矢=「津山地方水火其他災害記事」「津山温知会誌」15編所収

## 本丸炎上

文化六年（一八〇九）正月二〇日、夜明け七時過ぎ（午前四時過ぎ）、城の

本丸の台所から出火した。その状況は「国元日記」によれば大要次のようである。まず、御用所に勤める月番の家老以下藩の中枢部と作事方が急遽登城し、家中一同も追々駆けつけたが、火勢が強くて鎮めることができず大火になった。藩主は下屋敷から供揃えの上、対面所へ避難した。藩では天守閣下の二の丸に入る諸門を開放し、町火消や郷中農民までを入れて勝手次第に取り計らわせた、という記述がある。一般の町人・農民が、このように大挙して城中二の丸まではいることは前代未聞のことであった。勿論「御櫓入口ならびに諸々メリの場」は番方が嚴重に防備して、入らせる事はなかった。焼失の場所は、本丸入口の「表鉄門」、「御座之間」（藩主居間）、「御用所中奥目付役所」、「御台所」、「松之間より皇帝之間」、「芥子之間・泥引之間」、「表玄関・御廣間・檜之間、七間廊下、裏鉄門」まで、要するに本丸にあった建築物の大部分、五棟と附属建造物が全焼した。本丸で類焼を免れたのは、天守櫓と、南側正面の備中櫓から到来櫓まで、東側の鼓櫓・大鼓櫓から、北の粟積櫓・大戸櫓など、

本丸の外側を囲む櫓と、それをつなぐ土堀だけである。

朝五ツ時過ぎ（午前八時過ぎごろ）ようやく下火となり、晩方に至ってほとんど鎮火したので火消の者の過半は帰った。「市郷人足二百人」程は、町奉行・郡代の監督下に夜半まで残ったという。大庄屋・大年寄の申し出により、二七日から翌月七日まで、近在郷中の百姓六〇人宛城中で掃除に当たり、二月八日から、町方人足六〇人が焼跡灰除け作業に当たっている。本丸焼失の報告は、一月晦日に幕府に提出され、二月一〇日、幕府は参勤交代の藩主参府の期日を繰り延べて、八月中参府を許可した。また二月一六日には、幕府から居城焼失で難儀であろうからとして、金五、〇〇〇両を貸し付けることが伝達されている。他方国元では、二月一五日大目付上原彦藏に御城内御普請御用を命じ、本丸の再建に着手した。

## 町火消の数

三丁目では、安永五年（一七七六）に願書を提出した。火災の時、「人数が少なくて防ぎ方行き届きかねる。」そのために六竜水という「火防ぎ道具」を買いたいという内容である。続けて「町方本役高二十四軒、内札元御用達三軒役、年寄二軒役」として、これらは、家役免除であるから残り十

(表22) 文化5年(1808)5月 津山町火消人員表

(単位：家役=軒役 他は人)

町名	家役数	東組	中組	西組	牢蔵	内			備考	
						外用	火事場	定詰場		
1 東新町	35.95	42				15	27		はしご 6挺	
2 西新町	34.	42				16	26			
3 中之町	36.85	39				10	29			
4 勝間田町	18.75	19				5	14			
5 林田町	39.2	37				9	28			
6 橋本町	14.5	15				6	9			
7 材木町	22.	19				8	11		竜吐水31人	
8 伏見町	25.	43				4	39			
9 京町	42.	52				18	34			
10 堺町	21.5		19			4	15		天竜水 9人	
11 二階町	43.		35			8		銀札場 27		
12 元魚町	61.		58			9	49			
13 二丁目	17.		16			5	11		飛竜水 5人	
14 三丁目	24.		21			3	18			
15 坪井町	43.			43		4	39			
16 宮脇町	4.5			10				本源寺 10		
17 西今町	31.1			38		9		泰安寺 29		
18 茅町	16.			15				妙法寺 15		
19 安岡町	51.39			49		4	45			
20 福渡町	43.			34		4	30			
21 上紺屋町	25.			21		4	17		はしご 6挺	
22 細工町	11.			8		2	6			
23 下紺屋町	22.4			19		5	14			
24 鍛冶町	24.5			23		5	18		竜起水12人	
25 美濃職人町	22.5		12			2	10			
26 戸川町	42.			45		6	39			
27 新職人町	24.		21			3	18			
28 桶屋町	24.		20			4	16			
29 新魚町	53.5		50			17	33		竜吐水25人	
30 吹屋町	34.		29			4	25		はしご 9挺	
31 小性町	35.				32	5		牢木蔵 27		
32 船頭町	75.5	49				15	34			
33 河原町	29.7				25	5		牢木蔵 20		
計	33か町	1046.84	357	281	305	57	218	654	128	
						1000				

文化5年5月「町火消役割控帳」「津山町火消史料」による。

九軒では「防ぎ方」つまり、所定の火消役割に人数が不足するというのである。火消人足の数が家役を基礎に計算されていることが明らかであるが、具体的にどう計算したかはつきりしない。また借屋人が代人で出たかどうかも明らかでない。森藩の時代には火消道具を藩が支給した関係から、その基準として家役が用いられたのであろう。表22は、文化五年（一八〇八）の「津山町火消改帳」から、この年の各町の火消人員配分を一覧表にした。全町出勤人員は一、〇〇〇名に達する。この時はまだ三組編成で、一組宛、三五七人から二八一人である。この各組が一团で活動することが原則である。この人数や持場・配当人員数は、道具の導入や町役人の偏在などで、度々変更されて幕末に至っている。

### 火災の予防

当時、火災を消し止めることは至難のことであつたと思われる。当然ながら日常の予防に力を注いだに違いない。森藩時代の貞享四年（一六八七）の「法度」に、

「火の用心油断なく申付くべく、夜、拍子木の者、其時々の数これをつつべし、辻番月行司懈怠なく相廻り、四時過ぎ候ハ、一時々々に、其町裏町横町借家まで

申し届け、内より相答え候まで門をたたくべし。」

（「森家先代実録」）

という部分がある。拍子木を打つ者はその時刻の数だけ打ちならしてまわれ。自身番に当たる者は怠りないように夜回りをし、四時（午後一〇時ごろ）を過ぎたら、二時間おきに自分の町の裏町・横町・借家人の所まで残さず声を掛け、内から答のあるまで門をたたけ、というのである。これと同様の法令は、元文五年（一七四〇）に松平藩も出している。

宝永六年（一七〇九）に、花火及び花火商売を一切禁止した。宝暦八年（一七五八）の記録では「くわえきせる」をする者が絶えぬ、くわえきせる禁止の張紙が破れ落ちていても放置したまま、と「くわえきせる」に対し禁令を出している。明和八年（一七七二）には「投げ火」について触が出されている。大年寄は、三月一四日には勝間田町、一六日には鍛冶町、二〇日には安岡町で投げ火があつたことを町中に知らせて、惣町の関貫を夜は通行禁止とした。投げ火犯人を捕らえた者に褒美を与えるとして厳戒体制を敷いた。

津山の町屋の屋根は瓦葺きだった。これは何時から

かはわからない。寛政四年（一七九二）に藩は、「内町裏屋の内、藁の尾垂、または納屋物置等の屋根、追々藁葺きに致し候族もこれある由」といい、これは「古来よりこれなき儀」といつている。外町で安岡町・茅町・東新町地子居屋敷のうち、従来からの藁葺きの家は格別として、他は瓦葺きか、杉皮葺きに葺き替えさせるよう大年寄に命じている。（『以後留』）

消防機材が未発達で、壊すことが火消の主要な仕事であったこの時代に、津山城下で大火災が少なかったことは、藩側ばかりでなく町民にとって火災が重大関心事であったことによるであろう。

### 火災の報知

「火事だ」と町中に知らせ出勤人足を集めることは消火活動の第一歩である。

このことが組織的に実施されるのは幕末近く天保のころ（一八三〇年代）である。残された資料では、享保七年（一七二二）ころ、報知の手だては「鉦」であった。「ふせがね」であって打楽器か仏事に使うかねの形を想起すればよい。あるいは「どら」であったかも知れない。打ち方も研究されていたが、どのように実施されていたかは明らかでない。当時は火の見櫓はまだなかった。

寛政二年（一七九〇）、城内の火事について報知体制が定められた。「御曲輪の内出火」の時には、詰米御蔵・作事所・割場の三か所に知らせの鉦を打つように定めた。万一城内で出火したら、太鼓櫓で「板木二つ、かさね打ち続ける」手はずである。この音を聞いたら、右の三か所で鉦を「継ぎ打ち」して町中に知らせよ、とされた。

文化四年（一八〇七）にやっと半鐘が登場する。下紺屋町が、火事の時打ち砕いた鉦を仕替える時、半鐘を買うことにし、藩がその費用銀八〇匁を立て替えた。天保元年（一八三〇）には、再び願書を出した。「鐘掛」の立木が短くて、遠くへ聞こえないので作り替えたい。下紺屋町の中程の民家の屋根に、高さ一間半（約三メートル）の柱四本ほど立てて、半鐘を掛けておけばよく聞こえる。建ててもよいか、というものである。その際、「御家中屋敷見下し候故」伺書を出すのだ、と念を押している。藩は許可した。但し、出火の時は格別だが、平素「火の見」へ登るときは、家中屋敷に断ることという条件をつけている。やっと、民家の屋根を見越せる、半鐘の掛かった「火の見櫓」ができたのである。

弘化元年（一八四四）町内七か所に「板鐘」を設置し、全町内に共通の報知体制を敷いた。七か所の「火の見」が報知を担当する区域は、御城周辺・それぞれの担当町内であるが、その外に「火元見定め難き場所」として次の地域を定めた。板鐘設置の町と監視担当範囲は次のようである。

東新町 百間藪際より東新町の外升形門・東上之町  
辺。

橋本町 西上之町より北松原、御対面所辺、追廻し

吹屋町 南新座、鉄砲町辺。

福渡町

京町 川戸御威辺。

下紺屋町 八子。（八子は家並続きまで、地藏院まわりから威徳寺まで）

城代町辺。（白神・安国寺まで）

茅町 筋違橋東・安岡町裏続き新田分・聖徳寺

辺。（筋違橋限り、南大川通り土手内、百間藪際まで）

城下周辺の郡代支配地であっても、また出火場所が確定できなくても鐘は打つ定めであった。「鐘打定」（打ち

方についての約束）は次のようである。

一、出火を見聞した時は、すぐ「火の見」へ登り火元を見定め「早鐘」を畳み打ちすること。

一、担当区域外であれば、「一つずつ間を置き打ち、跡を

一つ詰め、打ち切り」とすること。

一、在分で出勤範囲でない所や、また出火場所がよくわからなくても「火の見」に登り、七か所の「火の見」が、それぞれ見きわめて、担当区域の「火の見」は、早鐘畳み打ちをすること。

一、六か所が同様に、一つずつ間をおき請鐘（担当鐘）

を打っていて、引受場所の鐘が早鐘を打ち始めたら

他の鐘も同様に畳み打ちとせよ。

一、引請鐘が、「一つずつ間をおき打ちし、跡を詰め一打切れ候ハ」、他鐘も同様打ち切りとすること。

一、少しばかりのふすもりにて、早々消し止め、炎上しない場合は、早鐘を打つには及ばぬこと。

等である。

初期から行われていた「鉦」による報知は徹底しなかった。しかし、他に方法がなく、この期間は長かった。火災になれば打ち潰すほどに叩いたことが感じとれる。天

保期に始まった町方全体に共通の報知体制は、サイレンによる報知が始まるまで、報知の基本となったといえよう。(「以後留」)

火消道具 津山森藩  
は、元禄八

年(一六九五)九月、武家屋敷の火消について指示を出した。その中に、町々一町へ家一軒に、「籠」「洪水桶」「洪大団」「藁の円座」「長柄鎌」「長柄熊手」を、藩から渡したと記してある。(「森家先代実録」) まず火消道具は、上から、町へ与えられたものであることがわかる。城下の町人達に、武家屋敷を火から守らせるという発想が、道具の支給という形をとらせたものであろう。「一町へ家一軒に」

(表23) 津山町方火消道具変遷表

年代 道具名	元禄10 (1697)	宝暦11 (1761)	寛政5 (1793)	寛政12 (1800)	文化5 (1808)	文政4 (1821)
手 桶	261	263	283	236	236	258
釣 瓶	9		?	23	22	27
手 釣 瓶						36
ち ょ う ち	64	?	?	14	8	5
は し ご	25	23	24	19	22	27
張 籠	80	60	60			
円 座	53	39	17	17	17	3
う ち わ	34	34	25	5	1	
水 溜		?	?	4	5	17
水 籠		?	?	61	61	24
纒(まとい)		?	?	46	51	68
け ん ば 桶						2
鎌 熊 手	42	42	42	34	36	55
( 内 鋸 )		(2)	(2)			
水 船		?	?	1	1	
生 籠 水		1				
六 籠 水		1				
飛 籠 水			1	1	1	
天 籠 水					1	
龍 吐 水		1	1	2	2	3
龍 起 水		1	1	1	1	1

註：「津山町火消史料」記載の同表を補正して転載。数字は各用具の数を示す。

宝暦11年、寛政5年の「火消町割改帳」は形式が異なり、?の数は不明である。

といういい方ははつきりしないが、一軒宛に前記道具



をセットで渡したのではなく、「家役一軒役」にに応じて、右六種類の道具のうち、どれかを渡したと考えざるほかない。受け取ったのは、各町であったと思われる。表23は、残存する各年の「火消町割改帳」に見える火消道具の種類と数量である。時代が下ると共に、道具の変遷をたどることができる。

元禄一〇年（一六九七）の改帳は、森藩が津山退去に際して、幕府代官に提出した、現状説明書の一冊であるから、松平初期の町火消の実態を示している。

この時期の主要道具は「手桶」であった。釣瓶は、消火水源を井戸水に求めたことを示す。張籠は、竹籠に泔紙を貼り水の運搬に使う。円座は普通藁や藁等を渦巻き状に巻いて縫い綴じた敷物をいう。火消道具の常備品には「網」があつて、平たく渦巻状に巻いて棒を通し、背に負って運んだ。家を引き倒すために用いたという。

（『写真図説日本消防史』）このように見ると、消火活動は類焼防止を図るほかはなく、注水は隣接家屋と消防活動を行う人に対して行うのであつて、延焼中の家屋への注水は困難であろう。類焼防止のもう一つの方法は破壊であつて、このためと思われる道具に「長柄熊手」

「長柄鎌」がある。表23でわかるように、「鳶口」「掛矢」

（大形の木槌）が幕末になつても現れてこない。寛政一二年（一八〇〇）の「火消役割書上」（『津山町火消史料』）の堺町の処に、「とび一人 但し火事場小使兼」とあるのが今残る六冊の役割書き上げの中の唯一の例である。

全町火消の中で一人だけ、また「火事場小使」兼務というのも理解できない。「鳶口」については、天明五年（一七八五）「以後留」に次のような記事がある。大保頭共が、火災の時「笠・羽織・胸懸等着し、飛口相用い候に付」差し止めて置いた。叱つたところ、今更普通の衣服では外聞が悪い、何とか着用させてもらいたいと願ひ出た。評議の結果、「笠・飛口は無用のもの故」という理由で禁止した、というのである。津山藩は江戸では藩の火消組織を持っていて、鳶口隊も組織されている。町火消が用いる破壊道具は「長柄熊手」「長柄鎌」であつた。

## 龍吐水

手桶の外にポンプの原理を取り入れた注水用具が導入されるのは、宝暦のころ

（一七五二—一六三）である。宝暦一一年に改訂された「火消組定」に「生龍水」「龍起水」「六龍水」「龍吐水」という名が見える。いずれも両手押し的大型水鉄

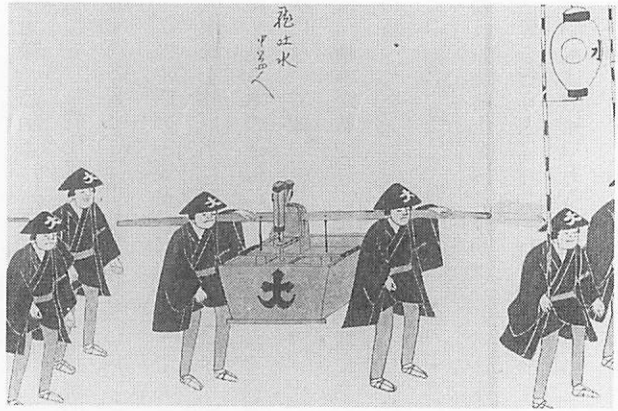


図16 龍吐水図（津山藩火消の図）（津山郷土博物館所蔵）

砲に近いとされてい  
る。しかし、  
当時の手桶  
注水に比べ  
れば格段の  
発達だつ  
た。津山藩  
は勘定方あ  
るいは作事  
方を通して  
購入し、町  
に預けて火  
消の助けと  
した。本格

的な消火ポンプの構造をもった道具は、明和元年（一七六四）にできた「雲龍水」である。この用具は明治から昭和初期まで使われた鉄製手押しポンプの原型であるとされ、雲龍水を龍吐水と呼んだ所もあるという。（『日本消防百年史』）龍吐水は高価であった。寛政四年（一七

九二）九月、町方で購入計画を立てたが機種・業者等に問題が生じたのであろう。藩の勝手方を通して大坂から購入した。

一、銀六百貳拾五匁 龍吐水ちび挺

一、銀九匁六歩 海運賃 一、銀一匁八歩 川運賃

という費用である。寛政五年一〇月、津山では中米一石が銀四一匁四歩程であるから、龍吐水一挺は米一五石（四五俵）に当たる。

龍吐水のような用具は多くの人手を要した。寛政二二年と文化五年（一八〇八）の「火消役割控帳」を見ると、伏見町の龍吐水には町内係が三二人、水の手として京町から二六人、下紺屋町から四人がきて合計六一人のチームである。これに比べ、三丁目目の飛龍水は二丁目と合同で一八人、鍛冶町の生龍水は町内二一人に、美濃職人町・坪井町を加えて四七人がこれにかかっている。似たような商品名を持ちながら、この人数の差は用具の性能の違いを示している。表24の新魚町龍吐水要員表を見ると、龍吐水係りは二五人で、作業内容は運搬・設営・作動・筒口等になるうが、元魚町の四〇人は龍吐水への水の運搬である。このように龍吐水のような用具は多勢の人足

を必要としたので、用具導入のたびに各町の消火担当所や人員配置の変更を余儀なくされた。弘化三年（一八四六）、東新町は龍吐水の購入を願いだした。藩は許可したが、拝借銀の要望には応じなかった。町は自力購入を決意していたので町独自で購入した。藩は「外聞は上よりくだされ、町が拝借を仰せつけられ、故障の時は作事方が修繕する。」という名目にさせた。本来は藩が買ひ与えて町に使わせるのが本筋であって、昔、鍛冶町などはそうしている。東新町はもともと拝借銀など問題にしていなかった。藩は、町が自力で設備することを「奇特」として、大坂で購入した龍吐水を年貢米輸送帰途の藩用船に載せることを認められた。運賃だけは藩が持ったのである。

このように火消用具は次第に発達して行くが、実態は依然として破壊消防の域を出ていないのであって、炎上中の家屋に注水して消火するために

(表24) 寛政12年新魚町竜吐水要員表

	用具と数	人足数
新魚町	竜吐水 1	25
元魚町	水溜 1	2
	釣瓶 2	4
	水桶 34	34
		65

文化5年「火消役割控帳」による。

は、動力ポンプの出現を待たねばならなかった。

### 洪水対策

津山の町が吉井川北岸の堤防によって守られていることは、誰の目にも明らかである。その堤防が森忠政の美作入国の後、城下町の建設と共に築かれていったことについては、『津山市史』第三巻に詳しい。津山松平藩も先代森氏の町造りをそのまま受け継ぎ、幕末まできたのであって、町の景観を変えるような治水工事を行っていない。当時はどこでも土木工事が人力によるために、強固な護岸工事は市街地や耕地でも流失のおそれのある箇所に限られた。耕地はむしろ洪水の際の遊水地帯として、水をたたえ本流の水位を下げる役割を与えられていたから、洪水の際の農作物の被害はやむを得ないものとされた。護岸対策としては往古から堤防の上に竹藪を繁らせることであった。藪の根が堤の土を抱え強力な護岸の役を果たした。津山藩では、法令で次のようにいう。

「大川筋川端、竹木生置き候事、其場其場吟味の上、洪水の節、浪除のために候間、立て置くべく候事。」

「小川筋川端に、はやし立て間敷候。」（郷中御条目）  
大川筋の川端に竹木を植えるのは、洪水の時の浪除けを

目的とする。激流の浸入と、流水等ごみの流入を防ぐのである。竹木の生えている場所を吟味して、川の流れをさえぎり、作物の日陰を作るような場所では竹木の伐採を命じている。また、「諸国の川筋が年々埋まり、水の流れが悪くなっている。天領・私領に限らず、川通りにつく寄州よしゅうを開墾して田畑にしたり、藪・真菰まごも等を植えてはならぬ。」という幕府の法令を、津山藩も農村に対して命じている。

水害は、火災のように町民各自の細心の配慮によって防げるものでない。松平藩時代に津山城下を水害から守る日常的な配慮も、右の農村に対するものと大差がなかった。正徳三年（一七一三）、藩は次のような内容の御札を立てた。

- 一、町構かま大川筋土手の石垣端に、はで木立て申す事。
- 一、大川筋土手上の石を取る事。石垣根を畑に開く事。
- 一、紺屋こいもがり（干物場）を石垣際に立てる事。
- 一、川筋石垣なげの築石・捨石、少々のはぎ石を抜き取る事。石垣蛇籠じよむの上にて、うなぎ釣る事。

以上の事を禁止する。

石垣防護の配慮である。（「津山地方水火其他災害記事」）

寛政一一年（一七九九）「八出村之内百間土手御藪番」という役を置いた。百間土手は東新町東端の吉井河畔から落合橋にいたる土手で、この土手の藪は藩の管理するところであった。この時の藪番の仕事は、土手の表裏の藪を「入念仕立しなだ」ることと、竹の盗伐や竹の子の採取を取り締まることであった。この禁令の冒頭に「御藪川手の方、是迄粗末等閑ちうま」になっていたからであるとして、この役が吉井川に面した藪の育成保護を目的としておかれたことがわかるのである。

このような洪水防護の環境整備に対して、洪水の時の対策は堤防からの溢水防止が唯一のものであった。このための準備と増水時の活動を、藩では「洪水防こうづぼう」と呼んでいる。

## 洪水

松平藩時代の水害を年表的に掲げることは難しい。堤防が決壊したり堤防を越えて水が市中に流入した洪水と、後世洪水防ぎの参考とされてきた洪水を挙げてみると、表25のようである。

津山開府間もない慶長一二年（一六〇七）の洪水は、南新座西土手（藪田川河口東側か）を崩し、現堤防の内側川沿いの町を、宮川まで全部流失させたことになる。

(表25) 吉井川・宮川洪水による津山町方浸水災害一覧

年(西暦)	月日	事 項	出 典
慶長12 (1607)	9, 3	南新参町(現南新座)西土手崩壊、南新座、魚町、船頭町、河原町、吹屋町家々流出。	聞
寛文 7 (1667)	6, 13	宮川出水、中山神社鐘楼倒壊。	聞
延宝 1 (1673)	丑の夏	加茂川筋出水。	聞
天明 6 (1786)	8, 29	林田土手決壊、市中浸水。	町
寛政 7 (1795)	8, 29	安岡町堤防決壊、家屋流亡なし。丑年以来の水	町
享和 1 (1801)	8, 19	船頭町・東新町土手を水越え、市中浸水。	町・月番
文化 9 (1812)	5, 27	宮川出水、大橋流失、水兩岸を越え市中浸水。 (寛文以来の宮川洪水)	町
嘉永 5 (1852)	8, 22	船頭町、河原町、伏見町、材木町、勝間田町、中之町等床上浸水。	町

註：聞は『武家聞伝記』、町は『町奉行日記』、月番は『大年寄月番日記』による。

(表26) 洪水被害報告の内容

	寛政7年 (1795)	享和元年 (1801)
田 損 毛 高	14633石4斗1升余	9677石 9升余
畑 損 毛 高	1716石8斗8升余	640石9斗1升余
流 失 家 屋	20軒	4軒
半 潰 家 屋	12軒	18軒
山崩潰家屋等		9軒
水車流失破損	4か所	4か所
川 除	2329間	9744間
井 堰 破 損	139か所	303か所
山 崩	2か所	56か所
橋 流 失	27か所	32か所
流 死 人	1人	

『江戸日記』による。

南新座は、当時寺町であった。後に寺院を今の寺町の位置に移し新参町と呼んだ。『武家聞伝記』津山郷土博物館影写本) 松平藩時代になって、寛政七年(一七九五)、享和元年(一八〇一)、嘉永五年(一八五二)の洪水は特別で、城下ばかりでなく藩領全体の被害も大きかった。寛政七年と享和元年の洪水について、藩が幕府に被害状況を報告したものが表26である。

(表27) 津山町分浸水被害一覧

	寛政7年	享和元年
東新町	床上3尺	床上3尺余
西新町	床上3尺	床上1尺1寸5歩
中之町	床上1尺	床上5寸余
勝間田町	床上1尺5寸	床上2寸余
林田町	床上9寸	
橋本町	床下5・6寸	
材木町	床上1尺5寸	床上1尺5寸余
伏見町	床上1尺3・4寸 横丁床上3尺	床上4尺余 横丁床上4尺余
京町	床上7・8寸 横丁床上2尺8寸	床迄 床上3尺2寸余
堺町	床上1尺2寸	床上迄 横丁2尺2寸余
小性町	床上2尺2寸	床上2尺2寸余 横丁床上3尺2寸余
河原町	床上3尺	床上3尺4・5寸余
船頭町	床上3尺1寸	床上3尺2寸余
吹屋町	床上9寸	床上1尺8寸余 横丁床上2尺余
新魚町	床上1尺4寸	床上2尺5寸余
桶屋町	床下1尺2寸	床上1尺余 横丁床上1尺5寸
新職人町	床上1尺2寸	床上2尺余
元魚町	床下8寸余	床上1寸余
西今町	横丁床上8寸	床下4・5寸余 横丁床上1尺1・2寸
二階町		床下3寸余
茅町	床上8寸	床上8・9寸余
安岡町	床上6寸	床上1尺5・6寸余

1尺は約30センチメートル。 『町奉行日記』による。

享和元年(一八〇二)の洪水は八月十六日から降り始めた雨がやまず、一九日午後から大雨となった。五つ時(午後八時ごろ)から船頭町土手上に水が迫ったので、土俵を積み上げたが守り切れず、ついに土手を越えて流入が始まった。見回りの大年寄玉置源五兵衛が、町奉行に次のように報告している。(『町奉行日記』)

大洪水に相成る趣、(中略)川下へ相廻り牢屋付近

見繕い候処、牢屋外屋敷へはおびただしく水切込み、(中略)林田へ参るべしと存じ、伏見町まで出かけ候所、最早腰水に相成り、人馬共に叶いたく、何卒船を入れ候ように精々申付け候得共行き届き兼。尤も並の高瀬船は町へは一向入り申さず、小船相尋ね候ても最早川端へ行く事叶わず。(中略)宮川大橋も橋一杯の水にて、中之町より先へは人馬共叶いたく、こ

れに依って東新町辺の小船引寄せ、中之町より船にて東新町升形之辺まで相越し見及び候所、肥後屋裏土手余程切れ込み、小家二軒潰れおり候得共、怪我人はこれなく、町筋大方逃げ去り候趣。(以下略)

という状況だった。当時牢屋は材木町本琳寺西隣にあった。各町別の浸水状況は表27に見られる。出雲街道の主要町筋はすべて床上浸水である。「二階町は馬形町の角上、元魚町は伊勢屋あたりまで水がきた。七年前(寛政七年)の洪水より二尺(約〇・六メートル)程も増水した」と『町奉行日記』は述べている。

### 防水体制

この享和元年  
(一八〇一)

洪水以前、洪水時の出動体制がどのように定められていたかについては、資料が残っていない。この洪水の翌年七月に、藩は「洪水之節防水配」を定めている。その後、文化五年(一八〇八)、文政四年(一八二一)の改訂が

(表28) 吹屋町船頭町土手筋洪水防人員表

町村名	準備	洪水時出役人数	锹	唐锹
京町	○			
堺町	○			
新職人町	○			
桶屋町	○			
新魚町	○			
吹屋町	○			
小性町	○			
船頭町	○			
河原町	○			
二丁目		8	3	1
三丁目		14	3	1
上紺屋町		13	3	1
下紺屋町		14	3	1
美濃職人町		6	3	1
戸川町		31	3	1
山北村		25	3	1
小田中村		10	3	1
惣社村		18	3	1
計	9町	139	27	9
西今町		22	3	1
坪井町		31	3	1

文政4年「町火消役割割洪水防水配控帳」による。

あったが、多少の人数変更を加えただけで、幕末まで享和二年の「防水配」が継承されている。ここでは最も幕末に近く多少とも改訂整備された、文政四年の「町火消役割洪水防水配控帳」(玉置文書)によってその一端を見よう。洪水防ぎの分担地区割は次の六地域である。

①吹屋町船頭町土手筋。 ②林田土手筋。

③筋違橋安岡町茅町土手筋。④宮川土手筋と宮川大橋。

⑤蘭田川土手と西今町橋(翁橋)。 ⑥牢屋詰。

このうち、①の吹屋町船頭町土手筋について、各町の分

担と人数割を表示すると、表28のようである。

この土手筋の洪水防ぎに割り当てられた町は一五か町と在方の三か村である。西今町、坪井町の二町は、藪田川出が少ない時は、この土手筋へ出る手はずである。仕事の内容は準備と、出水当日に分かれる。表の中の○印九か町は平素次の準備をしなければならない。

- ①各戸土五升を持ち寄っておく。
- ②空き俵五〇〇俵。(縄も)
- ③棒二〇本。(俵をかつぐ)
- ④網二〇筋。
- ⑤そうき(土運びの籠)一〇個。

これらは町年寄宅へ預けておく。以上の準備を洪水の季節までに行うことであつた。土手越えの水を防ぐために、五〇〇俵分の土と俵、それに運搬用の棒と網を用意するのである。この仕事をする町を他の組で見ると、

林田土手筋 東新町・西新町・中之町・林田村

安岡茅町土手筋 安岡町・茅町

となつている。土手越え水の流入や決壊のおそれのある土手沿いの町は、洪水に際しての出役はない。洪水に際して出役する人足の仕事は、「土俵仕立て、相防ぐべき事」

とあつて、土俵の作成と、水が堤防を越えるおそれのある所へ、土俵を積み、街への流入を防ぐことであつた。

宮川土手は伏見町・材木町が空俵二〇〇俵用意、人足は林田町・勝間田町・橋本町から出た。ここだけは、藩の作事奉行が管轄し土俵も作事方が土づめをした。火災の時にも、町周辺の郡代支配下の村からも人が出たように、洪水の時も、林田土手筋には林田村・川崎村・太田村が、安岡茅町土手筋には、新田村・広原分から人足を出す規定であつた。

洪水に際しては、町奉行が総指揮をとつた。吹屋町船頭土手と林田土手に町奉行、安岡茅町土手には、作目付、郡代所下代、大年寄・大庄屋が充當されている。

増水についての連絡も、取り決めがあつた。

東新町は、東新町東端の雁木(川へおりる階段)の上から三段目、西ノ雁木では四段目に水が乗つた時。

吹屋町船頭町は、両町境横町出抜の雁木上より四段目の、西より三ツ目赤色の石の下面に水がかかつた時。

紫竹川は筋違橋上貫へ水が乗つた時。

等々、町奉行所へ報告する基準が決められていた。



### 第三章 松平藩時代の商工業



図17 津山町人町の図 堺町付近 (荻田善政氏所蔵)

### 第三章 松平藩時代の商工業

#### 一、藩札

##### 銀札の発行

江戸時代には金・銀・銭の三種の貨幣が流通した。大坂を中心とする関西以

西では銀を本位貨幣とし、江戸経済圏では金貨が本位貨幣であった。この外に各種の紙幣が発行された。それぞれ

の貨幣に対して、金札・銀札・銭札の三種があった。

美作国でも、すでに津山森藩が延宝四年（一六七六）

に銀札を発行したことが知られている。（『津山市史』第

三巻、『美作略史』）宝暦五年（一七五五）大久保忠興

領分（小田原城主、陣屋は久米北条郡奥山手村西川<sup>じがわ</sup>）現

旭町）で銀札が発行された。（通称西川銀札）美作勝山

藩でも銀札が発行されている。（『勝山町史』前編）石見国（島根県）浜田松平藩が久米南・久米北条郡に移ってから後、浜田藩銀札が領内で流通したという。（『久米郡誌』）

津山松平藩も銀札を発行した。美作入国後間もない元禄一三年（一七〇〇）五月、藩は大年寄油屋孫右衛門と笹屋九郎左衛門に対し、幕府から銀札発行の許可を得たこと、「蔵合弥三右衛門<sup>みだち</sup>ならびに大坂で一人」を札元に命じたことを伝え、大年寄たちが「札見届、札場の儀」についてよく働いたとして五人扶持を与えている。大年寄たちは銀札の検査や銀札場の設営など発行準備を行ったのであろう。札元は普通資産のある町人が任命され、銀札には札元の名が記された。この場合「大坂にて

一人」を札元に任命しているが、その氏名も役割も明らかでない。藩札発行に当たって、大坂商人を札元にする事が信用維持のために必要だったのであろう。「大坂にて一人」の名は「大和田屋市左衛門」であるという説がある。(野村完六「津山の藩札」Ⅱ津山高等女学校「郷土研究」六号)二階町御門先北側角に銀札場ぎんざつばを置き、一〇月から銀札の交換が始められた。この時発行された銀札は、一匁札、五分札、四分札、三分札、二分札の五種であった。(『美作略史』)一〇月一九日に銀札の発行が触れだされ、二五日までを猶予期間とし、この間は金・銀・銭・銀札の混合通用を認めた。二六日以後は武士・町人・農民ともに、金銀銭貨と他国札の通用を厳禁した。銀一分九厘までは、一文銭の使用を認め、二分以上は、銀札を使用するのである。こうして、領内での銀札の通用を強制し、幕府の発行する貨幣に代わり、津山藩では、小額の銭を除き、銀札だけが通貨として通用することとなった。

その後宝永四年(一七〇七)一〇月、幕府が藩札の使用を禁止したため、一時的に中断する。

今まで通貨として通用してきたものが、ある日突然使用できなくなるのであるから、大変な混乱が予想される。一〇月二〇日、藩では、直ちに銀札場で銀札を正金銀と交換することを中止した。これは取り付け騒ぎに対するため、その当時流通している銀札については、およその交換期限を一二月中旬とし、銀札廃止の期限は追って示すこととした。当面、各人の所持銀札数を、ざいた在方(農村)は村ごとに、城下町人は町ごとに取りまとめ、それぞれ、郡代・町奉行へ、一〇月中に報告するよう命じて

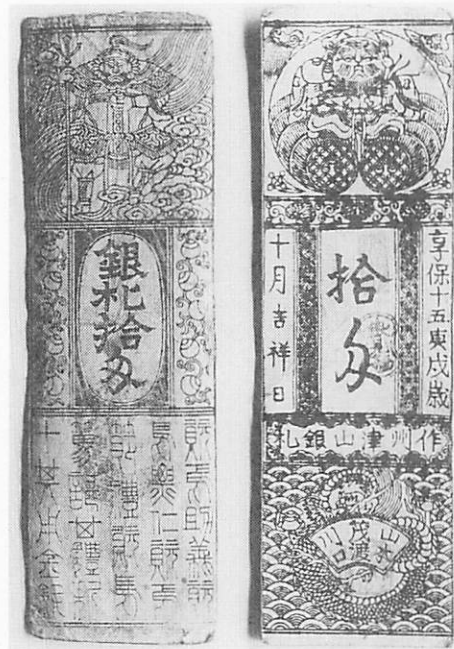


図18 享保15年銀札  
(津山郷土博物館所蔵)

いる。この時の領内の様子、藩財政への影響などについて、詳しいことはわからない。しかし、かなりの混乱が生じたであろう。翌年閏一月一八日の『国元日記』に、銀札引替後は、銭相場が「切々高下」し、「諸色高直」とある。銭相場が不安定で、物価も高くなり、町方から度々願書が出る有様となった。このようなことも銀札廃止後の混乱の一端であろう。この対策として、藩は両替業務をしていた町人太布屋忠兵衛に、近国の銭相場を調査させ、これに準じて「相場立て」をさせることとした。以来、太布屋が銭相場を公示することになった。こうして、しばらくの間は、幕府発行の正貨が通用したが、享保一五年（一七三〇）六月、幕府が再び藩札通用を許可したので、津山藩でも、同年一〇月から再度、銀札の発行を始めている。銀札通用規定は前回とほぼ同じであった。蔵合孫左衛門と斎藤孫右衛門を札元としたが、宝暦一〇年（一七六〇）に二人は役を免じられ、山本三右衛門・材木屋（茂渡）市右衛門・福永屋（川口）藤十郎の三人に代わっている。（以上、特に註記のない場合、『国元日記』による）

## 銀 札 場

銀貨・金貨と銀札との交換業務を行う役所を、普通「札座」「札会所」というが、津山藩では、「銀札場」と呼んだ。

銀札場は銀札場奉行のもとに属し、銀札場奉行はまた札座奉行とも称して、五〇石〜一〇〇石前後の者が登用され、後には御金奉行をも兼務したこともある。その下で六人〜八人の札元が実際の業務を取り仕切っており、彼らは藩から六人扶持ないし三人扶持を給されていた。そのほかに、手代が八人、秤屋が二人、判刷手代が二人常時銀札場に詰めていた。一〇万石復帰後は、手代が一〇人に増やされている。

銀札発行に際しての規則は先に述べた。享保一五年には、藩内での銀札強制通用の規則のほかに、銀札場における幕府正貨との交換率が決められている。例えば、銀札をもって正貨と交換する場合は、銀札一〇二匁と銀一〇〇匁と交換し、逆に銀をもって銀札と交換する場合には銀一〇〇匁と銀札一〇一匁を交換することになっていた。金額の多少はあってもこの交換率で行われ、差額が銀札場の収入となった。銀札は元来、兌換紙幣であったことがわかる。また、包貨を希望する場合には、銀なら

ば一〇匁以上、銀札ならば二〇匁以上であれば、〇、一五パーセントの手数料で包貨と交換できるようになっていた。この手数料を「包貨」という。包貨は、「包金」「包銀」と呼んで、一定の様式に従って、幕府正貨を紙に包み、表面に「小判五拾両」「銀五百目」等と記したものである。全国通用の包貨は、「包金」は幕府の御金改役後藤庄三郎に包封させ「後藤包」、「包銀」は銀座の大黒常是に包封させ「常是包」という。このような包銀を津山藩銀札場も行っていたことがわかる。銀が秤量貨幣であることから、包貨は取引ごとの秤量の手数を省き、不良銀貨を排除する目的があった。町や村に課した御用銀の納入、被下銀（下賜銀）の下付、米・練綿などの大量取引の決済、処罰による家屋・財産の没収・競売銀の上納などに用いられている。

### 他国銀札

このように、領内で津山銀札の専一的通用が強制されていると、他国からの商人は仕入れや販売に必ず津山銀札を使わなければならず、銀札場での交換に要する手数料や手間は大きな負担であった。幕府正貨である金・銀・銭のほか他国銀札の使用や引き替えも禁止されていて、これに対する禁止令

も度々出されている。宝暦一〇年（一七六〇）には、財政改革の中で、違反者に対する過料「十増倍」（今までの罰金の一〇倍）とされたこともある。しかし、この行為が止むことはなかった。

享和元年（一八〇二）の九月と一〇月に、藩は触を出して、他国札の津山城下での交換を許した。他国札遣いは「不埒至極」としながらも、「近領より他札持ち来り、調物に参り、外に当札（津山札）持ち合せず、差支え候節」に限って、「此度は用捨せしめ、一旦当札に引替え」させて使わせるのである。その際、他国銀札一匁につき、三銭の手数料を取って、八人の城下有力町人に引替業務を命じている。（『町奉行日記』『以後留』）

領内の者に許可したのでもなく、他国銀札と津山銀札の混合流通を認めた訳でもない。藩域を越えて、商業が拡大し、通貨の一層の流動性が求められている中で、藩側が譲歩せざるを得なかったのである。津山銀札も、「津札」と呼ばれて、周辺の他領で流通している。

他国銀札の内「西川銀札」については、文政一〇年（一八二七）七月上旬、西川の札座大黒屋孫太郎が交換を中止したことがある。領内町人・農民も多量の西川銀札を

保有していた。大年寄や大庄屋は藩に対して、領内町人・百姓が他国銀札使用の禁令を破っていることを詫びながらも、町人・農民が西川札の兌換停止によって困窮し、破産寸前であることを訴え、藩から当時の西川を管轄する龍野藩へ交換再開の交渉をしてくれるように、嘆願書を出している。藩は願いを認め、交渉している。西川銀札をはじめ他国札が流通し、城下の町人も領外商人との取引に、他国札なしでは立ち行かない状況になっていることがわかる。

銀札の役割

津山藩の当初の銀札発行額や、いつ追加発行したかということについては記

録がない。銀札発行には幕府の許可が必要で、一五年の年季ごとに願書を出して許可を受けて継続した。この時幕府は銀札発行状況の報告を求めている。津山藩『江戸日記』に享和三年（一八〇三）と文政元年（一八一八）の報告があるので表29とした。この表で、同日記が「銀札総銀高」としている項目は実は当時の市場流通高である。「通用銀札預り高」は「通用銀の預り」と書いていて、商人が日常流通している手元の銀札を銀札場に預けたものである。銀札場はこの銀札を市場から排除している。

この両方を合計した額が、津山藩の銀札発行総額であった。享和三年には預り銀札が銀札発行総額の三四パーセントに達している。享保一五年（一七三〇）から享和三年までの約七〇年間に およそ三、〇〇〇貫弱の銀札が発行されていることがわかる。

津山藩が藩札を発行した事情は明らかでないが、他の諸藩がそうであるように、先代森藩も松平藩も藩の財政難克服を藩札発行に求めたと

(表29) 津山藩銀札発行銀高

(単位は貫、匁。)

年代	(西暦)	銀札総銀高	通用銀札預高	合計	出典
享和 3	(1803)	1982,669.	1012,160. (34%)	2994,829.	江
文政 1	(1818)	2135,022.	859,800. (29%)	2994,822.	江
天保13	(1842)	2135,208.	---	---	日

- 註1：『江戸日記』は銀札総銀高に続いて各札の発行枚数を記し、別記して「通用銀札之預り」として「預り札」各額面と枚数を記載している。  
天保13年に銀札預り高の記載はない。
- 2：通用銀札預高欄の（ ）は、銀札発行総額（合計）に対する通用銀札預高の割合を百分比で掲げた。
- 3：出典「江」は『江戸日記』、「日」は『日本財政経済史料』による。

してよいであろう。藩札を發行すれば紙幣發行権を藩が握り、藩財政の状況に合わせて藩札操作ができる。ある時は年貢の米納を強制し、時には銀札による代銀納を許可する等のことを度々行っている。準備銀を越えて藩札發行を行うこともあったはずで、銀札發行銀高三、〇〇〇貫は、米一石が銀六〇匁とした時は五万石にあたる。

銀札を發行したもう一つの理由は、松平藩が銀札を發行した元禄一三年には、「銀子、錢度々相触候得共、今以拂底」（「御触書寛保集成」とあるように、全国で正貨である銀・錢が不足していた。銀札發行に町大年寄が積極的に動いたことを見ても、商業の発展に対応する通貨が不足していたという事情もあった。銀札の發行は正貨不足を補う意味もあったといえる。

寛保二年（一七四二）、銀札場は「正銀引替追々相増し、正銀拂底に相成」る状態であった。銀札場役人は御金奉行へ貸しつけた銀の返却を求めたり、大坂へ「鳥目（一文錢）千八百貫」を送って換銀して銀一二貫を得、岡山へ錢九〇〇貫を送って換銀するなど、正銀引替に応ずるために準備銀の確保に八方手を尽くしている。この年は、前年の年貢納入を正米に限定し、銀札納入を藩が拒否し

た。（第四章六、年貢米未納参照）この時、藩は銀札の回収よりも正米を集めたのである。こうして銀札の価値が下がると、銀札場に正銀への交換が殺到する。通常藩は銀札の価値が下がらぬように、流通必要量の調整をしている。その方法は「封印銀札」の制度と、銀札による御用金の賦課である。

宝暦八年二月二十九日に、「町方六十八貫匁封じ銀札仰付られ候」「惣町へ七十貫目括り札仰付られ候、人数百六十余人」と見える。この時は、江戸屋敷敷類焼に対応した財源確保であったが、明和五年（一七六八）四月の「以後留」に、

「惣町封印銀札、此方共三人（大年寄）並諸吟味長右衛門立会い、四月三日、忠兵衛（両替商）宅にて相改め、小櫃に入れて銀札場へ預け置き、札元茂渡市右衛門へ相渡。尤、錠相おろし置き、右の帳面鍵伊勢屋長右衛門に預け置き候事。」

封印銀札高八十二貫九百匁也。」

とあって、「封印銀札」が制度化され、預りの手順が決められている。このようにして銀札を銀札場で預り、銀札の過流通を避けようとしている。商人は資金が必要に

なると開封願を提出し、自分の銀札を得るのである。寛政二年（一七九〇）の『以後留』の記事には、「封印銀札残らず開封の由」とあって、この制度が余剰銀札凍結に十分な機能を果たしたとはいえない。先に（表29）に掲げた「通用銀札預高」は、この封印銀札の預り高である。

銀札場が果たした役割は単に銀札と正貨との交換業務のみではなかった。津山藩における中央銀行的な意味あいもあった。江戸や大坂で急な出費があったような場合には、銀札場で資金を調達することもしばしばであった。また、資金繰りに困っている商人たちには資金融資も行い、特に問屋の破産・断絶による領内経済の混乱を防ぐためかなり意を用いていた。しかし、放漫経営から財政的に破綻を来たす者は跡を絶たず、銀札場の財政状態はけつして余裕のあるものではなかった。

文政一二年（一八二九）六月、勘定所及び銀札場から貸し出している銀札の回収状況がよくないため、きちんと返済するよう達しが出されている。同時に銀札場の主要な事務を処理している札元に対しても、返済が進んでいない者に対して適切な処置をしてないとして、厳重に

注意がなされている。しかし、その札元自身も資金融通を受けており、未返済分がかなり残っていたのだから、適切な処置など取れるはずもなかったのである。

## 二、さまざまな商い

**町中御仕置** 津山城下で町人として生活していくた

**条 目** めに種々の制限があったことは、森藩時代に続いて、松平藩になっても同様であった。（『津山市史』第三巻参照）元禄一四年（一七〇一）、「定」という題で、五五か条にのぼる町人向けの法度（はぢど）が出されている。後には「町中御仕置条目」と表題されて、明和五年（一七六八）、安永五年（一七七六）、文化二年（一八〇五）とくり返し出されていて、この「定」が、津山城下の町人に対する基本法とされていることがわかる。

（玉置文書、『岡山県史』津山藩文書所収）この章の初めに「町の変化」の所で掲げたように、城下の町方の人口は減少し続けた。そのためであろうか、この法令にも町に来て町人になろうとする者を禁ずるような条文はない。ただ、不審な者、浪人、奉公人などに対しては警



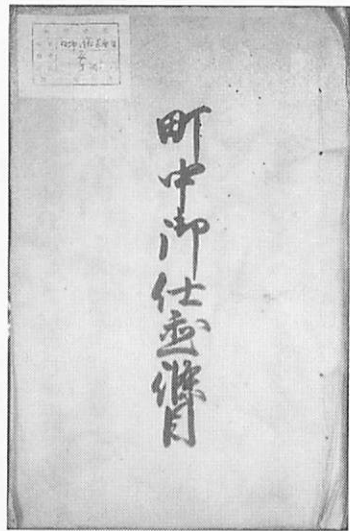


図19 町中御仕置条目  
(津山郷土博物館所蔵)

戒的で、新しく城下の町人になる時は、

「他領の者、当町へ妻子を引越、商売仕るにおいて  
は町奉行へ相達すへき事。」

というきまりによつて、元住所の庄屋・五人組承知の上、  
信頼される保証人を立てて願書を出し、町年寄・大年寄  
を経由して町奉行の許可を得る必要があつた。

村と同様に五人組は「家並最寄次第五軒宛組合、常々  
油断なく吟味仕るべき事。」とされ、不審なことがあ  
ればたとひ親類・縁者・親交のある友人でも、すぐに年  
寄や五人組へありのままを届け出よと定めている。

津山の城下から、商人や諸職人が他所へ出る時は、落

ち着き場所を名主（年寄）まで申し出ること。妻子の引  
越先へ居住する場合は、町奉行まで届け出ること。遠国  
へ行く時はその理由と期間を述べた願書と証文を揃え、  
五人組の連印と町年寄の印を得て大年寄に提出する。大  
年寄は奥書（可否適不適の意見）をつけて町奉行に差し  
出し、その指図を受ける必要があつた。町から出さない、  
あるいは転居を認めないわけではないが、かなり嚴重な  
手続きが必要であつた。

元武士であつた者が町人になつた時は、五人組帳に記  
載して町人同然の扱いとすること。主人と使用人との公  
事（争い事）、親子の間の公事は、「勿論主人次第」「親  
次第」とすると決められていて、主人や親の思いどおり  
であつた。主人や親に非があれば「理非」に従つて裁許  
するとしているが、まず絶対服従であらう。

この「定」には商業活動を制限する二つの条文があり、  
町人の活動を拘束した。長いが重要なので摘記してみる。

一、何事によらず新規を企、又は、徒党を結び、一味  
致す輩、曲事（違法処罰対象）たるべき事。

一、諸色（諸品）一所に買置き、しめうりの儀、堅く  
これを停止す。惣じて商人、職人等、仲ケ間申合、

直段・手間料高直に仕るべからず。もし、此旨、相背くの輩これ有るにおいては、詮議の上、急度(きびしく)申付くへき事。

この条文にかかわる事例がある。延享二年(一七四五)東新町の商人が鶏卵船積みの許可を得て、一箱七〇〇箇入り一五〇箱を川下げした。六年後、宝暦元年(一七五二)、城下七町の商人が「玉子願事」について、連印の願書を提出した。大年寄は奥書をせずに内々で町奉行に相談したところ、「結党致し候事、予ねて御大法にて致さざる事」を取り次いだとして大年寄は厳しく叱責されている。願書の内容がわからないが、七町の鶏卵扱いの商人連合の願書に相違なく、商人の願書は却下されている。城下町人の活動が総じて藩の指示に従順で、仲間があつても主体性に乏しいきらいがあるのは、この体制に原因の一端があると思われる。

### 株と仲間

江戸時代の城下町ではどこでも同じであるが、津山城下でも商工業を営む者はまず五人組帳に記載され、近隣に認められていることが必要である。その上で幾つかの業種は、「株」を持つことが必要だった。株は商工業を営む権利であつて、株

を持たない者は営業できない仕組みである。宝暦元年に、町奉行所は「二歩仲買」(掛合問屋の項参照)を行う者を三七人に決めた。天明四年(一七八四)髪結一九人、

寛政二年(一七九〇)古道具屋二〇人というように、藩が営業者の人数を藩の側から指定している。人数を指定した時期から後に「株」を譲り渡す、とか、人数内の一人が休株(株は手放さないが、営業しない)となつていくというような記録があるので、人数指定は株数の指定であることがわかる。株を持つ業者は同業者ともし「仲間」を作つた。藩では「酒屋仲間」とか、「醬油座」のような呼び方をした。宝暦九年(一七五九)藩は財政改革の一環として「紅座」「木綿実座」「晒臘座」「醬油座」「繰綿庭座」「塩問屋座」「魚問屋」「木石灰座」の八座を停止させた。(『市中諸運上物掟書』) また、天保一三年(一八四二)幕府の株仲間解放令に沿つて、「髪結株」「式歩中買株」「煮売株」「業種株」「足袋屋人数定」「織人数定」「むし紺染人数定」「線香屋人数定」について「今般取放仰付られ候」としている。(『御定御定書』) 二回の停止令によつて、当時特定の業種を独占営業していた仲間があつたことがわかる。今、多少の資料の残る

ものについて、仲間をめぐって津山城下の商業・職人の動向をたどってみよう。

## 米商人

藩経済の根幹をなすものは、年貢米の売却による収入である。年貢米の内、

大坂蔵屋敷に回漕される蔵米の外は、家臣の扶持米等も何らかの形で城下で消費される。天領の年貢米納入にはその三分の一を銀納する制度があり、換銀用の米（銀納米）が津山城下に持ち込まれた。美作国内の私領年貢米の一部は、それぞれ藩が川湊みなとに持つ蔵で払い下げた（地払米）。他に領内外の農民の売却する米もある。出所は多岐にわたるが、このような津山城下周辺で流通する米を扱う商人が米仲買である。元禄一〇年（一六九七）、森藩改易の時の幕府代官への引継文書には、「米買他国商人宿屋七人、米仲買十一人」、『作州記』には、「米仲買九人、米問屋五軒」、続いて米問屋の割註には、「他国米買いの宿いたし、米買候て遣つかす。」と註記している。天明期（一七八一〜八八）ごろ使われた大年寄手元の「町方一覽」（玉置文書）には、米買宿九軒、米仲買一四人とあり、この人数が津山松平藩五万石時代の両者の定数（株数）であった。米買宿屋株や米仲買株は譲渡もされ、

株のない者に米商いはできない仕組みである。『作州記』に見える「米問屋」は、註記によれば他国の米買商人を宿泊させ、その注文に応じて米を買ってやる者である。

米買宿は米問屋であろうか。宝暦六年（一七五六）には米仲買以外の者で正米（現物）や御蔵切手を売買する者があり、その禁令が出た。「米買問屋」への「申渡」に、「式歩仲買や馬持共が米の取り次ぎをしているので、やめるよう申付けておいた。おまえたちが他国米商の宿屋をしているのは、米買達の求めを米仲買に取り次ぐことであり、それが仕事なのだ。米買以外の者に取り次いでならぬ」といつている。ここでも『作州記』と同様に、「米買問屋」の業務内容は「米買宿」である。米買宿は、米買商人の宿屋であった。寛政九年（一七九七）、幕府役人に対して町人は「爰元こゝもと（津山城下）にて米問屋と申ものこれなく」といつている。（『町奉行日記』）米問屋は、業種として分離独立していなかった。

## 米仲買

前記禁令の中で米仲買への「申渡」に

「米・大豆売買口入くわい」を行うことが米

仲買の仕事であり、「随分身軽くかけ走り、米調ととのえの者共の差支さしかえに相成り申さざるよう相勤可申候。」とある。

米仲買は、米売買行為の間に立って、米を求めに来た者に迷惑を掛けぬように、米を斡旋する事（口入）が仕事であった。三丁目小倉屋茂兵衛を新しく米仲買にする時、米仲買二人が保証人となった。その證文には、

「御藏米並御家中様方御米は申上ぐるに及ばず、百姓町人の売買米、相場少しでも掠め申さず」

として、取り扱う米の範囲が示され、相場に従うことを誓約している。続いて、

「肝煎代銀札相渡し、米請取、買主へ相渡、相違仕らざる様、才許仕り申すべく」

といい、米の売却物件を持ち込んだ者に、肝煎代（世話料）を渡し、米を買主へ渡すまでの行為を、間違いないよう取りしきることが米仲買の仕事である。米代銀は、買主が売り主に支払い、米仲買の収入（口銭）は、「買主より歩取申すべき事」とあって、取引石高に応じて、一石につき、この時は銀一分の割合で口銭を得るのである（この時は口銭一分とある）。

正徳四年（一七一四）の「以後留」に、「米買宿、仲買之儀二人宛輪番、口銭惣割賦に仰付らる。」という記事がある。他国他領の米商人が米買宿に泊まって、宿の

主人に米の売買注文を出す。米仲買は二人ずつ輪番で米買宿をまわり、各宿でまとめられた注文に応じて米を手配する。この事によって得る仲買口銭は、米仲買仲間に総割符する、ということであろう。

三分の一銀納のために天領の農民が売却する米（銀納米）は、各地米商人に買い取られ、船積みされて津山まで下り積み替えられる。船頭町より上流のものは対岸横山河原へ、加茂川筋からのものは百間土手下河原で船積み（積み替え）するきまりであるが、この銀納米の売買（売り先の斡旋等）に米仲買がかかわった。仲買の内、二人（一人は仲買頭）がこの期間中輪番で出張し、印判を押すのである。この時、「惣口銭割賦」とあるので、米の売買があったことは間違いない、その口銭は米買宿と同様に米仲買全員に分配されるのである。印判は荷主として押印するのであって、下流の船番所通過のため必要な手続きである。このことは、藩が米仲買を通じて、米の積み下げ数量を掌握する手段であったし、米仲買の印判のない米荷は、船方・蔵元・大年寄が川下げを承認しなかつたから、川下の船番所を通過できず、藩の米移出禁止の時は、米仲買に押印を禁じておけば川留はたや

すく実現できた。

米仲買の口銭（手数料）は、従来米三俵（一石）につき銀一分であった。正徳五年（一七一五）、町奉行所は、米仲買の願いにより銀二分とすることを認めている。享保元年（一七一六）、町奉行所は、「仲買頭役」を新設して二人の米仲買を任命した。そして、米の「相場付毎日はり札、仲買居宅に仕るへき由」命じている。（以上『以後留』）米相場書は、宝暦四年（一七五四）八月一日の『町奉行日記』に一石当たり銀札にして、御蔵米三拾九匁五分 町米三拾六匁五分

とあって、これは米仲買仲間から、町奉行所に提出された。米仲買居宅に掲示された「はり札」の内容は、この町米相場であろう。

蔵米の城下での売却（地払い）に際しても、米仲買が大きく関与した。蔵米以外の町米（他領米・町内の米商人保有の米）の取引は、掛合間屋で行われた。（掛合間屋の項参照）ここで米仲買全員が取引するので、米相場はこの中から生まれてくるのである。

このように、津山城下での米穀の大量売買は、必ず米仲買を通して、あるいは立ち会いのもとに行う体制で

あった。

しかし、米仲買の権利を侵す者もあった。百間土手下の落合橋河原に積まれた銀納米が、米仲買を通さず「直売」（直接売買）され、町内で米雑穀を馬持そのほか

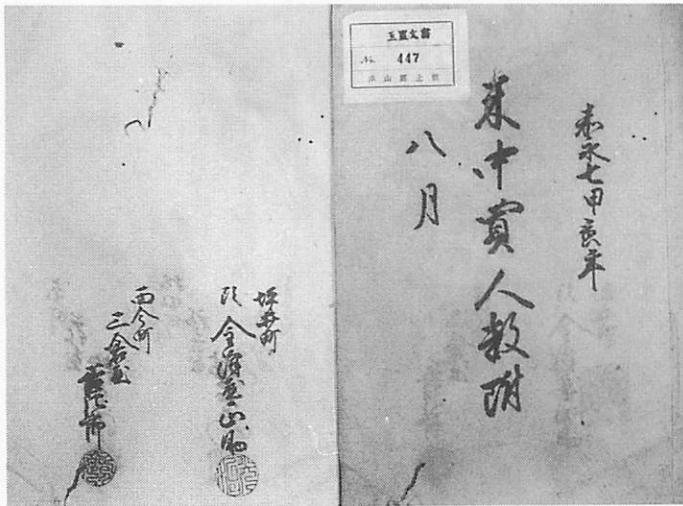


図20 米仲買人数附（嘉永7年）（津山郷土博物館寄託・玉置文書）

直売すると、仲買が町奉行に願いを出している。町奉行は今後、「直売買は仕るまじき旨」の達を町方へ出して、

米仲買の権利、実は米仲買を通じて米を売買する体制を守ろうとしている。他方で藩は年貢米未納・凶年など、

藩庫に正米が不足した時は、川留を行って米の積み下しを禁じ、周辺天領米の川下げも拒否した。元文四年（一七三九）には、「御蔵米不自由」として、米一石「銀札

八〇匁」に制限する指示を出した。町米は、ざる米・袋米共に、他領は勿論、領内農村への販売も禁止した。天

明三年（町方騒動の後）は正米不足であったが、藩は米商人が「何となく余分の米買入候事遠慮致すや」として、

米の買入れを命じている。「出米外へ（領外他国へ）洩れ候も計り難く、安堵のため」（「以後留」という理由

である。米仲買の活動は、藩の米価政策によって阻害されるのである。株を与えられ、仲間を作りながら主体性

はなく、藩の蔵米販売の実質的な担い手であり、藩の米価政策に追従し、これを支える役割を果していた。

### 米相場

米相場書きをはり札するという時、この相場は米一石の時価のことである。

この相場の決め方について、寛政九年（一七九七）一〇

月の「町奉行日記」に従来行われてきた方法を記している。

「御払米、御勘定所より御達御座候て、私ども仲間ならびに町方米取扱の商人どもまで、入札差上、すなはち落札の者、右御払い米頂戴仕り、代は正銀にて上納仕来たり候」

この文の要点は、藩の蔵米が津山で売却される時は米仲買仲間と町方の米を取り扱っている商人たちが参加したこと、値段の決定は入札によったこと、支払いはこの場合に限り、銀札でなく「正銀」で上納したことなどである。「町方米取扱の商人」は蔵元や米買宿屋を指している。宝暦九年財政改革の中で、「二歩仲買」と「馬持」を加えたこともあった。この時の落札値段が米仲買の「はり札」に書かれる「御蔵米相場」であり、町米はそれより銀三分（後に四分）下げた値段であった。

津山城下を中心とする米相場が、どのような条件を考慮しながら先の入札値段Ⅱはり札表示の相場に現れてくるのか、については、寛政九年、幕府役人の質問に対する大年寄の返答によって理解できる。その内容はおおよそ次のようである。

①米相場は元来上から指図するのではなく、仲買たちの  
 売買によって決まってくる。

②大坂・隣国の相場を念頭には置いている。

③しかし、「地合じあひにて（というものもあって）」、日々売  
 買があるので、前後（周囲の状況やこれまでの経緯）  
 を考えて、人の氣に叶かなうところを、その日の相場と決  
 める。

④第一は、蔵米を建米（売買に際しての基準米）とし、  
 蔵米の払い値段によって相場が決まる。その相場の四  
 匁下がりよちを町米の上米とする。中・下米は、三匁ずつ  
 引き下げて相場を決めている。これは昔からのやり方  
 である。

⑤蔵米は毎日払い下げられる訳ではないが、家臣の俸禄  
 米は勝手に小量でも売るので、蔵米の相場建ては日々  
 あるといつてよい。（『町奉行日記』）

このように津山城下の米相場は、松平藩の蔵米を建米と  
 した払い米相場が基準となっている。この払い米の入札  
 に当たり、仲買人は二つの要素を判断基準とする。一つ  
 は大坂や隣国の米相場の土台を考える。その上で、「地  
 合あひ」（掛合問屋で平素から行われている米売買の相場

とそのなかで感得される市場の雰囲気）を考慮して入札  
 するのである。この結果が「人氣に叶かなう」ところなので  
 であろう。

大坂の米相場情報はどのような経路で津山にもたらさ  
 れたのであろうか。宝暦九年（一七五九）の七月の払い  
 米の際、「御蔵元望のぞみの入札左の通り差し出す」として五  
 人の商人の名前を挙げている。「望みの札」とあるので、  
 藩は敷値を予定したふしがある。この藩の落札下限の米  
 値段は大坂相場を念頭に置かず決められるはずはない。仲  
 買人も町米取引の時の相場建てには、大坂相場に配慮し  
 ているはずである。このことについて「大坂から遠い津  
 山は、大坂相場を西大寺（現岡山市）から帰る船頭から  
 得ていた。したがって、津山の米相場は、西大寺行き  
 の船頭の帰るまでは変動することなく一定であった。大坂  
 の米商人は、米相場の変動が西大寺に伝わる前に津山の  
 米を買うべく、何時も津山には注目していた。」という  
 説がある。（鈴木直一『徳川時代の米穀配給組織』藩  
 の『勘定所日記』には、「米相場申し来る」という記事  
 もあって、藩側は大坂蔵屋敷から直接米相場情報を得て  
 いたことがわかる。しかし、その頻度や組織については

明らかでない。前記の西大寺からの情報は頻繁に得られたはずで、蔵元を通して藩にも入り、特に米仲買はこれによつたと考えられる。

掛合問屋

前節の幕府役人は米仲買に対し、各自の所持する手控てしやうの帳面を提出させた。



図21 掛合問屋日記帳 (津山郷土博物館寄託・玉置文書)

その内容は、相場帳より四〜五匁も高かったので、役人は仲買が余程の「隙取」すきとり（差額をせしめる）をする、と厳しく叱責した。これに対して大年寄の返答は、津山で売買される他領の払い米（地元で売却された年貢米）には、米に善悪の差が大きく、公表相場をふまえながらも品質に応じて値がつくのであって、公表相場通りにはいかないのだと反論し、町米の上米は蔵米よりも高い場合もあると説明した。公表相場は小売値段と見てよいが、町内における基準であって、実際に売買される米値段は、公表相場前後であっても公表相場と同一ではないことがわかる。特に米仲買どうしの取引では別の相場が立っていて、これが蔵米の払い米相場に影響するのである。このような津山藩蔵米以外の米の取引を行う場が、掛合問屋かけあひどや（懸合問屋とも書く）である。

掛合問屋は、仲買人が集まって米と綿について行う「取引の形態」を指している。明和五年（一七六八）七月、「京町味噌屋善蔵、懸合商内願の通り仰付られ候、場所あきだは、堺町三津屋平右衛門土蔵借用」（『以後留』）という記事があつて、この取引を懸合商内と呼んでいる。卸売問屋のような問屋ではない。この取引を行う会場は、掛



会場とか、掛合問屋とも呼んで、取引所である。場所はきまつた建物ではなく、土蔵や町人所有の明屋、商人自宅を借りて行っている。そして常に仲買からの願いにより、藩が許可して後、開かれる。今許可すれば、一層米値段が上がると思えば、藩は許可していない。

掛合問屋で取引を行う商人は、米仲買と二歩仲買である。その由来について、『大年寄月番日記』（玉置文書）に記述があるので、必要な範囲で略記する。

一、米仲買は、森家以来、今日に至り、二歩仲買のない時代には二歩仲買が扱う商品もすべて取り扱っていたと思われる。

一、二歩仲買は、宝暦元年（一七五二）初めてできた。

この時、二歩仲買二六人、外に馬持二〇人の内、同様の商売をしていた者二人（但し、馬持は一代限り）

（合計三十六人。（二歩仲買株の設定）

一、取扱品目については表30のようである。

（表30）米仲買・二歩仲買取扱品目

二歩仲買	米仲買	宝暦元年（一七五二）	安永八年（一七七九）	寛政十二年（一八〇〇）
麦・稗・木附子・漆の実	米・大豆・小豆	綿綿・煙草・種子・胡麻	小麦を追加	綿綿・綿実を
		綿実・古手を追加	米は、蔵米町米と明示	二歩仲買と両稼ぎ
		（稗消失）麦は米仲買へ		同
				右

二歩仲買株の譲渡は、宝暦七年（一七五七）に、藩の許可が必要となった。

表30のように、宝暦元年から米仲買と二歩仲買が分離しても、米仲買が米・雑穀を一手に引き受けるのは安永八年（一七七九）からである。寛政一二年（一八〇〇）から、米仲買は米・雑穀の外に綿綿と綿実の仲買を認められ、綿綿・綿実も二歩仲買と両稼ぎとなった。

掛合問屋ではこれらの商品の内、町米（津山藩払い米以外の米）と綿（綿綿）だけについて取引を行う会所である。表にあるその外の商品については、それぞれの仲買人が独占的に仲買できるということである。

掛合とは交渉であり、交互に行う事であるから、一種競売買きやうばいの形式を持つ商品取引と考えてよいであろう。

藩は、不正取引をさせぬために、大年寄宅で米仲買・二歩仲買全員に起請文を書かせ、血判を押し、梵天帝釈以下日本六十余州の神々に誓わせている。寛政一二年、米仲買に出させた起請文の前文に、「銀札受取、相場合い見合わせ、米買メ（占め）候様の儀、決して仕間敷候事。」とあって、米相場の上げ下げを見越しての買占めを禁じている。また「米も相渡し申さず、銀札も受取申さず、手付け売買の儀、一切肝煎仕間敷事。」という箇条もあって、延売買など、その場で商品と現銀の交換が行われない取引の仲介は、手付銀渡し売買も禁止している。（『大年寄月番日記』）しかし、藩の再三の禁令にもかかわらず、この種の商いは止む事がなかった。延売買は大阪はもちろん、他藩でも普通に行われていた事であるから、津山藩のこのような厳しい統制は、凶作の時は直ちに正米払底、米価高騰となる美作地域の市場の狭さによるといえる。

#### はた商い

これは相場の上下を利用した空売り空買いのことである。米について具体的

な資料がないので、綿の例を挙げてみる。寛政三年（一七五〇）、はた商いが発覚した。藩は、商品引き渡しの

手形である「はた札」の後戻しを命じ、五人の商人にその扱いを任せた。「先売の面々」は、はた札を売って銀札を受け取り、「先買の面々」は、受け取ったはた札を次々に売って銀札に換えていた。後戻しとは、はた札の行く先を突き止めて、逆順番に売買を解消して行くのである。

はた札の数は一、四六四枚にのぼった。先買いの商人の言い分は、「先買いの儀は、先年より仕来たり候処、今年は綿、殊の外、跡下り、私共迷惑」に及んだので売ったといっている。見込み違いだったのだ。この解決は異常である。処罰に及べば大量の違反者が出るから、何かの理由で金銭的損害をもって処罰に代えたのであろう。

このような取引は、米でも同じであった。天明二年（一七八二）はた商いによって、惣仲買人が呼び出されて叱責され、四人は「役儀取上・追込」、町人三六人「追込」、四人は手錠という処罰にあつてゐる。寛政一一年、二丁目の伏見屋茂七から次のような訴えがあつた。米仲買三人から米四五〇石を買い付けたが、いまだに納入されず、伏見屋では久世の商人から注文を取っており、難儀しているといふのである。これは、商品の納入を何か月か先に設定した先物取引であつたので、藩は訴えを取り上げ

なかった。

掛合問屋はこうした問題をいつも抱えてはいたが、美作一円の商界、特に米と繰綿が集まる津山では、その円滑な流通のために欠かせない組織であった。藩も相場建てや、他国他領の商人を呼び、また、多少とも冥加銀を得るためにも、この組織は必要であった。役職も文化年間（一八〇四〜一七）には、上締り・元方・行司役・見回りといった役職があった。文政三年（一八二〇）には、諸締目付役・上締役・銀預かり・問屋元方・仲買惣代掛り方・帳元書役が決められた。このころ、藩の組織の中に、産物方が設置されている。

## 酒 造

酒造は、武士の経済基盤である「米」を原料とする。このため、幕府は早く

から酒造高の統制を行った。寛永一九年（一六四二）、「当年より在々にて酒造り申すまじく候」として、農村での酒造を禁じた。明暦三年（一六五七）、幕府は酒造株の制度を定めたという。（『日本技術の社会史』農業・農産加工）元禄一〇年（一六九七）、幕府は全国酒株改<sup>あらた</sup>を行い、この株数と酒造石高が、後世の基準となった。この酒造米石数を「定高」と呼んでいる。津山森

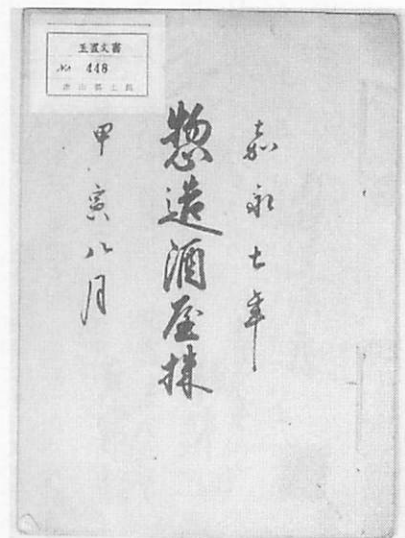


図22 惣造酒屋株帳  
(津山郷土博物館寄託・玉置文庫)

藩は、津山町方の造り酒屋九八軒、酒造仕込み石数を一、九二一石五斗四升と報告した。（『町奉行日記』『以後留』）津山松平藩になってもこの「定高」は引き継がれ、五万石減知後も同様であった。津山町方造り酒屋は九八株、酒造仕込み石数一、九二一石五斗四升が津山藩の「定高」である。酒造高の増減については、幕府の出す「公儀触<sup>こうぎふれ</sup>」が、天領はもとより私領も拘束した。津山藩独自の造り酒屋統制の制度はできなかった。表31は、現在諸資料に散見する酒造米石数である。正徳五年（一七一五）の公儀触<sup>ふれ</sup>で元禄一〇年定高の三分の一に減石する旨の命令

(表31) 津山町方造酒米仕込石高

年代(西暦)	造酒仕込石高	造酒屋数	備考	出典
元禄10(1697)	1921.540 <sup>尺</sup>	98(17)	天明8年旧記調査で、この年81軒休株17とある	町・以
正徳5(1715)	640.513.3		元禄10年の3分の1造りを命ずる(計算値)	町
安永9(1780)	5067.740	16	運上銀 80匁、この年藩がはじめて徴集	以
天明2(1782)	4596.440	17		〃
〃 3(1783)	3995.810	14		〃
〃 4(1784)	2194.885		運上銀 1貫536匁4步2厘(石に付7步の割)	〃
〃 8(1788)	783.125	12	元禄10年の3分の1造りを命ずる。実数は3分の1を越える	〃
寛政元(1789)	655.305		運上銀 458匁7步2厘(石に付7步)	〃
〃 9(1797)	1861.150		同上 1貫302匁8步5厘(同上)	〃
〃 11(1799)	1950.630	13	同上 365匁4步4厘1毛(石に付1步8厘8毛)	〃

『町奉行日記』(出典・町)、『町方諸事以後留』(出典・以)による。 造酒屋数中( )は休株

が出され、津山藩は定高の三分の一の計算値を報告した。しかし、この数値が実態を示しているとは思われな

い。天明八年(一七八八)にも同様の公儀触が出て、藩はこの公儀触を町方に伝達し、触どおりに、三分の二にあたる酒桶に封印を行った。しかし、町方の酒改の者が町大年寄に報告した数字は三分の一を越えている。寛政元年(一七八九)、幕府は元禄一〇年調査の株数と酒造定高を廃棄した。これは三分の一に減石した天明六年(一七八六)の全国調査を見て酒造仕込高が、元禄一〇年定高に対し「抜群相増候」という結果による。以後は、天明六年調査の数値を基準とした。寛政九年(一七九七)から津山町方の仕込み石高の増加は、天明六年以前の酒造石高を基準とした規則によるのであろう。文化三年(一八〇六)、幕府は、米価が安く米穀が沢山あるので、諸国酒造人は勿論のこと休業の者も、これまで酒造渡世をしていない者も「勝手次第」として、酒株によつて統制することを停止した。幕府の酒造米統制は、米価調節政策の一端を担っていた。米価が高値の時は、諸国酒屋に対し、三分の一造り、半石造りを命じ、酒造米石数を制限して米価下落の時は制限をゆるめていた。

造り酒屋や請け酒屋(酒小売商)を監督する役人を「酒改」という。この役が設けられた時期は判明しない。町大年寄のもとで、有力町人三人が指名され、幕府や藩の法令の伝達、調査、法令違反の摘発、酒株の異動、造

り酒屋・請け酒屋の要求のまとめと上申等、酒に関する事柄はすべて酒改を通すことになっていた。

### 酒屋仲間

津山町方の酒造人株は、このように幕府の方から設定された。酒造人は主体性を持ち得ず、個人的に制限石数を上回る仕込みを行うなどのほか、仲間としての結束も弱かったのであろう。独自の活動を行った記録は少ない。

宝暦四年（一七五四）、惣酒屋共が酒値段の値上げを藩に願ひ出て許可された。（『町奉行日記』）その言い分は、去年冬、米値段が格別下がったので、値段の引き下げを願ひ出て許可された。近来、米が次第に高値になってきている。今は酒仕込の時分（十一月二〇日）なので、値下げ以前のように戻してもらいたい。というもので、値上げのリストを提出している。

名酒壹升 壹匁壹分売りの酒 今後壹匁三分

上酒壹升 八分売りの酒 〃 壹匁

中酒壹升 七分売りの酒 〃 八分

下酒壹升 五分売りの酒 〃 六分

下々酒壹升 三步五厘売りの酒 〃 四分五厘

米価の上がり下がり連動して、酒値段も上下させてい

ることがわかる。これは、町方の物価調節の手段であつて、以前からの藩の指導によって行われてきたものである。値上げ幅は惣酒屋の判断である。この願書は「惣酒屋共より願出候。」とあつて、惣酒屋仲間の申し合わせがあつたと見てよい。文化一三年（一八一六）、造り酒屋共が、新規に酒造りを始める者を差し止めてもらいたい、という嘆願書を出した。大年寄は、町奉行に内々で相談した。この時、大年寄は自分の意見を具申し、嘆願書は大年寄止まりで差し戻しとなった。しかし、同時に大年寄は、「以後、新規に願出候とも、容易に御聞届成されざる旨」町奉行から申し渡された、と酒改へ伝えられている。当時幕府は、酒造り勝手次第としていたので、藩も公式に新規の酒造稼ぎを否定することができなかったであろう。藩独自の造り酒屋保護の立場を口頭で伝えたのである。

### 請酒屋

酒の小売店を請酒屋といつた。この業種にも株があつて、自国請酒株と他国

請酒株がある。文字どおり津山藩領内産の酒販売株と他国他領産の酒販売株である。この株を持っている者だけが酒の小売りを許される。この株の始まりは明らかでない

い。『作州記』に請酒屋二三軒、他国請酒屋五軒という記事があるので、津山森藩時代からあったといえる。この株も酒造株と同様に、領内では頻繁に貸借や質入れがなされ、移動は激しかった。宝暦四年（一七五四）、西今町借屋松谷屋貞十郎所持の他国請酒屋を、三か年の期限内で小性町田辺屋嘉七が借り受けたい、という類の願書が散見される。しかし、無株で酒を売る者もあとを絶たなかった。天明七年（一七八七）、林田村と玉琳の三人の者が、無株で酒の樹売り・樽売りをしたとして、東西両新町と林田町の請酒屋が、大年寄に対して取り締まりを求めた。大年寄は、林田村管轄の大庄屋を通じて営業をやめるように厳重に申し付けたという。この事は三年前にもあつて、請酒屋はその時と同様の取り締まりを求めたのである。無株酒屋に対する請酒屋の対応は、共通に損害を蒙る東・西新町・林田町の請酒屋が対応したのであつて、町内全部の請酒屋の総意によつていない。また取り締まりは藩が指示するのではなく、大年寄の裁量によつてゐる。請酒屋株は、藩が認めた営業権ではあるが、仲間としての結果は弱く主体性もないといえる。（以後留） 宝暦四年、「近來町方酒不自由、頼りなく

相成候由にて、値段より殊の外ニ酒悪しく、水大分入れ売り申候由、不届之事に候」。また、宝暦六年にも「酒風味悪しく致し候者」がゐるといつて、改めるように命じてゐる。（『町奉行日記』）請酒屋が品質管理に無責任で、信用保持のための仲間規約もできてゐない。文化八年（一八一二）、酒改三人は、無株酒小売りする者がいて株持請酒屋迷惑という理由で、株持ち酒屋には木札を持たせたいと申し出て、藩はこれを許可してゐる。この案が仲間から出たものか、有力請酒屋のものか、明らかではない。請酒屋については、仲間組織の存在が疑わしく、また、文化期（一八〇四―一七）には株による営業権の保障も崩れつつあることがわかる。他国請酒屋についても同様のことがいえる。なお、他国酒の中には、大坂仕入れの酒もあつた。

魚屋 津山城下での魚および海産物の販売は、新魚町が中心であつた。津山森藩

の初期のころは新魚町に限定されていたかも知れないが、松平藩の時代には、他町で商う者と新魚町商人との対抗が激しくなつてゐる。享保五年（一七二〇）に、新魚町から、新魚町以外での塩肴・干肴の販売停止を求

める願書を出し、藩は聞き届けている。享保七年には、

「新魚町に限り魚商売の法度、此度御改め、惣町共に同様御免仰渡され候。」とある。藩も新魚町の魚商人だけに商を限ることができなくなっている。享保一三年（一七二八）、藩は新魚町の願書に答える形で、包括的な見解を示した。この見解が後々も規準とされていて、町触として全町に布達された。その要旨は次のようである。

一、他所より持込む塩肴・干物・惣て肴類は、外町で売買を禁ずる。例外として、鰹節・ごまめ類・鱒・鰯<sup>いわし</sup>については、どこでも勝手次第商売してよい。

一、盆前・師走の節には、歩き荷・辻売は自由。すべての売物は、魚町で買い取り商売すること。

一、在方<sup>ざいたた</sup>（町方三三町以外）の町へ持ち込み、魚を売ることは認める。魚町より買い取って売ること。

一、他所からどんな魚でも、まず魚町に持ち込み、その上で振売り（行商）は、これまでの内（範囲か）でもよい。店売りは禁止。

この触書は、元文三年（一七三八）にも、寛延二年（一七四九）にも厳重に適用されている。寛延二年には、新魚町魚屋四三人が、他町や町はずれで魚商売を行って

る現場を見届け、一筆書かせて願書を出した。このこと

によって、他町で魚商売をしていた者は、押込<sup>おしこみ</sup>の処分を受けている。これらの事柄からいくつかがわかる。

まず、魚屋株という言葉や、運上銀を藩に納めた記事も見当たらない。魚商いは、新魚町成立の当初から、新魚町居住の魚商人だけに認められていた慣習の特権と考えたい。先に見た寛延二年の四三人は、強固に団結して他町での魚商売を摘発し、藩はこれにに応じて触を出し、捕らえて処罰しているのである。天明七年（一七八七）一

二月、「新魚町魚屋共、町方商人へ卸売致さず候に付、同町焼打致し候旨の投げ文」があったりした。また、新魚町の持つ、魚商いの独占が崩れていくのもこの時期で、それは鮮魚販売でなく、塩魚・干物類からであろう、というようなことが推測できる。（以上「以後留」による）

新魚町の魚商いは、魚問屋（三人〜二人）―魚仲買（一〇人以上）―魚小売りの系列をもっていた。他に「立会目付」という役があつて、取引に立ち会い、魚荷の入荷量を掌握した。魚荷は、岡山や片上の商人が問屋の注文や自己判断で持ち込んだ。船荷や陸荷で入荷した海産物は、魚問屋が荷を持ち込んできた商人と相対で値を決め、

買い取った問屋は仲買人に売るのである。

持ち込まれる魚荷は、生魚・塩物・干物等、多彩であった。(高瀬船の登せ荷参照) 藩主以下、武士階級への魚の供給も、勿論、新魚町の御用達魚商人の仕事である。

### 三、職人の世界

#### 仲間の掟

仲間組織を作って、同業者の利益保護に努めたのは、商人ばかりでなく職人も同様だった。彼らは、仲間うちで掟を定め、同業者の乱立や外部からの新規参入を厳しく制限しようとした。

桶屋町の住人を中心とする桶屋職人仲間では、寛政一年(一七九九)、新しい「定」を決めた。これまで桶屋一統の定法として四か条の「定」があったが、年々その実効が失われ、その度に改訂されてきたものである。この要点は、

「他所より入り込み候同職の者、町方は申すにおよばず、御領分中にて、右職分致し候においては、仲間の者見および次第、きつと差留め申すべく候。」

として、仲間外の同業者が、町うちばかりでなく領内の在町(郡代支配の町)や農村で営業をした時、見つけ次第差し止めることを定めている。桶屋仲間の独占は、領内全域に及ぶのである。他の三か条は仲間組織内部での秩序についての定めである。

「弟子取りいたし候儀、桶屋家相続の人は格別、みだりに弟子取り致し候儀、相互に堅く致すまじき事。」

これは、後継者だけは養成するが、その外はむやみに弟子を取らぬよう親方どうしで決めたものである。同業者の増加を恐れたためである。

「弟子、親方を取替え候儀、致すまじく、(中略：やむなく取り替えねばならない時は)親方どうし挨拶におよび、双方納得の上にて取替え申すべく候事。」

この箇条は、親方と弟子との関係を厳しく守らせることで、徒弟制度の維持が図られているのである。

「弟子にてこれ有り候者、弟子を取り候儀、堅く致すまじく、近年右躰これ有る様相見え、甚だ不埒に罷有り候、(中略)見および次第差留候様致すべく候。

尤も、親方の家筋絶え候者、弟子取り致し候儀は苦しかるまじく候事。」



これは、又弟子の禁止であつて主旨は前々条と同じである。る。

この時、連印に加わつた桶屋職人は全部で四二人で、弟子が三五人いた。

桶屋職人の場合、弟子入りする年齢は、早ければ二二ないし二三歳、着物は親元から送らせて、一〇年程の修業で一応一人前の職人になる。一七歳から一八歳まで弟子入りした時は、五、六六年修行する。いずれの場合にも、修業が終わつた後、一年間は礼奉公（無給）をして、その後初めて独立して職人として稼ぎ始めることができる。その時は、親方から簡単な作業ができる道具が贈られるしきたりであつた。しかし、親方・弟子の関係は続き、親方から呼び出されれば、必ず手伝いに行かねばならず、勝手に弟子を取ることでもできなかった。（「津山郷土博物館所蔵文書」）

### 「掟」違反

この礼奉公のしきたりと、又弟子の禁止規則は、職人仲間の秩序維持の根本であるために、厳しく守られねばならなかつた。しかし、先の「掟」に、すでに「近年、右躰ていこれ有る様、相見え」とあるように、現実には、親方・弟子の関係は崩れつ

あつた。文政六年（一八二三）八月、京町の桶屋職人三吉屋勘左衛門が箱訴はこせをした。箱訴とは、東西大番所に置かれた目安箱に訴状を入れて直訴することである。

訴訟の相手は、中之町の借家住まい辰右衛門である。

彼は、文政三年まで勘左衛門の元で修業し、翌年の一か年は礼奉公をすることになっていた。ところが礼奉公をせず、すぐにわが家で商売を始めたのである。勘左衛門は、度々辰右衛門に掛け合つたが聞き入れないので、六月になつて、大年寄を通じて町奉行所へ訴えた。大年寄は内済ないさい（和解）させようといふ人を立てて交渉したが、勘左衛門は納得せず、再度願書を出した。この願書は、大年寄手元で差し留めになつていたので、ついに箱訴に及んだのである。勘左衛門の訴訟は、礼奉公を越えて桶屋仲間の「掟」の維持貫徹にあつた。内済のような妥協はできなかったのである。

この中で勘左衛門は、「一か年礼勤れいぎんと申し、職人一統の定法じやうぽう」を主張し、「職分の道は、師匠より許し、差しだし申さずしては相成らず」という定め（弟子に一人前の技術を習得させて、世間に差し出すのが師匠の責任）であつて、これを無視するような弟子の振舞いは、「言

語道断不屈き」であるとしている。この言い分は、当然ながら桶屋仲間の支持を得、証拠として仲間間のしきたりについて詳しい「書上」を藩に提出したという。

この訴えに対し、辰右衛門は、既に礼奉公は終わっているとして、勘左衛門の訴えを真つ向から否定した。長期間結論が出ず、町役人が願書を公的な訴訟にせず差し留めていたのも、「礼勤」の始期を立証する資料がないことによる。この争いは、解決を見ないまま文政九年まで続き、この間、諸吟味役が調停に入ったが、折り合いはつかず、破談となっている。その後の成り行きは不明である。

この事件は、職人社会のしきたりの一端を示していると共に、文章の上では、整然としている仲間の掟が、一人の違反者をも拘束できない程、弱いものになっていることを知らせてくれる。この五年間の間にも辰右衛門は、老人と妻子を養うために、桶屋の仕事に精出していたのであって、仲間の世話にならなくても、生活するだけの稼ぎはあったのである。

髪

結

髪結職人は、松平藩初期の頃は、髪結頭かみむすこの判断で仲間への新規参入が認め

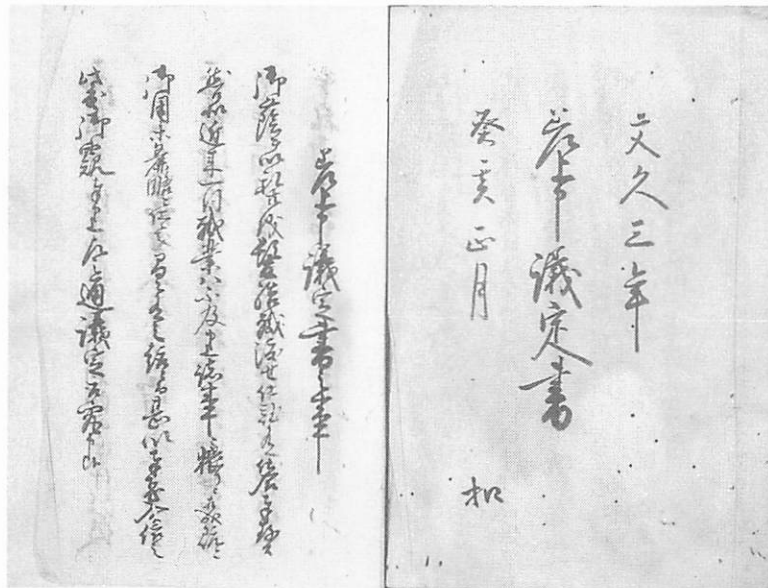


図23 髪結い議定書 (津山郷土博物館所蔵)

られた。天明の頃（一七八一〜八八）には一九株に固定してきて、明き株がなければ商売を始める事ができなくなっている。この頃、林田村（松原）で無株稼ぎをする者があつて差し止められたり、髪結が出奔し、髪結株の断絶をいい渡されて訴訟をした例がある。しかし、髪結が不足し、明き株はすぐに補充しなければならぬ状態だった。文化五年（一八〇八）、藩は髪結の増員を考えたが、髪結仲間の反対もあつたのであろう、各町の保頭が髪結稼ぎは勝手次第とされていたことを理由に、反対したので見送られた。保頭給として、髪結営業権が与えられていたと見られるが、いつ与えられたかは明らかでない。この株数は、幕末になって「株御放し」により一七人増え、三六人が髪結稼ぎで渡世していた。

髪結の仕事は武士から町人に及んだ。髪結から提出した議定書（津山郷土博物館寄託文書）の第一条に、  
「御用仰付なされ候みぎりは、髪結一同、刻限遅滞なく、頭役手前へ相詰め、諸事同人指図を受け、御用入念相勤め申すべき事。」

と、武士への仕事で、最優先された事がわかる。第二条では、公儀役人や諸大名などの津山宿泊に際して、髪結

頭の指示で「御用大切に相勤」めることになっていた。事実、宿舎には髪結一人が必ず派遣されている。

文化五年（一八〇八）、藩が「髪結定法」を定めた。（「御家御定書」）髪結が、「町方差し支えも省りみず、髪結仲間身勝手」である、として取り締まりのために定められたものである。当時の髪結の状況がわかるので、要約してみよう。

①髪結は、「居職」ではないのに（店で客を待つ仕事ではなく、呼ばれたら出向いて行くのが当然であるのに）身勝手に出て行かぬ者がいる。何処から呼びにきても、すぐに「出職」し、差し支えのないようにせよ。

②年間、一日も休日はないのだ。いつ呼びにきても、すぐに行き、差し支えのないようにせよ。

③株を譲りうけた新規髪結が近所の者であれば、故障をいって、開業させない者がいる。同職が隣家にきても決して故障をいわず開業させよ。

髪結仲間の結束は、他の仲間に比べて固かった。この定法は大年寄の伺書を町奉行所が認めたものである。城下住民からの、髪結に対する不満の結果定められたものといえよう。



図24 津山鑄物師作 半鐘圖  
(津山郷土博物館所蔵)

### 鍛冶屋と吹屋

工業」に詳しい。

享保四年(二七一九)、江戸から打物鍛冶についての調査があつて、兼景茂一郎、兼光和助両人が由緒書を提出した。この当時には、刀鍛冶はこの両家だけであつた。普通の鍛冶職については、元禄一〇年森藩改易の時、六〇人(前記『津山市史』三卷)と見えるが、その後の増減は明らかでない。宝暦五年(二七五五)に、町方鍛冶職仲間が、「在中の鍛冶差留」の願書を藩に提出した。

津山城下町の鍛冶と鑄物の始まりについては、『津山市史』三卷「町人と商

その時の藩からの「申渡」の中で、林田町・鍛冶町、安岡町、および林田村分の町並だけは、前々より営業してきた処とし、外に二宮村に二軒あることを藩は認めていた。鍛冶職の居住地域は、当初と変わっていない事がある。二宮村の二軒は一〇年以前(延享二年にあたる)から始めたとし、申し出が延引しているが、今更差し止められぬという理由で、以後も引き続き営業した。この時の差留願は、津山領全体について仲間外の鍛冶屋営業禁止を求めたのであるが、これに対する藩の態度は、上記の地域以外の領内農村での鍛冶屋営業については、調査の上、「その趣によつて」差し止めてやるとして、全面禁止を命じた訳ではない。

同じころ(宝暦四年)藩は、東西鍛冶屋に対し、釘を多量に他へ移出する事を禁じた。鍛冶屋が大坂へ多量に釘を出し、津山で「釘不自由、高値」になつた、というのである。地元での需要に支障のないよう、随分安値で売れと申し渡している。これに対し、京町と下紺屋町の商人は、大坂への釘移出を請け負いたいと申し出た。鉄山にたつてがあつて、安鉄の仕入れができること、鍛冶屋に資金がなければ、安鉄

でも前銀でも先貸しをしてもよい事、そうすれば鍛冶屋に仕事もふえ、安い釘ができ、作事所（藩の建築・土木部門）も助かり、世のためにも宜しき事として詳細な願書を提出した。津山の釘は、大坂で売れたのである。藩は乗り気であった。この計画に対し鍛冶町は、そのように命じられては「甚難儀仕候」という理由で反対し、嘆願書を出したので、商人の願書は差し戻しとなった。これが実現すれば、製品の販路は商人が握り、鍛冶屋の資本も商人が出すので、鍛冶屋仲間の独立性は失われるのであって、鍛冶屋仲間の反対は当然であった。一八世紀の中頃に、津山でもこのような商業活動が始まっていったことは注目してよい。

吹き屋（鋳物師）も、森藩以来の技術が伝統的に伝えられている。瓜生原屋七郎左衛門、釜屋市郎右衛門、吹屋八左衛門、鍋屋次郎右衛門の名が見え、長州毛利藩や岡山市中からの注文で、鉄砲筒鑄立てを請け負い、あるいは、植月村慈円寺（勝田郡勝央町）や、豊楽寺（建部町福渡）の梵鐘鑄造のため、職人を召し連れ他出願書を出し、許可されている。鋳物師の仕事は一層特別の技術を要したので、その活動範囲は美作一円に及んだ事が

わかる。寛政一一年（一七九九）には、吹屋八左衛門、釜屋市郎右衛門、釜屋孫三郎が、上方風鍋釜を造るため大坂から職人四人を召し抱えたい、と願書を出して許可されている。日用品の製作にも技術導入を忘れてはいない事がわかる。

いろいろな 城下の職人はこの外にも、たいいてい職人仲間を作っていた。繰屋、大工、棺物細工（わけもの、飾の輪や柄杓など）、鋳柄作りなど様々な仲間組織があった。

棺物細工については、享保七年（一七二二）に、町中絵棺物屋に対して、「細工棺物に限り、商売の品々」を書き出させている。

柄杓類、白木三宝類、白木木具類、盃の台類、ゆり輪、湯次類、おこけ（麻小筥）、米通し輪、おかわ等である。

これらの商品が、棺物屋の独占商品となったのであろう。元文二年（一七三七）には、絵棺物屋の願いによって郡代所は、在中で柄杓やおしの側を「店売り」する事を禁止する触書を出している。これらの商品は、町方では棺物屋が店売りし、在中へは振り売り（行商）という形

が、棺物屋に都合のよい体制であった。注文生産に対応する流通体制という事ができよう。しかし、棺物屋は領内の棺物の需要を十分に満たす事はできなかった。柄杓が売り切れ、高値で町方は困り、「他所取寄せ売り差留の品」であるから、以後差し支えの無いように生産し、安値で売れと叱責しつぱされたりしている。(寛政四年―一七九二) 他国他領からの入り込み商品は絶えず、藩は総棺物屋の願書によって、何回も他国他領商品の販売禁止令を出している。

津山の町屋が、多く瓦葺かわらぶきであったことは、「火災予防」の処で触れた。文政元年(一八一八)ころには、林田村の内上之町赤染部喜七、小田中村権七の両家が、藩の認めた「瓦師」であった。出職(出張稼ぎ)も許されているが、城下の町屋の屋根葺きを担当したのであろう。この両家は、主として城下の需要に応ずる役割を負っているが、町のうちに窯は築けないので、城下の東西両端に居を構えていると見てよい。以前から新規瓦師は許可しない取決めになっているが、この年、津山藩が一〇万石になったので、加増地で前から瓦稼ぎをしてきた者は従来どおり認める、とされた。文政七年(一八二四)、

「御城より三里」以内での新規瓦職は認めない事に決められた。新領久米郡宮部村(現久米町)で陶業が始まり、赤瓦の製造について願書が出された事による。宮部は三里余もこれあり、として認められた。(「御定書」)

藩は、「百姓共、職人になる事苦しからず。」として、原則的には、農民の職人化を認めている。現実には、兼業であって、余業稼ぎと呼んで郡代所への届けが必要であった。(「郷中御条目」) 鍛冶屋、棺物屋や紺屋など、仲間組織が一応領内全域に独占権を主張する業種について在方から営業願いが出された時、藩は「町方故障これなく候ハ、」として、仲間へ判断をゆだねている。仲間は、このすべてに反対し、しかも無株稼ぎは跡を断たなかった事も、これまでに見てきたとおりである。

### 他 国 職 人

このように、職人仲間が町方や領内農村に独占権を主張するのは、津山藩が領内の他国他領の職人の自由な活動を認めない、という原則を前提にしている。したがって、他国職人との交流も少なく、新技術の導入も進まなかった。僅かに見える例を挙げる。

天明三年(一七八三)、丹後(京都府)から縮細師を

招いて当地の者に習わせたいと、三人の商人が願書を出した。

同 四年 藩士山田兵助が、遠州（静岡県）焼物師を伴って帰国し、元魚町の商人に命じて、技術の習得希望者を募集した。

同 五年 藩が、縮緬師岡蔵を招き、商人三人に世話をさせ、年間銀二百目を与えた。（岡蔵は半年で欠落したので半銀百目は藩に返された。）

寛政三年（一七九一）、鍛冶藤吉が、江戸明珍家の内弟子として修業したいと願い出た。藩は、入門料、授業料、給米二人扶持を支給して派遣を認めた。

同 五年 京都菱屋利兵衛が、織物業物一切指南にきて、元魚町笹屋友治方に逗留した。

同 一二年 吹屋三人が、上方風鍋釜の製作技術習得のために大坂から職人四人を招いた。（前出）

同 一二年 播州（兵庫県）有馬志手原村から藤兵衛という焼物細工師が、西今町直屋孫兵衛の招きで、新田村に窯を開く許可を得た。（以後留）

この例がすべてとはいえないが、松平藩初期から文化一

四年（一八一七）まで、一二〇年間を考慮すれば僅少といえる。鍛冶藤吉と吹き屋の例を除けば、武士と商人による企画であつて、その定着性は希薄である。

津山城下で継続的に仕事ができしたのは、牛窓大工であつた。宝永七年（一七一〇）藩は、他領大工の町方での営業を認める方針を決めた。一〇年後の享保五年に、町方の総大工と木挽から、他国他領の大工・木挽の排除を求める願書が出された。「御先代の通、差留下さるべく」といい、その理由として、他国他領の大工木挽が「猥りに（秩序なく）罷越し、当地大工木挽、仕事御座無く難渋仕り候。」というのである。森藩は、牛窓大工のほかは他国他領大工の城下での営業を認めていなかったこと、宝永七年の他国他領大工の町方入り込み許可によつて、地元大工、木挽の生活が圧迫されていることがわかる。この時、藩は森家以来頼んできた牛窓大工六人を除いて、他国他領大工、木挽の城下での営業を差し止めた。しかし、他国他領の大工の入り込みは絶えず、牛窓大工六人も別の大工を連れてきている。宝暦一〇年（一七六〇）には、牛窓大工と地元大工の争いがあり、牛窓大工は、津山参着次第町棟梁に「届け出る」事とされ、

翌年には「木札」を渡すことにしている。この争いの内容は判明しない。この時文書に署名した地元総大工は八三人、棟梁一人だった。

寛政の初め、町方総大工は仕事ぶりが「無精むしやう」として町奉行所で叱責しつぱされた。雇い先の賄いや待遇の善悪によつて客を選ぶ等のことを無精といっているのである。寛政五年（一七九三）、たびたびの訓戒にも大工は従わなかった所へ町民の願書が出て、藩は他所大工入り込みを許可して大工への対抗措置とした。町大工が態度を改め、出精すればこれまでのとおり他所大工入り込みを差し止めるといっている。

松平藩が他国他領大工を排除した時、牛窓大工にだけ入国の特例を認めた事情は明らかでない。森家以来の権利を無視できなかった事もあるだろう。寺社建築に特技を持った大工とも考えられ、「津山の社寺建築」、岡山県の近世社寺建築」また、船大工であつたという教示も得たが史料の上で確かめる事ができなかった。

他国他領の大工が津山の町へ入り込む要因には、大工の不足が考えられる。藩の作事所の大工は、町大工を登用した。御手大工（お抱え大工）は、二人扶持給米一

俵を支給されたが、外に町大工が交代で作事所に勤めた。文化二年（一八〇五）には少なくとも九人は作事所の定める賃米を支給されて藩の仕事に携わつた。文化三年には、江戸御普請御用として大工一五人が江戸へ派遣され、町大工残らず藩用を勤めるので、当分他所大工を入り込ませるよう触書が出されている。文化元年に先に見た「無精」への対策として、『町大工掟之事』と題する取り締まり規則が作られた。この中に「他所大工同様に相働き、雇う者の心に応ずるように出精せよ」とあつて、この面の効果も藩政後期には考慮されることがわかる。町大工は仲間があつても、「私之法度」（仲間規約）を作ることは厳禁され、以前から人数の規定はなく誰でも棟梁に届ければ仕事できた。（『御家御定書』）

こうした城下の状況の一方で、周辺の農村では神社や寺院の建築・修復のために他国大工をしばしば依頼していた。城下町内部のことに追われていた大工たちも、やがて周辺農村にも目を向け始め、文化二年に

「寺社方普請の義は、手馴れなに候者もこれ有り候へ共、普請致さず候ては、右の手筋も絶え候て、なげかわしく候に付、寺社普請、他所大工差し留め下さるべく」



と訴えた。藩は、これを取り上げなかった。

#### 四、往来する商人たち

##### 宿屋と旅籠屋

天明年間（一七八一—一八八）の『町方一覽』には「御用宿」六軒、「本宿屋」

<p>○本宿屋 田小屋宗十郎 肥地屋茂八 海雲屋長清 西川屋善久 春登屋手立所 山小屋興齋 高屋新職 宿成屋武介 甲屋平助 因幡屋利七 延屋十治郎 坊屋伊齋 杉屋庄齋 ノ十三軒</p>	<p>○御用宿 尾高屋玄齋 鳥屋長五郎 豊島屋種齋 大坂屋利七 加茂屋五左衛門 紙屋助齋 ノ六軒</p>	<p>○米買宿 全出屋五郎 全出屋平齋 全出屋玄齋 全出屋宗十郎 全出屋宗十郎 ノ五軒</p>	<p>○旅籠屋 甚屋友治 江見屋傳七 油屋南二 西屋主吉 出屋伊齋 梅屋伊齋 後屋伊齋 肥後屋治信 ノ九軒</p>
--	--	---	---

図25 大年寄手控「宿屋・旅籠」一覽  
(津山郷土博物館寄託・玉置文書)

一三軒、「米買宿」九軒、「藍玉売宿屋」五軒、「旅籠屋」一四軒とある。これらも株を必要とした。本宿屋は元禄一〇年（一六九七）以来一三軒であつ

た。

御用宿は伝馬を利用する公用の旅行者を宿泊させる宿屋である。「往来御用」を勤めるので、一泊限りの旅行者を泊めることは許されていた。本宿屋は単に宿屋とも呼んで、特定の目的をもった旅行者が何日間か逗留する宿舎である。本来は津山に長く逗留する商人だけを泊める宿であつたから、他国商人宿とも呼ばれているが、実際には、訴訟や修行のためなど一泊旅行者以外のさまざまの人が泊まっている。米買宿や藍玉売宿は、他国米買商人・藍売商人だけが泊まる宿である。米買宿については、先に米商人の所で触れた。旅籠屋は、通りがかりの旅人を一泊だけさせる宿であり、二泊は禁止されている。現在では江戸時代の宿泊施設のことを漠然と宿屋とか旅籠屋と呼んでいるが、この時代、津山では宿屋と旅籠屋は異なつた役割を与えられていたのである。

享保五年（一七二〇）、津山滞在を望む旅人には本宿屋宛に來意を書いた願書を出させ、宿屋は五人組頭と町年寄の同意の印判を得て、大年寄の許可によって宿泊させること。許可を得た者が三年以上無断で来なかつた時

は、登録の帳面から抹消することなどが決められている。宿泊許可を受けて、町うちで津山の商人と同じように商売ができる他国商人を、株付商人と呼んでいる。津山で商売をする権利を与えられた商人である。天和三年（一六八三）他国商人改帳があったことが知られ、他国商人を宿屋に登録する事は、森藩時代から行われていた。右のように他国商人を厳密に監督下に置くことのきまりは、「新法の儀」とされていて、享保の財政改革のなかで定められたものであろう。藩は、宿屋からの宿泊願を通じて他国商人を掌握し、本宿屋の中から宿屋頭を決めて、宿屋の監督をした。各宿屋は忠実に宿泊願を報告して、他国商人統制の末端を担う仕組みであった。（以後留）

全国市場とのつながりは、宝永七年（一七一〇）八月改めで二三〇人、享保七年（一七三二）五月改めで一〇一人と減少した。同年八月、藩は「他国商人減少仰付られ、宿人数五六人」と定めた。津山に来て宿屋に泊まって商売する株付商人の数を制限し、五六人としたのである。株は商店主が持つのであるから

五六商店という意味で、その店の手代が店の者を連れて来る人数とは異なる。

宝暦四年（一七五四）の一年間に本宿屋から提出された宿泊願を見ると、他国商人は三三店（二九人）、高野山・愛宕山（京都府）から僧侶五人、出雲大社の御師五人が泊まっている。（『町奉行日記』）この二三店の内、近年不参の者の代りに兄弟親族と称して株を交代して許可された者が三店あり、新規参入が一店ある。これら商人の

（表32）宝暦4年他国商人出身地および取扱商品

出身地	取扱商品
大坂	大工道具売、木綿地卸
伊勢(三重県)	形売
奈良	墨売
越中富山	売薬、反魂丹
京都	呉服、扇子売
江州(滋賀県)	きせる、墨、筆売
紀州(和歌山県)	椀、折敷
阿波(徳島県)	藍玉
摂津・堺	墨、筆
播州・三木	形売
◇・竜野	尺長さゆうの油
◇・姫路	馬売り
◇・網干	晒し蠟、鏝節、八百屋物売
岡山	元結売り、醤油買集め
鳥取	紙、荒苧、練綿
筑前遠賀郡(福岡県)	茶碗売

『町奉行日記』による。

(表33) 文化年間御用宿・本宿屋・旅籠屋宿泊者延べ人数・頭銭一覽

(上欄延人数 下欄頭銭 単位: 貫・文。)

年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
文化 6			2587 7,761			1831 5,493	1804 5,412	1896 5,688		1977 5,931		2102 6,306
7					1749 5,247			1533 4,599				1746 5,238
8						1898 5,694			1593 4,779	3131 9,393	2576 7,728	3001 9,003
9			2973 8,919			2086 6,258			1843 5,529			
10	1400 4,200	2583 7,749	5421 16,263	2133 6,399	2483 7,449	2234 6,702	1725 5,175	1634 4,902		3573 10,719	5445 16,335 6067ウ 18,201	2152 6,456
11	1019 3,057	2215 6,645		2608 7,824	1482 4,446	2592 7,776		1540 4,620	1305 3,915	3520 10,560	5315 15,945	3710 11,130
12			2749 8,247	1855 5,565				1978 5,934	1775 5,325	4987 14,961	6948 20,884	
13	1996 5,988	1986 5,958							1897 5,691	4278 12,834	7420 22,260	4565 13,695
14		1861 5,583				2148 6,444		1981 5,943	1337 4,011		7428 22,284	6517 19,551

註. 文化10年11月の「ウ」は閏11月。

『町奉行日記』による。

出身地と取扱商品は、表32のようである。別の年には、宇治（京都府）・有馬・丹波・倉吉・智頭・牛窓・小倉等からも来ていて、商品も、書物・鏡・畳表・鯨油・煙草・古手古着・茶等が見える。『町奉行日記』に宿泊願がすべて記録されたとも限らないが、大体の傾向はわかる。ほとんどの商品が津山での消費物資である。鳥取からの、紙・荒苧・練綿は、津山商人を経由して他へ売られたと見てよく、醤油は岡山へ移出されたことがわかる。

しかし、商人の数（軒数）を五六に制限した、享保七年の規定には無理があった。許可された商人が病氣と称して、親類を名乗る新規商人が入り、町うちの商人から、備前尻海村の染め木綿卸売り商人を呼びたいと願書が出されて許可され、明和七年（一七七〇）には、藩の方から他国醤油・紅・檜物細工・素麵・他国酒を他国から取り寄せる事を全面的に許可している。また、無株宿が増えてきた。

藩は天明元年（一七八二）、旅籠屋の願いにより無株宿の取り締まりを命じたが、天明六年には、総宿屋からの無株宿の差留願に対し、「宿仲間より差し止めるのは勝手次第、藩から差し止める例はない」として願書を差し戻している。藩は先年の規定にもかかわらず、他国商人を拒否できなかったといえようか。享保の宿人数五六人の規定は崩れているのである。

他方、治安の上から他国商人の自由な活動には不安があった。天明八年、藩は「旅人見知らざる者」の外出には、宿屋より人を付き添わせるよう指示し、文化四年（一八〇七）には、目明に命じて宿屋・御用宿・旅籠屋に泊まる「一泊旅人改め」を始めた。日々の宿泊人数調査である。その時、一人三文宛の頭銭を徴収させている。これは、内々の手当として目明の収入とされた。表33は、

文化年間（一八〇九―一七）に目明が町奉行に報告した、宿泊延人数と徴収した頭銭の月別員数である。一〇月から一二月に増加するのは、年貢米の地払いが始まる事と関係がある。特に文化一〇年以後、増加が著しい。最も多い文化一四年一月は、一日に二四七人の旅行者が宿泊している事になる。

津山ではなお他国商人による商品供給が必要であり、治安維持も焦眉の問題だった。この宿屋行政に一貫性をもたらせるために、文政三年（一八二〇）、享保初年の取締規定を母体にして、治安維持の面を徹底させた「定法改正」を行っている。（「本宿屋株付商人締之事」「御家御定書」。なお特に注記しなかった部分の出典は「以後留」による）

## 五、伝馬 と 橋

### 人馬問屋

津山を中心とする街道や宿駅などについては『津山市史』第三巻第四章四に詳細に述べてある。物資の大量輸送の主役は高瀬船であったが、諸商品の搬入・販売など、人々の移動は江戸時代を通じて陸路であった。徳川政権は、関が原の戦いの翌年慶長六年（一六〇二）、すでに伝馬掟朱印状を出している。徳川幕府が開かれて後、東海道から始めて順次、街道と宿駅制度の整備を進めた。東海道沿いの宿駅で常備する人足は一〇〇人、馬一〇〇疋、中山道は五〇人・五〇疋、脇街道宿駅では二五人・二五疋を常備し、

上り下りとも次の宿駅まで公用通行の人や荷物を運ぶきまりである。これが伝馬の制度である。宿駅での人馬の乗継のりつぎ（継立つぎたてという）をする所を問屋場とやばという。

津山の城下町は宿駅でもあった。城下で常備しておく人馬の数は、幕府の規定に沿って、人足二五人・馬二五疋である。享保六年（一七二二）の町方所持牛馬数は、「御定町馬二十五疋・自分持町馬二疋・同牛五疋在方へ預け牛十疋」（『以後留』）とある。この御定町馬は馬持株を持つ町人が世話をした。公用通行であるから、人馬の必要な時は「先触さきふれ」があつて必要な日時と人馬数がわかっていた。このための馬や人足の手配をするのは、馬については馬指うまさし二人で、各人六俵の給米を得ていた。人足を集めるのは日用頭ひようがしら二人で、こちらは一人三俵の給米であつた。当時、人馬継立をする問屋場は、堺町と二階町とが交代で当たることになつていた。元魚町境もとうしみちの堺町角は、大名通行の際などには「人馬継申候二付、その節往来成り申さず候」という有様だつた。（『以後留』享保一〇年）このころ人馬継立の責任者は、町大年寄であつたようである。安永二年（一七七三）五月、初めて「人馬問屋」が置かれ、城下の伝馬の業務の全責任を

持つことになつた。初代は、玉置平右衛門である。天明元年（一七八二）、平右衛門退役後、新魚町塩田屋平六と堺町豆腐屋弥兵衛の二人が人馬問屋となり、この年から「問屋目付」が置かれ、堺町の豊屋喜左衛門が就任した。伝馬の仕事一切は町人が取り仕切つてゐることがわかる。また、同年一〇月、問屋場は京町の町会所の西側三間を利用することになつた。

幕末に近く、文久元年（一八六一）、人の往来が激しくなり、継立費用の欠損も増して立ち行かぬ見通しとなつたので、新しく「人馬問屋取締方」を設置した。

## 運賃

伝馬は、本来幕府公用の者が用いる制度である。幕府の発行する「御朱印状」と「御證文」を所持する者は無賃であるが、普通は幕府の制定した定法賃錢があつた。公用で旅行する者は、例えば参勤交代の時の大名と従者の通行や、幕府代官やその部下の通行の時には定法賃錢を支払うのである。幕府の規定では、人足や馬は荷物の重量によつて次のような呼び名があつた。

本馬 一駄に、四〇貫の荷物を積んだもの。

乗掛のりかか 馬の両側に、二〇貫の荷物を積み、人が乗る。

ふとんその他、乗馬用小道具は、三、四貫目までは認める。(軽尻もこの点は同様)

軽尻からじり 人を乗せ、五貫目までの荷物が積める。

人足 人足一人持、五貫目。

四貫目が一五キログラムに当たる。馬一頭一五〇キログラムを限度とした。長持ながもちは一棹さか三〇貫目を限度とし六人持ちと定められたから、人足は五貫目持ちを限度とした。この重量制限は、厳重に守るよう、度々法令で述べられている。主要な街の間屋場には「貫目改所あらめしよ」があつて、重量超過のないよう検査があつた。この重量制限と旅行者の荷物の量によつて、人馬間屋が準備すべき人馬の数が決まる。

文政三年(一八二〇)、津山の人馬間屋が表34のような、定法賃銭書上を町奉行に提出した。従来銀計算で何匁何分という表示であつたものを、銭何文という表示に切替えた時のもので

(表34) 文政3年津山より各駅への定法賃銭

行先	道法(里)	本馬(銭)	軽尻(銭)	人足(銭)
勝間田駅	2.里 <sup>31</sup> 丁	134 <sup>x</sup>	119 <sup>x</sup>	96 <sup>x</sup>
坪井駅	3.	139	126	96
香々美新町	2. 10	〃	〃	〃
川下大戸	3.	〃	〃	〃
弓削	4. 10	280	256	160
関本	5.	〃	〃	〃
上森原村	3.	坪井駅に同じ		
小座村	〃	〃	〃	〃
新野山形村	〃	〃	〃	〃
桑原村	〃	〃	〃	〃
久田市場村	5.	関本に同じ		
下森原村	2. 半	95	87	80
中須賀	2.	93	84	64
足山	〃	〃	〃	〃
藤ノ	〃	〃	〃	〃
貞永寺村	4.	224	205	158
塚谷村	〃	〃	〃	〃
打穴村	〃	〃	〃	〃

「町奉行日記抜書」による。  
 1里は3.927km(約4キロ)=36丁 1丁は60間  
 乗掛は本馬と同額のため表示しなかった。

ある。この表で勝間田駅から関本までの里程と定法賃銭の部分は、間屋場の高札に掲示されていた。乗掛は、本馬と同額である。朱印状所持の旅行者は無賃であるが、朱印状に記された数を超えての人馬使用や、大名などの通行等はこの表による賃銭を払うことになる。無賃のもの

のを伝馬または朱印伝馬、定法賃金を支払うものを賃伝馬と称した。

この定法賃金は社会や経済の情勢によって変動し、上下した。人夫賃の上昇は人足賃に影響し、大豆の値上がりは馬の飼料に影響する。正徳元年（一七一二）、幕府が駅制を大幅に改革し、この年改訂された定法賃金が元賃金と称されて、以後この賃金の何割増しという形で賃金の変更に基準となっている。

津山の人馬問屋は、このような人馬継立業務のほか、三か所にある藩の「御蔵」（大坂送りの年貢米倉庫）から、大坂登せ米を船積みする運送業務にも従事した。蔵から船頭町船着場までの馬による輸送と、それを船積みする中背（なかし・船積人足）は、人馬問屋が請け負った。また、緊急の場合、例えば、吉井川増水による町内巡視に、町奉行が馬を出させた例がある。

### 問屋場の収支

人馬継立の業務は、常に赤字経営であった。幕府が定法賃金以上の賃金を求めることを厳禁しているからである。

享保一〇年（一七二五）、幕府の国目付が津山に滞在して領内を巡村した時、駕籠一挺につき一日銀一匁、

人足一人につき一匁九分宛を支払った。実費と差し引きして、駕籠一挺につき、銀六分三厘、桐油一枚（油紙か）二分、人足一人宛一匁八分五厘八毛の持ち出しとなったので、町方で割り賦したという。伝馬の不足人馬は、郷の制度があつて地域住民の負担であつた。本来は労役負担であつたが、後には、貨幣で支払つた。街では小間割などで負担した。津山で、二季割の中に、人馬問屋の欠損分が割賦されているが（前述）、これは、助郷の考え方に立っていて、伝馬の費用の一部はもともと町民が負担する体制であつた。津山では、掛合問屋の利益の中からも、一部負担されている。

「堂上方」「宮方」など、京都の公家の家来は、権威を背景に無理をいった。文政三年（一八二〇）、公家から先触として「無賃の宿継状箱」が送られて来た。坪井駅の宿役人からの問い合わせに津山も返答できず、幕府へ処置について伺を立てた。道中奉行は、朱印状のない者は継立あいならずと確答した。これを根拠に久世、坪井、津山、勝間田の宿役人が協議し、交渉に来た部下に対して同一歩調で賃金を払うよう求めた。先方は、松江から帰京の時、一括支払うという證文を書いて人馬提供

をたのんでいる。これ以後、「御当地は特別」として支払うから継ぎ立ててもらいたい、ただ他所へは無賃で乗せたと言ってくれと頼む者もあった。京都三宝院の使者は薬の押し売りにきて拒否された。使者は、他藩でも断つた処がある。その藩は京都通行差し留めとなつた、と脅している。伝馬賃も半額払いを要求し、関東でも半払いであつたと再三にわたり強要している。問屋と大年寄は拒絶した。

先に見た「人馬問屋取締方」ができ、武士が問屋を監督するようになったのは、従来の仕来たりによる支出の膨張や、利用者の規則無視などに対して、町人出身者だけでは、抗し切れなくなつた結果であつた。

### 駄賃馬

伝馬に利用する人馬は公用旅行者のみでなく、武家の私用旅行や一般人の旅行、荷物の輸送にも利用できた。これは、駄賃馬だちんまと呼ばれ、問屋場常備の馬、それが不足する時は、その周辺地域から集めた私有の馬と人足が問屋場を通じて就労した。津山でも、人馬不足の時は郡代を通じて集めている。駄賃馬の場合も、人や荷物輸送の時の運賃制限や、本馬・乗掛のりか・軽尻かろしりなど輸送形式は、伝馬と同様である。追通おしとほ

といつて、次の宿場で継立つぎたてせず、もう一つ先の宿場まで通し乗りすることは禁止されている。ただ、駄賃馬の運賃は、馬持ちとの直接交渉（相対賃あたいちん）で決められた。

普通、御定賃ごぢいの二倍が相場とされたが、津山地域の具体例は見つからない。駄賃馬は収益性が高く、宿駅の機能を支えていたのは駄賃馬であつた。駄賃馬のほかに、

駄賃馬稼かぎといつて、私設の運送業者も営業する。津山藩では、文政九年（一八二六）、坂手小原分（現在地不明）の伴治という者が、酒壱斗、醬油三丁（三樽）、多薬粉（煙草）一二斤、およそ二四、五貫目程の品を馬につけて帰宅の途中、安岡町で二人の馬士（馬方）に止められ、上米（上前）を差し出すよう求められた。このことについて、郡代所から問い合わせがあつた。町奉行の返答は、およそ四五貫目を本馬と定めていること、積荷が一駄に足らぬ分は上米を取る筋はなく、勝手次第に負い帰らせてよいというものであつた。（『町奉行日記抜書』）続いてこの事情を説明して、町馬は御用を勤めているのに、在馬（農村の馬）が本荷（本馬の荷）を付けたり、駄賃持ちをしては馬持ち共が難渋する（収入減で困窮する）、といっている。このことは町馬持ちと、在馬持ちとの対



抗関係がこの文政期（一八一八―二九）に表面化しつつあることを示している。町馬持ちが、在馬に対して「上米」を取ることは、町馬持ちの側の要求によって決められたものであるが、取り決めの不備・不徹底によって、「市郷中、争い度々に及び候ては宜しからず。」として、同年七月新格が定められた。

一、持馬で一駄相当の荷を運ぶ時は、市中の馬持へ申し出て、上前を差出した上で運ぶ事。一駄に不足の時は勝手次第。牛も同様。

一、往來筋を宿繼どくつぎで送る時は、宿馬を用いる事。但、自分持馬で運ぶ時は、市中馬持へ申し出て、上前を差出す事。

一、在中の一駄荷は、穀類三俵、くり綿五本、塩五貫目俵八俵、他はこれに準じること。これは駄賃馬一疋ひきの積荷の目安であること。上前は、駄賃馬運賃の五分（半分）と心得る事。（『郷中御条目』）

この新格は、改めて上前を公認し、その上で在馬が問屋場の指揮下から離れて「駄賃馬稼かせ」かせをすることを承認している。なお、これらの事から、馬荷で運ばれる物品の種類がすでに多岐にわたっていることや、津山問屋場

は、本馬の荷をおよそ四五貫と見ていることがわかる。積荷を一見して、重量を推定するには、こう表現するほかはないのであろう。

### 津山城下の橋

津山の城下町に入るには、北から入る時以外は、必ず川を越さなければならぬ。そのため、陸上交通において橋の持つ意味は特別なものがあつた。城下で常時架かっている橋は、出雲街道が通る宮川大橋・西今町橋（翁橋）おきなばし・筋違橋すぢがひと、城の正面に架かる京橋がある。前三者は河川に架かり、京橋は城の堀に架かる。そのほかに、町方に、小土橋八か所の橋（茅町・新魚町・小性町・船頭町・桶屋町・吹屋町・河原町二か所）が、大年寄手元の「町方一覽」に記されている。これらは、町方の大溝・小溝に架けられていた。本琳寺前土橋は、「町溝これなく」とあつて、藩の作事所の管轄であつた。（前記「町方一覽」）

城下町の外側を囲む河川に架かる兼田橋・鍛冶場橋（後、今津屋橋）・広瀬橋・院庄橋などは、毎年、季節ごとに架け替えられる土橋だつた。津山森藩の当初には、技術上常設困難だつたのであろうが、城下防衛の意味もあつたのであろう。兼田橋は現在の場所、鍛冶場橋

は、京町伏見町境を南に、土手を上った所にあつて、西大寺道に通じた。広瀬橋は、菟田川の河口より少し上手に架かり、岡山方面への出口である。寛延元年（二七四八）三月二四日、「広瀬土橋取払い、今日より渡舟通用」とあり、翌日には、院庄土橋、三月晦日には兼田川土橋が取り払われている。大名等の通行が予定されている時は、その期日まで取り払いを延期したので、五月や六月に取り払われた時もある。およそ、三月末から四月中には取り払われ、渡し舟が人や荷物を渡していた。九月末から一〇月には新しい土橋が架けられた。

架橋工事は、広瀬橋・鍛冶場橋については、江戸中期ごろまで蔵元二人が請け負うことになっていた。明和四年（一七六七）一〇月には、鍛冶場橋を米三〇俵、広瀬橋を米四五俵で請け負っている。鍛冶場橋の三〇俵は、一五俵が藩の御蔵から、残り半分は町作人の負担だった。この二つの橋は、対岸の管轄が郡代所であつたので、請負證文も町奉行所と郡代所に出されている。広瀬橋の費用四五俵は藩庫からの支出である。兼田橋は、享和三年（一八〇三）九月、架橋の入用米四五俵とある。（御用日記、土居家文書）

### 今津屋橋

安永六年（一七七七）四月、船頭町住人たちが、鍛冶場橋を取り払わずにそ

のまま残してくれよう、願書を出した。藩の勘定所は「大水の時分、流れ候事計り難く」という理由で、例年のように取り払った。二か年後、安永八年（一七七九）一〇月、「鍛冶場土橋、当年より今津屋前へ架り候に付、難洪の由、伏見町・材木町より願候へ共、相済まず候事。」とあつて、その理由は不明だが、この年、鍛冶場橋が従来の位置から少し上流の現在位置に移されたこと、旧鍛冶場橋近辺の町々、特に伏見町・材木町から位置変更について反対陳情があつたことがわかる。一〇月の末、「土橋出来、請負人今津屋孫十郎届出、渡船引取り、御蔵元文五郎届出」とあつて、新しい位置にできた鍛冶場橋は、今津屋孫十郎が請け負つたこと、この時点でこの年の渡し舟の操業を終えたことがわかる。

この時の橋が常設の橋であつたかどうかは、明らかではない。しかし、そう思わせる状況が以後続く。まずこの年の暮れには、今津屋の前に橋が架かつたが、渡し船や渡し守はどうしたものかという問い合わせが提出されている。天明三年（一七八三）九月には、今津屋前の橋

の修繕が行われている。また、同五年（一七八五）六月には出水のため、今津屋伊右衛門前の橋が通行止めとなつていたのである。このような例が以後資料上に度々現れる。これらの出来事の時期は、本来ならば橋のない期間である。しかも修繕という言葉が使われている。今津屋橋の成立と見てよいのではなからうか。（この項『後留』による）なお、この橋は藩の資料にも町民から提出される文書にも、鍛冶場橋・今津屋橋両様の呼び名で記されていて、幕末までこの状態は続いた。橋の名が今津屋橋と確定するのは、明治になつてからと考えられる。

## 六、商品流通と高瀬船

### 船株稼ぎ

美作地方と備前国との物資の交流が、吉井川・旭川を上下する高瀬船によつたことや、特に吉井川での高瀬船操業が、江戸開幕以前から盛んであったことはよく知られているところである。（『津山市史』第三卷「上下する川船」参照）

津山松平藩になつてもその組織は継続し、津山藩の船

株を持つ者（船主）だけが高瀬船稼ぎをする事ができた。一株につき高瀬船一艘と定められ、船株を持たない者は船稼ぎがでなかつた。この船稼ぎは津山船頭町河岸から吉井川沿岸を経て西大寺・金岡・岡山までの川港に入港し、人・荷物を輸送して船賃を得る仕事をいい、この権利を保証するものが船株である。重要なことは津山船頭町河岸に着船し、積み荷を下ろしたり船積みしたりできるといふことである。この船株が持てるのは次の地域の船に限られていた。

津山船 船頭町 小桁村 八出村 金谷（屋）村 五四艘  
長岡船 押測村（現津山市）

塚角村 大戸村 栗子村 一一六艘  
久木村 藤原村（共に現柵原町）

田原船 備前田原上・下両村（現和気町田原） 一六艘  
合計三地域一八六艘である。

実際にはこの外にも高瀬船は多くあった。船頭町河岸より上流も西々条郡箱村（現奥津町）まで高瀬船の通船はできたし、加茂川も東北条郡塔中村（現加茂町）までは船がのぼつた。しかし、商品輸送に、前記の船株を持たない津山より上流の船を使う時は、津山を通過し

て下流へ輸送したり、津山船頭町へ入港して荷を積むことは厳禁されていた。船賃の損益にかかわらず、船頭町河岸で津山船に積み替える仕組みである。船肝煎の指図に従わぬ時は、容赦なく船稼ぎを差し止める掟であった。この制度こそが、津山松平藩が高瀬船稼ぎを支配下に置く(津山を中心とする商品流通を統制する)決め手であった。

高瀬船輸送の運営・取り締まりには、町奉行・大年寄の下に次の役人を置いた。

蔵元―船方吟味役―船肝煎―船持組頭

蔵元は松平藩の年貢米の管理実務を行う御用商人であるが、「船方引受」でもあつて、高瀬船輸送全体の責任者であつた。

船方吟味役は、津山から船積みする商品について、出船の度毎に一艘毎に積み荷の検査をする役である。

船肝煎は入港順序・配船・船積み等、直接船頭とかかわり、指図をした。

船持組頭 船頭町河岸では船持ちは、東組・西組・中組・下組の四組に分かれ、それぞれ組頭を置いて船持ちをまとめた。

先に掲げた津山船については、

「津山船頭町 并 小桁村、金谷(屋)村、八出村船株主名前を以、他町にて船稼ぎ勝手次第の事」

とあつて、小桁村等三村の住民も船株を持ち、船主として高瀬船稼ぎができる権利があつた。けれども、森藩が津山退去の時提出した幕府代官への報告書には、船持ちの数を一人一艘持ち四五人・三艘持ち三人とあつて、船数総数五四艘、船持ちは全員船頭町の住民であつた。松平藩当初も船株は船頭町が独占していたと思われる。これ以後も、小桁・八出・金谷村の住人が船株を持った記録は見当たらない。この三村の船稼ぎとの関係は明らかにできなかつた。また、「船稼ぎ」にかかわる、船頭・水手・仲仕等の労働組織についても、今は記録が残っていない。(津山河岸船方古今掟)・『市中諸運上物掟書』。なお、この節は特に注記する外はこの史料による。)

津山城下の発着湊は、森藩以来松平藩になつても船頭町河岸で、船荷の積み込みや陸揚げは船頭町河岸大雁木(船着き場の階段)に限られていた。このきまりはいつか崩れて、天保十四年(一八四三)二月九日の町触れで、藩は安岡町・林田六町(東部六町)から度々嘆願が

あった事を理由に、船頭町に準じて東新町・安岡町裏土手での「船荷上げ下げ」を公認した。(今井三郎『高瀬船』)

株の分散

松平藩になると、船株の入質・貸し渡しが頻繁に行われ、流質によつて次第

にこの四か所以外の者で株を持つ者が現れた。宝暦三年(一七五三)の『以後留』にも「惣持船五四人」とあり、船頭町が船株を持っていた。しかし、安永年間(一七七二〜八〇)には株所有者には変化が見え始めている。

安永六年(一七七七)の『以後留』の記事に、「船頭町五四艘の船の内、欠け船(船株は所持していて、船稼ぎをしないもの)これあり。一三艘今津屋孫十郎持ち、一艘本屋利助、(中略)合十七艘」とあつて、この時期もまだ船頭町に五四艘の持ち船があつた事、十七艘も欠け船があつた事、さらに今津屋がこの時期十三艘もの船株を持つほど、株の集積が進んでいた事がわかる。一人一株の船稼ぎは立ち行かなくなつていて、船株主が船稼ぎを休んでいる事がわかる。

安永七年(一七七八)十一月、船持ちに対して一艘につき一枚木札を渡すことになった。この時、他領押測村市兵衛が船株を所持していた。他領の者が船株を所持す

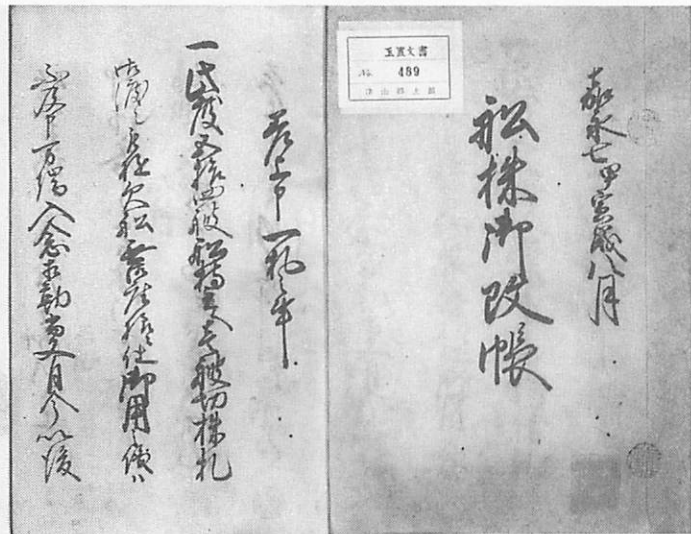


図26 船株御改帳 (津山郷土博物館寄託・玉置文書)

ることは認められないとして、船頭町伊丹屋久吉の名義にして、実際には市兵衛が船稼ぎをすることにした。他領に津山船の株が移ることを禁止し、一艘に一枚船札を

与えて船株の移転を許可制にしたのである。

寛政一二年（一八〇〇）、船頭町の今津屋平蔵が、安岡町岡崎屋伊兵衛に船株一一艘分を入質し請け出せなくなった。この時、船頭町以外の町へ船株が移つてもよいか、ということが問題となった。藩は、船頭町以外で「船株」所持の者の調査を命じた。大年寄は、「船稼ぎ」の者の調査をしている。「船株」所有者と「船稼ぎ」とを同義と受け取っているし、当時は、実際に船株所有者が船稼ぎをしている実態があった。今津屋と岡崎屋の争いは、船株持ちと船稼ぎの分離を物語る。

大年寄の調査内容は、次の四点である。

① 船稼ぎは、船頭町の外は八出・小桁・金屋（谷）各村以外では、古来からさせていないこと。



図27 舟札  
（津山郷土博物館寄託  
玉置芳久氏所蔵）

② 新魚町で、蔵元が一人船稼ぎをしている。蔵元が船方引受（船稼ぎ元締）なので、他町に住んでいても「勝手次第」である。

③ 小性町にもう二人いる。それは船頭町に持ち家があるからだ。

④ 船稼ぎの者が、借銀の抵当に船株を渡したり、流質する事がある。この時は株札の名義は貸主に書き換えられるが、他町の者であるからその株を根拠に船稼ぎはさせないきまりである。株を手放した（船頭町の）船頭に、貸し料を取つて株を貸し船稼ぎをさせている。

藩は、この四番目の項目の方向で内済（ないぎ和解）を指示し、同時に船株質入れについての「船株質入定法」（じようほう）を総町に申達した。

・ 質入れの際は願書を出し許可を受けること。流質になる時は、蔵元が新しい株主（船株主にふさわしい者）を探し、その代価を銀主に差し出すこと。

・ 他領者への質入れは厳禁。身代限請け返させ、なお不足の時は惣船持ちへ出銀させても請け返させる。

・ 船株を借りて船稼ぎは自由とする。

という内容で、今津屋事件解決を促進するものであつ

た。他町蔵元と、船頭町に家を持つ他町商人の船稼ぎについては何の言及もしていない。有力商人による既成事実を否定できなかったのである。今津屋・岡崎屋問題は、文政二年（一八一九）になっても解決していない。藩は岡崎屋が船株を持つことを許さなかった。船頭町保護でも今津屋保護でもなく、流質で船株が移動する前例を許す訳にはなかったのである。

物資の陸上輸送が補助的な役割しか果たさない当時、高瀬船輸送を支配下におくことは、藩にとって必須の事柄であった。一方では、大量物資輸送の動脈である高瀬船の動向を常に掌握しておくため、船株所有者を船頭町住人に限定しておく必要があった。酒株のように自由に転売されては困るのである。他方、船主の困窮によつて質入れは止められず、規定の五四艘に欠け船がでること avoidance しなければならない。「株質入れ許可制」や「借り株船稼ぎ自由」はこの中の妥協策であった。株の名義は船頭町住人で船稼ぎは他町の者、また他町の株主は船頭町住人に船株を貸して貸し貨を取り、稼ぎは船頭町住人が行う、という方式である。船株所有者と稼ぎ人（船主）がこのようにして分離した。

#### 船稼ぎ他町へ

寛政一二年（一八〇〇）の船株入質定

法（前出）には、船株を借りての船稼

ぎは自由とする、という規定がある。質入れ後の株の処理は蔵元に一任された形を取っている。文化五年（一八〇八）、蔵元が藩に対して次のような願いを出した。

① 船頭町船株五四艘の内、欠け船がある。その株主に、

船頭町を稼ぎ場所とし船の規定を守る事を条件に、船株の名義借用を申し入れたい。船頭町株主の名前で他町の者が船稼ぎする事は船法に違わず「勝手次第」（自由とする）と、藩から全船主に伝えてもらいたい。

そうすれば「勝手儘」だ、という非難もなくなり、欠け船も解消する。

② 「船方に相抱え候義」（船業務に船頭・人夫等を雇う事）

について、蔵元・船方吟味役から臨時に呼び出すことがある。この時、船持ちが船頭町以外の者であっても、船頭町の者はよく心得て、両役の呼び出しがあれば早速出てくるように、藩から命じてもらいたい。

という二項目である。現実には蔵元や船頭町以外の者が船稼ぎしており、「勝手儘だ」という非難が上がっていて、これを先の「船株質入れ定法」に照らし違法でない旨、

全町に伝えてもらいたいというのである。この願いは認められた。蔵元が船頭町の者を集めて伝達したところ、船持ちの米屋藤左衛門が「不承知」、「古来より他町の者に船稼ぎをさせた事はこれなし」、「一同歎書（嘆願書）を差し出しても然るべき事だ。」と反対した。藤左衛門は町奉行所で「船稼ぎ差留（さじとめ）」を申し渡された。後日同人は「船稼ぎを差し留められては必至難渋（ひつしなんじゆう）」として詫書を入れて許されている。この時をもって船頭町の船稼ぎ独占体制は終わつたと見てよい。他町が船稼ぎに参入する事は、船頭町にとって「歎書を差出して然るべき」事件で、困窮船持ちにとって大きな打撃であつた。他町船持ちの召集に応じる事は、船頭町住人にとって屈辱的であつたに違いない。蔵元以下の有力町人は「勝手儘」との非難を逃れ、その上、藩の力を借りて実質的な船持ちとして、船頭町船頭を使って船稼ぎができる立場を得たのである。

安政元年（一八五四）になると、名目的には今津屋と高瀬屋で大半の船株を所持するに至る。幕末には、再び船株所有者が船頭町に集中してくるが、この段階では、多方面で商売している富裕な商人が船株の所有者であつ

た。

#### 船積商品 と運上銀

津山から積み下だす荷物や、備前方面からの荷物（登り荷）には、藩が運上銀（品目に応じた税金）を徴収している。森藩時代には鍋・釜など八品目（『津山市史』第三巻参照）であつた運上物（課税対象品目）も、松平藩時代には次第に増加し、延享元年（一七四四）には三品目となっている。表35—1は、幕末ごろ（文久年間一八六一—六三）津山藩が、船積み運上を課した徴税品目と課税単位および単位あたりの運上銀高の一覧である。各商品の年間積み下だし量等は判明しない。積み荷の形態や積載量など、多少の類推が可能なので、煩瑣であるが記載した。ここでは積み下だし商品の種類を見たい。品名の前の○印は、延享元年の二二品目である。この時以来およそ三〇品目の増加であるが、以前から積み下だし商品であつたものが、量の増加と共に運上銀対象物品になつたと見るべきであろう。したがって、これ以外にも運上銀徴集の対象とならない川下げ商品があつた。この表は、津山川流域の産物であつて津山領で産するものとは限らない。

高瀬船には、登り荷物もあつた。多く岡山・西大寺か



(表35-1) 文久年間(1861-63)津山河岸船積み運上物一覧

徴税品目	単位	運上銀	備考
○米	1石に付	00匁3分0厘	1俵に付1分
○大豆	〃	〃	
○小豆	〃	〃	
○大麦小麦	〃	〃	
空大豆	〃	〃	
穀類	〃	〃	
玉子	150箱1艘	15. 0. 0	1箱卵700入 延享2年船積初
小麦粉	1俵	. . 6	寛政13年船積初
茶	〃	. . 4	寛政12年運上決まる
○酒	1石	. 3. 0	3斗2升入樽1丁に付9厘6毛
醤油	大樽1丁	. 1. 0	大樽3斗2升入,小樽8升入1丁2厘5毛
焼酎	1斗	. 9. 6	寛政12年運上決まる
酢	大樽1丁	. 1. 0	弘化3年船積初
綿実油	1石	. 6. 0	文化1年船積初
○繰綿	6貫目入1本	1. 0. 0	享保13年船積初
●綿実	20貫目入1本	2. 5. 0	森家以来
○荒芋	100丸積1艘	10. 0. 0	1丸に1分,1丸6貫目 元文3年船積始
○煙草	80丸積1艘	10. 0. 0	1丸に付1分2厘5毛 同上 *
○黄柏	120丸積1艘	10. 0. 0	10丸に付8分3厘4毛,1丸8貫目入
○紅花	10貫目入1箱	1. 2. 0	元文5年9月船積初
○漆の実	60俵積1艘	6. 0. 0	10貫目入1箱1分 同上 *
○紙類	100丸積1艘	10. 0. 0	1丸に付1分,1丸6貫目入 同3年4月同*
●油柏	70俵積1艘	2. 0. 0	森家以来
飴柏	1俵	. 0. 4	
糖柏	〃	〃	
麸柏	〃	〃	
醤油味柏	〃	〃	
酢柏	〃	〃	
酒糟	〃	〃	
焼酎干柏	〃	〃	
○石灰紺屋灰	60俵積1艘	18. 0. 0	弘化3年船積初
鳩糞	1俵	. 0. 4	*
綿実粗皮	〃	〃	
○竹木	1艘に付	4. 5. 0	他領分 津山領からは川下禁止
木附子	1本に付	. 1. 5	1俵4厘 寛政13年運上決まる
竹の皮	6貫目入1箱	. 0. 4	同上
●木地類	120丸1艘	10. 0. 0	10丸に付8分3厘4毛 森家以来
樽	1丸	. 0. 3	文化4年運上決まる
○鉄類古金	60束積1艘	3. 0. 0	1束に付5厘
●古鉄	49丸積1艘	2. 0. 0	1丸に付5厘
●鍋	60丸積1艘	2. 0. 0	同3分3厘
●釜	〃	2. 0. 0	同上
釘	10貫目1丸	. 0. 8	同上
針金	12貫目1丸	. 1. 5	文化10年船積始
火打ち金	12貫目1丸	. 0. 8	同上
鎌	〃	. 0. 8	天保14年以來取立
稲扱	1箱に付	. 0. 5	
●瓦	1艘に付	10. 0. 0	森家以来
古手	1丸に付	. 0. 5	
芋種	1丸に付	. 1. 0	寛政10年運上決まる
●きわだ	1俵に付	. 0. 4	寛政10年10月差免
	当時なし		森家以来

「市中諸運上物提書」(玉置文書)による。

○●印の22品目は、延享元年(1744)の運上物である。内●は森藩時代の8品目を示す。

\*印は、天保12年船積差留品目。

第三章 松平藩時代の商工業

らの積み荷である。表35―2に、寛政一〇年（一七九八）の登り荷を品名だけ掲げた。運上銀は川下げ荷物も、登り荷も津山で徴収する仕組みになっている。

吉井川の川筋には船番所があった。森藩時代には、木知ヶ原・飯岡（ともに現柵原町）に船番所が置かれ、特に木知ヶ原の番所には船奉行が置かれるなど重要な位置を占めていた。松平藩になってからは、これらの村が津

(表35-2) 寛政10年(1798)津山川登り荷物一覧

品目分類	運上銀徴収品名
食品	塩・醤油・白砂糖・黒砂糖 米・大豆・大麦・小麦・雑穀類 塩肴・干海老・鰯・鯨・鯖(まぐろ) 餅(あみ)・鱉・蛤・籠入塩魚 田作りすばし・籠入みかん・柿・酒
原材料	松貫・松小割・杉絵丸太・板類・クサマキ 晒臘・古金・曇表・藍玉・銅 手嶋石・その他石類
製品	小間物類・瀬戸物・菜種入・戸障子 ふるい・下駄・鉦・竹箒・竹籬(すだれ) 膳椀・筵・古手・筵包
燃料	種油・魚油・薪・鍛冶炭

「市中諸運上物掟書」による。

山藩の領域外になったため、小柵村に船番所を置き、上り下りする船の監視に当たった。津山では、下だり荷の商品の種類・量を記載し、運上銀の納入を認める「切手」を発行した。小柵番所では、船荷と切手を照合する（船改）ことが仕事であった。違反者は番所に留めてお

(表35-3) 延享2年(1745)木知ヶ原番所扱い津山領積下荷物一覧

扱い方	荷物品目
無運上通過	明樽類、明櫃類、古とく、むしろ、上敷酢粕、糠、唐津物、麩粕
十分一運上取立	割木、綾木(たきぎ)、柴、たかふろふきかや(茸茅)、掛け木(計って売る薪)起炭、鍛冶炭、竹の皮、木ふし茶、杓子、盆、大豆葉、山のいも、わさび抹香、柿類、うど、干わらびわらび縄、柳こり、しら箸菜種類残らず
二十分一運上取立	たばこ、種、こんにやく玉

「市中諸運上物掟書」による。

き、津山へ通報するのである。

延享元年（一七四四）に、天領になっていた飯岡村・木知ヶ原村の船番所で十分の一の運上を取り立てることになり、土居代官所からの通告があった。二重の運上を徴収されることになった津山の商人は、代表を送って願書を提出し、津山藩も森藩からの引継文書を示して交渉した。津山城下で運上を納めた商品については、川下番所では運上を取らず、船改めだけにするよう求めている。この結果、交渉は九月に決着し、津山で運上を納めていた二二品目（前掲表35―1の内〇印）は、運上奉行所の印と裏書きのある「大切手」で通し、九品目は、蔵元の承認印のある町方小切手で通過させることになった。その他のものについては、木知ヶ原番所で十分の一、二十分の一の運上を取ることになった。表35―3は二二品目以外の、木知ヶ原番所で改めを受ける商品である。この中には、表35―1で見えるように、後に運上対象になったものもある。運上銀の徴収と船積み切手の発行責任者は「船積川下切手座」蔵合孫左衛門であった。別に綿実の船積み運上は斎藤孫右衛門扱い、登り荷の内、塩運上については、安永二年（一七七三）から玉置忠兵衛の扱

いであった。ともに大年寄に対する「お手当」の意味を持つている。なお、宝暦九年（一七五九）の「新法改革」に際して、一時これらの業務が大年寄月番で行われたことがあ

津山船と 吉井川での高瀬船の輸送には、津山船  
他国船 ばかりでなく、長岡船・田原船が就航

していたことは先に述べた。津山松平藩では、「御用御船方」、「御登米船方」、「商内物船方」の三通りの場合について、それぞれの定めがあった。（「津山河岸船方古今定例書上写」）これは、津山船と他国船の間に起こる争いを避けるため、それぞれの積み荷取扱について定められたものである。

「御用御船方」は、諸大名が津山を通行する場合に、必要とされる船の扱いについての取り決めである。この場合は、津山船・他国船の区別は特にしていない。

「御用船すべて、臨時に役筋より舟積み申し付け候みざり、当河岸居合わせ候船、相勤め申すべし、違背および候はば、用捨なく船稼ぎ差し留め申すべく候事。」として、とにかくその場で使える船を利用することになっている。実際この場合は利害が絡んでこないもので、まず

問題になることはない。

御登米は、大坂蔵屋敷へ送る米をいい「御登米船方」は、藩の米蔵からの大坂向け出米を、備前金岡湊（かみおかみなと）へ輸送する場合で、津山船五四艘（せう）及び長岡船がその対象であった。この場合には津山船が全体の七割、長岡船が残り三割を船積みするようになっていた。但し、緊急の船積みの際は区別なく使うことに定められていた。こうした津山船・長岡船の歩割りを取り調べて配船することは、舟廻（なまわし）という役職の者がいて取り仕切っていた。舟廻は蔵元が人物を見込んで選ぶことになっており、米三俵の世話料が支給された。

登米を積んだ船には他の商品を積むことはできず、すべて一緒に河岸を出船する。そして、事故があった時は周匝（すまじ）（現赤磐郡吉井町）より川上であれば津山蔵元へ連絡し、川下であれば金岡御蔵元へ連絡する定めであった。登米を船積みしている時は、どの船も一般の商品を船積みすることはできず、登米を積みきつてしまふまで待つことになっていた。ただこれらも緊急の場合は蔵元と相談して特に許される場合があった。しかし、船主や船頭にとっては、面倒な登米を積むよりは一般の商品を積

んだ方が利があつたらしい。津山河岸到着の船に年貢米船積み命じられたところ、「水主（みづぬし）（水夫）これなし、など偽り」、いろいろ理屈をつけて「外船（ほかぶね）、御米（ごまい）（年貢米）積み切り候」を見届けた後、水主が雇えたといつて「商内荷物積み請け」を申し出る者もままたある、という状態であつた。

「商内物船方」は、一般の商品輸送についての定めである。この商品輸送については、津山船・長岡船・田原船合せて一八六艘が従事した。

この三か所の船が競合して争うことのないように、輸送量も多く重要な品目については、それぞれの湊における分担割合が定められていた。

表36—1のように、津山河岸での船積みの場合、河岸への着船順が決められていた。一番津山船、以下一〇番まで回つたら、また一番に戻る仕組みであつた。そして、米・大豆・小豆の三品については、表36—2のようにそれぞれ割合に応じて船積みしていった。この順番や積み荷の割り振りは、津山の船肝煎が取り仕切つた。加茂川の檣河岸（かき）や押測（おしはかり）から藤原など、長岡船の湊からの三品積み込みについては、長岡船の割合が高く、備前湊（金岡）

(表36-2) 三品積荷分担割合

津山河岸	米・大豆・小豆三品
津山船	4分
長岡船	3分
田原船	3分
長岡河岸	米・大豆・小豆三品
長岡船	4分
津山船	3分
田原船	3分

(表36-1) 津山河岸着船順位

1番	津山船	2番	長岡船	3番	田原船
4番	津山船	5番	長岡船	6番	田原船
7番	津山船	8番	長岡船	9番	田原船
10番	津山船	1番	津山船	……	

では、美作など上流向け積み荷（登沖荷物）の積荷割合は、田原船四分、津山船・長岡船各三割であった。米・大豆・小豆は、一艘宛七〇俵積みが基準であった。約三・五トン積みである。この三品目については、三五俵以上積んだ丸荷が右の規則の対象となり、三五俵以下は半下荷と称し、割合に関係なく船積みする

ことができ、た。そして、その場合は船持ちと荷主との自由な契約に任されている。そのため、三五俵以上の荷があるにも

かわらず、全部を積み込まないでわざと半下荷にして、規制をのがれようとするものもあった。

船争い

このように、三か所の船の間に、積載順や積み荷割合などの規定があり、厳しい規制のもとにあつても度々争論が発生した。

享保一二年（一七二七）には、津山船と田原船との間に荷受け争いが起こり、津山からの下だり荷は津山船のみの扱いとなり、逆に、登り荷は田原船が扱うこととなった。相方「片荷」の往来であつて損失が大きく、採算割れになるため、津山からは、今津屋伊右衛門、田原屋六兵衛が備前に行き、協議の結果片荷運送を回避している。これは、前々から繰り返されてきた紛争が、この時決裂したものである。寛政九年（一七九七）九月にも同様の争いがあり、田原船は、片瀬稼ぎになるとして津山への登せ荷運賃の六割増を要求した。荷主は一切不承知として、破談になつている。こうして、「追々、荷物西大寺問屋に差し滞り、荷主共難渋」という状態になつた。津山藩では、津山船に対し片積みを覚悟させ、備前での津山向け登り荷船積みを禁止した。他方、田原船へ「下り諸荷物、相渡し申す間敷く候。」として、田原船への

下だり荷船積みを禁じている。この間、長岡船船頭が、田原船船頭と掛り合いがあるとして、「四百人余り、小瀬村（現柵原町）源右衛門居家家財等、打ちめぎ候。」という事態にもなった。塚角村で仲介人を立てて和解したのは、寛政一二年（一八〇〇）四月のことである。（「以後留」）また、文政六年（一八二三）には、天領龍野藩預り地であった押測村にある井堰にかかわって紛争が起こっている。井堰には船通しが設けてあり、井堰上流に高瀬船が溜まると、船通しを開いて川水を流し、その奔流に乗って、船が井堰を越える仕組みであるが、田植え時や渇水時には水不足をもたらし、対立が度々起こっている。この時は、津山側は船通しの幅を一五間とするよう求め、押測・塚角・大戸下三か村は、これに反対したものである。（『町奉行日記』）

第四章  
村  
と  
農  
政

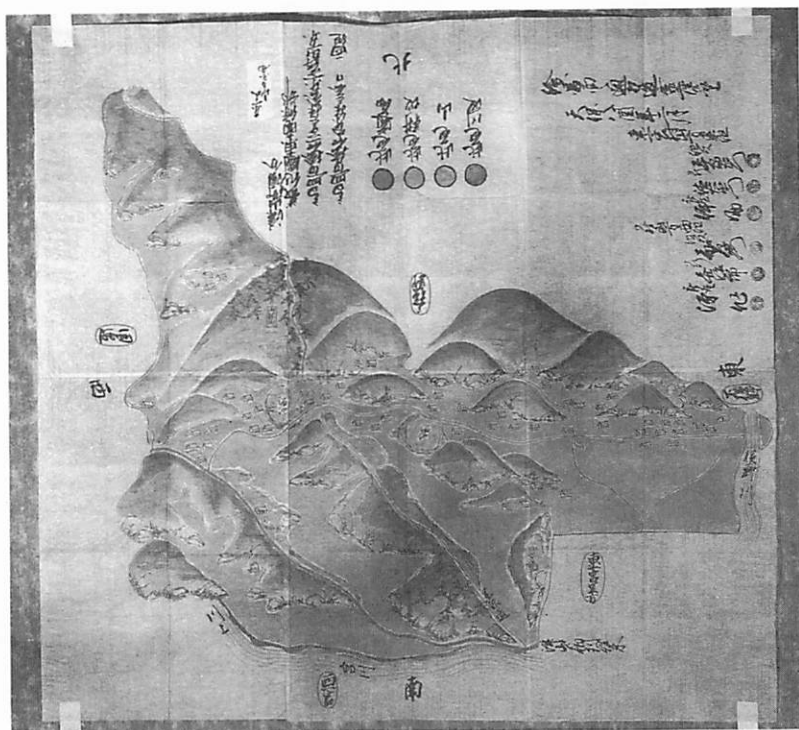


図28 東一宮村山方の絵図 (津山郷土博物館所蔵)

## 第四章 村 と 農 政

### 一、津山松平藩の農村支配

#### 社会の仕組み

江戸時代の社会は身分制によって成り立っている。中世にも身分制はあったが、それは中世社会に固有の身分制であつて、近世の身分制は織田信長・豊臣秀吉（おだののぶなが とよとみひでよし）によって武力を背景にして作り出された。徳川家康（とくがわいえやす）はこれを、江戸幕府を支える社会の枠組み（わくぐみ）として完成させた。近世の身分制度は江戸時代を理解する基本であると共に、現在国民的課題として取り組まれている差別の問題の前史にあたるという点で重要である。

この近世の身分制は豊臣秀吉が実施した「太閤検地（たいたうけんち）」

や「刀狩（かたをかり）」（兵農分離）に続いて、天正一九年（一五九二）八月に出された、三条の「定（さだめ）」（通称「身分統制令」と言われる。）によって具体化された。その第一条では、「奉公人・侍（さむらい）・中間（ちゆうかん）・小者（こもの）・あらし子（あらしこ）に至る迄（まで）」（秀吉配下の大名に従う国侍や、その部下、そのほか戦場での下級の戦闘要員に至るまで）が新規に町人・百姓になることを禁止している。武士たちが町や村に帰住していたら、その町の町人やその村の百姓の責任で調査し、一切居住させてはならぬと命じた。第二条の前半は「在々（ざいざい）の百姓等、田畑を打捨（うちすて）、或（あるは）あきない、或賃仕事（あきいしごと）」に出ることを厳禁した（農商分離）。すでに検地と刀狩によって武士を農村から排除したが、改めて武士の町人化・農民化を禁じ、農民の商人化もこの法令で禁じられた。こ



の命令をいい加減に扱ったり、そのような者を町人・百姓が隠したりしたら「其一町一在所御成敗を加えらるべき事。」とあって、その処罰は町中・村中の住民を皆殺しにする、という凶暴なものである。ここで士・農・工商の身分制度は、強力な武力を背景にして作り上げられたことがわかる。賤視された人々の身分もこの時期に設定されたとする見解がほぼ通説となっている。豊臣政権が基礎を築いたこのような身分制は、江戸幕府に受け継がれ完成する。

寛永一三年(一六三六)に津山魚屋町に住む与十郎と米屋を営んでいた子息三人が、郷里へ帰り百姓に戻りたいと考え、田地のことで訴訟をした。森藩は、数代にわたる先祖伝来の田地でも、それを捨て十年過ぎれば元の地へ帰ることはできないのが国法だとして、米屋の男子三人と与十郎を死罪とした。右米屋は「高木右馬之助二つ胴を斬る。」与十郎は「関市正殿、立てけさを切り放す。」と記されている。(『武家聞伝記』) この訴訟は、与十郎がもと自分が耕作していた田地の返還を求め、農民が拒否したために起こした訴訟であろう。藩は百姓(年貢負担者)の権利を重視して与十郎を処分したのである。身

分制は、現実にはこのように残酷な処罰と見せしめによって打ち立てられ維持されたのである。

江戸時代の身分は「武士」、「百姓」、  
身分  
町人(職人と商人)、「えた」、「非人」

の身分に大別される。江戸幕府は当時の社会の営みを分けて、それぞれの身分に割り当てて奉公の義務を負わせたのである。これを「役」という。この役の奉仕に対し幕府は身分に応じた権利を与えている。

このような制度の中で「武士」身分の者は城下町に住み、幕府に対し「軍役」「普請役」そのほか行政官としての諸役を負担し、封土(領土)を「御恩」として与えられた。御恩の内容は封土の行政・司法権を委任し、百姓から年貢・夫役(労役)を徴収する権利である。

「百姓」身分の者は地下(在農村)に住むことを強制され、武士への年貢納入と夫役の奉仕を義務付けられた。その代わりに田畑を耕作し、生産物の六〇から四〇パーセント(四公六民・六公四民)の作徳を与えられて生計を立てることが出来る仕組みである。「本百姓」は家屋敷を持ち田畑を保有して、年貢納入と夫役負担の義務を負う百姓のことである。本百姓の中にも身分があった。

長百姓と平百姓である。これは美作でも同様で、後に触れる「家来」と「名子」も百姓の身分である。また農村の中に発達した在町(例えば久世・倉敷)美作町(林野)も行政上は「村」であつたから、ここに住む商人や職人も「百姓」身分であつた。したがつて、在町や農村に住む商人・大工・屋根葺き・鍛冶屋等の職人は農業にも従事してよく、兼業が許されていた。

「町人」身分の人々の本来の「役」は武士への消費物資の供給である。軍事上の理由から武士が城下町に集住するようになると、商人も職人も都市に流入した。町人は城下の武家町へ物資を供給するばかりでなく、川船による水運の管理も火消しも、藩に対する義務であつた。その代わり、武士は商人や職人の活動を株によって保証したり、他領の商人や職人の城下での営業に制限を加えたりして町人を保護した。町人同士の間にも身分があつた。城下町成立以前からの商人や領主に従つてきた商人が、城下の町人町を統率し、町人同士の間でも農村と同じような身分を形成した。名字・帯刀・門松許可の家などは藩が決めた身分であり、町人間では家主と店子の関係などである。津山松平藩時代には、農村から津山城

下への移住の制限は江戸初期ほど嚴重ではなかつたが、もと住居地の庄屋の身元保証と移住先の町年寄・町内五人組の承認がなければ正式に移住する事はできないまゝりであつた。

幕府が「えた」身分をいつ設定したのかについては、諸説があつて定説として挙げるに至つていない。美作地方でもこれを明示する史料はない。津山森藩の時代、貞享四年(二六八七)、寺の下人四人が百姓孫兵衛の下人をたたいたので訴訟になった。寺の四人は「在郷の籠」へ入れられた。その時、「えたに籠の番公儀より仰付られ候へ共、法印断りにて百姓番に成る。」という記事がある。「武家聞伝記」。「在郷の籠」は村の牢屋であるが、牢屋の番をえた身分の者に命じるように公儀(幕府)から指示があつた。森藩の役人がそのように取り計らおうとしたら、法印が「断り」つまり拒否したので、牢の番は百姓がすることになつたといふのである。これまで牢番は百姓の受け持ちであつたこと、幕府の命令で、牢番はえた身分の人たちの仕事とされたこと、その時期は美作地方では貞享四年よりあまり以前ではないこと等がわかる。この時は法印の断りで牢番を百姓に替へることが

きる状態で、牢番がえた身分の「役」としてまだ固定化していない。津山松平藩では、牢の管理は武士身分の牢番（牢役人）が行い、えた身分の者はその配下に置かれている。松平藩になり、農村を浮浪する野非人のひびとや盗人が増加してくると、寛延元年（一七四八）新たに野非人を村から追い払う役が課されている。この役を「盗賊番」と呼んだ。（『郡代日記』）野非人については本章四「元文騒動」、盗賊番については本章六「百姓の没落」と第五章五「農民身分の強化」の内「無宿者の取り締まり」の項を参照されたい。

先の牢番の記事に見える法印の「断り」は個人を拒否したのでなく、えた身分の者に番をされる事を拒否したのであり、それを藩役人が是認したことは、法印ばかりでなく藩役人を含めて一般的に差別観念があったことを示している。その中でこの時期に新たに牢番を命ずることは幕府による差別の強化にはかならない。

まず美作地方の例を挙げたが、時期的な問題を除いて右に述べた業務の内容は全国に行われている。江戸幕府がこの身分の人々に課した役は刑吏役や非人追い、盗賊番といえることができる。これらの役の代わりに幕府は原

料皮革生産の独占権を与えている。当初は皮革生産も幕府（藩）から課された役であった。しかし、戦乱が遠のき、皮革が武器よりも商品として価値を持つとともに、この仕事を権利として独占し、幕府もこれを保証している。

美作地方では、これらの役負担や皮革生産はえた頭かしらの統制のもとに行われている。松平藩では、頭は郡代所の指揮下にあったが、処置の困難な問題は幕府に問いただしているから、えた身分の人々に対する統制は幕府の指示が貫徹したといえる。また田地を持ち農業を営むことは農村の職人と同様に認められていて、農業を営む上では百姓と同じ扱いであった。役を負担する上に年貢米の負担もしたのである。

江戸幕府の身分制の中に「非人」身分が組み込まれた時期も諸説があつて定まっていない。大坂では元和七・八年（一六二一―二二）乞食こじきや芸能をもつて世をわたる人々が非人頭の統制下に置かれている。幕府（藩）の統制下に置かれた人々は「抱非人かえひびと」と呼ばれた。これに対して、戦乱や天災・飢饉うみやうなどで居所を捨てざるを得なかった人々は流浪して農村を徘徊はいかいし都市に集まるが、こ

の人々を幕府は「野<sup>の</sup>非<sup>ひ</sup>人<sup>じん</sup>」と呼んだ。抱非人は居住地を定められ人別帳にも登録されて、頭の統率のもとに役を負わされた。その仕事は野非人の取り締まり、乞食の流入防止、庶民の風聞<sup>かざり</sup>探索などである。諸国の城下町においても、同じような抱非人が置かれているが、その由来や江戸初期の在り方などは明らかでない。この点は津山森藩でも同様である。

津山松平藩でも城下に非人の居住地を定め、非人頭を置いて統率させていた。宝永<sup>ほうえい</sup>四年(一七〇七)八月の、

『国元日記』には、「先家(森藩)にても非人頭へ申し付け、扶持<sup>ふち</sup>方を取らせ候て、毎日相廻<sup>あいまわ</sup>り怪しき者は追ひ払い候由」という記事に続いて、城下に「疑わしき者」が入り込むので、非人頭に式人扶持を与え、配下の非人に毎日式人ずつ町を廻<sup>まわ</sup>らせる制度を作った事を記している。森藩時代にすでに「怪しき者」の追ひ払いに非人身分の者が使われていたこと。津山松平藩もこれにならった事がわかる。「怪しき者」「疑わしき者」とは身元不明の乞食非人等を指しているであろう。後には「風廻<sup>かぜまわり</sup>」といって、祭礼や人で賑わう場所を巡回する町奉行所役人の業務があるが、非人はこれに従って博打<sup>ばくだち</sup>などの風聞を探索

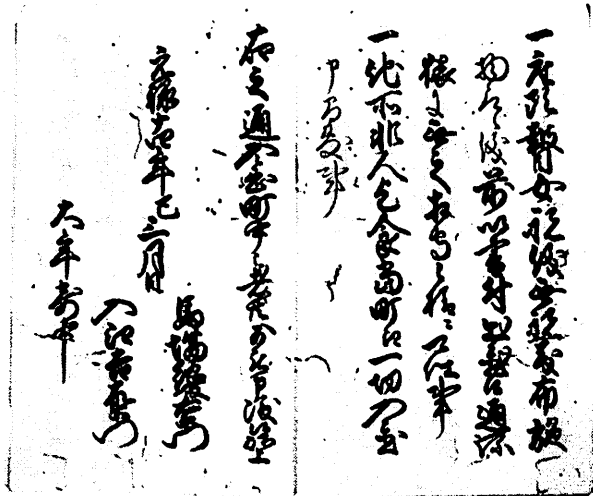


図29 非人・乞食に対する禁令  
 (「町中御仕置条目」 津山郷土博物館所蔵)

した。松平藩が抱非人に与えた役は野非人追ひ払いや行き倒れ人たちの病氣の手当、身元不明の死者の葬送などである。その上に庶民の風聞探索などがある。藩はこのような仕事を非人身分に照応した役として義務づけたのである。その代償は、津山藩領内農村や特に町奉行の支配範囲(町方)で物乞いをし、万歳<sup>まんざい</sup>芸などの芸能を社寺の

祭礼や門ごとに演じて収入を得る権利であった。「他所非人・乞食当町へ一切入れ置き申す間敷き事」と町方の条目にもあつて、他国他領の非人が町方で物乞いをして芸能を演じたりすることは禁じられていた。「町中御仕置条目」なお、彼等の芸能興行を武士や庶民たちが見物し、藩は武士の興行見物を度々取り締まった。庶民の芸能は彼等が伝承し高めていったのである。

江戸時代の各身分に共通するところは、原則として居住地と婚姻が厳しく規制され、身分に応じた役が決められていることである。江戸幕府は身分に応じて、すべて差別して扱うように法で定めた。したがって、生活を向上させようとする努力や行動、平等を求める言動が身分制を崩すと見れば直ちに取り締まった。これらの規制は幕府の支配体制の崩れと共に、農民に対して強化され、賤視された人々に対しても一層厳しいものとなった。

### 村の支配組織

津山松平藩の農村支配の仕方も城下町支配と同じように、前代森藩のやり方

を受け継いだのであるが、「津山市史」第三卷五章参照）藩領が美作全域から一〇万石の範囲に縮小されたために、役人の数やその担当範囲も変わった。松平藩時代は

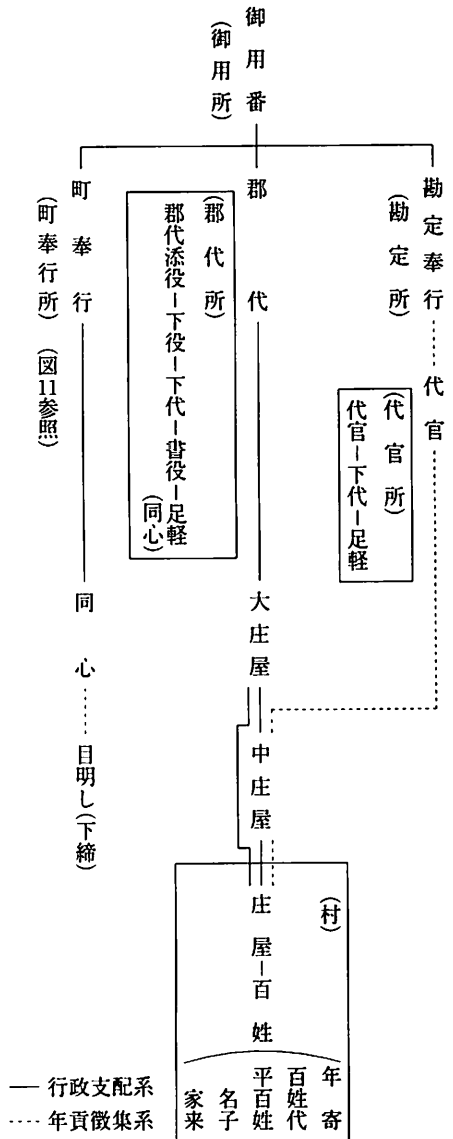
藩財政の窮乏やその対策としての諸改革があり、農村の窮乏とこれに伴なう百姓の没落流浪など社会の変化も大きかった。このために新しい役職が加わり、職務内容にいくらかの変化も生まれている。その細部にわたって述べることはできないが、森藩時代との重複を避けながら概略を述べておきたい。

農政の担当役人に「郡代」「代官」という呼び名がでてくる。その役所をそれぞれ「郡代所」「代官所」という。この両者にかかわって農政組織を略図で示すと図30のようになる。

郡代と代官の関係は従来、代官が郡代の支配下にあるように理解されてきた。しかし、寛保二年（一七四二）の「勘定奉行日記」に、「惣て御代官役筋の義は勘定奉行より指図致し候役筋の義に付」と述べて、二人の代官の免職にかかわって自分ら二人も「差扣」（謹慎）をしなければならぬか、と大目付へ伺いをたてている。代官は勘定奉行の配下であった。

年貢収納の命令系統は、御用番ー勘定奉行ー代官ー中庄屋ー庄屋 という系列をたどって伝達執行されている。

図30 郡代所支配系統略図



「郡代日記」「郷中御条目」による。

勘定奉行

勘定奉行は藩の財政責任者である。寛保二年(二七四二)には二人であった。

「年中大積帳」を作つて財政計画を策定する。このために代官からの年貢米収納状況の報告を受け、御金蔵

の正金銀有り高・藩の米蔵の正米現在有り高の提出を求めて、財政状態を掌握する。また米切手・銀札の交換状況を調査し、交換のための正米・正金銀の準備をする。

大坂蔵屋敷への年貢米回漕計画、江戸屋敷での支出調査と送金計画、藩士への俸禄渡し米の増減計画など、藩の財政計画立案・実施の中核部である。このため代官に對

し、未納年貢の徴収を督促し、町や村へ御用金・御用米を賦課して収入の増加を督励した。

代官と中庄屋

代官は当初五人であった。正徳五年(二七一五)の「国元日記」に、「御代

官五人共に御用所にて」とある。享保八年(一七三三)に、倭約を申し付けるため呼び出した役人は郡代一人、町奉行二人、代官四人であつて、この時、代官は四人であつた。山中騷動の時も代官は四人で、この時期享保の財政改革の中で一人が減員となつたと考えられる。

代官の第一の仕事は先に見たように年貢米の徴収であ

(表37) 文政元年(1826)代官担当区域表

代官名	構分
三木素門	大篠・田辺・香々美・田邑
佐藤左右助	河辺・押入・綾部
大久保正左衛門	一方・二宮・富・湯本
井口俊蔵	山北・河内・目木

『国元日記』による。

代官の下に代官下代げだいががいて、下代が農村に出向き農民を直接監督した。この下代の指揮のもとに日常年貢納入を督促する役が中庄屋ちゆうしやうやである。中庄屋は、大庄屋おおしやのもとに、構かまえ(大庄屋の管轄区域)毎ごとに一人〜四人いて、数か村の庄屋を監督した。訴訟の仲裁に入ったり、大庄屋の行う一般行政部分にかかわるが、藩から農民への諸伝達は大庄屋から庄屋へ伝えられ、中庄

屋を経由しないのが普通である。『地方日用記』に次の文がある。

一、御所務ごしよむ(年貢納入)取り計らい申さざる村々これ有り候へば、その引き受けの肝煎かまじり(中庄屋)を、下代場げだば所へ呼び出し、不日に数納手すうのうを合わせ候様、稠敷ひぢく申し渡し、一統納め致さず候節は、御代官所へ肝煎共呼び出し、吟味ぎんみ仕候事。

津山藩は年貢納入を稲の刈り取りの時期に合わせて何回かに分け、納入期日あらかじを予め定めていた。これを教納といっている。年貢を納めない村があればその村担当の肝煎を下代の所へ呼びつけ、すぐにも納入の手配をするように厳しく申し渡し、それでも納まらぬようなら肝煎を代官所へ呼び出し、取り調べをせよといっている。中庄屋は庄屋の上位にあつて、百姓の年貢納入を直接監督する任務を与えられていた。

森藩時代、中庄屋に当たる立場は「肝煎」と呼ばれた。松平藩支配下では中庄屋が正称である。宝暦九年(一七五九)、財政改革の中で、大庄屋とともに中庄屋も廃止される。改革の成果が上がらず、制度がもとに戻された宝暦十一年九月、前中庄屋は「肝煎」の名のもとに改革

る。領内をどのように分担していたかについては、文政九年(一八二七)五月二八日の『国元日記』に、「御代官、是迄これまで同役いっとう一統いっとうへ一支配に仰せ付け置かれ候。」とあつて、この年まで、代官は全員で領域全体を担当していた。この記事に続いて、以後は「支配分け」したので原案を作れと書いている。同年六月一日の項に「御代官支配かまえわ所構分け」として表37のような分担区域が定められている。

以前の職務を与えられている。その後、文政元年（一八一八）になって、再び中庄屋の名が復活する。（『国元日記』）しかし、肝煎という呼び名は、その後も農村文書や郡代所や代官所の地方役人の手控えなどに、中庄屋と同義として混用されている。

郡代

郡代は松平氏入封当初は通常二人であつた。享保一年（一七二〇）財政

改革が行われたとき、二人は解職され、久保新平が「郡中惣存込」に任命されて農村を一手に支配した。この後はおおむね一人である。

農村支配のための役所である「郡代所」が、何時何処に置かれたかは確定しにくい。『美作一覽記』には元禄十一年（一六九八）五月の「掟」を載せ、「今般郡代所を津山田町に差し置かれ候間」という条文を収録している。津山城受け取りが同年五月二十六日であつたこと、町奉行所が町奉行役宅であつたこと、高倉騒動の時、大庄屋を集めて協議した所が郡代宅であつたこと、元禄期、諸種の申し渡しを郡代役宅で行つてゐること等からみて、当時は役人宅が役所であつたことが考えられ、郡代所が松平藩当初から田町に「役所」として設置されたという『美

作一覽記』の記述は肯定し難いのである。

文化一三年

（一八一六）の河

辺村大庄屋日記

には、一月六日、

恒例の年頭挨拶

のため、同役（大

庄屋）一同揃つ

て郡代三浦十郎

左衛門宅へ行

き、午後郡代所

へ挨拶に出向い

ている。この時

には郡代所は役

所として独立して

いたことがわかる。

安政元年（一八五

本源寺



図31 町図郡代所所在（津山郷土博物館所蔵町図）

四）に書かれた津山城下の町図（津山郷土博物館蔵）には、下紺屋町大溝に沿い、田町中筋南詰め西角の地に「郡代」と記入され、『津山温知会誌』第二編の巻頭とじ込み略



(表38) 郡代所・代官所諸書類受付分類 文政元年(1818)

差し出し文書の種類	郡代所	代官所	備考
宗門帳、子・午人別、人別出入・孤独願	○		
死去届、他行願	○		
中庄屋・庄屋役替え弁書	○		大庄屋中庄屋相談 郡代聞届後代官へ
中庄屋・庄屋他行願	○		
職人・小商い願、出職願、見せ物願	○		
川浚い・川下げ願、裏判願	○		
借半願、変死、行倒届、尋ね者、	○		
御尋ね者請け書、送り者、被盜物届、	○		
落し物・拾い物・捨物	○		
諸出入り(争い事)	○	△	文政7改両届
下げ札(年貢令状)、大割・別割帳	○		
御用人足改帳	○		
風折木・枯れ木等届	○		
風水害・干害・虫損作物痛み届	△	○	大事は郡代へも届 文政7改両届
虫追い・雨乞い・兎追い・鳥打ち等の願	○	△	
根付(田植え済)届	○	○	代官許可後郡代へ
入り百姓引き受け諸願(人別入り願)	○	○	
中庄屋・庄屋改名・改印・死失・忌明届	○	○	
出火届・焼失物改帳・持高家内人数書付	○	△	文政7改両届
子午人別帳辻目録	○	△	
家別増減・家建て願	○	△	〃
水車・添え水車願	○	△	〃
築堰届	○	△	〃
新林願	○	◎	文政9改代官所届
林・藪座替願	○	◎	〃
井手林・肥山林願	○	◎	文政7改代官所届
運上付の願(諸運上・作橋・囲籾)	○		文政5取り決め
田地へかかる出入り	○	△	文政7改両届
悪作検見大数書、秋締証文		○	
検見前後証文、鎌止証文・溝刈証文		○	
下げ札請け書		○	
御成箇勘定帳、数納割歩当書付		○	
数納10日目分の員数書付、当作反別帳		○	
御蔵通一か月分、現納皆済・皆済目録		○	
構割・村欠け帳、百姓絶・続・難渋願		○	
諸給米帳、町作上り地・主付、諸改帳		○	
火事逢い手当願、牛代拝借願、普請帳		○	

○は届先。△は備考の年に両届となる。◎は備考の年に届先変更。

『郡代所・御代官所へ諸書付差出方定』(「御定書」所収)による。

図「田町士邸略図」(明治三年)の同じ所に、「郡政署」と記載されていて、幕末にはここに郡代所があったと考えられる。

代官の業務が年貢の徴収にあることは先に見たが、同じ農政担当者である郡代の担当業務の範囲が分かりにくかった。この事について両者の業務分担がわかる資料がある。「郡代所・御代官所へ諸書付差出方定」の表題で、文政元年(二八一八)、郡代大村成夫が両役所の担当する仕事の内容に応じて、書類の提出先を分類したものである(表38)。一見して仕事の分担が明瞭である。郡代の担当する仕事は、

一、戸口に関すること。人別改・宗門改・他行(領外への旅行)・入り百姓・死去届・送り者(旅行中の病人等を出身地へ送ること)。

一、役職に関すること。村役人役替え・改名改印等。  
一、下札(年貢の令状)の交付。

一、村民の生活に関すること。職人・小商い・出職・見せ物・災害・築堰・新林等。これは運上・冥加銀などに関係した。

一、治安に関すること。変死・御尋ね者・被盜物・落

し物・拾い物・捨て物・出火・借牢・諸出入(訴訟)。

等である。郡代は民政一般と司法(刑事・民事)を担当し、年貢収納にかかわることは代官が担当していたことがわかる。ただ、下札(毎年交付される一村宛の年貢令状)だけは郡代所から交付された。一般行政に関する事柄であつても、年貢徴収にもかかわること、例えば洪水干害・出火・家別増減・田地訴訟などは、届・願書を両役所へ提出させている。その他、代官所が管轄することであつても、後に郡代所に送らねばならぬ文書が決められているし、適宜郡代所から代官所へ書物を閲覧しに行き民情掌握に努めている。「御定書」所収)

#### 郡代と司法

江戸時代は行政官が司法も担当した。津山城下の町人町(町方)の行政・司法は町奉行が、庄屋に統率される村々(在方・村方)については郡代が行った。

元禄一三年(一七〇〇)二宮村大庄屋と同村庄屋の争いは、大庄屋のかかわる事件なので御用所で裁判が行われた。結果は小庄屋不屈き・入牢となつたが、その申し渡しは郡代下役が行っている。「国元日記」『御定書』

によると、文政二年（一八一九）に「掛かりとしてこれを取り究る」として、当時の司法手続きが示されている。従来行われていた手続きを成文化したものである。

「掛かり」とは郡代を指すと考えられる。普通、吟味も（取り調べ）のある時は、「初発取懸りの節」、「吟味詰」（被疑者取り調べの最後の段階）、「御裁許（判決）申し渡し」の節の三回は主役（郡代）が出席する。吟味進行中は郡代添え役、郡代下役が取り調べて口書（白自や供述を筆記した文書）を郡代に提出することになっている。そして「其時々、引請を究め、其一件に付いては終始其者出勤いたし」とあって、吟味取り調べの事件が起こると、その都度担当を決めて取り調べに当たっていたことがわかる。この時期までは民政と司法の係りは分離していない。文政四年の郡代所書下代の職務分掌を定めた資料には、特に、「吟味方」といべき職務内容は見当たらない。文政九年になって、郡代所下代木村某に対して、「書役同心引廻」という役が与えられた。この文に続く書役・同心の役目や心得の記載を見ると、諸出入り（訴訟）の扱い、御裁許の申し渡し、白州での訴人などの扱い方などである。「書役同心引廻」の職務内容が司法を分担する

独立の役であることがわかる。なお文政四年に郡代所内抱足輕を「以来同心組と相改」という指示があった。同心の名はこの時から始まる。郡代所には、郡代―郡代添役―下役―下代―書役―足輕（同心）という支配系列があり、文政九年からは下代の役職の中に司法担当職が決められたということである。

## 大庄屋

この役職の津山森藩時代の概略は『津山市史』第三卷五章に詳しい。その要点を略記すると、大庄屋制は寛永初年（一六二四）に制度化されたこと。大庄屋の管轄区域は「触」と呼ばれ、数か村から一〇数か村に及んだこと。美作全域に一触・五一人の大庄屋が置かれ、「触」内の石高は二、〇〇〇石から八、〇〇〇石に及んだことなどである。

津山松平藩でも大庄屋の役割は前代森藩とおおむね同様であるが、高倉騷動（本章二参照）を経過して、従来のような藩に対する主体性は薄れ、次第に藩の農政の先端に組み込まれていく。松平藩は大庄屋に姓を称することを行ななかなか許可しなかった。享保二年（一七一七）の『国元日記』に「御領分大庄屋共名字名乗り候儀、願の通仰せ付けらる。」とある。松平藩では公的な場での大庄

屋称姓はこの年から始まっている。

津山松平藩になり石高が一〇万石に減少したから、藩は触数を二一触とし、大庄屋二一人を置いた。その後触数にも変動があり、特に享保二年(一七二六)五万石に減知されて後は、触数一〇触、大庄屋一〇人になっている。この間に、元禄一二年(一六九九)、高倉騒動で大庄屋が荷担したことを理由に高倉触が廃止されたり、「村数僅少」の理由で河辺触が野介代触に併合されている。元禄一二年に真嶋郡が二触に分割され、小童谷触が設立されたので元禄一五年には二〇触になっている。この二〇触体制は五万石減知まで続いている。もともとこの間に河辺触が復活し(享保元年一七一六)、享保八年には長藤触(奥津地域)が廃止されている。

宝暦九年(一七五九)宝暦の改革で一〇人いた大庄屋と、中庄屋が一切廃止され「触」はなくなった。改革の挫折と共に宝暦一年に六人の旧大庄屋は「地方目付」、四人は「地方目付手伝」の役名で復活した。従来「触」を「構」という呼び名に変えたのもこの年である。安永二年(一七七三)に「大庄屋」の名が復活し、一〇構体制にもどる。文化一四年(一八一七)、津山藩は一〇万石

に復帰するが、ここで大庄屋構も一四構になった。天保九年(一八三八)には領地の交換があつて、この時大庄屋構は一三構となっている。外に小豆島(石高五、八九一石七升)が新しく領地に加えられた。これまでと同じ石高で、小豆島と町作分の石高二、八九六石余は大庄屋構から除かれ、残り九万四、五四三石余が一三構に分割されたことになる。

小豆島は讃岐国(香川県)寒川郡に属し、当時倉敷代官所(現倉敷市)の支配下にあつた。全島九か村の内、六か村(分郷二七村を含む)が津山藩領になったが、津山藩は倉敷代官所から引き継いだ後も、小豆島の行政組織を変えた形跡はない。本村六か村と各村の分郷二七か村にそれぞれ庄屋・組頭を置き、各村の大庄屋六人が従来どおり管轄した。

町作は、津山城下周辺の村々に森藩時代から設定されていた町人が耕作する田をいう。その由来は明らかにされていないが、この田地は藩が任命した町人が「町作庄屋」となって年貢の収納を行っている。この部分が大庄屋構から除かれたのである。

## 二、高倉騒動

高倉騒動の 高倉騒動とは元禄一一年(一六九八)幕  
史 料 前に、津山松平領で起こった農民騒動

で、首謀者の高倉触(現津山市)大庄屋三郎右衛門らの名前にちなんで、後世に名付けられたものである。「美作略史」巻之四は「十二年三月二十七日、兇民八人を誅す。」という網文を揚げ、騒動の概略について次のように記している。

「十年ノ徴租ハ、幕制(五公五民)タリシヲ以テ、之ヲ松平氏ノ租法(六公四民)ニ比スレバ稍寛ト為ス、去年、高倉村(東北条郡)四郎右衛門・佐右衛門、高野本郷村(東南条郡)作右衛門等、幕制ノ如クセンヲ乞フ、郡代畑田治部左衛門・山田仙右衛門、幕府ト諸藩ハ、租法ニ別アルヲ以テ聴サズ、四郎右衛門等、以為ク衆カラ藉テ強請スルニ若ズト、自ら倡首ト為リ、十一月十一日、津山城下ヲ侵ス、藩乃チ士卒二命ジテ四郎右衛門等ヲ捕フ、是至リ、四郎右衛門ノ兄堀内三郎右衛門(大庄屋ヲ勤ム)、之ニ與カルヲ以テ并テ誅ス」

『美作略史』の編者である矢吹正則が、この記事に於て参照した史料は、網文の末尾に注記してあるように「松平記録」「地方書類」であった。これらの史料が具体的には何であったかは明確ではないが、おそらく前者は藩日記であり、後者は郡代所に保存され、のちに矢吹氏の所有に帰した大量の文書類を指すものと思われる。それらには、騒動のさなかに作成された大庄屋奥書連署の惣百姓訴状、発頭人に対する処刑申渡状などが含まれている。矢吹氏が利用したのがこれらの史料類であろう。

高倉騒動についての記録は、他に騒動の当事者の一人であった一方(現津山市)触の大庄屋・植月六郎左衛門の自筆の手控「寅年騒動之覚書」が現存している。寅年には元禄一一年のことである。植月氏は六郎左衛門の祖父・七右衛門が森藩時代の寛文二年(一六六二)に大庄屋に就任して以来、代々大庄屋役を勤め、六郎左衛門は貞享四年(一六八七)に就任している。六郎左衛門は終始にわたって騒動の鎮圧に腐心しており、この手控もそういう立場が主張されている。したがってこの記録は当事者の作成したものでありながら、客観性に欠け

ることをも考慮しなければならぬ。なお、

明治の中頃に編纂された『美作一覽記』にも関係記事が見られる。以下、紹介したこれらの史料によつて騒動の概略を記す。

高倉騒動の発端

騒動の経過を終始にわたつて知る事ができる史料は、先に紹介した「寅年騒動之覚書」だけである。これによつて騒動の経過を見ていくことにする。

元禄一一年(二六九八)十一月五日期、領内の農民た



図32 寅年騒動之覚書

(津山矢吹家文書・岡山文化センター影写本による)

ちのあいだに、年貢の減免を求めて訴訟を起こす動きが始まった。既にそれ以前から、年貢米の不良品を納入するという抵抗がみられた。訴訟のための動員には天狗<sup>じょう</sup>状とよばれる差出人も宛名もない回状が用いられた。

六日に入ると、農民たちは城下の南の吉井川と宮川が合流する追回<sup>おいまわし</sup>の馬場へ集まり、それぞれの触印<sup>ふれじるし</sup>の元に集合した。同日、六郎左衛門の呼び掛けで、野介代村太郎兵衛・川部<sup>かわなべ</sup>(河辺)村太郎右衛門・山北村忠<sup>やまきた</sup>三郎・一宮村孫左衛門・押入村<sup>おしいれ</sup>(以上現津山市)又三郎が集まり、夜に入つて河辺村の太郎右衛門の屋敷で対策を協議することに決定した。協議のはじめの内容は、年貢減免の嘆願書を藩に提出すること、嘆願書が容認されない場合は身命を賭<sup>か</sup>して訴訟を押し止<sup>と</sup>どめることであつたが、全員の同意が得られず、最後になつて、森藩時代の子歳<sup>ねわ</sup>(元禄九年)の年貢と当年の年貢との引合(比較)目録を郡代所に提出することで一致をみた。その理由は、子歳の年貢と今年の年貢とを比較してみると、総体的には今年が過重であることを皆々が認めたからであつた。

翌八日、河辺の会合に集まつた六人の大庄屋は、郡代・山田仙右衛門のもとへ参つたが、引合目録を提出したの

は六郎左衛門一人であった。他の者のなかには、引合目録を提出すること自体、訴訟を起こすものであるという懸念があった。他の大庄屋たちの行動に不満をもった六郎左衛門は独りで、城下三丁目で掛屋を営んでいた親類筋の佐和屋重左衛門方へ赴き、彼ら呼び寄せて激しく非難した。そうしているうちに、農民たちは大庄屋たちが佐和屋へ参集していることを聞き付け、三丁目に集合して、大庄屋を出すよう喚き叫んだ。六郎左衛門はひそかに他の大庄屋たちとともに在所の一方村へ引きあげた。その後、農民たちは佐和屋の格子をはずし、戸を破るなどして打ち壊した。重左衛門は質蔵に入り難を逃れた。佐和屋の向かいの小嶋屋と東隣の佐渡屋とが出て、明日早朝に大庄屋を呼び寄せる旨を述べ、それを聞いた農民はひとまず静まった。

九日、再び六郎左衛門は佐和屋へ赴いた。佐和屋の前には三、四〇人ばかりの農民が集まって様子を窺っていたが、やがて追回の河原に移動していった。

### 高倉村 三郎右衛門

大庄屋たちは郡代・畑田治部左衛門の役宅へ召し寄せられ、各々の意見を具

申した。その場での高倉村の三郎右衛門の主張は次のよ

うであった。

下方申も尤に存候、御免相御領なみと仰せられ候に、子の才より大分上がり、御検見と申候へば、先代は三人御出成られ候に、五人迄御出成られ、人足馬等百姓ついに成申、口米と申候ては三升御取、口銀と申事成られ候、此方共申候ては承引仕、罷出候

(下方の百姓が申していることは尤なことです。年貢は幕府領並みということでしたが、子歳から大分高くなり、作柄の検見でも、森藩時代は三人の役人が出張していたのに対して、当藩では五人に増加され、その人足・馬等の費用の増加のため、百姓は疲



図33 高倉村堀内三郎右衛門の碑  
(津山市高野本郷萬福寺)

弊するばかりです。また年貢の付加税として米三升を徴収され、さらに口銀が新規の税として徴収されることになりました。こちらが申し聞かせても百姓は承知せず、そこで出て参りました。」

三郎右衛門の主張に対しての郡代の反論は不明である。大庄屋たちは郡代宅を退出したが、門前で百姓たちに阻止された。ただ三郎右衛門だけが妨害を受けなかった。なお、高倉村三郎右衛門の姓は堀内であった。

**大庄屋の口上書** 一一日、小中原村孫右衛門・綾部村勘右衛門・香々美村新兵衛・高倉村三郎

右衛門・上河内村忠左衛門・目木村善兵衛・富村孫右衛門ら七人の連名で、郡代に対して「口上書」が提出された。郡代所に伝えられたこの口上書の原本は今日まで伝えられている。その大意は、

今日、御用場よりの帰りに、本魚町に大勢の百姓が集まっていたので、孫右衛門と勘右衛門が次のように申し渡しました。百姓に願いのことがあるならば、その組の大庄屋を経由して訴訟すれば、藩は聞き届けたくださるはずなので、今日中にその組々の大庄屋宅まで引き上げるようにと。しかし、百姓たちは聞き入

れず、押し潰せといて迫ってきたので、町宿の山手屋まで逃げのびました。(中略)百姓は山手屋吉右衛門に対して、明朝五つ時(八時)までに大庄屋二人を呼び寄せること、もし不参の者があれば、在宅へ押し掛けて踏み潰すので不参者の名前を書き出すことなどを約束させ、覚書に判形を取りました。百姓が申すには、明日、願書を差し出し、願いが通らないならば二人の大庄屋を踏み潰し、そのうえ役人宅へも押し掛けるつもりだ、と大勢で喚いていました。

農民の動向を的確に伝え、また農民に対して願書の手続を教示したともいえるこの口上書の連署者は、先の一方村六郎左衛門らのグループに属さない大庄屋であったこと、高倉村三郎右衛門が加わっていることに注目してよい。この晩、既に三郎右衛門は「半着物に藁を帯にして」農民の先頭に立つ決意を示していた。

#### 願書と申渡

一二日、郡代畑田治部左衛門の役宅へ、同山田仙右衛門、町奉行藤本十兵衛、丸山甚蔵、山内小平次、歩行目付池部八右衛門らが集まり、大庄屋ら呼び寄せ、農民たちの中庄屋を遣わし願筋の書付を出すよう命じた。「藩日記」では、郡代役



宅へ集まった役人は、加藤場左衛門、勘定奉行四人、郡代・代官で、農民五百人ばかりが山田仙右衛門の前に下座していた。林田村小右衛門と綾部村吉右衛門が農民たちのもとへ遣わされ、願筋を尋ねたところ、年貢率を幕領並みにとの答えが返ってきた。その願書へ大庄屋二人が奥書をして提出した。この願書の原本は現存し、次のようであった。

## 御断申上候御事

一、御国内御領分存知之外御高免、其上こなし実違、百姓共迷惑仕候、此御下札之通に被レ為二仰付一候得ば、百姓共不レ残乞食に罷成候、御蔵入並に被レ為レ遊被下候様、御歎被二仰上一可レ被レ下候、御蔵入並に被二仰付一候迎も、前々困窮仕候百姓にて御座候へば、村之内五人三人絶人に罷成候者も御座候、然共、御蔵入並に被二仰付一候上は、絶人に罷成候迎も、御恨毛頭無二御座一候、何とぞ御歎被二仰上一可レ被レ下候、以上

元禄拾老年寅

十一月十二日

拾万石之

百姓中

大庄屋

## 式拾老人

右之通御歎申上候間、奉レ願 候通に被レ為二仰付一候は、難レ有可レ奉レ存候、為レ其奥書仕差上申候、以上

寅十一月十二日 (大庄屋二人連印 略)

この願書の大意は、「今年の年貢免状によつて納税を行えば、農民は残らず乞食になつてしまふであろう。幕領並みの年貢率に下げよう願ひする。幕領並みになつても前々から困窮しているので、村内で三人や五人は絶人も出るであろう。しかしながら幕領並みにして下さるならば、絶人になつても、決して恨むことはありません。」というものであつた。

願書が提出されると、郡代や代官たちは門前に出て、集まっている農民たちに向かつて、「百姓共願の通に仰付られ候あいだ、左様あい心得、引取り候へ」と通達した。「藩日記」はこの辺りの状況を、「其時、仙右衛門申候は、当年は豊作、其上先代之取方相考、下札出候、然共、漸々困窮之上は、御百姓共御飢可レ被レ成様無レ之間、願之通御蔵入之ごとくに可レ被二仰付一候、」と記している。「当年は豊作の上、前々の徴収額などを考えて令状

を出した。しかしながら百姓が飢えるようなことがあれば、願のとおり、幕領並みの年貢率にする。」と申し渡したのである。その申渡を聞いた農民は、ようやく退散した。

首謀者の 年末から翌年の年始にかけての、騒動  
処 分 についての藩の動向は不明である。お

そらく、いったんは約束した年貢率の減額を破棄するかどうか、あわせて騒動の首謀者の探索と処罰をいかにすべきかが協議されたと思われる。元禄二年(一六九九)

三月二十七日、騒動の首謀者たちに対する処罰が行われた。

郡代所史料のなかに、処罰の申渡状の原本があり、こうした史料が現存している例は全国的にみても極めて希である。処罰を申し渡されたものは八人で、高倉村大庄屋三郎右衛門、弟の四郎兵衛と佐右衛門、院庄触神戸村(現津山市)甚左衛門、押入触高野本郷村(現津山市)作右衛門の五人が斬罪獄門、三郎右衛門の作・平右衛門、院庄触吉原村(現鏡野町)久兵衛、同触薪森原村(現鏡野町)孫十郎の三人が斬罪であった。高倉村三郎右衛門に対する申渡状は次のようである。

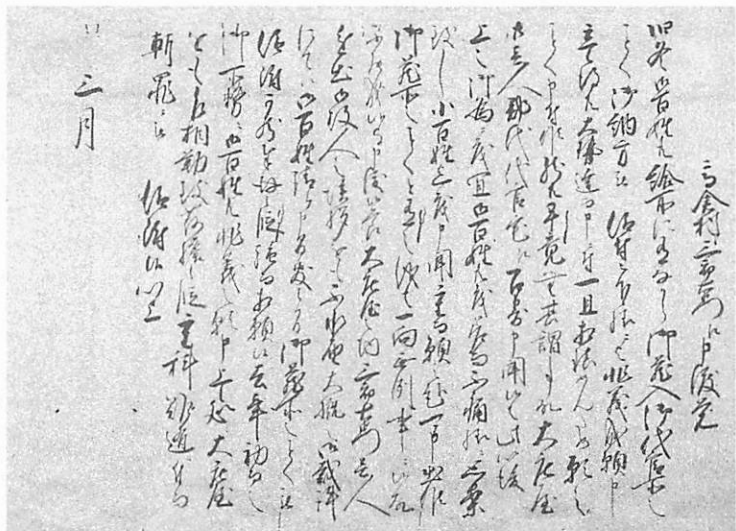


図34 三郎右衛門処刑申渡状 (津山矢吹家文書)

高倉三郎右衛門え申渡覚

旧冬、御百姓共給所に有りながら、御蔵入御代官所のごとく御納方被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候様にと、非義成願申

立候得共、大勢達で申に付、一旦相鎮めんため、願  
 之ごとく申付候、然共、畢竟無<sup>二</sup>其謂<sup>一</sup>事故、大庄  
 屋廿老人、郡代代官宅え召寄申聞候は、此以後、上  
 之御為にも宜、御百姓共も差て不<sup>レ</sup>痛様に思案致し、  
 小百姓迄も申聞、重て願之趣可<sup>二</sup>申出<sup>一</sup>候、御蔵所之  
 ごとくと有<sup>レ</sup>之儀は、一向無<sup>レ</sup>例事に候故、不<sup>二</sup>罷成<sup>一</sup>  
 候と申渡候節、大庄屋之内三郎右衛門老人進出、御役  
 人之挨拶をも不<sup>二</sup>承届<sup>一</sup>、大概之御裁許にては御百姓  
 請<sup>レ</sup>け申聞敷候間、御蔵所之ごとく被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>然奉<sup>レ</sup>  
 存候段、強て相願候、去年初之御所務に、御百姓共  
 非義之願申上候処に、大庄屋をも乍<sup>二</sup>相勤<sup>一</sup>一致<sup>二</sup>荷  
 担<sup>一</sup>候段、重科難<sup>レ</sup>遁に付て、斬罪に被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>候、  
 以上

(旧冬、百姓たちは大名の領地におりながら、幕  
 領と同じような年貢の納入方を要求して多勢で申し  
 出たので、鎮静させるため一旦は要求を容れた。し  
 かし、それは謂れないことで、大庄屋二人を呼  
 び寄せて次のように申し聞かせた。藩にとつても宜  
 しく、百姓にとつても痛みのないよう、小百姓まで  
 にも申し聞かせ、再度、願いを提出するがよい。幕

領と同様に致すことは例もなく、許可できないと。  
 そのとき、三郎右衛門ただ一人出て、役人の説得を  
 も承知せず、少々のことでは百姓は納得しないので、  
 幕領並みの処置を強く願った。去年が初めての藩政  
 なのに、百姓たちの無理な願ひに加えて、大庄屋を  
 勤める身でありながら百姓に荷担したことについて  
 は、重科を過れることはできず、斬罪に処するもの  
 である。)

三郎右衛門の二人の弟の四郎兵衛と佐右衛門は騒動の  
 頭立(中心人物)の罪、伴の平右衛門は連座の罪で、吉  
 原村久兵衛と薪森原村孫十郎は頭立の罪で、神戸村甚右  
 衛門は騒動に参加した農民の集合場所を提供した罪で、  
 高野本郷村作右衛門は大庄屋の集会場所へ闖入した罪  
 で、それぞれ斬罰に処せられた。処刑の場所は不明であ  
 るが、一説には城下東辺の兼田磯であつたと伝えられ  
 る。

翌日二八日、郡代宅に二人の大庄屋または代理の者  
 が呼び寄せられ、山田仙右衛門の同席のもとで畑田治部  
 左衛門から、処刑された八人の罪状申渡書が読み聞かさ  
 れ、関係者への伝達が申し渡された。この日、郡代宅に

招集された大庄屋二人は、一日の郡代への口上書に押印した者の内、小中原村(現加茂町)孫右衛門を除いてすべて除外され、一方村六郎左衛門のグループのうちの四人と、いずれのグループにも名前の見えない野介代村太郎兵衛・山北村九右衛門・田野村七郎兵衛・院庄村(以上現津山市)四郎左衛門・湯本村(源湯原町)三郎左衛門・塚谷村(現鏡野町)七右衛門・田辺村藤七・二宮村(以上現津山市)五郎右衛門・三家村(現湯原町)五左衛門らの七人であった。

**騒動**の 近世の美作での最初の農民騒動である  
**物語るもの** 高倉騒動はなぜ起こったのか、その原因や社会的背景について記してみる。

元禄一〇年(一六九七)八月、美作一国を支配していた森藩改易ののち、美作は幕府の管轄下に置かれた。翌年正月一四日、美作一八万余石のうち一〇万石を松平長矩が拝領し、五月の城請取によって津山松平藩が成立した。幕府の代官が支配した期間は約一〇か月間であり、その間、元禄一〇年分の年貢の徴収が行われた。森藩時代の年貢は平均して七公三民の税率であったといわれている。特に元禄八年に、江戸中野村における大小屋普請を

命じられた森藩は、その御手伝普請の費用を捻出するため農民に重税を課した。「寅歳騒動之覚書」に記された子歳(元禄九年)の年貢がそれに当たる。重税による農民の疲弊は容易に癒しがたいものとなっていた。その後の幕領地時代の年貢は五公五民であった。それが松平時代になって六公四民に引き上げられ、さらに新規の付加税が設定されたのである。その総額は大庄屋の作成した引合目録でも指摘されたように、子歳よりも苛酷なものであった。一度は幕領の経験を経た農民にとって、「御蔵並」(幕領並)の要求は当然であり、この要求に対して藩は、藩領では御蔵並の例は論外であると拒否した。これに、藩にとっては新領地への入部最初のことであり、農民支配の貫徹を期することがなによりも必要であり、首謀者に対する処罰もこのような理由で決定されたといえる。

騒動に参加した農民のほとんどは、首謀者の居住地からも推測されるように、城下に近く東西に広がる平野部の農村の人々であった。近世初頭の慶長年間から一世紀を経た元禄時代になると、この地域では農業の生産力が増大し、それから得られた収益をもとに新たに屋敷を

持つて自立する農民が数多く現れてきた。彼らは重税によつて自立のための経済基盤が失われるのを何よりも恐れたのである。この騷動は、自立した総ての農民(願書では「拾万石之百姓」と記している)の要求を背景にした惣百姓による騷動といえる。

このような農民の自立は、村内の昔からの土豪の系譜を引く大庄屋などとの関係に新たな結合と緊張をもたらした。本来、大庄屋は村役人の筆頭として、触とよばれる各自の管轄を安寧に保つ責任とともに、農村の共同体の長として農民の利害を代表する立場にもあつた。騷動に際しての大庄屋の対応から、一方村六郎左衛門のグループにみられるように、藩権力に極めて忠実な一派と、郡代への口上書に連署した農民の立場に同情的な一派とが存在した。農民の願書は大庄屋宛に提出され、その願書は大庄屋二人の奥書連署を付して藩に提出された。農民の集団行動があつたものの、訴訟の手続きは村落の代表である大庄屋の手を経て藩に達するという、通常の定められた手段がとられており、のちの山中騷動に見られるように、村役人を排除して農民自らが直接に藩権力に対して暴力的に立ち向かうということではなかつた。

た。惣百姓による騷動という性格をもちながらも、代表によつて訴訟を行うという近世村落の秩序のなかで、こ

とは進行していったのである。

### 三、山中騷動

#### 騷動の記録

享保一一年(一七二六)の暮れから翌年の正月にかけて、津山松平藩を揺るがした農民騷動は、その主体が美作西北部の山中地域にあつたため山中騷動と呼ばれている。山中地域とは一般的には旭川の上流筋の山間部や蒜山高原地帯の村々をさす言葉であるが、当時は山中三触と呼ばれたように、大庭・真島両郡(現真庭郡)内の湯本・小童谷・三家(以上現湯原町)の三触の地域をさしていた。江戸時代の大山往来は久世(現久世町)から三坂峠を越えて、湯本触の釘貫小川村(現湯原町)に至るのが本道で、山中騷動の舞台のひとつにもなった三坂の難所から展望される山々に囲まれた村々は、まさに山中の名にふさわしい。

山中騷動に関する記録は、現在発見されているものだけで一〇余点を数える。いま、長光徳和編の『備前・備

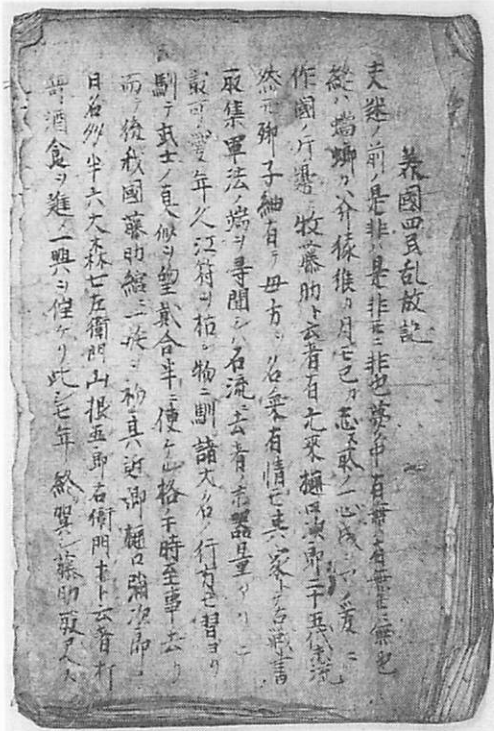


図35 美国四民乱放記 (津山郷土博物館所蔵)

中・美作・百姓一揆史料 第一巻』の解題によってその主要なものを紹介すると、鎮圧者の手になった『山中百姓騒動之節扣書』『享保十一年在中騒動書』、騒動の経過を客観的に記した『作州津山御領分在中騒動書』、農民の手になった『津山騒動記』『山中三触百姓騒動』『御鎮覚』『作州津山御領分百姓騒動之由来』、騒動を為御鎮覚』『作州津山御領分百姓騒動之由来』、騒動を  
 『作陽乱聴記』『作州津山相道記』などである。このな

かでも『美国四民乱放記』は、高田村在住の神風軒竹翁の作で、首謀者の徳右衛門を天草の乱の中心人物であった天草四郎時貞と同一視して記しており、騒動が生み出した実録文学として優れたものといえよう。他に藩日記、植月氏旧記などの日記類や、京都の町人の本島知辰の見聞録である『月堂見聞集』、幕府代官の小宮山昌世の役用留帳である『享保通鑑』などにも関係記事が散見する。これらの記録類は記された時代、記録者の立場によつて、それぞれが特色を異にしている。また、

これらの記録類を相互に参照しながら新たな記録にまとめたものもある。今日まで山中騒動の概略を知る記録として最も利用された『作州津山御領分百姓騒動之由来』は、『山中百姓騒動記』や『津山騒動記』『享保十一年在中騒動書』の三本を再編したものである。したがって、これらの記録のなかには、編者の立場上、事実を誇張した記事や事実関係の誤記が多く見られる。一例をあげると、騒動の首謀者は牧村(現湯原町)徳右衛門・三尾村(現勝山町)の弥次

郎・日名田村(現湯原町)の半六と記されているが、藩の記録によれば、半六は捕らえられているものの、頭立った者ではないという理由で、のちに釈放されている。記録の作成が進行してくる段階で、半六を首謀者の一人とする伝承が、いつのころにか生まれたのである。

『山中百姓騒動之節扣書』は騒動鎮圧の責任者であり山中三触の担当郡代官であった三木甚左衛門の手控であり、事実関係は他の記録類と比較しても最も正確である。主としてこの手控(以下「郡代手控」と略す)をよりどころに、「藩日記」などを参照しながら騒動の経過を見ていくことにする。

### 騒動の前兆

山中騒動は突如として起こったのではない。騒動の原因は徐々に醸し出されていく。騒動に至るまでに小さな問題がひきもきらず露呈し、それらが解決をみないまま鬱積して騒動に至るのである。そうした事例のいくつかを「藩日記」から拾ってみる。

元禄十一年(二六九八)に入封した松平藩は当初から財政が逼迫していた。一般的な藩財政の不振に加えて、元禄十一年九月六日、享保元年(一七一一)一月一日、翌年

の一月二日と、三回にわたって江戸屋敷が焼失した。特に享保元、二年とうち続く藩邸の焼失は、藩財政に多大の打撃を与えた。藩ではすべての家臣から知行の借上を行わざるをえない事態に立ち至った。

領内の農村では、年貢の過重などによる積年の疲弊に加えて、一八世紀初頭には旱魃、洪水、大火をはじめ、地震や時ならぬ降雪などの天災地変が続発した。正徳元年(一七一一)二月一日の地震では大庭・真島両郡内で二五九軒崩壊するという大惨事となった。また同三年九月、山中地域で二、三尺、ところによつては四尺に及ぶ降雪があり、農作物に被害が出た。ひとたび災害が起これば、農民の生活は打撃を被ることになる。彼らは田畑家屋敷を離れ、飢人となって城下や町へ出て食を乞うた。ことに、宝永元年(一七〇四)には一万四千余人、享保元年には一万二千余人と飢人が多数出たため、藩は彼らに救塩を施した。

農民のなかには生活や年貢の納入のため余儀なく借金をするものもいた。大庄屋・庄屋をはじめ富裕な農民は、困窮した農民に高利で金銭を貸し与え、その利息は四割(四〇%)にもなっていた。享保七年九月、藩は金銭貸借

についての高利を制限し、一割半から二割、または三割六年賦を命じている。年貢の未納も年々増加する傾向にあった。享保元年、藩は年貢取立を強化し農村支配の立て直しを図るため在方目付を任命し、その衝に当たさせた。年貢納入に当たって、農村で指導的な地位にあるのが大庄屋・庄屋などの村役人たちである。元禄の高倉騒動以来、藩は村役人たちを厚遇した。大庄屋の苗字帯刀を許し、ことあるごとに褒美を与えて農村支配の手先とした。彼らはその特権的地位を利用して私利を求め、村算用などの経理面で不正を行い、一般の農民と対立するようになっていく。享保八年、富触の大庄屋・中庄屋が村政に不正有りとの理由で、役儀を罷免され閉門を命じられている。この事件では罪が藩庁の責任者にも及び、勘定奉行が咎めを受けている。同年一〇月、藩は郡代・代官を招集して、村算用帳の公正・正確を命じた。（「藩日記」）

藩政の危機と改革

藩財政の困窮は、藩政そのものにも影を落とした。藩士の日常勤務の弛緩は

もとより、収賄の風が盛んになっていった。享保五年（一七二〇）五月、藩の家老役で勝手方を兼帯していた瀝美

図書が、両役ともに免役となった。事件の詳細な内容は不明であるが、図書は免役と同時に自刃しようである。

折から、八代將軍徳川吉宗によって享保の改革が進行していた幕府では、津山藩に国目付を派遣して藩政の状況を調査することになった。享保一〇年二月二五日、幕府は八木主馬・大岡弥太郎の兩人を国目付として津山藩へ派遣することを決定し、五月一〇日、兩人は津山へ到着した。六月二日の城内見聞を皮切りに、一三日から二〇日まで廻村を行い農村の状況をつぶさに監察した。兩人は一二月二日まで津山に滞在した。滞在は五か月に及び、幕府の津山藩への監察指導は並々ならぬものであったと思われるが、その詳細については不明である。藩では国目付の領内巡検に当たって、勘定奉行久保新平、山田与一、郡代出九太夫、代官山岡勘平、荒川只右衛門、三木甚左衛門、山田文八を同道させた。彼らは、やがて起こる山中騒動に深いかかわりをもつようになる。

享保一一年九月八日、城内へ諸役の方番が招集され、年寄役列座の上で、「上御勝手向、当年必至と御指支配成候に付、御借米」が仰せ付けられた。藩財政が底をつき、上方での借銀の方策も尽き、藩士から俸禄のう



ち半分の借上かりあひが強行された。同時に農村支配の強化による年貢収納の貫徹が期された。二六日、郡代の出九太夫・細江久右衛門は解任され、新たに勘定奉行・郡代兼役であつた久保新平を在中惣吞込さうちゆうすのみこみに兼任し、その輩下に三木甚左衛門(山中三触担当)、山田文八(目木・河内触担当)、荒川只右衛門、山岡勘平が付された。先の国目付の巡検に同道した連中である。なお、久保新平の出身は明らかでない。元は江戸城の茶坊主ちやばうずで、有力者の計らいで津山藩に仕官したといわれる。「藩日記」によれば、宝永七年(一七一〇)閏八月朔日うらみち、藩士久保新五兵衛の養子として初めて御目見おめみえ、享保五年九月に御蔵奉行、同六年七月に勘定奉行、同八年一〇月に勘定奉行兼大勘者だいかんじや、同一年四月に大目付格かくと、破格の出世をなしている。まさに津山藩での享保の改革を担当するために登用されたといつてもよい。新平が任命された在中惣吞込の役職については、その内容は不明であるが、農村支配の全権を委任された役職であつたと思われる。(「藩日記」)

## 二つの出訴

山中騒動が起こる直前、津山藩は小規模な二件の農民騒動に遭遇している。

大庭・真島両郡にわたる旭川筋の年貢については、高

田(現勝山町勝山)・久世・西原(現落合町)の三か所の郷蔵ぐらに納入し、蔵元くらもとが管理していた。納入された年貢米について蔵元が請取切手うけとりきりてを交付し、蔵元から藩に正米しょうまいが納入された時、村々へ皆済目録かいさいもくろくが交付された。享保五年(一七二〇)、藩は蔵元制度を廃止して、農民による年貢の直納法に変更した。この変更に対する山中の農民たちは、城下西辺の二宮付近まで多数で押し掛け、鎮庄のために出張していた郡代の下代げだひに願書を渡した。農民の要望は藩に容れられ、藩では勘定奉行・郡代が遠慮えんりょの処分を受けている。

この騒動の五年後の享保一〇年一〇月二三日、英田郡土居代官所支配の幕領の農民たちが、折から津山に滞在していた国目付に対して訴訟を企てた。それは早損かえすんのため年貢の減免を求めて代官保木左太郎に訴えたが容れられず、直接に国目付に願い出たものであつた。農民三百余人が城下東辺の林田口はやだぐちまで寄せたが、藩のとりなしで退散した。(「藩日記」)

## 藩主の急死

享保一一年(一七二六)九月の藩士の俸禄ほうろくの半知借上はんちかりあひ、久保新平の在中惣吞込

任命とつづき、藩の財政改革は、農民からの年貢の収奪

強化の方向に進んでいった。九月一五日から年貢の収納が始まり、一月一五日を完納日と定めた。年貢の納入に当たっては「収納一倍増」(四分加免といわれ、通常の年貢の四〇%増しにあたるが、実際には四%増し)の年貢の追加が命じられるとともに、一〇月五日までに本年貢の完納をするよう決定された。村では村役人の指揮のもとに、麦蒔などの他の農事は一切停止され、男女ともに昼夜兼行で俄詰めなどの米拵が強行され、本年貢の納入期限までには八五%の年貢米が納入された。藩による年貢の収納が強行されている最中、思わぬ事態が発生した。

一月一日、藩主松平浅五郎が一歳の若さで江戸藩邸において病死した。同日、松島平八が藩主不快(病氣)の通知を国元へ知らせるため、早馬で江戸を出立した。その後間もなく浅五郎は死去した。松島平八による藩主不快の知らせが津山に届いたのは七日後の一七日であった。ついで一八日の早朝、江戸からの早馬の第二便である伊丹河右衛門が国元に到着した。この時、藩主死去の一報が届いたのである。未だ妻子も無い幼少の藩主の死去に際して、藩にとつての最大の難問は跡目相続を早急

に決定し、幕府に対して松平家一〇万石の存続を願ひ出ることであった。即刻、城中の鐘之間に年寄などの重役列座のうえ、藩主浅五郎の跡継として、初代津山藩主松平宣富の甥である又三郎(二〇歳)と、更山(宣富の兄の網国)の孫安藤造酒助(二五歳)が候補にあげられ、すでに幕府に対して申請がなされたことが告げられた。ついで溜之間で、家老・年寄列座のうえ、家老の安藤軋負より藩主の死去が正式に家中に伝えられた。相続を先にし、のち死を発表するというのが、武家社会の定法であった。

一八日の幕府の決定によつて家督は又三郎に、高五万石、城地ともに相続と決定された。幕府の異例に早い決定は、將軍の沙汰を待たず、徳川家康以来の家筋格別のゆえに幕閣だけで専決せられたもようである。家督の決定は増田平馬による早馬で二三日に国元へ通知された。これらのことから家督相続の手続きはすべて江戸藩邸でなかつたと思われる。一方、国元では、二〇日、跡目候補の安藤造酒助が突如として出府しており、おそらくは候補者として將軍の御目見を得るためのものとも考えられるが、行き違いになっている。しかし、藩の支配から

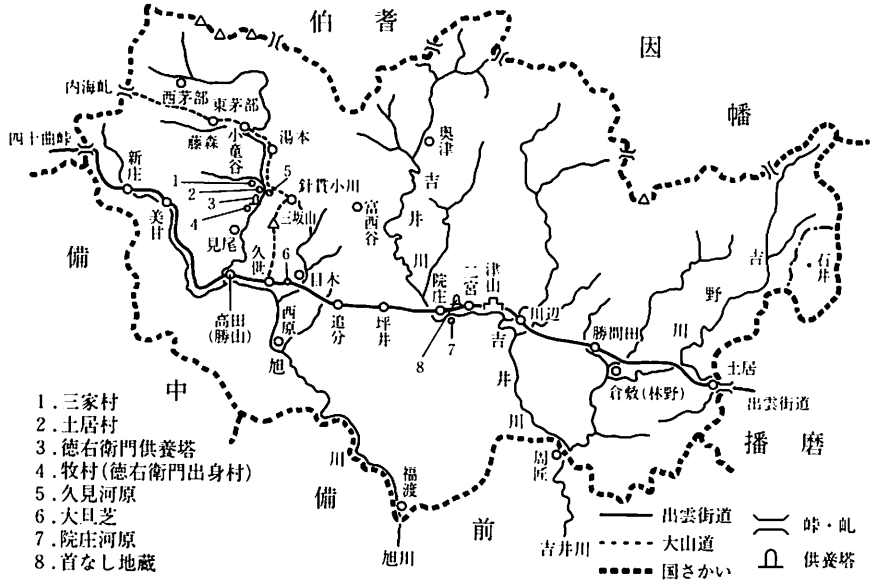
離れて収公される五万石に相当する地域は未だ決定をみ  
なかつたようである。

城内では、憂慮していた家督相続が認知されたことで、  
二五日から相続祝の記帳が始まり、藩士の登城が続いた。  
一方、二八日には死去した前藩主の服忌が発令された。  
〔藩日記〕他)

騒動の発生

年貢米の異例の収納と藩主の急死とい  
う異状事態のなかで、領内に不安感が  
高まった。ことに、一〇万石から五万石に減知されたこ  
とにつき、大庭・真島両郡の村々が、津山藩の支配から  
離れて他領になるという噂が広まった。これらの村々  
の農民の間では、すでに納入を終えた年貢米の行方につ  
いて関心が高まっていた。一月一九日にはすでに藩の  
信用にかかわる米切手の売買に支障が出たため、藩は役  
人に買い上げを命じなければならなかった。一八日から、  
藩は城内総門の警備を固め、夕方には在中警備として  
神崎藤四郎を川辺村に、翌早朝、出九太夫を久世村に派  
遣したとも伝えられる。こうした警備の強化は、藩主交  
替に際しての慣習的な行為であったかもしれないが、城  
下東辺や旭川筋の村々で不穏な動きが見え始めていたの

図36 山中騒動関係の略図



であろう。「藩日記」他）なお「植月氏旧記」は一月の初め、すでに騒動が勃発しているように記しているが、この説は検討を要する。

一月二〇日夜、河内触大庄屋近藤忠左衛門と中庄屋瀬尾三郎兵衛が、西原村の郷藏に収納していた自分の年貢米八四俵を、ひそかに搬出して同村の善助に預けるといふ事件が発生した。藩が郷藏を封印するといふ噂が起こったためである。この状況を察知した近くの農民が騒いだ。過去にも例があったように、郷藏の米不足は、関係村々の農民の連帯責任になったからである。二七日、藩は、この事件を取糺すため、忠左衛門と三郎兵衛に対して、在中惣吞込職の久保新平宅へ出頭するよう通知した。しかし、両人は城下へは入ったものの町宿から欠落して姿をくりましたといわれる。

二二日、城下周辺の不穏な動きも続いてきた。藩は川辺・二宮の道筋の警備のため、物頭役に御使番を派遣するよう命じ、皿村（現津山市）塩硝藏へも見回りを出した。暮れ前に御使番の松波伝藏が川辺へ、望月八郎右衛門が二宮へ出動した。また同夜、城下では町人に対して稲荷宮での夜参詣、夜籠を禁止した。さらに二四日

には、御手先頭阿部某に二宮の警備を、御旗奉行に風廻を命じた。この間、城内では、御城代大番頭・組頭御番・御使番・御城詰切御番が常駐して、万一に備えていた。しかし、二九日になって、一応の鎮静を見たので、城内をはじ

め見回りの者も引き揚げ、御旗奉行による火番、惣門泊は解除された。

（「藩日記」）

一二月四

日に入つて、一時は

鎮静するかに見えた西辺の農民の騒動は本格

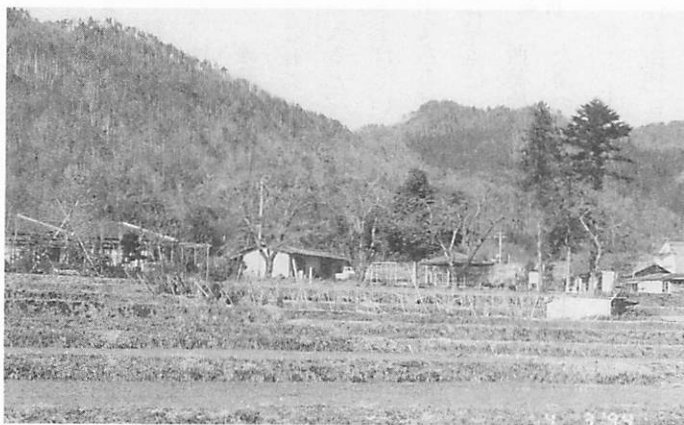


図37 大旦芝の風景（久世町台金屋）

的になったようである。当時、久世に出張していた出九太夫より、山中地域の湯本・小童谷・三家触農民が、目木・河内触の農民と合流し、人数およそ三、四千人、鷹口・鎌・まさかりの類を帯びて町人の家に推参し、津山に訴訟の由、と報告が入った。富・長藤触の農民も合流したと伝えられている。同日、藩は三木甚左衛門・山田文八を久世村へ派遣した。翌五日になると、城下の固めとして院庄へ藩士を派遣し、城の二階町門・作事門・宮川門の三か所へ夜警の者を配置した。久世に集合した農民は、郡代の到着以前に、既に目木村(現久世町)大庄屋・中庄屋の屋敷を打ち毀した。また農民は久世の山口屋・塚谷屋・草津屋・丸屋などの蔵元を改め、船積みされてきた大坂登米三艘分二一〇俵を差し押さえたという。五日から六日にかけて、農民と代官との交渉が続行された。その場所は久世の町外れの白金屋村の大旦那芝千町原といわれている。

交渉の過程で農民から藩に対して願書が提出された。願書の条文は九か条といわれ、その要求内容は記録によつてまちまちであるが、おおよそ次のようであつた。

午年の本年貢・口米・糠藁代米・諸給米は八分六厘

(八六%)納入済みにつき残りは免除のこと、四分加免は免除のこと、大庄屋加判米(年貢納入に際して大庄屋保証による借米のこと)の赦免のこと、大豆納・山年貢・諸運上銀の免除のこと、村役人所持の諸帳面を引き渡すこと、村役人を罷免し村々に状着(藩や村役人などの通達、連絡を担当する農民を置くこと、など)であつた。これらの要求を藩は概ね容認したようである。七日に入ると、騷動は一応鎮まり、農民はおいおい在所へ引き上げていった。一日、出九太夫・三木甚左衛門・山田文八らは久世を引き払い、津山へ帰つた。

(「藩日記」「郡代手控」など)

### 財政改革の挫折

西美作での騷動は、久保新平が強行した藩の財政改革が挫折したことを意味した。享保一一年(一七二六)二月六日、藩は久保新平

の身柄を藤本伴右衛門に預けた。城中の対談の間に年寄列座のうえ、大目付・御使番・中奥目付の立会いのもとで、御徒目付より久保新平の御役召放(めしはなち)が申し渡された。同時に吉田喜助に遠慮を、服部弥一兵衛に自分遠慮を申し渡した。兩人への処分は、久保新平と関係したものであろう。藤本伴右衛門方へ移された久保新平は、前藩主



図38 六つ塚（左の森）より一宮を望む（津山市下横野）

浅五郎の忌中のため、かみ 囿を免除されていたが、九日から囿、武具大小けしよ 關所とされ、見張りとして御使番・中奥目付が派遣された。

久保新平への早急な処分かみの申渡が行われた背景には、

藩政が他所者によって取り仕切られ、失敗したことに対

する譜代藩士の反

感が存在していた

といえよう。「藩

日記」

### 騒動の拡大

西筋の騒動がひと

まず鎮静するかに

見えた一二月九

日、東の加茂川上

流の加茂周辺の農

民が一宮村辺に押

し掛けてきた。農

民は行重村（現加

茂町）から荒坂峠

を越え、横野村奥谷に出て一宮村（以上現津山市）に結集したのであろう。藩は、西筋から帰ったばかりの出九太夫をはじめ、藩士数名を一宮に派遣した。一日には、

騒ぎは一宮周辺だけでなく、城下近辺の村々にも広がる

気配をしめた。藩は、鎮静の村々には手当を支給する

旨を申し渡し、ようやく鎮静を見た。しかし、一二日に

なると、加茂筋の小中原こなかはら 触の農民が残らず騒動に参加し、

一宮村に押し寄せた。同時に川辺・野介代・一宮・綾部

（以上現津山市）の五触の農民二千人が、一宮の六つ塚に

集結し、夜に入ると篝火かきりび を焚いて待機した。百姓の林

四反を切り開き、竈かまど 二八基を据えて炊き出しも行われ

たといわれている。これらの農民の行動は西筋と相違し

て、実力に訴えるという行為はなかったが、農民の要求

は西筋よりも多く、鎮静のため派遣されていた代官三木

甚左衛門・山田六八は難儀をした。西筋の要求事項のほ

かに、鉄砲運上を免除すること、麦年貢を免除すること、

などが主たる願いであった。

しかし、一三日夕刻には、五触の農民たちは引き揚げ

を開始し、一六日には、ひとまず撤収を完了した。とこ

ろが、吉井川筋の二宮・院庄・塚谷・田辺触の農民が騒

ぎ出し、これに田邑たむち・一方触の農民も加わった。翌一七日になつて騒ぎは大きくなつていった。藩は、またまた三木・山田の両代官を塚谷触に派遣し、鎮静に当たらせた。農民の要求の内容は東筋と同様であり、とりあえず手当を支給することで撤収させた。

二一日になると、再び西筋が不穏な状態に陥つた。目木触のうち榎村西谷かき(現久世町)、富触のうち西谷・東谷(以上現富村)の農民が騒ぎ出した。その目的は藩への新たな要求ではなくて、所の庄屋・中庄屋に対して数年間の年貢算用帳の引き渡しを強要したものであり、そのため庄屋・中庄屋は藩に救いを求めた。山中筋の湯本・三家・小童谷三触の農民も、富触同様に立ち上がった。波状攻撃ともいふべき、これらの農民の動向は、山中地域を拠点とする騒動の首謀者によつて巧妙に仕組まれた戦略であつたという説もあるが、うがちすぎであらう。首謀者たちは、中国山地沿いに「天狗回状」と呼ばれる指令書を、谷筋ごとに伝達した。騒動そのものは、藩領全体に拡大する気配を見せてきた。

そのため藩は、二四日になつて三木・山田の両代官を派遣したが、従来の個々の代官による説得の方針を変更

し、組織的な鎮圧の態勢を組むようになった。両代官は、この時、配下に同心二人、下目付四人・御使組二人の藩士を同道した。二五日の未明、富触に到達した両代官は八、九人の農民を擲捕りからめと入牢じゅうろうさせた。ついに最初の逮捕者が出たのである。

しかし、この段階でも藩は農民への妥協の道を模索もさくしていたようである。二六日、藩は農民の願いを容れ、先に申し渡した四分加免の免除、本年貢未納分一割四分の免除に加えて、大庄屋・中庄屋の役義御免を郡代・代官に指示した。代わつて状着じょうつきが置かれたと思われる。しかし、時すでに遅く、これらの措置が騒動の鎮静化にどれほど効果を發揮したかは疑問である。四分加免の免除分一万一千四八俵、未納分の免除二万二千俵、計三万三千四八俵の損失だつたといわれる。「郡代手控」「藩日記」など)

藩と農民の 享保一一年(一七二六)の年末から翌  
対 決 一二年正月にかけて、騒動は長期化する

様相を見せた。西筋の農民は、年貢米の納入免除分の返還かへや、お救米おすくいまいとして藩から支給された米切手の正米交換を強要して、目木触の榎西村西谷庄屋利右衛門宅を

はじめ、大庄屋・蔵元・富商らの屋敷に押し掛けた。米切手は津山藩の支配から離れた場合無効になって、紙屑同然になる不安があった。しかし、正米交換は容易にはかどらなかつた。押し掛けた農民は、建具・家財を毀し、米俵を強奪するなどの狼藉を行つた。

藩としては騒動への対処を藩独自で施策することは無理な状況となつていた。とくに騒動の中心が山中地域にあり、この地域は、五万石に減封された藩の支配からやがては離れて、幕府の処置に委ねられる可能性が大いにあつたため、騒動の状況を幕府に報告する必要にかられてきた。江戸へ状況報告の使者を派遣するにつき、鎮庄の当事者である代官三木甚左衛門は、二九日に騒動の経過を詳細に書き付け、御用所に提出した。その中で甚左衛門は、騒動を起こした農民の主張の主眼点を、「今般、殿様御逝去、御跡五万石御相統遊ばされ候へば、我ら共の義は、もはや御蔵入(幕領)の百姓にあい成候ことに候へば、当年の年貢未進の分、あい納むべきようこれ無く」、「日を延候えば、おつけ高分り候て、山中公領になり候へば、未納米そのほか狼藉の吟味もこれ無く、あい濟む義と存ずる底意」と記し、「畢竟、御領知半分

被<sup>な</sup>為<sup>せ</sup>レ成、山中・富・長藤・目木・河内筋は、必定御蔵入に可<sup>あ</sup>二相成<sup>な</sup>一と、上をはかり候心より之義と相見へ申候、(藩の領地が半分になつたため山中などの五触は幕領となるという、幕府の意図を見越して起こしたものとその意図を述べている。このことは、すでに六日の久世における農民との交渉のなかで、首謀者の仲間村牧分の徳右衛門の口上の中に述べられていたことで、代官三木甚左衛門は徳右衛門の口上を、後日、次のように記している。

一、此度、山中之百姓共、段々狼藉之義相考候処、去年極月(享保一一年二月)六日、於二入世村一、無法之押願之極に候へば、其砌、仲間村之内牧分徳右衛門口上に、浅五郎殿死去跡、又三郎殿と申え、高五万石にて跡目立候由、然ば、山中筋は御高外れにて可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候、然る上は、私共は天下御旗本領之百姓にて御座候、唯今迄御年貢指出し、相納置候右之米は、皆役人中分け取に被<sup>レ</sup>致候と相見候騒動の発生が年貢・諸税の増徴に端を發したものの、当初から津山藩を離脱して幕領の農民になるという意図が明確に存在していた。私領に対する公領の民という意



識が西筋の農民のなかに成長しつつあったのである。藩と農民との対決は修復しがたいものがあった。藩としても、やがて幕府の支配に委ねられる地域を、平穩安泰の状況で引き渡さねば、面目はまる潰れであった。甚左衛門は、「此度の御仕置きは、村々の頭取人ならびに盜賊どもをば、その所において、急度御刑罰を仰付られ候はでは、相静まりまじく候、」と徹底した強硬措置を提案した。

年が明けて正月四日、城内で評定が開かれ、大目付・勘定奉行列座の上、三木甚左衛門・山田文八が出席し、鎮圧方法について提案がなされ、了承された。提案の内容は、騒動を起こした農民は盜賊として処分すること、鎮庄に召し連れる士卒は多数を要し臨時の召し抱えが必要であること、急場に備え騎馬の使用を許可すること、現場は城下と離れているので命令は書面でいたすこと、処分については死刑・討ち捨てもあるので御目付を付随させること、当初からの鉄砲の携帯は慎重であること、などであった。翌日、山田兵内が御目付に任命された。

六日早朝、甚左衛門・文八は山田兵内とともに、御使番三〇人を引き連れて城下を出発し、昼ごろ久世へ到着



図39 大山道を三坂峠へ（久世町三坂）

した。甚左衛門の一行は、駕籠と騎馬を用意し、馬の口取り・槍持ち・挟箱持ち・草履取り・沓籠持ち・雨具

持ちなどとともに、士卒一〇余人、手明中間三人などであり、文八も同様であった。七日には、山田三之丞、

和田仁左衛門が立出し、美甘口を固め、九日には、北郷門左衛門、沖十右衛門、山田兵藏、山根笹右衛門らが出立し、久世村を固めた。出張の役人のなかには鉄砲を持参した組もあつたようである。年末から津山城下に滞在していた山中三触の大庄屋の湯本村美甘十郎左衛門、小童谷村穴戸喜右衛門、三家村進五左衛門の三人は、代官の要請でそれぞれの在所に帰り、現地の情勢を寄せてきた。以後、代官への情報は彼らからもたらされたものが多い。それによれば、農民は久世村と山中地域の境の三坂の十石峠に蟬集して、藩兵の山中地域への進出を阻止する気勢であること、久世町に農民への内通者があることなどの情報を知した。そのため代官は美甘・新庄筋へ迂回して、背後から山中地域へ入る計画をたて、美甘村に向かった。それより先、久世町の内通容疑者として徳右衛門の定宿をしていた尾谷屋平兵衛を召し捕りに向かったが、平兵衛はすでに逃げて行方不明になっていた。平兵衛は高田の化生寺に逃げ込んで隠れていた。

〔郡代手控〕ほか

### 逮捕と処刑

享保一二年一月七日、美甘筋（現美甘村）へ向かった代官三木甚左衛門らは、

途中で農民三人を逮捕したのを皮切りに、次々と逮捕を行っていった。農民のなかには鉄砲で抵抗をする様子のもいた。代官たちは鎮圧のために鉄砲を使用することについては慎重を期した。のちの寛政年間に編纂された『作州古談』に、三木甚左衛門の子息（三木素門）の談として、山中騒動の折「銃を用いずは訳あり、銃を用いれば百姓一揆というに成る、」と記されているように、鉄砲の使用いかんによつては、騒動が一揆になり、藩に対する幕府の処分もおのずから異なったものになる恐れがあつたからである。九日、山田兵内は津山に帰り、鉄砲の使用について、農民から発砲しても鎮圧隊は許可なくして発砲しない、鉄砲は農民への威嚇のため火縄を切つて持つ、ということと藩重役の了解を得た。鉄砲十五挺が美甘村の代官のもとに届いたのは、九日夜のことであつた。一〇日になると、藩は、二百目筒一挺、三〇目筒一挺、二〇目筒二挺、一〇匁筒二〇挺を久世村に運んだ。

一二日、代官たちは山中筋への進出の決意を固めた。

騒動始まつて以来、この日初めて処刑者が出た。三家触の土居・久見村(以上現湯原町)に赴くに当たつて、逮捕された新庄村の農民のうち軽罪者は村預けとし、五人を討首にし串刺しにして村境に晒した。これよりのち、処刑者の数は増大してゆく。未明に三家村の進五左衛門宅に入った代官たちは夜半に首謀者逮捕を執行した。土居村に集合していた徳右衛門ら三三人を逮捕し、一日の未明に五左衛門宅へ引き揚げた。逮捕者のなかには首謀者徳右衛門のほか、東茅部村の喜平次ら蒜山筋の農民、二川筋の種村の農民が多かつた。騒動は彼らの逮捕によつて、いちはやく鎮静化した。首謀者召し捕りの報告は、早速津山へもたらされた。藩は、逮捕執行によつて負傷者が出ることに備えて、久原甫雲ら医師の派遣をも予定していたが、逮捕の報告をみて派遣を中止した。

同日の夕刻、あわただしく処刑が行われた。徳右衛門などの重罪者を除いて、二五人が藩士に手向かつたという理由で、土居河原で討ち捨てられ、首は久世越えの境である三坂峠と、高田越えの境である埴路尾峠に串刺しにして晒された。一日、徳右衛門と喜平次の二人は駕籠に入れられて綱繩を掛けられ、鉄砲で警護されて三坂

越で津山に送られた。同日、首謀者の一人の見尾村の弥次郎を同村の天狗山ひじりが嶽で逮捕した。その後も逮捕者は増え、処刑も行われた。

一六日、三木甚左衛門は三家触の中庄屋・庄屋・状着を呼び出し、状着を廃止して元のように大庄屋・中庄屋・村庄屋制度の復活を申し渡した。以後、この申渡は触ごとに行われた。また同日付で、三触の村々の農民から、代官に対して詫証文が提出された。騒動を起こしたことについての詫びと処罰の憐愍を願ひ、「御年貢の儀は申上げるに及ばず、諸借物とともに、急度、あい払い、其ほかいかやうの仰付られ御座候とも、其段、神文をもつて血判し御請つかまつり候、」と述べ、全面的な服従を誓つた。

一日には、首謀者の見尾村弥次郎・土居村忠左衛門・西茅部村(現川上村)七左衛門・徳右衛門の弟で牧分惣右衛門の四人を、津山へ護送した。出張していた役人たちは、次々と津山へ引き揚げていった。閏一月三日には三木甚左衛門・山田文八・山田兵内らが、逮捕した囚人を連れて、ようやく津山へ帰つてきた。同一九日には、騒動鎮圧の關係者に藩から褒美が渡された。



図40 二宮の首無し地蔵 (津山市二宮金光下)

首謀者の処刑を巡って、現地に派遣された代官と藩の重役との間に、意見の相違が見られた。代官らは、みせしめを主張して現地処刑を主張したが、重役らは、やがては幕領となる地域の農民を恣意的に処刑することについて、幕府への聞こえをも考慮にいれ、藩法に照らして定法どおりの処刑を主張し、津山の刑場での処刑が決

まった。このことについて、藩は幕府への問い合わせは致さず、江戸家老の佐久間主計に相談し、その使者の帰津をまつて藩独自で決定した。

三月一二

日、藩は徳右衛門ら首謀者の処刑を申し付けた。頭取牧分徳右衛門・見尾村弥次郎の二人は院庄河原で磔、富東谷与七郎・東茅部村七左衛門の二人は獄門、土居村忠右衛門・東茅部村喜平次は死罪とされた。処刑は次のように執行された。早朝六時に、町奉行村山左伸・同書役・同心小頭・支配代官三木甚左衛門・郡代下役が牢屋に出頭した。本来は支配代官は処刑執行には立ち会わないきまりになっていたが、騒動についての幕府への聞こえにも配慮して出役した。郡代下役が処刑ごとに仕置状を読み渡した。忠右衛門・喜平次へは死罪が申し渡され牢屋の討捨場で討首、七左衛門・与七郎へは斬罪が申し渡され牢屋で討捨、首は二宮と院庄との境の川向こうの河原で獄門に掛けられ、悪事筋書札は川岸の道べりに立てられた。徳右衛門・弥次郎への磔の「申渡」は牢屋役所で済ませ、兩人を牛に乗せ、悪事筋書札を先頭に立て、町同心・郡代所役人の警護のもとに、牢屋より本町を通り、獄門と同じ場所で磔にした。河原の仕置場へは御徒目付・郡代下役・下目付・郡代所新組・二宮触と院庄触の大庄屋・村々庄屋が立ち会った。囚人となった多くの農民たちは、寺院や在所の村役人の嘆願により、出

家や所追放・村預などの処分を受けた。記録によつて数値に若干差があるが、三木甚左衛門の手控によれば、この騷動で逮捕された農民は一四七人、内五一人が死罪となつた。死罪の内訳は、新庄村で五人、土居村で二五人、湯本村で八人、久世村で七人、津山で首謀者の六人で、いずれも首は晒物さしものにされた。逮捕者のうち五五人は津山へ護送され入牢、他の者は村方へ預けた。

騷動後の処置がほぼ終わった四月一六日、藤本伴右衛門宅に身柄を預けられていた久保新平に対して、判決が伝えられた。御使番・中奥目付・御徒目付・下目付の列座のうえで、次のように申し渡された。

其方儀、御勝手方并在中引請、相勤候処、一偏に御為計存入、旧冬、年貢等取立、下々難義を不考致方なむがかりぞせじいに付、百姓致二騷動一、願等申出候義、短智故と相聞、江戸表之取沙汰甚御為不レ宜之様、依而、急度可レ被二仰付一候得共、御憐愍を以、追放被二仰付一候

判決の趣意は、「久保新平は藩財政と農村支配の両面にわたつて施策を押し進めたが、実施に当たつて藩の利益だけを考慮にいれ、昨年の冬には年貢の強制徴収を行い、農民の困苦に配慮しなかつたため騷動となつた。これら

の政策の失敗は、思慮の浅さからのゆえであつたと聞く。幕府内での不評は藩にとつては瑕きずとなつた。そのため嚴罰に処するところであるが、憐あわれみにより追放に処す、と。ついで、新平の元でその補佐にあつていた吉田喜助には永暇ながひやすみが申し渡され、金五両が与えられた。「郡代手控」「藩日記」など)

山中騷動の物語るもの

津山藩一〇万石の全領域を巻き込んだ山中騷動は、首謀者の逮捕と大量の農民の処刑によつて、あえなく潰つぶえた。山中騷動は全国的に見ても、大規模な農民騷動であり、まさに、全国的



図41 徳右衛門岬の供養塔 (勝山町見尾)

行われていた享保の改革の失敗とも受け取られた。騒動の記憶は山中の農民に永く引き継がれ、多くの伝承と記録を生み出した。全藩に互り、大量の処刑者を出した騒動は、後にも先にも津山藩では見られなかった。ある記録には、「此度之騒動、殿様御逝去之砌にて、諸役人中御評定之上、事納り候と雖も、御仕置方御心得違ひあらんや、元來百姓風情よりおこりし事なれば、一々百姓を生捕、殿敷御吟味被<sup>レ</sup>成、頭取式人が三人落度にして、御仕置被<sup>レ</sup>成候て相すむべくの所、下々の者とは申ながら、多くの百姓虫同様の御仕置方、是はかへつて不忠の道と被<sup>レ</sup>存申也、」と指弾している。騒動を起こした藩に対しては、幕府は減封・転封・改易などの処置をとるのが従前の例であったが、もはや、そのような処置では、農民支配を全うすることは不可能になっていた。

騒動の発端は、年貢の増徴と藩主の突然の死去による社会不安にあったが、騒動が拡大した原因の一つに、農民の意識の変革があったことも否めない。私領から脱却して公領の民となるという農民側の意識は、封建社会からの開放を目指す図式の一つともいえよう。それは、大庄屋・中庄屋・庄屋という封建的村落支配の体制を打破

して、伏着を中心にした農村ユートピアの実現を目指したことも関係してくる。こうした農民の意識の変革は、藩外からの情報の流入によってもたらされたものである。ことに山中地域は、大山往來を行き来する鉄山師や馬喰たちなどの旅人らによって、不断の情報がもたらされる地域であった。首謀者の徳右衛門については牧分出身という以外にその経歴は不明であるが、久世町の定宿の尾谷屋などで、旅人からの情報を得ていた一人であろう。

久世・高田をはじめ在町には、蔵元などを勤める富裕な商人が存在しており、彼らの多くは在村の大庄屋などと同様、藩と特権的につながっているものが多かった。騒動が起こった段階で、農民らの攻撃の対象にされたのは、日常、藩権力の手先として農民に対処したからである。しかし、尾谷屋のように農民側に与する商人も存在した。尾谷屋についても詳細は不明であるが、伝承によれば、鉄商人であったという。さすれば、鉄生産の盛んであった山中地方の農民と深いかかわりがあったということも見当違いではない。

山中騒動の教訓は、次の津山藩政に受け継がれてゆく

ことになる。

#### 四、元文騷動

##### 騷動の発端

山中騷動から一三年後、元文四年（一七三九）、久米・南条郡（現久米郡南部）から始まり、勝北郡（現勝田郡北部）の奈岐山麓<sup>なぎさん</sup>横仙<sup>よこせん</sup>地域に起こった騷動を、元文騷動と呼んでいる。津山松平藩領を除いた、美作地域の幕府領全域に及んでいる。この騷動に、津山藩が出兵していることと、その騷動の

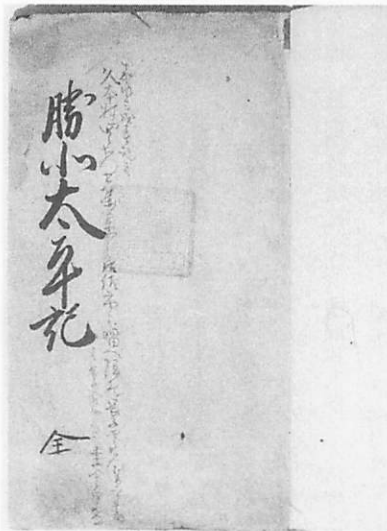


図42 勝北太平記  
(岡山文化センター所蔵)

仕方が、文政八年（一八二五）、慶応二年（一八六六）におこる二つの騷動の原型になっているといえるので、必要な範囲でその概要を述べておきたい。

この騷動について、隣国の岡山藩は自領への騷動波及を防止するために、自領大庄屋を用いて美作の状況を探索させている。その報告は「但州・作州・因州百姓騷動一件」（以後「騷動一件」と略す）としてまとめられた。他に、「勝北非人騷動記」「勝北太平記」「百姓騷動物語」など、この騷動についての後世の記録や物語が残されている。これらの史料は『備前備中美作百姓一揆史料』に集録されている。この項では、特に注記したほかはすべてこれら史料によった。

まず、この騷動は美作地方で単発的に起こったのではなく、全国的に一揆多発の状況の中で起こっている。元文元年（一七三六）から、元文四年まで四か年間について、美作国をとりまく周辺諸国に起こった騷動の状況を表39に掲げた。享保の改革の中での年貢徴収の強化と、享保一七年（一七三二）の西日本一帯に広がった蝗の害が農村の困窮を一層拡大させたことがうかがわれる。

元文四年正月八・九日ころ、久米南条郡の奥方（吉備

(表39) 元文期周辺諸国の一揆発生状況

年 代	月	国名	郡 名	管 轄	全国件数
1736 元文元	2	播磨	多	天 領	14
	4		揖	竜野藩	
	11		津	岡山藩	
1737 〃 2	2	因幡	岩	鳥取藩	7
	5		後	天 領	
1738 〃 3	9	伯耆	会	鳥取藩	14
	12		馬	天 領	
1739 〃 4	1	美作	久米	天 領	14
	2		因幡	〃 藩	
	3		伯耆	〃 藩	
	10		美作	天 領	

青木虹二 「百姓一揆総合年表」による。

高原山間部の地域か)の百姓が、下神目村、福渡村あたりへ「袖乞」にきた。赤坂郡西勢実村、小鐵村(現赤磐郡吉井町)へも、また同月一六日には、神目中村、下二ヶ村、下弓削村の男女一七人が、建部新町(現御津郡建部町建部上)へきて袖乞をした。どうしても帰らぬので、五銭、七銭、あるいは一人一銭ずつ恵んだところ、他村

へも行かずそのまま帰村したという。久米北条郡は「宜敷相見之候間、立ち越し、合力を請け申すべし、」つまり、久米郡北部はそれ程困窮してはいないように見えるので、行つて恵んでもらおうという噂が流れた。これを聞いて、久米北条郡の百姓も袖乞にでたという。勝北郡(勝田郡北部)、真島郡(真庭郡西部)なども、「惣じて作州の内、御公領(天領)の分は同様」とあるので、美作地方の天領は、どこでもこの種の行動があったといえよう。津山松平藩の領分は「袖乞に罷出候義は相聞申さず」とあって、津山藩領ではこの種の行動はなかった。「袖乞」とは施し物を乞うことである。憐れみを乞い、施しを求めめる姿、一文銭五、六枚を与えられて追い返される状況は一揆とは程遠く、乞食をして戸別をまわる困窮した農民の状態を示している。

願書を出す

袖乞は拡大した。元文四年正月二二日、久米南条郡大戸村(現柵原町大戸)に集

まった群衆が倉敷代官所(現美作町林野)へ押しかけた。その人数は一、三〇〇人という。願いを聞いてくれなければ、村々へ乞食にまわり、備前へも行き、果ては江戸まで行くぞなどといったという。願書に見える要求の結





図43 大戸舟着き場付近  
(柵原町大戸)

論は、

一、年貢上納の期限を延期してもらいたい。

一、夫食(日常の食糧)を拝借したい。

の二点である。代官は願いを聞き届けることを約束して一応退散させた。代官は手代を大戸へ派遣して調査し、夫食を与える必要のある飢えた百姓は、一村に数人しかいない。その他の者からは年貢銀納分を取り立てよと命じた。正月三〇日、農民は「天狗状」(差し出し人不明の回状・一揆の呼びかけ状)をまわし、袖乞に出はじめた。「二月四日には岡山京橋へ大勢出揃う」という噂もあった。ここに至って代官は庄屋を通じて次の三点につ

いて返答し、騒ぎは鎮まった。

一、本式・小物成 二月切り。 一、口米 五月切り。

一、夫食返納年延。(二年延期)

代官所は、年貢の「銀納皆済」(年貢銀納分の完納期限)を正月中と命じていた。それを本式(本年貢)・小物成(雑税)を二月末、口米(付加税)は五月末まで納入期限を延期するとして、農民の要求を容れたのである。

当時は將軍吉宗のもとに享保改革が進行中であった。

改革の第一の目的は年貢の増徴である。元文二年(一七三七)「百姓と胡麻油は、絞れば絞るほど出るものなり。」といったとされる神尾春史が幕府の勘定奉行になっている。この騒動の五年後、延享元年(一七四四)、彼は作東地方に来て、平田村、別所村、荒木田村、倉敷村(ともに現美作町)の庄屋を集めて演説し、その内容を美作国の天領の全庄屋に伝達させている。(『村誌美甘』所収) この年貢強化政策のさなかに、この騒動は起こっているのである。前記「騒動一件」に集録された英田郡土居代官所管内七六か村連名の願書の要旨を略記してみよう。美作地方での幕府の年貢増徴策の具体的実施状況と、これに対する農民の対応状況が推察できる。

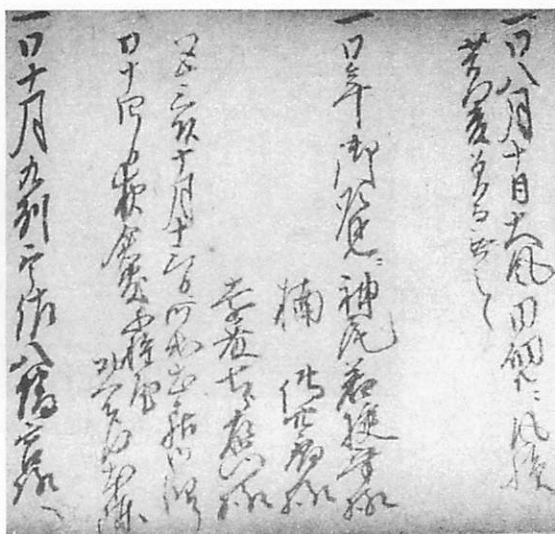


図44 神尾若狭守春央倉敷(林野)宿泊記事  
(赤堀家文書)

一、去年の年貢の「急納」(正月中完納)を命じられた。  
 一、そのため、種子粃、食糧の米、農具まで売って、米年貢は、年内納入した。銀納年貢までは、とても及ばず、大分残納分がある。このような状態なので、(正月中納入では)村々すべての百姓が飢えてしまう。  
 一、そこで、「夫食」の拝借願いを幕府へ出そうとしたが、

取り次いでもらえず、その上正月早々から、残りの年貢完納を一層厳しく要求される。

一、昨年は凶作で、米・大豆・小豆など、一石につき、銀五一、二匁で売って、年貢納入に間に合わせたのが、現在の値段とくらべ、一石に二五、六匁から三〇匁の損銀が出ている。

一、例年なら、一村で二、三〇人も奉公に出て、その給米を年貢に当てていた。昨年の凶作で利益が上がらず、一人、二人と奉公人を抱えてきた者も、今年は定まった雇い方をしてくれない。それで給米を年貢上納にまわすことができない。

これに続けて当初に掲げた、年貢上納の期限延期と夫食の拝借要求とをしている。

### 勝北の騒動

騒動はこれで終わらなかった。奈岐山麓に、東西に広がる横仙地域で一層拡大した。この地域の騒動は「袖乞」の域を越えて「押乞」の形をとっている。

「押乞」とは、無理でも施し物を出させることで、強請である。「騒動一件」によれば、吉野郡・勝北郡(現在の英田・勝田郡の北部)を管下におく、下町代官所(現大原

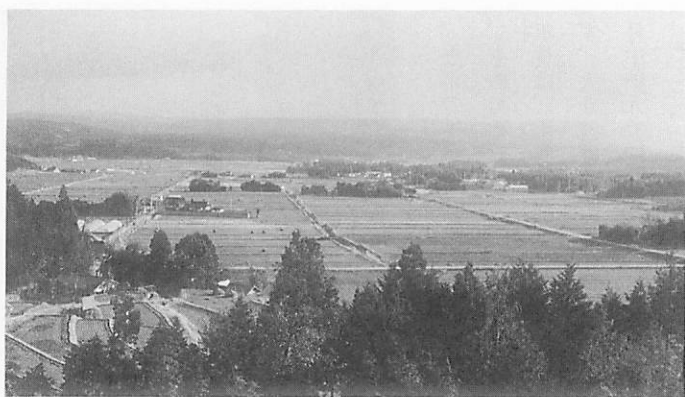


図45 北野村遠望（勝北町滝本）

町下町・代官曾根五兵衛Ⅱ備中笠岡代官所兼務)に、元文四年(一七三九)三月六日、三〇〇〇人の百姓が集まった。「夫食」の貸付を願い出たが、取り上げられなかったので

全銀米銭、其外何品によらず、財物多分ニ盗み取り罷歸り、其欲心止まらず騒動を起こしたと書かれている。鳥取藩では、この年の二月に大一揆が起こっている。この一揆に、二人が参加したか、金銀米銭を盗み取ったかどうかは知る由もないが、兵庫県西部・鳥取県一帯に起こった一揆のことを、勝北の人々がすでに聞き及んでいたことは容易に考えられる。この勝北の騒動が前月の鳥取藩の一揆に触発されたものとすることも肯定できるのである。

発頭人藤九郎と与右衛門は、同村の紺屋平吉に呼びかけの回状を書かせた。同年三月二日、北野村長谷野(現奈義町滝本の演習場入口を北に入った所、因幡道と広島道が交錯する交通の要衝、集散至便の地)に寄り合うこと、出て来ぬ村があれば、その村へ多人数押しかけ、「取喰い」に行くぞ、出て来る者は荷俵に牛の綱を入れてこい、という内容だった。(「勝北太平記」)

この騒動になったと書いている。  
この騒動の発頭人は北野村(現奈義町滝本)の高持百姓藤九郎・与三右衛門の二人とされている。「勝北非人騒動記」には、二人は「因州へ参り、同国の百姓に紛れ、

当日集まった人数は、二〇〇人余・三二〇人・四〇〇人など記録により区々であるが、参加相談の上、目標を北野西村の持高六五石の百姓藤七宅に定めて押しかけた。事件後に藤七が提出した願書によれば、「非人として、

(表40) 騷動参加村名

17か村		現在町	字	名
騷動村	名東	奈義	滝	本
北野	西	〃	〃	〃
近藤	藤	〃	〃	〃
是宗	宗	〃	〃	〃
広岡	岡	〃	広成	岡松
成松	松	〃	〃	〃
高円	円	〃	〃	〃
関本	本	〃	〃	〃
宮内	内	〃	〃	〃
沢	〃	〃	〃	〃
久常	常	〃	〃	〃
上町	町	〃	〃	〃
柿	〃	〃	〃	〃
市場	勝北町	〃	〃	〃
草屋	〃	〃	〃	〃
勝加茂	西中	〃	〃	〃
大岩	岩	〃	〃	〃

「勝北太平記」による。

長百姓・小百姓が、村々から四百人程、私宅へ参り(中略)土蔵相渡し候様にと申し、土蔵相渡し申さず候はば、ふみつぶし候。」と脅した。結局、一人宛三升、合計三六俵の米を渡している。「藤七願書・申上書」二宮家文書「押乞」の実状はこのようであった。騷動に参加した百姓の出身村々は表40の一七か村とされている。「勝北太平記」翌三日、七〇〇人余が、上町川村太郎兵衛宅で、一人宛米一升五合麦三升をねだり取る、四日荒内村伝右衛門宅へ押しかけた百姓は一、二〇〇人。伝右衛門が米を出し渋ったので、伝右衛門宅を取り巻いた群衆は鯨波の声をあげて、威脅すること三度に及ぶ、という。下町代官所では、吉野郡・勝北郡の庄屋十数人に命じ、説得のために、騷動現場へ派遣した。代官所役

人二人も急行し、柿村(現奈義町柿)へ来ている。庄屋たちの説得は拒否され、石を投げられ疵ついた者もでた。役人も直接説得に当たったが聞き入れず、役人へも敵対する様子であった。ついに、代官曾根五兵衛へ連絡のため、急便を笠岡へ派遣した。この間、伝右衛門宅では一人米一升五合ずつを渡して、ようやく退散している。

津山藩出兵

同年三月五日、百姓の数は一層増加し、方々から長谷野へ集まった者一、〇〇〇人という。西下村市右衛門、文左衛門宅をめぐり、米二升麦五升ずつ出させ、坂上村仁右衛門宅で少々ずつ分配にあずかった。「勝北太平記」

この日の晩、津山藩へ代官曾根五兵衛からの出兵依頼が届いた。評議の結果、三名の物頭のもと士分八名、足軽以下中間まで、三隊に分かれ総勢九〇名を派遣している。津山藩兵は、六日九ツ前(午前一一時ごろ)出発し、午の刻(正午頃)現地に着いている。「国元日記」

六日にも物乞は広がり、朝から方々の家に入りこみ、「色々ねだり事」を申しかけ、「米をもらうものあり」、「無鉢に喰物を乞う者あり」、「ろうぜき(狼藉)を致すもの村々にて何十人ということを知らず」(「勝北太平記」)

という有り様になった。長谷野を本拠とした藤九郎らの指示と集団の威嚇がなくとも人々は自由にも物乞いをし、富裕な百姓もこれを拒否できなくなっていることがわかる。

関本村の男女九人が、久本村で、「二人宛米三升ずつ渡し候へ。」と強請ったので、下町村代官所の役人が捕らえた。百姓はこれを奪還する計画を立てるに至っている。昼ころ、津山藩兵が到着し久本村宗尾坂で群集と対峙した。（「勝北太平記」）津山藩兵が空砲を撃ったところ、百姓らは「少しも騒ぎ申さ

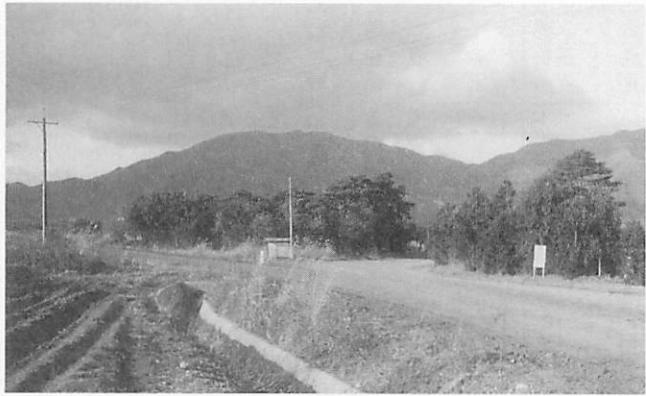


図46 長谷野（勝北町日本原）

ず、鯨波の声をあげ、笑い申し候故」、今度は弾を込め、「当たり前申さぬ」ように撃ったので、弾は「非人共集まり申候辺」の松の枝を打ち折り、田へ打ち込んだ弾は水しぶきをあげた。その勢いに百姓は騒ぎ「東西南北の村々、山々、池川、水田の中ともいわず、身を隠し」逃げ去ったという。（「勝北非人騒動記」、「勝北太平記」）この騒動で処罰を受けた人数は五九八人に達した。発頭人以下五、六〇人が、三月六日から七日にかけて捕らえられ、一〇日には全員吉野郡の下町代官所へ送られた。四月上旬、三〇人ほどの百姓と一七か村の庄屋組頭が大坂へ引かれ、大坂町奉行所で取り調べを受けた。一〇月二三日、賞罰が定まり、発頭人藤九郎・与三右衛門は死罪となった。表41に処罰内容と人数を示した。

(表41) 勝北騒動処罰人員表

処罰内容	人数
死罪	2
重追追	1
国追追	24
所払	3
村払	1
小計	31
庄屋役取上	7
庄屋叱り	7
小計	14
小前急度叱り	553
合計	598

矢吹文書による。

騒動の特徴

この騒動は先に久米南条郡で見たよう  
な、単なる物乞いではない。藤七の願  
書によれば、長百姓以下の、中堅百姓の起こした「百  
姓一揆」である。強力な指導者の指揮のもとに、回状  
を回し、目標を定め、大衆の威力を持つて米を出させる。  
出さねば潰すといひ、鯨波の声をあげて脅すのである。  
三人五人が家々を訪れて袖乞いをし、三錢五錢と恵まれ  
て帰宅する姿とは全く異なる。

二つめの特徴は、非人の姿をして物乞いの形式を取つ  
ていることである。江戸時代の「非人身分」については  
本章一で触れた。ここでいう非人の姿とは「野非人」の  
姿のことである。年貢を納められずに田畑を村に差し出  
し、一家離散して流浪する没落農民や何かの理由で「欠  
落」(行方知れずになること)した人々は一定期間(津山  
藩では一〇〇日)村人が捜し、見つからなければ人別帳  
から抹消され、無籍者となるのである(帳外者)。もち  
ろん犯罪者で居村を追放になった者もいる。この人々は  
神社の縁の下などに寝起きし、物乞い、時には野荒らし  
などをして生活せざるを得ない。このような境遇の人た  
ちを野非人という。津山藩ではこれをも単に非人と呼ん

でいるので、抱非人との違いは文脈の上で判断する外  
はない。この非人は農村の疲弊とともに増加して社会問  
題になる。このことについては後に述べる。(本章六、  
野伏・無宿)

元文騒動で北野西村藤七方へ「非人として、長百姓・  
小百姓村々より、四百人程」が押し掛けたことは先に引  
用した。別の願書には「凡四百人程、非人の由、申立」、  
合力を乞うたことが見える。「(二宮家文書)」この騒動  
は野非人の起こした騒動ではない。非人でない長百姓や  
小百姓が、自分は非人だと申し立てて行動するのである。  
「勝北非人騒動記」には、百姓たちが「非人拵」をし  
て集まった。「何れも荷俵を負い、(中略)内には何の用  
心やらん、牛の小綱(牛追いの綱)と鎌を入れ」とある。  
「荷俵」を負う姿が「非人拵」であろうか。ともあれ、  
一見して非人とわかる衣装を着けて出るのである。牛の  
小綱は「多数結び合わせ、家並びに土蔵へかけ、引き潰  
し候工み」であったという。多人数で脅しながらでも、  
物を乞うには非人の姿の方が乞いやすい、その正當らし  
さを主張できるという事情があるから。また、非人は無籍  
者であるのが建て前であるから、「村」の束縛からも自

由だという気持ちもあるだろう。そして、このままで過ぎればみずからも野非人になっていくという切羽詰まった気持ちもある。反面、身分制のきまりが厳しい(当然差別感の強い)この時期に、本百姓が非人の姿をまとうことには決断があるであろう。ただ、自分が非人身分でない、荷俵を脱げば本百姓だということが、非人の姿になることを可能にしているのである。これらの事情によつて、騒動の当初は参加者が少く、「非人拵」で出たものだけが分け前にあずかれることが判明すると共に、日を追つて参加人数が増すのである。

この騒動を「元文非人騒動」と呼ぶことがある。この騒動で、庄屋役取り上げとなつた、北野西村庄屋六郎兵衛の孫平右衛門が、本百姓身分を回復した時の誓約書に「元文中(中略)非人騒動出来に付」と述べている。

騒動の後、六四年経過した享和三年(一八〇三)のことである。騒動が終わり、その全体の動きが判明して、人々に語り継がれるなかで、農民の中からこのような呼び名が生まれたものであろう。この騒動の「非人の由、申立」、騒動に参加する行動方式は、その後、文政八年(一八二五)、慶応二年(一八六六)の騒動にも踏襲されていくの

である。

## 五、藩財政窮乏

### 藩士削減

農民に対する年貢の徴収が厳しかったのはどこの藩でも同じであるが、各藩でそれぞれに事情は異なる。松平藩の藩士の状況を一通り見ておきたい。

享保元年(一七一六)と同二年に江戸藩邸が類火全焼して以来、藩財政は窮迫し家臣の俸禄けいりやくの削減が行われたことは先に触れた。この間に久保新平による財政改革が計画されたが、藩領五万石の減知と山中騒動さんちゆうどうによつて、具体的な成果を挙げ得ぬままに崩れ去つた。領地の減少は当然ながら、家臣の数を減らさねばならない。表42-1に享保一一年(一七二六)、一〇万石時代最後の家臣数と翌年に暇を出された家臣数を示した。享保一二年の召し放し家臣数は依拠した資料(享保一二年御減知に付御暇人名帳)の性格上厳密な数字とはいえないが、ほぼこれに近い数と見てよい。また享保一二年の減員当時には俸禄の高にも移動があつて、前年の分限帳と同じ禄

第四章 村と農政

(表42-1) 享保12年 家臣減員状況

石取 (石)	享保11年減 知前家臣数	召 放 人 数	俵取り	享保11年減 知前家臣数	召 放 人 数	両・扶持取	享保11年減 知前家臣数	召 放 人 数
1050	1		150俵	4	4	15両10	1	
1000	3		120	2	2	15・7		1
750	1		100	4 7	3 0	15・5	2	
500	3		85	3		15・4	2	
450	2		80	3	1	14・7		1
370	2		75		1	10・10	1	
350	1		70	8 7	6 5	10・5		2
330	1		65	1		10・4	2 4	8
300	1		60	3		10・3	5	1
260	1		50	2 2	9	8・4	7	
250	1		35	4	4	8・3	1 8	4
240	1		32		1	7両2分・4		2
220	1		小 計	1 7 6	1 1 7	7・5	1	1
210	3		扶持取	同上家臣数	召 放 人 数	7・3	4 1	1 2
200	7					6・3	8 0	4 4
160	9	1	35人	1	1	5・3	6 2	2 0
150	8		30	1 1	4	4・3	2 4	1 2
140	5		25	1		4・2	1	1
130	6		20	1 2	6	小 計	2 6 9	1 0 9
120	4		15	5	1	そ の 他	同上家臣数	召 放 人 数
110	1		10	4 3	1 9			
100	8		5	2	2	300石10人	1	1
90	1		3	2		35俵5人	2	1
85	1		小 計	7 7	3 3	20俵10人	1	
80	3					記載なし	7	1 4
70	1 1					小 計	1 1	1 6
60	5					総 計	6 2 9	2 7 6
50	4							
小計	9 6	1						

計数の対象は坊主以上とした。

「享保十一年津山藩分限帳」(減知以前)・「享保一二年御減知に付御暇人名帳」による。



(表42-2) 享保11年5万石減知による俵禄別家臣減員割合 「津山藩分限帳」による。

俵禄支給形態	享保11年減知前の家臣数 (a)	減知に付召放人数 (b)	減知前家臣数対召放し人数の割合 (b/A×100)	召放し人数の割合 (b/B×100)
石取	96人	1人	0.2%	0.4%
俵取	176	117	18.3	42.4
扶持取	77	33	5.2	12.0
両・扶持取	269	109	17.2	39.5
その他	11	16	2.4	5.8
計	629(A)	276(B)	43.9	100.0

高であつても召し放された者がすべて前年と同じ人物とは限らない。けれども、召し放された家臣が、家臣全体のどのあたりに位置していたかは知れるのである。

享保一一年になつても家臣の数(坊主以上)は宝永五年(一七〇八)とほぼ変わらず、六二九人である。召し放し人数は二七六人で、総家臣数の約四三・九パーセントにあたる。次に暇を出されたのはどのような家臣であ

ろうか。表42-2の中で「石取り」(物成渡)の家臣は譜代・古参の者であり、減員は一人である。譜代・古参の家臣は温存された。主要な減員対象は新参で、特に「俵取り」と「両・扶持取り」に集中した。減員二七六人の内八二パーセントがこの階層の家臣である。その内訳を表42-1で見ると、一〇〇俵取りと七〇俵取りを合わせて減員九五人の内、半数は中奥組・大番組の平士によつて占められる。「両・扶持取り」の内、七両三人扶持から四両三人扶持までについてみると、減員八八人は大部分が大役人・小役人で勘定方などの事務職・技能職に携わっていた人々である。(「津山藩分限帳」)

「俵取り」の家臣で暇を出された者一七人が得ていた年間の俵数は、九、一六七俵(三、〇五五石)にのぼる。これは削減前の俵取り階層に宛てられる俵数の約六七パーセントに及ぶ。しかし、この外の削減対象になった家臣が小禄の者に集中し、また各層において五割を越えていないこと、特に「石取り」層がほとんど減員されていないことから見て、五万石減封に見合うだけの人員削減ができなかつたとみられる。減知以後の津山松平藩は、年貢収入によつて賄いきれない家臣を抱えて出発したと

いうことができる。

俸禄の借上

藩が家臣の俸禄を減額支給することを「借上」という。藩主が家臣の俸禄の一部を借りるという意味である。借り上げ期間に削減された分は返済されない。一時的な削減で、期限が来た時は元に戻すのが建て前であった。津山松平藩でも「借上」は度々実施され、入封当初からおよそ三〇年間に、「国元日記」に散見する「借上」の記録は表43のように七回に及ぶ。実際には二年・三年という長期に及んだり、当年限りとしながら延長されて俸禄の減額支給は恒常的であった。津山藩は入封当初から裕福ではなかったのである。

宝永元年（一七〇四）から三か年にわたる「借上」は宝永四年まで延長されたかもしれない。宝永五年の「国元日記」に、「先年より御借り成され候、物成免相（石取りの俸給支給率）当年より、本高に直し遊ばされ候。」という記事がある。この「本高に直す」ことについて、

御譜代 四ツ免 古参石取 三ツ分

新参石取 三ツ五分 俵取・古新共 俵数の通

という説明がある。知行高一〇〇石取りの譜代の家臣に

は、通常は知行

一〇〇石の四割の米が俸禄として与えられていたと考えられる。古参は三割、

新参は三割五分、俵取りの者は俵数のとおり

全量支給されていたのである。

扶持取りも給金取りも全量支給であった。「石取り」については第一章三の家臣の俸給参照）

「借上」とは、

この「本高」とおり渡さず、「物成免相」を下げることである。俸禄が一〇〇石取りなら、普通の支給額（本高）

(表43) 津山松平藩借上実施概況(前期10万石時代)

年代(西暦)	借上期間	対象範囲	借上内容	備考
元禄13 (1700)	2 か 年	物成取から給金取まで		
宝永元 (1704)	3 か 年	同 上		
享保元 (1716)	当 年			役米自主挙出
◇ 2 (1717)	◇			同 上
◇ 4 (1719)	◇	石取り以下		石取3割から2割8分引
◇ 11 (1726)	◇	石取・高80石以上		以下石取りに準ずる
◇ 16 (1731)	当 年	物成取から扶持取まで		半知(半減) 翌年へ延長

「国元日記」による。

(表44) 享保16年の儉約政策(借上)内容一覧

① 禄米借り上げの内容

借上	該当禄米	右該当禄米に準じる禄高
3割	300俵以上	高750石～1,000石まで
2割5分	200俵々	々450石～500石まで
2割	190俵々	々240石～370石まで
1割5分	50俵々	々110石～210石まで
1割	43俵々	々50石～100石まで
8分	30俵々	5石3人扶持～8石3人扶持まで
7分	28俵々	5人扶持

- ② 役料3分の1借り上げ
- ③ 付け人の減員  
家老内抱え足軽5人宛を3人減  
年寄 々 3人宛を2人減  
この外内抱え足軽 残らず減  
師役中間(ちゅうげん) 同上
- ④ 在宅家臣増米(10月より)  
4人暮らしまで1人扶持 増  
5人以上 1人半扶持 増  
役介(子供)7歳以下半人扶持 増
- ⑤ 物成り米10月渡し分(石取りの分)  
残らず引き上げ。

『国元日記』による。

は年間四〇石(米一二〇俵)であり、これで家族及び陪臣の家族の生活費と交際費など諸費用一切を賄う事になる。「一ツ御借り」の時は三ツ免となり三〇石しか支給されない。「半知」という時は二〇石しか渡さない仕組みである。

享保八年(一七三三)、久保新平による財政改革の中で、家臣に対し俸禄半減が宣言された。しかし、当年は「在中加免」(年貢の増徴)の申し出もあるとして半知は実施しなかった。享保一一年には、禄高八〇俵以上に相当する家臣に対し、残らず半知を命じた。この年、久保新平は「在中物呑込」として農村の支配権を握り、「四分加免」(平常の年貢率に加え、四パーセント増徴)を行い山中騒動を迎える。

享保一六年(一七三二)九月には、「高の内、割合を以て御借り成され候。」と宣言し、減知以後最初の儉約政策(「借上」)を実施した。その内容は表44に見るように五項目にわたる。

一、禄高の借上。一律に借り上げる方式を止め、禄高の多い家臣ほど借上率を高くして家臣の収入の平準化を図っていること。(表の①)

一、役料(役職手当)三分の一借上。(表の②)

一、付け人の減員。(表の③)

一、「在宅」家臣へ増米。(表の④) この「在宅」の制度は期間を決めて家臣の出仕を停止する制度で、家臣の救貧対策である(次節参照)。在宅家臣の家計回復を図る。

一、一〇月渡しの「物成米」(石取り分)は残らず引き上げ。(表の⑤) 家臣は藩庫から借米をしていた。

蔵奉行が借用書の裏に承認の捺印をするので、「蔵奉行裏判借米」という。この家臣の累積前借り米一掃のため、上級家臣の一〇月支給米を一切支給停止とする。

この「借上」は翌年(享保一七年)も続けられた。

銀札再発行

これより先、享保一五年(一七三〇)一〇月、幕府は銀札の発行を再び許可

した。藩はこれまで、通貨を得るためには米を売るほかなかった。享保八年(一七三三)から元文二年(一七三七)までは米価が異常に安く(表45)、享保一五年には、米一石三〇匁を割っている。米の価値が半減した。この時期の藩の困窮の原因には、米価低落が大きくかかわっている。

(表45) 享保年代米相場表

(A・Bともに単位は銀、匁)

年 代	A (匁)	B (匁)	年 代	A (匁)	B (匁)
享保5年(1720)	53.8~68.2		享保16年	41.5	41.0
6	70.0~80.0		17	76.0~150.0	(36.3)
7	44.0~72.0		18	45.0~107.3	37.8
8	41.0~42.0		19	36.0~ 46.0	30.0
9	43.0	39.5	20 (1735)	35.0~ 70.0	(29.1)
10 (1725)	50.3~51.5	46.0	元文元年(1736)	50.0	(40.8)
11	47.1	42.6	2	45.5	(42.8)
12	36.8	32.8	3	49.8~ 87.8	76.3
13	-----	-----	4	66.0	58.5
14	27.0~28.0	-----	5 (1740)	78.1	70.7
15 (1730)	29.8	23.2	寛保元年(1741)	71.5	57.4

A・Bとも大坂相場。Bは中国米極月相場、Bの( )内は正月相場。  
Aは「日本史総覧」、Bは「古今八木相場帳」による。

る。藩が銀札の発行権を持てば、代銀支払に津山銀札が使用できる。藩は金融操作の手段を得たのである。

享保一七年は、関西・山陽・四国・九州で蝗むしが大量発生し、西国中心に大凶作になった。各地で強訴ごうそや一揆いっきが起り、翌年には米価が暴騰して、江戸では米問屋の打ち壊しがあった。藩はこの機会を捉とらえて、二月には借り上げ米を家臣に返済することになっている。ただ、その返済方法は正米不足を理由に、借り上げ当時の米値段で銀札で返すことにしている。この方式は米価の値上がり分だけ家臣は損をすることになる。もともと、三月になって米価が下落し銀納の年貢も米で納めることになったので、藩も銀札返済方式を撤回し、一石六〇匁宛あての割合で米で返している。米価の下落はなお続き、ついに藩は借り上げ米一石につき銀札三匁を添えて返すという処置を取った。米価が一石につき五七匁を割ったという実状に応じたのである。藩の財政や、家臣の生活が米価の昇・降と大きく関係し、それにもなう銀札操作の役割が大きいことがわかる。

### 家臣の困窮

「借上かりあげ」によって家臣は困窮した。松平藩では「在宅」といって、出仕猶予

の制度があった。享保二年（二七二七）の「国元日記」に、困窮して御奉公する事が難儀な家臣は「勝手相続かてあひつぎ」（家計回復）のため、五か年間「在宅」を願ねがい出ることができ、許可の上は「蟄居ちゅうきょ」（自家一室に閉じ籠こもり謹慎すること）するという記事がある。在宅五か年間は出仕せず公的な活動を一切免じられるから、衣服も儀礼的な交渉も不要で、一途いちずに儉約に努め、借財は返済し家計回復を計るのである。

享保四年（二七一九）、家臣川田某が打ち首になった。本人は数年にわたり「在宅」していたが、継母を残し妻子を連れて出奔しゅっぱんした。途中妻子を放置して逃亡し、妻が縁者の所へたどり着きこの事が判明した。捕らえられた川田某は口上書こうじょうしょで、「勝手向きが多年にわたり差し詰まっていたところ、本年の御借米は在宅の者にも及ぶことになったので、生活の方途が立たず出奔した。」と出奔の理由を述べている。藩の「申渡もうりわた」には、継母を捨て置き出奔した事は忠孝に背き、妻子を路地に捨て置くなど不届きの致し方である。捕らえてみれば刀もなく、脇差も木刀を差しているなど、「侍ざむらいの法」を取り失い言語道断と処分理由を述べている。家臣の困窮の状況が

想像でき、気持ちもすさんで哀れささえ感じられる状態である。藩は家臣の経済的、精神的両側面での崩壊に直面しているといえる。このような家臣たちの生活崩壊に対する解決策が享保の財政改革であった。

五万石減知の後の享保一三年（一七二八）、鈴木半左衛門の居宅が大破した。二間に四間の部屋を崩し取り、跡を古木を使って修復したいと伺いを出して、勝手次第と許された。同年四月、木村源兵衛宅が大破に及んだので、二間に三間の所を切り詰め、座敷の部分を茅葺の家屋にしたいと申し出て許されている。武家屋敷が崩れても藩の作事方は関与できずに、「勝手次第」として家臣の仮修復に任せている状態になっている。（『国元日記』）

翌年の暮、藩は家臣に対して年末の手当を支給することができなかつた。五万石に減知されてから後も年貢米の収納量は例年の水準を維持していたが（本章六、年貢の強化、表46参照）当時の米価の安値が領主武士階級を直撃した。この間の年貢の強化がその後の津山領農民の生活を一層圧迫することになる。

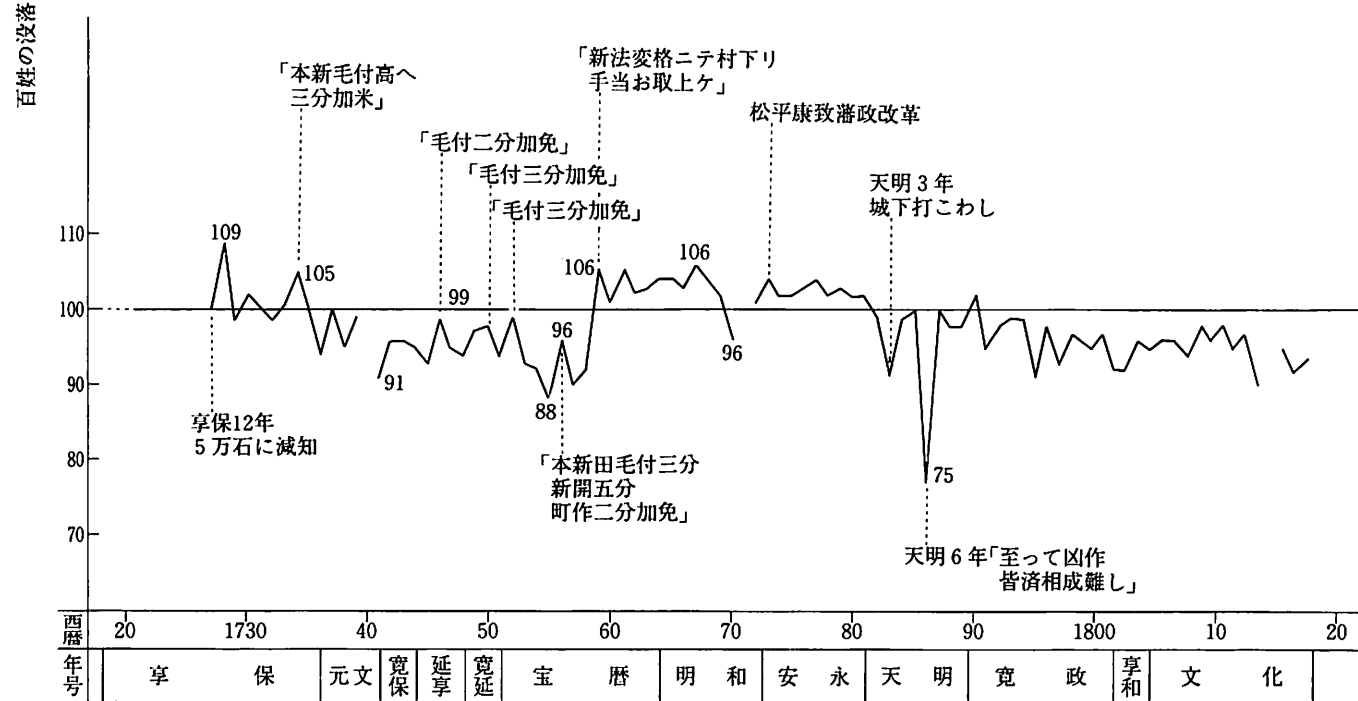
## 六、百姓の没落

### 年貢の強化

享保一二年（一七二六）十一月、山中騷動の起る直前に藩主浅五郎が他界し、津山松平藩は領地五万石を減じられた。この減知分の美作西部五万石分の郷帳（各村村高を記した、年貢賦課台帳）は、翌年五月に幕府代官内山七兵衛に引き渡されている。（『国元日記』）したがって、津山松平藩が五万石の領地から年貢を収納するのは、享保一二年から文化一四年（一八一七）までの九一年間である。

表46は、この期間の年貢収納高（納合高）を、享保一二年を一〇〇とし、その後の各年収納高を百分比で示したものである。（「享保二年以後御成箇通記」「地方日用記」所収）一見して、推移は三つの時期に分かれているように見える。一期は享保一二年から宝暦八年（一七五八）まで。二期は宝暦九年から安永九年（一七八〇）まで。三期は天明元年（一七八一）以後である。宝暦九年の年貢収納高の増加は前年から始まった「新法変格」の「成果」と見てよく、これに続く安永期の改革が二期に当たる。

(表46) 津山松平藩五万石時代年貢収納高変遷表



5万石減知後の最初の年貢収納高(納合)100に対する、以後各年の納合総高の増減を百分比で示した。  
 元文5年(1740)、明和8年(1771)、文化11年(1814)には記載がない。  
 グラフ中の「」の記載は、上記『御成簡通記』に註記されたものである。  
 『享保二年以後御成簡通記』による。(津山郷土博物館所蔵『地方日用記』所収)

この時期については第五章で触れる。ここでは一期について見たい。この時期は領内の百姓の経営が崩れ、村を離れて浮浪する農民が増加する時期、と考えられるからである。表46の一期を見てすぐにわかることは、年貢収納高が漸減ぜんげんの方向にある点である。これに対して、藩は「加免」という方法で年貢の増徴をはかっている。表46の享保一九年「本新毛付高ほんしんけつけたかへ三分加免米かめんまい」以下、延享三年えんきやう（一七四六）、寛延三年かんえん（一七五〇）、宝暦二年、同六年と、都合五回の加免米が増徴されている。これは「御成箇通記」に註記されたもので、以後この「加免」の註記は見当たらず、この時期の特別の増徴策であることがわかる。なお表46の註記で「本新」とは、本田畑、新田畑を意味し、新開とは美作地方で森家除封後に新しく開発された田畑をいう。また「毛付高」とは、公称石高から荒地などを差し引き、実際に課税対象となる田畑屋敷地の石高をいう。この三パーセント増徴が、「三分加免」の意味である。ここではこのような「加免」による増徴にもかかわらず、収納高が漸減していること、また「加免」方式は、かつて久保新平が、享保の財政改革の中で「四分加免」を課し、山中騷動の主要な要求項目の一つ

が「四分加免」拒否であった。藩は久保新平を追放したが、久保の「加免」方式は継承したということが出来る。

#### 年貢米未納

寛保二年かんぽう（一七四二）正月、代官所から前年の年貢米収納状況が報告された。

一、米七万五千貳百貳拾五俵式斗八升四合九勺

是ハ惣御成箇取立辻おんご（合計）之内、諸立用物差引

き、全く御蔵へ納むべき分辻ぶんかくの如し

内三万九千貳百五拾壹俵餘 年貢納

残 三万五千九百七拾四俵餘 未納

（勘定所日記）

とある。前年度の年貢米未納分は、四八パーセントに近い。前年二月一日、藩は「今年悪作高一万二、七〇〇石」と幕府へ届けている。（『國元日記』）この年貢未納分の取り立ては困難を極めた。藩は、藩主長孝の最初のお国入りをひかえ、帰国費用の捻出ねんしゅつと、初入国の恩典として、藩士に対し何等かの増俸をしたかった。困窮した藩士もこれを強く望んでいた。また、藩庫にある在庫米しよまい（正米）に替えて、藩が発行する米切手（津山松平藩では、「四角切手」または「角切手」と呼ぶ）が流通しているが、これに相応する正米が不足し、このバランスを



とるために藩は角切手を買うか、あるいは早急に未納米を督促徴収して正米準備を増やす必要に迫られていた。

藩は昨寛保元年の年貢納入を、正米か角切手に限定し、銀納を堅く拒否した。町作(本章一、大庄屋の項参照)を持つ町人は銀納を求め、村々でも大庄屋一〇名が連印して銀納を願ひ出た。藩は共に拒否している。角切手なら米価と連動するが、銀納では米価上昇の時は、納入米の量が減少すると同じ結果になるからである。年貢米は、年内納入が原則であった。これまで、いくら納期が遅延しても、翌年七月末を越えたことはなかった。勘定所では厳しく代官を叱責し、やっと八月一七日に、絶人未納分を除いて完納された。絶人(後述)未納分は、四七四俵であり、「秋越し」(当年秋の年貢米に加算)とされた。

この結果、藩主初入国の恩典として、「御国の面々、物成の免、今年より二ツ成」となった。五万石減知以来、藩士の俸禄は「一ツ五分」(一割五分。高一〇〇石の武士は一五石支給)であった。それを、二割支給としたのである。また、未納米徴収遅延の責任を問われて、代官二名は「御役召放、遠慮」を申し渡された。当分代官は任命せず、代官下代(農政に通じ、農村現場で、大庄

屋以下村役人を監督し、年貢徴収を指揮する)は、勘定奉行直属とした。

一件落着の後、勘定奉行三木甚左衛門、山田与一は、岸権六以下の代官下代を与一宅へ呼び、村々の実情を聴取した。下代らの言い分を列挙すると次のようである。

一、以前、下代が村に入った時、村庄屋・中庄屋・大庄屋も、上を敬し恐れていたから、早速出迎えて諸事差し図を受け処理し、村役人と代官下代は同格でした。

二、近年は、(村役人が)御代官所へ物毎手近く、直段(直談)もしているためか、下代は粗末に扱われ下代の威勢もなくなり、大変勤めにくい状況です。

三、私共も御威光を借りて村々で無礼法外なことをするつもりはなく、人の痛むことは好まぬのですが、所務の取り立ては、表向きを不仁・無慈悲な形で取り立て、厳しく言い、催促も徹底するようにせねば役目が全うできないものです。

四、近頃の様子では、厳しくやれば、不仁・非義をやっているように言われ、遠慮が多く、以前のようにはゆかなくなりました。自然と取り立てでも手抜けになり困っています。

これに対し勘定奉行は、遠慮無用、近頃のやり方はどうあろうとも「古格」・「旧格」へ戻し、従来のとおり勤めるようにと指示している。（「勘定所日記」）

勞 百 姓

「郷中勞百姓之内、取分身上困窮せしめ、大借これあり、此類絶人二相

成候時は、田地も荒候様二成り、詰ル所御上の御損失二相成るべし。至極難渋の者共、江川伝内ヲ初め、およそ一五、六、七人もこれ有り。この類捨置候ては、以来御代官の役筋も相たたず。」これは勘定所役人が、未納年貢の徴収を完了して一か月後、今年の年貢徴収を前にしての会議で語られたものである。村々の中の困窮している百姓のうち、大借銭を負うている者がいる。彼等が「絶人」になった時には、田地も荒地になり結局は藩の損失になる。特別困窮している者は、院庄村大庄屋江川伝内をはじめ一五、六人を数える。これを放置しては、代官の指示も行き届かず、年貢徴収もできなくなるといつている。この一五、六人は、大庄屋をはじめ中庄屋・庄屋などの村役人、その他農村の指導的立場にある百姓を指している。さきの代官下代の嘆きに見られる藩の權威の低下と、ここで問題になっている百姓の農業経営の

破綻とは、藩が当面解決せねばならぬ課題であった。

天領で元文騒動が起こった頃、津山松平藩でも無事ではなかった。元文四年（一七三九）五月、郷会所を設置し（寛保二年、廃止）、農村事情に詳しい岸権六を代官下代に召し出した。農村対策に藩が特別の役所を設置したのである。実際は年貢米未納対策役所となって、代官の解任とともに廃止される。翌年、院庄村大庄屋江川伝内、野介代村大庄屋香山和兵衛が役義差放（免職）、一方村大庄屋植月與左衛門は、「叱」の上、遠慮となった。寛保三年（一七四三）、二宮村大庄屋立石五左衛門と香々美中村大庄屋岸三郎左衛門は、近年所務（徴税事務）遅滞で閉門を命じられている。この年、江川伝内は入牢、そして領分追放となった。延享三年（一七四六）大庄屋植月與左衛門、土居藤七、立石五左衛門は不相応の大借を追及され、借り物が減少せぬ間は、年始の登城差し留めとされた。

大庄屋欠落

延享四年（一七四七）、ついに香々美中村大庄屋岸三郎左衛門が出奔し、行

方不明となった。大庄屋が欠落したのである。妻子は入牢、母は一宮大庄屋へ「預け」、家財は關所（没収）、

持高・家屋敷・山林は同僚大庄屋九人へ「相渡す」という処置がとられた。藩は大庄屋全員に搜索を命じ、妻子の縁者が三郎左衛門の居所を尋ね出して藩に報告すれば、早速妻子を出牢させるという指示も出して、情に訴えても居所を突き止めようとしている。しかし、藩の徹底した搜索によっても、三郎左衛門が立ち現れることはなかった。江川伝内が役義差し放しとなつて以来、三郎左衛門欠落まで僅か八か年間に、これ程に大庄屋に問題が生じたのはなぜだろうか。

延享元年、「大庄屋共義、近年奢に長じ、身持ち高ぶり、子供まで右の風俗に相成り、農業の義疎に候段不届。其上、身上不相応の借り物致し罷在り候旨不届」と『国元日記』は記している。大庄屋が奢りに長じていたか、また農業経営がどのような状況であつたかは明らかにできないが、「身上不相応」な大借銀を負うていた、という点は、多少の推測ができる。岸三郎左衛門の出奔理由については、『国元日記』には、「辻借夥敷引負い、出奔致し候。」とあり、出奔の理由に「辻借」を引き負つたことを挙げてゐる。続いて「辻借引

負不足米弍千五百俵余」とある。「辻借」とは不作の年、村に割り当てられた年貢米が納められぬ時には、村で共同して借銀した。これを「辻借」といった。庄屋以下村役人連印で返済を保証し、来年の産米で支払う約束である。江川伝内の処罰理由にも、「数年、御手当米など結構仰付けられ、身上取統の仕方も相聞えず、大庄屋役相勤候節より役柄不似合、持高不相応二借米致し、御年貢も相滞る」(『国元日記』)とある。植月與左衛門、

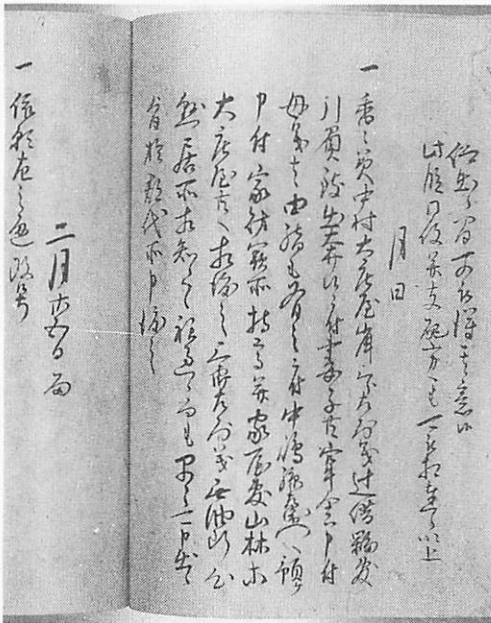


図47 『国元日記』岸三郎左衛門出奔記事  
(津山郷土博物館所蔵)

河辺村土居藤七、二宮村立石五左衛門が年始登城を差し留められたのも、「辻借大分引込み、引負い同然の致し方、其上不相応の大借」による。なお立石五左衛門は、相続間もない植月與左衛門の前任者で、與左衛門の大借は、前任者立石の「年末仕込み参り候」ものであるという。領内一〇触のうち、津山松平藩の穀倉地帯である一方、二宮、香々美、院庄、野介代、河辺の六触の大庄屋が、年貢遅納、持高、役柄不相応の大借、辻借り引き負いによつて藩から追及されている。院庄の伝内、香々美の三郎左衛門の大借、辻借り引き負いが自分の触内の年貢完納対策の結果生じたとしてもよいであろう。また、延享二年には、和田村(現鏡野町)庄屋が、御年貢差し支えの理由で、居宅売り払いを願ひ出、寛延二年(一七四九)には、瀬戸村(現鏡野町)中庄屋が、勝手宜しからず、として居宅半分崩し取り、売り払いを願ひ出て「勝手次第」と許可された。院庄伝内が「身上取り続きの仕方も相聞えず」と指摘されているが、居宅売り払いのような、目に見える行為が求められているのである。さきに引用した藩の勘定方役人たちの会合で、「この類捨置候ては、以来御代官の役筋も相たたず」という言葉の中味は、こ

のように、年貢徴収の末端機関が総崩れとなつてゐる実情を踏まえてのことであろう。

### 絶人

津山松平藩では、年貢が納められない状態になつた農民を「絶人」という。

米や銀を借り、田畑を質入しても年貢納入が可能な状態では、絶人とされない。百姓が破産した状態ということができる。絶人という言葉は津山森藩の時代からあつた。寛永一四年(一六三七)の英田郡河崎村の年貢免状(一村宛の当年徴税令書)の奥引米に、「老石は、たえ人九郎左衛門に引き」とある。奥引米はその年徴収する年貢高を通告した上で、その年貢米の中から庄屋の扶持米や公費、飢人救米などを差し引いて村側に返す制度である。元禄四年(一六九一)の郷村法度では、絶人は郡内追放であつた。(『作州記』)

津山松平藩の絶人への対応はこれとは異なる。享保一九年(一七三四)に、藩の代官が評議して「絶人請札」(村が絶人の事後処理を保証する証書)の書式をまとめた。(『郷中御条目』二) その書式の末尾の部分を略記すると次のようである。まず、質の抵当田畑は質屋へ渡して、私的な貸借関係を整理し、当年の年貢、藩からの

累積債務の合計を書き出す。これが書式にみえる「請合、何百何十石」である。その内、当年支払分の明細を書き、その残額がどうしても払えない部分（未払分一切）である。この分について、当人私有の財産（欠所物<sup>けつしょもの</sup>、私有林・家・牛馬）等は村へ渡し、村が売り払って代米を支払い、

絶人請札の書式

(前略)  
 請合何百何十石 当年の年貢米および積年の借入米合  
 計・当年支払うべき米一切の合計  
 内  
 一、米何十何石 現納米 (既納年貢)  
 一、米—— 大庄屋判借返元利(借米返済分)  
 残何百何十石 (未払分一切)  
 内  
 林山代米・時付麦代米・家売代米・牛馬売代米  
 猶残て  
 何百何十石 村割賦米  
 右絶人欠所物代米は、村方へ請け込み、村割り賦米内  
 へ立用申すべきこと  
 ( ) は筆者註記

に充当する。猶残<sup>なほ</sup>った分が「村割賦米」で村民が負担する仕組みであることがわかる。

要するに、絶人となつたらその財産の一切合財を村に差し出し、負債整理・年貢未納部分の処理は村の責任で行うのである。それでも年貢が完納できない時は村人が分担納入しなければならなかった。「郷中御条目」では「絶人請札」に続いて、当時の絶人の在り方を四か条にまとめている。享保末年の実態を整理しているので掲げてみる。

絶人之事

一、本絶人、是は其村内追払い申付、家は明渡。未進(未払年貢米)は、一村へ割賦申付、納めさせ候事。  
 一、内絶人、是は其村にて取り計い候事故、役所へ承届けず候事也。田畑家財は村方へ引請、未進は割賦にて上納する也。  
 一、売絶人、是は右同断の内、上納遅れ候故、売物にて上納する也。右を内絶と言。  
 一、下絶人、是も右同断、納の断り申す。右名目也。  
 絶人は、本絶人と内絶人にわかれる。元禄四年(一六九二)という、森藩末期の法令にも厳しく郡内追放を命じてい

るが、津山松平藩になると、本絶人は「其村追払い」とされて、追放範圍が狭くなり、その上に内絶人を認めているのである。内絶人は村内居住を認められ、藩への報告はしない。絶人の処置も村に任せたのである。津山松平藩の時代になってからは、内絶人が普通であったように思われる。宝暦二年（一七五二）の『郡代日記』に、瀬戸村（現鏡野町）の百姓三名が、他村の出作地の年貢を納めなかった。瀬戸村庄屋に聞くと、二人は一昨年、一人は昨年、内絶人になり、「家財田地御欠所、未進米は村割付、相納、村請差置候躰の者の由」であった。「納方手立これなき」者であった。藩は三月五日までに完納するよう命じ、「年貢」差支の田地にて相渡し候様」に申しつけた。この三人は、「村請差置き候」者、つまり、村の責任で居住を許した者である。一度内絶人となった者が、他村年貢を未進としたのに、藩は未納年貢の対象となる土地を売って完納せよとはいいが、追放とはしていない。『美作一覽記』には「内絶人は」止ムナク家財を村方へ投出し、山上りと称し、野山之端、野末等二小屋懸けをして家族一同引移る。（中略）村内二損失を与へることゆへ、村内百姓末席と相成る。」と書いている。

#### 惣作地主付

村に絶人が出た場合、二つの点で問題がある。一つは絶人が耕作していた田畑と屋敷の処置である。二つは絶人となった農民の行方である。まず一の点を見よう。先に掲げた絶人届の様式には、絶人になった時点で既に質入れされていた田畑は金主に渡すことが定められている。その他の田畑は村全体で引き受けて耕作し、村が翌年以降の年貢を払うのである。このように村全体で引き受けた田畑を「惣作地」と呼んでいる。本来なら、村が絶人から没収した田畑を処分し、その代米も絶人の年貢に充当すればよい。その田畑を得た者は翌年から年貢米を納めればよい。しかし、絶人になるまでに質入れできる田畑は既に質入れ済みだったであろうし、質の抵当になり得る田畑も決まっていた。その田の作徳（農民取り分）が貸し金の金利を下回るような田に投資する者はないからである。要するに、買い手のつかぬ土地であったから、村の「惣作地」になったのである。『勘定奉行日記』の、寛保二年（一七四二）三月の記事に、大庄屋が触内の村の名を挙げて、惣作地に対し手当を求める内容の記事がある。惣作地の内「主付申さざる分」については、年々御手当があるとはいえ

それだけでは不行届で、従来のやり方では「亡作」(植え放しで収穫がない)になってしまふ。これらの土地については今年の秋に重ねて手当を頂きたいと要望した。

「主付けを申さざる分」とは村で共同管理する惣作地である。これまでの多少の手当では不十分でこのままでは作り手がなく「亡作」になってしまうとして、秋の手当を約束するように要望したのである。この要望について代官の意見は「この節(三月)より大意承届け申さず候ては、当作より田地悪しく候様」に思われるので何とかして今から手当を出すことを承知して「作人を付け申した」といつている。勘定所では代官の考えのとおり「当秋御救い米相増し遣わし候外これある間敷く」として許可している。「手当」は「作人」(耕作責任者)への手当である。藩は耕作準備にかかる前の三月に、手当支給を約束せざるを得なかつた。惣作地主付とは村民が共同耕作するのをやめて、耕作責任者を決めることである。

この努力は村民の方からも行われた。延享二年(一七四五)の『郡代日記』に、「中原村(加茂町)孫六と申す者、この度百々村(加茂町)絶人株惣作高の内、九石九斗二合の所、新百姓に罷越し申し候旨願出、勝手次第に致す

べき旨申付候。」という記事がある。中原村の孫六が百々村の本百姓絶人の後に入り、新百姓として惣作地九石九斗余を引き受けたという願いである。このような例は枚挙に暇がない。幕領の山形村(現勝北町)、福井村(現津山市)から移った例もある。何れも絶人株惣作地を一〇石足らず与えて、新百姓として迎えようとしている。

しかし、絶人後に新百姓を入れることも容易ではなかつた。寛延二年(一七四九)には公保田村(現鏡野町)の惣作地四五石三斗余に四家族の百姓を入れない。そのために一人宛、家代五俵、作扶(生活費)五俵、牛代四俵合計一四俵、四人で都合五六俵を藩から「下し置かれれば、入り百姓仕り度」と願書を出している。代官は許可している。但し、今回だけだと念を押してはいるが。各々一〇石から一二石、反別で一町歩前後の田畑を配分した。同じように宝暦四年(一七五四)には二宮村が惣作地に作人が付かず、村中難儀しているので新百姓を入れない。ついでに家代・牛代・作食(生活費)として一軒分(一家族)米五俵を藩から拝借したい。この条件なら来てくれる者が一・兩人いるのだがと願いを出している。この答は明らかでない。絶人の家屋は売られて屋敷だけが残つ

ているか、屋敷も売られているかもしれない。そのような所へ新百姓として入り、秋の収穫まで暮らさなければならぬ。家・牛・食糧の援助を藩に求める願書が出るのも当然といえる。

**絶人追放** 寛延三年(二七五〇)は凶作で、津山松平藩は幕府に対して「当年損毛高一万〇二九石五斗」と報告した。この時期に藩領で絶人の数がどれくらいの数にのぼったかを示す資料はない。

表47は同年の藩領香々美触の絶人数と年貢未進高である。六か村で絶人数合計八一人(この人数は納入責任のある百姓数であるから、八一家族といえる)、未進米残高は一七四石余にのぼる。村ではこの未進米を一〇か年賦で納入したいと願って許可されている。他方藩はこの凶年に際して年貢徴収について強硬策を打ち出した。年貢納入について「不届き」・「不埒」な百姓(「絶人」)の触内追放を復活した。この年の一二月、代官から勘定奉行に対して「御年貢方不埒に付、納所不届きこれ有る百姓九人入牢申し付たく」と許可を求めた。この文では具体的に何が問題になったかは明らかでないが、年貢について不正、とくに納入について不届きがあったという

代官はこの処置を藩上層部の許可を得て実行に移した。この時入牢を命じられた者は、二宮触神戸村二人、真壁村二人、田辺触沢田村三人、田邑触下田邑・上田邑両村各一人である。ついで、上高倉村でも四人が入牢させられた。この百姓たちは、暮の二八日、それぞれ、触内追放とされた。この事態が進むなかで、一二月一八日には一方触暮田村、古城村(両村現津山市)の百姓二人が絶人となり触内追放とされた。続いて、二四日に二人(これは内絶人であった)、二七日に四人、二八日には一人という状態である。追放の翌々年、宝暦二年(一七五二)二月になって、触内追放となった前記九人、上高倉村四

(表47) 寛延3年 香々美触絶人未進米・絶人数一覽

村名	絶人未進米残高	絶人数
入森	20.541	18人
下原	6.934	14
小座	61.458	24
和田	39.001	13
香々美中	11.922	4
藤屋	34.367	8
計	174.223	81

中島家文書による。

理由で入牢を求めている。さもなければ「村方不締まり」になつているといつている。放置すれば村々に広がる気配を感じている。



人について引き取り手が現れた。「去ル午(寛延三年)絶人触内追払に相成候者」に対し、「村々より御歎願申上候引請者へ御戻し下されたく」というものである。「不埒」「不届」の内容は「年貢不納」で絶人となることであつた。婦村願いを藩は認めた。領内で、年貢を納める農民の農業経営が崩れ、百姓数が減ることは、藩財政の窮乏と直結する事柄である。惣作地主付政策とも矛盾する。

藩が婦村願いを容易に認めた理由もここにある。しかし、形式上でも絶人は村追放であつたものが、触内追放と居住禁止区域が拡大され、内絶人を認めて公にしない方針をやめ、藩の意思によって、絶人はいつでも追放されることが示された。農民は絶人にもなれず、年貢納入を迫られることになつた。

### 絶人の行方

これまで絶人は、内絶人として、続いて村に居住した。しかし、村が居住を認めても絶人が村に安住できる訳ではない。村民は自分の年貢米を払う上に絶人分を負担し、先の例では一〇か年もの割り払いを続けているのである。不作の年が一回あれば明日は我が身という立場であるから、村民の絶人に対する眼は冷たいと考えてよい。寛延三年(一七五〇)

の行き倒れ人について、次のような記録がある。

「去ル一五日期、市場村氏神の拝殿に、年六十ばかりの男非人行倒れ居り候二付、郡代より吟味之処、額に鎌疵これ有り：：。」(「国元日記」・「郡代日記」)

朝、神社の拝殿に男の非人が死んでいた。往来手形などで居村が判明したので、出身の村に照会し、遺体引き取りを求めたところ、先方からは行倒れ人は市兵衛とい、縁者もなく年貢差し詰り、田畑も売り払つた絶人であること。この頃は「非人に罷り成り、所々相廻り、何の構」もないので「村法式」によって取り捨ててくれるように、との返答があつた。市兵衛は絶人で、最近は乞食をしていた。村として何の故障もいわぬから、死骸は始末してもらいたいというのである。行き場のない絶人は悲惨だつた。村を出た絶人の多くは、近辺の縁者のもとに身を寄せた。先に見た、寛延三年の絶人触内追放となつた小座村の市平、差三郎の二人は、七年後の宝曆八年(一七五八)に村内婦住願いが出され、藩は許可した。市平家族四人、差三郎家族四人は、他領に居住して、婦村すれば「人別相増し申候二付」という理由による。村民に対する「示し」もつき、藩は処罰の効果を挙げ得

たという判断であろう。このように処罰が村内、触内、領内の追放であれば、居住禁止の範囲も狭く、範囲外に親類縁者など引き受け人を見つけることができ、帰村も叶えられることもあった。しかし、刑事犯や欠落人は事情が異なる。

百姓町人などが、予告もなく突然行方不明になることを、出奔、逐電、立退などと呼んだが、江戸時代に、普通に用いられたのは「欠落」（かけおち）である。例えば津山松平藩では、「八出村文六と申す者、去辰（寛延元年）閏十月、欠落致し、方々相尋ね候へ共、今以て行衛知れ申さず……」という文言で、庄屋から郡代所への報告がある。（『国元日記』）借銭の返済に窮した者、村内での不義理に耐えられぬ者など、その理由を明示できずに欠落した場合に行く処がない。欠落した者については、村として一〇〇日尋ねてなお行方不明の場合、先のように報告される。その結果、宗門人別帳から削除され「帳外者」となる。身元の確かでない者、出所が明らかであっても「帳外者」は、親類縁者でも、宿泊させてはならぬと藩の触書にある。（『郷中御条目』）これは幕府の禁ずる所であるから、他領においても同様だった。重い罪で

追放となった者については、当然ながら搜索の要はなく帳外とされる。このような人々は、先の市場村氏神の拜殿に起居していた行倒れ非人のように、非人の姿で物乞いをするか、野荒しによって生活するほかはない。

#### 野伏・無宿

幕府が、農村に出没する野盗の類を取り締まる法令を出したのは、寛永一四年（一六三七）、鳥原の乱が起こると同時であった。

「在々所々悪党これなき様に、郷切（郷単位）に申し合せ、また、「不審なる者に宿かすべからず」、「在々所々、堂宮并山林にからまり、不審成もの、見出すにおいては相搦め……」等の文言が見える。関東の公・私領農村の秩序維持のための最初の法令であり、鳥原の乱が、キリシタン門徒と農民の呼応した反乱であることを念頭においている。津山森藩の時代にも、元禄四年（一六九二）の郷村法度（『作州記』）には「行衛不愷成もの」「何者に寄らず不審成者」「乞食之類、山林宮寺辻堂に至る迄、暫も立休せ間敷事」などの言い方で、身元の保証のできぬ者、操師、放下師（ともに、人形師・手品・曲芸などの辻芸人など、祭礼めぐりをして、本来移動しながら生活する人々）に対して、宿泊制限、奉行所への注

進を義務づける取り締まり法令が見える。

津山松平藩の時代にも、この取り締まりは続いたが、これまでの、一般的、予防的な禁令から、一層具体的状況に対応するものになってくる。元文四年（一七三九）、天領で騒動が起こり、三月六日津山藩兵を出動させた事は先に述べた。同じ三月一二日、「世間非人鉢二紛、盜賊徘徊致し候様、粗相聞候。」として、村々は油断なく番人など申し付けて、疑しい者は召し捕らえよと命じている。同年六月三日にも、同様の触書を回している。

〔郷中御条目〕 非人鉢の者、盜賊徘徊の防止とともに、触書の中で、「召し捕らえる」、「搦め捕る」と強調して、津山領の農民が非人鉢となつて押し乞ひに出ないよう、抑制しているのである。翌五年には、「近来田畑の作物盜候沙汰これ有り」「家内のものを盗み候より軽く覚え候処より、次第に悪敷風義二成り行き候か」として、野荒しの横行が、風習となつてゐる事を指摘している。つくり主は自他の田畑の差別なく、盗み取る者を発見したら容赦なく届け出よ、見遁した者があれば処罰する、といつてゐる。延享三年（一七四六）には、奥宮川、のぞき川原などに「非人大勢相集」、同年八月「野伏・非人徘徊

致し、村端・河原杯にて火を焚き」と、無宿人の集合の状況を指摘している。また、寛延元年（一七四八）には、重ねて「作物盜取候もの」について、「諸人精力を、盡候もの盜取候義、弥不届至極に候。」として、昨年末に、公保田村を徘徊していた「源之丞と申すもの、作物を盗み取り候に付」、「死罪」にしたと名前を挙げて処分を公表している。このように、無宿者・盜賊の横行と、野荒しを禁ずる法令が、毎年のように交互に発令され続けるのである。安永四年（一七七五）には、無宿者・盗み・不審者に対する捕え方について、一六か条にわたる包括的な指示が示されるに至る。（以上「郷中御条目」）このように見ると、美作地域の「一七三〇―四〇年代は、不作と年貢強化、絶人の続出、欠落人の増加など、農村の疲弊が顕在化してくる時期として重要である。この時期の津山藩領での、欠落人の数とその推移を示す資料は求め難いのであるが、法令でいう、無宿・盜賊・非人・胡散なる者が、欠落人の日常生活と考へても間違つていない。その点で、例として掲げた「市場村氏神の拝殿」で行き倒れた市兵衛の運命は、この時期の農村を象徴するものである。この農村の傾向は、後の天明期（一七八一―八八）

を経過して、日常的となり、一層厳しいものとなってゆく。

第五章 藩政改革

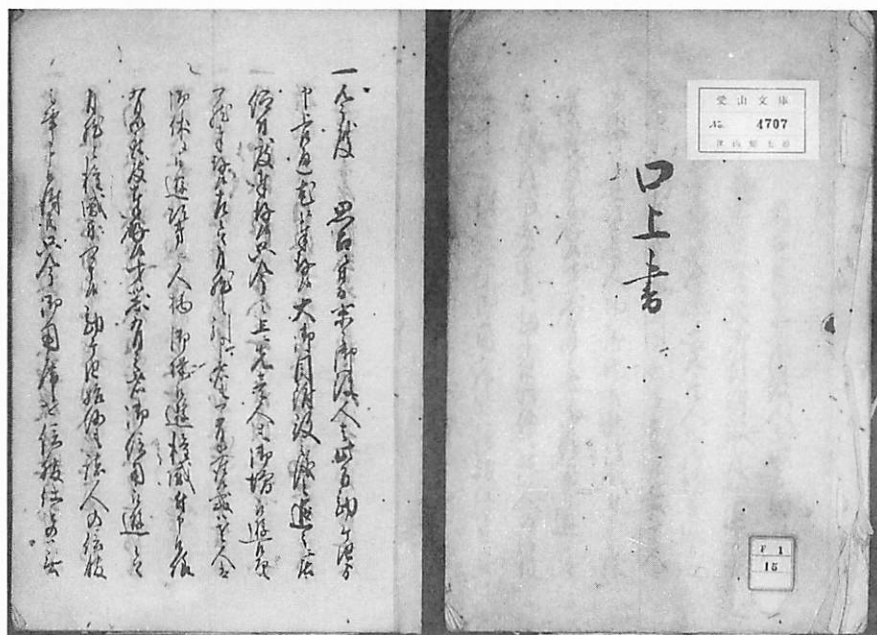


図48 大村莊助の改革上申書（津山郷土博物館所蔵）

## 第五章 藩政改革

### 一、宝暦の改革

#### 藩政再建の試み

前章で藩財政の窮乏状態と農村の疲弊のありさまを見てきた。年号でいえば、

寛保から宝暦（一七四一―一七六三）にかけて、ほぼ二〇年間である。この間に藩政再建、徴税強化の施策がなされている。その中心は、佐々木兵左衛門であったと考えられる。譜代出身の兵左衛門は、享保一六年（一七三一）藩の年寄当役となり、翌一七年、江戸詰となつてから約一〇年間は主として江戸で過ごしている。新藩主長孝の信任厚く、「御初入御用懸」となり、寛保二年（一七四二）五月、藩主の初入国に従つて帰国している。前

章（第四章五、藩財政窮乏）で触れたように、藩財政は危急を告げ、藩士の気風は緩み、家中武士に対し博奕（博打）や賭の禁止令がでたり、総社宮社地での見せ物見物禁止に対しても、取り締まり役人が内々に手引きして見物させたりする状態であった。またこの年は、昨年の年貢米が年を越えても半分近く納入されていなかった。

帰国の年、九月には大幅な人事異動が行われた。一〇月には下村多膳が用人格・年寄・奏者兼役となり、一二月、年寄役兵左衛門は「御勝手惣吞込」に任命されている。藩主の最初の国入りの祝儀として、五万石減知以来一割五分支給であった給米を二割支給としたのも一年限りで、翌年には給米・役米を石高扶持高にに応じて二割・一割半・一割の三段階に分けて「借米」をした。次

の年延享元年（一七四四）には、「切締」（負債整理など）で必要物件まで切り捨てることと称して、下士に至るまで役米を半減した。

他方、寛保二年改革の当初に、家中武士に対して「御条目」（一五か条）、「儉約書付」（一七か条）、「覚書」（八か条）という大部の法令を出した。また延享元年に

は「役人以下御徒・坊主に至る迄無作法」として、家中武士間の作法を指示している。例えば、身分に応じて「差別あるべく」、「平士の面々」が途中で下駄のまま、御用人以上へ挨拶するときは「思慮」あるべし、というのである。「思慮」とは何かの間に大目付は「下駄はずし挨拶に及ぶ事」と答えている。中堅藩士の反対があったであろう。さすがにこれは撤回されている。その外、養子縁組は、筋目を正し「百姓町人杯と取組」を禁止している。全体として「古格」に戻す事を主張して、緩んだ士風を引き締め、身分秩序の再編を狙ったものである。

藩財政の回復には、当然年貢の増徴をともなった。前章（六の年貢の強化）で見た五回にわたる「加免」方式の増徴策はこの政策の中で実施された。五万石減知以来の永年にわたる年貢強化は、農政面では大庄屋の辻借、

借米引き負いを生み、この政策の中で大庄屋欠落という形で表面化したのである。農村では絶人・欠落百姓続出として現れ、惣作地主付策は年貢の減少防止のための苦肉の策であった。佐々木兵左衛門を中心とする藩首脳部の財政再建策は、藩財政の面でも農村社会においても、問題を一層深刻化させた。

佐々木三郎 宝暦八年（一七五八）七月三日、江戸右衛門登場 上屋敷で年寄役大熊六左衛門は、御用

所に奏者・小性頭・大目付を集めて次のような内容を申し渡した。

一、藩の勝手向きが急迫し、たび重なる類焼の出費も加わって、江戸・大坂ともに借用算段の術計も尽き果てて財政難打開の方法がないこと。

一、やむなく佐々木三郎右衛門という者を今回特別に召し出し、藩財政立て直しのため藩政の一切を任せらる事にしたこと。

一、例のないことであり、家中の者には異存もあろうが藩の継続が第一であるからこのように決定した。追って儉約などを命じられるので心得ておくこと。

この事は『国元日記』七月一二日付記事に飛脚到来と

して記されていて、早速津山に報じられたことがわかる。この記事から始まる財政改革が『宝暦改革』である。

津山藩は、かつて享保一〇年（一七二五）に、久保新平なる人物に財政改革を任せたことがある。この時も津山藩江戸藩邸類焼を契機としていた。宝暦六年（一七五六）一一月の末江戸上屋敷類焼に続いて、翌七年一二月末にも下屋敷（高田屋敷）の長屋が残らず類焼した。この事を理由に宝暦八年二月には、町方と郷中へ銀札の提出を命じている。郷中へは大庄屋を通じて一、五〇〇石分の銀札九〇貫目（石に付き六〇匁替え）を課している。

佐々木左京と養子三郎右衛門が、江戸で初めて家老に会い、藩主に面謁したのはこの年五月二五日であった。佐々木左京が九条家の家臣であり、その娘は津山藩江戸留守居役岡村多仲の子息要助に嫁し、一人は三郎右衛門に嫁している。もう一人改革の中心になった者に左京の弟九郎左衛門がいる。佐々木左京と津山藩の関係は岡村多仲・要助を介してのことと推定される。（『津山町奉行』、この間の姻戚関係については同書参照）

同年七月四日、佐々木三郎右衛門は江戸で召し出され、知行五〇〇石、大番頭格の地位を与えられ、同九日には

「御勝手向惣請込」という役職名で、役料二〇〇俵を加えられ用人格となった。大番頭は、家老・年寄・奏者・に次ぐ格式で、石高五〇〇石は年寄並である。用人は普通年寄が勤めている。（第一章三の格式と職参照）これは破格の待遇であって三郎右衛門に独裁的な地位を与えたといえる。「御勝手向惣請込」は藩財政を統括する臨時の職で、藩財政の一切を握る立場である。三郎右衛門は同年八月一六日に、九郎左衛門は九月晦日に、三郎右衛門の義父左京は一〇月一日に津山に到着している。

一〇月九日城内の接待について『国元日記』は他の場合に比べて極めて詳細である。津山藩の左京に対する応接は鄭重を極めた。二汁七菜の料理、相伴は裏付き袴を着て奏者市村数馬があたる。挨拶は大目付鈴木喜右衛門、出迎え案内は勘定奉行、台引物（膳に添えた土産）係も勘定奉行が担当した。退出の節は家老以下総出で挨拶をしている。下物（下賜品）は使者を立てて別途宿舎に送っている。

**新法変格の始末** 改革の手始めは人事の更迭から始められた。江戸藩邸でも数人の勝手方役人の交代があった。新任の役人へは「三郎右衛門の指図を





を残すだけであった。新しい陣容は次のようである。

佐々木三郎右衛門 大番頭格・御勝手惣請込

服部弥左衛門 (留) 勘定奉行

上原彦市

勘定奉行

三人

(銀札場請込  
町奉行郡代兼役)

勘定奉行

銀札場請込

佐々木九郎左衛門

大坂御蔵奉行惣吟味

大坂御金方惣吟味

小勘者惣吟味

町奉行・郡代兼役

西村千左衛門

代官本役 郡代検使役兼帯

松山七左衛門

代官本役 小勘者役兼帯

大橋源右衛門

代官

飯田忠左衛門

代官 郷中山方・津出し惣係

田中治左衛門

代官 (留) 御蔵立合吟味兼役

右代官五人は郷中川除普請

石川寅之丞

大坂御金方・御買物方・御蔵目付

青木茂作

大坂御金方

右大坂御金方二人は御米方見届・

切手渡し・御米代受払・東西飛脚

御用・御使者勤

岡田文直 地方目付

(文中の(留)は改革前からの留任)

四月三日任命された藩財政に関する役人二人の内、以前からの藩士は五人(留任二人)、後の七人は改革に際しての新規召し出しであって、特に代官五人の内、四人は三月一五日、一五人扶持格式小従人組で新しく召し出された者である。大坂御金方の内青木茂作は、小従人組仰せ付けられるとあって、新規召し出しか下級役人からの登用であり、岡田文直は小役人に新規に召し出された者である。「不相応の勉め方」といえる。「何事も三郎右衛門に相談」という藩命のもとで、「御勝手惣請込」三郎右衛門の配下にいる九郎左衛門は勘定奉行、銀札場請込(支配人)、町奉行、郡代を兼ね、大坂蔵奉行・町奉行郡代・銀札場・大坂御金方の惣吟味(監察官)でもあった。三郎右衛門の推挙によると見られる新規召し出しの代官四人の権限も拡張され、本来郡代や蔵奉行の役目にも立ち入った。

大庄屋罷免

四月四日、「会所」が完成した。藩士村山左伸の揚げ屋敷を改造したもの

である。この日から役人は会所へ出席し、郡代所付きの諸道具、帳面や、下代・足軽も会所へ引き渡された。佐々木の政治は「会所」で行われた。

改革は大庄屋・中庄屋の処分から始められた。四月

五日、領内の大庄屋一〇人が会所へ呼び出され、一人ずつ町奉行郡代兼役の勘定奉行三人から申し渡しがあつた。大庄屋役・帯刀取上、平百姓申しつける。在任中の仕事につき尋問する事があるの

五月、領内の大庄屋一〇人が会所へ呼び出され、一人ずつ町奉行郡代兼役の勘定奉行三人から申し渡しがあつた。大庄屋役・帯刀取上、平百姓申しつける。在任中の仕事につき尋問する事があるの

図50 大庄屋罷免記事 (「国元日記」)

で、取り調べ中

入牢させる、というものである。入牢後、大庄屋の居宅改めがあり、土蔵は封印されている。同じ日、領内の中庄屋三二人も召喚され、大庄屋同様、中庄屋役取り上げ、平百姓にされた。また、大庄屋と同じ理由で、中庄屋も取り調べられ、その間「手錠・村預」とされた。(後、四月一九日入牢となる。)他方、村庄屋、組頭、百姓代も呼ばれていた。これまで、大庄屋、中庄屋の取り計らいがよくないために百姓どもが難儀をしたということはおおよそ聞いている。これから彼らを取り調べる。百姓から見ると不正な点があれば、書類にして提出せよ。その時は、一村に庄屋一人宛会所へ持参せよ、といっている。この時、書類を出した村があつたかどうかは判明しない。続いて、改革着手以前の代官下代五人が、「お尋ねの儀これあり候に付」尋問の間、入牢を命じられている。(「国元日記」、「郡代日記」)

四月八日、大庄屋居住の村々の庄屋に対し、長百姓五人の印鑑を持ち組頭一人を同伴して、翌九日出頭するよう回状がまわされた。その時の申し渡しは借用証文に署名することで、内容は次の三点である。

一、借入証文金五、三七九両二歩也。

川越村、大庄屋、中庄屋、平百姓、一〇名、会所へ出席し、書類提出せよ、といっている。この時、書類を出した村があつたかどうかは判明しない。続いて、改革着手以前の代官下代五人が、「お尋ねの儀これあり候に付」尋問の間、入牢を命じられている。(「国元日記」、「郡代日記」)

一、一〇月二五日限元利を揃え遅滞無く返済する。  
このことについて

一、触辻名代（大庄屋管轄区域全村の代理）として  
各村五人の長百姓の印鑑を押すこと、これに添えて  
組頭・庄屋が連印すること。

その証文の文面には、一〇触惣百姓の家、土蔵、その外の建物を抵当（書入）とする事、宛て先は、江戸検物町山本村右衛門殿手代中と記されていた。一同はその場で承知し捺印している。また、五月当初、代官が郷中回村をしている。六月の初めから、領内諸村に対して宝暦六、七、八年にわたる三か年間の算用帳・打欠帳等年貢関係の諸帳面を提出させている。（『郡代日記』）改革当初、村方に対して強引に実施された右のような施策は村民を驚かせた。

**大庄屋罷免** これらの事実からまずわかることは、  
**のねらい** 藩は大庄屋・中庄屋を排除し、庄屋を

長とする村の直接掌握を意図したのである。大庄屋・中庄屋罷免・入牢の理由について、藩の借入金返済の責任を領内百姓に負わせる措置に対して、大庄屋の反対を封じるため、という説がある。（前記『津山町奉行』）それ

は十分考えられることである。大庄屋・中庄屋に加判を求めれば、当然反対の声があったに違いない。本当に返済を迫られた時、矢面に立つのは彼らである。けれども、現実には領内全百姓の建物を競売換金することは不可能であるし、債務者の実体が特定できないもので、無意味な証文である。藩は借金返済の追求を回避延期するための口実に、この証文を利用しようとしたのであろう。証文がどのように使われたかは明らかでない。

なぜ大庄屋・中庄屋を解任・処分したのであろうか。藩財政再建のために藩が農村に期待することは、年貢の増徴である。年貢増徴のために、農村支配の組織の中で彼らの存在が障害になっていた、と考える外はない。改革直前に大庄屋中庄屋が改革を阻止するような言動をした事実は見当たらないので、彼らの年来の在り方を見なければならぬ。「第四章六、百姓の没落」で見た大庄屋の状態や代官下代の述懐が、解任の理由をよく示している。そこで、要点を再掲してみる。

大庄屋共が「近年奢おごりに長じ、身持高みもちたかぶり、子供まで右の風俗になり、農業はおろそかに、身分不相応の借り物おびただしく」と『国元日記』が述べ、勘定方役人が

「この類捨て置き候ては、御代官の役筋相立たず」として大庄屋たちが膨大な負債を抱えていることを指摘した。代官下代は次のようにいう。「以前は郷中に入った時は村庄屋中庄屋はもとより大庄屋も、上を敬し恐れ諸事の計らいは同格でした。近年は、下代をも粗末にあしらい、年貢の取り立ては不仁非儀の行為のように思われ、遠慮多くおのずから取り立ての手抜けにもなるような状態です。」（『勘定奉行日記』寛保二年記事）代官下代から見れば、明らかに大庄屋らは役儀遂行（年貢徴収）のために大きな障害であったといえる。翌三年、院庄大庄屋江川伝内の役儀取り上げに始まる一連の大庄屋処罰が行われるのである。しかし、年貢徴収の最前線にいる代官下代のこの述懐に含まれる問題は解決せず、宝暦改革で先に述べた形で実現するのである。

### 出牢嘆願続出

藩は、庄屋・組頭・百姓代を待機させ、同じ役所の中で大庄屋・中庄屋を罷免入牢させた。続いて、庄屋以下の百姓代表に対し彼らの不当不正を文書で提出せよ、といっている。大庄屋・中庄屋の処罰と庄屋以下の百姓代表への期待を眼前で見せつけるとともに、大庄屋・中庄屋処分の資料を求めてい

る。確かに今後の農政のために庄屋以下の村役人をつかむことは必要だった。かつて、山中騒動の時、百姓は大庄屋・中庄屋・庄屋の解任を求めた。宝暦のこの時期にも村役人（上層農民）と平百姓との間には一層大きな利害の対立があったに違いない。それは、絶人となった百姓の流質田畑が何処へ吸収されたか、抵当にもならぬ田畑だけが村惣作地となつて村民に重くのしかかったことを思えば十分予想されることである。大庄屋・中庄屋処罰によって、平百姓を藩の側に引きつける条件はあったといえる。しかし、そうはならなかった。

五月一日、一方村と田辺村元大庄屋に対する出牢願いに始まり六月、七月と毎月出牢村預けを願う嘆願書が出された。元大庄屋に対する嘆願書が出されると、元中庄屋に対する出牢村預け嘆願書も続々と提出された。特に六月八日に野村と中原村の元中庄屋各一人が出牢村預けになると、六月中旬には入牢している中庄屋の居村三〇か村の内、一九か村二四通の嘆願書が出され、六月二九日一人、七月三日六人が出牢村預けになった。残り二三か村の内二一か村から七月上旬だけで二九通の嘆願書が出されている。元中庄屋一人について三回、中には六回

も七回も嘆願書が出た村もあった。この年七月二七日に十二人、閏七月八日に六人、八月十日、九月二十四日に各一人が出牢を許され、村預けとなっている。この時まだ二人の元中庄屋は出牢を認められていない。

藩は七月三日の出牢許可の理由に「病氣につき」と述べていて、多くの中庄屋が何かの病氣にかかったこと、藩は病人から順に出牢させたことがわかる。そして藩は「日ごろ実直な者で私欲のない者であると、もと構え口（元中庄屋の担当区域）の村々の嘆願書が出ていたので」と出牢の理由を書き加えることを忘れなかった。嘆願書が出ない中庄屋が判明するのである。実際にこの間一回も嘆願書提出の記録のない元中庄屋もあり、親族や村内村役人だけによる嘆願書もある。他方、「元構え口村々総百姓連印」という嘆願書もある。村の中も一樣でなく、支持のなかった中庄屋もあったのであろう。このおびただしい嘆願書提出が、「改革反対運動」であったのか、百姓の「哀願」であるのかは各村々の当時のあり方をみないと明言はできない。（この項の資料はすべて『郡代日記』による）

### 農村対策

この改革が村方に対して具体的にどんな施策を講じたかは、後に触れるように九郎左衛門が記録を残さなかったことと、藩の関係役所の記録もないので明らかでない。断片的にわかることは、藩が直接庄屋に指示命令する体制ができたことである。

大庄屋・中庄屋入牢の七日後、他領西々条郡中谷下村と津山領入村（ともに現鏡野町）との間の山論（山林についての争い）の調停に、これまで調停に当たってきた中庄屋に代わって三人の庄屋が派遣されている。同年一月二〇日には、郷中大割の帳面が庄屋たちから郡代所・代官所に提出された。大割帳は、その年領内の村方全体にかかる経常費・臨時費を村の石高に割賦徴収する台帳である。この台帳作成は本来大庄屋の仕事であるが、公郷・古川・横山・上横野・一宮・西田辺六か村庄屋に命じて作成させている。このように大庄屋・中庄屋の仕事がすべて庄屋に命じられることになった。

年貢も異常に増加している。第四章六の年貢の強化・表46で見られるように、年貢の量は享保二十年（一七三五）以後減少を続けてきたが、宝暦九年（一七五九）に

は久方ぶりに五萬石減知の享保一二年の水準を越え、百分比では一〇六になつてゐる。どのような増徴策が実施されたのかを詳しく示す資料はないが、表46の資料となつた「御成箇通記」の註記には「新法変格ニテ村下り手当お取上ケ」とある。「村下り手当」の内容が明らかでないが、「奥引米」の廃止と考えられる。以前、困窮百姓に対しては「お救米」と称して、藩が百姓に米を貸し付ける制度があつた。この貸付米は、元利ともに一〇年賦で年貢米に乗せして返済するのである。この返済に困つて村は「辻借」（村全体で借入）をし、ついには大庄屋がこれを引き負う羽目に陥つたことは先に見た。宝暦改革の前、佐々木兵左衛門が財政を担当した時、「古格」に戻すという方針で、「お救米」制度をやめ「奥引米」の制を復活したのであつた。改革では、この奥引米をも廃止したと見られる。

### 町方の改革

宝暦九年（一七五九）三月二八日、

「新法変格」という言葉を使って「申渡」があつたことや、四月当初に新しく役替えがあつて三人の勘定奉行が町奉行と郡代を兼ね、佐々木九郎左衛門が町奉行等の惣吟味役という立場に立つたことも先に

触れた。村方の大庄屋・中庄屋の罷免入牢のことが一段落した四月二二日、紅座など八座の廃止が通告された。このことは後に述べる。五月一日、大年寄三人は会所へ呼ばれ、八か条の「申渡」を受けた。（『国元日記』）その内容は大別して四項目になる。

#### 一、「船積判賃諸運上」徴収権・「船積切手の発行」権の変更

先に、「第三章六、商品流通と高瀬船」で見たように、船頭町河岸から積み下だす荷物、陸揚げする荷物にかけられる運上銀の徴収権や、船積切手発行の時の判賃徴収は、大年寄蔵合孫左衛門家に代々与えられた特権であつた。これを大年寄三人で月交代で行うことにしたのである。この時、判賃収入を藩の方に取り上げたかどうかはわからない。

大年寄の特権には、斎藤孫右衛門家に昔から与えられていた「飴座」がある。砂糖の専売権と見てよい。この特権は継統された。そのかわり、運上銀は一か年に銀七枚と定められた。これまでは銀一枚だったから三倍半の値上げである。（銀一枚は銀四三匁）

#### 一、帯刀無用

大年寄は、他国旅行の時以外は帯刀無用とされた。姓を名乗ることは以前どおりである。なお、すでに退任隠居した前大年寄（現大年寄の父）三人の帯刀は許されている。

一、大年寄手当の変更

大年寄三人の給料は、従来のように年間六人扶持で、外に手当として一様に銀三〇枚を支給することになった。以前は、蔵合孫左衛門銀五〇枚、斎藤孫右衛門と玉置源五兵衛は共に銀二〇枚であった。（『市中運上物調書』）藩の手当総額は変わらず、配分額を均等にしたのである。大年寄蔵合孫左衛門が、森藩時代以来伝統的に掌握してきた「船積判賃諸運上」取り立ての特権を取り上げ、大年寄三人の事務处理的な業務にしたことに対応する処置であろう。『国元日記』や宝暦一二年の「町奉行日記」にはこの手当を各大年寄一か年「金三〇両」宛と記している。当時金一両は銀五九匁から六〇目替えであるから、銀三〇枚にくらべ銀四八〇匁から五一〇匁の増額になる。実際にはどちらであるかは判明しない。

一、諸吟味役の設置

津山町方の行政は、町奉行のもとで三人の大年寄が月

かわりで担当し、その下にそれぞれの町に一人ない三人の町年寄がいたこと、この改革で、新しく諸吟味役が設置されたことは先に述べた。また、この職だけが改革破綻後も町政の中に定着し、幕末まで存続したことも見てきたところである。（第二章一、町人の支配参照）

諸吟味役設置の意 味

この役の仕事の内容と設置の意味について判明することを述べておきたい。

諸吟味役の仕事について『国元日記』に、

惣て町用の諸改<sup>すべ</sup>申付け候間、以後大年寄宅において、諸願<sup>しよわが</sup>諸改等<sup>その</sup>其外何事によらず評議の節立<sup>たちか</sup>合申すべく候。

とある。「惣て町用」とは、大年寄宛に出されるすべての願書や諸改（宗門改などの調査から宿改め、町民間の諸紛争の事情聴取など）、「そのほか何事によらず」これまで大年寄が扱ってきた町内民政全般を指している。これら町用について「諸改」を申し付けられたのである。つまり、個々の町用についてその可否を判断し、評議があれば必ず立ち合うことが諸吟味役の仕事である。町民の問題に立ち入り、これまで大庄屋だけで行われていた評議に参加し、意見を述べる場を与えられたの



である。評議の節は、出勤諸吟味の内一人が立ち合うことになっていった。出勤中は二人の同役は相談してもよいが、当月出役しない者へは内々に相談など一切してはならないという規定もある。諸吟味役に対しても、ある種の抑制を加える規定である。四人の諸吟味役はすでに大商人であるが、森藩以来の伝統的商人である大年寄にゆだねられてきた町政に参画する場がなかった。諸吟味役の設置は大商人にその道を開いたのである。この点で、大年寄たちの業務に介入させ、大年寄たちを制約する政策といえる。当初は、出勤しない日は一般町人並で特権はなかった。この年五月二十九日、家役免除となつて一般町人とは高い身分になった。その後、門松・合印免許の資格を与えられ、町役人として重要な位置をしめる。

宝暦一〇年（一七六〇）三月、銀札の札元を勤めていた蔵合孫左衛門・斎藤孫右衛門が役儀御免となり、山本三右衛門・材木屋市右衛門・福永屋藤十郎の三人が新しく札元に任命されている。この三人は諸吟味役の外に札元も兼ねたのである。

諸吟味役設置の規定に続いて、町年寄について「自今以後一町に一人ずつ」「五町ほどずつ組合にて相勤候

事」という規定がある。享保七年（一七二二）当時、町年寄は七十五人いた。（『町方覚書』）この規定では、十三人になった事になる。大きな町で年寄一人では負担が大きいのので五人で五町を勤めよ、ということである。

（『国元日記』、『以後留』）

宝暦九年（一七五九）四月二十二日、座の停止 町奉行上原彦市は、次の八座の停止を

申し渡した。『国元日記』の記載は次のようである。

一、紅座 生綿実座 晒蠟座 醬油座

線綿筵座 塩問屋 魚問屋 生灰石灰座

一、右の分、諸座この度停止申し付け候間、右諸座の者共初め惣町中その旨相心得、自今以後銘々勝手次第売買致すべく候、尤も他所より諸色商人共入り込み候共差し構いなく売らせ申すべく候。

『国元日記』は、八座の者はもちろん惣町中はこの旨をよく心得て、これ以後「勝手次第に売買してよい」、「他所より諸種の商人が入り込んでもとがめることなく売らせるようにせよ。」と述べている。座の停止政策が目指した第一の点は、八種類の商いについては自由な商売を認め、特に他所商人の津山城下での商業活動を自由にし



の発行する「通切手」を運上奉行に差し出し、月ぎめで正銀を納入するよう仰付けられたと書いている。しかし、この内〇をつけた品目は、以前から船積みの際、運上銀を支払うきまりであった。(前掲「市中運上物掟書」)

なぜ改めて運上銀を課したのかという疑問が残る。これについて改革挫折後、座の復旧を求めた『町奉行日記』の宝暦一二年(一七六二)二月九日付の記事に、「卯之七月」(宝暦九年七月)に仰せ出されたこととして右と同内容の文をのせ(ここでは課税対象品目は一三品目)、最後に次の記事が見える。

「右は元来、座と申すにてなく、自然と請込取計い候所、今度、座商売並に書出す。」(津山町奉行)

この意味は、「これらの品目は元々は座商人の扱う商品ではなかった。いつの間にか特定商人だけの請込(一手扱い)になっていたものだ。今度(宝暦一二年二月九日)座商売並に(元に戻すために)書き出すのだ。」という。

要するにこの品目が当時特定商人の独占商品となっていたこと、これらの商品についてもだれが扱ってもかまわない、自由取引とするといっている。この品目を扱う

商人は誰でも運上銀を払うことになった。先の八座以外に事実上座と同様の独占的商売も解体しようとしている。この運上銀新設の記述には、出典によって異同がある。実施時期について「以後留」は閏七月としている。品目数も「国元日記」は一一、「町奉行日記」は、一三、「以後留」は一四品目を挙げている。記載の誤りというよりは、実施段階で品目が増したと考えたい。

宝暦一〇年三月、これまで他国他領へ出したことがなかった実綿(摘んで干したままの綿花)の移出を許可し、実綿五〇斤に対し川下げ運賃一匁四分、陸荷運上銀七分を課すことにした。(同年八月実綿川下げ停止。)この時、申し渡しに立ち合ったのは諸吟味役山本三右衛門と材木屋市右衛門であって、大年寄ではなかった。またこの年、銀札場で他国銀札を使用した者に対する「過料銭」を一〇倍増にしたことは先に見た。(第三章一、他国銀札参照)

町方に対する「新法変格」は、短期間で旧に復したのでその具体的施策を示す資料が乏しく、改革の方向を探ることは難しい。あえていえば、八座を停止し、一一ないし一四品目の商品について自由な商いを許可し他国商人を呼び込む政策は、閉鎖的な商業組織を解体し自由な

商業の発展を目指しているように見える。しかし本当は運上銀の増収を目的としたと考えた方がよいように思われる。他国銀札使用に対する過料金の増徴も商取引を制約するし、実綿の輸出許可は、当然ながら繰綿くろわたや綿実綿（綿の実・白油の原料）の減少をもたらすので、繰屋からの反対も生まれるはずである。産業の育成・発展を促す要素は全く見られない。

### 改革の挫折

宝曆九年・一〇年（一七五九―六〇）

の二か年間に、改革の推進者であった佐々木三郎右衛門と九郎左衛門が津山に滞在した期間は極めて短い。国元津山で「新法変格」を旗印に、大庄屋罷免・座の停止・大年寄の権限縮小・諸吟味役の設置など制度を大きく変えた時期、二人は津山にいた。三郎右衛門はこの二か月間だけ津山にいて、諸吟味役設置の二日後には大坂經由で江戸に行っている。九郎左衛門は五か月半滞在し、前大庄屋・中庄屋出牢嘆願や庄屋手元の諸帳簿の点検を終えて大坂しゅんちやに立出している。この外には兩人ともに何回か津山に来たが、二か月あるいは二〇日とごく短期間滞在しただけである。佐々木両人の大坂・江戸滞在の目的は、借銀返済期限の繰り延べ交渉や

新しい借銀先の開拓などであったと見る外はない。先の、百姓の土蔵や家を抵当に五、三七九両余もの借用証文を百姓代表に書かせたこともその現れであるが、最大のねらいは京都九条家の名による新しい借銀先の開拓にあつたと思わせるふしがある。（このことについては後に触れる。）

宝曆一二年三月晦日すまが、江戸にいた佐々木九郎左衛門は、突然「役儀差免さしめん・遠慮」を命じられた。翌日、兄左京は、弟九郎左衛門を義絶すると藩に申し出た。その言い方は、「御用人佐々木三郎右衛門の伯父佐々木九郎左衛門」を「三郎右衛門親左京」が義絶する、といっている。九郎左衛門の罪科が左京と女婚三郎右衛門へ波及することを防止し、三郎右衛門の「御用人」の地位を守ろうとしている。九郎左衛門がどのような罪状で役儀免職・遠慮を命じられたのかは明らかでない。四月八日、飛脚が江戸からの指示を津山へもたらした。その内容は「九郎左衛門の職務にかかわる帳面や書類を差し押さえ、封印し、同役の者に保管させよ。その後の処置は追って指示する。」というものであった。藩では直ちに勘定奉行に命じて、九郎左衛門の関係した勘定所やその他の役所、九

郎左衛門貸し長屋（自宅）に至るまで搜索させた。しかし、勘定奉行からは帳面および関係書類は一切なかったという報告をしている。九郎左衛門に対する「遠慮」の処分は五か月に及んだ。九郎左衛門役儀免職・遠慮の処分から二か月後の五月二十八日、三郎右衛門は、父左京の内々の願いによって「勝手引き受け」の役を免じられている。このことは、六月一日、家中武士・領内に公表された。続いて六月一〇日には「佐々木左京へ御勝手向き御頼りなされ候所、今度御断り申し上げ、お聞き届け」と見える。藩主が藩財政の立て直しを左京に依頼したのであるが、この日、左京がこれ以上藩財政にかかわることを断り、藩主はこれを承認した。（『国元日記』）

**佐々木登用** 佐々木九郎左衛門役儀免職の後、津山のねらい 藩は大坂で何かの重要問題に苦心した

形跡がある。『国元日記』の断片的な記述は次のようである。江戸詰家老佐久間主計が、四月二四日大坂に到着した。また、五月一二日江戸を立て、津山へ帰国の途中大坂に立ち寄った。勘定奉行佐々木九郎左衛門の「勤方補欠」として九郎左衛門のもとで共に活動していた上田喜十郎が、家老佐久間を追うように大坂に派遣された。

佐々木九郎左衛門役儀免職後の人事で、勘定奉行に抜擢された上田喜十郎は、江戸・大坂・津山を往来し多忙を極めていた。八月二九日遠慮を許された佐々木九郎左衛門は「津山・大坂其の外引き受け候勘定筋を調べ置き」上田喜十郎に報告するよう命じられている。江戸家老格大熊六左衛門が佐々木三郎右衛門や上田喜十郎を引き連れて大坂に出張したこともある。藩を挙げての大坂詣である。家老職が大坂で指揮を取ることはまれなことであつて、この問題が、勘定奉行だった佐々木九郎左衛門の大坂での「勘定筋」にかかわっていることは明らかである。（『国元日記』）

左京が津山藩の財政問題から手をひいて一二年後、『江戸日記』の安永二年（一七七三）三月一〇日の記載に、佐々木三郎右衛門が、京都出張の願いを藩に提出した。その理由は、亡父佐々木左京が取り扱った「御名目金」のことについて九条家の家臣が対談を申し入れてきたので京都に行きたい、というものである。天明二年（一七八二）一二月一三日の記事には、「九条様より先年御借入金」があり、昨年九条家がこの借入金について幕府に訴訟を起こしていたが、このたび和解により結着した

と記している。「津山町奉行」この「御名目金」や「九条様より先年御借入金」が、宝暦改革の時の借銀であるかどうかは明らかでない。名目上は九条家が借銀しあるいは保証して、津山藩がこれを借りて、累積債務を支払うという図式がなり立てば、右に掲げた記事が理解できる。この九条家を仲立ちとする借銀計画は、「九条家の臣佐々木左京」でなければ実行できず、藩が左京に「御勝手向き御頼りなされ」た理由はここにある、ということになるであろう。佐々木三郎右衛門や佐々木九郎左衛門を津山藩に仕官させ、背後で改革の糸を引いたのは佐々木左京であるとする渡部武氏の説は肯定できるのである。（「津山町奉行」）

旧制復帰

佐々木左京らの退陣が公表されて七日後の宝暦一一年六月一七日、家老佐久

間主計は江戸から大坂經由で津山に帰った。家老の帰着を待っていたように翌一八日、引き続き揚り屋入牢を命じられていた前大庄屋（七人）と中庄屋（六人）、村預けになっていた前中庄屋（八人）が処分を解かれ帰宅した。すでに帰宅を許されていた者は、農業の外、外出も慎むよう申し渡されていたが、「以後何の御構もこれなく」

自由の身となった。改革の手始めになされた大庄屋・中庄屋入牢が世間に与えた衝撃は大きかっただけに、大庄屋たちの出牢は改革の終りを象徴するものであった。同時に揚り屋に入れられていた代官下代五人は藩から解雇され、その上、他家への「奉公一切相構い」（他藩への仕官禁止）とされた。（「国元日記」）

佐々木九郎左衛門が「役儀召放」となり、佐々木三郎右衛門が「御勝手向惣請込」という財政最高責任者の役を退いた後、後任人事はなかなか決定しなかった。將軍家重の中陰（忌中）ということもあって、二か月後の八月一五日になってやっと発表されている。改革挫折後の藩体制がわかるので必要な範囲で列挙してみよう。

- |        |                   |       |
|--------|-------------------|-------|
| 栗田辰右衛門 | 御勝手向惣請込           | 本役大目付 |
| 服部弥左衛門 | 勘定奉行掃役            |       |
| 上田喜十郎  | 勘定奉行              |       |
| 大沢三平   | 郡代 兼 町奉行          |       |
| 渡部奎兵衛  | 地方引受（地方の儀勘定奉行へ差添） |       |
| 斎藤八大夫  | 代官                |       |
| 金井傳七   | 代官                |       |
| 岸 権六   | 地方目付              |       |

大橋源右衛門 金奉行兼大勘者

「御勝手向惣請込」という職を置いていることは、依然として財政問題が藩政の中心課題であることを示している。この体制から二つの点が目をひく。一つは上田喜十郎・大橋源右衛門ら改革中に江戸・大坂で蔵米売却・借銀対策などで商人たちと深くかかわった人物が残留していることである。佐々木左京が改革から手をひいた後、江戸で年寄伊達与兵衛が重臣たちへ申し渡した言葉に、これまで役人たちが色々と金策を試みたが、今日までも一向に見通しが立たない、と窮状を述べ、「上田喜十郎、上方（大坂）にて才覚を遂げ、何卒此節少々宛も下金取り計候様仰付、此度登坂せしめ候。右の外手段も御座なく候。」といっている。江戸詰の藩士にくらかの下賜金を与えたいので、金策のため上田喜十郎を大坂へ行かせた。上田だけが頼みの綱である、という意味である。改革時の懸案解決と当面の金策に、旧体制の存続がなお必要だったことがわかる。

もう一つの点は地方（農村）への配慮である。年貢の徴収は、勘定奉行から代官を通じて行いが、直接農民と向かい合うのは代官下代だった。大庄屋とともに揚り屋

入りとされた代官下代五人は暇を出され、改革中に代官下代となった一人は新規に揚り屋入りを命じられている。年貢増徴を強行した結果であろうか。新しく「勘定奉行差添」として「地方引請」という役が置かれた。年貢徴収にかかわる専門の役である。また、「地方目付」が置かれている。代官下代や郡代下役など農民と直接かわる役人（地方役人）の行動を監察し、領内農村の動向を観察する役である。この立場に農村の実状を熟知している岸権六が任命されたことから見て、藩が地方役人の行き過ぎを防止し、農民に対し柔軟な対応を取ろうとしていることが感じられる。「地方目付」の役名は、九月一四日に「郷中目付」と改称され、岸権六は中間一人・手当米七俵を下付された。

### 地方目付

改革が挫折したといっても、すべてが一度に旧制に復したのではない。「国

元日記」には、新しい人事が公表された八月十五日、前大庄屋の一方村新右衛門・香々美村多右衛門・綾部村勘右衛門・一宮村定八の四人に対し名字帯刀を許可し、三人扶持を支給し、その上「会所」へ詰めるように申し渡した記事がある。同日記の宝暦一年九月二日の記

事では、郡代大沢三平が、河辺村宗内・二宮村五左衛門の二人の前大庄屋に対して名字帯刀を許可し、「地方目付」という肩書きを与え、各々へ三人扶持宛支給することを申し渡したと、大目付へ報告している。なおこの時、前中庄屋のうち一〇人に対し「肝煎」に任じ、給米各五石宛支給することを申し渡したことも併せて報告している。

翌年正月の新年拝賀には、「地方目付」の肩書で土井宗内・植月新右衛門・立石五左衛門・多胡勘右衛門・中

廿二日  
 一 市村多門 海老名 宗内 宛  
 一 伊達 宗内 宛  
 一 川色 宛  
 一 丸内 宛  
 一 大庄屋 宛  
 一 月廿二日 宛

図52 地方目付任命記事（『国元日記』）

島定八・中島多右衛門六人の名が見える。六人の前大庄屋は、「地方目付」という役で復活していることがわかる。このうち、宗内・五左衛門以外の前年八月一五日に名字帯刀を許可された四人の前大庄屋が、何時「地方目付」に任じられたのかについては記載がない。「美作略史」は前年八月一六日に、前大庄屋を「地方目付」に任じたとするが、この時任命されたのは岸権六であって前大庄屋ではない。四人の前大庄屋が「地方目付」に任じられたのは、岸権六が「郷中目付」になった前年九月一四日ころであろうとする説がある。（『津山町奉行』）

宝暦一二年（一七六二）一〇月七日、前大庄屋七郎兵衛が、同一三年二月三日、前大庄屋和助・六郎右衛門・又兵衛および俵又市が名字帯刀を許されている。同一四年の拝賀面謁の記事には、前記六人の「地方目付」と「地方目付手伝」の肩書きで、土居七郎右衛門・土居六郎右衛門・大谷又市・安黒和右衛門の四人の名がある。大庄屋が揚り屋入牢を差し許されてから一二年後の安永二年（一七七三）閏三月一六日、藩は「地方目付」の役名を「大庄屋」に戻して村役人の呼び名は旧に復した。



藩は前大庄屋一〇人に「地方目付」「地方目付手伝」の役名を与えたが、この役の内容は明らかでない。ただ次のことはいえよう。「地方目付」は藩の側に立ち、農政の末端に位置する役職であること。従って「郷中目付」岸権六の監督下に置かれ、観察される立場であつて、改革前の大庄屋のように、藩に対しては領内農民に対してもある種の独自性や発言権を持った立場ではないことである。安永元年（一七七二）七月六日の『国元日記』の記事に、

「在中地方目付、御所務取立の義、以後は差し免じ候、  
 同手伝共に打欠吟味の義は、唯今迄の通り、取り計らい候様申し付け（下略）」

と記されている。地方目付（元大庄屋）は年貢取り立てと諸費用徴収の配分（構や村単位に配分することを「打欠」という）の当否を監査していたことがわかる。この日以後地方目付は年貢取り立てに関与することを免除された。ただ「打欠吟味」は地方目付手伝と共に今まで通り行え、といっている。これまでの代官下代の役目の一部と大庄屋・中庄屋の役目の一部を担当している。また、これより先明和五年（一七六八）に、「地方目付」植月

新右衛門を「作目付」として召し出し、武士待遇（徒格）を与えた。水稲の作付け状況や生育状態を通じて農民の勤惰を観察督励する役であろう。藩は前大庄屋を農民監督係としたのではないか。「地方目付」「地方目付手伝」という役を与え、大庄屋に戻さなかったことには理由があると考えられる。これ以上は、改革後の農村の具体的な実状把握がなければ「地方目付」設置の意味も、また後に大庄屋に戻した理由も明らかにはできないであろう。（『国元日記』、『津山町奉行』）

**町方改革** 町方については、村方と異なり比較的の復旧 順調に改革前の体制に戻されていっ

た。宝暦一年（一七六一）一〇月一日、町年寄の一人五町一組制が廃止された。翌二年一月二八日、大年寄三人の座が変格以前に戻された。「船積支配」（川筋運上取立・通し切手発行）は大年寄三人が月番交代で携わるよう改革されたが、以前のように蔵合孫左衛門一人の管轄する業務となった。あわせて大年寄手当年間銀三〇枚（または三〇両）は廃止され、手当も以前の額に戻された。館座についても以前通り斎藤孫右衛門扱いで、運上銀も一か年銀二枚と旧に復した。この時、「座の停止」

の処で触れた八座の内、綿筵わたじらふあたまろぎ、改座は斎藤孫右衛門に、綿実座は玉置忠兵衛の取り扱いに返っている。(『国元日記』) 八座の内、上記二座以外の座がいつ元に戻されたかについては明示する資料がない。前記一月二八日の大年寄関係の座が旧制に復されて後、二月三日に「紅座」について願書が出され、藩は、「諸座一緒に書き付けを差出せ。」と大年寄に命じた記事がある。座ではないが、実質は特定商人に独占され座の機能を持っていた一一目(あるいは一四品目)の復旧は先に掲げた二月九日付の願書(本節「座の停止」二二六頁参照)提出時とみてもよい。(『町奉行日記』) 『市中諸運上物調書』の座の復旧の記事の中で、「万端ばんたんせんげん先前の通り」とされていて、「万端」(一切が)を重視すれば停止された諸座もこの時点で元に戻ったことになる。宝暦一三年の三月には、銀札場過料金二〇倍増とされたきまりも改革前に返された。(『以後留』) しかし、諸吟味役は、先にも触れたように(第二章一、町人の支配、本章一、諸吟味役設置の意味の項参照)廃止されることなく幕末まで存続した。同年八月二日には、諸吟味役の内、札元を兼ねていた三人が、諸吟味役を免じられ独立した札元となった。当初の

大年寄による町政運営に諸吟味役が参加し、大年寄が兼ねていた札元にも諸吟味役を勤める商人が就任した。この時また、札元となった三人の諸吟味役の跡役には別の商人が就任するのである。大年寄以外の大商人の町政参画は時代の要請であって、改革以前の状態に戻すことはできなかったであろう。

これまで、この改革は佐々木の失政によって挫折さざしたと考えられてきた。大庄屋中庄屋の入牢や大年寄の特権剝奪はくたつなどは佐々木流の手法であって、新政策実施の結果が藩にとつて期待した方向とは異なり、混乱を生じている。郷中が「去年以来、甚はなはだ混雑」という記事もあって藩が迷惑したことは確かである。(『国元日記』・『津山町奉行』) しかし、大庄屋・中庄屋や大年寄の持つ問題点を指摘し改革を佐々木に託したのは藩首脳部であって、その責任を佐々木のみに戻すことはできない。そして、当然のことながら、この改革は津山藩の財政回復を目的としているので、領内庶民の生活に配慮したものでない。

宝暦一一年三月末「役儀やくぎ召上・遠慮」を命じられた佐々木九郎左衛門は、八月末まで五か月もの間、遠慮の処分

に服した。そして、翌年二月十九日、「永の御暇」を与えられ津山藩を去っている。佐々木三郎右衛門は、津山藩内では用人格で家老・年寄に次ぐ高い地位にいた。宝暦一年五月二十八日に「勝手引請」の役を免じられてからは、実務にかかわる役を与えられず無役であった。他方、義父佐々木左京はその後も九条家の家臣であったが、明和四年（一七六七）一月江戸で死去している。三郎右衛門は義父左京の死後、なお一〇年津山藩士として五〇〇石用人格の地位にいた。安永二年（一七七三）には「御勝手向惣請込」を命じられ大坂に向いたこともあるが、安永四年五月二十八日、九条家に入り義父左京の跡目を嗣ぐという名目で「永の暇」を賜り、津山藩を去った。（『津山町奉行』）

## 二、藩主康哉の新政

### 五代藩主康哉

宝暦二二年（一七六二）五月二三日、幕府は前藩主長孝の嫡子光丸に対し家督および遺領の相続を認めた。宝暦改革を支持した藩主長孝がこの年閏四月四日死去し、その跡を嗣いだもの

である。当時一歳であった。光丸は康致と改名し（改名年月日不詳）、天明五年（一七八五）康哉と改めている（以後、改名年代にかかわらず康哉と記す）。康哉の周辺には大村莊助と飯室莊左衛門という二人の儒者がいて、藩主の学問と政治について終始指導と助言を行っている。このために康哉の政治には儒教の影響が色濃く現れている。（第一章五、歴代藩主とその時代参照）

康哉は明和八年（一七七二）江戸藩邸で、翌安永元年には国元津山で「更張新政」という言葉を掲げて藩制の改革を実施した。実施される新しい施策が公表される時には「御新政に付き」という書き出しで始まっている。飯室莊左衛門は「更張」の意味について、「琴を弾ずるに、調子くるふ時は、糸をかへ柱をかへ候ごとく、政道も綱紀くづれ行われがたければ礼楽刑政立かゆるにたとへ候」（『更張策上表』）といい、琴の糸を張り直すように、藩政も建て替える必要を説いている。

### 大村 莊助

莊助（庄助とも書いた）は熊本藩士大村源内（禄高二〇〇石）の三男、幼少に父を失い兄のもとで成長したという。部屋住いのまま京阪に遊学し、明和元年（一七六四）六月五日、江戸で

召し出され、大番組・擬作なぞが一五人扶持を与えられた。この時、藩主の「御番御供」を勤めるよう命じられている。享保一〇年（一七二五）九月五日に出生とされているので、「続肥後先哲偉蹟」四）津山藩仕官は三八歳の時である。明和八年七月十八日には、後に述べる飯室莊左衛門とともに格式小性組御側勤そばごみ（近習）となり二人の補佐のもとに翌八月から江戸家中武士に対して儉約令が布達され「新政」が始まる。この二人は康哉の思想面うしろなでの後楯であった。（『江戸日記』）『老人傳聞録』は、康哉が熊本藩主細川重賢に文学（儒学）に優れた家臣を一人譲り受けたいと求め、重賢が推挙した人物が大村莊助であったと書いている。莊助仕官の年、康哉は一三歳でこの説は肯定し難い。莊助の著『肥後経済録』の写本（国立国会図書館蔵本）の末尾に、「津山侯より熊本侯にもとめ、世子仙千代侯の保佐となし給い（下略）」という筆写人の注記がある。仙千代は康哉の幼名で、津山侯は前藩主長孝を指す。この説の方が自然であるが、いずれにしても大村莊助の津山藩仕官の経緯は明らかでない。

本来儒者として召し出された莊助は、近習として幼藩

主の教育に当たるほか、家中武士へ学問世話を命じられ、明和六年（一七六九）には町内の使者宿で町人や百姓にも孝経の講釈を行っている。また、『口上書』と題する意見書を康哉へ提出していることから、「新政」にも深くかかわったことがうかがわれる。この新政実施の中で、安永元年（一七七二）六月から同二年八月まで郡代を勤め、同三年八月朔日ついでには詮議方せんぎを命じられている。しかし、この職も官職整理のなかで同年十月には解かれ、以後行政面での役にはついていない。寛政元年（一七八九）七月一九日死去の届けが出されるまでの、莊助の津山藩での主要な仕事は藩士や庶民に対する儒学の講釈に終始したといえる。彼自身も藩内に学問の気風を起こし、人材を育成することが津山藩再建の基本と確信してこのことに精力を注いだ。著書に『肥後経済録』『講習文武儀』がある。

飯室莊左衛門 『江戸日記』の明和四年（一七六七）の項に、「儒者飯室永治 出入扶持一

〇人扶持、此方屋敷へ相詰らるべく候。」とあって、この時が彼の仕官の年と考えられる。ただ「出入扶持」を与えられ、江戸藩邸へ詰めよというのであるから、今で

いえば囑託のような立場であろうか。仕官以前の来歴を知る資料はない。仕官の後、莊左衛門（庄左衛門とも）と改名し、偉文とも称した。安永六年（一七七七）に武仲と改名している。号を天目という。仕官の時「儒者」の肩書きで召し出されているように、莊左衛門の本務は家中武士に儒教の講釈をする事であった。明和八年七月一〇日、大村莊助と共に格式小性組御側勤を、翌安永元年八月一日の新政人事で奥御用取次役に任命された。新政に当たって藩主の側用人の立場を与えられたのである。この時以外には特に藩の役職にはついていない。天明二、三年頃（一七八二―八三）には月に六回、五・一〇の日が莊左衛門の講釈定日であった。同六年からは六回の内、大村莊助と二人で三日ずつ書物を分けて両用の講釈をするように命じられている。莊左衛門は江戸では藩士以外にも門弟を持っていた。藩士以外の者への講釈を始めたいが、江戸藩邸内の長屋では狭いので藩邸外に居宅を求めたいと願書を出している。藩は家中への講釈は藩邸で行い家中武士を自宅に呼ばないことを条件に許している。（『江戸日記』・『津山町奉行』）

寛政三年（一七九一）三月一日、松波助之進は飯室



図53 大村莊助墓碑（津山市小田中）

莊左衛門の死去を江戸藩邸御用席へ届け出ている。莊左衛門には継嗣がなく断絶したので勤書にも飯室家の記載はない。

**儒者の改革意見** 藩主康哉の新政実施に当たって積極的

に意見を述べたのは、大村莊助と飯室莊左衛門であった。明和八年（一七七二）八月江戸藩邸で儉約令が出されるに当たって、同年五月一日に、飯室偉文署名の『更張策上表』と題する改革意見書、同年一〇月二九日にも飯室が『奏言』と題して、この時は莊左衛門の名で献策文を差し出している。大村莊助が『口上書』を提出したことは先にふれた。また、安永三

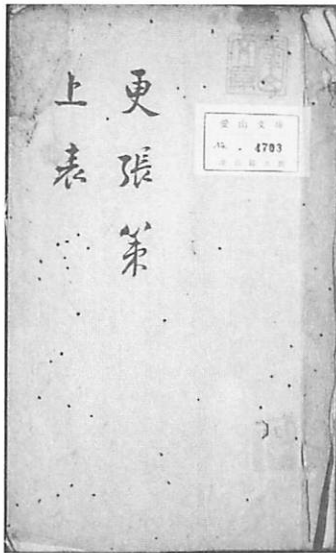


図54 飯室莊左衛門  
『更張策上表』  
(津山郷土博物館所蔵)

年(一七七四)五月一五日の日付で、飯室偉文署名の「密奏」という題名のある三八丁(七五ページ)にわたる長文の意見書が残されている。(共に『津山松平藩文書』)密奏とは他見無用の上奏文であつて、飯室莊左衛門もまた康哉の新政実施に当たつて、深くかかわりを持つていたことがわかる。これらの改革意見は抽象的で、藩主のあり方を儒教的理想論で教育しようとしているのであるが、その中にも儒者から見た藩体制の問題点と新政の方向を読みとることができ、改革意見の幾つかは実施されている。

大村莊助は『口上書』の中で、津山藩の来歴を追いながら藩体制未確立のまま今日に至つたことを指摘し、藩

主の藩政にかかわる基本姿勢について次のようにいつている。

「只今初<sup>ただいま</sup>めて御開国同然に御座<sup>そうらえ</sup>候得は、只基本<sup>ただ</sup>を立てられ候事にて、その他に御悔<sup>おくや</sup>御座無<sup>な</sup>く候。」

といい、そのために藩主としてまずなすべき基本を「学問」であること、小事にかかわる必要はなく、家老以下諸役からの報告や意見について「道に叶<sup>かな</sup>わざる事」をお正しなさればよい。「道」つまり儒教にいう政道の基本精神をまず学ぶことを提言している。

続いて、藩体制確立のために次の三点を指摘している。まず「不易の御国法」がないとして、そのために諸「記録」の整備の重要性を説いている。次に家筋による人事を排し「才氣」を求め人材の登用をはかること。第三は大目付の権限を拡大することであった。

記録の整備について、津山藩は総体として記録の仕方が良くない、詳しくない、明白でないといい、津山領有以来、その時々々の藩から出された命令(御定書など)や各役所で日々取り計らつたことが、形になつて(記録されて)残つていたのでしようか、と疑問を呈している。完備された記録こそが「不易の御国法」であるといつて

いる。施政の方針や事件の処理が一貫していないのは、記録がなく判断基準が定まっていないことによるとい、誰がどの役職につこうともよるべき基準はこれまでに出された法令や、役所の対応、判例にあるといっている。江戸・津山にある諸記録や覚書を集め、記録のない物は記憶に頼ってでも書き記して「全備の記録」（あらゆる問題についての記録）を整備し、各役所毎の記録を仕立てて他役所に配布する事を求めている。膨大な量になるであろうから、各役所配布ができなければ「記録役所」を建て、諸役所の記録を一か所に集中して「古例を吟味する様」にしたいといっている。現在残されている諸日記は、津山入部以来残されている国元日記・江戸日記を除けば、勘定奉行日記は寛保元年（一七四二）から、郡代日記は延享二年（一七四五）から、町奉行日記は宝暦四年（一七五四）からのものが残存する。留守居方日記や右筆日記は文化・文政期（一八〇四―二九）からしか残っていない。これらの日記はそれ以前ものが失われたというよりは、大村莊助の提言によって編集整備されたものと考えた方がよいであろう。大村莊助のいう「記録役所」のようなものはできなかったが、「御家御定書」

「御定書」や「郷中御条目」（共に『岡山県史』津山藩文書所収）のような法令・前例集が逐次編集されている。

結局二人の儒者が指摘した点は藩内部の機構改革と財政問題に絞られる。この点についてももう少し二人の意見を見よう。

**大目付の権限拡大** 大村莊助は「口上書」で「只今御用席を信服仕候ものは御座なく候。」と

指摘し、大目付役に家格不相応であっても才器（才能ある者）を登用し、その権限を「只今御用席」からは押さえ難いほどに強化する事を進言した。同様に飯室莊左衛門も「奏言」で、「御年寄以上は大目付より申し出た事を聞くけれども、相談はしないきまりである」と聞いている。この制度はやめるべきだ。ゆくゆくは御用席は知見狭くなり、大目付は躊躇し政治に支障をきたす。また、同役でも家筋の違いによって上下があり差し支えが多いとのことだ。これらのことから見て、御用席の制度は廃止するべきだ。」とも述べている。

藩の最高幹部の執務室を御用場（御用所）といい、ここに月番の御家老・御用番御年寄（月番）・御用番大目

付（月番）がそれぞれ席を定めて執務したとされ、御家老御用席という呼び方も見える。（『懐旧随筆』）御用席とはこの三者を指している。儒者二人はともに御用席を問題にし、大村莊助は大目付の権限強化を、飯室莊左衛門は家老・年寄の独断と大目付の萎縮を指摘した。

家老・年寄と大目付の立場の違いは家臣の家筋（譜代・古参・新参など）による。家臣の内、家老になる家は譜代の内でも定まっていた、その子息の役職は年寄見習から始まる。大目付に下がることはない。大目付には古参以下の平士の家筋の者が昇進できるが、その子息の任官は父の最終の地位によって決まる。父が大目付で終わればその子息召し出し当時の地位は小性から始まる。

（『懐旧随筆』）『勤書』によれば、新政実施の安永期（一七七〇年代）までに古参の家臣の内、七家から大目付まで上がった者がいるが、年寄になった者はない。二人の儒者の御用席改革あるいは廃止の意見は固定化した御用所の現状を批判したものである。大目付の権限拡大の意見は、家筋にかかわらず人材を抜擢し藩政の中核に位置づけようとすれば、その地位は大目付しかないからである。「ただ今御用席を信服」する者はいない、というよ

うな家臣の御用席不信の状態は佐々木一族による宝暦改革によるといえようか。

財政改革意見

大村莊助は藩財政の現状を『口上書』で大要次のように述べている。

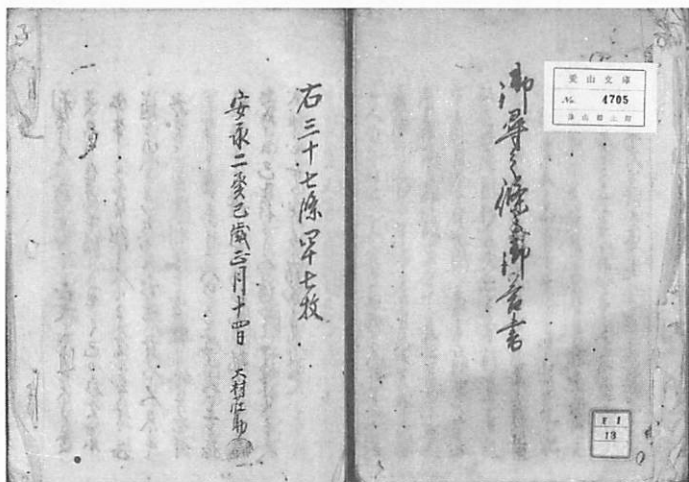


図55 御尋之条々御答書  
（津山郷土博物館所蔵）



「ただ今のような財政窮乏の状態では藩士は饑寒（飢え凍えること）におよび、文武の道を弁（わ）えることも出来ず、志も卑劣（ひしやく）になってしまいます。そうなつては役儀を命ずる人物もいなくなり、困窮のために士民ともに上を信頼せず、庶民の風俗も乱れて行くでしよう。」 続けて、藩主兄弟の招待行事・参勤費用などの予定出費、火事・凶年など不時の出費、幕府からの課役（御手伝）への対応など予測される事態を列挙している。これへの対応を借銀で賄うことには「薄氷を踏む（お）想い」として否定し、「切縮」（日常生活を犠牲にしての徹底的節約）を行うことを提言している。外聞を捨て「とげ者」と他の大名がいうほどでなければ藩財政は回復しません、というのである。この様になつた根本的な原因は「代々くわしき御制度いまだ立ち申さぬ」ところにあるとし、きちんとした制度が確立されずに来たこと、そのために、藩の石高に不相応の費用を支出してきたことにあるとしている。

飯室荘左衛門も藩財政にふれ、「入るを計り出ずるを制する」こと、そのためには収支の見積りを立てること、不時の入用に壹万兩くらいの準備はいること、そのため

には質素・簡略を第一とする事など大村荘助と同様の意見を述べている。（『更張策上表』）

しかし、これらの意見書では藩財政再建の具体策を欠き、新しい産業の育成についても意見は少ない。飯室荘左衛門は「津山は農民少く荒地地多き由」といい、農民の減少防止のために他国への出稼人を「お国を嫌ひ候か粗食を嫌ひ候」謀反人の類とし、商家が多ければ国は疲弊するという。処罰をしてでも農民の移動を禁じるべきだ、という旧来の処罰主義を唱（とな）えるだけであつた。大村荘助は藩主の諮問に答え、「御尋之条々御答書」と題する意見書を提出した。この中で、彼は農民増加策

について、作州は人が少ないとはいひ難いとし、この上人が増したら何をもつて生活するのかと反問している。

「食無き所には禽獸（あんじゆう）も集まり申さず。」といい、「治生の厚薄により人は増減する。」という。治生とは生活の手だての事で、当時の農村の現状と問題点を詳細に指摘して、打開策として養蚕の利を説いている。桑の植え方・蚕種の求め方・技術者の招聘・絹布生産から販売に及ぶ。植林については困難として反対し、牛馬放牧については肥後（熊本県）・薩摩（鹿児島県）の例を引き、牛

よりも馬を推した。記述は詳細にわたるが、結局は困難としてこの案も推奨しなかった。この外、琉球蘭（いぐさ）・陸稻・楠・木綿の栽培・紙・陶器の製造等を挙げ、結局は「蚕業第一に御座候。」として、養蚕を勧めている。

このように飯室・大村の意見はともに制度の改革整備に急で、財政問題には具体性を欠いている。「新政」の在り方もほぼこの線に沿ったものとなっている。

### 藩主の決意

藩主康哉は明和八年（二七七）八月二一日、藩祖秀康以来歴代の藩主の靈

前にぬかずき、新政着手の報告を行った。越前藩は封地の削減を受けること数回に及んだけれども、代々の祖法を変えず今日に至ったとして祖先の苦難と努力をたたえた。しかし、その後世上困窮に及び、家政は日を追って衰微し、その上天災打ち続いて「今年に至って四民の業立ち難く、実に朝にして夕を計すというべし」といい、藩の状態がその日暮らしの有様になっていることを訴えている。この時にあたり「更張の策」を起こさなければ「国家保ち難し」と新政実施の決意を述べ、執事一〇人の名を挙げて共に心を合わせて「国家永安の法を定む」

と結んでいる。新政実施の主体は藩主自身であることがわかる。執事一〇人は次のようである。新政実施の核になる家臣たちで、まず江戸藩邸での機構改革が始められる。

家老 安東造酒助 大熊勘解由

年寄 下村友右衛門 小須賀一学 大橋十太夫

扨従頭 隅田 族

大目付 大沢長太夫

小納戸 植木左士

側近儒者 大村莊助 飯室莊左衛門

（「松平頭徳公藩政御改革二付奉告文」 『津山温知

会誌』一五所収）

藩主康哉はこの年二〇歳であった。

江戸藩邸 新政のための役職任命は藩主康哉が祖での新政 先に「奉告」を行った明和八年（一七

一一）の四月から始められている。新政遂行の中心人物大沢長太夫が大目付に任命されたのは四月一五日であり、七月に大村莊助と飯室莊左衛門が藩主の近習になったことは先に触れた。八月一九日、大沢長太夫は「御勝手方以來請込」を命じられ、「万端引受け相勤むべく候」

として藩財政に関して一切を任されることになった。続いて、津山でも同役を任命するから、東西の儀（江戸と津山の財政）について相役と相談して勤めるようにせよ。一旦任命したからには御用所からは、以後勝手方のことについて「食着に及ばず候」と述べている。御用所からは一切口出しはしない、というのである。八月二〇日、新政の中心となる六人の家臣に改めて役職の任命がなされた。藩主自身が直接申し渡している。具体的な役割分担を明示してあるところが特徴である。

柴崎甚右衛門 大目付政事方・諸願書諸触書分限帳

改・御厄介様方・御使番・宗旨奉行・武具奉行・中奥目付・御右筆・次

右筆・御徒目付下役・稽古場自他諸芸

者馬役

菅沼藤左衛門 大目付公刃諸勤向・御留守居・御供

頭・御門外諸事・高田御屋敷奉行

大沢長太夫 大目付御勝手方・勘定奉行・大勘者・

御金奉行・小勘者・御作事奉行・御  
既

太田舎人 大番頭御奏者兼帯・政事方・

大目付補佐本役 大目付へ心を付万端入  
念相勤むべく候

本多出兵衛 御奏者大番頭兼帯・公辺方・

大目付補佐（以下太田舎人と同文）

隅田 族 御小性頭役・奥取次・権門方・御

局・御小納戸・御刀番・御側医師

（『江戸日記』）

この任命内容を見てわかることは、まず大目付重視の体制である。三人の大目付に役職を分担させ、これまでなかった大目付補佐という役を新設している。次に多様な役職を少数の者に集めている。国元にくらべ江戸藩邸は家臣の人数も少ないのでこのような役職兼任ができるのであるが、新政の目指す藩体制再編の在り方を示している。これは少数の者に権力を集中し、分担部門の人事権を委譲して自由裁量の範囲を大幅に認めるねらいがあるといえる。太田・本多に大番頭役を兼任させるのは大番組の家臣を自由に使える立場に置いたものである。この

役職任命が終わった後、江戸藩邸の家臣を集めて大目付が儉約についての演説を行った。藩財政の窮乏状態を説明し、大坂・津山・江戸での借銀も増して、来年は日常の禄米支給もできない状態になったことを訴えると共に、

一、今度これまでの行き方を変え、大沢長太夫を江戸勝手方に任命し、津山の同役と共に藩の勝手方を任せたこと。

一、一通りのことでは立ち直りは出来ず、年を重ねて「切立」(徹底した緊縮)が必要であるのでそのように心得ること。

の二点を強調している。このような形で出発した江戸での新政の成果がどのように進展したかは明らかでない。翌年の記録に「江戸御屋敷御勝手御切締め大体出来候」とあって所期の目的は達したものと思われる。(「壬辰更張録」、康哉自筆日記の形式をとった記録で以下「更張録」と略記する。津山藩文書) なお、この年九月二日国許の大目付永井甚太夫が江戸へ呼び寄せられて、藩主から「御国御勝手方引受」を命じられている。

### 国元での新政

安永元年(一七七二)藩主康哉は帰国の年で、帰国後は国元で新政を實行する計画であった。この年二月二十九日、江戸鍛冶橋にある津山藩邸が類焼した。国元では城下町人・在中百姓に対し納金を課している。享保・宝暦の改革も江戸藩邸類焼を契機に始まったが、この新政も、当初から予想し恐れていた「不時の入用」を背に負って実施することとなった。

藩主康哉は大村莊助・飯室莊左衛門・大沢長太夫等江戸での新政担当者ともなつて、五月一九日津山に着いている。しかし、国元津山の実状は江戸で予想した状態とは大きく異なり、直ちに着手する状態ではなかった。飯室莊左衛門は問題点を二つ挙げてゐる。一つは御家中・町・在の困窮が予想以上に甚だしいこと、二つは「奸曲」の臣(裏で不正を働く家臣)がいて家中が反感不信を抱いていることであつた。このことによつて新政担当者の人選がおくれ、予定した人事は大幅に変更された。

官僚機構 津山帰国後の役職の任命はこの年(安永元年)八月一日に行われた。転役申渡の文頭は「今般新政に付」といふ書き出しで始まり、

新政実施のための人事であることがわかる。

小性頭格 市郷惣奉行兼刑法惣奉行 井上弥三兵衛

同 格 勝手惣奉行 鈴木此右衛門

同 格 公辺惣奉行兼政事惣奉行 永井甚太夫

この三人は当時大目付であった。新大目付は黒田多膳・小島此母・赤見頼助の三名でいづれも拔擢である。側勤であった飯室莊左衛門は奥御用取次・御用書もの預りに任命されている。この人事に続いて八月一日「更張分職勤書」「属役支配書」が藩主自身から家老へ手交された。前者を『分職令』、後者を『分職祿』と呼ぶことも指示された。『分職令』は家老以下年寄、奏者番、



図56 分職令  
(津山郷土博物館所蔵)

大番頭、政事・刑法・勝手・市郷惣奉行、大目付、側用人、扈從頭の一職（奏者番以下はすべて年寄支配の職であつて、長官とも呼んでいる。）について職務の内容と範囲を規定し、担当者に職務について一切の責任を負わせ、他の職に対する不干渉を定めている。『分職令』の年寄の項に次のように書かれている。

「支配之者請前の役筋は手を下しいるはず、全く当職の者に委任し、時々能否を考課し家老へ達し（下略）」  
年寄は配下の担当者の職務に対し一切の手出しをせず、担当者の自己責任によって職務を遂行させることに留意し、担当者の仕事ぶりを判断し、その良否を家老に報告することが役目であった。奏者番以下（長官）の役職についても同文の記述があり、報告先はすべて「年寄に達し」とあつて、諸長官が年寄の管轄下にあることがわかる。さきの『更張策上表』の中で飯室莊左衛門は、

「人臣たる者の職分は己が持前の所を大切に身を打ちはじめ、その役筋に心を尽くし候様に有りたく存し奉り候」

といい、この新政人事が発表される前の六月二二日、

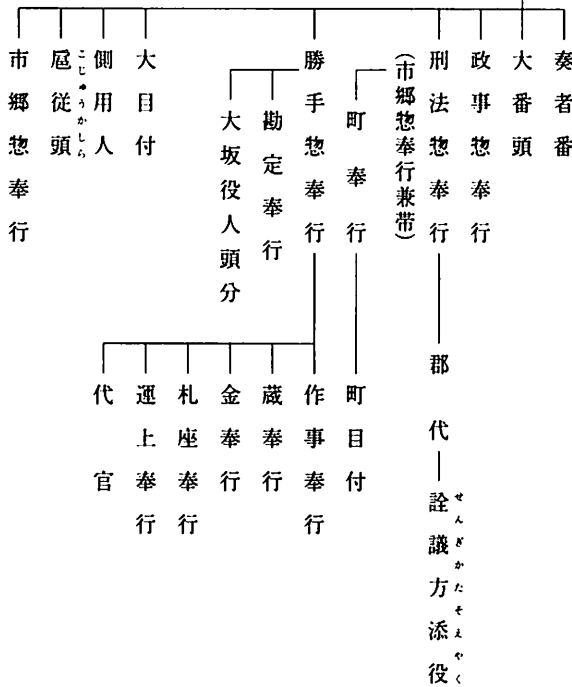
藩主は「分職用向」を飯室荘左衛門に申し付けている。この構想は飯室荘左衛門の考えによって実現したものである。この制度は下級の職にも適用されていて、他の役職の範囲を犯したとしてとがめられた武士もいる。『分職祿』は「属役支配書」の略称で下級役人の勤務内容の規定であろうが、残存しないので詳細は判明しない。

改革による藩政支配系統略図

新しい制度 による藩

家 老 — 年 寄

制機構をすべて示すことはできないが、その特徴を略図で示せば下のようになる。〔分職令〕 新しく政事惣奉行・刑法惣奉行・勝手惣奉行を設置した。政事惣奉行の許には持旗・持筒・槍奉行など軍事関係部門、各師範役、留守居役、使番などを配属している。使番は宗旨・船・武器奉行



を兼帯した。軍事ならびに家中武士に対する行政部門である。なお公扨惣奉行をも兼ねたので、幕府にかかわる仕事も担当した。

刑法惣奉行は検察・司法部門である。市郷惣奉行が兼務であるから、家中武士のほか町人・百姓等に対する行

政・司法部門を担当する。町奉行を直屬とし、郡代所の監督官庁という位置づけである。

勝手惣奉行は勘定奉行・大坂役人を直屬させ、建築・金融・運上および年貢徴収を担当している。勘定奉行の下にも大納戸・紙納戸・進物方・荒物方などの藩内の用度に関する係、中間頭・坊主組頭などの下級使用人の監督者を配属している。三惣奉行に広範囲の監督権限を与え、以前は大目付に直屬した町奉行・郡代・勘定奉行が仕事の内容を縮小限定されて三惣奉行の配下に入った。

これら年寄以下の諸職の長の執務室が作られた。城内の二部屋を通し一部屋とし、「政治堂」と命名した。年寄当職の二人を左右に据えて担当職務を区分し、滑り敷居（移動可能な敷居）で各長官の座席を隔てたという。年寄の許に各長官を一堂に集め、藩政執行の中枢部とする計画である。政治堂・掟書には勤務時間・勤務態度等の規定があり、長官の決断については他との評議を禁じ、他長官の指示・判断には誤りの外は批判論議を禁じる、老人には眼鏡の使用を許可する等の規定が目を引き、

（「更張録」）

### 訴状箱の設置

安永元年（一七七二）八月六日、訴状箱を宮川大橋番所脇と宮脇町の番所脇の二か所に設置した。訴状箱の脇に掛けられた「掟書」には設置の趣旨と三か条の投書規定が書かれていた。趣旨の概要は、上・下つまり政治をする武士階級と庶民との間に意志の疎通がなければ国は滅ぶ。今は政治も遅滞し財政状態も悪く、武士や庶民の窮乏はその極に達している。今こそ「更張の術」（政治の刷新）を行い国政を立て直そうとしている。藩内の士民は政治の善悪や不満を包み隠さず述べてもらいたい、というものである。

投書規定は、投書年月日・住所・氏名を明記すること、非難や恨み自説の誇示があつてよいから自由に述べること。投書は朔日に行うのがよいという三か条である。訴状箱は毎月一日に開函された。設置の翌月九月一日には、東訴（大橋脇の訴状箱）に二三通、西訴（宮脇町訴状箱）に一六通、一〇月一日には東訴一五通、西訴一九通の投書があつたことが記録されている。

### 藩財政の再建

急迫する藩財政の再建については取り立てて言及するような新事業は見あたらない。江戸で新政の実績を挙げた大沢長太夫は安永元

年（二七七二）六月、大番頭格側用人に抜擢され、「東西勝手向き引き受け、津山町在・大坂役人等まで指図致すべく」という具体的役割を与えられている。藩主直属（側用人）の立場にたち、勝手惣奉行の上にあつて津山藩財政再建の全責任を負うものであった。この職に任命される時、藩主が大沢長太夫に与えた新政の趣旨説明の中に次のような一文がある。

「諸事省略を勤め、不益を約し候て、富国之術を行ひ候事急務、（中略）しかしながら是迄家中引米多く、町在は重き科役等申し付け候得ば、此の上彼ら難儀致さず候様に取り計べく候。」（『更張録』）

諸事省略・節約して富国の術を行うことが急務だ、として藩財政を切り詰めて「富国の術」を行えといい、他方で、これまで家中には給米を減額しているし、町人や百姓には科役等を多く課しているの、これ以上彼らに難儀をさせないよう取り計らうように、というのである。これは藩主の温情主義ではなく、儒教の仁政思想にもとづく新政の基本的な姿勢であった。「勝手方役人ども人減し候に付、兼帯の黜陟（人物考課による任免）申し付ける」というような記述があり、役職の兼任権力の集

中には役米の儉約というねらいもあった。

藩への徴収米緩和策もいくつかの例がある。この年二月の末、江戸藩邸類焼に際して、国元では家中武士に対し給米一割宛の引米を課した。七月朔日よりこれをやめ、町人百姓に課した上納金も「氣の毒」として一分引きとされている。大沢長太夫が支出削減のために立案した家中部屋住召し抱えの者を親元へ返すこと、家老以下小役人までは給米一俵につき一升、徒士足軽は五合を冥加米として藩に提出させるという二案について、康哉は「新政存じ寄りに叶わず」として許可しなかった。「部屋住み召し抱え」とはまだ家督相続をせず親の監督下にある嫡男で、小性見習い等に召し出されている者をいい、親元へ返すとは給米支給を止めて親の給米で生活させようというのであろう。これは新政の方針に沿わぬというのである。これ以上家中武士や町人百姓に対し臨時の支出を求めない方針であるから、藩財政の回復は藩の行政組織の簡素化と徹底した冗費の削減に求められたこととなる。「入るを計り出るを制す」という方針のうち、「入るを計る」ことについては、通常の年貢収入に頼るほかに道はないことになる。大坂商人との交渉は大沢長太夫を



中心に精力的に進められたようであるが、安易な「借銀」を排する大村莊助の意見がある。具体的にどのような交渉が行われたかを知る資料はない。

しかし、このような「理念」では藩財政の回復はもとより、当面する家中武士の生活困窮に多少の余裕を与えることも不可能であった。藩主江戸在府中の安永二年（一七七三）一〇月三日、政事惣奉行と大目付は勘定奉行山岡与左衛門に対し、在中（領内百姓）へ御用米四、〇〇〇俵提出を命じている。

### 運上銀取立

安永元年（一七七二）七月八日、藩は大年寄扱いの運上銀取り立てのやり方を変更した。まず、新しく塩運上を新設した。塩は塩船で積み登り、売買は以前から塩問屋に委ねられていた。

宝暦六年（一七五六）には、藩は三軒の商人に対し一〇年の期限で塩問屋営業を許可している。この荷揚げの時に運上を課すことにしたのである。以後塩一俵につき銀一分宛運上を取り立てる。取り立ては大年寄斎藤孫右衛門の係とし、取り立て手数料を与えることとした。

穀類についてもこれまで穀類の川下げに際しての運上徴収は蔵合孫左衛門が担当し、残らず手当として孫左衛

門に与えられていたが、今後は徴収した運上は藩の収入とした。塩も穀類の場合も徴収に当たる大年寄には、勘金（かんぎん）が支払われることになった。

同じ七月一七日には川下げされる綿実（わたみ）に対して運上銀を課すことにした。まず、大年寄玉置忠兵衛から綿実座（わたみざ）を取り上げた。綿実の積み上げは忠兵衛の一手引き受けであったが、この権利を取り上げたのである。川下げされる綿実一本（綿実の梱包の単位・重量六貫二〇〇匁）に対し銀二匁五分の運上を徴収することとし、その取り立ての業務を忠兵衛に担当させた。忠兵衛はこのうち銀二匁を藩に差し出す定めとした。五分の手数料である。綿実油絞りは忠兵衛のみに認め、他の者が絞ることは禁止した。

繰綿に対しては、一本につき川下だしは銀一匁、陸荷は五分の運上銀徴収を決めている。取扱人はこれまで通り蔵合孫左衛門であるが、繰綿船積手形に押す許可印判の判賃は廃止した。孫左衛門に対する手当の額は記載がない。（『国元日記』）宝暦改革の時と似たような施策である。「入るを計る」数少ない部分であった。

新政の行方

新政に着手した安永元年（一七七  
二）八月一日から半月過ぎた一八

日、徒組頭役を大番組頭が兼帯することは差し支えがあるという意見があつて、これまでのように徒組頭役は中奥目付に申し付けることにした。八月二日、政治堂掟書（おきてがき）を定め、九月一日には政治堂で事務が始まったが、この月十八日には家老からの意見により当分政治堂での執務を見合わせるように申し渡した、という記事がある。政治堂の掟書も同月

二三日には取りはずしてしまつた。またこの日、市郷物奉行井上弥三兵衛が勝手向き不締まり（儉約の方針が充分でない）を申し出、「大沢長太夫・鈴木此右衛門の二人は勝手向（財政）は不案内で、諸事行く末はかり難い」と藩主に直言している。（『更張録』） 国元で新政人事を発表して二か月、藩内諸方面から色々な障害が表面化している。安永三年、江戸にいた藩主康哉の帰国に先立ち、飯室莊左衛門は『密奏』を提出した。その中で冒頭次のようにいう。

「吾君更張の令を下し給う事、今すでに四年なれども、新法立てたるままにていまだ一令も行わるる事なき

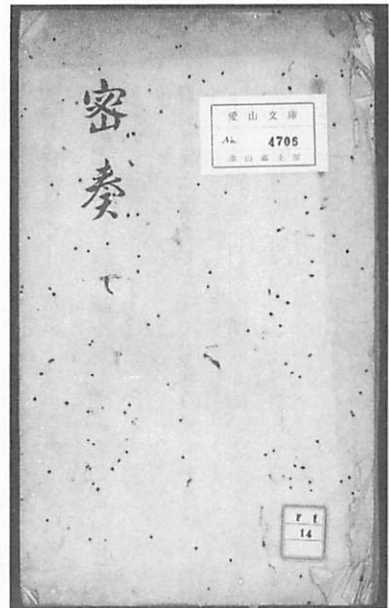


図57 飯室偉文『密奏』  
（津山郷土博物館所蔵）

は、古人の所謂徒法（実行されない無益の法）なるもの、江戸で新政を始めて四年目に入ったが、法は定められても全く法の効果が現れていない、というのである。

この年一〇月五日、御用所に御奏者から御使番格までの各役職の長が集められ、藩主出座のもとに三か年の期限のついた儉約令が出された。要旨は次のようである。

一、藩士の登城は年始・八朔（八月一日）・五節句等年間九回に限り、月並みの任官謝礼等は登城不要。

一、二〇〇石以上の藩士には役料・附人を廃止する。

一、部屋住みで召し出されている者の給米支給を止め、

勤務を免ずる。

- 一、大役人以下は残らず勘定奉行支配とする。
- 一、足輕・中間の昼扶持（昼食費）支給廃止。

続いて藩主から直接役替えについて発表された。新政を掲げて設置された役職に関係する部分を見ると次のようになっている。

旧役 新役

大番頭 大目付 海老原極人

勝手惣奉行 〃 鈴木此右衛門

政事惣奉行 〃 永井甚太夫

大目付 〃 平井郷左衛門

大番頭 免役 黒田彦四郎

扈從頭 免役 隅田 族

刑法惣奉行 欠役 井上弥三兵衛

新政の柱であった政事惣奉行・勝手惣奉行の役名は大目付に戻り、刑法惣奉行井上弥三兵衛は解職され、後役は任命されなかった。刑法惣奉行配下の詮議方・詮議方添役等もこの時姿を消した。司法関係の仕事は郡代・町奉行の担当に戻された。新政により抜擢された大沢長太夫は「東西勝手引受」の役で藩主側近として残されて

いるが、これは臨時の職で財政担当は分掌の上では勘定奉行に復したことになる。江戸では三原金大夫が御政事惣奉行の役にいるが、安永五年八月一八日病氣辞任して以後任命されていない。

少壮藩主康哉は祖先の靈に誓い、津山松平藩の再生を期し「更張新政」を掲げて自らの課題に取り組んだ。ここまで見てみると新政のねらいは藩の制度を官僚制に転換しようとしたように見える。しかし、「分職令」、「政治堂」、「記録役所」などの計画は儒教的理想主義に過ぎたのではないか。宝暦改革に佐々木一族が登場したように、今回も新任の儒者二人の改革は家中武士にとっては唐突に過ぎたといえよう。宝暦改革が請負的で、改革の目的を徹底して財政問題に絞ったのにくらべ、今回は藩主が陣頭に立って指揮を執っていること、家老以下の重臣と綿密な協議をし、人選を行って出発したのである。

藩主康哉は飯室・大村に儒学の講釈をさせ、家中武士に聴講を強制し、自らも講義を聞いている。家中武士に封建的な倫理観を持たせる目的であって、これも新政の一環であった。以後、津山藩に学問の風風が起こり学者が輩出したことは新政の功績であろう。後に稲垣茂松が康

哉の事蹟をたたえて著した「顕徳公遺事」（「墮淚口碑」所収）には、この新政について一言も触れる所がない。明治になって編纂された津山藩の記録（「御家格附属藩臣の部」津山藩文書）には、「顕徳公遺事」は「庶政御改革ノ事」について全く触れていないのでここに書き残す、として関係資料を載せている。

### 安永の儉約令

政事惣奉行以下三奉行制の廃止以後、

藩政は困窮に直面し実状に即した対応

を迫られている。安永三年（一七七四）一〇月五日の儉約令では、部屋住みのまま仕官していた家臣の嫡子が給米支給を打ち切られ、役を免じられた。これは先に大沢長太夫が提案し藩主が許可しなかった事柄である。同年一月二日には惣町へ御用銀二〇貫目、惣郷中へ御用米二、〇〇〇俵の提出を命じている。安永五年五月晦日の『国元日記』の記事では、大坂商人依屋吉兵衛が二〇年から三〇年前の旧借銀元利とも一六〇貫目の返済を求めて江戸へ訴訟する事態が発生した。この結末は明らかでないが、津山藩米切手を抵当にしているのはいずれは年貢米で支払うことになったはずである。

この年九月一三日、藩は家中給米から組中間への支

給米に至るまで、二年間の期限で徹底した引方（借上）を宣言した。一、〇五〇石から七五〇石の者（家老・年寄級）は七五パーセント引きという具合である。大庄屋扶持米は廃止された。この引き米宣言に続いて一六か条の儉約令が載せられている。後々、この儉約令が基準とされているのでその幾つかを挙げてみよう。（『国元日記』

一、（一から三条まで、前段家臣の引き米について）

家内多人数の場合は様子を見て考慮する。

他はいかに困っても申し立ては一切受け付けない。

病氣の際には年末に服薬の数と医師の名前を申し出れば藩が処理する。

一、稽古場・講釈場諸入用・稽古道具修復について、

二年間は藩は一切費用は出さない。

一、作事方業務（土木・建築）は二年間停止。

一、藩の馬は残らず在中百姓に預けること。

一、城門について。裏下御門・北口御門を締め切り、

裏鉄御門・中御門等は番人を廃止する。

一、炭の使用制限。薪は藩有林に置くので自由に伐りとること。

このような状態を見ると、困窮は一層厳しく、儒教の理

想である仁政（いつくしみの政治）では対応できないことがわかる。三奉行制の廃止は改革の方向を転換したものである。という指摘は肯定できるのである。（『津山町奉行』）

### 三、天明町方騒動

天明三年（一七八三）五月二十六日には  
 打ち壊し 津山城下で商家に対する打ち壊しが

あった。町屋の打ち壊しは津山森藩・松平藩を通じて唯一の事件である。津山藩の記録ではこの事件を「町方騒動」とか「町騒動」とよんでいる。

この年五月二三日の夜、津山城下の町々の関貫に張り紙がはられた。『以後留』には十二町にはられたとあり、『国元日記』には林田町迎にはなしと記されているから、町方のすべての関貫ではなく宮川大橋以西の町の中心部にはられたのであろう。張り紙の内容は、「伏見屋茂七不届きこれ有り。二十六日夕、家打ち崩し候。惣町中」というものであった。これは『国元日記』の記載であって、原文がどう書かれていたかは判明しない。伏見屋茂七という商人が何か「不届き」なことを行い、それは「不

届き」と書けば町の人々にはすぐ共感を持って理解できる事柄であったに違いない。また直接茂七に関係がなくて

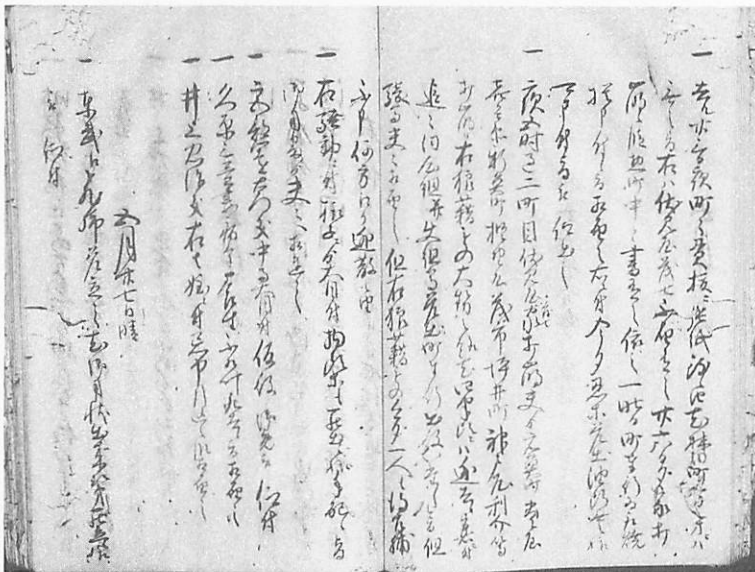


図58 天明3年城下打ち壊し記事（『国元日記』）

ても、このように呼びかければ多数の打ち壊し参加者を集めることができる雰囲気は町にあったということであろう。「惣町中」は呼び掛け人の署名であつて、町人の

総意によつて打ち壊すという意味である。もちろん町の総意ではなく発頭人の勝手な記載であるが、無署名でよいところをこう書けば参加者にいくらかの正当性と連帯感を与え、茂七に対しては圧迫感を与える効果はあつた。

大年寄がその一枚を町奉行所へ持参したところ、町奉行はすぐに年寄を集めて、犯人の逮捕と張り紙の焼き捨

てを命じている。藩は予告のあつた二六日には、「忍」

(町人姿をした町奉行所下役であろう)を出して油断なく警戒させることにした。しかし、二六日の夜五時過ぎ(午後八時過ぎ)二丁目伏見屋茂七宅が打ち壊され、続いて元魚町豊屋喜兵衛宅・新魚町檜野屋茂市宅・坪井町神田屋利介宅(『以後留』、『国元日記』には神戸屋・

神門屋、とある)を打ち崩したという。大年寄の注進によつて町奉行は騎馬で出役し使組・同心組等を出動させた。『国元日記』には「狼藉者大勢の趣、尤四つ半頃には逃げ去り、今夕一人も召し取り得申さず、何方へか逃げ去り候由。」と書かれている。打ち壊し参加者が

大勢だったこと、四つ半頃(午後一〇時過ぎ)には逃げ散つて一人も捕らえることができなかつたというのである。翌二七日には逮捕命令が出された。『以後留』には、この日すでに取り調べが始まり、手錠人・組合預け・入牢者等多数と記して一七人の名をあげている。

打ち壊しの行われた二時間の間に、藩は一人も逮捕できなかつた。この年一〇月一四日の町触にその理由が述べられている。五月の町方騒動の時、大勢見物に出て役人の活動の妨げになつた。甚だ不埒至極である。以後、変儀(事件)の時は一切その場所へ立ち入ることを禁止する。万一通りかかりに間違つて入つても、特に夜中などは犯人と区別できぬといい、立ち入りを厳禁している。打ち壊し現場を取り巻く見物の群衆に遮られて役人が行動できなかつたこと、それに夜の暗さが加わつて犯人が特定できなかつたのである。群衆が意図して打ち壊しに味方したという証拠はないが、藩は騒動の翌日、今夕も町方で不穩の趣があるとして「忍」の者を派遣して警戒に当たらせていることから群衆の中には打ち壊しを支持する者がおり、打ち壊しを応援する雰囲気があつたといえよう。(『国元日記』)

騒動のその後

「以後留」によると騒動の翌日、被害者四人の内伏見屋茂七・樫野屋茂市を

含む一七人が入牢を命じられている。年末一二月一六日の「国元日記」には当事者の処分が記載されていて多少の事情が判明する。外に騒動の原因や当事者双方の日常のあり方、騒動の具体的経過を知る資料はないので、この処分記事からわかることを述べておきたい。

この日まで入牢していた者は合わせて一七人である。その処分内容と人数及び処分の理由を表48に略記した。

この一七人は、打ち壊しの翌日入牢させられた一七人のうちの一五人と別人二人である。入牢期間は一樣ではないが、およそ六か月半の入牢の後に処分が決定したことになる。表48で、「頭取同様の仕方」という理由で処分された者六人の内、「領分追払い」が三人、「居町払い」・「入牢」・「禁足」が各一人で、日常の悪行や騒動の中で白提灯を振り役人の目をばからぬ行為が「頭取同様」とされたのであろう。

打ち壊された者二人も処罰された。一人は二丁目伏見屋茂七で張り紙に名指しで目標とされた者である。彼は「出牢の上禁足」となった。「禁足」は外出禁止である。

もう一人は坪井町新田屋利介で、搗米屋から白米を買い

(表48) 天明3年(1783)町方騒動関係者処分一覧

処分内容	人数	処分の理由	備考
領分追払い	1 <sup>人</sup>	頭取同様の仕方。川辺構追放の身ながら立寄り騒動に参加。	家族立去申付 家財取上
〃	2	所々に張紙し騒動の原因を作る。	家財取上五人組預
居町払い	1	頭取同様の仕方。	家財家屋敷は妻子へ出す。
引き続き入牢	1	頭取同様の仕方、日常も悪行の評判不届き。	
出牢の上禁足	2	日頃の不心得により事が始まり市中騒動に至らせた。	被害者 伏見屋茂七 〃 烏屋 豊蔵
〃	1	当夜白提灯を灯し、頭取同様。	
戸締	2	搗米屋で白米買占め、町人困窮。	被害者
咎に及ばず出牢	7	牢舎相当だが、すでに入牢し日時経過。	

「国元日記」による。

占め、町民を困らせたという理由で「戸締」となった。「戸締」は門戸を貫で十文字に釘打ちするもので、外出はもちろん商売ができないことになる。打ち壊しにはあわなかつたが、船頭町の豊蔵も伏見屋と同理由で「禁足」、宮脇町倉敷屋喜平次も神田屋と同じ理由で「戸締」となった。「答におよばず出牢」の七人は目立った行動の指摘がなく出牢に決まったが、すでに半年入牢している。二処分を受けた者の住所と人数は表49のようになる。二階町四人、鍛冶町三人、堺町・福渡町・東新町・橋本町・上紺屋町・船頭町・郡代管轄地各一人である。郡代管轄地の一人は郡代支配下の使番土井某地子居（借家人）で居住地が町人町に属さない。この人物は河辺構（川崎も河辺大庄屋の管轄下）を追放された者でこの騒動では頭取同様の行動をして「領分追ひ払い」になっている。張り紙がはられなかつた宮川大橋以東からも処分者が出ていて、騒動参加者の居住地域は町中に散在している。

参加者の職業については表49に示したように鍛冶・髪結・畳職・鳥屋等が見え、そのほかの人物は松山屋など普通の屋号を持っていて何を商っているかを知ること

(表49) 天明3年(1783)町方騒動処分者居住町名一覽

町名	騒動側人数	被害者側人数	処分内容
二階町	4人(内鳥屋1人)		提灯持ち出す。1人出牢禁足、3人出牢、牢舎相当だが入牢日数経過
鍛冶町	3人(内鍛冶1人)		2人領分追払、所々張紙騒動の原因 1人出牢、牢舎相当だが入牢日数経過
堺町	1人(髪結)		出牢、牢舎相当だが入牢日数経過
福渡町	1人(畳屋)		同上
東新町	1人		同上
橋本町	1人		引続き入牢、頭取同様・日頃悪行
上紺屋町 船頭町	1人	1人*	居町払い、頭取同様・家屋敷は妻子預出牢禁足、日頃不心得(鳥屋豊蔵)
郡代構	1人		領分追払、頭取同様・河辺構追放の身ながら立帰りに参加
二丁目		1人	出牢禁足、日頃不心得(伏見屋茂七)
坪井町		1人	戸締(白米買占め町人困窮)
宮脇町		1人*	同上(同上)
	13人	4人	*2人は騒動当日の逮捕者に名のない者

『国元日記』による。



はできない。

### 騒動の性格

この処分で目を引くのは「頭取同様の仕方」という理由で処分された者はい

るが、「頭取」として処罰を受けた者はいないことである。

この騒動は「頭取」が捕まらなかつたのだらうか。実はもとから「頭取」はいなかつたのではないか。張り紙をしたとされる鍛冶町の二人には本当に騒動を起こす気はなかつた、騒動が起こつて驚いたというほうが真相に近いように思われる。それは、二人は「張り紙いたし候処より事起こり、騒動に相成り候に付き」「領分追ひ払い」とされ、騒動の原因を作つたことが処分の理由になつていて「頭取同様の仕方」という罪名はない。計画的な行動であれば、二人に「頭取」あるいは「頭取同様」の罪名がないはずがないからである。このように見れば、この事件は偶発的に起こつた民衆暴動の性格を持つてゐるということになるだらう。騒動処分者の居住する町も散在して一層、偶発的な性格を裏づける。

打ち壊された新魚町榎野屋茂市は当時米買宿であつた。(『町方一覽』玉置文書) 米買宿は他国からくる米買

伏見屋が米商人であつたことは、寛政二年(一七九九)

に米四五〇石の先物取引をしたという『以後留』の記事で明らかである。(第三章二のはた商参照) 坪井町神田

屋と宮脇町の倉敷屋が白米を買い占めて「下方難渋」という記事がある。そして、騒動の後六月の白米の最高

値は「一石九〇匁くらい」という記事もある。(『以後留』

これらのことを考え合わせると、伏見屋や榎野屋が「不届き」として打ち壊しにあつた具体的な理由は米の買い

占めをしてゐた、あるいはしてゐたと町人大衆に思われていたことにあるといえよう。この騒動は「米騒動」であつた。

『美作略史』には騒動に加わつた者が、伏見屋や神田屋が「米穀ヲ蔵シ價ヲ待ツ」と思つて起こしたと述べてゐる。

### 米価高値

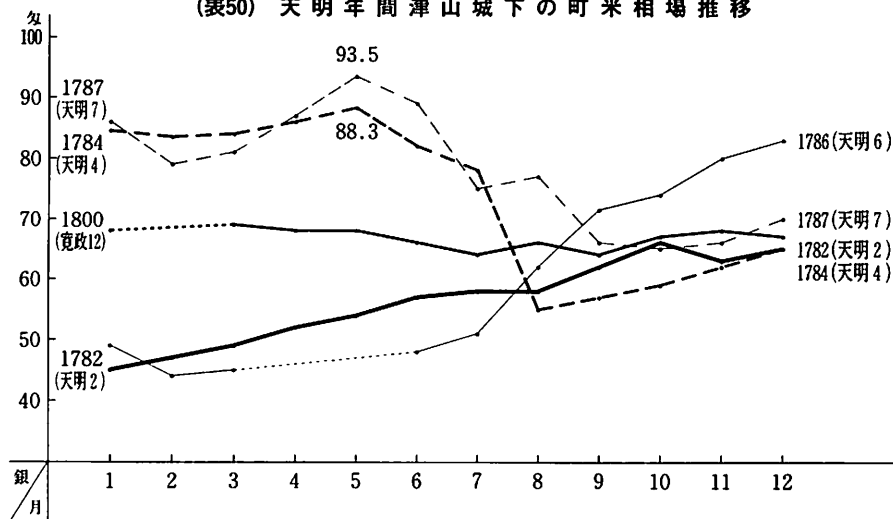
騒動の背景には米価の高騰があつた。津山の米相場については先に触れた。

(第三章二、米相場参照) 月に二回ないし七回くらい

町の米仲買宅に町米相場書が掲示される。米相場は実際の米価とは異なるが米価の基準値であるのでこれを米価

としてその推移を見よう。天明二(一七八二)・四・六七(一七八七)年と寛政二二年(一八〇〇)の五か年に

(表50) 天明年間津山城下の町米相場推移



各月の町米相場の平均 天明6年4・5月、寛政12年2月には相場記載がない。

単位は銀・匁

『町奉行日記』による。

ついて、町米相場の年間推移をグラフで掲げた。(表50) 各月の相場は揭示された町米相場の月間平均である。天明三年と天明五年については米相場の推移を示す資料がない。グラフでわかる一般的傾向は、年末には米価が上がる。五月にかけ上昇傾向をたどり、七、八月は新米の収穫に向け下降傾向をたどることである。江戸時代に米一石の値段は金一両あるいは銀六〇匁が大体の目安であった。米価は武士にとっては高い方がよく、農民や町人には安い方がよい。しかし、米を売って借金を支払ったり年貢の三分の一を銀納したりする天領の農民など、米を売る立場にある者にとっては武士と同様米価が高い方がよい。実は「米価高値、諸色(諸物資)安値」が最もよい。グラフの寛政一二年の米価推移は年間を通じ米一石六七〜六八匁で少し高めに安定推移している。天明年間はこのような年は少なかった。

町方騒動の前年、天明二年には正月に米一石銀四八匁だったものが一二月の六六匁五分までじりじりと値上がりしている。資料のない天明三年の米価の推移はたどれないが、六月に白米九〇匁を記録して、天明四年一月に

は八四匁五分に至っているのである。また、天明四年・天明七年の八八匁三分・九三匁五分という前代未聞の高米価が共に五月であり、天明三年の町方騒動が同じ五月に起こっている。五月には米価上昇が人心に不安をもたらしていたことは明らかである。

津留と 康哉が藩主だった期間の内、天明年間  
米小売場 (一七八一〜八八) は全国的に天災が

多く、大凶作が続いた。米の不作は城下町人にも大きく影響する。美作地方は米の移出国だったが、地形の上から見てわかるように米不足の時に他国から移入する事はできない。津山藩は飢饉の時は直ちに米の「津留」を行う。「津留」は河や海の湊から物資の移出を禁止すること、津山では「川留」ともいう。米の「川留」は年貢納入時期には毎年行うのが常だった。年貢納入前に新米が商品として売られては困るからである。飢饉の時は特別で、町民の要望で、また藩独自の命令で「川留」を実施している。領内の米が流出するのを止めるのである。百姓の労働力を維持し、一揆を防ぎ、町方の打ち壊しを防ぐためには「川留」はまず必要な措置だった。

享保一七年(一七三二)二月、藩は「米不自由につき」

という理由で「米船積み川留」の命令を出した。翌年正月には、米価高値の理由で救い米を販売している。米三俵(二石)を銀六五匁と定め、藩の米蔵に米小売場を設置して三升を限度に小売りするという方法である。元文三年(一七三八)一二月にも「川留」を行い、周辺天領の米の川下げも拒否した。翌年には、春以来町方下々の者が難儀し飢人がいる、という大年寄の申告があった。これに対し藩は、町内富商有志から米の拠出を求め世話人二人をきめて飢人に割り渡している。その方法は正月一二日から四月二日まで日数およそ一〇〇日分として、一人一日一合渡し、延べ人数三万一、二五〇人分、この米九三俵二斗五升という計算である。(『以後留』) 飢人約三三〇人ということになる。このような方法は正徳期(一七一〜一五)から行われていて、町方の飢人に対する藩の基本的な対策である。

天明三年六月、騒動のあった翌月に藩は蔵米一、〇〇〇俵を大年寄に渡し、米の一升売りを行った。商人二人も合わせて五〇俵を拠出し、困窮の者を調査して配分している。荷車持ちには米の運搬を無料奉仕させている。

天明四年一月にも町中飢人四五六人に対し、閏正月か

ら四月中、一人一日一合宛京町会所で配布している。

天明六年から七年にかけては、日本全国が大飢饉に見舞われた。この時の津山町米相場の推移は表50で見たとおりである。六年七月に五一匁五分だった米価は一〇月二七日には七九匁となり、藩は正米の「川留」を決め、翌閏一〇月正米の移出を船積み・陸荷共に禁じた。三年前騒動のあった年の一〇月に、藩は津山の米商人が余分米の買いびかえをする傾向がある、として米の作州外への流出を心配し、「米の買い入れ勝手次第」と触れを出して米買いを奨励した。（『以後留』）今回も町には「商人が米を買い入れるから米値段が上がるのだ。」という風説を流す者がいたらしい。これに対し、『町奉行日記』には、「この風説は誤りだ。今、出米（津山市場に出された余剰米）を商人どもに買わせておかなければ、来年になれば津山に米はなくなり、末々の町人は一層困窮するに違いない。現在でも町方含み米（米商人の備蓄米）は多くはないので、川留をするのだ。」と書いている。

町民が噂を流して米商人の買い占めを牽制しているのであるが、この噂が三年前の騒動を背景にしていることは間違いない。米商人もこの噂を念頭において米の買

いびかえをしていることがわかる。『町奉行日記』のいう、米商人に出来を購入させる政策は津山の「津留」政策の内情をよく説明している。

**打ち壊し** 天明七年（一七八七）正月には、雑穀の川下げを禁じ、四月に一時「川留」

を解いたが、五月一八日には五穀の積み出しを嚴重に禁止した。この年の『以後留』には米の抜け荷（川留）を破って他領へ米を売ること）に対する処罰の記事が多い。五月には一五人の者が他領へ米を売ったことにより、取り調べ中禁足を命じられ、「追込」の処分を受けている。この中には米八石を山王越えして川下げした者もいる。川中山王（津山市押淵）辺りへ持ち出し川下げしたのであろう。藩では、諸国の米価が予想以上の値上がりで抜け荷が多いとし、五月二九日、商人二人を選び、「抜け荷目付」に任命した。一人扶持を与えられ、米の抜け荷を取り締まる役である。

天明七年六月三日の『町奉行日記』に、「江戸では米価一石銀三〇匁余、大坂では銀一七五匁にもなり、両都では米屋が打ち潰されたという。当地津山の米価は他の国より安く、領内は全般に安泰であった。これは去年

以来の当役（町奉行）が度々行った「津留張り弛め」の考えが当を得ていたからだと思う」と書いてある。津留張り弛めとは、前節「津留と米小売場」で見たように、米穀流通の状況を見ながら米の川下げを禁じたり許可したりして米穀保有量と米価の調節をすることであろう。津山藩の、特に凶作飢饉の際の米穀政策が「津留」にあつたことがわかる。

これより先五月二三日暮れ方に、妹尾平兵衛・二丁目小倉屋茂兵衛・尾高屋善七その外四・五軒を「打ちめぎ申すべし」という情報が藩に入った。藩は直ちに町中の町人に町外へ出ることを禁じ、町内の関貫を閉めさせた。各町には片側に行燈を出し、町年寄に命じて町内組合の者を動員して関貫をかためると共に、町内を調べるように指示している。この晩は無事に過ぎたのでこの警備体制は一晩切りで終わったが、以後、騒動の気配があるという知らせがあれば直ちにこの体制を取り、往來の者の足止めをして取り調べるよう各町年寄に伝達した。

八月一日にも町奉行所に、豊屋喜兵衛等が米を買い込んでいるので町の困窮ものが「意趣を含む」という報告があり、宮川大橋に張り紙がはられたといつて大年寄が

張り紙を持参したりした。「意趣を含む」とは、恨みを抱き打ち壊してやるといふほどの意味であろうか。「人氣騒がしく候」ともあつて、人心騒然とした雰囲気だつたことがわかる。町年寄が五月に指示された体制を取ることができたか記録にない。藩は先年の騒動の後に出した「見物禁止」令を再度伝達した。翌二日には同心組を七人増員し、「忍」一五人を三か所に派遣して警備に当たっている。この晩も騒動は起こらず、翌三日、町奉行は無事であつたことを家老に報告している。全国的に都市暴動が起こつたこの年、津山城下でも再び打ち壊しの気配は濃厚だつた。八月二日、人心騒然のさなかに町米相場は八〇匁に下がり、二五日「川留」は解禁された。九月二日には町米の売買・入質も勝手次第という触が出された。町会所で続けていた米の安売りも停止され、打ち壊しの気配は遠のいたのである。

四、新政下の農村

かわる農政

安永の時代（二七七二—一七八〇）新政が実施されても、津山領農村の困窮した状態が改善された訳ではない。絶人も続いて出ていくし、その結果、村惣作地も次第に増加した。年貢収納高は宝暦の新法変革の時期の水準を維持し、決して低いとはいえない。（第四章十六の年貢の強化 表46参照）ただこの時期には天災が少なかったこともあって領内農村は小康状態を保っている。しかし、「郷中御条目」等に見え散見する法令や触書を見ると、農村に新しい傾向が見え始めていることがわかる。

その一つは安永六年（一七七七）の法令に「下方の様子」（町人や百姓の様子）が「何となく華美を好み：：次第に風俗変り候様」に見えるといい、衣服等が派手になって行く傾向を指摘している。同九年には、「郷中の義」と特に農村をさして、百姓は従来質素儉約・農業精勵を第一にしてきたが「近来何となく心得違いの者」があり、下々の者に至っては「分限忘却の様相見え、不届き」

といっている。江戸時代では「分限」とは社会での身分や貧富に応じた地位をいう。分限忘却の様とは「身の程」を弁えぬ服装や行動というほどの意味で、これを「不届」としているのである。身分制度を無視する風潮といえよう。このことは津山藩に留まらず全国的な風潮であった。

二番目は安永六年の触書に「近来（中略）農業等粗略いたし、小商（こあきな）または馬口喰弊（ばくちうてい）の義専（ぎせん）に致し候者」とあって農民が農業をいい加減にし「小商（こあきな）」や「博勞（ばくろう）（牛馬の売買）をする者がいるといっている。農民が片手間に商業に手を出し始めているのである。

三番目は村に野伏・非人（のよせり）など無宿者が横行し始め、村端・河原（かわら）に止宿したりするようになる。これに対し藩は「非人番」、「盗賊番」を置いて取り締まりに当らせている。町や村に盗賊が出没し始めるのは元文年間（一七三六—四〇）で、元文四年（一七三九）に非人姿をした百姓が騒動を起こしたことは先に見た。（第四章村と農政）盗賊番という言葉も寛延元年（一七四八）の法令にすでに見える。しかし、安永四年（一七七五）には一六か条にわたる包括的な法令が出されていて、取り締まりが強

化されたことをうかがわせる。農民の没落が一層進み従来のやり方では取り締まられなくなったのである。赤子間引きの禁止令が相次いで出されるのもこの時期である。この農民の没落傾向は次の天明時代（一七八一—一七八八）にはつきりしてくる。

天明期の農村

天明の時代は天災が相次いだ時期であった。天明二（一七八二）、三年は

奥羽地方が激しい冷害にあり、同三・四年には奥羽地方を中心に大飢饉となり諸国に及んだ。同三年には浅間山の噴火もあって被害は関東から奥羽地方に及んでいる。同六年にも関東・奥羽に大洪水があり諸国は凶作だった。このなかで米価は上がり町方騒動や百姓一揆が続発するのである。津山城下で町方騒動もこの雰囲気の中で起こっている。

この時期、津山領の農村も例外ではなかった。津山藩五万石時代年貢収納高変遷表（第四章六、百姓の没落表46参照）でわかるように、天明二年から年貢収納高は減少し、騒動のあった天明三年には五万石に減知した享保二二年（一七二七）の九一パーセントに、天明六年には七五パーセントに落ち込んだ。これ以後年貢収納

(表51) 天明年間津山領西部6か村 村惣作高

村名	村惣作高	割合	年代(西暦)	毛付高	備考
瀬戸	98石381	53.9	天明2 (1782)	182石654	現鏡野町
神戸	219. 554	18.4	〃 3 (1783)	1192. 769	現津山市
真壁	137. 582	(15.3)	〃 3 (1783)	(899. 271)	現鏡野町
寺元	59. 292	(12.9)	〃 5 (1785)	(458. 665)	〃
古川	37. 937	4.2	〃 6 (1786)	900. 142	〃
宗枝	88. 962	35.9	〃 4 (1784)	247. 522	〃
〃	70. 039	28.3	〃 6 (1786)	247. 522	〃

割合は毛付高に対する惣作高の割合をパーセントで示した。毛付高は村高から永引・永荒高を差し引き年貢賦課の対象になる石高をいう。

毛付高不明の所は(村高)を用いた。

山田家文書による。

高は回復せず、減少の一途をたどっていることがわかる。天明年間、吉井川流域の村々(現鏡野町地域)から藩に提出された数通の願書に見える各村の村惣作地は異常に多い。これらの願書からこの時期の農村の状態をみ

よう。表51は各村で毛付高(荒地・溝敷等を差し引いた年貢賦課の対象となる石高)の中に占める惣作地の割合をパーセントで示したものである。

天明二年瀬戸村では一八二石余の毛付高の内に九八石余の惣作地があり、毛付高の五三・九パーセントにあたる。村の半分以上の耕地は作り手がいないのである。この瀬戸村の願書で瀬戸村庄屋は次のようにいつている。

「昨年までの惣作地は一石余でした。去年丑年(天明元年)の絶人放し高(絶人が村へ差し出した田畑)が一七石余もあります。惣作地は自村・他村の百姓に『宛作』(小作)させて凌いできました。昨年は凶年だったので今年(小作)は宛作の受け手がありません。『村辻惣作』(村民が共同で耕作する)では手入れもせず、肥やしも行き届かないので『荒し作り』になってしまいます。そこで肥料代として引米をもらいたい、要するに惣作地の年貢米を減額してほしいというものである。

現在は津山市に入っている神戸村は大きな村で惣作地は一八・四パーセントであるが、その石高は二一九石余にのぼり、これは瀬戸村や宗枝村一村の石高に近い。神戸村の願書の結論も年貢率の引き下げ要求である。その

実状もみよう。去る辰年(安永元年か)惣作高に主付け(他村から百姓家族を受け入れて耕作責任者を決める)をしてもらったので一兩年は惣作高も減った。その後、絶人放し高が年毎に増加し、年貢不足分を村で弁償せねばならず困窮している。今は苗代の時期であるが種籾もないので苗代をすき起こしてもいけないのである。

これらの願書の内、天明二年の宗枝村の願書では八人の勞百姓の名と持ち高が挙げられ(表52)、これらの百姓の困窮の原因が自分の持ち高の上に村惣作地を分担耕作したことにあるとしている。人手不足で行き届きか

(表52) 天明2年宗枝村勞百姓持ち高一覧

姓名	持高(石)
銀藏	7.530
平吉	8.352
忠兵衛	14.830
勘三郎	9.372
伊助	18.532
仁左衛門	7.520
又十郎	10.076
平右衛門	5.456
計	81.668

山田家文書による。

ねる上に凶年であったので家財・持ち牛を売って年貢を払ったのだ、という言い分である。注目すべき



はこれらの八人は美作地方のこの時期では標準的な中堅の百姓であることだ。この傾向は瀬戸村でも同様であった。このような没落農民の行く末が物乞いをしながら流浪することは先に触れたが（第四章村と農政）この傾向は一層激しくなっていく。

### 藩の対応

このような農村の窮乏に対して藩側の対応には二つの方向が見える。一つは

農民教化の方向であり、他方は身分制強化の方向である。寛延から宝暦の時代（一七〇〇年代の中ごろ）には年貢未納の農民に藩は厳しい対応をした。絶人に対する触内追放等は先に見たところである。安永の藩政改革のころからはこのような対応は見られない。宝暦の改革当時の代官下代を追放し、旧大庄屋を地方目付として農政の一部を担当させるなど、抑圧よりは融和の方向をとっている。安永二年（一七七三）の触書には、百姓は「万事相互に助合い」「人の見合わせなく、懇意を尽くすべし」といい、人を選ばず相互に心を砕いて話し合い助け合うことを前面に打ち出している。別の法令では、大庄屋以下の村役人の心得として「惣百姓の風俗の変化、治政の厚薄を察し」と述べて、民情の観察と細かな政治的配慮

を求めている。「御法度を守り、農業に精勤し、父母に孝、兄弟・妻子に中能、諸親類に睦まじく、下人は主人の事を大切に致し、諸事心得よろしき者あれば申し出るべし。」として理想的な百姓像を掲げて百姓のあるべき姿を示そうともしている。これに反する者へは心を込めて説得すること、役人の指図を聞かず雑言・手向かいをする者は放置しては大いに「風を傷め申す事」、つまり農村の気風を損なうものとしている。農民教化の目的は農村の気風の刷新であった。この方向は農村労働力の減少に対応するもので、赤子まびき対策や、遊民増加に対する勸農所の設置として具体的な政策になっていく。（「郷中御条目」）

身分制強化の方向については、「分限忘却の様相見不届」という天明元年（一七八一）の領内農村への申渡を引用して、農民身分を無視する風潮としたのであるが（本章かわる農政）、同じ年九月に領内農民に対する儉約令が出されている。農民に対する儉約令は以前から出されこの時が初めてではないが、今回の儉約令発布の趣旨には百姓が「身分不相応の華美を好み」度々出された儉約令を忘れていると思われるので、これまでの法令

に「潤色をも加え」て申し渡す、と特に記している。「身分不相応の華美」を抑える目的で「潤色」（実状に合わせ改訂）して出したものである。その概要は次のようである。

一、衣類は男女共に木綿を着用し、絹類は一切禁止する。但し、大庄屋は羽織・袴と下着の裡は絹・綿に限る。大庄屋以下の者（大庄屋より下の者か）は下着裡であつても絹・綿は一切禁止、帯・腰帶まで木綿・麻の外は用いてはならない。

一、このごろ青張りの日傘をさし、婦人には雨羽織を着る者がいる。菅笠以外は禁止する。

大庄屋・肝煎（中庄屋）は木綿合羽を許可。庄屋以下は紙合羽と蓑の外は堅く禁止する。

一、帷子は布を用い、北国おじや縮（新潟県小千谷産の縮）を着てはならぬ。

これからは目付の者を出して調べるので、もしこの禁令に背いた者がいたら衣服・櫛・こうがいの類は切りとるか没収し、戸主・村役人まで処分する。（『郷中御条目』）

この規定の中で大庄屋衣服の特例は寛保二年（一七四二）以来認められていたが、二つめの規定は新設されて

いる。江戸時代の服装の規定は儉約の強制以外に一見してその人の社会的立場を誰の目にもわかるようにする、という目的を持っている。この時期に「分限忘却」の様子を引き締め、「身分不相応の華美」を抑えるために出されたこと、および処罰をもって強制しようとしていることは儉約令というよりは身分統制の意味を持つ。

### 五、農民身分の強化

寛政二年（一七九〇）七月二十八日、農身分法の令 民の麻・袴・小脇差着用について規定した「申渡」が『郷中御条目』に載せられている。藩はこの中で重要なことを決めている。「申渡」の全文は次のようである。

一、村々長百姓の義は、持高の差別なく、小脇差差し免じ候間、以後共是迄の通り、村内取り締りの義諸事心を付け申すべし。

一、持高拾石に及ばざるものは、村内取り計是迄の通り。

但し、長百姓小脇差の義は持高に拘らず、右の通

り相心得申すべし。

一、持高拾石以上の者は、名子・家来たり共本百姓申し付け候間、右の通り村内にて取り扱い申すべし。  
尤、家来の分は、其の主人へは是迄の通り相心得申すべく候。

但し、以後拾石以上の持ち増し候者共、是又右の通り相心得申すべく候。

一、是迄持高拾石以上のものたり共、拾石内減石いたし候ものは、村内取り扱い、名子に準じ、其の村長百姓の名子に申し付くべく候。

一、持高五拾石以上のものは、上下着用差し免じ候間、年頭兩役所へ罷出べく候。

但し、以後五拾石以上に持ち増し候者、是また右の通り申し付くべく候。

「申渡」は以上であるが、この条文に続いてこの「申渡」を出す理由の説明があり、最後に「戊七月三日松岡治部助 伺済」とある。説明文が当時の郡代松岡治部助の意見であり、この年七月三日に藩が許可したことがわかる。説明の内容がこの法令の解説にもなっているので、まとめると次のようである。

今後麻袴の着用は肝煎（中庄屋）と庄屋の内、許可された者と持ち高五〇石以上の者に限りその外は禁止し、また小脇差を差してよい者を村役人・長百姓・持ち高五〇石以上の者に限りたい。明和元年（一七六四）に小脇差携帯を許可した百姓は二〇〇人にのぼり、今はもつといはずだ。麻袴所持の百姓も多数いるがこのように申し渡して長百姓の氏名を調査すれば小脇差・麻袴の無断着用取り締まりに効果があるはずだ、というものである。

小脇差を帯び、麻袴着用を許可することは武士身分の風俗の一端を百姓身分の者に認めることで、社会的には村役人の権威を高め、個人的には優越感をあふることを目指している。

もう一つのねらいは「右の趣取り計らい候はゞ、銘々持高大切に仕候て然るべき様存じ奉り候。」というところにある。右の趣とは持ち高一〇石以上を本百姓、一〇石以下を名子とするという規定のことで、これを実行すれば百姓は「持高を大切にす」というのである。藩は百姓困窮の原因を平素の百姓の怠慢にあるとする。この時期の触書で百姓没落の原因について、百姓が「農業等

粗略いたし、小商こあらい」をしたり、「農家も奢りの風俗に移り、作方さかた手入れ不行届ふりよきとじま」となり、農業に精を出さない百姓の気風がいざ凶作の時絶人たんにんを生むのだ、といっている。この風潮をとどめるために百姓身分を定め本百姓を「名子なご」に落とす規定を作れば農業に精を出し持高を大切にすると考えている。つまり年貢負担百姓を維持しようとしている。

森藩時代以来美作みまさかの農村では、「家来けらい」・「名子なご」という農民身分は本百姓株に対応して社会の制度として定着していた。百姓身分を正面から取り上げたこの規定は松平藩になって初めてのものである。年貢収納高の激減の事実に加えて、農村荒廃・風俗華美・分限忘却・農村小商い流行・遊民の増加等、安永期（一七七二—一七八〇）以降藩の法令に頻繁ひんぱんに見られるこれらの言葉に、藩側の危機感を読み取ることができる。この規定は大庄屋・中庄屋・長百姓ながひやくしやうが村の指導者であることを村民に再確認させ、農村秩序を建て直す目的で出されたものである。

先の儉約令とこの法令は農村の気風の刷新に身分制を持ち込み、富裕な農民と困窮した農民を風俗の上でも村

内の支配関係の上でも対立する立場に置いて支配強化を図ったものである。

江戸時代、美作地方の農民身分である  
家来と名子  
長百姓や名子・家来については『津山

市史』第三卷第五章に「農民のいろいろ」という項目を立てて解説がある。寛政期（一七八九—一八〇〇）の郡代こほりしろ手控てひかえと思われる『作州古談』（『美作史料』所収）には、家来や名子は、「其村々の習はし」と書かれ、当時すでに社会の習慣と観念されていたことがわかる。続いて「本百姓とは大いに違い申す事なり、本百姓並なまには万事執り計らわず候事」とあり、「庄屋組頭大小の百姓」と書かれた時には名子・家来は除かれ、「大小百姓名子家来に至る迄」と書く時は格別の時であると記している。名子・家来が村では大小の百姓とは一段低い立場に置かれていることがわかる。

百姓身分の中で家来は江戸時代の初期、土豪武士が「刀狩」を経て家来と共に帰農するときに始まると考えられている。武士社会の主従関係が農村に持ち込まれたのである。家来は主家の農業経営の働き手であり、主家の私的な仕事にも主人の意のままに従事した。

名子身分は江戸時代の初期にはなかった。柴田一氏の指摘によれば、延宝六年（一六七八）に名子身分設定の法令があり、「美作一國鏡」長光徳和氏は史料の上での初見を、延宝七年「行延村五人組帳」（現柵原町）であるとする。名子身分はこの時期（津山森藩主長武時代）森藩によって定められたものである。先の「作州古談」には名子・家来の持ち高は「親方の高請申事」（親方百姓名義で土地台帳に記載される。）なので、夫役も親方百姓が持ち高にに応じて負担する。名子・家来は「表役」（公的な夫役）は勤めず、親方に対して労役を奉仕するようだ、と書いている。江戸時代の初め本百姓は年貢以外にも労役を課せられていた。名子・家来は一人前の本百姓として扱われないで親方百姓（名子の場合名親）に従属した百姓だったのである。

### 宝暦期の家来

時代が下だつて宝暦期（一七五一—一七六三）には家来や名子の在り方も変わっている。この時期の家来の例をある大庄屋家についてみたい。

桑原村（現加茂町）七右衛門は宝暦八年（一七五八）当時の大庄屋に「私儀御家来に罷成候御約束仕候」

という書き出しの「一札」（契約書）を提出して家来になっている。この「一札」によれば、七右衛門は持高一二石六斗八升二合を所持する本百姓だった。この年の年貢高一七石一斗余の半分は本人が払ったが残り八石五斗余が払えなかった。このために七右衛門は絶人になり「家財・諸道具・牛馬」等を「売り放し申し候」といつている。絶人は村に居住できず、家財は管理人によって競売されたのである。

競売された家財諸道具を買い取ったのは右の大庄屋だった。彼はすでに他人に買い取られた唐箕・唐臼等の農具まで買い戻して七右衛門に与え、入質されていた居宅・長屋の利息も払い、未納年貢も引き受けて完納したのである。この結果、七右衛門の田地はこの年から大庄屋家に渡されている。

ここで七右衛門が大庄屋から受けた恩義は次の三点であろう。一点は未納年貢を大庄屋が引き受け完納してくれたこと。二点は居宅・長屋等の利息を払い、農具を買い戻して七右衛門が以後も生活できる条件を確保してもらったこと。三点目は絶人となった七右衛門の未納年貢は桑原村が負担するところを大庄屋が負担したので、七

右衛門は村に迷惑をかけずに済んだことになる。当時は小商いも年期奉公もそれだけでは家族を養い生活していくことはできなかつた。七右衛門は名子になるには引き受け手（名親）がなければならず、家来になるか、または流民になる以外に道はなかつた。七右衛門には三日の恩義が最も有り難かつたに違いない。一家離散し物乞いをして回らなくて済み、桑原村に引き続いて生活できる条件を与えられたのである。

大庄屋が七右衛門の年貢未納分を支払った一つの目的は七右衛門一家を家来とし、自家の労働力とするためである。もう一つの目的は耕地を集めるためであろう。七右衛門は先の「一札」の中で「桑原村惣作地御預り高作代、私儀を御差し置き下され候趣、仰付けられ」有り難く感謝するといっている。この意味は桑原村の七右衛門の元所有田畑はまだ同村の惣作地であるが現実には大庄屋の権利がある田畑（御預り高）になっていて、その田畑の作代（作男の頭）に七右衛門をあてたのである。七右衛門は桑原村で自分が投げだした村惣作地の耕作者であり、大庄屋にとっては作男の立場である。七右衛門はここで初めて桑原村に住む理由ができたといえる。

### 家来の義務

七右衛門が家来になった翌年、成安村（現加茂町）五郎兵衛妻子三人が右大庄屋の家来になった。家屋敷・遣い牛・当分の食料を与えられ、桑原村惣作地御預り高を耕作する約束である。その代償は「御家御作法の儀」を入念に言い渡され、子々孫々に至るまで背かぬこと、もし「御氣に背く」（氣にいらぬ）ことがあればどのような処置を受けても一言の御恨みも申しませんと誓っている。ここでは無制限の処分を受けられる絶対服従の誓いである。

宝暦二年（一七六一）、大庄屋家で数代続いた家来たちが家来の立場を離脱したいと主家に対して反抗した。大庄屋は村の庄屋・組頭立ち会いのもとで説得し、改めて家来たちに服従を誓わせた。その時、提出させた文書に見える主家への奉仕義務は次のとおりである。

- 一、主家・親族に対し無礼をせず、途中で逢えば笠・ほうかぶりを取り、下駄を脱ぎ失礼のないように。
- 一、正月元旦の朝、家内残らず御札の挨拶に来ること。
- 一、盆・一五日・御節句も右同様に勤めること。
- 一、御先祖御墓所の掃除は七月七日に残らず出て行くこと。

- 一、一二月一三日に御箸木を削り持参すること。
- 一、五月御早植に一軒より一人ずつ昼迄勤めること。
- 一、縁談について、嫁取り・婿取り・養子養女については指図を受けること。心儘にしてはならぬ。
- 一、何事についても御用の節は何時にも出てきて指図を受け勤めること。

この譜代の家来たちの家来離脱の願いは、宝暦四年主家が「身代切り締め」（財産整理）をしたときに端を發した。「去る卯年（宝暦九年）御上より御咎メに御相遊ばされ候時分より以来段々不埒の仕形」とあつて、宝暦九年の改革の時の大庄屋入牢を契機に反抗が一層強くなったことがわかる。

このように元土豪の系譜を引く家の中には、この時期にお家来百姓を維持したものがあつた。しかし、数代続いた家来も宝暦期には家来離脱の願いが表面化するのである。この大庄屋家の、家来を使用して行つた農業経営はすでに崩壊寸前である。家来としての義務は無制限の服従を誓わせるという点で、形式的には江戸初期の家来同様の服従を求めているが、宝暦期の家来の本質はさきの七右衛門や五郎兵衛のように年貢未納の結果生まれた農

業労働者であり、日傭稼ぎでも、惣作地主付けの求めに応じて他村に住んでもよかつたのである。このことに続いて、文政九年（一八二六）九月、同大庄屋家の家来百姓六人が家来身分を離れ御百姓にしてみたいと、津山藩郡代宛に箱訴（目安箱に訴状を投函）した事件があるが、その発端はこの時期から始まっている。箱訴の年が文政非人騒動の翌年であることも興味ある事実である。（津山郷土博物館文書）

#### 名子請証文

寛政六年（一七九四）、因州（鳥取県）からきた長兵衛という者（家族三人）

が越畑村（現鏡野町）で名子百姓になつた。その時の名親に差し出した鑑定書（契約書・内容は誓約書Ⅱ名子請証文）が残っている。長兵衛と伴夫婦の署名がある。長文なのでその骨子をまとめると次のようである。（鏡野町史料集第一類）

長兵衛は因州の者で「難洪仕候て、当村住処（所）御座無く」という理由で名子百姓になつた。「御当家御取上成され、名子百姓に成し下され」といい、その御恩は子々孫々に至るまで忘れることはございませんとつて居る。居村を離れて浮浪する百姓であらう。

名親に対する誓約内容は「御当家御方始め村内衆中に至る迄、慮外<sup>りよがい</sup>慮言申上間敷」と書かれ、もし心得違いがあれば「如何様之<sup>いかようの</sup>曲事<sup>まがこと</sup>（処罰）」に処せられても背くことはしません、と約束している。慮外<sup>りよがい</sup>慮言申上間敷は無礼な行動や言葉遣いの事で、名親に対するばかりでなく村内百姓への態度についての誓約である事が特徴といえる。

二条目に名親に対する従属を約束する部分がある。

「御当家御難波之節も御座候はば、我等残らず罷出<sup>まかりいで</sup>、幾重<sup>いくえ</sup>にも御相談に相成り候様、取り締まり申すべく候」というものである。名親がお困りの時があれば、私たち家族は全員出て何回でもお指図を受けるよう、家族にもよく申し聞かせておく、という意味に読める。「御相談」の内容が労働の提供であったとしても、それは日常的にはなく名親が「御難波の節」に提供するのである。

「御難波の節」を忙しい・人手が足りない時等と解すれば、名親が困ったと言えは何時でも名子を使える事になる。しかし、それでも難波していない時は名親の監督から離れている。またお指図を受け候と言わず、「御相談に相成り候様」と言う表現は、従属している立場からの言葉としては対等に過ぎはしないか。先の家来の誓約書

とは大きく異なり、名子を強く拘束できなくなっている。この地域の状況を考えれば、美作地方ではどこでも「名子筋の者」（譜代の名子）は姿を消したと見てよい。良い条件があれば何時でも出て行く浮浪農民が名子百姓になる寛政期の契約条件といえよう。

続いて右の誓約にもかわらず「其節不心庭<sup>しんしんてい</sup>（底）之儀」（不滴の言動）があつたときは、「家財・御田地御取上成され候共御違背<sup>つかうり</sup> 仕 申間敷候」という誓約もしている。家財・田地を没収されても異存はないというものである。この村に「住処」がなくて名子になった長兵衛が、取り上げられる家財・田地を持っていた筈はない。名子になる時に小屋のような住居と日用品と、名親の所有地か村惣作地かをあてがわれて生活を始める姿が見える。長兵衛は浮浪人が定着した名子百姓で、名親の田を耕作する。しかし、名親の仕事を手伝う事はあつても家来のように従属した立場にはいない。従来「名子・家来」といい、両者を同一視してきた。しかし、両者はこの時期では明確に区別して考えるべきであろう。



## 名子百姓

名子について説明した記録は少ない。

名子百姓が家来百姓と共に、親方百姓に隸属する身分であったことは、先に引用した『作州古談』に見えるとおりである。幕末の記録と見られる「百姓名称其他」では名子の由来について三様のあり方を述べている。

一、名子筋の者（代々の名子。譜代の名子）

二、他所より罷越候もの、長百姓の内引請御願申上、

入帳仕候故、其の引請の者を名親と申候。

（他所より来て長百姓に引き受け〓保証〓を頼

み、人別帳じんべつちやうに入帳してもらう。引き受けた長

百姓を名親という。）

三、百姓、本百姓の者にても別宅仕、其組合人数多く

成候得は、本家の名子にいたし候類も御座候。

（百姓が本百姓身分であっても別宅〓分家・隠

居〓し、その組合の百姓数が多くなれば、本家

の名子とするという場合もある。）

（中島家文書）

右のように名子百姓のあり方は一様でなく、また美作地方の農村に広範囲に存在した。津山領東部のある村で

は天明期（一七八一〜八八）百姓戸数五二軒の内、二八軒が名子百姓であった。村によって差はあるが名子百姓の数は少数ではなかった。

天明六年（一七八六）、この村の本百姓で名子四人の名親だった三郎右衛門には忠太・虎治の二人の兄弟がいた。三〇年後の文化一三年（一八一六）に、兄忠太が家督相続して三郎右衛門と名乗る。文政五年（一八二二）の記録には三郎右衛門の所に「弟虎治」と注記があり、同時に三郎右衛門名子仲右衛門の所に「兄三郎右衛門、別宅仲右衛門」と注がある。この六年間に何かの事情で兄が別宅して、弟虎治が三郎右衛門を名乗って家を継ぎ、兄は仲右衛門と改名して弟の名子になっている。親族別家の例である。「百姓名称其他」には、名子の中には長百姓・本百姓の一族の者もいるので、かえって名子の方を本百姓より崇める者もいると書いている。

文化七年（一八一〇）、この村の順兵衛は六二石九斗余の田畑屋敷を持ち名子三人の名親であるが、名子の一人忠太（家族二人、先の忠太とは別人）の記事の注には隣村から「入百姓引請申候」と記されている。また、江戸末期頃の布原村（現鏡野町）の庄屋へ届いた書簡には

「御村方源右衛門と申人の名子入百姓に仕度」とある。どこかの庄屋が自村百姓を源右衛門方へ入百姓に行かせるときの身元保証の手紙であろう。(鏡野町史料集) 他村からの入百姓がすべて名子として受け入れられたとは決められないが、名子百姓の多くが入百姓であったことは間違いないと思われる。

### 名子の立場

美作地方では名子百姓が村内戸数の半数をしめる村が少なくないのに、他の地域ではこの種の議定書の例は見つかっていない。

元津山藩領の西部吉井川・香々美川流域地域の調査報告では、名子がしばしば名親を替える事や名子の定着性が希薄であること、名子が二十三年後には本百姓になり、その二年後には名親になる等の例を紹介している。名子は農村荒廃の中で村全体の必要から受け入れられて名子となったのであり、特定個人に従属するものでないとする。この時期の名子は絶人・浮浪人が農村に定着したもので、量の上でも性格的にもこの時期を代表するという。(鏡野町総合調査報告書) 惣作地主付名子である。

他方、名子の役割の一つが惣作地の耕作にあったとした上で、名子制度が地主の農業経営を補完する役割を

担ったという研究がある。地主は家族の労働力だけでは耕作できない手余り地を名子に耕作させたり、名子に預けて作らせたとしている。農村荒廃の中で農業生産力は低く、農民は年貢米を納入した残りでやっと生活していた状態だった。土地を借りて年貢米の上に小作料までを払う事はできなかった。小作人が少なく、宛米(小作料)を引き下げなければ小作の引き受け手がない中で、地主は手余り地耕作の労働力を得難かった。地主も投資に見合う小作料を得、小作人も生活の糧を小作人取り分で補えるような小作制度は成立しなかった。ここで地主は名子に労働力を求めたという主旨である。保護を求める分家百姓や絶人・浮浪人の利益と、惣作地耕作の苦勞から逃れたい村民、手余り地の労働力を求める地主の利益が一致するような社会環境の中で身分の上で固定された労働力として名子制度が存続した。(「近世における隸農制の展開課程」)

名子百姓に対するこのような研究はそれぞれ宝暦から寛政期(一七五〇年代から五〇年間)にかけての名子百姓の多様な側面を述べている。ただ名親と名子百姓との間での耕地の取得・貸借や従属関係はまだ具体的に明ら

かにされていない。

一〇石以上は この節の初めに掲げた寛政二年（一七  
本 百 姓 九〇）の「申渡もうしわた」にある持高一〇石  
以上をもつ名子百姓は本百姓とし、一〇石以下の百姓は  
名子の扱いとし長百姓の名子とするという条項は実行さ  
れたのだろうか。

家来百姓については先の大庄屋の寛政四年（一七九二）  
の資料に、持高一五石五斗七升二合の百姓善七について、  
元は家来百姓であったが、一〇石以上まで持高を増した  
者は本百姓にせよというお上の命令なので帳面には本百  
姓と記載した。しかし、「勤方こいさま是迄これまの通、家来こいさま締め書別  
に取置きあり」と書いている。家来については、一〇石  
以上所持する者を本百姓にしている。同時に、「その主人  
への勤めはこれまでの通り」という条項も適用されて  
主家への忠誠の義務は免除されていないのである。

名子に関しては、この事について特に文章で表現され  
たものがない。先に述べた津山市東部の村について見る  
と天明六年（一七八六）に一〇石以上所持する名子は六  
人いたが、寛政一〇年（一七九八）以降の記録には見ら  
れないことから、名子についてもこの規定は適用された

と考えてよい。また、持高一〇石以上の百姓が一〇石以  
下に持高を減らした時の扱いは、「別宅」等の外は名子  
になっていない。この点は法令よりも村内の事情、例え  
ば百姓株を維持することの方が優先されているのであ  
る。

ただ、この場合も土地に対する名親の権利が保留され  
ているかもしれない。先の名子請証文を書いた長兵衛が  
約束に違反したら家財・田地を差し出すという。彼が名  
子契約と共に得た田は自由に売却できたであろうか。惣  
作地をあてがわれて村に住む入百姓いりひやくしやうは名子身分で耕作  
地を自由に売れただろうか。「作州古談」には次のよう  
な意味の記事がある。

「年貢納入について、名子家来が絶人になっても本絶  
人にはならない。田畑は親方へ返し、未納年貢は親方  
が払うからだ。名子家来のことについては奉行所も関  
知しない。」

この記事は、初期の隸属関係の強い時代の名子のあり方  
を述べたものではない。名子は年貢納入責任者として耕  
作し、社会もそれを認めているから絶人とされる。「親  
方へ返し」と言う表現からは名子は自分で購入した田畑

以外に名親から分与された田畑は自由には処分できないことがうかがわれる。名親に潜在主権とでも言う権利が保留されているように思われる。この点こそが名子の隷属性ではないか。未納年貢を親方が払うのは名子への恩恵で、名子百姓をつなぎ止める手だてであろう。このような見方をすれば右の『作州古談』の記述は、手余り地を名子に耕作させる地主にとって名子は最も都合のよい労働力であることを示している。

いずれにしても、この当時の家来や名子の源は没落した本百姓であること、家来と名子の社会的立場は異なること、名子の名親に対する従属性は地域（商品流通の発達の度合い）によっても差があるように思われる。

**無宿者の** 農村が困窮の度を増すにつれて絶人が取り締まり 生まれ、欠落人が出て、彼らの中には

浮浪し無宿者になる者がいる事は先に見た。無宿者には欠落人ばかりではなく盗人もいて、犯罪も野荒らしから土蔵破り・生綿泥棒など多様である。また街からも他国他領からも流れ込んで来る。宝永四年（一七〇七）に松平藩が非人番を置いたことは先に触れた。（第四章一、江戸時代の身分）この時、非人番が領内村々に広く設置

されたのかどうかは明らかでない。元文四年（一七三九）には「世間非人躰ていに紛れ、盗賊徘徊はいかい」とか、「町在共盜賊徘徊」というように盗人の横行する様子が法令に見え始め、この年、藩は「村々油断なく番人等申付」、疑わしい者は召し捕って報告せよと指示している。この「番人等申付」は村で新しく番人を設置せよというのか、すでに置かれている番人に召し捕り強化を命じたのか判然としない。ただ元文騒動のさなか（津山藩出兵は三月六日・帰着一四日）、三月一二日付けで出されているこの法令は領内への騒動拡大防止のための緊急対策の観がある。同年六月の触書には、疑わしい者に対しては城下近辺であれば町方同心を在分へも踏み込ませ、搦め捕らせるとあって、元文騒動の前後のこの時期には非人番が充分対応できる体制でなかったことがわかる。まず、ここでは農民闘争に対応して非人番設置範囲の拡大、あるいは非人番による野非人・盗賊の取り締まりが強化されていくことに注目したい。

寛延元年（一七四八）の夏、大庄屋たちの相談で、大庄屋の触毎にえた身分の者を一人宛「盗賊番」に任命することになった。（『郡代日記』）この時から津山領農村

の治安維持は、非人番（野非人追い払い）と盗賊番（盗人の監視と通報）の両役併置になっている。

当時、追い払いは「村切り」（村単位）でなされたので、「一通り追立て候まで」で、村外に追われた無宿者はすぐに立ち帰り、追い払いの効果は薄かった。寛延元年に藩の方針は「村違い・触違い」（庄屋・大庄屋の管轄区域外）であつても相互に連絡し合つて追い払えという方向に変わった。取り締まりを広域化し、津山藩内には住まわせないとの方針であろう。しかし無宿者もどこかに住まなければならない、周辺の天領や他領でも同様に追払うのであるから行くところがない。この状態は解決することがなかった。

安永四年（一七七五）、藩は農村での盗賊召し捕りについて一六か条の具体的手続きを定めた。この中で藩は非人番や盗賊番に盗人や胡乱（挙動不審）な者を庄屋宅へ連行したり、召し捕り（逮捕）の手伝いをさせたり、時には召し捕りをさせることを定めている。この時、村での召し捕りや、すでに捕えられた者を役所へ連行する時には庄屋の同意がいり、大庄屋を通じて郡代所の指示に従うことを原則とした。

無宿者の横行は当時江戸周辺の幕府領でも、全国的にも広がっている問題だった。安永七年（一七七八）幕府は「懲らしめのため」として無宿者を厳しく召し捕り、「佐州」（佐渡が島）へ送ることを決めて諸藩に触を出している。津山藩で佐渡送りの事例は見つかっていないが、この時期から取り締まりは強化された。天明二年（一七八二）には番人が不足する村は増員すること、全百姓は銘々軒別に拍子木をこしらえ、盗賊が入れば拍子木を合図に村役人・百姓はもとより他村の者も駆けつけ手筈を合わせて召し捕れと命じている。安永四年の庄屋への報告手続きの規定は役に立たなくなり、村中総出で盗賊召し捕りに当たることになった。飢饉天災の続いた天明年間（一七八一―一八八）を過ぎて寛政三年（一七九一）に、藩は盗賊召し捕りをよりの天領・私領の村々が申し合せて行うように指示し、寛政五年（一七九三）には備前（岡山県）・備後・安芸（広島県）・周防（山口県）・伯耆（鳥取県）・美作の六か国の幕府領・私領が申し合せて、逃亡した盗賊を連絡しあい、見つけ次第その地の庄屋の判断で召し捕ってよい事を定めている。

このような野非人や盗賊は取り締まりの強化にもかか

ならず減少しなかったばかりか、野非人を家に置く者も絶えなかった。文政八年（一八二五）の勝北地域を中心に津山藩領にも及ぶ非人騒動はこのような社会状況の中に起こるのである。（特に注記した外は「郷中御条目」による。）

第四章六、百姓の没落の絶人以下の項で述べたように、百姓はいつ絶人になるかわからない状態にあった。このためか村民は野非人の追払いにも協力的ではなかった様子がかがわれる。安永九年（一七八〇）藩は百姓に無宿者をかばうな、隠したり見逃したりしたら「忍」の者を回し召し捕って同罪とすると法令で強制している。百姓の中に隠したり見のがしたりする者がいたことがわかる。村の中での非人番・盗賊番と村人との間のかわりを具体的に知る史料がないのであるが、村民の中に無宿者をかばう者がいる中で非人番・盗賊番は藩の命令で活動させられるのであるから、追われる無宿者は反感を持ち、百姓からも好意的に受け取られるはずはない。

また、天明元年（一七八一）の法令では、藩は郷中目付・非人番・盗賊番に博打取り締まりを命じている。その取り締まり方は、昼夜に限らず探索させ、博打宿など

を見つけたら「密々村役人へ申出べく候」と密告制をとった。見つけた時には褒美として米一俵を与えると定め、その米は博打宿をした者の組合の百姓に割賦して負担させるという共同責任制である。博打禁止の触は「郷中御条目」に見えるだけでも、宝暦三年（一七五三）以来天保一三年（一八四二）までに三五回も出されている。このことは、城下町人・百姓を問わず広く博打が流行し、取り締まりも徹底しなかったことを示している。そしてここでも非人番・盗賊番は村民を昼夜監視する立場に立たされている。

津山藩は天保一二年（一八四一）三月、農民の「衣食住、その外儉約質素取締方」について法令を出し、百姓以下妻子、下男下女に至るまで申し渡すよう命じている。この中の一条に、「えた身分の者は身分が違い生まれが違うのであるからその事をよく心得、素人に対し決して無礼の振舞い」をしないよう厳重に申し渡すという一条がある。（「郷中御条目」）藩が触書として藩内各村々へ触れ流したことは、差別をするように農民に教育したということである。幕府はすでに安永七年（一七七八）の触書で被差別住民に対し「百姓躰に扮し、旅籠屋・煮売

屋（飲食店）・小酒屋等へ立ち入る」ことを法外の増長と咎（とが）めている。（『御触書天明集成』）被差別住民が永年の努力によって生活内容を高めてくると、身分にふさわしくない言動として法令で抑圧するのである。

江戸時代は武士身分の者が百姓身分の者から年貢を徴収することを基本とする社会である。津山藩では年貢を確保するために年貢未納の百姓を絶人とし、村から追放する。村は未納年貢を共同責任で納入しなければならぬ。このような中で生まれてくる野非人・盗賊・博打の取り締まりに被差別住民を充当したのである。

江戸幕府の支配体制が揺らいでくると、幕府は身分の差別を一層強化したことはこれまでの研究成果で明らかにされてきた。これは津山藩でも同様であった。幕府や藩の定めた制度によって百姓どうし、百姓と被差別民衆との間の対立は一段と強められたといえる。

## 六、寛政の石代越訴

### 石代納

寛政一〇年（一七九八）美作の天領村々が年貢米の納入方法の変更について全村を挙げて反対し、幕府老中に対して直訴した。

幕府は天領の農民に対し年貢の三分の一を貨幣で納入させた。関西ではこれを三分の一銀納ぎんなんという。年貢米の三三パーセントである。また美作では年貢の四割（四〇パーセント）を米で納入させ、大坂へ送った。残りの年貢米は翌年になって、地元で売って銀で納めた。これを三分の二銀納という。この三分の一、三分の二銀納のように年貢米に替えて貨幣で納める制度を「石代納いくだいのう」という。これまで美作地方の三分の一銀納の場合、年貢米一石の貨幣換算の基準は津山で一〇月一日から晦日みそかまでの間に取り引きされる町米の upper 値段の平均を用いた。この上米値段は津山藩の蔵米くらまいや家臣の扶持米かちまいの払い下げ値段（払い米値段）から銀四匁引き下げたものである。寛政九年から幕府はこの換算基準を変更し、一〇月一日から晦日までの一か月の間にあった領主払い米だけの相

場の平均を石代納の上米値段として換算するように命じた。換算基準値段が高く、市場値段が低い時、農民はより多く米を売らなければならない。この処置を農民は「新規御趣法」と呼んでいる。この「新規御趣法」をやめ、もとの算定方法に戻してもらいたいというのがこの石代越訴の要求である。寛政九年一〇月三日付けの「町奉行日記」に記載された幕府の「申渡」は次のようである。

年々石代直段立方の義、是迄取り扱い区々に付き、以来は一〇月朔日より同晦日迄の内、領主払い米・余米有之候儘にて、米屋共買い請け米直段を上米直段に相定め（下略）。（『町奉行日記』）

右の指示によれば、変更の理由は「是迄取り扱い区々」つまり全国の天領での石代換算基準がまちまちであるので統一するためということである。この文に続いて、（米屋が払い米を）買い請けた時そのままの値段を端銀まで書き留めて置き、年々の問い合わせがあった時、間違いないようにせよ、また後に提出するようにとある。幕府が問い合わせをしたり提出を求めたりするのは年貢米納入について疑義が生じた時の資料とするためである。

うが、このように念を押されれば藩としては事実を記録する外はない。最後に、このことは松平伊豆守（老中）へ伺いの上申し達するのであるから「その意を得らるべく候」とある。絶対に変更できないものであるという意味である。『町奉行日記』には続いて「口達の覚」として、代官や天領の預り所から石代値段の問い合わせがあったら、右の「申渡」のとおり今年から改めるので相違のないように書き付けを渡すよう指示している。この「申渡」は津山藩の外、次の六町にも出されている。

津山町同様石代基準の変更を求められた町である。  
和泉国岸和田（大阪府岸和田市）・摂津国尼ヶ崎（兵庫県尼崎市）・丹波国園部町（京都府園部町）・播磨国山崎町（兵庫県山崎町）・讃岐国高松町（香川県高松市）・豊後国杵築町（大分県杵築市）

寛政九年（一七九七）五月幕府の勘定方役人が津山に出張し、津山での米値段の決め方に付いて調査したことは第三章二の米相場の項で触れた。この「新規御趣法」はこの調査に基づいて定められたと考えられる。この節の資料は、特に注記した外は出訴人の一人、池が原村庄屋伊八郎の「石代御願一件郷用記録」（備前・備中・美作



百姓一揆史料」所収）によっている。

### 津山藩の対応

藩はこの「申渡」の扱いに慎重だった。「申渡」の内の「領主払米・余米」

のうち「余米」の意味を幕府に問合わせ、回答があるまで「申渡」の実行を保留している。幕府の回答は「余米」とは「口米・箆米等の余分の升目」のことで、余分の升目が入っていても無視し「俵数にて何石」と取り扱うようにというものだった。これは津山藩には影響はなかったが、天領の百姓には重くのし掛かることになる。口米・箆米とは一種の付加税で、津山藩では領主米一俵は三斗五升入りで三俵一石と数えた。実容量は一石五升で、五升は口米である。津山町米は一俵三斗四升入りだったから一石につき三升の差があった。

津山の米仲買も神経をつかった。藩は幕府の指図の通りに相場を立てるよう米仲買に指示したので、米仲買はその実施に当たって、藩に対し確認のため「伺書」を出している。その要旨は新しい相場立ての方法が津山米仲買が不正をしたと疑われるような点をもつことを指摘し、天領の百姓が幕府に訴えて津山の米仲買は幕府から追求されるかもしれないとし、その時の答え方について

藩の同意を求めたものである。その中で、公儀（幕府）の指図通りの相場立てをすればこれまでの相場よりは「余程高価に相成候」といい、「万々一御國中御公料（天領）百姓共迷惑を存じ」と天領百姓が不満を持つことを予測している。「町奉行日記」には、この年の新しい相場立ては例年より銀四匁四分三厘八毛三の高値になった、と書いている。

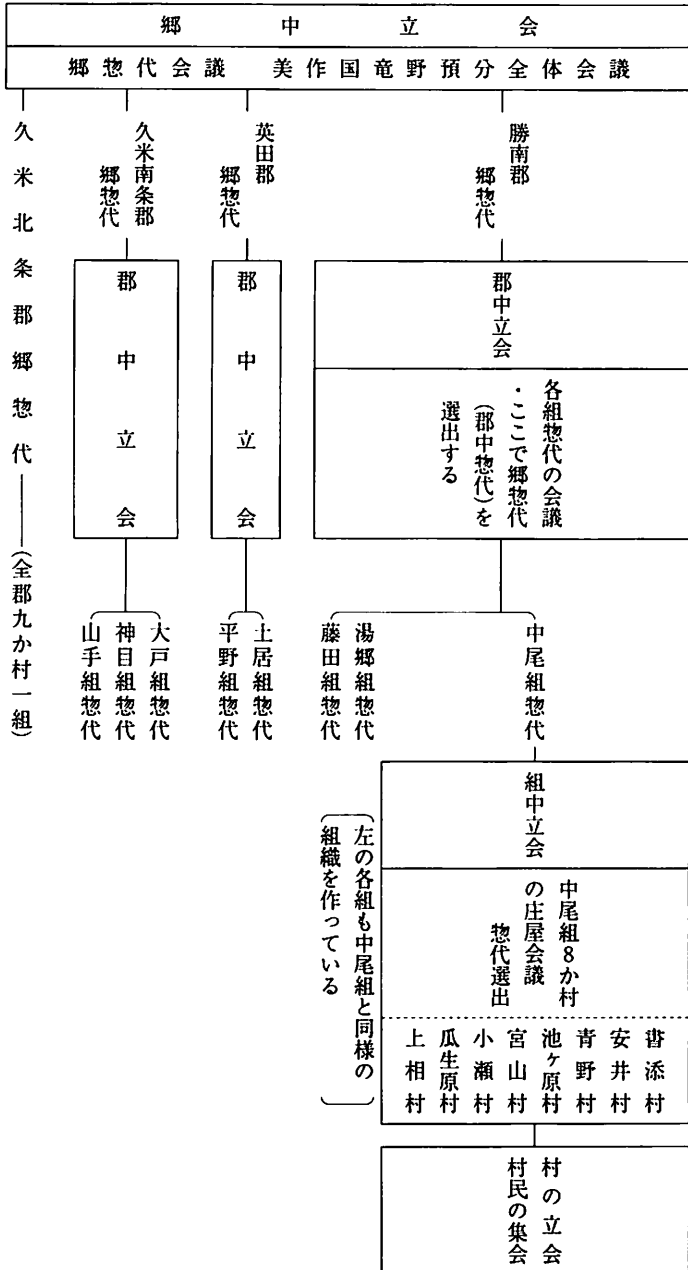
### 天領の組織

寛政一〇年（一七九八）当時、美作には代官早川八郎左衛門（久世代官所）

管轄の西々条郡・大庭郡の内六二か村、代官稲垣藤四郎（生野代官所）現兵庫県生野町）管轄の勝北郡・吉野郡・西々条郡・東北条郡・西北条郡の内五四か村、代官野村権九郎（久美浜代官所）現京都府久美浜町）管轄の吉野郡三五か村、それに竜野藩（現兵庫県竜野市・藩主脇坂淡路守）の預り地英田郡・勝南郡・久米南条郡・久米北条郡の内七七か村があった。合わせて二二八か村である。天領預り地は大名が代官に代わって天領の行政・年貢の収納等を代行する制度である。

当時の美作地域の天領の行政組織を竜野藩預り所を例として見よう。表53で示したように竜野藩の預り地は美

(表53) 寛政一〇年美作国竜野藩預かり所管内 郷中組織表



〔石代御願一件郷用記録〕による。

作東部四郡に散在した。各郡の村々を数か村単位で組に組織し、勝南郡では中尾組・湯郷組・藤田組の三組があった。四郡全体では九組があり、久米北条郡は九か村で、一郡一組である。

中尾組は表53のように八か村が集まった組である。各組には組中立会という会議組織があつて、組内各村の庄屋で構成され、組惣代と呼ぶ組の代表者を選んでゐる。

郡内各組の組惣代は郡全体の会議である郡中立会を構成して郡単位の問題を取り決め、その代表者郷惣代(郡中総代とも言う)を選び、郷惣代は集まって預り所全体の問題を処理する。この会議は郷中立会という。村一組一郡一郷中(預り所全体)というそれぞれの行政単位に「立会」という会議組織があり、下部組織から惣代を送つて立会を構成するしくみである。この組織は竜野藩預り所ばかりでなく久世・久美浜・生野代官所管轄の天領でも同様であつたと思われる。竜野藩は美作に天領行政のための役所を置かなかつたし、久世代官所に常駐する役人は手代以下一人であつた。(『早川代官』)したがつて、広く散在する村々への幕府の行政は行き届き難く、実際にはこの組織が代行した。他方村から上へ向かつて

組み上げられた惣代とその合議機関である立会は自立性を持つて村民の意志を幕府に反映する組織でもあつた。これから述べる石代越訴はこの組織を通じて美作全体の天領百姓の総意を結集して願書をまとめ、惣代を江戸へ送つてゐる。久世代官所管轄地域を指して美作他の天領では「久世分」と呼んでゐる。同様にそれぞれ「生野分」・「久美浜分」・「竜野分」と呼ぶ。

### 越訴の計画

越訴とは所定の順序を経ずに上訴することであるが、その場合はまず代官所へ出訴するのが順序であるが、それを越えて幕府の勘定奉行へ、そこで却下されて老中へ直訴したのである。

寛政九年(一七九七)十一月十九日、倉敷村(現美作町林野)で郷中立会(竜野分の四郡代表会議)があつた。その内容は、

- 一、久世分も願書を出すという知らせを得て、竜野分も竜野藩預り所役所へ嘆願書をだす事。
- 一、津山町役人へ新規御趣法について問い合わせる事。
- 一、竜野藩への出訴人を二人選ぶ事。

の三点だつた。この三点は決定した。この越訴の記録はここから始まつていて、これ以前の動きは判明しないの

で、この郷中立会もどのような経過をたどって開催されたのかは明らかでない。この立会に先だつて、嘆願書の提出、久世の事情の聞き取り、組合村々三判（庄屋・組頭・百姓代の判）の取り集めなどが行われていて、一九日以前に新規御趣法についての対策にとりかかり始めていたことをうかがわせる。

津山藩がこの新規御趣法を米仲買に伝えるよう指示したのは一〇月三日であり、藩が仲買頭の提出した前述の「伺書」を承認し、「下方へ申し付くべし」と一般公表を命じたのは一〇月一五日である。（『町奉行日記』）新規御趣法が天領農民一般に広く知られて、村々からの声が郷中立会を開かせたというよりは、庄屋・組惣代たちがいち早く情報を得て急遽郷中立会を開いたといえるよう。

同一〇日に中尾組では組中立会（組中庄屋会議）を開きこの問題を組中村々に伝えた。この組中立会では先の倉敷立会の報告があった。竜野藩預り役所へ二五日までに願書を提出し、また久世・生野・当分（竜野預り）は「一統統談に及ぶ」（同一歩調を取る）ことも議題となった。後にわかるが、竜野分・久世分ばかりでなく生野分

も久美浜分も同じように立会を開き、まずは管轄代官へ願書を出すことを決めている。越訴を避け、順を踏もうとしていることがわかる。

一月二六日、久世で美作全天領惣代の立会があった。久世・生野・竜野三分は集まったが久美浜分は来なかった。この立会で四か条「申合証文」を書いていく。この四か条は最後まで原則として守られ、やむを得ずこの四か条から逸脱するときは必ず立会で変更を認め合っている。

一、新規御趣法で石代高値になり、村々は生活して行けなくなる。このことにつき、それぞれの御役所へ訴訟をしたが取り上げてもらえないので、やむなく江戸表へ三支配（前記三分）より嘆願に出かける。

このことについて郡中惣代立会のもとに熟談決定したことは次のようである。

一、江戸出府の人数は六人。一分より二人宛。人望ある者、相互に我意なく意見の一致する者を選ぶこと。  
一、すべての費用は三分の高割り（石高に応じて配分）とし、早速集めること。

一、江戸出訴人の費用は一日銀二三匁とし、臨時入用

は別途相談の上決める。

この申し合わせに久世分惣代七人、生野分惣代四人、竜野分惣代三人合わせて一四人が署名した。

こうして始まった越訴の計画は翌年四月一九日出立まで五か月余の間、この記録に見えるだけでも美作の天領三分（久世分・生野分・竜野分）の立会が三回、竜野分の郷中立会三回を数える。

**天領一統の直訴** この運動の推進者たちはその当初からの確かな見通しと、柔軟で強靱な対応

をしている。まず、美作の天領一統（全天領一致）の訴願でなければ実現は困難とした。久世分は最もまとまりが早く強力だった。生野分はまとまらなかった。生野代官所が生野分の願書を保留し、差し戻さなかった（却下しなかった）ことにもよるが、二月朔日に差し戻され出訴に決定した後も「生野分の義、彼是と決し難く」と周囲がいうように立会では決着がつかなかった。出訴人二人が出せないというのである。二月一日、生野分の薪森原（現鏡野町）での三分合同会議では、生野分がこれ以上まとまらない時は、「一統相止め」（全天領一致を止める）生野分は放置し、久世・竜野だけでやると決

心して臨んでいる。結局は、生野分も費用は久世立会の申し合わせに従い、代表は一人で妥協した。会議では「衆評」として、惣代一人を認めたことは久世での申し合わせに沿わず、「いかがわしい」（おかしい・それでよいのか位の意味）といっている。もう一人決めよといえ、また立会を開かなければならないし久世分も急いでいるので生野分の言い分を認めた。申し合わせ違反についてはこの時作った「郡中申合書」に生野分は「御高少に付」（石高が少ないので）「出訴人老人」という理由をつけて認めている。

久美浜分については、この企てが始まって一〇日後、先に述べた一月二十六日、久世での美作の全天領の立会に参加の呼びかけをして以来、竜野分からも久世分からも機会ある毎に勧誘をしている。年が明けて寛政一〇年（一七九八）二月二十六日、久美浜分から出訴参加の申し入れが竜野分になされた。久美浜代官所から願書が差し戻されてきたので「郷中一統申談」して出訴を決定したこと、出訴人は追って知らせること、すでに出府した後ならば後から追いつき合流する、まだならよく話し合いたい、という申し入れである。これは郷中の決定である

ことを特に断っている。できれば合法的にと、これまで別行動を取ってきた久美浜分も、独自で出訴するか、ひとり高い石代で我慢するかを考えれば出訴に合流する方が得策であることは明らかである。久世・生野・竜野・久美浜の四分はこれで全天領一統訴訟の体制作り成功したことになる。

私領である下総佐倉藩領（現千葉県佐倉市・藩主は京都所司代堀田正順・美作で四万八、〇〇〇石）は天領と同じ方式で年貢徴収をしていた。この堀田領へも生野分・久世分・竜野分がそれぞれ参加を呼びかけている。堀田領では立会で「区々にて決し難し」として参加しなかった。天領側のねらいは、新規御趣法によつて私領の百姓も「難渋」し訴訟に加わっていることが幕府に伝われば、「一統願い方」の助けになるだろうという所にあつた。

竜野分の内部も同様ではなかった。この訴訟活動の当初、久世立会で決めた三分一統訴訟と費用高割りについて報告した竜野分の大戸村（久米郡柵原町）での郷中立会でも問題になったのは、生野分は最も石高が少ない。その費用分担を三分が高割りで負担しては竜野分に損失

があるという問題である。久世立会に出席した惣代らの説得は次のようなものであつた。「それはわかっているが、同じ内容の訴えであるから、どこが先にするという訳にも行かず、心を合わせてやる外ない。御料所（天領）と一緒に同じ訴えするのが最もよい方法だ。石高が少ないといつて捨てる様なことはできぬ。高に応じて別々に訴えればもつと費用は高くなる。久世もこの事を覚悟して決めたので、私たちが断れなかつたのでこうなつた。」そして、「まだ印判もついてない。この約束を破談にすれば、嘆願を止めてしまうか、久世と竜野とだけで相談をやり直すかどちらかだ。」「然るべく取り計らわれ候哉」、つまりやれるものならやってみろ、といつている。これでやつと衆議一決している。もう一つの問題は印判捺印を拒むことである。湯郷村でも印判を押さぬ者があり、出訴人に選ばれた伊八郎が早速説得に向かつている。理由は「願書三判連印は徒党がましく聞こえ、村下庄屋ばかりに「仕度」というものである。三判を訴状末尾に捺印すれば「徒党」を組んだように聞こえ、処罰されるかも知れぬ、という心配である。」「彼は是と決し難く」という各村々の問題の中身はこのようなものであつたに

違いない。

### 代官所の動き

代官所管下の農民はそれぞれ自分の所轄代官所へまず願書を提出している。

これに対して代官所の具体的な対応については判明しない。どの代官所も願書を差し戻している。却下しているのであるが、江戸越訴の計画を禁止するような動きは見えない。資料の関係から竜野藩預り所の場合を見よう。

竜野分では新規御趣法撤回に動き始めた寛政九年（一七九七）一月、願書を竜野藩預り所奉行へ提出した。

藩は老中の決定による「重き御趣法」なので取りあげることはできない、として差し戻している。久世分と竜野分の惣代達は初めから直接の管理者である代官や藩の奉行が訴状を幕府へ取り次いでくれたり、まして百姓に代わって幕府に実状を説明してくれるとは全く思っていなかった。竜野分では願書が却下された翌一二月、二人の惣代を選び竜野藩の御用達忠兵衛という者に最近の状況を届けている。竜野分が久世・生野分と共に三分一統の江戸出訴計画を進めていることを事前に知らせておこうとしたのである。忠兵衛は直ちに藩に通報した。藩は竜野逗留中の惣代二人を呼び、出訴の理由、石代納

の実状を詳細にわたって聞き出している。この時、藩は「なるほど百姓の嘆き筋至極もつとも」と理解を示し、「願ひ遅れなり候ては難渋に及ぶべく」出訴はやむないものとして承認の態度である。ただ、時期尚早として出訴の延期を指示した。

寛政一〇年一月末、生野分の願書が差し戻され、意見の分裂していた生野分が郷中立会で出訴を決定した。この段階で竜野分出訴人伊八郎は竜野御用達忠兵衛へ出訴に至る経緯を伝え、藩の態度を確かめに行っている。その趣旨は、

一、作州天領が申し合わせて関東へ愁訴すること。

これは郷中百姓が頼みにして、やむなく引き受けたこと。

一、越訴は作州天領の（農民にとって）「国方大倍なる難渋」（最大の苦しみ）に関係するので、訴願が他の天領より遅れるようなことがあつては、「後代銘々役分も相済まし難い」、つまり今後役を勤める者達の責任が果たせない。

一、御上様（藩主）のお考えを内々で伺いたい。

一、どうしても出訴を差し留めなければならぬ「筋

合」があれば押し出て出訴しようとは思っていない。

というものである。すでに前回惣代二人が御用達忠兵衛に内々で越訴の動きを藩に伝え、藩がその理由をよく理解していることや、藩が越訴を暗黙の内に認めていることを知った上での行動である。越訴の許可を求めたのではなく差し留めならばその「筋合い」を聞いている。この「筋合い」は他の天領が出訴するのに竜野分が禁止されることについての納得の行く理由であり、出訴しないでも惣代庄屋たちが役目を勤め続けられる筋道を聞いている。御用達忠兵衛の返答は、

一、本来は役所より申し立ててやるべきだが、老中が許可した改正であるからできないのだ。

一、藩主は郷中の願いは尤も（理解できる）といわれているので、差し留められることは決してない。

一、他の天領より先に願書を出してはならぬ。

一、出府が決まったら内々忠兵衛まで届けること。

伊八郎はなお奉行に直接聞きたかったが、会っても答は同じだ、といわれて引き下がっている。

しかし、出訴人伊八郎と善兵衛は二月二日竜野藩から呼び出しを受け、預り所奉行二人、手代の前で出訴延

期を申し渡された。理由は久美浜分が出訴を決めている。代官所に先立ち出府する事は相成らず、というものである。二人は出府延期を受け入れ、「請書」（承諾書）には出立延期の承諾と共に「御願ひ筋相止め候義は仕り難く」と記して出訴宣言をする事を忘れなかった。二

六日両人が竜野から帰ってみると、久美浜分からも一統出訴に参加したいと申し入れがあつて竜野藩の延期命令の根拠は失われたのである。この時、竜野分の惣代庄屋たちは別の問題にかかわつていた。竜野藩の天領預りの期限は五か年で、今年はその最後の年に当たつていた。竜野分では石代越訴の計画とは別に英田郡の庄屋たちが

竜野藩預りの永続を画策し、京都所司代堀田相模守（正順）へ壁訴訟（返答を求めない一方的な願ひ）を計画した。その出発予定が二月二九日であつた。「淡路様、御預り所永続御願ひの思召」とあつて竜野藩主も永続を望んでいた。この壁訴訟は藩と庄屋の合作であつた。この事が石代越訴の出府延期とどう関わつていたかは明らかでない。ここでは先の伊八郎が出訴差し止めに「筋合い」の通る説明を求めることができたり、藩との内談のもとに壁訴訟を行つたりするほど、竜野分の組中惣代達



と藩とは深い関わりを持っていたことが重要である。代官所や預り所役所が日常天領の行政を行うに当たって、彼ら惣代たちの活動は欠かせないものであった。このことが代官所が越訴を黙認せざるを得なかった大きな理由である。

### 直訴決行

竜野分の出訴延期は久世・生野分に伝えられ一統出訴は延期された。ところが、四月になって久世分村々より「如何の訳にて延引候哉」と久世分の「出府人へせり込み、甚迷惑」という事態が生じた。延期の話が広がり、出訴の費用を負担した百姓たちが村の立会などで庄屋たちを追求し、また久世分の越訴の惣代宅へ「競り込ん」だ。押しかけて追及するような不穏な状態になったのである。久世分惣代たちは竜野分へ一日も速く出府の予定を知らせるよう使者を派遣し、直接この使者へ直答せよ、といっている。生野分からも同様の催促があった。訴願が容れられなかったとき、その責任は出府延引の竜野分にあるとされるおそれが出てきたのである。竜野分では郷中立会を西吉田村（現津山市）の堀田領大庄屋宅で開き、竜野藩へは無断で出府すること、他の三分より数日遅れて出府するこ

とを決めた。久世等三分は四月一九日に出発し、竜野分は二五日に出発している。作州を後にした出訴人は大坂で合流し、五月二三日江戸に着いている。出訴人は次の五人である。

久世分 目木村上分庄屋 甚三郎

生野分 広戸村市場分庄屋 弥兵衛

久美浜分 中山村庄屋 利右衛門

竜野分 池が原村庄屋 伊八郎

々々 三海田村庄屋 善兵衛

久世分は惣代二人を出す約束であるが、一人は別件で江戸に出ている惣代が加わるようになっていた。ここに用いた資料にはその名は終始登場しない。（中山村は吉野郡で現在は兵庫県佐用町）

幕府勘定奉行柳生主膳正の桶屋町屋敷へ駆け込み訴訟をしたのは寛政一〇年（一七九八）六月五日である。

久世・生野・久美浜三代官所の手代と竜野藩預り所掛りの役人立ち会いのもとに、訴えは差し戻しとなった。立ち会った役人達へは銘々の主人（代官や竜野藩主）へこのことを報告するように命じられている。四分惣代はあらためて所轄代官所（竜野は預り所江戸役所）の江戸役

人へそれぞれ願書を提出して、幕府勘定所への差し出しを懇願した。越訴おっせでなく通常の訴願の形を踏んだのである。この願いも却下された上、箱根関所の通行手形を渡され帰国せざるを得なくなった。この間、久美浜分惣代利右衛門は久美浜代官所江戸役所の近辺へ宿替えを命じられ、一行とは別れ別れになった。その後利右衛門が何時帰国したかはわかっていない。残された三分四人の惣代は今度は老中松平伊豆守いずのみか(信明)への再越訴を計画し、七月二二日、老中下城の途中に籠訴かごせ(行列の中央高官の駕籠近くへ走り寄り訴状を捧げて直訴する)を決行している。以後八月末まで取り調べが続き、ようやく一〇月二〇日、嘆願の通り「新規御趣法」は撤回された。

しかし、もとの通りになった訳ではない。「新規御趣法」で定めた「領主払い米」の値段を基準とすることは変更せず、一〇月の下一五日間の払い米値段の平均としたことと、津山町米が一俵三斗四升入り、三俵一石、実質一石二升に比べ、津山領主米は一俵三斗五升入り、三俵一石、実質一石五升であるところから、払い米平均値段からその差三升分を差し引いた値段を石代納くだなわりの上米値段としたのである。(前記「石代御願一件郷用記録」)

籠訴を執行した四人はおよそ三か月の取り調べを終えて、あちこち見物しながら一月二〇日に帰着している。

## 七、文化期の農民統制

### 郡代 回村

天災と飢饉いげんに明け暮れた天明時代(一七八一―一八八)を経過して津山藩領の

農村は慢性的な困窮状態にあり、藩財政も当然ながら窮迫きうぱくしていた。絶人たんにんや浮浪人の増加・赤子間引きなどは跡を絶たなかった。盗賊逮捕たうさくに対して中国地方の天領や諸藩が協定を結んだのは寛政五年(一七九三)だった。

(本章五、無宿者の取り締まり) この時期に津山藩の郡代や代官が特に問題とした事は農村での奢りの気風の拡大、農村小商こあきい、博奕ばくち(博打)の流行、遊民の増加である。このような気風の改善の手だてとして、郡代は郷中回村を計画した。寛政元年(一七八九)、郡代松岡治部助じぶすけは役宅で代官を同席させ、郡代下役・作目付さくめつけ・同見習どうけんじゆ・大庄屋・同見習までを集めて、回村計画とその意図を述べている。松岡に続いて郡代となった三浦十郎左衛門の配下勸農方佐藤郷左衛門は享和元年(一八〇一)、

「郷中締方考書」と題する意見書を藩に提出し、回村計画を述べている。(『勸農袖鏡』)

郡代松岡は百姓と役人の関係について言及している。

「代官や年貢徴収に当たる役人は百姓に欺かれぬ事を第一とし、百姓の上を行く策を立てて年貢取り立てをしようとして知謀をめぐらす。末々の者(百姓達)はこれに対抗して邪智をたくらみ姦計を差し起こすのである。これは全く「気分」を取り違えているところから起こるのだ。」といっている。このような記述から、年貢納入について百姓と藩役人との間には虚々実々の攻防があったことがわかる。郡代松岡はこのような実状を藩役人と百姓との間の「気分」のくいちがいと見ている。郡代は百姓に対する接し方を転換し、領内を回つて藩の恩恵を理解させ、農民の在り方を教諭して村の気風を変えようと試みた。しかし、郡代が配下に話した内容は、「百姓の義は切々なる肌着杯を着、髪も薬にてつかね候事昔よりの風儀に候えは、銘々身上は元来かようなものと申す事能々相心え申すべく候事」

というもので、江戸初期の幕府の触書に類するものであった。これに比べ佐藤郷左衛門のやり方は現実的で徹

底した農民統制を意図している。

### 郷中締方考書

郡代松岡治部助の回村から一〇年後、享和元年(一八〇一)郡代三浦十郎左

衛門は「郷中の義、一統困窮に及び候え共、奢りの風儀は弥増候。」といっていて、前郡代松岡の時の農村の状態が一層進み、風儀の改善は効を奏しなかったことがわかる。三浦配下の勸農方佐藤郷左衛門の提出した「郷中締方考書」によれば、農村に対する基本的考え方は松岡と同様であり、施策も同じ儉約を強制し一図に耕作に従事するよう説得教諭して村の気風を変えようとする。ただその計画は農民に対し組織的・強制的だった。

彼はまず農業の就労単位を「組」とした。村の中に以前からあり、組頭が世話役となっている「組」である。組頭・長百姓は村内の父兄、その余の者は子弟、組合は家内同然といい、家族主義を強調して組合の絆とした。病気や家庭不和、不行跡者・怠業者に対しては互いに誠意を持って助け合い、意見を加えることなど相互扶助をうたい、耕作にも男女共昼夜打懸かり精を出せという。組頭の意見を聞かぬ者があれば組頭は庄屋に申し出、組合(組内の百姓)から庄屋・組頭へいい難ければ直接勸

農方へ申し出よ、組頭が等閑(いいかげん)に放置すれば組合・組頭とも「急度(きゅうど)咎(とが)申付(まう)べく候(こう)。(厳(げん)しく処罰(じょばつ)する)」という。これらの指示について組合で話し合い、決まったことを組合毎(ごと)に一札(いちさつ)書いて組頭捺印(くみづらふ)の上庄屋(じやうや)に提出せよ、というように徹底したものである。庄屋・肝煎(きんせん) (中庄屋)・大庄屋にも「心得(こころえ)」を示してそれぞれの役割を与え、等閑(いいかげん)な扱いや変事(へんじ) (事件)が発生すれば構内(かまご) (大庄屋の分担区域内) 不締(ふしぢ)として処罰(じょばつ)するとつけ加(く)えている。さらに郷左衛門(ごうざゑもん)は次の三点を提案(ていせん)した。

一、家一軒(いっけん)宛(むか)次の事項(じくじょう)を書き出(し)させ、一帳(いちじやう)として提出(ていしゅつ)させる(当作(たうさく)高(たか)反(はん)宛(わん)米(まい)取(と)調(てう)帳(ぢやう))。その内容は、

農家(のうか)は持高(もちたか)・当作面積(たうさくめんせき) (当年(ねんねん)の現実(げんじつ)耕作(こさく)面積(めんせき))・その年貢高(ねんきんたか)・家内(けい内)下男(げなん)下女(げにょ)の名前(なまえ)と年齢(ねんれい) (労働(らうどん)力(りき)) (調査(てうさ) )その他(その他)に小脇(こわき)差(さ)御免(ごめん)の者(もの)、造酒(ぞうしゆ)・請酒(うけしゆ)・茶(ち) 椀酒(わんしゆ)株(かぶ)所有者(しゆじやう)は肩書(かたがら)しその理由(りゆう)を記(し)す。

奉公人(ほうこうにん)・職人(しやくにん)その外(ほか)農業(のうぎや)していない者(もの)はその理由(りゆう) 由(よし)。

一、百姓(ひやくしやう)年中(ねんちゆう)行事(ぎじ)帳面(ていめん)を村毎(むらごと)に提出(ていしゅつ)させる。その月(つき)その時節(ときせつ)になすべき農作業(のうぎやく)・農具(のうぐ)準備(じゆんび)・薪(まき)こり等(らう)等(らう)、また農業(のうぎや)休日(きゅうじつ)を記載(きざい)する。

一、田畑(でんはたけ)に作主(さくしゆ)の名(な)を書いた杭(くわ)を打(う)つこと。

これらの資料(しりょう)は郡代(ぐんしろ)回村(かいむら)に利用(りよう)する。回村(かいむら)の時表(ときへ)時(とき)き遅(おそ)れている村(むら)があれば、その村(むら)の年中(ねんちゆう)行事(ぎじ)帳面(ていめん)の記載(きざい)と合致(ごうち)しているかどうかを判断(はんぱん)し、荒れた田(でん)があれば誰(たれ)の田(でん)かは杭(くわ)を見ればわかる仕組み(しくみ)である。大庄屋(たいうぢや)以下(いげ)組頭(くみづらふ)・長百姓(ながひやくしやう)には日常(にちじやう)村内(むら内)小百姓(せひやくしやう)までの「勤方精(きんかたせう)・不精(ふせう)の様子(ようす)に従(したが)い」誠意(まことい)を持つて教諭(きょうゆ)に当(あた)るよう、それぞれの役割(やくわい)を与(たま)えた。村(むら)の手に余(あま)る者は郡代(ぐんしろ)回村(かいむら)先(まへ)へ呼び出(よびだ)して教諭(きょうゆ)し、後日(ごじつ)改心(かいかん)しなければ処罰(じょばつ)するという。郷左衛門(ごうざゑもん)の回村(かいむら)目的(もく)的(てき)は百姓(ひやくしやう)に対する農作業(のうぎやく)従事(じゆんじ)の督励(とくれい)であるが、一百姓(いっひやくしやう)から組頭(くみづらふ)・肝煎(きんせん)・大庄屋(たいうぢや)までの勤惰(きんた)の点検(てんけん)にもなっている。

郷左衛門(ごうざゑもん)のねらいの一つは婦人(ふにん)の労働(らうどん)従事(じゆんじ)である。耕作(こさく)に「男女(なんにょ)共(とも)昼夜(しゆうや)打懸(うちか)り」と指示(しじ)し、そうなれば人別(ひとべつ)も増(ぞう)す道理(だうり)として、農業(のうぎや)労働(らうどん)人口(にんこう)の増加(ぞうか)を婦人(ふにん)労働(らうどん)に求めた。もう一つは、遊民(ゆうにん)・博打(ばくち)の減少(げんじゆ)である。ひたすら農業(のうぎや)に励(む)むよう申し付(つ)ければ、悪事(あくじ)に移(うつ)ることも少(すく)なくな(な)り、遊民(ゆうにん)も減(げん)り、博打(ばくち)等(らう)等(らう)も追(お)い追(お)い止(と)めるだろう、という期(き)待(たい)があつた。昼夜(しゆうや)の努力(にうりき)と儉約(けんやく)で暮(く)らし向(む)きがよくなる(な)ると教諭(きょうゆ)しても、氣風(きふう)を變(か)えるのであるから容易(りよう)に信(しん)

用もしないだろうがといい、一〇年位はかかるともいつている。

### 農間商い

郷左衛門は享和元年（一八〇一）三月

に回村したが中断し、本格的回村は享

和三年から始められている。回村実施にあたり彼は藩に

対し新しい「伺」を出した。百姓の農間小商い、特

に茶碗酒商い（居酒屋）の禁止と博打の取締強化の許可

を求めている。農間商いは農業の片手間に行なう商い

（農間稼ぎ・余業稼ぎともいう）をいい、米や綿など

もつと広範囲の農村での商業を郷中商いという。最初の

回村で郷左衛門には新しい発見があった。百姓が華美を

競い「苦身」（重労働）を厭うこと、そのために農業を

怠り、一か年の収入ではその年の入用（生活費）が不足

するので、本業をまだるく思い農間商いに走ることに、町

には相場商いその他の商いがあつて、自然に「外方の費」

（町での浪費）が多くなること等である。百姓が商売の

利益を求めて農業を怠る事実を見つけている。そして次

のようにいう。勸農が行き届いて、百姓が昼夜出精し、

儉約を守つて年が経てば村は立ち直る。しかし、今のよ

うな時節では「弁理過ぎ候て」かえつて「儉約も相立ち

申さず候。」（『勸農袖鏡』）「弁理」はここでは「便利」

の意味である。欲しい物がすぐ買える状態では、儉約を

説得教諭しても効果がないというのである。ここまで述

べて郷左衛門は小商い等を止めさせてもよいか、という

のが「伺」の内容である。

農間小商いや博打禁止はこの時期始まったものではな

い。安永二年（一七七三）の「郷中御条目」にも「百姓

共商ひ一切致すべからず。」とあり、これまで営業して

きた酒屋・酒小売り茶屋などで、郡代所の許可している

者は「格別の事」（特別に許可する）としている。（『郷

中御条目』）安永二年の規定のねらいは農・工・商とい

う身分制の中で「農」は農耕専一というあるべき姿を条

文としたこと、米の商品化防止、町方の商人・職人仲間

の権利を守る事などであつて、農民の商業が百姓の気風

を変えろという感覚はない。それは農間商いがまだ藩の

統制の範囲にあつたことによるのであろう。前記の郡代

松岡治部助や郷左衛門の『郷中締方考書』に見える回村

目的にも商業排除は挙げられていない。百姓の農間商い

が「百姓華美」「奢りの風儀」とどうかかわっているかは、

理解していなかった。農民統治の最前線にいる勸農方は



図59 大庄屋日記  
(津山郷土博物館寄託文書)

商品流通が津山領の農村をどのように崩していくかということを、第一回の郡代回村でつぶさに発見したのである。享和年代（一八〇一～〇三）は農間商いが農村問題として顕在化した時期ともいえる。同時に「弁理過ぎ候て儉約も相立ち申さず。」というように、勸農方は郡代回村政策（農村復興Ⅱ年貢増徴政策）が商品流通の排除なくしては成功しないことも理解したのである。

### 回村実施

河辺構大庄屋の「御用日記」（「土居家文書」）を見ると、佐藤郷左衛門の計画が実施されたことがわかる。河辺大庄屋構一七か村

では、享和元年（一八〇一）二月には「農業年中行事帳面」を提出、三月には耕作者氏名記載の立て札をそれぞれの耕地に立てさせ、「当作高反別宛米書上帳」の提出も命じている。三月三〇日に郷左衛門は回村に出て、川崎村と河辺村（現津山市河辺、同日記では川辺村）へ行っている。大庄屋宅では河辺村の村民を集め郷左衛門の仰せ渡しがあつた。その直後四月二日には回村時の仰せ渡しの「請書」を惣百姓に署名捺印の上提出させている。

仰せ渡しの内容は前節「郷中締方考書」と同様で、組合は家族同然・男女打ち掛かり百姓専一・儉約第一等詳細であるが、特に百姓仕事の出精・不出精、日雇い・出稼ぎ等に従事する者の日常を調査報告させる事を厳しく申し渡している。五月になると大庄屋・肝煎（中庄屋）にも、月一回それぞれの受け持ち範囲の回村を命じた。また、「郷中年中休日」として藩領農村の休日の統一を試みた。

正月朔日ひなたらより三日まで、二月朔日、三月三日、  
四月一宮田植祭いちのみや半日、五月五日、田植仕舞代満しろみテ一日、  
七月七日、一四日、一五日、八月朔日、九月九日、  
九月氏神祭礼一日、（代満テは田植完了の日）

一〇、一一、一二月の三か月は休日なし。

合計一三日半である。大庄屋構ごとに村々の休日を報告させ、極力減らす方向で共通の休日をまとめたという。

昼休み、夜仕事の始終時間は諸構不同で決め難いとしてゐる。この案が実施されたことは「先達で取極めの休日狼なる由、辰の春（文化五年一八〇八春）香々美構申上」という記載でわかるが、休日「狼」（乱雑）ともあつて守られていないこともわかる。（「勸農袖鏡」）

佐藤郷左衛門は享和三年には農間商いに、翌文化元年には農業不出精の者・不行跡者への対策に精力を傾注した。文化一四年に津山藩が一〇万石に復帰してからは回村内容に新しい要素が加わる。新領を津山藩政に馴染ませる仕事である。

享和元年（一八〇二）の一回目の回村

茶碗酒商いの後五月二日、郷左衛門は「村々に

差し留め て油・塩その外小間物類・茶碗酒商人・茶屋店の類」を

営業許可の有無にかかわらず報告するよう命じた。この農間商い対策が具体化するのには、回村を再開した享和三年からである。同年五月六日の前記大庄屋日記には、一昨年調査以後の茶碗酒・小商い従事の者を再調査させた

記事がある。この結果はこの年一〇月の、「郷中商い」

は「農業差し支え相成候間差し留め」という法令となった。（「郷中御条目」「勸農袖鏡」）茶碗酒商い・豆腐商い・奥通い商い・市立ち商いなどは農業の支障になるので差し留めるといのである。奥通い商いや市立ち商いの実は明らかでないが、山間部農村との交易・町方への物資の売却等、小売とは異なる仲買人のような商業をいうのである。この二つは禁止した。ただ、その他の商いの即時全面禁止はできなかった。例外は二種類あつた。

一つは往来筋（街道沿い）で旅行者相手の茶碗酒商いと豆腐商いは許した。これは別の「定」（現存せず）により地域を決めて店数を指定し、従来から許可されていた酒造人と茶碗酒売りをまず認める。定的人数に不足する地域は下方（百姓）から願書が出れば大庄屋取り調べの上申し出よというものである。他に茶屋小商い（菓子・焼き餅・ぞうり・わらじ等）を売る休憩所）については、これまで営業してきた者は、営業許可の有無にかかわらず許可した。例外の二つめは往来筋以外の商いである。

往来筋以外では奥通い商い・市立ち商いはもちろん茶碗酒商い・豆腐商いも禁止した。茶屋小商いは往来筋同様

許可した。それは、茶屋の数が多く、「一時に差し留めても如何か」という理由からで一代限りという条件がつけられている。どの商いについても、一度すべてを禁止し、改めて許可を与えている。許可された者は「商い来り候品程」、つまり従来取り扱っていた商品の範囲内で商売すること、また農業余力の範囲でという条件もついた。許可された者は幅二寸（約六センチメートル）長さ六寸（約一八センチメートル）の木札に村名と営業許可者の名前を書き、門口に打ち付けるきまりであった。新規商いは認めなかった。また一宮市町（津山市一宮）や寺院の開帳の時は、「願い相済み候人寄の場所」（許可された範囲）でその期間中に限り、「其所の者」だけは茶碗酒商いと茶屋商いを自由にする事ができると決められている。

前記大庄屋日記には、一〇月一九日の項に「郷中商ひ向御取極、御書付を以つて仰せ付けられ候。」とあって、この規定がこの日に出されたことがわかり、当日茶碗酒売りが呼び出されて新しい取り決めによって営業を許可されている。その後川崎村二人、河辺村二人、押入下村一人、飯網一人が茶碗酒売りを願い出、別に河辺村の一

人が豆腐商いを、押入下村一人が茶屋商いを願い出た。押入下村の二人と飯網の一人は不許可になっている。この郷中商いについての新规定ができた翌年、文化元年（一八〇四）四月二十五日の「国元日記」には郷中商いに関する処罰記事がある。一宮村東山方・東田辺村（現津山市）・土居村上分・同下分・円宗寺村上分・同下分各一人、沢田村二人（以上現鏡野町）の八人である。沢田村の兵助は困窮して茶碗酒商いをしたいと箱訴（目安箱に願書を投函）した。許可できないと申し渡したところ、再度「不束の箱訴」に及んだため「急度叱り」という処罰である。不束はぶしつけの意味であるが、その内容はわからない。円宗寺下分の一人は豆腐商いを願い、前記兵助と同様二度にわたる箱訴をした。処罰は兵助と同様である。あとの六人は無許可で茶碗酒商いをした。罪状は「先立て一統差し留め置き候処相背き不埒至極に付」ということで、「過料二貫文（一文銭二、〇〇〇文）ずつ、手鎖追込」となっている。茶碗酒売りは農民に取って魅力ある商売だったことがわかる。この件について、各人の所属する村の組合の者に過料五〇〇文ずつが課された。組合の者たちが意見を加えたり、村役人へ申し出た



りすべきであるのに放置した、という理由である。各庄屋も兼ねての申し付けを放置したとして、「追込」となった。この地域担当の大庄屋三人は「構内不締かまうちふしまり」の理由で「急度叱きつとしかり」となっている。この時期、藩のきまりをもとめせぬ百姓がいたこと、郷左衛門の勸農が回村教諭の形を取った新しい農民統制であることがわかる。郷中商いを禁止するといっても、このように既得権を否定することはできず、制限したにとどまった。ただ、この規定がその後の郷中商いの基準となる点で重要な位置を占める。藩はこの規定を一〇万石加増の後、新領にも厳重に適用しようとしている。問題は久世村・檜村・倉敷村であったが、このことは後に述べる。(第六章三)。

勸農所

「作方きかた(耕作)も致さず、何の営みもななくかうかかと暮らし候者。」これは

郡代松岡治部助が回村の当初、郡代所役人に対して行った訓示の一節で、教諭の対象とすべき人物としてあげたものである。佐藤郷左衛門は回村に当たり、博打ぼくちに携わる者・不孝者・大酒をのみ耕作を怠り他人を誘い出す者などを挙げて、彼らが組合の手にも余り、組合からの届け出によって大庄屋以下の村役人が説得教諭しても聞か

ぬ者は入牢を命じてよいか、と藩に伺いを出している。藩はこれを許可し、回村教諭を無視する者は入牢と決まった。(『勸農袖鏡』)

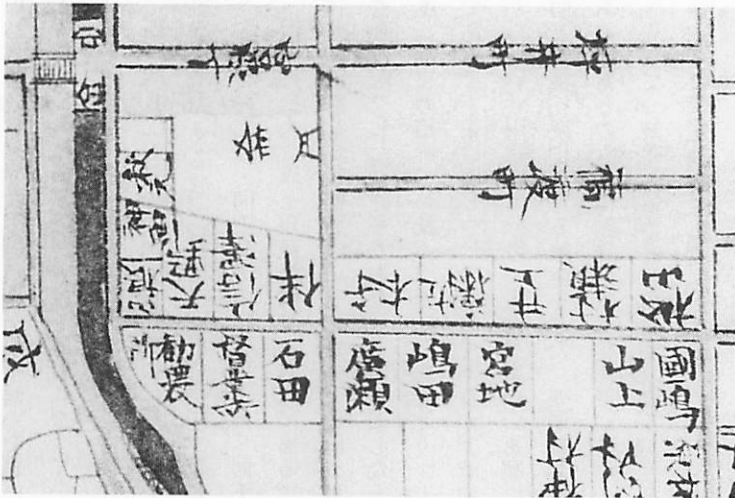


図60 勸農所・督業所・嘉永7年津山町図  
(津山郷土博物館所蔵)

しかしまだ問題は残った。「説得によつて博打は止めたものの、ろくに働かぬ者。博打をしたことはないが働き不精の者。これらの中には極貧で日常の食費にも困る者がいるが、彼らは組合の説得に対しても、飯米稼ぎで手一杯で、とても百姓などする余力はないなどといつて応じない。そうじてこのような者の多くは「弁舌達者」

で申し訳ばかりしてはかばかしく働かないので、村役人はもちろん働きの百姓も快く思っていない。しかし、村役人から郡代へ届け出るほどの悪事もなく、藩から入牢を申し付ける程のものでもない。しかも放置すれば何時博打をするかも知れず、若者がこの姿を見れば善いはずはなく風紀を乱す基になる。」（『郷中条目』六）

これは佐藤郷左衛門が勸農所設置の願書の初めに述べた設置趣旨の内容である。松岡治部助のいう「うかうかと過ごす者」の、より具体的な姿である。勸農所はこのような者の収容を目的とした。

郷左衛門は収容の目的を二つ挙げている。一つは柔弱に育つた者に艱難（苦勞）を覚えさせれば、中にはきちんとした百姓になる者もあるだろうといひ、二つは他の村はこれを見て一層出精するだろうといつている。しか

し、本當の目的は村々から「うかうかと過ごす者」を排除することであつた。郷左衛門は「御咎筋」（処罰）に似ているけれども決して処罰ではなく、「農人立ち帰り」が目的であるとしているが、見せしめの側面は当然あつたことがわかる。一・二年の間に立ち直れば村へ帰す考えであつた。

この案について反対意見があつた。年貢徴収の責任者だつた代官大久保与次兵衛は、農事不出精の者でも多少の田畑を持ち、貧困であつても年々の年貢を出している者は召し取るべきでない。残された田が惣作地になつたら結局は村が衰微することは明白だ、というものである。この意見がどう扱われたかは明らかでない。

勸農所の開所は文化元年（一八〇四）九月一五日である。同日の『国元日記』に、「今度南新座において勸農所仰付けられ候。」とあり、「不行跡者」、「農業不精の者」で日常の申し論しを「弥相用いざる者」があれば申し出るようにとあつて、該当者は大庄屋の申告によつた。

場所は現在の徳守神社南筋の西端南側である。（『津山温知会誌』第二編南新座土邸略図）

勸農所での 農村の不精者に苦勞を経験させて、ま  
仕 事 ともな百姓に立ち返らせるといふ計画

であるが、その苦勞の中身（作業内容）として郷左衛門  
の考えは次のようである。勸農所へ追い込みの当初、ま  
ず最初に敷蒔しきまを打つ。自分の起居する場所に敷くので  
あろう。飯米は荒米・荒麦（未精白の米麦）を与え、夜  
仕事に搗かせる。月に二日は薪かきこりをして燃料も自給す  
る。主要な作業は日雇い稼かせぎと藁わら仕事・細工物である。  
日雇い稼かせぎは藩の作事方さしつかたの仕事・大川の御普請所ごふしんじょ（藩の  
経費負担による普請場）・植木方で働かせ日当を払う。  
雨天の日は藁仕事と細工物を勸農所内でする。作品は作  
事・普請方で買い上げ、町へも売る。この代銀は食費や  
諸費用に充てる。また当初の計画には見えないが、牛も  
飼かい近辺に一町五反歩ほどの田もあつたようである。

郷左衛門は入所者の賃金を次のように試算している。

一 年 三 百 五 十 四 日

内 二 十 四 日 毎 月 二 日 ツ ツ 薪 小 り

残 三 百 三 十 日

内 二 百 日 日 雇 稼

此 賃 米 二 石 四 斗 但 一 日 一 升 二 合 ツ ツ

百 三 十 日 藁 事 其 の 外 諸 細 工

此 賃 米 九 斗 七 升 五 合 但 一 日 七 合 五 尺 ツ ツ の

積つみり

二 口 メ 三 石 三 斗 七 升 五 合

内 二 石 六 斗 五 升 五 合 飯 料 諸 入 用 一 日 共 一 日 七 合 五

尺 ツ ツ の 積

残 七 斗 二 升

此 の 分 溜 置 掃 村 の 節 差 遺 す

労賃の内、食費諸費用を差し引いて、残りは掃村の時持  
ち帰らせる約束である。衣類は自弁であつた。日雇い日  
当は、作事中間ちゆうげん（藩建設係の手足）の日当が一日一升  
七合ほどになるから、横着者共の一日一升二合は適当  
だつたといつてゐる。

開所当初から文化一一年（一八一四）までの一〇年間  
に勸農所へ収容した者は一一七人で、その内、二人死亡、  
五〇人は掃村、五六人は出奔（逃亡）したという。天領  
で津山藩預かり地だつた備中阿賀郡・川上郡・、美作  
西々条郡・大庭郡からも入所希望があつた。右の天領  
の預かり所役人（津山藩家臣）は幕府勘定所へ天領農民  
を津山藩勸農所へ入れることの可否について、「伺うかがい」を  
立ててゐる。幕府勘定所は許可し、入所者の人数名前を

毎年報告するように求めた。(「作州津山城下勸農所之儀に付伺書」『勸農袖鏡』所収) 實際に何人入ったかは判明しない。また、天領農民の希望というよりは預かり所役人の希望という方が事実に近いであろう。

第六章  
松平齊民の時代



図61 大隅神社の祭り

## 第六章 松平斉民の時代

## 一、一〇万石復帰

## 養子縁組

津山松平藩八代藩主斉民なりなみの時代には、

これまでの五万石の時代とは異なった

気風が見える。先代の藩主松平斉孝ちかたかの時、五万石の加増

を受けて初代宣富のぶとみ時代の格式を回復した。農村は天保てんぽうの

飢饉ききんによって困窮の度を一層増したが、農村小商こあきないも

盛んになり新しい変化も見える。また、外国船の入港に

よって外交面において津山藩の活動にも見るべきものが

ある。この章では文化・文政期（一八〇四～二九）から

天保期（一八三〇～四三）ころまでの藩政を取り扱う。

津山藩は將軍家育の一四子銀之助を養子に迎えた。後

の八代藩主斉民なりなみである。藩主斉孝は文化二二年（一八一

五）五月、参勤交代の帰国に際して幕府に養子願いを出

している。当時斉孝が誰を候補としたかは明らかでない。

翌年四月、斉孝は老中松平伊豆守いずのみかみ（信明）宅で、將軍家

では、「追って御子様方の内、養子に仰せ出さるべき思

召わか」があること、したがって以後当分「養子の義申し聞

かさるに及ばず。」との内意を伝えられている。將軍家

では將軍家育の子供の一人を津山松平藩へ養子として行

かせたいので、以後養子については報告するに及ばぬ、

というのである。同一四年九月一日、將軍家育と右大

将いんぎょう（家慶）の前で「銀之助殿御事、嫡女へ婚養子仰せ出

さる旨」が上意として申し渡された。嫡女は斉孝の次女

從姫ひめである。同年一二月二三日、銀之助は津山藩の江戸

屋敷（鍛冶橋邸）に移り津山藩の人となった。三才四か  
月であった。（「江戸日記」）銀之助は文政七年三月二十  
八日、元服して將軍に拝謁を許され、この時、三河守  
の称と斉民の名を与えられた。同じ日藩主康孝も將軍か  
ら一字を与えられて齊孝と改名した。齊民が家督を継い  
で藩主となったのは天保二年（一八三一）一月二二日  
のことである。（「徳川諸家系譜」四）

幕府の銀之助に対する配慮は厚いものがあつた。同年  
一二月一四日幕府は斉民に前藩主同様、天領津山藩預か  
り地を継続して統治するように命じ、「統徳川実紀」に  
は翌年五月参勤交代による最初の帰国に際し「費用も多  
かるべしと金五千兩の恩貸あり。」とあつて、幕府は齊  
民の最初の国入りの費用五、〇〇〇両を貸し与えている。

### 五万石の加増

銀之助が藩主齊孝の養継嗣と決まつて  
一七日後、文化一四年（一八一七）一

〇月七日に、登城命令を受けて齊孝は江戸城の將軍家齊  
の前に伺候し、老中から五万石加増の「申渡」を受けた。

「家柄の儀に付、五万石加増差遣候」というもので、  
老中から「上意」（將軍の意志）によることを申し添え  
られている。家柄の儀とは徳川家康の次男秀康を藩祖と

する「越前松平家」を意味し、このことが銀之助の養子  
先を選ぶ条件となつたに違いない。しかし、この加増は  
「家柄」というよりは、銀之助の養子先としては余りに  
貧乏な津山藩の財政を補強し、また將軍の子息の養子先  
にあふわしい石高という、將軍家の体面を保つ目的が  
あつたといえる。後に見るように、藩主となつた斉民（銀  
之助）は越後高田時代の石高への復帰を大奥を通じて幕  
府に内願した。この時大奥からの返事には「養子遣され  
候節、倍高御加増、十万石（中略）仰せ出され候儀は畢  
竟身柄且つ家筋」を考慮してのことであると幕府の意  
向を伝えている。十万石への加増は「身柄」（銀之助の  
身の上）と「家筋」を考へてのことだ、というのである。  
（「御老女瀨山殿書簡」、津山郷土博物館文書）

ともあれ、津山藩にとつては朗報であつた。登城の前  
日、知らせを受けた津山藩江戸屋敷では、藩主が徒格以  
上の家臣に拝謁を許し、一門・縁家へは家臣が手分けし  
て通報した。出入りの旗本衆や医師へは手紙で知らせて  
いる。国元への知らせは早追（昼夜兼行の駕籠の急行便）  
で通報され、一〇月一四日の子の上刻（午前一時ごろ）  
に津山へ到着している。翌一五日、津山でも江戸屋敷同

様に全家臣に伝達され、寺社、町人、村々へも触書が回っている。(『江戸日記』、『国元日記』)

### 新領の受取

新しく加増された領地は美作地域に散在する天領を配分したものである。表

54―1でわかるように、加増地は村数で五七パーセント、石高で五九パーセントがこれまで津山藩の預かり地だった所である。表54―2によつて、大まかに地域を分けてみると次のようになる。

- ・現在の蒜山地域の内旭川の北側。
- ・中和村から山久世(勝山町)まで、勝山を除いて久世(久世町)周辺および西原から法泉寺・下見(共に落合町)までの旭川東岸。
- ・富(富村)の地域から目木川流域。
- ・河内谷(追分から落合へ向かう地域)落合町)。
- ・上斎原から奥津筋を経て馬場・上森原(鏡野町)辺りまでの吉井川兩岸。
- ・加茂小中原周辺。
- ・日本原西部。
- ・西吉田から出雲街道沿いの村とその南(勝田郡中部)。

### ・久米郡三か村。

これらの村は地続きにまとまっていた訳ではない。特に加茂・日本原・勝田郡中部の地域は幕領や私領が入り組んでいた。この新領の中には久世・西原・檜・勝間田など(農村の中の町)や川湊、宿場があつて商業が発展しそれぞれの地域で、商品流通の中心になつていたが、後に見るように、津山藩はこれら地域商業の拠点として発展しつつある地域を生かしていく方向はとらなかつた。むしろ抑制する政策をとつている。(本章五参照)これらの新しい領地の受け取りは文政元年(一八一八)の四月三日に完了した。

津山藩は幕府勘定所から加増地の領地目録を渡された時、次のような指図を受けている。

- 一、御物成米(年貢米)は村方に取り立ててあるから、懸け合ひの上、早々受け取ることを。
- 一、銀の儀は納期があるので、藩への納入は遅れるから、前もつて心得ておくこと。(『江戸日記』)

年貢米については、担当代官所と交渉すること、三分の一銀納の分は納入時期が遅れることを事前に指示したのである。これによると、加増地の文化一四年分の年貢や



(表54-1) 文化14年(1817)5万石加増地域

加増前の所属	村数	所属郡名	石高(B)	% (B/A×100)
津山藩預地	69	大庭郡・西々条郡	29,359.411 <sup>石</sup>	58.7 %
竜野脇坂中務太輔預地	17	勝南郡・勝北郡 久米北条郡	6,498.168	13.0
平岡彦兵衛支配地 (生野代官所)	33	東北条郡・勝南郡 西々条郡・勝北郡	12,730.400	25.5
大原四郎右衛門支配地 (備中倉敷代官所)	2	久米北条郡	1,412.021	2.8
計	121		50,000.000(A)	100.0

『江戸日記』・『国元日記』による。

(表54-2) 文化14年(1817)津山藩加増地郡別・村名一覧

郡名	村名	村数	前所属
大庭郡	湯船・上徳山・下徳山・上福田・中福田・下福田・富掛田 富山根・上長田・下長田・吉田・別所・下和・真加子 初和・三世七原・湯本・田羽根・社・久見・下湯原 釘貫小川・次楡・山久世・中嶋・久世・三坂・多田・鍋屋 台金屋・目木・櫻村東谷・櫻村西谷・余野上・余野下 三崎河原・大庭・平松・野川・古見・田原・西原・赤野 下河内・上河内・下見・法界寺	47	津山預
西々条郡	上斎原・下斎原・長藤・奥津・奥津川西・羽出・富西谷 富東谷・養野・至孝農・井坂・女原・西屋・杉・黒木 箱・河内・中谷・久田上原・下原・薪森原・原	36	津山預
	大・楠・富仲間・土生・山城・河本・高山・久田下原 同新田・塚谷・入・馬場・上森原・貞永寺		生野
東北条郡	小湖・斉野谷・青柳・小中原・山下・東黒木・戸賀	7	生野
勝北郡	河面・檜・上野田	6	脇坂預
	勝加茂・新野東・上野川の内		生野
勝南郡	殿所・東吉田・奥大谷・吉留・稲穂・末・塩気・畑屋 中山・北坂・下大谷・青木・池ヶ原	22	脇坂預
	則平・下香山・黒坂・西吉田・金井・福力・新田・黒土 勝間田		生野
久米北条郡	錦織 宮部上・宮部下	3	脇坂預 倉敷

『国元日記』による。

銀納年貢その他の運上銀などが全部与えられたことがわかる。藩は自領と合わせて二年分に近い年貢収入を得たのであるから、藩内の誰もがそれなりの恩恵を期待したのは当然である。

同年五月五日、藩主の弟維賢（二〇両、深信院（康哉妾・落飾）へ一〇両の合力米を追加し、家中一同に対して昨年引き米を返すことにした。借り上げ分を返済したのである。このことは、家老以下大役人格の支配方に対して伝達しているので、藩から固定した給与を受けている者すべてにこの恩恵は及んだことになる。また、家臣の身分でない町大年寄や用達、在方では大庄屋へも「昨年分ほど」の扶持を支給している。泰安寺など三〇か寺にも同様の恩恵があった。

一〇万石の 石高が一〇万石になれば、それだけの  
格 式 「格式」に見合う行動が必要であった。

江戸幕府では將軍家との続柄や譜代外様の別など家格に応じて位階や石高が決められていて、大名間の身分の上下を表現した。これらの身分に応じて複雑で多岐にわたる作法やきまり（格式）が定められていた。津山藩では加増されて一〇万石になると、幕府に対し初代藩主宣富

の時代と同格の格式に従ってよいかと伺いを立てている。幕府の方からも格式に従うように指示をしている。

例えば、五万石時代藩主斉孝は年始の礼を江戸城西丸大広間で行っていたが、加増の翌年正月には幕府から、年始は「旧例の通り」「御着座御相伴」をするように指示があった。斉孝は、松平因幡守（松江藩主斉恒）は將軍に御相伴し盃を頂戴しているが、自分も同様であるから年始登城の御礼も因幡守と同じく帝鑑の間で申し上げたいと願ひ出て許可されている。藩の矜持（プライド）を保つためにも、他の大名への自己主張のためにも幕府の定めた規約と習慣の中で自分を正当に位置づける必要があったのである。またこの年（文政元年）は一〇万石加増後の最初の帰国だった。一〇万石の大名には参勤・帰国の際に、老中から上使が派遣される習わしがあった。

「在所へ暇下さる。」（帰国許可）という言葉を伝える將軍の使者が派遣されるのである。この事についても老中から指示されている。無事帰国の上は江戸屋敷から家老級の家臣が登城して礼を述べ、將軍に拝謁を許された。このことも「格式」に沿った一例であるが、礼には献上物がある。この時は藩主宣富時代の例によって將軍家と

右大將家(家慶)に太刀・銀・馬代を献上した。また、藩主が津山に到着するにあたり、先の一〇万石の時代には「町方御通行の処、敷き砂致し候例に付」といって、津山町内の藩主帰国の通路に砂を敷き詰めている。献上物も敷き砂も五万石時代には取りやめていたものである。格式を守ることによる経済的負担は婚姻・慶弔の外あらゆる事柄に適用されるので、加増による経済面のゆとりはこの面でも削られていくのである。

### 家臣の増加

津山藩の家臣は一〇万石復帰を契機として次第に増加するが、石高が倍増しても、そのために急いで家臣を召し抱えた様子は見えないう。享保一年(一七二六)五万石に減知された際、減知以前六三〇人前後いた家臣の内二七六人に暇を出した。(御減知之節御暇覺)では二四二人)五万石になった時の家臣数は三六〇人乃至四〇〇人であったこととなる。(第四章五の藩士削減参照)その後、有能な浪人や学者・町医を藩士に取り立てたり、享保の時期に「暇」となった者を召し返したりして家臣を登用してきた。五万石減知から一〇万石復帰までの九〇年間に召し出された「新参」が三六家、「新参御取立」四二家、「新参

御役人」五三

家が記録され

ていて、「勤

書」合わせ

て一三一家が

召し出されて

いることがわ

かる。しかし、

文化九年(一

八一二)の津

山藩分限帳に

見える家臣の

数は三七四人

と意外に少な

い。(表55)

絶家したり、

浪人する者も

少なくなかつ

たのであろう。

一〇万石に

(表55) 5万石加増による家臣の増加傾向

扶持種類	文化9年 (1812)	天保3年 (1832)	天保11年 (1840)	備考
石取り	168	188	192	1050石~50石まで
俵数取り	38	22	60	50俵~6俵まで
扶持取り	43	54	83	20人扶持~2人扶持まで
給扶持取り	89	113	94	8石4人扶持~4石2人扶持まで
俵扶持取り	34	64	58	24俵3人扶持~1俵3人扶持まで
両扶持取り	0	0	0	〇両〇人扶持の様な支給形式
記載なし	2			
合計	374	441	487	坊主以上の数。厄介・長局・市郷・京・大阪・江戸の出入り商人、寺社への扶持は除く。

「津山藩分限帳」(「津山温知会誌」津山地方郷土誌版)による。

復歸した後の新規召し抱えは現家臣の子息や舎弟を「召出」、「別家召出」、「昇進」（士格以下の者を士格に取り立てる）の形で行われた。外に、享保の五万石減知の際に「暇」とした旧家臣の中から「召婦」た場合もある。銀之助の付け人として来た者も医師や乳母・女中を含め数人に過ぎない。他藩からの召し抱えは見当たらない。表55は五万石加増の五年以前に加増二〇年後、さらに天保九年（一八三八）の領地替えがあった後の家臣数を比較したものである。文化九年には三七四人だったものが、天保三年には約七〇人の増加である。二八年後天保一年には四八七人で一〇〇余人増加している。当然ながら下級家臣を多く召し抱えている。

## 二、天保の領地替え

### 齊民の不満

齊民が藩主としてまず手をつけたことは領地の拡大であった。天保七年（一八三六）正月七日、齊民は老中大久保加賀守（忠真）と幕府勘定奉行明樂飛騨守（茂村）に対し「内願」という形で願書を提出した。藩主の名代として勘定所へ使した

栗原玉城の記録によると齊民は「三代目光長代に旧復御加増」を求めている。津山入部以前の越後高田時代の石高二六万石への旧復を掲げ、「必至の内願」といい、近頃は諸所に「上げ地」（幕府への収公地）もあるはずだ、というかなり強硬な言い方である。齊民の言い分は「一族松平兵部大輔（齊宣・明石藩主、この時二万石加増）が増されるようだが、明石は六万石でも当方よりは余程収納納も多い。その上に二万石の加増だ。自分は外の一門に劣り、最近では勝手向きも差し支え如何とも術計なく日夜心配ばかりだ。誠に越前家大宗の詮もなく残念」ということになった。（大奥老女瀬山殿への書簡。老女は女官の職名。）齊民は勘定所の中での内願書の流れを追い、担当役人へ栗原玉城を行かせて内願を続けている。二六万石は無理という情報が入ったのであろう。そこまで行かずとも「五万石も欠け候ては相成らず。」と注文をつけてもいる。正月一八日には老中大久保忠真と松平乗寛に面会し、元祖秀康の格別の由緒を考慮して、他家と比べるのではなく「越前家大宗の御趣意」を立てて加増をしてくれるよう求めている。この内願は齊民の兄齊順（紀伊徳川氏へ養子）や銀之助時代からのお付き

の女中を介して大奥の老女瀬山殿を通じても行われた。

この年一〇月一〇日、大久保加賀守は「御加増の儀は届けられ間敷」という返事を返している。加増要求は容れられなかった。その理由は養子縁組の時五万石加増したこと、その後官位の昇進を特に配慮してあること、

「御統柄の面々」（津山藩の親戚筋）からも同様の願いがあつて、津山藩だけを特別扱いはできないことを挙げている。幕府も入用の多い時節なので「御統柄の面々」は特にその辺のことを斟酌し、諸事情を考え合わせてしかるべきだとも書いている。（『江戸留守居方日記』）この日齊民は老女瀬山殿への札状の中で「御請の儀 宣御願申し候。」と書いている。内願を取り下げたのであろう。

### 領地再交換

幕府勘定所が内願取り下げへ向けて齊民の説得を続けていた天保七年（一八

三六）一〇月二日、勘定所役人から津山留守居方役人へ高替えの話が告げられている。その内容は、内願は認められないであろうこと、津山藩領の内、三万石分幕府に差し出して他の土地をもらうこと、差し出した三万石上知分を直ちに津山藩の預かり所になるよう申請し、その

上でその他の収納

米を拝借するとい

うやり方がよい、

というものであ

る。（御手続書書

抜）さらに同

月九日には右の内

容を具体化した案

を提示した。交換

する場合は丹後・

但馬・作州の内

で三万石を現津山

領の端々の地所と

交換する。この案

で取米（計算上の

年貢米）が二、一〇〇石ほど増加するというものである。

（御用所書面之写）

齊民はこの案を願みず前節のよ

うに一〇月一〇日までは「内願」一筋であった。瀬山殿への「御請の儀 宣御願申し候。」という文面の「御請」は内願取り下げと共に、領地交換のことを含んでいたか

Handwritten Japanese text in cursive style, likely a document or letter related to the land exchange. The text is arranged in several vertical columns, reading from right to left. The characters are fluid and characteristic of the Edo period.

図62 幕府からの高替えの指示（津山郷土博物館所蔵）

第六章 松平斉民の時代

も知れない。

同年一〇月二日、大久保加賀守から三万一二五石余の高替えの指示を受けている。「江戸日記」によると、その地域と石高は表56—1のようになっている。

文化一四年（二八一七）に加増された地域の内から、大庭郡・東北条郡・西々条郡の内三万一二五石余を幕府に返上（上知）し、その代わりに丹後（京都府北部）・但馬（兵庫県北部）を含む地域を同じ高だけ与えられたのであるが、実際に津山藩がこの地域を統治することはなかった。斉民が新領地に同意せず、別の地域を強く希望したからである。翌天保八年の三月一九日、六月一九日、一〇月九日の三回にわたる老中水野忠邦宛の願書の内容をまとめると次のようなものである。

- 一、領分統きの領地をもらいたい。
- 一、小豆島は一島全部をもらいたい。
- 一、但馬・丹後はもちろん、作州でも吉野郡は拝領しても返却する。

一、津山領で今度天領として上知する村は津山藩の預かり地とし、現在備中川上郡にある津山預かり地村々

(表56—1) 天保7・8年(1836・37)領地交換地域および石高

	新領地域	石高	上知の地域	石高
天保七年	美作国吉野郡	2252石837合	美作国大庭郡	20758石915合
	〳 勝南郡	3270. 733	〳 東北条郡	1290. 728
	但馬国気多郡	8301. 927	〳 西々条郡	8075. 867
	丹後国竹野郡	11931. 661		
	〳 熊野郡	4368. 352		
	合 計	30125. 510	合 計	30125. 510
天保八年	美作国大庭郡	13071. 377	但馬国気多郡	8301. 927
	〳 西々条郡	246. 521	丹後国竹野郡	11931. 661
	〳 東北条郡	127. 448	〳 熊野郡	4368. 352
	〳 英田郡	272. 191		
	〳 勝南郡	3649. 310		
	〳 久米北条郡	4210. 432		
	〳 久米南条郡	465. 060		
	讃岐国小豆島	5891. 070		
	合 計	27933. 409	合 計	24601. 940

「江戸日記」による。

(表56-2) 天保8年(1837)6月領有希望の村々

郡名	村名		郡名	村名	
大庭郡	上河内村	下河内村	勝南郡	瓜生原村	吉ヶ原村
	赤野村	西原村		飯岡村	湯郷村
	田原村	野川村		小矢田村	中尾村
	古見村	平松村		岩見田村	入田村
	日木村	樫村西谷		為本村	岡村
	樫村東谷	余野下村		百々村	周佐村
	余野上村	久世村		明見村	金井村
	中嶋村	鍋屋村		中原村	
	多田村	台金屋村		押測村	大戸下村
	大庭村	三崎河原村		久米南条郡	大戸上村
西々条郡	入村上分		金屋村	定宗村	
東北条郡	塔中村		倉敷村	沢村	
久米北条郡	宮尾村	久米川南村	英田郡	三海田村	
	中北上村	同 下村		池田村	枝郷11
	南方中村	戸脇村		土庄村	〃 5
西北条郡	寺和田村		小豆島	淵崎村	〃 3
	領家村			小海村	〃 6
勝北郡	奥津川村			上庄村	〃 1
				肥土山村	〃 1

と交換してもらいたい。

川上郡の津山藩預かり地村々は文化九年に幕府から預け

『江戸日記』による。

られたものである。このような条件を挙げて、拝領したい村の名を列挙して提出した。(表56-2)

育民は新しい高替え地を断る際に、いくらよい土地でも遠隔地は不便であり、かえって取箇劣り(収納米の減少を招く)になる、という理由を挙げている。

その頼み方は丁寧ではあるが、強引で強硬なものであった。御願いの村々以外の処を割り当てられて、再び割り替え以前の旧領に戻せ、というような願書を出すことになれば、尚更將軍に対して恐れ多く心痛している、遠隔の地で行き届かぬ処は、差し支え多く都合が悪いという理由で上知を願っているくらいであるから、願いどおり他領と入り組むことなく

割り替えてもらうよう「強いて願ひ奉り候。」という具合である。気に入らぬ地域を割り当てればもう一度断るといつている。普通の大名は領地に不足をいうことなどは思いもよらぬことであつた。齊民の兄家慶はこの年月將軍になつた。兄齊順は御三家紀州和歌山へ養子、もう一人の兄齊温は尾張徳川家へ養子という兄弟の中で、領地ぐらゐの要望は容れられて当然という気持ちがあがえる。

この願ひは叶えられた。天保八年一月一日、二度目の高替えが行われ、表56―2の希望した村々の多くは津山領となつた。預かり地についても川上郡村々と美作内の村とが交換された。(表56―1) ただ、この高替えは、斉孝の時加増された地域を基に高替えしたのではなく、前年の交換によって新しく津山領となつた地域から但馬・丹後を除き、不足分を美作の天領で補充している。この高替えによって津山藩の石高は一〇万三、三三三石四斗六升九合となり、この領地で幕末を迎える。齊民はその後も数度にわたつて加増願ひを提出しているが取り上げられることはなかつた。新しい領地の郷村帳の引き渡し完了したのは翌九年の三月であつた。

### 三、新領五万石の統治

新領農村の 文化一四年(二八一七)一〇月、五万石が加増された。この地域はすべて天

領が充當された。藩はこれまでの五万石の領地を一〇に分け(大庄屋構)、それぞれを一〇人の大庄屋に統括させていた。一〇万石になつてから新領の内、大庭郡(現在の真庭郡の内旭川北岸・東岸)と西々条郡に新しく四構を設定し、新任の四人の大庄屋に担当させた。新設の構は湯本構、目木構、河内構、富構である。残りの新領は旧領に統合し、従来の構を分割再編成して一〇構とした。一〇構の大庄屋の顔ぶれは代わっていない。合わせて一四構大庄屋一四人体制である。

新領を受け取つた文政元年(二八一八)一二月に、藩は改めて「郷中御条目」を全領に配布した。この郷中御条目は安永二年(一七七三)に配布されたものと同文であるが末尾に四か条が追加されて六一か条となつている。なお、天保九年(二八三八)、領地の交換が完了した時にも多少の変更を加えて配布している。文政一一年



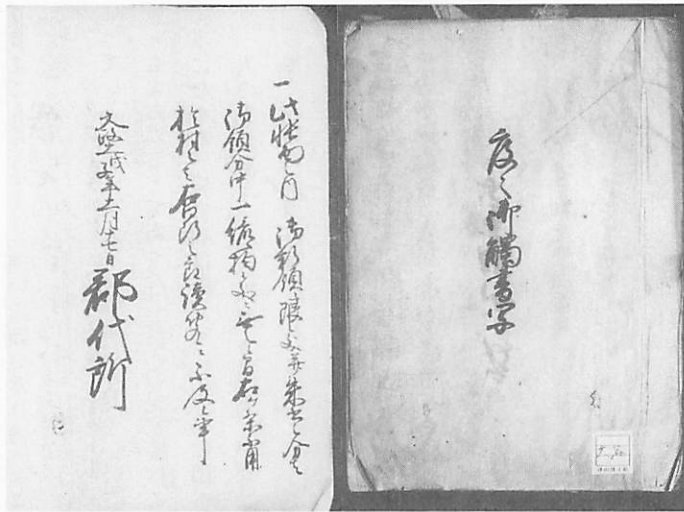


図63 度々御触書 (津山郷土博物館所蔵)

に藩は「度々御触書」と名づけた法令集を全領に対して配布した。既に配布した「郷中御条目」の各条についてこれまで出された関連法令を掲げ、発令年月を肩書きしている。前文に「御新領村々の義はそれ以前仰せ

出され候趣は相弁せざる義もこれあり。」とあって、新領に法令を一層周知徹底する意図が見える。

**年貢の増徴** 津山藩が新領五万石の農村に期待するものは何よりも年貢の増収である。新

領の受取が完了した翌年の文政元年五月、「御加増地中庄屋へ申渡覚」(「八束村史」所載)という二六か条にわたる文書を新領に配布している。この中で新領の年貢徴収についての藩の方針は次のようである。

一、以前にくらべて年貢の量が著しく減少している村が沢山ある。これは「急度引き戻し申すべき所」

一時に戻しては難儀であろうから「用捨」する。

一、今年はずべての田を検見する。天災・虫害等で作であっても、「聊にても」稲があれば、「皆無」

の申し立ては許さぬ。検見坪竿は天領では六尺三寸竿だったが、津山領同様竿は六尺五寸とする。

一、年貢は石代納を廃してすべて米納とする。

最初の項は年貢米納入量が減少した理由を推測しながらも「急度引き戻す」という。厳しく取り立てて、昔納入していた年貢高まで回復すると最初に宣言している。

「用捨」は「容赦」ではなく、年貢増徴の方法を選ぶと

いつていて、手心を加えるくらいの意味である。

二項目について、この当時津山藩での検見(けんみ)は天災・気候不順で、あらかじめ指示されていた年貢の納入が困難な場合、農民の方から願い出て稲の刈り取り前に当年の出来高を調査することである。その方法は一村の内で何か所かを一間四方刈り取って、その稔(ね)の量の平均で出来高を推定し年貢減免の資料とした。このやり方を坪刈りという。今回は藩の方から検見をするという。稲刈り以前に収納年貢量を掌握する計画である。しかもいくら不作でもほんの少しでも稲が立っていたら皆無とはいわせないといつている。その上一間は六尺五寸(約一・九五メートル)竿を使う、それは森家検地(もりけち)〔慶長九年・一六〇四に実施された森の慶長検地〕が六尺五寸竿で計ったからだともいつ。天領時代の坪刈りは一間六尺三寸(約一・八九メートル)竿だったから、その面積の差だけは坪当たり収量が多いことになる。

三項目の、年貢はすべて米納とするという規定では、不作の時は年貢米を買って納入しなければならなくなる。

津山藩では中庄屋に命じて、村毎に早稲・晩稲など稲



図64 天保8年領知郷村高辻帳  
(津山郷土博物館所蔵)

の成熟時期に合わせて、年貢納入の日時を何回かに分けて決めさせ、この日を目標に納入を迫った。(年貢の数納制) このため「当作反別帳」を作成させて、農民一人一人について実耕作反別と年貢数納日を記入させ、年貢納入準備の進み方を監察させている。また、稲の成熟期に合わせて「有り米改め」をさせた。有り米改めは、「延び畝の多少に随い出来米の辻(合計)を改め置き」といつように、台帳面積とは別に「延び畝」(実面積のこと)に応じた実收穫量を常に観察させ、取り立ての目当てにしようというのである。これは生産力調査である。

「有り米の儀はお取立の根元」として、農民の努力による生産力の上昇部分を年貢の対象としている。これらの仕事は中庄屋の「請け前」（職責）とされた。このやり方は先に述べた佐藤郷左衛門の回村計画の中で組み上げられたもので、津山藩の旧領のやり方を新領にも厳密に適用したのである。この方法は新領農村には予想を越えた重圧となった。文政非人騒動はこの政策を背景にして起こったといえることができるであろう。

### 新領の在町

農村の中でそれぞれ周辺地域の商業の中心となっている町を「在町」という。在方（農村）に発展した町である。ここでは新領の中の在町に対する藩の対応を見たい。

津山森藩が美作全領を支配していた時代、森藩は特定の在町に限って商業活動を認めている。（津山市史第三巻第五章八、郷中の商業参照）特に高田村（現勝山町勝山）・久世村（現久世町）・倉敷村（現美作町林野）は「御城下並に工商業差し許され」た場所である。森藩はすでに戦国時代末期には地域商業の中心地になっていたこれらの町を、領国支配のために役立てた。必要な範囲で周辺農村への商品流通の核とし、津山城下の町人町

を中心とする美作地域の商業・経済統制の一翼を担わせた。

しかし、森氏の改易後、松平藩は一〇万石となりさらに五万石となって、津山を中心とする経済圏は一層分断された。津山藩の領分から離れた在町は天領や私領に組み入れられて独自の発展を遂げた。特に領主の居城や代官所は遠隔の地にあつて、商人の活動に対する統制も津山城下にくらべて緩やかであつた。年貢の銀納制をとる代官支配地や私領では、百姓が米その他の物資を換銀することは日常の生活の中で必須の事柄であつた。在町は周辺農村の商品作物の生産を背景に、それぞれの地域で商品流通の中心となって役割を果たしていた。このような在分の町が再び津山藩領になったのである。文化一四年（一八一七）五万石加増によって津山藩領になった在町で最も発展していた所は久世（現久世町）である。この外、川湊として槇（現津山市）・赤野・西原・平松（現落合町）など多数の村があり、天保九年（一八三八）領地交換の後は倉敷（美作町林野）や宮尾（現久米町）が加わる。

商業統制令と 新領に久世を抱えた津山藩は、久世村久 世 に対する態度を決める必要に迫られた。久世の商人が旭川流域に大きく商圏を広げていることから久世の統制は美作西部一帯の在方商業の統制を意味する。当時の久世は勝山と共に山中地域はもちろん、倉吉（鳥取県）から大挾峠を越え、米子（鳥取県）から郷原経由で鳥居峠を越えて運ばれる商品の中継地にもなっていた。（『久世町史』）

津山藩は、文政元年（二八一八）八月二日に商業統制に関する包括的な法令を出している。

久世 并 駅場の外、郷中小商いたし来たり候もの内、今度改めて差し留め、或いは当年より三か年を限り差し免じ、亦は一代を限り差し免じ候間、左の通り相心得、兼て相覚悟し、年期并 一代を過ぎ候は、農業專一に相稼ぐべく候。（『郷中御条目』）

右の書き出しで始まるこの法令は「久世と駅場」を除いて、その他の所では「郷中小商い」を一応禁止し、改めて年期を定めて許可すること。年期が過ぎれば農業に還ることという趣旨である。この「申達」は一二か条あって一つの貫かれた線がある。この内「堅く差し留め

候事」とされた事を列挙すると、

一、穀物・綿・俵物（種類不問）・古手類・腰物類（刀剣）を取り扱う商い。

一、炭・薪・そのほか何等によらず買い集め、船積みする商い。但し、自家製品の船積み・販売、年貢納、賃積みは許可。

一、川船による商品積み下げは津山城下および久世村の湊に限り、それ以外の地から他へ積み下げる事。および右両所の外より船積み川下げを取り計らう事。

一、何によらず出買い・荷売り・市場の立つ場所へ諸商いに行く事。但し、これまで商い来候品を自宅で売することは許可。

一、何等の商品によらず、仲買をする事。

一、商いのために出職する事。

これらの禁止対象になった商行為は大量の商品を扱うもの（大商い）であり、それだけ農村の商品生産を發展させ（年貢生産農業を壊し）、株仲間を組織した既成の商人達の活動を阻害する。この大商いの禁止は農民が商業に関与することを止めるねらいがある。もう一つは、高

瀬船による輸送体制の独占である。農村のあらゆる商品はすべて津山河岸かしと久世の河岸に集め、すでに各地で発展しつつあった川湊みなとからの商品積み下げを禁止した。岡山湊への積み下げは全国市場へ参入する手段である。この道を藩が掌握しようとしたのである。百姓が商いにかかわる事が何をもたすかについては佐藤郷左衛門が回村の中で改めて認識した事であった。この大商いの禁止は津山藩がまだ五万石の時代、享和三年（一八〇三）一〇月の郷中商いの制限の中に「奥通い商・市立商いちたちりあな」の禁止としてすでに定められ藩の基本的な方針となっていた。

この統制令では限られた地域での消費物資の生産とこれを扱う商業は許している。藩は在方で営むことができ、商業を小売りに限ろうとした。これを法令では「郷中小商い」といつている。法令はこの小商いについて営業の場所と、営業年限に制限を加えた。許可される場所はず「久世」で、具体的には「久世村原方町並みはらかたちな」とされた。久世原方で商店が軒を並べている所である。ここは商業を「仕来たりの通り差し免じらい」としていて、久世の商人は津山領になっても小商いの外、従来どおり

の商業活動が許可された。ただ、この法令が出された当初、右に列挙した禁止事項が久世の商人に対しすべて免除されたとはいえない。翌年湯本・目木・河内・富の各構かまに対して出された法令には「久世町に限り、諸商売差し免じらい」とか、「御城下并ならじ久世町の外、諸荷物他へ売り捌まわき候儀（中略）相成らず。」としていて禁止事項が久世にだけは適用されなかったように書かれている。

しかし厳密に言えば、文政三年（一八二〇）の久世に対する法令には、実綿みわたを買い集め繰り綿にして売ることについて「今般格別の御憐愍ごれんみんを以て、右村方町並みに限り」繰り綿商并ならじ船積み共御免」とあって、繰り綿とその船積みは二年後に許されているのである。この頃の当初に掲げた法令は文政元年八月の発令であるが、その後起こった諸種の問題を整理した後に改められて、文政三年以後の基本原則を示したものと思われる。

「駅場」は街道の宿駅である。駅場と「温泉場」の小商いについては、前々から営業してきたものは「定株さだかぶ」であるから勝手に従来どおり営業をしてよいとしながらも、営業期間を三か年と決めている。その外の所で従来からの小商いは「定株」なのでこれまでどおり勝手次第。



図65 檜湊の船灯籠（津山市檜）

この「申達」が出た時点で無許可営業のものには、一度差し留めて改めて許可をする。事情によって今年から一代限りの許可を与えるか、営業年限三か年かを決める。この事を考えて、予め覚悟をし、年限がきたら廃業し百姓専一に稼ぐこと。以上がこの「申達」の骨子である。村に住居して小商いをする者は一代限りであった。

### 川湊 檜

津山藩が新知五万石を得て最初にかかわった在町は檜村（現津山市）である。

檜村は勝北地方からの年貢米を積み出す川湊であり、

勝北地方や東北条郡（加茂地域）を後背地とする商品流通の中心であった。加茂川を遡る高瀬船輸送によって発展した所で、生野代官所の支配下にある天領だった。

文政元年（一八一八）四月二三日の『町奉行日記』には檜村に対する城下町人や町奉行所の考えを大要次のように述べている。

檜村では二〇年くらい前から百姓が商売をしているが、近在の者が津山城下へ入って来なくなって迷惑をしていた。今度津山領になったので、津山領の従来からの村のように百姓本業のみとし商売をやめさせればよい。そうすれば城下の町も繁栄する。このように「上下存じ込み罷在候処」、この考えに郡代大村成夫は同意しなかった。話し合いがつかず、両伺いの形で御用所の判断を求めた。最後は家老の決裁で、町奉行の案に決まった。

結局檜村は、

一、御用物（藩に関係する物資）以外の商品の船積みは一切禁止する。（商品の船積み川下げ禁止）

一、大商いは二、三年猶予期間を置き、後は差し止め

る。

一、玉琳・八子のような農間稼ぎの商売にとどめる。という処置を受けることになった。藩は「小商いに至るまで、後には悉皆差し留め申すべく」という考えであった。

この藩の対応はいくつかのことを示している。まず、楡村へのこの決定は城下町商人の強硬な要請があったといえる。「上下」とは藩当局と町人のことで町奉行の楡村処遇案は「上下」の合作であろう。この決定は城下町商人の利益を守り、津山藩にとっては藩の自由にならなかつた楡村を統制下に置いたことになる。そこには楡村が持っていた力量、その集荷・販売市場を生かすような展望は全くなかつた。小商いまで悉皆禁止の方向がこのことを示している。

先に触れた久世やその他の在町に対する対応を見ると、かつて享和から文化年代（一八〇一―一八一七）にかけて、佐藤郷左衛門らが作りあげた農民の農業専一・奢侈禁止・農間稼ぎの制限等、農・商を一体とした年貢増徴政策（第五章七、文化期の農民統制参照）の中に、新領の在町をも位置づけようとしているのである。楡村

への対応はこの政策の一環である。

### 在町の反発

楡村が御用物の外一切の船稼ぎを禁止され、大商いの猶予期限もされる三年目の文政三年（一八二〇）に、楡村吉蔵以下三〇人が署名した「請書」が残っている。期限切れを前に楡村が、従来の商業を復活すべく願書を出したのである。これに藩が回答し、この回答の遵守を誓う文書がこの「請書」である。許可された主要な点は、

一、三年前に、両三年期限付きで認められていた大商いを一〇か年延長すること。  
 一、「船積みをはじめ、商い向き一切」の営業を許可すること。

の二点である。重要なことは、当初禁止した「大商い」の一切が許可されている。楡村は一〇か年の期限付きという点を除けば全く以前に復したのである。「請書」では船積み稼ぎをやめて以来、至極難渋したといっている。この間の交渉の中身はわからないが、楡が禁止されて四か月過ぎ、統制令が出て見れば久世は禁止されていない。以来二年間を楡の商人が黙っていたはずはない。

こうして藩と商人が考えた当初の思惑は完全に崩れたこととなる。この年から一〇年後、天保元年（一八三〇）檜村はもう一〇年間の営業期限延長を許可された。

津山藩が郷中の商業活動を統制することは非常に困難だった。文政二年一二月、藩は、久世の商人が他村が商売を禁じられたことにつけ込んで、「諸人難洪を省みず、身勝手な商売」をしたといい、商売差し止めを警告した。不当に安く買ったのであろうか。湯本・目木・河内・富の各構かまへの地域でのことである。これまでこの地域での商人の活動が競合する中で、農村の商品価格は一定の均衡を保っていたのである。久世の独占はこれを破壊している。

同年、河内構かみのかまへの赤野村あかののむらの坂巻湊さかまきみなと（現落合町・姫新線落合駅裏の旭川土手。旭川が南流する屈曲点北岸。）から船積み営業の願いが出たので、河内構かみのかまへの内だけは坂巻からの船積みを許可した。

文政三年一二月に、藩は二宮・田邑たのむら・一方いっぽう・富・河内各構への「達たし」の中で、平松村ひらまつ・西原村にしはら（落合町）の川湊に竹木に限りという制限付きで船積みを許可したことを通達した。同じ「達たし」で河岸場かかしばである久田下原くたしげら（奥

津町）・中谷下分なかつたしもべん・入村上分いりむらかみべん・山城やましろ・薪森原たきもりばら（鏡野町）・錦織東にしごひがし（中央町）各村が津山城下まで諸商品を船で積み下すことについて、希望があれば吟味の上許可するとも通達している。

同年、今度は目木・河内両構かみのかまへに対し「申渡もうりわた」があった。諸荷物は津山・久世の両湊だけに売りさばく規定であるが、穀物・綿・煙草たばこなどを抜け売りする者がいるというものである。抜け売りの方が高く売れるのである。

天保元年には河内構の大庄屋が赤野村坂巻河岸の船稼さかまきぎについて口上書を提出した。河内谷筋に限りという制限をつけてではあるが、米・木綿・大豆・小豆・空豆・小麦・安麦やすむぎ・胡麻ごま・菜種なね・荏えん・稗ひえ・さつま芋いも・こんにゃく・蕎麦そば・竹・糖とうの一六品目について、備前岡山湊への積み下げを求めている。藩は「格段の評議をもって」承認している。

天保九年領地の割り替えがあつて、新しく倉敷村くらしきむら（美作町林野）・宮尾村みやおしら（久米町）が津山領になった。この年、宮尾村からこれまで通りの商業継続願いが出された。藩は当年より一〇か年の年期を限って、禁制品を除き船積み、諸商いを許可している。この文の中で、「船積み



にて、他邦へ売り捌き候商い」を許可した所として、津山城下・久世原方町並み・赤野村坂巻・倉敷と他に年期を限つて許可した檜村河岸を挙げている。倉敷はすでに久世なみに許可され、新しく宮尾村が檜村なみに加えられたことがわかる。

それぞれの湊の船稼ぎ業者とこれを利用していた生産者の間にはすでに合理的な流通関係が成立していて、津山藩の統制令はこれを断ち切る目的を持っていた。山間部の農村が石代納という制度の中で、貨幣収入を得る手立てを模索するのは自然なことである。すでに長く商品生産が家計を支えてきた以上、この売却先を求めて抜け売りに走るのも当然であり、船稼ぎを禁止された業者ばかりでなく商品生産者である周辺農民も船稼ぎ再開を望んでいる。郷中商いの発展は、広く大衆的な基盤に根ざした社会の趨勢であつた。津山藩の津山城下と久世を拠点とする商業統制計画は、藩の予想に反して大きく発展していた農村の商品流通を包み込むことができず、文政元年の法令も三年目にして崩れていったことがわかる。

(この項、特に注記した外は『郷中御条目』による。)

#### 四、文政非人騒動

##### 騒動の背景

文政八年(一八二五)は五月から七月中は冷氣強く、土用明けでも気温は上

がらず越畑村(現鏡野町)では綿入れを着るようだった。美作(みまさか)帯に稲は茂らず、特に晩稲は穂の出具合も悪く冷害の様子は日を追つてはつきりとしてきた。越畑村の記録には「八月大風」とあつて、八月中ごろには美作一帯が台風に見舞われた。特にこの月の一日には夜明け前から広戸山(奈岐連山)は山鳴りがして、五ツ時分(午前八時ころ)から大風が吹き荒れ、田畑作物はもとより大木を吹き倒し、晩六ツ(午後六時ころ)まで風は衰えなかつた。午後八時ころにやつと風がやんだという。「七〇年来の大風だ」と故老は話している。この時最も被害のあつた地域は広戸・山形から下野田辺というから現在の勝北町から奈義町西部にかけての地域である。

九月上旬、津山で銀六四・五匁だった米価平均相場が上がりだし、一〇月中旬七四・五匁になった。この値段

は美作東部英田郡でも同様で、土居の宿場（現作東町）でも「當年一〇月米値段平均七五匁にわか高、平均値段格別高」という。（「瀬畑家文書」、「便房黎明録」）

一〇月の米の平均値段は年貢米の石代納（三分の一銀納）の換算基準（第五章六、寛政の石代越訴参照）であるから、米が不作の時、百姓は何かを売って銀納しなければならぬ。百姓が換銀できる物は米の外には田畑屋敷しかないから、この年の冷害は百姓の流浪に直結していたのである。後に述べるように、石代納の制度であった天領から非人騒動が起こった理由はこの点にある。大豆も凶作で大豆値段も上がった。「大豆七五匁まで、大麦四五匁、其の外雑穀の類高直に相成り、世間一統難澁」といい、百姓は雑穀も手に入り難くなった。（「便房黎明録」）

このような状況のもとで「文政非人騒動」が起こる。ここでいう「非人」は身分制の上での非人ではない。百姓身分のものが野非人の姿をして物乞いに出て、何百人時には何千人という集団になり、村役人や富農を取り巻き酒飯を押し乞いし、代官所や藩役人に願書を出すこの時期特有の農民闘争である。この騒動で「非人躰」とい

うときは常に「簀を着て鎌を持ち」とある。文政期（一八一八―二九）の美作地方の農民には「非人に出る」時の姿として、すでに広く行きわたった格好で、非人騒動参加の時の象徴的な服装であった。「元文騒動」からこのやり方は始まっている。「非人躰」「非人姿」については第四章四、元文騒動の末尾に多少の説明をしたので参照していただきたい。

**騒動** は 文政八年（一八二五）十一月二三日正東部から午ころ、吉野郡（現英田郡北部半分の地域）の後山・中谷・吉田・青野・大田五か村（現東栗倉村）の百姓およそ六〇人ばかりが非人姿（簀笠を着て鎌を持つ）で同郡下町村（現大原町）の陣屋あたりに集まった。この五か村は天領で、但馬国久美浜（現京都府久美浜町）代官所の支配下にある吉野郡内三五か村の内各村々である。下町村には右代官所の陣屋があった。翌二四日、これを聞きつけた残り三〇か村の領民が同所に集まり上の庄（現大原町今岡）の宮の前（小坂神社の前）、森の周囲に寄り合い一五、六か所で火を焚きどつと鯨波の声を上げ始めた。この晩、百姓たちは代官所へ次のような要求をまとめている。

右三五か村へ、金子一万兩御拝借下さるべき様か、または当酉の年貢五分納にて御免、残る五分は五か年御休延、此の後三〇か年に割り御上納仰下さるべき事。  
 (「非人物語」)

まず、金一万兩の貸付要求である。これだけで三五か村のこの年の銀納年貢分が賄えるのであろうか。一万兩貸付ができなければ、文政八年の年貢は半分納入にして残りの半分は五年間の猶予期間において三〇年間の分割払いとせよという要求である。翌二五日には領民二、〇〇〇人が集まり、陣屋の周囲で火を焚きその数五三か所という。同陣屋にいた役人福永兵右衛門は各村役人を集めて訴願の趣旨を尋ねたので、さきの願書を差し出したところ、兵右衛門から早速上役へ取り次ぐと返答があつて百姓一同退散したという。(「非人物語」)

同年一二月四日には、播磨国(兵庫県)佐用郡平福にあつた旗本松平主税康春領の代官宅と平福の庄屋宅が非人鉢の百姓に打ち壊されている。一二月晦日には同国山崎でも非人姿の百姓が大勢集まり打ち潰すとある。兵庫県側では物乞いというよりは、打ち壊しの様相を呈している。また、「作州より千種へ出、夫より村々一同にな

り山崎札座御かかり申すべき趣風聞(山崎の銀札発行元を襲撃するという噂)」という記事もあつて、国や行政区域を越えて他領の百姓と合体する傾向が見える事も新しい現象である。「御注進之覚」・「公私用日記」

#### 発頭人の気持

文政八年(一八二五)一二月の六日ころから騒動は天領生野(現兵庫県生野町)代官所支配下の勝北郡でも始まり、津山領に及んで行くのであるが、他方同月九日には東部吉野郡の内生野分の村々(田殿村・粟井中村・上石井中村)現兵庫県佐用郡)三か村の内、田殿村からも始まる。吉野郡生野分の騒動には、発頭人の口書(自白供述書)が残されている。文書の性質上すべてが真実とはいえないが、非人騒動の起こり方や行動がわかり、津山藩の騒動の性格を考えるのに役立つので、もう少し東部地方の様子を見よう。

吉野郡田殿村(現美作町)広山分の騒動発頭人柳吉(三九才)は一七石余の田畑を持ち、別に農間稼ぎとして酒・紙・蠟燭などの小商いをしている。一月末、久美浜分百姓の騒動や、同月六日生野分勝北郡村々も騒動し、願書を出したという話は村中でささやかれていた。「す

べて非人に出る者は食物を乞い歩き、非人に出ない村へは入り込み喰い荒らすとして村民一同恐怖」の状態だった。柳吉が粟井中村（現作東町）の者と会った時の会話では、「若し（非人が村に）入込み来り候は、皆々罷出ず候では相成間敷」（もし村に入ってきたら村中参加せぬ訳にはゆかぬだろう）という会話をしている。現実には「喰い荒らされる」者は庄屋や富裕な農民であつて一般農民に被害がないのが実状である。村民の「恐怖」の中身は家の周辺で大きな焚火をされ、他村の者が大勢村中を横行し、嚴禁された徒党に参加させられることであつた。しかし柳吉はさきの会話に続けて、様子を見ながら「沙汰に及ぶべく」（連絡する）と話したという。柳吉が騒動に参加したい気持ちがあり、すでに勧誘活動をしていることがわかる。

一二月五日が年貢納入期限であつた。同八日、庄屋が組頭を呼び寄せ、村中の年貢未納分の米を、組頭たちの才覚で借米してでも一応は納入したいといい、米の借り入れを命じた。組頭である祖父の代わりに庄屋宅へいった柳吉は、庄屋に対し年貢納入期限の延長の嘆願を求めて帰つたが、米を借り入れる当ては全くなく、一人での

訴願も成就し難いと考え、先の久美浜分の下町陣屋での訴願が聞き入れられるかもしれないという噂もあつて「村方よりも非人姿になり罷り出、村々徘徊致し候は自然難決の様子御聞に入り、何ぞ御勘弁相成り候筋も出来るべき哉。」と思つたといつてゐる。物乞いの姿で他村を回れば困つた様子が代官所にも聞こえ幾らかでも年貢に手心を加えて貰えるかも知れないのである。柳吉は庄屋を試しに行つた。まだ村では非人に出た者はいないのだが、「もう非人に出た者がいるようだ。出たものか、出ない方がよいか。」と持ちかけた。庄屋が「百姓の困窮はよくわかる、しかし出てはならぬ、困窮の様子を詳しく代官に伝え何とか嘆願してみる。」等の誠意ある言葉が出て、実行の気配があるなら思い留まるつもりだつた。庄屋はよいとも悪いともいわず、「制止してあるのに出るものは仕方がない。」といい、自分の気持ちとは大いに相違した。庄屋の返答を「心悪く」思い非人に出ることを決心したという。柳吉は「村の東では西の者が出たと叫び、西では東の者が出たと叫びながら家に帰つた。支度して再び出てみると村内からおよそ二〇人ほどが非人姿に拵えて出ていて、まだ追い追い出

くる様子だった。」という。このようにして二月九日、この騒動は始まった。

### 村民の行動

この事件は目的がはっきりしていない。柳吉は騒動を起こしたがその後の

行動には目的も見通しもなかった。彼は供述書の中で、行くあてもなく歩いている内に「もともと難渋に迫られ出掛け候事」ではあるが、特に「何様の儀を御願立て仕るべくとの思慮もなく、徒党は重罪とも聞いていて押し寄せて行くだけでも「やはり御願筋いたし度存念に相当る。」(一)揆訴願の気持ちがあつたことになる)しかしこのように仕掛けた以上中止もできぬ、というような思いを述べている。柳吉は結局「郡中割勘定帳」を庄屋から強請り取ることに目標を定めた。郡中割は作州に散在する生野代官所支配下五郡(西北条郡・東北条郡・勝南郡・勝北郡・吉野郡)村々の年間入用を当番庄屋が集まり村高に応じて割賦する。昨年の当番は吉野郡尾崎村(現大原町古町に編入)庄屋四郎左衛門であった。柳吉は近來郡中割入用が年々増加し、百姓共迷惑の噂があること。なお、郡中割は庄屋と相對のことであるから、お上(代官所)にかかわつて騒いだことにもならな

いだらうと考えた。騒動の目標を郡中割勘定帳奪取に交えたのである。彼は尾崎村に着くまではこの計画を一切口外しないことにした。以下この騒動の全体を詳しく述べる余裕がないので概略をまとめておこう。

騒動の中心集団は柳吉と、同じ広山分の九郎右衛門(元持高一〇石・絶人になり小作渡世)が指図した。田殿村から東へ山を越えて吉野川流域を北上する。小野谷村(現作東町)から赤田村(現大原町)へ着き、ここで粟井中村の者と合流する。文政八年(一八二五)一二月の夜中である。厳寒の中、通過の村々で手当たり次第に藁や薪を持ち出して焚き火をし、「ひだるい、ひだるい」「早く非人にでい」と大勢口々に叫び家々を回るといふ。「ひだるい」とは空腹で力も出ない感じをいうが、大勢で叫び喚く時は「飯を炊け、粥を出せ」という意味になろうか。夜中に簞笠を着け頬かむりをしたよそ村の者が三〇人五〇人と村の中を歩き回り、何か所も大たき火をし、時々鯨波の声をどつと上げる様子を「村民一同恐怖」といふのであろう。この中での物乞いが強請といわれる所以である。元文騒動の時はこのような状況の中で、何十人もの農民が「米をくれ」と裕福な百姓をめがけて押

し掛けたが、この騒動では庄屋や酒屋での酒飯の接待に限られた。庄屋の中には飯粥を炊いて待つてゐる所もあり、取り巻かれて喚かれ、急いで炊いた所もある。打ち壊しはなかったが、「心悪い」庄屋に対しては「有合せの竹を持ち、物干し竿をたたき立て、門先に積み立てこれ有る薪を六郎右衛門宅の縁側へ投げ付け去る」というような手荒なこともしている。一月一日夜明けに尾崎村庄屋四郎左衛門宅へ行き、大衆の怒号の中で「郡中割勘定帳」を強請り取つてゐる。その後、筏津村（現西粟倉村）まで北上した。この時群衆二、〇〇〇人という。（「便房黎明録」）帰途、江の原村（現大原町）で僧侶三人と逢ひ、説得されてそれぞれ退散した。騒動の大勢は「郡中割勘定帳」強請取りで終わるのであるが、粟井中村から出た集団は久美浜分や生野分勝北郡村々と同じ「御年貢年賦払い、拝借金一万両」を求めている。仲介に立つた寺院に対して直接生野代官所へ取り次ぐよう執拗であったが、他村が寺院任せにして追い追ひ引き取つたのでやむなく引き上げている。（「作州吉野郡村々騒立一件口書」）

**柳吉騒動の** 東部の一連の騒動の中で右に見た騒動  
**特 徴** を他と区別するために仮に柳吉騒動と呼ぶが、この騒動は当初に起こった久美浜分の下町陣屋

に対する訴願とは異なるように思われる。久美浜分百姓がどのような手順で訴願を組織したかはわからない。ただ訴願の前夜久美浜分全領三五か村が集まったところで訴願内容をまとめていること、その内容の年貢分割年賦払いは当時の百姓の求めを集約したものとしてよい。

柳吉の当初の判断である年貢納入期限の延長は客観性があった。村民の共通の思いであった。柳吉はなぜ直面する「年貢延納」を訴願の中心に置かず、非人に出たら直ちに目的も行く先も見失つたのだらうか。このような無目的・無秩序は柳吉の起こしたこの騒動の一貫した特徴である。それはこの騒動が百姓の意見集約の場を持たずに始まり、騒動拡大の中でもその場がなかったことによるであろう。その理由は発頭人柳吉の個性や騒動の展開の仕方にもよるが、参加した一般農民のあり方に求められるように思う。同じ生野分の勝北郡地方や津山領の山中地方の騒動では百姓の要求が提出されているのに、津山領中心部の騒動は、この柳吉騒動と同じように無目

的で方向性のないものとなっている。

勝北から 津山へ の動きは、騒動の鎮圧に携わった田邑

大庄屋の土居督右衛門の記録『百姓騒動日記』によった。この日記は諸方面からの報告を綿密に記録していて、津山領騒動の全貌を知ることができる。

吉野郡久美浜分の百姓が下町陣屋に集まり願書を出して一三日後、文政八年（一八二五）一月六日から七日にかけて、生野代官所支配下の新支配村々（文政元年に生野分になった奈義町から勝北町にかけての村々）が騒ぎ始め、非人姿をした百姓が同郡中島東村（現奈義町）庄屋宅へ出張していた代官所手代へ出訴した。人数およそ一、六〇〇人といい、当年の年貢の半分を一〇か年賦払いにするよう願書を出した。前節の柳吉らの騒動で寺院を通じて実現しなかった「御新領なみ」とはこの時出した願書を指している。翌八日に、この大集団は上町川（現奈義町）へ集結したことが津山藩郡代所に報告されている。この日の晩、津山領檜村（現津山市）へ出所不明の者が貝を吹き、杖をついて現れ民家へ薪を投げつけて帰るとか、ほどなく勝加茂西上村（現勝北町）の境

辺で、貝を吹き太鼓を打ち鯨波の声を上げる者がいるなど、次第に不穏な空気が伝わり始めている。生野分広戸辺（現勝北町）の者が一五〇人ばかり、加茂筋（吉井川上流域の加茂町方面への街道とその周辺）へ入り込むという報告もある。この勝北郡での騒動は大きな動きであるが詳細を知る資料がない。

同月一〇日から一日にかけて、津山領では加茂の谷から動きが始まる。一〇日、檜井村の者四・五人が非人姿で出かけた所を庄屋に説得され退散、翌一日朝、同じ檜井村の者四〇人ばかりが成安村へ向けて福山越えの途中たき火をしていて成安村の者に説得され、退散している。ここまでは一村の者だけが物乞いにする様子が見えるが、同二日には、原口・檜井・公郷上・同中・桑原・行重東・同西・成安・百々・青山分・小淵・戸賀・東黒木・齋谷・小中原の一五か村（共に現加茂町）の者三〇〇人ばかりが非人姿で小中原（加茂谷の経済の中心地）へ集まった。この集団はかがり火を焚き鯨波の声をあげて、齋の谷村へ、戸賀村へと押し掛けて、夜八つ時分（午前二時ころ）行重村西分でたき火にあたってるところを各村庄屋に説得されて退散している。これら

一五村の内小渕村以下五村と前記檜村は五万石加増による新領である。天領から編入された村々と五万石時代以来の津山領とで、騒動の動きに差があるかどうかを注意したがここでは大差は見えない。

## 津山領の騒動

同じ文政八年（一八二五）二月二三日の夜明けころ、上横野村（現津山市）

の者一五〇人ほどが非人姿で同村大野木に集まった。大庄屋や庄屋に説得されて引き取ったが、一日に津山藩は騒動説得のため郡代所詰めの役人を派遣した。山北構から大篠構方面へ五人、河辺構から勝南郡方面へ四人、押入構から高野方面へ六人という具合である。

（構は大庄屋の支配範囲） 同一五日から以後は蜂の巣をつついたようになっていた。この日一宮六か村（現津山市）の者が一五〇人ばかり西一宮庄屋方で酒を乞い、同村竜の口で多人数たき火。同一六日には小原村油地蔵の南、才の神のあたりに、上河原・小原の者三〇人たき火。田邑地内石仏越えで多人数たき火。（共に津山市） 同一七日には香々美筋で藤屋・香々美中・市場各村の者が円宗寺・竹田上・同下村の者と合流し竹田村の酒造家で酒飯を乞う。（共に鏡野町） 同一八日には河辺井の

口分・川面・高野本郷・同西分・同山西各村の者五、六〇人が草加部村（共に津山市）の酒屋で酒を乞い、勝北郡へ出て行くところを役人に追われ、山形（勝北町）辺で説得されて帰っている。

二月一八日には津山城下の町方へも入り始める。上・下田邑の者多人数が町人町に入り夜中徘徊し、翌朝郡代所役人に取り押さえられ一同帰村、この日井の口・横山・北村（現津山市）の者が新魚町三好源左衛門方で酒飯を乞い、同町檉野屋茂一郎方へ立ち寄ったところ庄屋に出会い説得されて帰村という具合である。

一九日から二〇日にかけて、本郷はじめ高野筋残らず非人に出た様子、また古川村（現鏡野町）の者が神戸村へ出て火をたき食を押し乞いし、院庄村の者を誘い宮尾村（現久米町）へ多人数押し入った。宮尾村は三河国（愛知県）挙母藩内藤氏の領分で、加茂谷で始まった津山藩領民の騒動が他領へ押し乞いに入った記録はこれが最初である。この集団は暮れ方には久米北条郡の錦織村（現中央町・新領）の中庄屋の居宅内外へ多数乱入して食を乞うという記事もある。同月二〇日には奥津街道を北へ広がった。真加部・寺元・原・薪森原・河本・



小座上・下分・山城(現鏡野町)・久田・久田上の原・黒木(現奥津町)各村の百姓が居村近辺を縦横に押し乞いしている。ここまでの騒動の規模は多勢・多人数とあつて確定し難いが、四〇〇〇〜五〇〇〇人という記述は多い方で六〇〇〜七〇〇人から一五、六人と比較的小規模で、遠出をする前に庄屋や藩の役人に説得されて退散している。

この二〇日には新領の勝南郡方面でも騒動があつた。

金井村(現津山市)の者二〇人ばかり一九日に非人に出て行方しれず、新田村(現津山市)の者が昨日年貢納入を厳しく催促されて、不納の者残らず非人に出て行方知れずとなつた。また、何村ともわからぬ非人姿の百姓が黒坂・福吉・畑屋・東吉田・黒土(以上現勝央町)・下香山(現美作町)の者を誘い、中山村(現美作町)に集合し、庄屋宅で食事をして鯨波の声をあげ稲穂村(現美作町)中庄屋宅へ押し寄せ、担当区域の百姓を非人に出すよう談判している。食を乞い村々駆け回る所へ役人がきて説得し退散させたという。

この外東部竜野藩預かり地でも、一七日小矢田(現勝央町)・上相・中尾(現美作町)辺二〇〇人が倉敷(現美作町林野)へはいり、食餌・酒を乞い、薪を強請つ

て蔵元の周囲で

大火をたき、翌

一八日には竜野

役人が湯郷へ出

張した所へ和田

組(組について

は第五章六、寛

政の石代越訴参

照)、倉敷組、

湯郷組の内位田

村(現美作町)

の者が加わり、

およそ一、〇〇

〇人が押し掛け

たがあまりの寒

気に退散した。

同じ竜野藩預か

り所の久米北条

郡奥山手村で二

〇日に五〇〇人、



図66 久保宮橋から大野木を望む。左へ大篠道(津山市上横野)

二二日に七〇〇〜八〇〇人が西川（現旭町）から津山領に侵入の気配があった。西川の大黒屋が米二〇〇俵を出して退散させている。このように一二月二〇日まで、吉井川流域以東の全域は非人騒動でおおわれた。

鎮 武士による 一二月二〇日、夜になって河辺村の内井の口分の砥石が敵（井の口の南側の

丘陵）へ数百人の非人が集合し、かがり火をたき、法螺貝を吹き鯨波の声をあげる。河面村清竜寺の鐘をつく者があり、高野山西方面からも多人数押し寄せて河面村まで「松明一円に続き、数千人も見分け難く、変儀（大事件）」が起こるかも知れない状態であった。およそ一か村の百姓の大集団は河辺村観音山へ移り、支度のため（腹拵えのため）河辺大庄屋宅へ向けて押し寄せるとの報告があった。河辺大庄屋が庄屋等をとめない説得のため観音山に向かうと、百姓たちは観音山へ引き返し西吉田の方へ去ったという。（『国元日記』、『百姓騒動日記』）この夜の出来事を津山藩は容易ならぬ事態と受け取った。大庄屋たちの報告を受けた郡代は鎮庄隊の出勤を要請した。

一二月二一日、出勤命令は家老永見小刑部が他の家老

年寄列席のもとに、物頭三名に申し渡すという軍隊出動の形式を踏んでいる。隊長を物頭というが三名は御先手鉄砲頭を兼任し、鉄砲使用の責任者の立場を与えられている。物頭一人に従う兵員は草履取りや弾薬箱・鉄



図67 観音山を望む（津山市河辺）

砲箱・具足箱等の荷役人夫を除いて三二人である。他に郡代、大筒方三人、代官二人、作目付五人、天領預り役人等各方面へ派遣される者にはそれぞれに部下をつけているから、合計すれば約二〇〇人の兵員とほぼ同数の人足で構成されている。物頭配下には鉄砲組一〇人ずつを配備し、人足頭の配下に手明き人足一〇人と棒・蒿口・手鎖・早縄入りの長持一掉を従えた。これは逮捕要員であろう。状況によつて派遣する「二の手」(予備の部隊)の編成もしている。(『国元日記』)

この日出動した鎮圧隊は河辺村大庄屋宅で作戦会議を開き、津山藩全領域へ持ち場を決めて配置についた。说得、逮捕のためである。この日から押入構で一五人、大篠構二人という具合に百姓の逮捕が始まった。騒動は二〇日から二一日が最も激しかったが鎮圧隊の出動と共に急速に鎮静化している。この津山を中心とする地域の騒動は、庄屋や藩役人の説得にあつておとなしく引き下がるばかりである。わずかに、砥石が畝に群集し、松明の火が高野から河面村まで連なり揺れ動いて行く様や、錦織村中庄屋宅に立ち入り狼藉とか、稲穂村中駆け回る、あるいは「昨日御年貢殿しく催促に及び候処、

不納の者残らず非人に出、行方しれず。」といった記述に百姓のエネルギーや苦惱を共感できるだけである。これは残された記録が鎮圧側の日記等によるほか資料がないためで、夜火をたき、鯨波の声をあげるといふ時、初めに述べた吉野郡の騒動のような生々しい状態が何処でもあつたと考えるべきであろう。ただ天領や城下から遠く離れた飛び領では、常日ごろの武士の支配力が薄く、津山藩のように何時も直接武士の支配力が及ぶところでは農民の抵抗もそれだけ表面化し難かつたのである。

### 山中の騒動

津山での騒動が鎮静化する文政八年(一八二五)二月二四日、富構(現苦田郡富村地域)の百姓が上杉越え(富西谷から中和村に越える峠)から下和村・吉田村(現中和村)を誘つて、下長田村(現八束村)へ五〇〇〜六〇〇人集まつたという報告が郡代所へ入つた。後にこの地域の逮捕者取り調べの中で「富構より非人罷出候儀これなく、全湯本構のみ騒立ち候段相分かり候。」(『百姓騒動日記』)とあつて、これは誤報で山中地域で独自に起こつたものだと藩側は確認している。しかし、この騒動の物語とされる『文政強訴記』には、「里方より大勢非人の躰に拵

え、下和谷へ入り込み」と書いている。奥山中といわれた現在の中和・八束・川上各村の地域で起きたこの時期の騒動も里方の影響によっている。実は富樫から入ったという先の報告が事実に近いように思われる。また百姓たちにも騒動を当然とする雰囲気があった。この年の凶作に藩に対して検見を二度も求め、欠け落ち百姓の年貢までとても払えぬと嘆願したが、大庄屋は藩に取り次ぎがなかったという。(『文政強訴記』) 一触即発の状態だったといえる。

この騒動で百姓は真加子村(現中和村)を指して集まった。郡代所への報告は二五か所に火をたき、二五日に七〇〇〜八〇〇人といひ、二六日には一、五〇〇人という人数が記録されている。(『百姓騒動日記』) 山中の百姓はただ真加子村を指して集まっただけではなかった。二四日夜上徳山(現川上村)でおおかがり火をたき、二五日朝は下徳山中庄屋で粥を喰ひ、中福田では酒を飲みというように富山根、下福田(三村共に現八束村)など庄屋や裕福な家では粥を焚き酒を出している。(『文政強訴記』) 東部吉野郡の言い方でいえば「喰ひ荒らした」のである。

山中のこの騒動は二月二四日に始まり、二六日には願書を差し出して引き取っている。津山藩では二五日、急いで山中向けの鎮圧隊を編成派遣した。大山街道を三坂山を越えて湯本へ行く隊、真賀経由で湯本へ行く隊、富から上杉越えて湯本へ出る隊、目木大庄屋宅に駐在する隊など、それぞれ状況偵察を兼ねた出役である。夜通しでそれぞれ二六日の朝には湯本へ着いている。津山周辺へ最初に鎮圧隊が派遣された時、湯原方面に来て説得を続けていた作目付ら先発隊は二四、二五日両日は蒜山地域の非人姿の百姓を追い続けていた。百姓たちは説得に対して雑言を浴びせながら逃げ散ってはまた集まり、次第に真加子村へ集まった。二六日、鎮圧の武士とらみ合いの中で願書を提出している。願書の内容は、

一、湯本構二三か村の年貢を、二〇年前の早川八郎左衛門時代と同様にすること。

一、諸事御用向きは天領と同様の取り扱い方にしてもらいたい。そうすれば入用も減って百姓は助かる。

一、来年は作付出来ないほど困窮しているので、今年年貢は四割をご容赦願いたい。そうすれば来年は百姓に精出せる。

この願書を作目付二人が受け取ったので、百姓たちは退散している。

彼らの最大の願いは津山藩離脱、天領への復帰であった。鎮圧隊は二七日湯本村へ帰り、責任者四人が宿舎で今後の対応を協議した。二八日からは数か村に別れて、今度の騷動の不当性を説明し藩の態度を申し渡している。その際百姓へ対し、「申渡」への同意と藩への服従を誓わせ「請書」を取っている。これと同時に首謀者の逮捕が進められた。この「請書」は四通残っていて、「百姓騷動日記」それぞれ多少内容が異なる。騷動の激しかった所の請書は厳しい内容としたのであろう。請書から藩の態度がわかる。

### 藩の対応

湯本構二三か村の内、田羽根・湯本・  
三世七原・下湯原・社・久見・釘貫

小川（以上現湯原町）・次樽（現勝山町）の各村は田羽根村を除いて騷動不参加の村である。この村々の「請書」で百姓は「徒党同様の振舞」をし、「百姓の身分にて、仮初めにも非人躰に相なり、物貫等に罷出候義は以之外なる心得違い」と説諭され、このような事はもうしませんが誓わされている。もう一通は「多勢申し合せ、

非人と号し」「強訴同様の姿」という言葉を使っているが結論は前のものと同様である。この請書を出した村々が何処かはわからない。「徒党同様」「強訴同様」は徒党や強訴と同じような行為であるが徒党でも強訴でもないという意味で、この言葉で藩は百姓の処分を避け、幕府に対して「一揆」ではなかった事にするのである。三通目の請書は趣が異なる。この請書は、先に提出した願書の内容にある天領なみの扱い・年貢四割減要求三か条の要点を述べ、この要求は重大な事柄で取り上げる事はないと申し渡され、続いて「右様の義、此の上も強いて御願い申し上げ候所存に候哉。」とお札がありました。私たちが百姓はこれまでもそのような願いを申し上げる気持ちはなく、全く外からの勧めによってやむなく同意したのです。今度の「申渡」に承伏し、今後右のような重大な願いをする気持ちは少しもありませんという内容である。四通目もほぼ同内容だが、天領なみの扱いを求める願書の提出について「一同申し合せ等仕り候義これ有る哉。」と厳しく問い糾している。百姓は請書で、そのような願書を出す事について他村と申し合わせをしたことは決してなく、自分たちもそんな重大な御願いをする

るつもりは少しもありませんと書いています。この請書は全村の百姓・村役人が署名捺印し、大庄屋が奥書を書いて保証している。これで百姓の要求は全く否定され、申し合わせ(徒党)はなかったことになる。残るものは「外から勧めた者」の召し捕りであった。発頭人の割り出しは村々への「申渡」と同時期に並行して進められた。文政九年(一八二六)正月八日役人の津山引き取りに伴われて津山で入牢(まう)の者一人、宿預け、村預けになった者二人である。ともに二月一日に吟味差し免じ釈放されている。

### 騒動の性格

元文騒動は非人姿をして富裕な農民を困み、何十人何百人と集まって米や麦を二升三升と強請るのであるが、そこには発頭人が中心になり、計画を立てて多少とも指令系統もあるようだ。鎮圧の武士に対してもかなりの抵抗意識がうかがわれる。むしろ百姓一揆(いっか)の骨格を持っている。

柳吉騒動や津山藩領中心部のこの騒動は元文騒動に比べて全く元気がない。代官や役人との対立を避け、庄屋の説得に大人しく解散し、逃げ散り、居なくなればまた集まる。そして当面する農民の要求を表面に押し立てる

ことができない。「非人に出ない村方へは他より入り込み、扶食(日常的食糧)を喰い荒らすという風聞が一般にあり、それでは一同難渋するので出た」という言葉が河辺村の「請書」にある。この言い方は、武士側から騒動参加の動機を問われた時の百姓の返答で、東は吉野郡の柳吉騒動から西の山中の騒動まで共通している。柳吉騒動の口書では個人的な参加理由のほか、「防之ため罷出候」といつて村を騒動から守るために出たという者もいる。「食い荒らす」という言い方は「打ち壊す、焼き払う」と叫ぶのと同様の役割を果たしている。この脅し文句が「村中恐怖」と感じるほどに村の中の多くの農民が貧困化している中で起こった騒動といえよう。風聞や呼び掛けの声を聞いただけでこれだけ多数の農民が参加したのは、農民が共感を持っていたからに他ならない。この騒動は年貢の減免・納入期限の延長を主目的とすることは疑いない。ただ、リーダーのあり方や津山藩のように統制力の強い所、山中のように住民の共通の不満が充満していた所など、同じ美作でもその地域の事情によって現れ方は異なっている事がわかる。無秩序・無目的に見える文政非人騒動の行動様式は、参加した農民が

自分の不満や行動に正当性（百姓の正義）を自覚していなかったことによるといえよう。

この騒動は統制もなく秩序もなく、それだけ自由であった。この騒動に被差別住民が参加している。まだ小さな動きで、説得によりすぐ引き取っているが、美作では最初の行動であった。

この騒動で農民の素顔がわかる資料はほとんどない。特に津山藩領の騒動についてこのことがいえる。騒動に参加した非人の立場にたつて書かれている『勝北太平記』は、「我らは、当日の夜もならぬ非人どもにて候間、一人前に付、米一斗ずつ御あたへ下されかし。左なくば引き申さず。」といわされている。これは約九十年前の元文騒動の物語であるが、書かれた年が文政非人騒動の四年後、文政一二年と明記されていて、むしろこの時期の騒動参加者の意識の表現と見てよい。

文政非人騒動でも物語が生まれた。騒動の翌年に書かれた『文政強訴記』には、山中地域での役人と農民との会話を載せている。

役人が非人姿の百姓たちに出会い、「郡代への願いならば取り次ぐ」といえば、百姓大いに怒り、「その方共を

役人と存ずれば左はなくて犬なり。」という。役人「何にもせよ、役人を罵る理由がわからぬ、訳を言え。」という。と、非人は「成る程、この方どもは天領百姓なりしが、七か年以前より越後様（津山藩主松平康孝）百姓になりしが、汝等になやまれ（もてあそばされ）、非人と迄に成り下がる。然るに、その非人の尻を追う者、犬と申したるが誤りか。」というのである。

非人姿に悪びれるどころか、昂然と非人を主張する意識が見える。

騒動の收拾 文政八年（一八二五）当時津山領村数は二二一村であるが、その内一五九村

が騒動に参加した。参加率七一パーセントである。表57を見ると二つの傾向に気づく。一つは、河辺構・田邑構・湯本構で参加村数も多く、拘留人数も多い。そして五万石時代の旧津山領の村が少ないことである。これらの構での騒動は新領村々が騒動の中心であった。ここで思い起こすのは本章の三で見えた新領への強硬な年貢増徴策である。しかし、新領だけが騒いだ訳ではない。もう一つは山北構・大篠構・香々美構・一方構である。ここでは騒動村の多くは旧津山領の村である。津山

(表57) 文政非人騒動参加村数

大庄屋 構名	騒動参加 村数	内 旧津 山領村数	入牢村預け (拘留)人数	備 考 (各構に所属するおよその地域)
河 辺	2 3	4	2 6	勝南郡、河辺から勝間田・南和気
山 北	1 2	1 2	4	小原・上河原・一宮・河崎太田分
田 邑	2 2	6	4 0	田邑・塚谷・入・久田・羽出・至孝養
大 篠	1 1	1 1	2 3	本郷・高倉・上横野
二 宮	1 1	4	0	院庄・神戸・真加部・山城・宮部
香々美	1 3	1 1	1	竹田・小座・下森原・和田・香々美中
田 辺	1 4	8	1	田辺・公保田・円宗寺・奥津・斎原
富	3	0	0	富
押 入	3	2	3	押入・川面・楡・新野・勝加茂
湯 本	1 6	0	2 4	湯本・下和・上長田・下長田・徳山
一 方	1 1	1 1	1 0	一方・中島・暮田・小桁・金屋
綾 部	2 0	1 5	5	綾部・草加部・下津川・公郷・山下
河 内	0	0	0	上、下河内・下見・西原・古見・法界寺
目 木	0	0	0	目木・久世・台金屋・櫻村・余野
計	1 5 9	8 4	1 3 7	

「国元日記」・「百姓騒動日記」による。

領旧村にも問題があったことになる。鎮庄日記からは、参加者の中に渦巻く不満も要求も判然としないが、津山藩旧村の問題も郡代回村から勧農所設立にいたる農村政策にあつたに違いない。新田村で「年貢の納入を厳しく迫られたので、不納の者残らず非人に出て行方しれず」という記述がこのことを物語っているように思われる。拘留人数が少ない村は入牢者の取り調べ過程でも中心人物の名が出なかつたのであつて、他から来て騒がれた村と考えてよいであろう。

拘留人数は津山の牢に「吟味中」入れられた者と宿預け、村預けなど何らかの拘束を受けた者の合計である。

文政九年二月朔日<sup>つひた</sup>までほぼ一か月拘留されて全員釈放されている。無目的・無方向と言いながらも次に触れるように藩は処罰できなかつたばかりでなく、救い米を放出しなければならなかつた。

津山周辺の騒動が鎮静化した文政八年の二月二五日、藩は銀札二三〇貫目の貸し付けを発表した。(「国元日記」) この貸し付けは無利息五か年賦であつた。翌年の一月二十七日には御手当米合計二、一九三石五斗



余を支給している。また三月二七日、寛政改革の中で諸大名に命じて貯穀させた囲い米の借り出しを幕府に要請している。この許可は四月二十九日に津山に伝えられた。

囲い穀の内半石（半分）を手当に使ってよい。三か年で詰め戻しをする事が条件だった。これがどのくらいのものであるかは明らかでない。「便房黎明録」は「扶食六六四八俵余下され切りに遣し候由なり。但し、糶のよし」と書いている。

その他の地域の状況は「便房黎明録」によれば、生野分は広山分文平（九郎左衛門）が頭取で外に三〇人ほど召し捕りと書いている。これは柳吉騒動である。

久美浜分は処分なし。竜野分は一一〇人ほど召し捕り。備中倉敷代官所支配の久米北条郡は年貢を多量に引いたので騒動なし。海内領（上野国沼田藩領）現群馬県沼田市、藩主土岐氏、美作町海内に陣屋があった。その外の私領は手当よろしき分は騒動なしという具合である。

## 五、町端在分の商業

林田村と 津山城下の町人町に隣接する主要街道  
太田村 沿いの村々には、在分でありながら商業

活動をするとところがあった。津山の城下から北に向かつて山北村に八子町がある。一宮に向かう街道沿いであるが、武家町に接する関係から商業の上では、特に大きな問題になった記録はない。城下西端の安岡町から西には、筋違橋を渡って出雲街道沿いに二宮、院庄の各村があり、ここでは商業活動も見られ安岡町との問題も生じている。ただ、商家が連なり町並みを作るほどの商業地ではなかった。この地域の商業は香々美川流域の農村の商業とともに郷中商いの一環として見るべきであろう。津山藩が「町端在分」の商業を問題にしたのは城下の東端にある林田村や玉琳で、ここには出雲街道沿いに早くから町並みができて商業も盛んであった。

東新町の東端には関貫があつて町と村とを隔てている。ここから東は林田村である。関貫から一丁余（一丁は六〇間、約一〇九メートル）の所に薬師堂があり高

札場があった。その東には道の両側に升形（四角形の防御用土塁）が築かれ、升形の東側は小溝で区切られている。城下へはいる直前の砦であった。ここまでは「古林田」といい、「林田町分」ともいった。町人町内の「林田町」とは異なり、林田村の内の町を形成している部分という意味であろうか。この地域について「作陽誌」は「商戸数千軒追年繁華」と書いている。数千軒はともかくも年々商業が盛んになっていたことがわかる。文化一二年（一八一五）ころの様子である。（「新訂訳文作陽誌」）

これから東、街道が野介代道と交わるところを流れる「逆川」（通称さかさま川）までが林田村で、その先は野介代村太田分玉琳である。現在の国道五三号線から入る道と交差するあたりまでは街道の両側に松並木が続き、商店も軒を連ねて町並みをつくっていた。太田分の道の北側にある道祖神の東二丁余の所「柿峠土橋」を越えたと川崎村である。（「林田村、玉琳略図」）

津山松平藩の入封当初のこの地域について、街道に面する町並みの様子や、戸数などがわかる資料は見つからない。幕末に近いころの状態は、天保三年（一八三二）に藩が街道筋の松並木の植え継ぎを命じていて、その

「請書」の署名によって多少のことがわかる。署名には、林田村升形東・南側町並み住居西より伊助外二五人  
升形東・北側町並み住居西より友蔵外三〇人  
野介代村の内太田分逆川東・南側町並み住居西より

春治郎外九人

逆川東・北側町並み住居西より重七外二二人  
と記されている。林田村の内、升形から東について街道の南側の町並み住居の者が西から順番に伊助以下二五人という書き方である。この中には「古林田」つまり林田町分は含まれていない。林田町分には松並木がないからである。林田町分を除いた林田村町並みには南側に二五軒、北側に三〇軒の家があった。同様に太田分も村境「逆川」より東の、街道南側に九軒、北側に一二軒の家があったことがわかる。古林田を含めたこの地域を指して藩は「町端在分」と呼んでいる。（「郷中御条目」）

#### 大商い禁止

林田町分を含めて林田村・太田分玉琳の地域の商業活動が活発になればなるほど、城下の町人、特に東・西新町の商人と競合し、藩の農村に対する商業抑制政策とも対立した。

享保一七年（一七三二）、玉琳の十郎兵衛外二人が藩

に対して出した「請書」によると、町方の商人が右三人に銀札を先渡しし、在方からの出米を多量に買い取ることを依頼された。この事が発覚して藩は町端在分の商人は米の買い入れを禁止し、町方の商人が林田村・玉琳辺へ出米の買い付けに来ることも禁止した。このとき藩は前々から商いをしてきたのだからと、玉琳の三人に「見世売り」（店売り）などの小商いだけは許可している。

これより先、正徳五年（一七一五）と享保七年には請け酒売り（小売り酒屋）や小間物商いなどが村にはいつて物を売ることを禁じた。藩は城下の町人が在方へ入って商売をする「出商い」を禁じているのである。村へ公然と出入りできなくなった城下町人が、林田村や玉琳の商人を仲介者として「大商い」をするようになった結果が今回の事件であるといえる。以後林田村や玉琳は商業の上で城下町人と在方の結節点の役割を担うことになる。

玉琳十郎兵衛の事件に続いて元文四年（一七三九）に、藩は「覚」と題する次のような禁令を出した。

- 一、俵米商売の事。
- 一、俵塩同断の事。

一、木綿・油物多買込、他所へ掛合商売候事。

右の通、向後（今後）停止の事に候、其の外大商売致す間敷候。（『郷中御条目』）

この法令は林田村・玉琳の商人が米や塩を俵単位で取り引きする事、また木綿・油物（菜種油・綿実油およびその原料）を多量に取り引きする事を禁じている。この事について「以後留」には、玉琳・古林田の商人が大商いをする事に對



（『出雲街道略絵図面』 末沢敏男氏所蔵）

して、東新町から「願」が出された事に対する藩の「御裁許」であるという説明がある。玉琳十郎兵衛の事件後も、藩の規制にもかかわらず町端在分の商人が町の商人から独立して大商いをしている。林田村・玉琳の商人には城下町人のような仲間の規制もなく、東・西新町はその入り口を抑えられている。ここに藩から「出商い」を禁じられている東新町が町端在分の商業活動の規制を藩に求める理由がある。

この法令に続いてもう一つの「覚」が出ている。

- 一、端米の事。
- 一、胡麻 一斗。
- 一、種子 一斗。(菜種)
- 一、生綿 一〇斤。

右の程は貪着申す間敷候。これより過分相調え申間敷く候様申し渡す。(下略)。(『郷中御条目』)

「貪着申すまじく」とは問題にしないという意味である。この法令は、先の三か条だけでは「員数計り難く」という理由で、郡代所が取引の限度を決めたものだと『以後留』に説明がある。藩はこの町端在分の商業を小売商の範囲にとどめようとしている。藩は城下町特権商人を保

護し、これを通じての藩による商品流通支配の体制を脅かすような大商いを禁じたのである。この元文の法令は今後長く基準とされ、林田村・玉琳の商人が違反する毎に持ち出されてくるが、常に無視されるのである。また林田村・玉琳に限らず、在分の商業を「小商い」に限ろうとする藩の態度も終始変わらぬものであった。

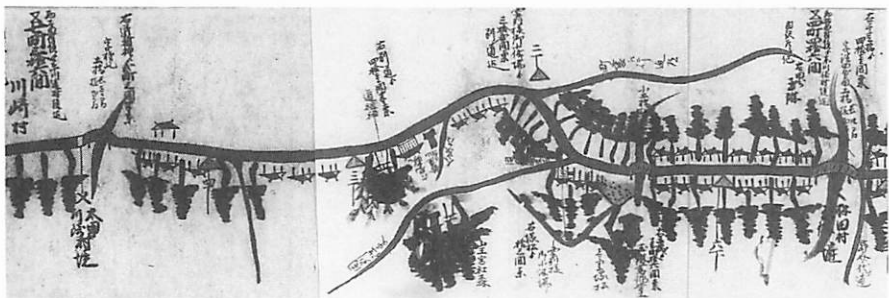


図68 文久2年 古林田、玉琳の道

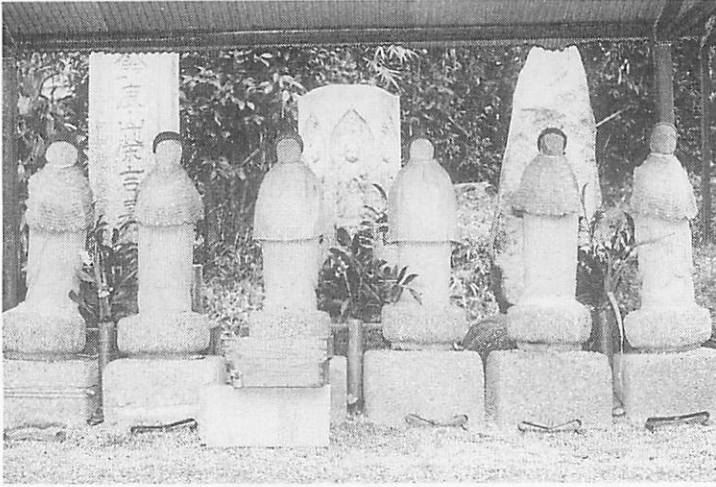


図69 玉琳六地藏 (津山市玉琳)

お上を恐れぬ  
商人

明和二年（二七六五）、林田村の江戸  
屋文七の店へ東新町の者が来て、店先  
の商品を放り捨て、「尋ね」と称して文七をめぐけて大

勢店へ入り込み「法外の至り」であるという。跡片付けもせず放置して帰ったというから、倉庫の商品などを投げ捨てたというような事であろう。事の起こりは文七が江戸市場村（現勝北町）の勘右衛門から俵米を買いつけたという事から始まった。林田村・玉琳の者が大商いをやめず、東・西新町から訴えられる事は度々であった。安永元年（二七七二）に出された「覚」を見ると、当時の林田村・玉琳の商業の状況がよくわかる。その内容は、

一、近來は「町端在分」で商いが専ら相募り、自領他領から持ち出した諸商品を買ひ溜めてゐること。  
一、特に俵物・生綿・種子・胡麻など、以前取引の限度を決めた商品について特に大商いが行われていること。

一、この大商いの関係者には、城下の米仲買や二歩仲買・馬持ちなども参加していること。

などである。林田村・玉琳はまさに在分と町方の商取引の接点になっている。そして、藩の決めた規制は全く無視され、しかも取引の相手は城下町人であった。藩の言いつ分は、大商いを禁止するのは町・在のためでも、願書

が出るからでもなく、どこの城下でも城下入り口の在分で大商いがあれば「城下賑い薄く相成り候故」である。ところが「近來町方の者、諸色（諸物資）買い込み」町端で買い求めて商売をするから在分で大商いをするようになるというのである。町端在分で大商いがなければ、東・西新町がその地位を得るのであって、両町が度々訴訟を起こすのは自然の成り行きであった。このことは当然ながら藩の商業統制を支える側の立場に立つことである。反面、林田村・玉琳の商人や米仲買・二歩仲買の中にも藩の商業統制を束縛と感じる商人が現れていることがわかる。

翌年から藩は処分を厳しくした。林田村四人、太田分二人の商人は定法に背き大商いをしたことよって、小商いは今年限りとし、来年は百姓になるか、城下町内にはいつて商人になるかを求められている。しかし、林田村・玉琳は一層発展した。天明三年（一七八三）林田村・玉琳大商い、同七年「無株にて酒、樽売り」、寛政三年（一七九二）茶屋商いする者が多くでき、同八年には「無株の者、旅人宿致し候に付」宿屋共より願書が出されるといふ状況である。人の集まりとともに附属施

設の酒売り、茶屋、無株宿が増えていく様子がわかる。

寛政期（一七八九—一八〇〇）には実綿・繰り綿が大商いの対象になってくる。寛政四年（一七九二）の「以後留」八月の記事には、古林田・玉琳・二宮松原の商人三人が在分で繰り綿商いをしたとして城下町内の繰り綿屋から訴えられた。城下西端の在分でも二宮松原の商人の活動が表面化してくる。藩は「はした綿」（端綿）の取引も禁止し、三人の「請書」を取って繰り綿仲間に見せた。享和三年（一八〇三）には、太田分一〇人、林田村二三人が城下町人の訴状で取り調べを受けている。この時は違反の事実が明瞭でなかったことにもよるが、「一時に差し止めては難儀に及ぶべく」という理由で、処罰はできなかつた。六五年も前の「元文の定」を守るように命じただけである。そして、実綿・繰り綿を「多分に」取り扱うことや、「諸品船積み、船おろし売り等」をしてはならぬともいつている。林田村・玉琳の商人は単に農村からの商品を城下町人に斡旋するだけでなく、船荷を仕立てて備前方面の商人との直接取引さえ行っている可能性がある。藩は「町端在分」の商業活動の禁止は勿論、多少の抑制もできなくなっている。方途を失っ

ているといえよう。(『以後留』、『郷中御条目』)

### 取り締まり 強化

文化一四年(一八一七)、津山藩は一〇万石となるとともに、新領地にも商業統制の網を広げようとしたことは先に見た。(本章

三参照)この時に町端在分である林田村・玉琳にも新しい規定を設け、統制強化を図った。その要点を列挙すると次のようである。

#### 一、品目と取引量の制限

- ・白米や雑穀類・塩・茶等 五升・三升ずつ(俵物禁止)。手作の米雑穀・小作米売却は勝手次第、但し、村役の指図を受けること。
- ・布・木綿・太物類の反売り禁止。
- ・実綿一〇斤以上、繰り綿一貫目以上売買禁止。
- ・質物の預かり一切差し留め。何によらず多量売買禁止。(質物禁止は流質の形で売買防止策)

#### 一、商人の資格制限

- ・すでに登録した者以外の者の商い一切禁止。
- ・死去・転出の商人跡の居宅に入った者が小商いの願書を出した時はその節指図する。

という内容である。基本的な観点は変わらず、町端在分

にも、農業の余業稼ぎの原則を強制した。両村町並み住居の「小商御免の者」を呼び出し、「心得違いの者」には「臨時踏み込み召し捕らせる。」といっている。

天保四年(一八三三)、東・西新町の願書によって大庄屋宛に取り締まりを命じた文書からは藩のいらだちがよくわかる。両村の「小商い差免じ候者共」が全体に「定法相背き、商い増長致し」、「上を恐れざる致し方不埒」といい、見回りの者を派遣し見つけ次第召し捕ることはもちろん、居宅内・土蔵・納屋へ踏み込み嚴重に取り計らうといっている。続いて天保九年には一段と規制を強化した。両村の町並み小商いの者一同を呼び出し、右の天保四年の言葉を繰り返した上で、「格別の容赦を以て、これまでの儀は吟味取り調べを差し免じ」として、これまでの行為は問わないことを述べた上で、一層厳しい規制を申し渡している。これから後の定法違反は商品は一切取り上げ、闕所(財産没収)を命ずる。どんな小商いも差し止めると強硬である。他方、小商いを営んでいない者も呼び出して、現在の小商い許可の者以外に新規の小商いは絶対に認めないと命じ、「請書」を取っている。

この時、呼び出されて請書に署名した両村の人数は表

(表58) 天保9年太田分・林田村戸数

	大田分	林田村	2村計
小商御免の者	27	75	102
小商営まぬ者	5	27	32
計	32	102	134

「郷中御条目」による。

め付け兼ね」の様子もあるの  
で、これまで許してきた品目  
に限り商いを許可し、以後は  
定外の品を商った場合、そ  
の品だけを没収し相当の処罰  
を与えることにしたいという  
伺いである。この伺いは了承  
されている。林田村・玉琳の  
商人の内、一部の商人は困窮  
した。しかし、忍び商いが始

58のようである。両村で町並み商いを許可されている者  
一〇二人、商いを営まぬ者三二人であった。この中には  
古林田の人数も含まれるものと思われる。  
この処置の後、両村の町端在分の商人がどのような対  
応をしたかは明らかでない。藩側の嘉永七年(安政元年・  
一八五四)の伺いには、天保一四年に「定の外の品を  
商ひ候者」に対し商いを差し止めたこと、この者の内には  
年来商人だったので農業だけでは生活できず「難渋  
の趣度々歎出」た者がいたが、取り上げなかったこと。  
この者たちの中には「忍び商い」をする者も出てきて「締

まり、「締め付け兼ねる」状態があつて規制緩和に向か  
うのである。

本来この町端在分の商人は農業余力稼ぎなどの「小商  
い」ではない。十分に成長した、したたかな商人である。  
しかし、何回禁止されても大商いがやまない理由は、彼  
らのしたたかさばかりではなく、農村の商品生産と流通  
の中で、彼らの行う商取引がその位置を占めていたこと  
にあるであろう。

林田村・玉琳の商人たちが城下町の既成の商人と異な  
る所は、「座」とか「仲間」などの藩からの規制や商人  
間の約束から自由であることである。藩の統制や城下の  
練り屋仲間や請け酒株商人の追及から逃れての商取引  
は、既成の城下町商人とは別の商品流通経路を開拓した  
に違いない。城下町商人に利益をもたらさない形で商品  
が流通するために、対立を引き起こしたのであり、城下  
の既成の商人を通じて商業統制をしようとする藩の意図  
にも反するので、一層強い統制を受けるのである。この  
ような意味では、先に触れた天保四年(一八三三)の林  
田村・玉琳両村の「小商い差免じ候者共」が、全体に「定  
法相背き、商い増長致し」「上を恐れざる致し方不埒」



と藩を怒らせていることは、商業に対する封建的規制から離脱しようとする具体的な現れであるということがで  
きる。（『御中御条目』）

第七章  
津山松平藩の絵師たち

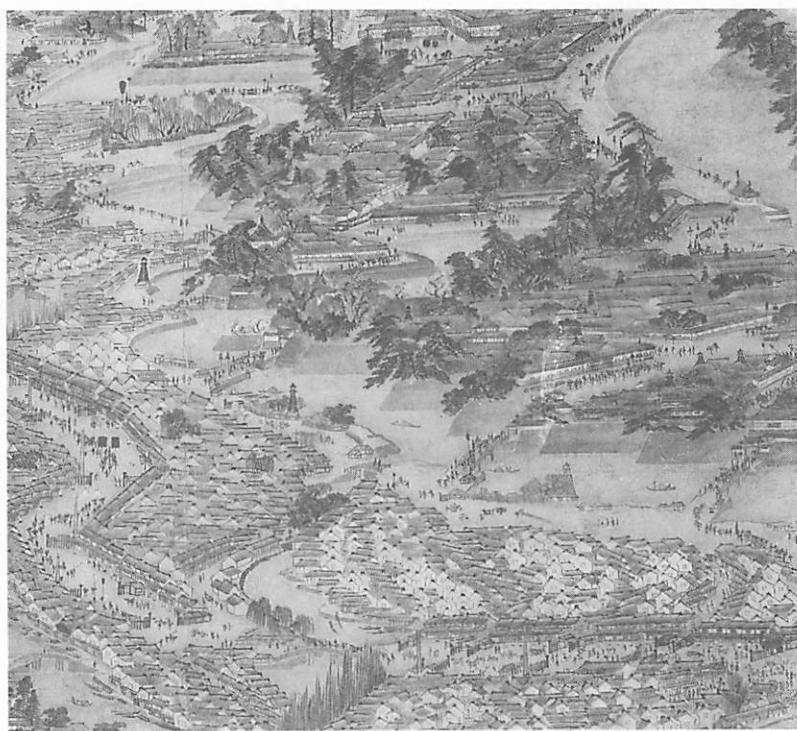


图70 江戸一目図屏風(部分) 鍛形蕙斎筆 (津山郷土博物館所蔵)

## 第七章 津山松平藩の絵師たち

### 一、御用絵師の系譜

#### 狩野派

室町時代から江戸時代末までの四〇〇年間、近世絵画の本流を称し世俗的權威を誇った御用絵師狩野派は、狩野正信が室町幕府の八代將軍足利義政に仕えたのに始まるという。以後、狩野派の絵師たちは、織田、豊臣、徳川の最高権力者に御用絵師として召し抱えられた。

江戸時代になると幕府御用絵師（奥絵師・表絵師）を頂点として、その広がりには各藩の御用絵師、さらに民間の町絵師にまで及んだ。御用絵師狩野派の家筋は、それぞれの江戸での拝領屋敷の所在地に因んで、祐勢正信を

祖とする中橋狩野派、主馬尚信（正信の系統の孝信の二男）を祖とする木挽町狩野派、探幽守信（孝信の長男）を祖とする鍛冶橋狩野派、随川岑信（尚信の子息・常信の子）を祖とする浜町狩野派、洞雲益信（探幽の養子）を祖とする駿河台狩野派、などで構成されていた。また京都にも山楽・山雪の流れを汲む京狩野派がいた。各大名も幕府の權威にならって狩野派の絵師を藩士の末端に召し抱えた。

狩野派の絵師の仕事は、掛幅、額、巻物、画帖、襖絵、屏風絵など、居室の装飾品や贈答品としての絵画の製作や、藩主の一族や武家、門弟などへの作画指導、国絵図などの絵図面の製作、古画の鑑定などであった。

森藩時代の  
絵師

津山森藩での絵師の動向の詳細は不明である。正保二年（一六四五）秋、藩が

幕府から国絵図の作成を命じられた時、江戸屋敷で狩野新兵衛と絵師嘉右衛門に下図を描かせ、その内容について幕府の内諾を得て江戸の町絵師に清書させ提出している。（『森家先代実録』）おそらく狩野新兵衛と絵師嘉右衛門の二人は森藩の御用絵師であったと思われるが、彼らの絵師としての系譜などは不明である。また森藩の「累世役人姓名録」に、絵師として狩野条之助の名前が見える。この絵師についても、その系譜などは一切不明である。当時の役人としての絵師の地位は、鉄砲薬拵、料理方、鉄砲師、大工、砥屋、塗師屋などの技術者などと一緒に記されているところから、役人とはいえ高い地位は与えられていなかったようである。（『森家先代実録』）

## 狩野洞學

津山松平藩の御用絵師についての記録は狩野洞學が享保五年（一七二〇）四

月一五日に召し出されたのが最初である。同一年の「津山藩分限帳」（『津山温知会誌』第五編）によれば、絵師として一〇兩一〇人扶持を与えられている。洞學の祖父

照政と父洞晴幸信は、ともに津

山松平藩の前身である越後高田藩の松平光長に絵師として出仕していたが、延宝二年（一六七四）に高田藩が改易になったとき浪々の身となり、父の洞晴はのちに毛利藩に仕えた。

## 『江戸日記』

によれば、洞學は江戸で召し出され、擬作一〇人扶持金一〇兩が与えられ、大



図71 竹林七賢人 狩野洞學筆（津山郷土博物館所蔵）



図72 狩野洞學の落款  
(津山郷土博物館所蔵)

役人の格式が仰せ付けられ、一日に藩主松平富富に御目見めみえののち、八月二十八日、家族を伴って江戸から津山に向かった。洞學は当時、江戸に滞在していたと思われ、絵師としての修行を積んでいたであろう。洞學が属す狩野派の系統は不明であるが、画号に「洞」の字を使用しているところから、幕府表絵師の駿河台狩野派の洞雲どううん益信ますのぶに師事していた可能性が強い。津山での洞學の仕事は城絵図の作成であった。元文二年(一七三七)に洞學は藩から永々の御暇ごんげを申し渡された。御暇の理由は、前々からの娘の不身持ちにあったという。其後は孫娘と津山城下に居住し、延享二年(一七四五)五月四日に死去し、西寺町の泰安寺たいあんじに埋葬された。(以上は津山郷土博物館特別展図録第二冊『美作の近世絵画』による。)



図73 狩野如林筆  
(津山郷土博物館所蔵)

洞學には兵四郎(兵治郎とも)・富信とみのぶ・狩野如林りゅりんの三人の養子がいたという。富信は初め甚七、のち乗信のりのぶと称し、画号を如林・白山堂・水龍斎・花川軒かせんけんという。旧姓は不明で、のちに述べるように、兵四郎が離縁になった享保一六年(一七三二)後に洞學の養子となり元文二年(一七三七)四月には離縁されている。(同上図録)

察信は長沢如端じょたんまたは狩野如運じょえんと称し、津山を離れて毛利家に仕えた。

洞學に次ぐ津山藩の絵師は狩野如林乗信である。如林乗信は初め花沢兵四郎と称し、藩士花沢久兵衛の二男である。宝永五年(一七〇八)の「津山藩士分限帳」(『津山温知会誌』第六編)によれば、花沢久兵衛は御祐筆ごゆうひつで七両三人扶持(享保二年には一〇両四人扶持)を与えられ

ていた。兵四郎は享保九年七月三日、洞學の養子となつたが、その後間もなく同一六年には離縁されている。離縁の理由は、兵四郎の妻となつた洞學の娘の不身持ちにあつたと伝えられる。その後、藩の料理方の瀧波家の養子となり、瀧波文庫と改名した。

洞學が暇を命じられた年に当たる元文二年一月二八日、文庫は絵師として藩に召し出され、五人扶持大役人格を仰せ付けられた。延享元年(一七四四)八月二〇日、文庫は洞學の縁者が所持していた狩野系図の譲り受けを藩に申し出、藩も一旦は許可したが、のち許可を取り消し、文庫に遠慮を命じた。このことについて『勤書』は次のように記している。

先達て家業の儀に付き系図、狩野苗字、洞學より相譲り申す可き旨にて願書差し出し候、願の通り御許容仰出され候あと、この度間違いに相成り、全く不調法の段を申し出、不埒の筋を相願い、不屈に候、これに依つて、急度仰付られ方もこれ有り候えども、御憐愍をもつて格式の小役人を遠慮仰付られ候(読み下し文)

遠慮は九月一二日に免されている。寛延三年(一七五〇)

七月一日、藩の絵師として新たに八石三人扶持が与えられ、剃髮改名が仰せ付けられ、一日に瀧波如林乗信と改名した。如林乗信の名称は、がんらい洞學の養子の富信の名称であり、富信の名称を文庫が継いだことになるが、その経緯は不明である。ついで明和六年(一七六九)三月二八日、待望の狩野系図が要望してから二五年目に与えられ、以後、狩野如林乗信を名乗ることになる。後年のことなるが、この間の事情について、馬場簡齋の

『老人傳聞録』(慶応三年成立)は次のように記している。

狩野洞學は御家の画師なりしに、その高弟瀧波如林を婿養子に約したるに、娘の身持不レ宜によつて、家名断絶仰付られる、如林は瀧波の家を継ぎ画道に達しければ、上へ御手本を指上る後に、御家に狩野家ある由を(藩主が)聞召し御取り調べ成られけるに、今、町に洞學の妾住居して、狩野家の系図を持ち居たるを御取り上げに相成り、妾には生涯一人口下され、如林へ狩野氏を賜る(一部読み下し)

文中の妾は洞學の孫娘の誤記であるとも思われ、彼女が狩野系図を如林に渡すについては、かなりの紆余曲折があつたのであろう。如林は天明元年(一七八一)十一月

二〇日、死去した。(『勤書』) 如林には友弥ともやという子息がいた。のち市治と改名する。安永七年(一七七八)一二月、市治は父如林のあとを受けて絵師としての修行に精を出したが絵心がなく、料理方見習を願ひ出て聞き届けられた。翌年、父の名前を踏襲して瀧波文庫を名乗り、料理修行のため江戸へ出た。父の死後、天明二年正月二十九日、跡式を継ぎ、家業の絵師にかわって御料理人を仰せ付けられた。藩は、絵師としての瀧波家の家業を断絶させないため、二代文庫の相続人を本業の絵師に取立てることを申し渡した。(『勤書』)

二代文庫には五〇歳になつても実子がなく、そのため享和二年(一八〇二)二月、金田意右衛門いへもんの次男の外内を養子とした。外内は、藩の絵師で如林とは別の池淵いけがふち狩野家の如水にすい由信ゆのぶの弟子であつた。外内は養父の死後、同年四月に跡式を相続、剃髪して瀧波如泉たきなみ じゆん成信なるのぶを名乗り、文

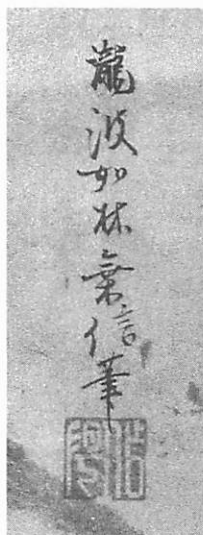


図74 狩野如林の落款

化九年(一八一二)一二月に狩野姓を許可された。如泉の跡も養子である。文政三年(一八二〇)一月、如泉は常陸国(現茨城県)土浦藩つちうら土砂川修平の養子であつた狩野如春しゅんを、自分の養子に貰ひ受けた。如春の実父は土浦藩の浪人山本勇助で、当時、近長村(現津山市)に住んでゐた。如春は翌年、亡父の跡式を相続し、同一〇年に松浦、安政元年(一八五四)に如林宗信むねのぶと改名した。一時期、如山やまと称したこともある。如林宗信の子が狩野松伯しょうはく(のち林甫りんぷ)で、父子ともに明治初年まで存命した。(『勤書』)

#### 狩野如水

瀧波家たきなみが狩野如林かのうじゆりんの系統の絵師であるのに対して、津山藩には池淵家の系統いけがふちに属する別の狩野派の絵師が存在していた。狩野如水にすい由信ゆのぶの系統である。

如水系統の狩野家は、明和四年(一七六七)八月三日、池淵宇助うすけが坊主並ばうずなみ絵書として召し出されたことに始まる。同日、宇助は如水と改名した。(『勤書』)池淵氏については、宝永、享保両期の津山藩分限帳には記載は無い。池淵宇助が絵師になつた経緯について、先に挙げた馬場簡齋かんさいの『老人傳聞録』に、次のように記している。(一部分を書き下す)

如林実子なければ、その弟子西今町に日向屋猿吉として、幼少より画才もあるをもって養子にせんと思へども、町人の子にて願の済<sup>すま</sup>ずば、他より養子をいたし、画の道をば知ずば一代家業替して御料理人となれり、そのご家業に復しけれど上手なかりしに、当時の如水（猿吉のこと―註）その先に劣<sup>せ</sup>ずといへり、猿吉、のち組並になり池淵宇助と改名し、御参勤の節江戸へ召連られ、坊主格仰付られ、御絵師狩野洞春、当時の名手なるをもつて、御頼にてその弟子となさる、初め小坊のごとく召仕られ、のち御膳坊主となり、御参勤の度々召連れられ洞春の門に遊ぶ、終に同家の高弟となり狩野如水と号せり

これによれば、如水由信は城下西今町の日向屋の俵猿吉である。画才が無く本業の料理人になったのは如林乗信<sup>じようしん</sup>の実子市治のことであり、『老人傳聞録』が養子として

しているのは誤りである。猿吉は如林の弟子で、如林はその画才を認め養子にして家業の絵師を継がせようとした



図75 狩野如水筆  
(津山郷土博物館所蔵)

が、猿吉の身分が町人であったため実現しなかった。しかし猿吉の画才は藩の認めるところとなり、藩士に取り立てられ池淵宇助と改名した。藩主康哉<sup>やすちか</sup>の参勤の折々に江戸へ召し連れられ、津山藩とかかわりのあつた幕府表絵師で駿河台<sup>するがだい</sup>の狩野洞春美信<sup>よしのぶ</sup>の門弟となった。天明二年（一七八二）八月、狩野姓を許される。文化十一年（一八一四）三月死去。

すでに津山藩では、狩野洞春の流れを汲む瀧波家の狩野派が存在していたが、これに対して池淵家の狩野如水由信が新たに別の狩野派として創設されたことになる。このことは、如水が優れた画才の持ち主で、その才能を藩主自らが愛<sup>あ</sup>でたことにもよるであろうが、なによりも徳川の親藩として、中央の御用絵師の主たる流派の一つである駿河台狩野派につながる絵師の設立を必要とした



からであろう。藩主のすずめで如水が狩野洞春に入門したのも、藩のこのような意向が働いていたからであろう。ちなみに瀧波狩野家の如泉成信が如水の弟子であったことは先に記した。このことは津山藩の御用絵師の系譜の本流は中途から如水由信に継がれたことを意味する。

如水の跡は如真完信(幼名は金吾)が継いだ。金吾は寛政十一年(一七九九)二月、藩より三か年の家業修行を命じられ、享和元年(一八〇一)に如慶、のち如真と改名した。同二年二月から江戸に出て、狩野洞春の嗣子である幕府表絵師の洞白愛信について修行した。天保八年(一八三七)五月死去。如真の跡は如慶、如柳と続く。如慶は幼名を漢太郎と称し、父の以前の画号である如慶を名乗った。弘化四年(一八四七)、江戸の幕府奥絵師の狩野晴川院(木挽町狩野)について修行の予定であったが、晴川院が死去したため、父と同じく狩野洞白に学んだ。

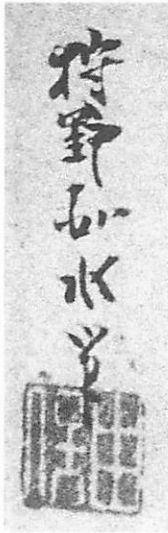


図76 狩野如水の落款

### 絵師の仕事

津山藩の絵師の格式は下級武士なみの大役人、坊主並、石高は洞學の一〇兩一〇人扶持(享保一二年分限帳)を最高として、狩野松甫が八石三人扶持、狩野如真が五石三人扶持(天保三年分限帳)の例のように低かった。藩での職務は御茶道介、御前坊主、御納戸坊主などで、剃髪して藩主の身の雑用を日課とした。絵師としての職務の内容は、城中の各部屋や杉戸などを飾る障壁画の製作・修理、城中の調度品としての絵画の調達、藩主やその家族のための年始用の宝船、藩主一族の位牌の絵図など吉凶に関する飾物のデザイン、御普請絵図などの設計図的なもの、国絵図などの地図類、領内での境界争いなどの論所絵図、幕末になると海辺防備用の絵図などに見取り図の作成など、およそ絵図・絵画に関するもの総てにわたって御用を勤めた。今日、市内に残っている彼らの絵画類は、このような本務のかたわら、人々の需に応じて製作されたものであろう。

津山藩の狩野派といえども、それは御用絵師狩野派の末端に連なるものであった。狩野派の絵画は將軍や大名をはじめ、武家の権威を飾るにふさわしいものでなくて

はならなかった。したがってその画題は狩野派の本流に代々受け継がれてきた紛本(手本)に忠実に、山水、花鳥、仏教や道教・儒教などに伝えられた伝説的な人物(道釈人物)などで、その構図、筆法など示されたとおりを描くことが要求された。そのため、狩野派の絵師たちによって、形式化した没個性的な作品が世俗的な需要に応じて大量に製作されたのである。

### 欽形蕙齋

江戸時代の初めから、津山藩の御用絵師は狩野派一派だけに命じられていたが、寛政六年(一七九四)五月二十六日、新たに北尾三二が大役人格(のち小従人組格)、一〇人扶持で藩の絵師に召し抱えられた。すでに津山藩には池淵家の狩野如水由信と、その弟子で瀧波家の狩野如泉成信がいた。

北尾三二は三二郎とも称し、名は紹真、明和元年(一七六四)に江戸の晝職人赤羽義珍の子として生まれた。江戸の浮世絵師北尾重政(初代)に師事して浮世絵を学び、天明元年(一七八一)から師匠の画姓にちなんで浮世絵師の名前を北尾政美と称した。江戸で流行した黄表紙をはじめ、絵本、地誌・随筆類などの挿絵を描き、その後光琳派や狩野派も学んだといわれる。津山藩に抱え

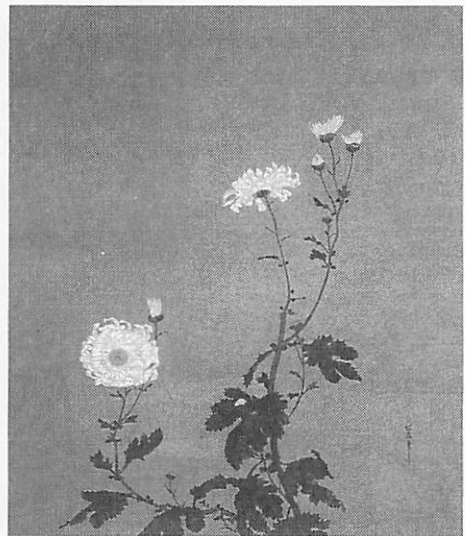


図77 菊図 欽形蕙齋筆  
(池上正氏所蔵)

られたのち、幕府御用絵師狩野養川院惟信(木挽町狩野)に入門した。

江戸の浮世絵師が津山藩御用絵師に召し抱えられた理由は不明である。寛政の初年から老中松平定信による寛政の改革が開始されており、思想文化面での統制も厳しくなっていた。寛政三年には政美の兄弟子である山東京伝(北尾政演)は、幕府により、著書『仕懸文庫』を絶版とされ手鎖の刑罰を受けている。津山藩でも藩主康哉、康又の二代による藩政改革が着手されており、狩



図78 江戸一目図屏風(部分) 鍛形蕙斎筆  
(津山郷土博物館所蔵)

野派に属さない市井の浮世絵師を藩の御用絵師として新規に召し抱えなければならぬ必要性はなかった筈である。それにもかかわらず召し抱え実現の要因として、北尾政美が松平定信に近接していたこと(政美の代表作品『近世職人尽絵詞』は松平定信に献上されたものである)、政美の師匠の重政は、江戸の代表的な出版業

者須原屋の菓子であり、藩医の宇田川玄随も須原屋とは昵懇でしばしばその著書の出版を依頼しており、須原屋を介して玄随ら藩の洋学者への斡旋依頼があったものの推測もなされている。

津山藩に召し抱えられた北尾三三は、同日、剃髪し、年々の絵具代として年金三両を与えられ、ついで六月四日、画号を蕙斎と改める届けを提出している。ただし蕙斎の画号はすでに天明年間から用いていた。寛政九年(一七九七)六月二日、今までの師匠の姓の北尾から、「本姓鍛形」に改姓することを許可されている。本姓と記されているが、鍛形は蕙斎の祖母の実家の姓であった。紹真と名乗ったのもこのころか。文化九年(一八一二)正月一八日、羽赤と改号している。羽赤は本姓の赤羽を逆にしたものか。

蕙斎は日常は藩の茶道代として出仕していたが、本職の画業にも精励した。その画業を『勤書』の記載順に見てゆく。城御普請絵図の作成、城中の表座敷の向画の製作、張付・杉戸絵の製作、袋戸画の製作などが散見する。特に文化七年七月の表座敷の向画の製作は、蕙斎と狩野如真(このころは如慶)に命じられ、狩野如泉がその助手

を勤めている。前年には藩主のために六曲一隻の「江戸一目図屏風」を描き、紹真の落款を記した。「江戸一目

図」は、従来の名所絵図と相違して、中央上部に富士山を、その前面に江戸城、手前に江戸の武家屋敷や町屋と往来する人々の日常の生活の有り様を細密に描き、周辺に江戸湾の風景を配した、いうならば当時の江戸の人々ももっていた江戸についての精神的な風土景観を描写したものである。文政七年（一八二四）三月二二日死去した。蕙斎には実子が無く、妻の甥で、脇坂中務大輔の家来今井伊助の二男を養子とした。鋏形赤子である。赤子は同年五月、亡父の跡式を継ぎ、御納戸坊主、ついで御茶道介となった。赤子も父と同様に、藩主家族のため宝船図の作成、国絵図、各種絵図面の模写、城中の西御殿や奥向の杉戸などに障壁画を描くとともに、家中の指物や馬上挑灯図の模写、川船役所の舟印の雛型の製作など、多方面にわたって精励した。



図79 鋏形蕙斎の落款

とくに、嘉永三年（一八五〇）一月には、海防御用に

従い、江戸近辺の防備の様子を写生した。俵の恵弥も画業を継いだが若くして死去した。

## 二、広瀬臺山の画業

### 文人画

狩野派絵師の活躍は近世武家社会の権威を飾るためのものであり、画題、画

法も伝統的な形式から逸脱することは許されなかった。

したがって、それらの作品も類型的で個性味に乏しく、

芸術的感興からは遠いものであった。こうした没個性的

な狩野派に対して、江戸時代の中期から文人画が起こつ

た。文人とは知識人のことで、彼らの出身は武士階級に

止どまらず、身分を超越して江戸時代の広い階層のなか

から輩出した。文人画はこれら知識人が、自己の教養や

交友を深め広めるため、余技として制作した絵画のこと

である。その起源は、中国の明・清時代の文人によるも

ので、南宗画と呼ばれたが、我が国では略して南画と

称した。狩野派の絵画に飽き足らない江戸時代の知識人

たちは、中国からの南宗画が伝来されると、その新鮮な

画風や詩的精神に共感を覚えてこれを学び、職業画家と

して自立するものや、職業画家に劣らぬ作品を描くものも現れた。津山藩士の広瀬臺山は、後者を代表する文人の一人であった。

### 臺山の出自

臺山は宝暦元年（一七五二）一月二八日に津山藩士広瀬義平の長男として出生した。母は同じく津山藩士の隅田族の娘である。臺山は幼名を義太郎・勝八、のちに周蔵といった。（以下、わかり安くするため臺山で記す。）名は清風、字は穆甫、通称は雲太夫、号は臺山のほかに、六無齋など。

父の義平は、はじめ右門太と称し、広瀬清右衛門正好（雲齋）の養子である。広瀬氏は越後高田以来の松平家の家臣であったが越後騒動ののち浪人した。清右衛門は貞享五年（二六八八）、松平光長により江戸の柳原邸に御前坊主として召し出されたという。元禄一一年（一六九八）に松平宣富に従って津山に入り、大番衆（宝永五年分限帳）、のち中奥目付となった。享保七年（一七二二）、清右衛門は、播州乃井野の三日月藩（津山森藩の支流、藩主は森俊清）家臣の香山与左衛門の甥の清九郎を養子に迎えたという。この清九郎が臺山の父・義平である。義平は香山家の甥養子であって、実家は津山城の北の郊

外にあたる大篠村（現津山市大篠）の大庄屋・安黒家である。このことについて『東作誌』東北条郡高倉庄大篠村



図80 安黒家と台山城跡（津山市大篠）

の項には、「臺山の孝(父親のこと)赤水翁(義平のこと)・大篠村の里長(大庄屋)安黒家より出て広瀬氏の嗣となる。(読み下し文)」と記されている。おそらく香山家と安黒家は、旧藩時代から親密な関係にあったことと思われる。

義平の出仕は「勤書」によれば享保一四年(一七二九)一月に番代としてのそれが初見である。ついで寛保二年(一七四二)八月、大坂御蔵目付となり、以後、宝暦九年(一七五九)七月に国元の御蔵奉行になるまで、家族とともに大坂暮らしが続いた。義平は広瀬清右衛門の次女・清の婿として広瀬家を嗣いでいたが、妻の清は数年後に病死し、元文四年(一七三九)二月、同藩士の隅田族の娘を後妻に迎えた。この間の事情を藩の「勤書」は、「母(義平の)義、隅田族の娘を養女に貰い置き、おつて右門太へ娶り申したく(読み下し文)」と記している。まず隅田の娘を養女として家付きにして、その娘に養子を配すという、武家のしきたりに従ったものであろう。隅田家については分限帳には見えず詳細は不明であるが、「老人傳聞録」には、「その妻は飯岡番所の女にて、嘉左衛門等の妹なり」と記している。この記事によれば

隅田家は、吉井川に沿った備前と美作の国境の番所の役人であった。義平の大坂御蔵目付への就任により、妻も大坂蔵屋敷での生活が続き、宝暦元年、臺山出生の五月足らずの後、乳飲み子の臺山を残して五月五日に病死した。なお同六年には次男の彦藏が妾腹に生まれており、唯一人の肉親として晩年の臺山が身を寄せたのちの上原簡貴齋である。なお母の実家である隅田家と臺山とはその後も親交が続き、寛政九年(一七九七)に亡母の父臺山の母方の祖父の米寿を祝して八松を描いた一幅に賀賛を添えて贈っている。

#### 大坂での修行

宝暦九年、大坂から国元に帰った義平は、御蔵奉行、御金奉行を経て、明和二年(一七六五)正月、大坂御蔵奉行、御金方御目付、大坂御留守居・東西飛脚兼帯を仰せ付けられ、再び家族あげての大坂暮らしが始まった。のち御買物・御普請方も兼帯する。臺山はこのとき既に一五歳に達していた。この年の一〇月二八日、義平は臺山を嫡子とすることを藩に願い出て許可された。「勤書」によれば、「実子、先達て虚弱に候処、当時、丈夫に盛長致候に付、右之伴、嫡子に相願(読み下し文)」とある。実子(臺山)は幼年

時代は虚弱であったが、今日では丈夫に成長したので嫡子を願い出たという。事実、義平は臺山の虚弱を憂いて、養子による家名存続を考えていたようである。義平は、臺山の嫡子願と前後して臺山の異母弟の彦蔵が九歳になつたので手元に引き取り、明和四年、藩士上原彦市の養子に遣わした。彦蔵は同六年、養父の死後、家督を相続する。格式は中奥組。

明和三年三月、父義平のあとから臺山をはじめ家族たちも大坂へ移住した。同六年、臺山は父の見習として初めて御用向を勤め金五両を、また同八年には格式・大番役、五人扶持を与えられた。同九年四月、臺山は大坂城番の安部撰津守の与力・柘植仁蔵の妹を妻に娶つた。その名を閑子といい、実は津山藩の飯岡村番所の後藤多門の實の娘で、臺山の妻になるため柘植家の養女になつたと伝えられている。臺山の実母も同番所役人の隅田家の出身であり、亡母との関係がしのばれる。安永四年（一七七五）六月、老年に達した義平は、藩に御役御免を願ひ出て承認され津山への帰郷を許された。臺山も見習御免となり、もとの部屋住となつた。七月の初め、義平は家族とともに津山へ帰つた。のち安永八年に家督を臺山

に譲つて隠居し、惣髪して赤水と改名した。

五岳との 明和三年から安永四年までの足掛け九年間に至る大坂での生活は、臺山の生涯

涯を決定する貴重な青春時代であつた。この間、公務のかたわら臺山は大坂の新しい文物を学ぶことに専心した。儒学と詩文を細合半齋に、書を岳玉淵に、画を福原五岳に学んだといわれている。細合半齋は伊勢の出身で、斗南・白雲山人・学半齋などの別号をもち、その儒学は荻生徂徠の流れを汲むものであつた。大坂の詩文のサークル・混沌社の主要なメンバーであり、学半齋書塾を開いて儒学と詩文を教授していた。臺山の画業にとつて決定的な意味をもつたのは福原五岳との出会いであつた。五岳は元素と称し備後尾道の人で、京都に上つて京都南画の第一人者・池大雅の門に学び、のち大坂の地に大雅の画法を広めたといわれる。臺山は画業の師として五岳に私淑し、画法の基本を学びとつた。臺山が大坂を去るにあたつて、五岳は画面に五個の石を配した図柄の「画石三面法図」を与え、「安永四年乙未夏五、應ニ廣瀬賢兄ノ需ニ福元素寫」の款記を添えた。この図には「大雅堂藏」の朱文印が捺されており、五岳が師



図81 画石三面法図  
福原五岳筆 (上原和子氏所蔵)

の大雅から伝えられた画法を、大坂を去るに当たつての臺山に伝えるという意味が籠められていたといえよう。臺山はこの画を受けることよつて五岳の正式の師弟として許可されたのである。

### 臺山の出府

安永八年(一七七九)二月、父の義平は隠居を許され惣髮して赤水と号し、かわつて臺山は家督を相続した。格式は大番組。二九歳であった。翌年八月には京都御留守居見習役を命じられ、家族ともに京都へ移つた。翌々年の天明元年(一七八二)

四月、江戸定府を仰せ付けられ江戸に引越した。江戸定府とは津山藩の江戸詰藩士として江戸の藩邸に常勤することであり、郷里への帰還は特別の場合以外には認められなかつた。臺山は参勤で出府してきた藩主康哉の御小姓御近習を、のち御留守居定助、御近習兼務を仰せ付けられ、手当て五〇俵を与えられた。(『勤書』)

当時の江戸は、一〇代将軍徳川家治の時代で、側用人田沼意次によつて貨幣経済に依存する政策が推進されていた。富裕な上層町人による経済活動によつて江戸の繁栄がもたらされたが、反面、物価騰貴が多く、住民を苦しめていた。文化の面では、洒落本、黄表紙などの大衆本が流行し、喜多川歌麿を中心とする錦絵がもてはやされた。津山藩医の宇田川玄随の活躍もこのころのことである。江戸定府を命じられた臺山は自筆の『清風行状』(栗原直著『廣瀬臺山』に収録)のなかで、

「留守居役を有難く存じ奉ると雖も、不才の質の上、江戸東西も尚案内、かつ貧困至極、かたがた重き御役、介(助)役ながらも甚だ覚束なく(読み下し文)」と、一旦は役職免除を願ひ出ている。江戸を舞台に繰り広げられる幕府の要人や諸藩との外交交渉や儀礼的な交際の派



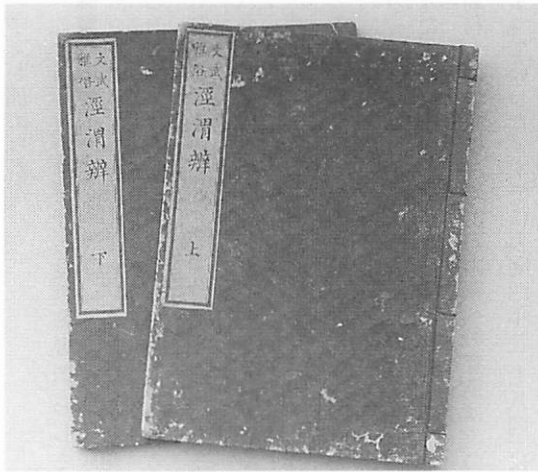


図82 文武雅俗經渭弁 (津山郷土博物館所蔵)

手な風に、経済的にも心理的にも耐えられなかったであろう。藩は同年一二月に役料を百俵に増額し、同五年六月には五〇石を増増している。しかし、臺山は同六年三月にも「勝手向難洪差支、相勤難く、借物返済御手当成し下され度段、且、病気に付き引込み……諸方の外介(助)類多く、風儀もまた初めと異なり物入り多く……：且、いよいよ勝手も取続き難き段(読み下し文)」(「清

風行状」)と、留守居役の御免を願い出ている。藩財政の窮乏や公的な借財の処置、交際費の不足など、臺山にとって煩わしい課題が山積みしていた。四月、臺山は願いの通り留守居見習役を御免になり、藩主の御側勤出仕だけの役職となった。その後は、家中の家筋・系図の調査、御小納戸添番助、若殿様御手習相手などを勤めた。(「勤書」)

このころ臺山は、『文武雅俗經渭弁上』と『雅俗經渭弁下』(両者併せて『文武雅俗經渭弁』という)を著わした。その内容は人の上に立つ主君などの心得のために記されたものであるが、士大夫としての臺山の心意気を余すところなく記述しているといえよう。この著作は、のちに付された藩士・近藤迂の寛政九年(一七九七)の識語によると、天明六年に藩主康哉のために記し呈上する目的のものであったという。さらに翌年、やがて寛政改革に取り組む老中松平定信にも披見された。なおこの著作は寛政九年に上梓され、それには江戸の儒者・松崎憊堂の序文が付されている。また文久二年(一八六二)の版には、臺山の家訓である「小頑俗訓」を併せて出版された。(「津山温知會誌」第七編所収) それには伊勢の儒者斎藤拙

この序文が加えられた。

画業への専心

御留守居役勤務の煩わしさと、病氣

がちの臺山にとつて、異母弟の上原彦

藏との出会いは楽しい一時であったと思われる。彦藏は

藩主の参勤に従ってしばしば出府しており、寛政元年（一

七八九）五月には江戸詰を仰せ付けられている。しかし

同三年には「病氣の」休息のため」（「勤書」）津山へ帰つ

た。このころから、臺山は別の面で江戸の魅力に取り付

かれた。のちに述べるように、江戸は全国から参集した

文人たちの自由で華やかな活躍の舞台であった。藩邸で

の勤務とは裏腹に、臺山の画業への意欲はこのころから

高まっていた。すでに天明四年（一七八四）には「天台

白雲図」を描いたといわれているが、現存している作品

では、津山某家蔵の「山水図」が最も早く「庚戌春三

月 臺山図」の款記をもつ。庚戌は寛政二年にあたり、

そのころすでに「臺山」の画号が使用されている。なお

この「山水図」は、出府していた異母弟の上原彦藏に与

えたものであろう。ついで享和三年（一八〇三）の隠居ま

での臺山の作品を、作品集『白雲餘影』（大正元年刊）や

津山郷土博物館図録『広瀬臺山一年記のある作品から』

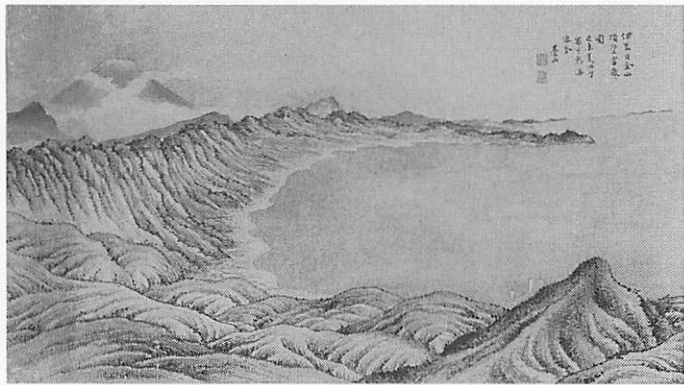


図83 富嶽真景図 広瀬臺山筆（岡山県立博物館所蔵）

などを参考  
にあげてお  
く。（臺山  
の作品には  
書を含めて  
年記の無い  
ものも多数  
あり、青森  
県の某家の  
多数の所蔵  
品のように  
戦災で焼失  
したものも  
あり、実際  
の作品は数  
倍あったと

いえよう。）

寛政四年「松鶴高士図」「画帖」

同七年「雪溪行旅図」「江村烟雨図」

「江村烟雨図」には「乙卯臘月寫ス 二于白雲窩中ニ」

の款記があり、すでに画齋を白雲齋と称していた。

同八年 「玉女峰図」 「扁舟載琴図」

「幽巖茅屋図」

同九年 「遺琴贈婦図」 「溪山曉霧図」 「菅公図」

「白雲瀑布図」

同十一年 「富嶽真景図」 (二幅)

この画は伊豆(神奈川県)日金山頂上からの富士山・相模湾の写生図であるが、すでに西洋風の遠近法が取り入れられている。臺山がどのようにして西洋画の遠近法を学んだかは明らかでない。

同一二年 「桃紅柳絲図」

享和元年 「秋山烟霽図」 「松下觀泉図」 「李白図」

同二年 「菊園清賞図」 「竹石図」 「月梅図」

「江山漁艇図」



図84 松竹出屋図 広瀬臺山筆 (上原和子氏所蔵)

同三年 「松竹出屋図」 「寒林読書図」

「松竹出屋図」には長文の款記があり、その大意は、「この画の識語に誤りがあったので長年放置していたところ、従弟の上原子乗(異母弟上原彦藏の伴・民藏が竊に見て識語を削り取り、表装して改めて款記を求めたので記した、」とある。いま作品を見ると、右上の部分に別紙が継がれていて、その上に臺山の款記が記されている。したがってこの作品は享和三年以前のもと考えられる。なお上原民藏は参勤に従って出府し、同年九月に津山へ帰った。民藏の江戸土産となって津山へもたらされた作品であろう。

**臺山の身辺と友** 寛政二年(一七九〇)六月、父の赤水が年に名前の周藏を雲太夫と改名した。臺山は四〇歳。翌

で臺山には嫡子がなく、鶴年と百世とよばれる二人の女子がいた。次女の百世は出生後まもなく早逝し、長女の鶴年がようやく成人した。臺山は寛政三年、亡父赤水の縁威にあたる、播州三日月藩森対馬守の家中の香山内蔵太の弟・政之丞(五雲)を養子として、鶴年に娶ることを願い出た。しかし、同五年五月になって政之丞は離

縁され、娘の鶴年は六月に病死した。臺山はこの娘を翡翠と名付けてことのほか慈しんでいた。臺山は鶴年の没後、「悼女翡翠」の一文を綴り、また和文による追悼文と和歌一〇首を残している（栗原氏前掲書に収録）。

「悼女翡翠」の冒頭には「女は安永六年丁酉秋九月六日を以って生る。時に翡翠（かわせみ）の梁上に止る有り、因って名づく。寛政五癸丑年夏六月一三日甲戌十有七歳にして病死す。」以下連綿と娘の薄幸の一生を感じをこめた美文で綴り、「月有るも風有るも涙尽くること無し、男も無く女も無く悲しみ何ぞ泣くを忘れん」と心の裡を記している。鶴年は一〇歳を過ぎたころから和歌、詩文、七絃琴に秀でた早熟の少女であったが、一五歳から病床に就いたままこの世を去った。臺山は悲嘆に暮れ、寛政五・六年の二年間は画業も進まず、同六年二月には御留守居定助を仰せ付けられてはいるが、六月



図85 広瀬臺山の落款

には難渋を申し立てて役義御免を願ひ出ている。このころから勤めを倦むようになっていった。（『勤書』）

寛政九年二月、臺山は香山内蔵太の二男・与五郎（周蔵と称す）を再養子に迎えた。享和三年（一八〇三）五月、臺山は隠居を許され周蔵が家督を継いだ。『勤書』には「去年以来、中風を相煩い、其上、老衰に及び、御奉公相勤め難く（読み下し文）」とある。ついで雲太夫を臺山と改名することを正式に願ひ出て許可された。この年、藩命により住居を深川に移した。しかし、隠居後も臺山の身上にしばらくは平安が訪れなかった。同年八月一七日、養子の周蔵が病死し、一〇月には津山藩の杉浦槌蔵の縁者である杉浦弘を周蔵の養子として家督を継がせた。しかし、弘も翌文化元年（二八〇四）五月一日に病死した。八月九日、臺山は三河国（愛知県）田原藩三宅土佐守の家



図86 雨霽山水図  
広瀬臺山筆  
(岡山県立博物館所蔵)

臣・鷹見弥一右衛門の次男の忠次郎を弘の養子として願  
い出た。養子先として鷹見家が選ばれた理由は不明であ  
る。

五三歳で隠居した臺山は府下の麻生長坂(現港区麻生  
永坂町)に隠棲した。江戸での交友を深めた僧雲室の光  
明寺がある西ノ久保(港区芝西久保)は芝の増上寺の近  
くで、長坂からは指呼の間であった。臺山は作品の款記  
の中に「麻草片窩」「麻阜懶窩」と記すようになる。年  
記のある長坂時代の作品で現存するものは次のとおりで  
ある。文化元年「溪亭観瀑図」「山辺散策図」、同三年「青  
山書屋図」、同四年「醉翁亭図」「雨齋山水図」、同七年「溪  
山訪友図」、同八年「溪亭邀友図」「溪山無盡図」など  
である。なかでも「醉翁亭図」は愛日楼で描かれた作品で、  
愛日楼は儒者佐藤一斎の学楼のことであろう。なお臺山  
は佐藤一斎と親交があったようで、一斎は臺山死後の文  
政五年(一八二二)その「古洞幽沢図(陽明洞図)」に「余  
需二臺山ノ一撫レ之」と追記している。「雨齋山水図」は、  
米法山水図ともいわれるように中国の米芾の筆法によっ  
て遠景の山塊が描かれているのに対して、近景の溪谷の  
梢道は完全に西洋の遠近法を用いて描いた珍品といえよ

う。大作の「溪亭邀友図」には、伊勢長島の藩主で文人  
であった増山雪齋(顛々翁)の賛文が付されている。

江戸での臺山の交友関係は多岐にわたった。また隠棲  
後の臺山は各地に小旅行を試みている。現存する関係者  
の作品や、臺山自作の詩文のなかからその一端を記す。  
当時、江戸では文人による詩作活動が盛んで、それぞれ  
詩社(詩のサークル)を結成していた。臺山は僧雲室が主

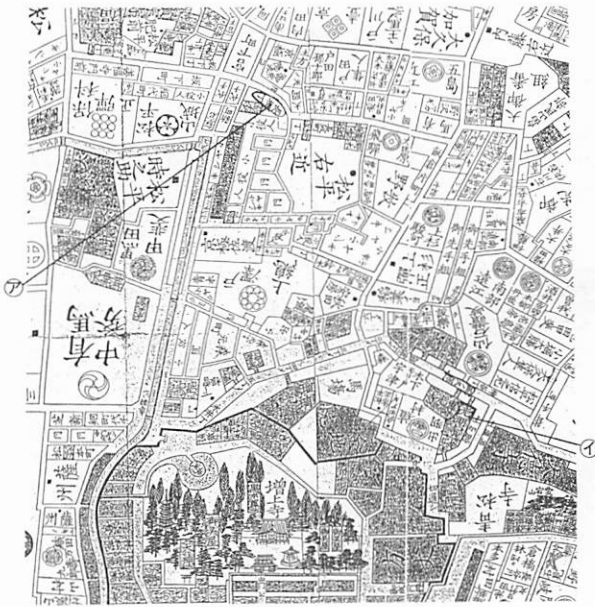


図87 江戸図の長坂①、光明寺①

宰する西ノ久保光明寺の小不朽社に属していた。小不朽社には片桐蘭石(画人)、柏木如亭(詩人)、鐫木梅溪(画人)、渡辺赤水(画人、渡辺玄対の子)などがおり、参集して詩画会を催していた。臺山はしばしば江戸近郊に遊んだ。両国辺りの酒樓、亀戸の清光庵、谷中の感応寺、上野東叡山養寿院(笠森稲荷)、不忍の池、墨田川舟遊び、品川の御殿山、高松藩主の白金邸、品川海晏寺、品川から金沢をへて浦賀への舟旅、遠出では、房州の鋸山日本寺、伊香保の榛名山、また奥州の米沢に遊び米沢藩主の宴席に陪り、奥州の信夫山をへて江戸に帰った。文化五年(二八〇八)六月の甲州旅行、程谷の梅紀行など、隠居後の遠出を楽しんだ。小不朽社の面々と日常の交友は親密であったが、特に谷文晁との親交は厚く、文晁が白河藩主(松平定信)に従って奥州白河に赴くおり送別の詩を贈っている。また備前の浦上玉堂とも親交があり、彼ら親子が奥州松島へ赴くのにさいして餞別の詩を贈っている(以上、栗原氏前掲書収録の詩集による)。

臺山の帰郷

文化八年(二八二二)、六一歳になった臺山は故郷の津山に帰ることを決心し

た。八月一三日の『国元日記』に、

上原彦藏義実兄、広瀬忠次郎曾祖父臺山并同人妻、兼、病身二付、此表江罷越、養生致度旨、依レ之右逗留中引受、致二同居一度旨伺書、同役以二大目付一差出、御聞届

とある。津山での逗留先と引き受け人は、臺山の唯一人の肉親である異母弟の上原彦藏であった。当時、彦藏は藩の重職である大目付であった。臺山の帰郷が知らされると、小不朽社の盟友はもとより、多くの友人によつて送別の宴が催された。「八月、小不朽社に集う、各々が月落潮平図を写して題す、余は旅装に鞅掌し(忙しく)画をなす違あらず、い



図88 老松図 谷文晁筆 (上原和子氏所蔵)



図89 広瀬臺山像 片桐蘭石筆  
(広瀬秀彦氏所蔵)

ささか(詩を)賦して責を塞ぐ。」「十日、小不朽社の友、三林居に集い、各々は登山臨水を賦して余の西帰に重ねる。」など離別の思いを記した文が詩集に見える。増山雪斎は「結柳」(柳の枝を輪に束ねて旅人に送る意)の二大字を、雲室は老柳図を、大窪詩仏は墨竹図を、市河米庵は七絶の墨書を、谷文晁は老松図をそれぞれ描き、臺山の西帰に餞とした。とくに片桐蘭石は小不朽社での送別会の模様を写して贈るとともに、東坡巾に唐服をまとい如意棒を持った臺山の肖像を描き惜別のしるしとして贈った。臺山は別離にあたって詩を残している。

「世々常々の交友は江戸という同じ世界のなかであった。別離はしばらくのことであろうが、それでも辛いものである。老いさらばえた今日の自分を憐みしてくれることであろうか。自分は六〇歳の翁として、千里の道程を経て帰るのだ。」といった大意であろう。竜鐘とは老い病みて疲れた容貌のことであるが、あるいは毎日聞きなれた千童山浅草寺の鐘の音のことをいつているのかも知れない。

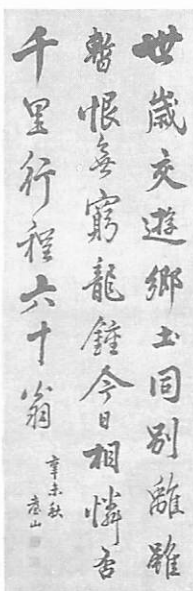


図90 詩幅 広瀬臺山筆 (塩山剛氏所蔵)

世歳交遊郷土同 世歳の交遊は郷土を同じうす  
別離雖暫恨無窮 別離は暫といえども恨みは窮り  
なし  
竜鐘今日相憐否 竜鐘の今日をあい憐や否や  
千里行程六十翁 千里の行程、六十の翁

臺山は妻とともに九月二〇日に江戸を出立し、途中、熱海で湯治するなど、道中をゆるゆると過ごし、一〇月二二日に津山の上原家に到着した。『国元日記』は、

上原彦蔵義、実兄広瀬臺山、妻召連、江戸去月(九月)廿日出立、豆州熱海入湯、其外所々手間取、今日(二)二日(同人方江着いたし候旨、大目付相届之と記している。しばらく上原家に滞在した臺山夫妻は、一二月三日、新田村(現・安岡町)に移った。おそらくは実弟の彦蔵の病気が優れなかったためだろう。一〇月ころからの『国元日記』に「大目付上原彦蔵、当病不参」の記事が散見する。翌年、彦蔵は「脾胃虚相煩、物覚疎相成」、役儀御免を願ひ出て許され、六月一五日には五七歳で隠居した。(『勤書』) 新田村に移った臺山は大坂屋勘助の世話で心置きなく画業に専念した。



図 91 山静日長図 広瀬臺山筆 (上原和子氏所蔵)

この年の冬、臺山は彦蔵の子の上原子乗のために「山静日長図」を描いた。それには長文の画賛が記されている。「山静なこと太古に似たり、日長きこと小年の如し」で始まる賛文の末尾には、「静座の一日は兩日に似たり、もし七十年を活れば、すなわちこれ百四十を得る(読み下し文)」と結んでいる。長年の画業の成果と故郷での心の安寧とが、画品溢れるこの作品に余すところなく表現されているといえよう。翌文化九年には、年記のある作品だけでも、「帰去来図」「清溪幽居図」「三聖山水図」「溪上談玄図」「秋聲図」「西園雅集図」などを制作した。しかし、持病の疝積(腹痛)が悪化し、四月には真賀温泉に入湯している。「西園雅集図」の款記には「余既過二耳順(六〇歳)一、目眩」と記している。文化一〇年には、「春望図」「蓬萊山図」「孟母断機図」「秋景山水図」をものしているが、疝積も日ごとに悪化していったようである。「孟母断機図」の款記に、「時類齡、踰レ六ヲ望レ七ヲ、目霧手顫、尤不レ能レ工、強塞レ責尔」と記し、体力の衰えを訴えている。この年、真賀温泉には二度入湯し、八月には播州室津の名村与右衛門のもとに逗留して病気を治療している。しかし、病気は回復





図92 広瀬臺山墓所（津山市小田中）

しなかった。一〇月二三日、臺山は六三歳で世を去った。

『国元日記』に、「上原淳平引受罷在候廣瀬臺山、病氣之処養生相不<sub>かなわ</sub>ず、致<sub>いた</sub>死去<sub>し</sub>候旨、以<sub>も</sub>二大目付<sub>一</sub>相届之」とある。臺山の墓碑銘は、生前に親交のあつた頼杏坪の撰文になる。翌年、上原彦藏は剃髮して簡貴齋と称した。

### 飯塚竹齋

江戸末期の津山で、広瀬臺山と並んで傑出した画人が飯塚竹齋である。しか

し、臺山と比して、竹齋の画歴は不明な点が多い。

竹齋は藩士の広瀬半助の子で寛政八年（一七九六）に生まれた。広瀬家は藩初から古参の家である。初め漢之丞、七五三、与作と称した。竹齋は彼の画号である。広瀬臺



図93 飯塚竹齋の落款

山が江戸から津山へ帰った文化八年（二八一）は、竹齋が一九歳の時である。竹齋が生前の津山での臺山に師事したのは、わずか三年間であった。

文政元年（一八一八）八月に、藩の中奥目付で大番組頭の飯塚弥城（のち友山）の養子となり、やがて弥城の次女と結婚した。同年二月に小性組近習となり、部屋住料五〇俵を与えられ、江戸詰とされた。学問に出精し、藩主に四書などの講釈を行っていた。しかしながら藩の財政状態が切迫したため、江戸詰の人員が減少され、竹齋は翌年七月に津山へ帰されている。『苦田郡誌』などに伝えられるように、竹齋が谷文晁から画法を習得したとするならば、この短期間において無かつたといえよう。一時でも江戸のはなやかな文物に触れた竹齋は、帰国の際には失意の日々を送っていたようである。国元での勤



図94 富岳小径図  
飯塚竹斎筆  
(上原和子氏所蔵)

師は臺山といわれているが、両者の接触はわずか三年間で、しかも竹斎の青年時代であった。その後の三〇年間の竹斎の画業についての研鑽がどのようなになされたかは、まったく不明である。しかし、師・臺山の山水画の精密な模写なども現存しているから、臺山のもたらした画材を手本に、独力で師を凌ぐまでの実力を身に付けたと思われる。竹斎はまさに不世出の画人といえよう。

めには身が入らぬようであった。文政七年一二月には、「是迄、文武共不出精の上、平日之行状宜からず趣相聞、心得違の至不埒の事に候、之により、遊芸、遊山、諸胤は勿論、酒宴の席へ越候義、遠慮致し(読み下し文)」（『勤書』）と、申し付けられている。

天保二二年（一八四二）七月、養父の弥城の隠居により家督を継ぎ、中奥頭支配となった。しかし、弘化四年（一八四七）に五二歳になると、中風を理由に家督を伴の一介に譲り隠居した。（『勤書』）これにより文久元年（二八六二）九月に六六歳で死去するまで、画業に専念することになる。竹斎は藩命により、しばしば城中などの障壁画を描いた。（『飯塚竹斎』）津山郷土博物館特別展図録第七冊）竹斎の画業での



図95 飯塚竹斎墓所（妙法寺）

第四卷の史料と参考文献

史料（既刊の部）

- 徳川夷紀 吉川弘文館
- 統徳川夷紀 吉川弘文館
- 藩翰譜・藩翰譜続編 新井白石全集
- 徳川諸家系譜 続群書類従完成会
- 御触書集成 岩波書店
- 徳川禁令考 創文社版
- 日本財政経済史料 芸林舎版
- 徳川加除封録（藤野保校訂） 近藤出版社
- 新訂訳文作陽誌 日本文教出版株式会社
- 吉備群書集成（同刊行会編） 所収文書
  - ・作州記 津田重倫著
  - ・美作鬘鏡 林盛龍軒著
- 津山温知会誌（津山温知会・津山地方郷土誌版） 所収文書
  - ・越前家譜略
  - ・松平家御系譜
  - ・柳原時代分限帳 その他各年の分限帳
  - ・作州津山御城譜取前後覚書
  - ・笑之歌草書
  - ・津山総町方儀被遊御尋之趣御答書
  - ・津山藩市中役人及扱振調書（矢吹正巳稿）
  - ・津山地方水火其他災害記事（矢吹正則稿）
  - ・懐旧隨筆（平井真澄著）
- ・老人傳聞録（馬場貞観著）
- ・松平確堂公年譜（林美韶編）
- 岡山県史二五（津山藩文書） 所収文書
  - ・森家先代実録
  - ・郷中御条目
  - ・延享四年御定書追加
  - ・御家御定書
  - ・御定書
  - ・町中御仕置条目
- 岡山県史二七（近世編纂物） 所収文書
  - ・美作一覽記
- 岡山県史二三（美作家わけ史料） 所収文書
  - ・御用日記 土居家文書
- 備前備中美作百姓一揆史料（長光徳和編） 所収史料 国書刊行会
  - ・寅年騒動之覚書
  - ・山中百姓騒動之節扣書 その他山中騒動関係文書
  - ・但州・作州・因州百姓騒動一件
  - ・勝北非人騒動記
  - ・石代御願一件郷用記録
  - ・非人物語
  - ・百姓騒動日記
  - ・便房黎明録
  - ・文政強訴記
- 編年百姓一揆史料集成（第十一卷） 三一書房
  - ・文政八年騒擾記録

・作州吉野郡村々騒立一件口書

・御注進之覚

・公私用日記

○美作津山藩被差別部落関係資料（岡山県部落解放研究所

紀要1・2）

○津山郷土館報所収史料

・津山松平領の人口 同館報一五集

・津山町火消史料 同館報一四集

・高瀬船・上 同館報一九集

○鏡野町史料集第一類（鏡野町役場）

○美作史料第一集（美作地方史研究会編 津山郷土館）

史料（未刊の部）

○津山松平藩文書（津山郷土博物館所蔵）

愛山文庫（旧藩主松平家から寄贈された津山松平藩旧蔵

の書籍、文書）

・国元日記（津山藩庁の御用日記）

・江戸日記（津山藩江戸詰御用日記）

・町奉行日記（津山藩町奉行の日記）

・勘定奉行日記（津山藩勘定所の日記）

・郡代日記（津山藩の郡代日記）

・留守居方日記（津山藩の江戸留守居の日記）

・勤書（藩士の履歴記録）

・渥美日記（松平光長松山配流中、家臣渥美権左衛門

の日記）

・口上書、御尋之條々御答書（大村莊助改革意見）

・更張策上表、奏言、密奏（飯室武中改革意見）

・壬申更張録

・領地交換往復文書

愛山文庫以外の津山松平藩文書

・御成簡通記（地方日用記所収）

・作州古談

・一伯公伝記

・御年譜

・御当雜記

・福渡町二季割書上控帳

○町大年寄玉置家文書（津山郷土博物館寄託）

・大年寄月番日記

・町方覚書

・町方諸事以後留

・美作津山家数役付惣町暨横関貫橋改帳

・津山町方諸役人調（玉置邦修編）

・津山河岸船方古今掟（玉置邦修編）

・津山町方諸役人調（玉置邦修編）

・市中運上物掟書（玉置修編）

・町方一覽

○武家聞伝記（岡山大学所蔵 津山郷土博物館映写本）

○津山矢吹家所蔵文書

・作陽地方旧記（美作史料第一集にも所収）

・納方取斗覚書（同右）

・高倉騒動関係文書

○勸農袖鏡（広島大学旧蔵・三好基之氏写本）

○山田家文書（山田正二氏所蔵文書）

参考文献

- 中島家文書（中島健爾氏所蔵文書）
- 保田家文書（保田幾次郎氏所蔵文書）
- 瀬烟家文書（瀬烟弥平治氏所蔵文書）
- 美作略史（矢吹正則著）
- 高田市史（高田市）
- 津山市史 第三巻・第五巻（津山市）
- 勝山町史 前編（勝山町史編纂委員会編）
- 久米町史（久米町史編纂委員会編）
- 久米郡誌（久米郡教育会編纂）
- 久世町史（久世町史編纂委員会編）
- 八束村史（八束村史編纂委員会編）
- 川上村史（川上村史編纂委員会編）
- 村誌美甘 上（美甘村誌編纂委員会編）
- 津山城下町（渡部武著）
- 津山町奉行（同右）
- 廣瀬臺山（栗原直著）三木書房
- 広瀬臺山（津山郷土博物館編）
- 美作の近世絵画（津山郷土博物館編）
- 飯塚竹斎（津山郷土博物館編）
- 津山の祭りとだんじり（津山市教育委員会編）
- 津山の社寺建築（津山市教育委員会編）
- 部落解放運動のあゆみ（岡山県部落解放運動美作地区協議会編）
- 近世部落の史的研究 下（部落解放研究所編）解放出版社
- 近世中国被差別部落研究（後藤陽一・小林茂編）明石書店

- 岡山県通史 下編（永山卯三郎編 岡山県）
- 堕涙口碑（稻垣茂松著 津山温知会誌第老編所収）
- 字下人言（松平定信著 岩波文庫版）岩波書店
- 月堂見聞集（本島知辰著 近世風俗見聞集一・二所収）吉川弘文館
- 享保通鑑（小宮山昌世著 未刊隨筆百種九所収）中央公論社
- 古今八木相場帳、同追考（堂島米会所文獻集所収）所書店

絵図類

- 徳川時代の米穀配給組織（鈴木直二著）国書刊行会
- 講座日本技術の社会史 農業・農産加工 日本評論社
- 体系日本史叢書 産業史Ⅱ（兒玉幸多編）山川出版社
- 日本洋学編年史（大槻如電著 佐藤栄七増訂）錦正社
- 日本消防百年史（藪内喜一郎監修）国書刊行会
- 国史大辞典 吉川弘文館
- 日本経済史辞典 日本評論新社
- 百姓一撰綜合年表（青木虹二著）三一書房
- 津山城下町絵図（嘉永七年）津山郷土博物館所蔵
- 津山上紺屋町絵図 津山郷土博物館所蔵
- 江戸図鑑細目（元禄一〇年）津山郷土博物館所蔵
- 東一宮村山方絵図 津山郷土博物館所蔵
- 津山城下町方絵図 荻田善政氏所蔵
- 出雲街道略絵図面 末沢敏夫氏所蔵

研究論文

- 野村完六「津山の藩札」津山高等女学校「郷土研究」6号
- 柴田 一「近世における隷農制の展開課程」『社会経済史学』  
2611
- 長光徳和「美作の慶長検地帳について」岡山県地方史連絡  
協議会会報3号
- 鏡野町総合調査報告書（鏡野町）
- 安藤 治「美作地域における在方商業の発展と城下町津山  
の変質」『岡山の歴史と文化』所収 福武書店

あとがき

一、本巻では松平氏が入封する元禄二十一年（一七九八）からおよそ天保期（一八三〇～四三）ごろまでを対象としている。

一、本巻の第四章二・三及び第七章は三好基之氏に執筆をお願いした。第一章三・四、第二章、第六章一・二は神尾齊氏が、第三章、第六章三の在町統制部分と同章五は尾島治氏が素稿を担当したが、編集の過程で両氏の承諾を得て、編者が構成を変えたり加筆した部分がある。したがって、その執筆責任は編集者にある。そのほかの章・節は安東靖雄が執筆した。一、史料は特に必要な場合を除き、すべて読み下しとし、また文中に用いて、原文の引用はなるべく避けた。その出典はできるだけ詳しく注記した。

一、地名は史料の表記にしたがい当時のものを用いた。当時津山藩領でない所は現在の行政区を付記した。一、本文中で、被差別住民が農村の疲弊の中でどのような役割を負わされてきたかという観点から、差別の問題について記述した所がある。近世の庶民生活を

考える時、この事を解明しようとする姿勢が国民的課題に應える事と考える。不十分ではあるが今後の研究の出発点となれば幸せである。

一、先学の研究成果によった部分について、本文中にあえて注記はせず、巻末に参考文献として掲げた。一、執筆に参加していただいた諸氏はもとより、史料・表記・校正・写真について、市史編さん委員、津山市役所総務課・津山郷土博物館の方々、その外有志の方々からご協力を賜った。ここに深く謝意を表す。

（第四巻執筆編集担当者 安東靖雄）

時 期		主 要 事 項	
1861	文久元	9月18日	飯塚竹斎、65歳で死去。(勸書)
1864	元治元	11月9日	津山藩、長州へ派兵。(国)
1866	慶応2	6月6日	津山藩、再び長州へ派兵。(略)
		11月24日	加茂谷騒動起こる。同24日、英田郡土岐氏領、同27日久世、同晦日、山中に及ぶ。(一揆史料)
1867	3	1月13日	小豆島で騒動が起こり、打壊しが始まる。(一揆史料)
		10月14日	將軍慶喜が大政奉還を上表する。
1868	明治元	正月上旬	備前藩役人が作州南部幕領竜野藩預り地に来て村々庄屋を集め、当年年貢半減、未納分御容赦の旨を布達する。(一揆史料)
		4月	竜野藩預り所久米南条郡大戸組から騒動(鶴田騒動)が始まる。(一揆史料)
		5月	石見浜田藩主松平武聰が美作の飛び領8000石余の上に竜野藩預り地の移管を受け、3万8000石余を領して藩の再建を始める。この藩を鶴田(たづた)藩と呼ぶ。(略)

出典の略号は次の文献を指す。

国	「国元日記」	実紀	「徳川実紀」
江	「江戸日記」	統実紀	「統徳川実紀」
町	「町奉行日記」	禁令考	「徳川禁令考」
郡	「郡代御用日記」	天明集成	「御触書天明集成」
月番	「大年寄月番日記」	一揆史料	「備前備中美作百姓一揆史料」
以後留	「町方諸事以後留」	略	「美作略史」
郷	「郷中御条目」	徳川系譜	「徳川諸家系譜」
袖	「勸農袖鏡」	祭	「津山の祭りとだんじり」
洋	「日本洋学編年史」		



第四卷 年表

時 期		主 要 事 項	
1826	文政 9	7 月	駄賃馬について新格を定める。(郷)
1828	11	11月17日	全領に「度々御触書」を配布する。(度々御触書)
1830	天保元	この年	火の見櫓が下紺屋町にできる。
		この年	河内櫓の村々に限り、赤野村坂巻湊での米・木綿等16品目の農産物について、岡山湊までの船積み川下げを許可する。(郷)
1831	2	11月22日	藩主斉孝、家督を養子斉民に譲り、翌年津山に帰る。(徳川系譜、続実紀)
1833	4	3 月 9 日	赤子養育手当として米3俵を支給するままりができる。(郷)
		6 月	宇田川榕菴が「植学啓原」を著す。(洋)
		10月25日	林田村、太田分での大商いにに対し嚴重取り締まりを通達する。(郷)
1834	5	12月4日	宇田川玄真が死去。(宇田川家三代の偉業所収墓碑銘)
1835	6	10月	赤子間引についての処罰を強化する。(町・御家御定書)
1836	7	9 月	石見国浜田藩主松平斉厚が久米南条郡の内17村8300石余を領した。(略・久米町史)
		この年	前年より大飢饉。翌年にかけて死者多数。(国・町・郡)
1837	8	この年	宇田川榕菴が「舎密開宗」を訳出する。(洋)
1838	9	3 月	領地の交換によって小豆島等が津山領になり、実高10万4137石5斗1升5合となる。(国)
1839	10	6 月	箕作阮甫(41才)、幕府天文台訳員に登用される。(洋)
1841	12	3月19日	衣食住その他儉約質素取締方につき申渡。(郷)
1842	13	6 月	町方へ26か条に及ぶ儉約令が出る。(御家御定書)
		この年	播磨国明石藩主松平齐宜が吉野郡の内に9800石余を領し吉野郡下町村(大原町)に役所を置いた。(略)
1843	14	11月3日	營業所が完成する。
1846	弘化 3	6月23日	宇田川榕菴が死去。(国・墓碑銘は22日)
		この年	旗本池田長発が上打穴里村の内で300余石を領した。元治元年(1864)迄(略・久米郡誌)
1852	嘉永 5	8月22日	洪水。船頭町、河原町、伏見町、材木町、勝間田町、中之町まで床上浸水。(町)

時 期	主 要 事 項	
1815	文化12	10月13日 広瀬臺山、63歳で死去。(勤書・国)
		8月 正木輝雄が作州東部6郡の地誌(東作誌)を完成する。 (同誌序文)
		この年 出羽国上ノ山藩主松平信行が1万2500石余を領し、久米南条郡上打穴里村(中央町)に役所を置いた。文政元年(1818)迄(久米町史・略)
1816	13	4月2日 町方に催促役を設置する。(以後留)
1817	14	4月20日 在分職人に、農間余業稼ぎを願出の上許可する。(郷・御定書)
		9月18日 將軍家斉の14子銀之助を、嫡女従の婿養子とする事を命ぜられる。(国)
		10月7日 5万石加増を申し渡される。(翌元年4月3日、領地受取事務完了)(国)
1818	文政元	12月12日 林田・太田両村の商人に大商いを禁じ、農村の余業稼ぎ並の商いを強制する。林田・太田町並み定法(郷)
		4月 勝北郡檜村の大商い及び商品の船積み川下げを禁止する。(町)
		5月 新加増地に年貢増徴について26か条の覚書を出す。(八束村史)
		8月11日 新加増地の職人に従来通りの営業を認める。(御定書) 同日 新領に対する郷中小商い統制令を出す。(郷)
		12月 郷中御条目を全領に配布。(袖)
1822	5	この年 箕作阮甫(24才)、宇田川玄真にオランダ医学を学ぶ。(洋)
1823	6	この年 堀坂村暗渠完成。(略)
1824	7	3月22日 歙形蕙斎死去。(勤書)
		3月28日 銀之助元服、斉民と改名。(徳川系譜)
		5月 歙形蕙斎の養子の赤子、亡父の跡式を襲ぐ。(勤書)
1825	8	11月23日 吉野郡5か村の百姓60人程が久美浜代官所下町村陣屋に集まる。(文政非人騒動始まる)12月初旬勝北郡、同月10日ごろから津山領へも波及。
		12月22日 津山藩は騒動鎮圧のため兵員を派遣。(国)
		12月24日 山中で騒動始まる。(百姓騒動日記)

第四卷 年表

時 期	主 要 事 項
1802 享和 2	<p>4 月 瀧波外内(狩野如泉)、二代文庫の跡式を襲ぐ。(勤書)</p> <p>7 月 「洪水の節防手配」を定める。(町)</p> <p>11月10日 御家中及びその家族の衣服等が、近来輕薄華美、分限不相応として儉約令が出る。同16日には町方にも儉約令が出る。(町)</p>
1803 3	<p>5 月 6 日 広瀬臺山、隠居を許され雲太夫を臺山と改名する。のち江戸府下の麻生長坂の隠棲。(勤書)</p> <p>10 月 郷中商い禁止令。農民の奥通い商い、市立ち商い禁止。茶碗酒商い・豆腐商い・茶屋小商い等の農業余力の稼ぎ(余業稼)は悉皆調査の上許可制とする。(郷)</p>
1804 文化元	9 月 勸農所開所。(国) 勸農所取締定法(御定書)
1805 2	<p>2 月 宇田川玄真が『医範提綱』を訳出する(洋)</p> <p>7 月 19 日 藩主康又が弟慎三郎を養子とし、翌日死去。(徳川系譜)</p> <p>閏 8 月 6 日 慎三郎克孝(後康孝・齊孝)が家督を相続した。</p>
1807 4	<p>4 月 14 日 目明に一泊旅人改を命じる。(以後留)</p> <p>この年 美濃国岩村藩主松平乗保が大坂城代となり、勝南郡勝間田に役所を置いた。文化2年(1810)迄(略・岡山県通史)</p>
1809 6	<p>1 月 20 日 津山城本丸焼失。(国)</p> <p>この年 歙形葱齋、「江戸一目図」を描く。(同図落款)</p>
1810 7	12 月 8 日 佐藤郷左衛門が赤子間引につき意見書を出し承認される。(御家御定書)
1811 8	10 月 22 日 広瀬臺山、津山に帰り、のち新田村(安岡町)に隠棲する。この年の冬、義弟彦蔵の子息子乗のため代表作「山静日長図」を描く。(同図款記)
1812 9	<p>5 月 27 日 宮川出水。大橋流失。水は兩岸を越え市中浸水。(町)</p> <p>9 月 17 日 津山藩主松平齊孝が西々条、大庭 2 郡と備中国阿賀、川上 2 郡の幕領の内、4 万 7000 石余を預かる。阿賀、川上 2 郡の幕領は天保 10 年(1839)迄(略)</p>
1813 10	4 月 小田原藩主大久保忠真領分(役所は久米北条郡西川)が幕領になるに際し、久米南条、久米北条郡 17 か村農民が西川役所の継続を拒否し、大坂鈴木町役所、江戸勘定奉行曲淵甲斐守へ越訴する。(一揆史料)

時 期		主 要 事 項
1793	寛政 5	6月26日 町方物騒に付、烏散(うさん)な者を召取る事とし、大年寄・諸吟味の内、1人宛町内巡回を命じる。(町)
		1月 浮浪人広域取り締まり協定。浮浪人の取り締まりについて、備前、備後、安芸、周防、伯耆、美作の幕領・私領一統申合せて、見つけ次第逮捕することを決めた。(郷) 美作略史にはその範囲を三備、藝、作、因、伯7か国とする。(略)
1794	6	6月26日 倉敷村(林野)弥吉が播州灘目油屋の依頼で、美作国中の菜種を買集め、灘目に送るため、津山に買集所を作りたいと願出る。(菜種問題の初)(町・以後留)
		5月26日 江戸の浮世絵師北尾三二(鋏形葱齋)、藩の御用絵師に召し出される。(勤書)
		7月12日 博奕勝負禁止令。(郷)
		8月19日 藩主康哉が死去した。(家譜・徳川系譜) この年10月13日、康哉2男康又が遺領5万石を相続。(徳川系譜)
1795	7	この年 播州竜野藩脇坂安薫が乃井野藩(森俊詔)預地を引き継ぐ。明治元年(1868)鶴田藩領となる。
		8月29日 洪水、安岡町土手決壊。家屋流失なし。田畑損毛高1万6350石余。(町)
1796	8	9月8日 飯塚竹斎、藩士広瀬半助の三男に出生、のち藩士飯塚弥城の養子となる。(勤書)
1797	9	9月8日 大隅祭に東6町が芸家台を出し、子供の踊りなど、にわか芸をする。(町・祭)
		10月3日 石代相場につき、幕府の申渡(新規御趣法)を米仲買に指示する。(石代相場立方規準の変更)(町)
		12月18日 宇田川玄随が死去。(洋)
1798	10	6月5日 石代納の新規御趣法に反対して、美作国内幕領の代表が幕府勘定奉行柳生主膳正の屋敷へ越訴する。(寛政の石代越訴)(町)
1801	享和元	1月 佐藤郷左衛門が郷中締方考書を提出し、勤農、農業督励について具体的方策を上申する。(袖)
		3月 郡代三浦十郎左衛門、佐藤郷左衛門が回村を始める。(袖)
		8月19日 船頭町、東新町土手を越え、市中浸水。(町・月番)

第四卷 年表

時 期	主 要 事 項
1775 安永 4	2月、9月 野伏・非人取り締まりの包括的な法令が出る。(郷) 5月 大阪の福原五岳、広瀬臺山に「画石三面法図」を与える。 (同図款記)
1777 6	7月 下方の様子、何となく華美を好み、次第に風俗が変わると指摘し、儉約令が出る。(郷)
1779 8	2月12日 広瀬臺山が家督を継ぎ、翌年8月、京都御留守居役となる。 (勤書) 10月 このころ今津屋橋ができた。 この年 宇田川玄随(25才)、桂川甫周にオランダ医学を学ぶ。(洋)
1780 9	9月 下々の者が分限忘却の様相見え不屈きとし、厳しい儉約令を出す。(郷)
1781 天明元	1月 赤子間引取り締まりの触を申渡す。(郷) 2月9日 博奕取り締まりを強化する。(郷) 3月13日 家中に対し、幕府の明和4年の間引禁止令を再令する。(郷) 4月8日 広瀬臺山、江戸定府を仰せ付けられ江戸に移る。(勤書)
1783 3	5月26日 津山城下町内で米騒動が起り、4軒が打壊される。(天明町方騒動)(国) この年 徒党禁止の公儀触(天明集成2470)を布達する。(郷)
1786 6	8月29日 洪水。林田土手決壊。市中浸水。(町・略) この年 広瀬臺山、「文武雅俗經潤弁」を著す。(同書識語)
1787 7	この年 下総佐倉藩主堀田正順が大阪城代となり、吉野、勝南、勝北、東北条、西西条、大庭の6郡の内4万8000石を領し、勝南郡西吉田に役所を置いた。(略)
1789 寛政元	7月18日 郡代松岡治部助が郷中回村を計画する。(袖)
1790 2	4月23日 本源寺が赤子養育を啓蒙する張紙「破邪道記」の貼付願を出す。(国) 7月28日 農民身分法令が出される。裨、小脇差着用の制限、持高10石以上を本百姓とする。(郷) 9月29日 手島流学者植村正助が初めて町人に対して町会所で講釈を行う。藩は11月2日植村正助を召抱え、小従人組擬作十人扶持を与える。(国・以後留)
1792 4	4月 宇田川玄随が「西説内科撰要」を訳出する。(洋)

時 期	主 要 事 項	
1768	明和 5	<p>書)</p> <p>9月19日 徳守祭礼に鈕鉾(上紺屋町)、家台(京町、元魚町、鍛冶町、坪井町)が出る。(町・祭)</p> <p>12月15日 地方目付植月新右衛門を御徒格、作目付として召出した。(国)</p>
1769	6	<p>2月 乃井野森俊春預所久米南条郡村々騒動。(略・一揆史料)</p> <p>3月25日 百姓の徒党禁止の公儀触(天明集成3042)を領内に布達する。(郷)</p>
1770	7	<p>4月 徒党訴人についての公儀触(天明集成3043・3019)を布達する。(郷)</p> <p>この年 下総国関宿藩主久世広明が大坂城代となり、勝南、西北条、西西条、東北条、久米北条郡の内3万3000石を領し、勝南郡勝間田に役所を置いた。安永3年(1774)迄(略)</p>
1771	8	<p>8月21日 藩主康哉が歴代藩主の霊前で藩の再興を誓い、新政が始められる。</p>
1772	安永元	<p>2月29日 江戸鍛冶橋の津山藩江戸藩邸類焼。</p> <p>5月9日 藩邸類焼に付、町在へ上納銀を課す。在中林山1町に付銀2匁、持高1石に付銀1匁宛、札元用達へ銀70貫、惣町へ銀30貫。(国)</p> <p>7月4日 塩運上を新設する。</p> <p>7月14日 大年寄玉置忠兵衛から綿実座を取上げ、川下げの綿実荷に対し運上銀を課した。綿実油絞りは忠兵衛に独占権を与えた。(国)</p> <p>8月1日 新政の人事で、政治惣奉行、勝手惣奉行、刑法惣奉行が設置された。(国)</p> <p>8月6日 東西大番所に訴状箱が設置された。(壬申更張録)</p> <p>この年 町場在分での大商禁止。郷中からの商品(俵物、生綿、種子、胡麻の類)売買に、町方の米仲買・二歩仲買も参加する状況に対する禁令。(郷)</p>
1773	2	<p>閏3月16日 地方目付に任じられていた元大庄屋を大庄屋に戻す。(国)</p> <p>この年 初めて人馬問屋を置く。</p>

第四卷 年表

時 期		主 要 事 項
1762	宝暦12	3人が新しく札元に任命された。役米各三人扶持。(以後留)
		5月28日 佐々木三郎衛門が勝手引請け役目を免じられる。(国)
		6月1日 佐々木左京らの退陣が家中に公表される。(宝暦改革終わる)(国)
		6月18日 元大庄屋・中庄屋が処分を解かれ帰宅を許される。(国)
		8月15日 元大庄屋一方村新右衛門、香々美村多右衛門、綾部村勘右衛門、一宮村定八が名字帯刀許可、三人扶持支給となり、会所へ出勤を命じられる。新たに地方目付を置き、岸権六を任命する。(国)
		9月14日 地方目付岸権六を郷中目付に任命する。(国)
		9月22日 元大庄屋川辺村惣内、二宮村五左衛門が名字帯刀を許可され、地方目付に任命される(三人扶持支給)。元中庄屋の内10人は「肝煎」に取立てられ、各給米五石を与えられる。(国)
		10月1日 惣町年寄が改革以前の通り帰役を命じられた。(以後留)
		1月28日 大年寄の特権であった船積支配を蔵合家に、綿莛改座を斎藤家に、綿実座を玉置家に戻し、斎藤孫右衛門扱いの飴座御運上銀も、先年の通り銀2枚に改められた。(以後留)
		2月3日 紅座等の復旧願が出された。(国)
		閏4月24日 藩主長孝が死去。(越前家譜略)
		1763
この年 下総国古河藩主土井利里が久米南条郡31村1万700石余を領した。安永5年、久米南条郡下弓削に役所を置いた。明治5年北条県へ移管。(略・久米郡誌)		
1764	明和元	6月5日 大村莊助召出される。大番組15人扶持。 この年 三浦矩次が真島郡2万3000石を領して、勝山藩が成立した。
1765	2	10月11日 林田村と東新町の商人が正米買付けについて争う。(郷)
1767	4	1月23日 飯室永治(莊左衛門) 出入扶持10人扶持を与えられる。
		4月1日 井上弥三兵衛が町奉行となり、兼務制が終わる。町奉行が独立し、会所政治が終わる。(国)
		5月29日 茅町より出火。茅町(19)、安岡町(20)、39世帯焼失。(国)
		8月3日 池淵宇助(狩野如水)、藩の御用絵師に召し出される。(勤)

時 期	主 要 事 項	
1759	宝暦 9	<p>れる。(江)</p> <p>10月29日 大番組 3 組を 2 組とする。残り 1 組は兩組に配分する。(国)</p> <p>11月28日 御金蔵奉行を当分任命せず、金銀等の扱いは銀札場で行う。(国)</p> <p>12月 3 日 田野村触百姓が大勢申合せ、在中借米返済 3 0 か年割合せの儀につき、代官田中治左衛門方へ罷越す。(郡)</p> <p>2 月晦日 津山二階町より出火。二階町、堺町、京町、小性町45戸 (46 世帯) 焼く。(略・町)</p> <p>3 月28日 新法変格の方針が家中に公表される。(江・国)</p> <p>4 月 4 日 会所が完成する。郡代所の機能を会所へ移す。(郡)</p> <p>4 月 5 日 大庄屋10人の役儀帯刀を取上げて平百姓とし、入牢を命じる。</p> <p>中庄屋32人の役職を取上げて平百姓とし、手錠村預を命じる。(宝暦の改革始まる)(国)</p> <p>4 月22日 紅座、生綿実座、晒蠟座、醬油座、繰綿俵筵座、塩間屋、魚間屋、木灰石灰座の 8 座が停止され、商人は勝手次第に売買し、他所商人の入込みも自由とされた。(座の停止)(以後留・国)</p> <p>4 月26日 赤子間引禁止令がでる。養育できかねる者へは養育手当を支給する。(国)</p> <p>5 月 1 日 前大庄屋、中庄屋の釈放願い出始める。(郡)</p> <p>5 月 9 日 代官の郷中回村が昨日迄に残らず終わる。(郡)</p> <p>5 月15日 諸吟味役設置。山本三右衛門・福永屋藤十郎・直屋市郎左衛門・材木屋市右衛門の 4 人を任命する。(国)</p> <p>6 月 出牢嘆願続出する。16か村 (郡)</p> <p>7 月 座商売以外で、実際は特定商人の一手扱いとなっていた、鉄・木地・油粕・古鉄・黄柏・鍋釜・紙・紅から・煙草・卵・漆実・瓦の売買を自由とし、運上銀を新設した。(町・国、以後留)</p> <p>11月26日 安岡町大火。新屋敷、安岡町、茅町、新田村186棟 (210庵、武家筋15・寺 2) (国)</p>
1760	10	<p>3 月 蔵合孫左衛門、斎藤孫右衛門が札元を解任され、諸吟味役</p>



第四卷 年表

時 期	主 要 事 項	
1750	寛延 3	<p>3月2日 強訴、徒党、逃散禁止の公儀触（禁令考2833）を領内に触れる。（郷）</p> <p>6月4日 香々美中村大庄屋を同村太右衛門に申付ける。（国）</p> <p>11月12日 当年より個人別の救い米支給をやめ、毛付高に対する歩下り米に切替える。（救い米方式の変更）（郡）</p> <p>11月18日 市場村組頭善兵衛、流浪して行倒れ、村法式により取捨て。（郡）</p> <p>12月7日 この年、年貢納入著しく遅滞、年内正米納入を厳命する。（国）</p> <p>12月8日 御年貢米不埒百姓入牢9人。12月26日触内追放（郡・国）</p> <p>12月18日 絶人触内追放。（郡・国）（絶人追放が始る。）</p> <p>12月19日 当年津山領の損毛高1万219石5斗と幕府へ報告する。（国）</p>
1751	宝暦元	<p>1月28日 広瀬臺山、藩士広瀬義平の長男として出生。（勤書）</p> <p>7月 加茂川通船、綾部付近まで（略）</p> <p>この年 「二歩仲買」を37人と決める。（二歩仲買株の設定）</p>
1754	4	<p>1月3日 一方触・二宮触・田辺触の大庄屋に年始登城が許可される。年始登城禁止以後、万端相慎み、借財も減少した事による。（郡）</p> <p>2月17日 去年触内追放の絶人について、引受人願いが出る。藩は許可。（郡）</p> <p>3月28日 大坂での借銀交渉が不調に終り、町へ100貫目、在へ50貫目の借銀を命じる。（郡）</p> <p>3月晦日 藩庫での正米渡しを停止、このため、銀札場での交換も当分の間停止し、金・銀・銭・銀札の通用を認めた。（郡）</p> <p>5月3日 銀札来る15日迄に正米に引替、相場65匁替。（郡）</p> <p>6月24日 在中で無宿者や宿元が確かでない者を日雇い等に遣う者がいる。村内に無宿者を置くことを禁ずる。（郡）</p>
1757	7	11月21日 津山藩江戸上屋敷類焼する。（国）
1758	8	<p>2月28日 江戸屋敷類焼に付、町方・在方へ銀札の挙出を命じる。在中懸米1500石（銀札60匁替、90貫）。5月18日完納。（郡）</p> <p>7月4日 佐々木三郎右衛門召出。石高500石、大番頭格。同9日、勝手向惣請込に任じられ、役料200俵、御用人格に格付さ</p>

時 期		主 要 事 項
1745	延享 2	<p>る。(国)</p> <p>6月4日 川筋洪水(国)</p> <p>7月 播州乃井野藩(三日月)森長記が英田、吉野、勝南、勝北、久米北条、久米南条6郡の幕領の内、3万4000石余を預かる。寛政6年(1794)迄。</p> <p>10月 鳥取藩池田宗恭が吉野、勝北、東南条、西々条、西北条、大庭6郡の幕領の内、7万石余を預かる。宝暦5年(1755)迄(略)</p>
1747	4	<p>2月 香々美中村大庄屋岸三郎右衛門が欠落する。(国)</p> <p>9月 相模國小田原藩主大久保忠方が久米南条郡、久米北条郡、勝北郡の内、2万4000石余を領し、久米南条郡奥山手村西川(旭町)に陣屋を置く。文化10年(1813)迄(略)</p> <p>この年 常陸国土浦藩主土屋篤直が吉野・勝北2郡の内1万9000石余を領し、吉野郡下町村(大原町)に役所を置く。寛政2年(1790)吉野郡1万石が収公され、役所を東南条郡近長(津山市)に移した。明治3年豊岡県。(略)</p> <p>この年 播磨国竜野藩主脇坂安興が真島郡内5村2460石余を領し、真島郡中村に役所を置いた。明治5年北条県。(略)</p> <p>この年 但馬国出石藩主仙石政辰が勝南郡の内8村3270石余を領した。役所は設置せず。天保7年(1836)迄。(略)</p>
1748	寛延元	<p>1月16日 円宗寺村文八が惣作株引受のため和田村へ引越願いを出し受理される。以後郡代日記には惣作地主付の記事が多い。(郡)</p> <p>2月28日 八代村善六伴幸七が居所不明。以後国元日記に欠落記事が多い。(国)</p> <p>7月8日 円宗寺村庄屋忌避騒動。百姓6人連印の願書提出。(郡)</p> <p>夏 盗賊番を設置する。(郡)</p> <p>9月28日 儉約に付、藩主の年間入用を制限する。(国)</p>
1749	2	<p>7月8日 玉琳の源七が鯖商いをし、新魚町より故障を申立てる。(郡)</p> <p>12月21日 公保田村から惣作株45石余に入百姓4人分、都合56俵の下付を求める願書がでる。以後惣作地主付願いの記事が多い。(郡)</p>

第四卷 年表

時 期		主 要 事 項
1732	享保17	役所を置く。北条県に引継ぐ。(略)
		10月13日 津山藩が銀札の再発行を領分中へ触れ違す。(国)
		8月 林田・玉琳商人に対し、町方商人へ出米を斡旋することを禁止する。(郷)
1734	19	4月24日 二階町出火。33世帯焼失。
1735	20	この年 上野国館林藩主太田資晴が大阪城代となり、備中国砦部(北房町)に役所を置き、美作国では勝北郡真加部村、河内村等を領した。元文5年(1740)迄。(略・久米郡誌)
		10月13日 藩主長熙が江戸で死去。同日養子長孝が家督を相続した。遺領5万石の相続は同年12月2日。(国・徳川系譜)
1737	元文2	11月28日 瀧波文庫(狩野如林)、藩の御用絵師に召し出される。(勤書)
1739	4	3月6日 幕領下町代官所管下の勝北郡の騒動に津山藩が兵員を派遣する。
		3月12日 津山領内に非人躰の者や盗賊の徘徊取締りの触が出る。(国)
		11月28日 林田・玉琳の商人に対し、米・塩の俵物、多量の木綿・油物の掛合商いを禁止する。(郷)
1740	5	この年 丹羽薫氏が大阪城番となり、勝南郡、吉野郡の内1万石を領し、勝南郡黒土村に役所を置いた。寛保2年(1742)播磨国三草に転封。(略)
1741	寛保元	12月1日 津山藩が今年悪作高1万2700石と幕府に届けた。(国)
1742	2	11月15日 家中向けに、御条目・儉約書付・覚書等の大部の法令を出し、土風の引き締めを始める。(国)
1743	3	12月23日 佐々木兵左衛門が御勝手惣呑込を命じられる。(国・勤書)
		4月 儉約につき御条目を庶民に配布。(御条目東新町、以後留、略)
		5月19日 大庄屋二宮村立石助右衛門、香々美中村岸三郎右衛門が、年貢遅納の理由で閉門を命じられる。(国)
		7月4日 大庄屋院庄村伝内が持高不相応の借米不届として入牢を命じられる。7月12日、領分追放となる。(国)
		8月25日 御用番佐々木兵左衛門、家中へ切締めを宣言。(国)
		10月15日 公儀巡村御用神尾若狭守以下の幕府役人が城下を通過す

時 期		主 要 事 項
1717	享保 2	この年 飢人 1 万 2000 人余。藩は飢人に救い塩を施す。(国)
1720	5	1 月 22 日 津山藩江戸屋敷焼失。(国)
		4 月 15 日 狩野洞學、藩の御用絵師に召し出される。(江)
		5 月 家老で勝手方の渥美図書が役を召し放される。(国)
		8 月 久世・高田の蔵元を廃し、年貢の直納を命じたため、これに反対した西筋農民が二宮辺まで押掛ける。(国)
1721	6	2 月 7 日 藩主松平宣富死去。(徳川系譜)
		3 月 26 日 嫡子浅五郎遺領を相続する。(徳川系譜・国)
1722	7	9 月 藩が金銭貸借の高利を制限。(国)
1725	10	5 月 10 日 国目付八木主馬・大岡弥太郎が津山に到着する。(国)
		10 月 23 日 幕領土居代官所管内農民 300 人が津山滞在中の国目付に年貢減免を願出る。(国)
		11 月 土居代官所管下久米北条、久米南条、勝南各郡 66 か村農民が幕府の年貢増徴に反対して、江戸勘定奉行所に越訴する。 (一揆史料)
1726	11	9 月 8 日 家中に俸禄の半知借上を命じる。(国)
		9 月 26 日 久保新平を在中惣呑込に任じ、郡代を兼役させる。(国)
		11 月 11 日 藩主浅五郎死去。(徳川系譜) 継嗣なく 10 万石を収公される。 (実紀)
		11 月 18 日 又三郎長熙を養子とし、新たに 5 万石を与えられる。(実紀)
		12 月 5 日 山中 3 触の農民 3・4000 人、大庄屋宅を打壊し、台金屋村大旦芝に集合する。(山中騒動始る) (国・一揆史料)
		12 月 6 日 久保新平の役儀を召し放つ。(国)
1727	12	1 月 6 日 津山藩が騒動鎮圧のために兵員を派遣する。1 月 13 日、牧村の徳右衛門を逮捕する。(一揆史料)
		3 月 12 日 山中騒動の首謀者徳右衛門らを二宮河原で処刑。(一揆史料)
		5 月 減知された美作西部 5 万石分の郷帳を代官に引渡す。(国)
		この年 幕府、大庭郡久世村(真庭郡久世町)に久世代官所を設置。
1728	13	この年 新魚町での魚・乾物などの取引定法を改訂する。(以後留)
1730	15	この年 駿河国田中(後、上野国沼田)藩主土岐頼稔が英田郡、勝北郡の内 1 万 4000 石余を領し、英田郡海内村(美作町)に

津山市史第四巻年表

時 期	主 要 事 項	
1698	元禄11	<p>1月14日 松平長矩が津山城及び作州の内10万石を拝領する。(国)</p> <p>5月24日 津山城及び領地を受取る。(国)</p> <p>この年 幕府、英田郡倉敷村(美作町林野)に代官所を置き、作州の幕領全域を管轄する。(略)</p> <p>9月 幕府が代官所を新しく吉野郡古町村(大原町)と久米北条郡坪井村に置き、作州幕領を3分して統治する。(略・岡山県通史)</p> <p>9月6日 津山藩江戸屋敷焼失。(国)</p> <p>11月 百姓が幕領なみの年貢を求め、大庄屋を通じ年貢の減免を願い出る。翌年3月、大庄屋三郎右衛門外7人が処刑される。(高倉騒動)(一揆史料)</p>
1700	13	10月 津山藩が銀札発行を領内に触れ違す。(国)
1701	14	この年 城下町人に対し、町中御仕置条目を定める。
1702	15	<p>9月 上野国安中(群馬県)城主内藤正森、久米北条郡内に5000石余を領し、坪井村に役所を置く。(略・久米郡誌) 幕府は坪井代官所を廃し、英田郡土居村(作東町)に土居代官所を設置。(略)</p> <p>この年 徳川綱豊(後、将軍家宣)が美作の内8万石余を領し、久米北条郡宮尾村(久米町)、久米南条郡吉ヶ原村(柵原町)に役所を置く。宝永6年(1709)迄。(久米郡誌)</p>
1703	16	8月13日 家老職小須賀帯刀処罰。(国)
1704	宝永元	この年 飢人1万4000人余。藩は飢人に救い塩を施す。(国)
1706	3	9月19日 徳守祭礼に40年来中絶していた練物が復活する。(国・祭)
1707	4	<p>8月13日 他領米流入防止のため、林田玉琳、安岡町、屋後に下士を配し、口留をする。(国)</p> <p>8月 非人番を置き、怪しい者の追払いの役を課す。(国)</p>
1708	5	<p>閏1月18日 太布屋忠兵衛へ銭の相場立てを許可。(国)</p> <p>10月20日 銀札の使用停止を家中並びに町・在へ触れ違す。(国)</p>
1711	正徳元	2月11日 地震で大庭・真島両郡内の民家259軒崩壊。(国)
1713	3	9月 山中地域で降雪の被害。(国)
1716	享保元	<p>1月1日 津山藩江戸屋敷焼失。(国)</p> <p>この年 米仲買の頭役を任命し、米の相場付を公表させる。</p>

章	節	番号	表 の 題 名	頁
		41	勝北騒動処罰人員表	186
5.	藩 財 政 窮 乏	42-1	家臣減員状況（享保12年）	189
		42-2	5万石減知による家臣減員割合（享保11年）	190
		43	津山松平藩借上実施概況（前期10万石時代）	191
		44	享保16年の儉約政策（借上）内容一覽	192
		45	享保年代米相場表	193
6.	百 姓 の 没 落	46	津山松平藩5万石時代年貢集納高変遷表	196
		47	香々美触絶人未進米・絶人数一覽（寛延3年）	205
第5章 藩政改革				
3.	天 明 町 方 騒 動	48	天明3年町方騒動関係者処分一覽	254
		49	天明3年町方騒動処分者居住町名一覽	255
		50	天明年間津山城下の町米相場推移	257
4.	新 政 下 の 農 村	51	天明年間津山領西部6か村 村惣作高	262
		52	宗枝村勞百姓持ち高一覽（天明2年）	263
6.	寛 政 の 石 代 越 訴	53	美作国竜野藩預かり所管内郷中組織表（寛政10年）	281
第6章 松平斉民の時代				
1.	10 万 石 復 帰	54-1	文化14年5万石加増地域	306
		54-2	文化14年加増地郡別・村名一覽	306
		55	5万石加増による家臣の増加傾向	308
2.	天 保 の 領 地 替 え	56-1	天保7・8年領地交換地域および石高	311
		56-2	天保8年6月領有希望の村々	312
4.	文 政 非 人 騒 動	57	文政非人騒動参加村数	337
5.	町 端 在 分 の 商 業	58	天保9年野介代村太田分・林田村戸数	345

第四卷 表一覽

章	節	番号	表 の 題 名	頁
		23	津山町方火消道具変遷表	74
		24	新魚町竜吐水要員表 (寛政12年)	77
		25	津山町方浸水災害一覽	79
		26	洪水被害報告の内容 (寛政7年・享和元年)	79
		27	津山町分浸水被害一覽 (寛政7年・享和元年)	80
		28	吹屋町・船頭町土手筋洪水防人員表 (文政4年)	81
第3章 松平藩時代の商工業				
1.	藩 札	29	津山藩銀札発行銀高	89
2.	さまざまな商い	30	米仲買・二歩仲買取扱品目	100
		31	津山町方造酒米仕込石高	103
4.	往来する商人たち	32	他国商人出身地および取扱い商品 (宝暦4年)	117
		33	文化年間津山宿泊者延べ人数・頭銭一覽	118
5.	伝 馬 と 橋	34	津山より各駅への定法賃銭 (文政3年)	121
6.	商品流通と高瀬船	35-1	文久年間津山河岸船積み運上物一覽	132
		35-2	津山川登り荷物一覽 (寛政10年)	133
		35-3	木知ヶ原番所扱い津山領積下荷物一覽 (延享2年)	133
		36-1	津山河岸着船順位	136
		36-2	三品積荷分担割合	136
第4章 村と農政				
1.	津山松平藩の農村支配	37	代官担当区域表 (文政元年)	148
		38	郡代所・代官所諸書類受付分類	150
4.	元 文 騒 動	39	元文期周辺諸国の一揆発生状況	181
		40	騒動参加村名	185

第 4 卷 表 一 覧

章 節	番号	表 の 題 名	頁	
第 1 章 新領主松平氏				
3. 津山松平藩の家臣団	1	家臣を分譲した一門大名	16	
	2	柳原時代家中内訳	16	
	3	津山藩家中の人数	17	
	4	津山領内人口 (明治 2 年11月)	18	
	5	津山藩の俸祿構成と人数 (宝永 5 年)	19	
	6	格式・役職表 (享保11年10万石時代)	22	
	4. 藩の領域と天領・私領	7	津山領村名一覧 (享保 2 年)	24・25
		8	津山松平藩郡別石高変遷表	27
		9	美作国支配一覧 (享保 2 年)	29
		10	美作国内幕領預かり地一覧	30
		11	美作地域の私領 (津山松平藩を除く)	31
第 2 章 津山城下				
1. 町 人 の 支 配	12	津山城下33か町人口変遷表	44	
	13	大年寄扶持米支給額の推移	48	
	14	大保頭の町方分担区域	50	
	2. 町 役	15	家役一覧 (元禄10年)	55
16		津山町方二季割一覧	61	
17		二季割惣町割符一覧 (寛政 4 年)	61	
18-1		津山惣町二季割内訳 (弘化 4 年)	62	
18-2		同上 用途別整理表	62	
19-1		福渡町二季割の内幕割書上整理表 (安政元年)	64	
19-2		福渡町小間割書上 (抜粋・安政元年)	65	
19-3		福渡町暮割の内町内入用内訳 (安政元年)	65	
3. 町火消と洪水対策		20	津山町方火消町割 (元禄10年)	66
		21	津山城下の火災	68
	22	津山町火消人員表 (文化 5 年)	70	



第四卷 図版一覧

章	節	番号	図版名	頁
		84	松竹出屋図	365
		85	広瀬臺山の落款	366
		86	雨霽山水図	366
		87	江戸図の長坂、光明寺	367
		88	老松図	368
		89	広瀬臺山像	369
		90	詩幅	369
		91	山静日長図	370
		92	広瀬臺山墓所	371
		93	飯塚竹斎の落款	371
		94	富嶽小径図	372
		95	竹斎墓所	372

章	節	番号	図 版 名	頁
		56	「分職令」	244
		57	「密奏」	249
3.	天明町方騒動	58	城下打ち壊し記事	252
7.	文化期の農民統制	59	大庄屋日記	293
		60	勤農所・督業所所在	296
第6章	松平斉民の時代	61	大隅神社の祭り	301
2.	天保の領地替え	62	幕府からの高替への指示	310
3.	新領5万石の統治	63	「度々御触書」	314
		64	「天保8年領知郷村高辻帳」	315
		65	檜湊の船灯籠	319
4.	文政非人騒動	66	久保宮橋から大野木を望む	330
		67	観音山を望む	331
5.	町端在分の商業	68	文久2年 古林田・玉琳の道	340
		69	玉琳六地蔵	342
第7章	津山松平藩の絵師たち	70	江戸一目図屏風(部分)	347
1.	御用絵師の系譜	71	竹林七賢人	350
		72	狩野洞學の落款	351
		73	狩野如林の絵	351
		74	狩野如林の落款	353
		75	狩野如水の絵	354
		76	狩野如水の落款	355
		77	菊図	356
		78	江戸一目図屏風(部分)	357
		79	楸形菴斎の落款	358
2.	広瀬臺山の画業	80	大篠安黒家と台山城	359
		81	画石三面法図	362
		82	文武雅俗経渭弁	363
		83	富嶽真景図	364

第四卷 図版一覧

章 節	番号	図 版 名	頁
第4章 村と農政	28	東一宮村山方の絵図	139
1. 津山松平藩の農村支配	29	非人・乞食に対する禁令	145
	30	郡代所支配系統略図	147
	31	町図郡代所所在	149
2. 高 倉 騒 動	32	『寅年騒動之覚書』	155
	33	高倉村堀内三郎右衛門の碑	156
	34	「三郎右衛門処刑申渡状」	159
3. 山 中 騒 動	35	『美国四民乱放記』	163
	36	山中騒動関係の略図	168
	37	大旦芝の風景	169
	38	六つ塚より一宮を望む	171
	39	大山道を三坂峠へ	174
	40	二宮の首無し地蔵	177
	41	徳右衛門岬の供養塔	178
4. 元 文 騒 動	42	『勝北太平記』	180
	43	大戸舟着き場付近	182
	44	神尾若狭守倉敷（林野）宿泊記事	183
	45	北野村遠望	184
	46	長谷野	186
6. 百 姓 の 没 落	47	岸三郎左衛門出奔記事	200
第5章 藩政改革	48	大村莊助の改革上申書	211
1. 宝 暦 の 改 革	49	新法変格記事	216
	50	大庄屋罷免記事	218
	51	座の停止記事	225
	52	地方目付任命記事	231
2. 藩 主 康 哉 の 新 政	53	大村莊助墓碑	236
	54	飯室莊左衛門「更張策上表」	237
	55	「御尋之條々條御答書」	239

## 第 4 卷 図 版 一 覧

章 節	番号	図 版 名	頁
表 紙	1	新魚町のだんじり	表紙
第 1 章 新領主松平氏	2	藩主松平齊孝 国入り行列の図	1
1. 入封以前の松平氏	3	福井城跡	4
	4	高田城跡	7
	5	寛永11年「領地目録」(写)	8
	6	柳原邸 江戸図	9
	7	越前松平氏略系図	10
2. 津山城受取	8	元禄11年「領地目録」十万石	13
5. 歴代藩主とその時代	9	松平斉民像	38
第 2 章 津山城下	10	『美作国津山家数役付惣町豎横関貫橋改帳』	41
1. 町人の支配	11	津山城下町方支配組織略図	46
	12	津山西大番所図	51
	13	上紺屋町木戸の図	52
2. 町 役	14	西今町屋敷割略図	57
	15	『福渡町二季割書上帳』表紙	64
3. 町火消と洪水対策	16	竜吐水の図	76
第 3 章 松平藩時代の商工業	17	津山町人町の図 堺町付近	83
1. 藩 札	18	享保15年銀札	86
2. さまざまな商い	19	『町中御仕置条目』	92
	20	『米仲買人数附』(嘉永7年)	96
	21	『掛合問屋日記帳』	99
	22	『惣造酒屋株帳』	102
3. 職 人 の 世 界	23	『髪結い議定書』	109
	24	津山鋳物師作 半鐘図	111
4. 往来する商人たち	25	大年寄手控「宿屋・旅籠」一覧	116
6. 商品流通と高瀬船	26	船株改帳	128
	27	舟札	129

津山市史 第四卷 近世 II  
—松平藩時代—

平成七年三月二十日発行

編集者 津山市史編さん委員会

発行者 津山市

印刷者 株式会社 廣陽本社

四山県津山市田町三番地

発行所 津山市役所

四山県津山市山北五〇番地